文學博士　井上頼圀
熱田宮宮司　角田忠行　監修

平田篤胤全集

平田盛胤
三木五百枝　校訂

東京
法文館書店

故權田直助翁詠歌並筆跡（舊姓渡邊現伊川讓氏秘藏）

古史傳二十九之卷下

平篤胤謹撰

男　平田鐵胤　撿閱
門人　矢野玄道　續攷
孫　平田胤雄
門人　井上頼圀　校訂

神代下九之卷下

黒木白木之大御酒は。久路紀。志路紀乃。於保美紀とよむ。鈴屋翁の云く。萬葉集十九。新嘗會の肆宴の歌。天地與。久萬氐爾。萬代爾。都可倍麻都良牟。黒酒白木乎。と有り。こは色の黒きと白きと。二種の酒也。上つ代の酒の名にぞ有りけむ。其の造法を考ふるに。儀式に。以藥灰和御酒。五斗和内院白黒二酒。五斗和大多米院白黒二酒。と見えたる。藥灰といふ物は。灰燒とて。此の灰を燒く役人有りて。山に入りて燒得ること也。さて件の文に依るに。此の藥灰白酒にするとの。黒酒にするとの。二種有りて。各々其を和すに依て。其の色白と黒とに。なること丶聞えたり。然るを造酒式には。新嘗會白黒二酒料云々。十月上旬。擇吉日始釀。十日內畢。酒部二人。官人。各給潔衣料。云々。釀酒日。給間食。（春稻女丁亦同〇間食とは、狩屋望之の說に、主稅、織部、大膳、大炊、掃部、內膳、主水式、亦有間食、また弘賢の說とて、謂於朝夕食時之外食之、行阿假名遣、作硯水。古寫本或作間水。皆假借也、今京都及び大和俗諺即爾とも、周禮膳夫職なる鄭注に、此の字ありとも云へり、）其造酒者米一石。（合女丁、春官田稻、）以二斗八升六合為蘗。七斗一升四合為飯。合水五斗。各等分為二甕。甕得酒一斗七升八合五勺。熟後以久佐木灰三升。（採御生氣方木。〇玄道云、本草和名に、蜀桼菜、恒山苗也、和名久佐岐、一名、也末宇都岐乃波、和名抄に引るには、菜の字なく、波を禰とも、又恒山、和名宇久比、須乃以比禰、一云、久左岐乃禰、康賴本草には、常山に作り、蜀漆を、也末宇川支と記るせり）和合一甕。是稱黒貴。其一甕不和。是稱白貴。（其踐祚大嘗會遣酒部二人於國齋場院。以預其事。）又酒一石。（均入二缶。）並齋會夜。

並解齋日供ㇾ之。(玄道云、元は約めて引れしを、今委しく此れを引き出つゝ、また新嘗祭に供へ奉らす、官田の稻及粟等を進る國郡も、十月二日、卜事もて定められ、黑白二酒を釀む國郡をは、九月二日に宮内省、神祇官ともに、造酒司に赴て、卜へ定めらるゝ由、宮内式に見ゆ、)とあるは。かの儀式の。黑白共に灰を和すと異なり。式の如きは。白酒は灰を和さゞる。尋常の酒と聞えたり。世々を經るまゝに變りぬるにや。又中原康富記(玄道云、永享二年十一月の大嘗會の記なり。)には。二酒共に醴酒也として。白者自其色也。黑者上聊振ニ烏麻粉ᅮといへるは。又後の事にていさゝか。其の色を見せたるのみなり。(儀式帳の解に云く、內裏式、十一月新嘗會の宣命に、是以黑支白支乃御酒、赤丹乃穗爾、食惠良伎とあり、その制は、云々とて、式を引て、延喜の頃はかゝれど、これより前、延曆の頃は、いかなりしにや、大嘗會便蒙に、白酒と云ふは、つねの淸る酒なり、黑酒と云ふは、常山の灰を入れたる酒なり、黑酒をかくする事は、延喜の頃より見えて今もしかり、されど中頃、黑胡麻の粉を振れる事見えたり、さもあるべき事歟。)とあり。玄道云。また宮主口傳に。黑酒澄酒也。白酒濁酒也。といひ。假字次第の頭註に。釆女安藝云白酒者謂ニ甘糟ᅳ也。黑酒者謂ニ澄酒ᅳ也。秦山集に。澁川春海說とて。黑白酒。黑不ㇾ春米。白春米。皆不ㇾ麴一夜酒。(或る說に、外宮儀式帳に、火無の淨酒と有るは、白酒、火向の御酒とは、黑酒ならむと云へり、こは六月の月次祭、九月の神嘗祭の條に出たり、)とも見えて。合せて六つの說ある中に。醴酒と云ふは。康富記の說なるを。或る人も此れに從れど。諾ひがたし。そはまづ造酒司の式に。年料釀酒の數を記るして。御酒料二百十二斛九斗三升六合九夕。云々。御井酒料十九石五斗。醴酒料三石六斗とも。造御酒糟法に。酒八斗。料米一石。糵四斗。水九斗。御井酒四斗。料米一石。糵四斗。水六斗。醴酒九升。料米四升。糵二升。酒三升と見え。又造給酒の中に。頓酒。熟酒。粉酒。などの目も有りて。其酒起ニ十月ᅳ酢起ニ六月ᅳ各始釀造經ㇾ旬爲ㇾ醞。並限ニ四度ᅳ醴酒者米四升。糵二升。酒三升。和合釀造。得ニ

醴九升。以レ此爲レ牽。日造二一度。起二六月一日。盡二七月三十日。供日六升。(中宮准レ此。)御井酒起二七月下旬一釀造。八月一日始供。日五升と記されき。また儀式の。春日。大原野祭の儀に。一坏一宿酒。一坏社釀酒。と有るにて。酒と醴と異なることと論なく。(和名抄に、酒、和名佐介、また醇酒、日本紀私記云、加太佐介、また同記云、甜酒、多無佐介と見え、別に醴、四聲字苑云、一日一夜酒也、和名古佐介、と有りて、)一夜酒即醴酒なる證は。上なる式の文。侍中群要。諸々の年中行事、公事根源などに、六月の御を醴酒と見え。建武年中行事に。一夜酒と記し賜へるにて。同し類ながら異なることは。いとよく知られたり。さて黑木白木もかく取々にて。一様ならざるに就て考ふるに。儀式の法は。いと上つ代の製法なること論ふまでもなく。黑酒を澄酒とあるぞ、正しき說ならむとおぼゆなる。そは黑木を濁り酒とし。或るは烏麻粉を振などせるは。後の人の臆測に定めたるにて。固よりいふにも足らぬを。其れらに反らまに黑木を以て澄酒とせるは。必ず古傳有りてなるべし。

そは後の世に酒を澄しもし。(蘗を作り、)又酒の損へるを治しもするに。必ず木灰を用ゆるなるは。知らず／＼も件の古傳を受來しにて。早く此を朝に失ひて。偶野に得つるものとこそ思はるれ。(また或る說に、木の灰を用ゐて、澄酒と成し、事は、近き世の製也とも云へり、此れもし實ならば、かの或る者が石灰もて、油を淸す術を感じ得たりといふ如く、故有て知り得し者にや、若しさりとても、古く皇神のさゐ神方を、傳へ坐し徵とすべければ右の考へに妨なし、民部式に、凡そ十一月新嘗會、黑白二酒料米、九月下旬、省下二符畿內一。即春二省營田稻一造二酒司一とも見えたり、儀式帳の解に云、今本宮にて供る、白黑酒は形のみにて、かゝる事無し、年中行事「六月十六日の夜」に、しるすごときのみなり、さて御酒を美伎とよむは、古事記、須世理比賣命の御歌に、登與美伎、崇神紀、八年十二月の活日の歌に、許能瀰枳破、聖武紀、十五年五月の歌に、等與美岐と見えたり、もと酒納る器に美加あり、それより酒の號となる由いへり、また儀式帳に、酒作物忌、淸酒作物忌、陶

内人作進上御酒缶爾酒醸、清奉酒乎、土師陶之御坏爾奉納、滿備進之、此以月十六日夜、湯貴御饌祭供奉、とある解に、職掌雜任に、酒作物忌、云云、陶内人進、酒瓱三口仁、酒醸備供奉、又清酒作物忌、云々、陶内人作進瓱三口仁、碓舂白御酒備供奉、と見ゆ、此の神酒料は、上「神田行事」に、三節祭、湯貴神、清酒料、二百四十束、「祭別八十束」と見ゆる是れならむ、さて此の儀式には見えねど、今夜本宮の四面、御酒供へ奉る行事あり、延暦の頃もあるべけれど、略して注さぬが、年中行事、「六月十七日曉、」清酒作並酒造内人等、自瑞垣御門左右脇供御神酒、並荒蠣御贄等、一人柏持敷、一人大杉御神酒入件柏懸、一人荒蠣御贄散供也、其次第先自御門左右脇迄巽角副瑞垣供進、次自右方脇廻、迄巽角供進、高聲由貴奉、由貴奉申也と見え、其後白黑御饌供奉とあり、今の世是れに違はず、但し御贄は、由貴殿の出納供へ進る、これ古義にあらず、また豐受宮の儀式に、由貴御饌始亥時至于丑時朝乃大御饌夕乃大御饌、二度間置互供奉、此號由貴大神宮式に月次祭云々、右月十六日、云々、禰宜率諸内人物忌等陣列神御雜物訖、亥時供夕膳丑時供朝膳とあり、また同夜直會、倭舞も畢りて、曉の御饌の處に、清酒作、並酒造内人等、自瑞垣御門左右脇供御酒並荒蠣御贄等云々、其後清酒作内人、御橋左男杜副白志御饌供、酒作内人右方男杜副黑志御饌供也、と見えたり、今の世當は、御神酒一獻供へ奉れり、また帳に、三節祭、湯貴神、清酒料、二百四十束、「祭別八十束」とある解に、六九十二月の十六日の夜、十七日の早旦、御饌に奉る神酒、及直會所にてたまふ酒の料なり、清酒作酒作等の物忌これを造作れり、下「六月例十六日」又酒作物忌、清酒作物忌、陶内人作進上御酒缶爾、酒醸清奉酒乎、土師陶之御坏爾奉納、滿備進之、此以同月十六日夜湯貴御饌祭供奉、以同日夜御食奈保良比供奉、又「九月例十六日」。酒作物忌乃、白酒作奉、清酒作物忌作奉黑酒、並二色御酒毛、大御饌相副供奉云々、外院龍出、禰宜内人物忌等、大直會被給畢、と見えたり、十二月も六月と同し、とも見ゆ、此の酒作といふは、

酒造兒の轉語にや、白志黑志は、白貴黑貴なること論ふも更なり、）かくて件の御酒はも、造酒式なる。大嘗祭供神料に。等呂須伎十六口。口別酒五升、）都婆波三十二口。（十六口別酒一斗、十六口五升、各以八口置於一案、）とある是れなり。（等呂須伎なるは都て八斗、都婆波なるは一石四斗にて、總て三石二斗、これ供神料なり、されど上なる、黑酒二𤭖と有る下に、各納酒一斛五斗、とて凡て三石なるとは合はず、さて上の由加物條にも云へる如く、さばかり盛大なる、御供物を奉り賜ふ事實の傳はらぬは、いと口をしきに就て熟案ふに、已く引出たる内裏式、江次第等の御禮は、新嘗また神今食のなるを、後の世には、大嘗祭に用ゐさせ賜ふにやあらむ、そは上に申し、御粥粟飯の事は更なり、かの式の文にさへ、大祀の條に、新嘗の式を誤りて記るされしをも思ひ合すべし）また供奉の料は。酒一石二斗。（日別四斗。）三津野柏二十把。（日八把、○この數に依るに、十把の間、四の字を脱せるか、）長女柏四十八把。（日十六把、）云々。殿釀酒二石一斗。云々。右依例設備。即悠紀

主基二國御酒。各日二缶。（盛國進壺、）二種酒各日二缶、（盛本司器、）前二日酒案雜器等。受收内膳盛所。與司供物共奉。其小齋大齋人。充青揩調布衫。また東宮料。酒六斗（日別二斗、）云云とある。これ天皇東宮の聞食す料なり。次に雜給料に。缶三十口。都婆波二十五口。云々。殿釀酒十缶。白黑酒各十缶。（二國所進、）云々。縣酒四十八石。（畿内所進、）行豐樂日料。其給酒者。三位已上日二升。五位已上一升。（並殿釀酒、）六位已下。並歌儛人等六合。（並縣釀酒）とあるは。親王及臣下に賜へる料なり。（また黑白二酒ともに、祭の料と會の料と二樣に釀る事にて、内院なるは祭の料、外院多明酒は會の料にて、行立次第に、各二𤭖とあるは、卯の日の料、後に各十缶とあるは大多米院のにて、宴會五度の料なるが、内院のは、拔穗を以て仕へ奉り、外院のは、國の備米三十斛もて釀める事、或る人の說の如し）大御酒は。已に。上（九十九段、）の神語歌に。豐御酒と賦賜へり○皇美麻命。此も上（六十四段、）を初めて。多く見え賜へり。○天都御膳之長御膳之遠御膳。此は上

(百三十四段、)なる御天降の段に見えて。彼處に詳に釋れ。これ即ち、天神の壽詞にて。天降給ふ時に。天都神の詔へる、御壽詞なるを。兒屋命の承次て。申し給へるにて。皇美麻命に係る詞なる由。徵に說れたるが如し。(儀式に、凡料理御膳竝備小齋人食院者、云々とあるは、御祭より以前の御食にて、此の天都御膳の事にはあらず、思ひ紛ふべからず、(釋紀等に引る龜兆傳に、皇御孫尊之、朝之御食、夕之御食、「尋常之御膳也、」長之御食、遠之御食之間、可仕奉神、云々、聞食大嘗會昏曉御膳也、故事、己上皆以卜食、と記るせるは、此の故事を採りて造れることと論なし、泰山集に、神廷の大御膳の事を申て、大嘗會御田及大隅高橋兩家奉供日御膳亦此儀式也、大社供日御膳亦准此也、と說へるも實にさるべし、さて御食と云へば、御酒も其の中に具れるうちに、大嘗は殊に御酒を重くし給ふことも、鈴屋翁の委しく說れたるが如し

○於汁亦實は。本詞に。汁仁毛實仁毛とあり。或る人云く。祈年祭の詞に。初穗乎波。千穎八百穎爾奉置氏。𤭖閉高知。𤭖腹滿雙氏。汁爾毛穎爾毛と。初穗波穎爾毛汁爾毛とも。大忌祭。風神祭詞に、初穗者汁爾毛穎爾毛。千稻八千稻爾引居氏。とも有りて。多くは汁の對には穎と云へり。汁とは。悠紀主基乃、黑木白木乃、大御酒遠。と有るを指り。今の京に出來る祝詞には。春日祭。平野祭等に。御酒者甕上高知、甕腹滿竝氏。など、御酒を顯に云へるを、右に引ける古文には。𤭖閉高知。𤭖腹滿雙氏。汁爾母。と續けて。御酒と云はざるを以て。汁は御酒なる事明らけし。如此云ふは。飯を以て水に漬し釀れる酒を。臼にて搗爛らかし。篩を以て糟を去りて。其の汁を用ゆる。其れ即て大御酒なれば。汁と云ふべきなり。(造酒式に、汁糟一斛、粉酒一石料と有るは、和名抄、酒醴類に、醪、漢語抄云、濁醪毛呂美、滓汁酒也、と見えたれば、其毛呂美なるべし。此に汁と云ふは。滓に對へて云ふなり、偕滓を去れば汁なるを、濁醪は滓を漉し分けざるに依りて諸實の意なるなり、)實とは謂ゆる稻實にて。朝夕の大御饌に。仕へ奉る御飯にて。右の天都御膳と云へる是れなり。右に引ける祝

詞には。初穂者穎爾毛など云へるを。此の詞に實と云へるは。先づ拔穂使を稻實卜部と云ひ。御稻に仕へ奉る物部人を。稻實公と云ひ。御稻を收る屋を稻實殿など云ふは高千穗宮に專始めて。白檮原宮に此の詞の成れる時より。稻實と云ひ來れるを取りて。右等の名とは成れるなれば。實と云へるぞ古かりける。と云へるが如し。○赤丹之穗所聞食而は。原文に。赤丹乃穗仁毛所聞食弖と有りて。或る人云く。祈年祭の詞に。皇御孫命能。朝御食夕御食能。加牟加比爾。長御食能遠御食止。赤丹穗爾聞食故。云々大忌祭詞に。皇御孫命能。長御膳能遠御膳登。赤丹能穗爾聞食牟。皇神乃御刀代。云々風神祭詞に。皇御孫命乃遠御膳長御膳止。赤丹乃穗爾聞食須。五穀物。云々など有り。（赤丹乃穗仁毛の毛は輕く見るべし、玉勝間に、毛の字は衍なり、後人此の言の意を知らずして、たゞ上に二所、仁毛と有るに傚ひて、漫に此にも加へたる者なるべし、と云はれたるは、上の二所の例に、重く見られたるなめり、）偖赤丹乃穗とは。大御酒。

大御酒を聞し食て。大御顏の麗美しく。照り赤らみ大座し坐すを。稱へ奉れるなり。又丹と云ふ例は。古事記に。阿那邇夜志と宣へる。そを神代紀には。憙哉とも。美哉とも記るされ。又妍哉此云阿那而惠夜。と見え。神武天皇御紀にも。妍哉此云鞅奈珥惠夜と有る。此を記傳に字書を引て憙悦也とも。好也とも註し。妍は麗也とも。美好也とも記るして。是等の字を以て。言の意を解べし。と云はれたるにて明らけし。穗は秀にて。表に發るゝ言なれば。此を合せて妍麗はしき狀の面に發るゝ由なり。玉を邇と云へるも。其の光の照りて外表に出る由なり。（思の外に表れて見ゆるを、秀に出ると常も多く云ふ言なり、萬葉にも丹穗面と見え、中昔の物語書などにも、人の容儀の麗はしきを、爾保比とも、邇保夜加とも云へる晉多かり、又色にも香にも、邇保比と云ふ言の多かるは、其の云知らぬ麗しく美たきに云ふなどを思ふべし、）言の義は右の如くなるが。萬葉五（九丁）に。久禮奈爲能意母提乃宇倍爾。と有るを一に云爾能保奈酒。と有るに依りて思ふに。赤丹乃穗仁毛

の仁は。辭ながら如の意にて。祈年祭の詞に。堅石爾常石爾は。如堅石如常石と說る爾の如し。然れば如赤瓊秀と云ふ事にや。瓊に秀と云ふ事は。物には見えざれども。其の光輝の上に秀出るをば。然云ふべき狀なればなり。又は色に取りて赤きを丹と云ふ。丹塗矢。丹畫著などの丹にて。赤丹は赤土を云ふが。其の色の勝れたるを秀と云ふべければ。赤丹乃穗仁は。物に緣る赤土の秀なる如く大御顏の照赤らみ坐す狀を。物に譬奉るを以て知るべし。とも說へり。（又萬葉集なる、羅丹津蚊經、また丹穗之爲衣、また丹穗所經迹などいふ詞を引て、委しく證せり、なほ下に、記傳の說を擧るを合せ見るべし。）○豐明明御坐焉は。原文に。豐明仁明御坐氐と有りて。獻之悠紀。云々以下は。多米都物等。皇美麻命といふを除ては。かの壽詞を採られたるなり。古事記明宮段に。天皇聞看豐明之日。とある傳に曰。豐明は。登余能阿迦理と訓む。下卷若櫻宮の段に。坐大嘗而爲豐明之時云々。また同じ段。高津宮の段。朝倉宮の段などに。豐樂とも書き萬葉十九には。豐宴とも書けり。（明は、言のまゝに書けるにて、字の意にかかはらず、樂又宴などは、義を以て書る字なり。）書紀には。宴また讌宴樂。宴會。宴饗。肆宴などあるを訓り。豐は例の稱辭。（豐之と之を添たる例も。萬葉に、豐之年とよみ、後に豐之御禊などもいへり。）明は。もと大御酒を食して。大御顏色の赤らみ坐すを申せる言にて。云々とて。原文等を引て。祈年祭の祝詞などに。赤丹穗爾聞食。とあるも同じことにて。御酒を食て御顏の赤るを申せることぞ。續紀廿六に。黑紀白紀能御酒乎。赤丹久保仁多末倍惠良伎（儀式大嘗祭儀、新嘗會儀、また三代實錄、四十六などにも如此あり。）とあるを以て知るべし。されば豐明と云ふは。もと（豐明爾明坐と云ひて。）かの登余本岐本岐云々。或るは神集爾集。伊都乃千別爾千別弖。など云ふ格の語なるが。即ち其の宴の名とはなれるなり。（そもそも顏の赤きは、面の榮えにて、神代の歌に、朝日の咲榮えとあるも、朝日の赤根さし出る如くと云へるなり。又酒と云ふ名も、加茂翁の說の如く、佐加延の切るにて、是れを飮めば、心も面色も榮ゆる故な

り、されば豊明とは天皇を始め奉り、人皆も大御酒を食て、顔を赤らめて、咲楽むよしの名なりと知るべし。）と云はれたり。また或る説に、古くは天皇のならぬ。凡人のをも云へるにや。記傳に引れたる。空穗物語藤原君巻に。七日七夜とよのあかりして。打上げあそぶと有り。偖此なる豊明爾明坐は。下なる與天地日月共照志明良志御坐事。と云ふに係りて。天都御膳遠。長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠。平介久安介久。由庭仁所知食。と宣給へる。天神の御壽詞に依りて。大御世は千秋の五百秋に。坐さむ意を含めたる者なりかし。（唯に大御顔の照り明らみ坐す耳の事と見ては、上下の文の照應も何も無なりて惜むべし、古文の妙なる所も覆ひ隱るゝ者なれば、能々心を著べきなり。）と云へり。〇以天神之壽詞稱辭定奉而は、壽詞の原文に、天都神乃壽詞遠稱辭定奉留。と有るを採りて文を成し坐せるにて。皇美麻命の。恐くも天皇祖神に。大御膳を奉り賜ひて、御自も御直良比聞食までの事を。含蓄たる文なる

由。己にも說へるが如し。此も或る人の說て、天都神の壽詞を本立と爲て。又此に水取の御政を述て。其れより其の瑞穗を以て。大嘗仕へ奉る事の件々を演るが故に。稱辭定奉留とは云へるにて。常に稱辭竟奉と云ふとは別なり。其の例は。大殿祭の詞に。高天原爾神留坐須。皇親神魯企神魯美之命以氏。皇御孫之命乎。天津高御座爾坐氏。天津璽乃劔鏡乎捧持賜天。言壽（古語云許止保企）宣志久。皇我宇都御子。皇御孫之命。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豊葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食止。言寄奉賜比氏。云と有る。此に言壽と云ふは。壽詞と云ふに同じく。此の詞と彼の詞と異ならざるは。其の原は一つながら。中臣氏と。齋部氏との傳へに差ひ有りけるなり。と說るが如し。〇亦稱辭定奉之於皇神等は。上に引る定奉（とある次に、）皇神等母千秋。云々とあるを。取られしなり。皇神とは。上（百二十二段など）に多く見え賜へり。さて祝詞式を案ふるに。一柱を等と申す例なし。そは祈年。月次祭の祝詞に。御年皇神等能前爾白久は。大年神

以下の諸神を白し。大位巫能辭竟奉皇神等とは。八柱の大神に坐し。座摩乃御巫乃稱辭竟奉。皇神等は。五柱坐し。御門生嶋皇神等は。二柱坐し。御縣山口皇神等は六柱まし。水分皇神等は四柱まし。春日祭のは。四柱の皇神等坐し。道饗祭のは。三柱が申し。住吉社に奉り給ふは三柱し。また五柱まし。出雲國造神賀詞には。百八十六社坐皇神等など見えて。大御神の御前に奉りまし〻にも。凡て等とは申されず。此を一柱を迎へ奉ると說は。かにかくに立がたくなむある。されば此の皇神等とは。何れの神ぞと申さむに。此は上下に擧奉れる幣を。案上に奉りて。相嘗祭に預賜ふとある。七十一座の神等を始めて。天地諸神等に坐すならむ。そは此の大嘗祭の詞に。高天原爾神留坐。皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷坐留皇神等前爾白久。今年十一月中卯日爾天都御食乃長御食能遠御食登。皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾（○祝詞考に云く、紀の一書に、天忍穗耳尊を、天降し給はむとて、天照大神の詔の中に、以吾高天原所御、齋庭之穀、亦當御於吾兒ちふに依りて、天都御食とは書るなり、）皇神等。相宇豆乃比奉氐。（考に云、孝謙天皇紀の詔に、天坐神、地坐神乃、相宇豆乃比奉氐と宣ひ、稱德天皇紀に、天地宇倍奈比、由流之天、とも詔ませしもて、宇豆奈比とは、諾合といふに、意均しきをしる、さて是は古言に、うなづるすといふは、今の人うなづきあふといふ事にて、心に相かなへるをりは、頸を前へ衝動すをいふ、且こ〻に乃比、紀に奈比と有るも同じく、合にてもろ〻の心ひとしく合なり、この言萬葉の卷十七によめるもおなじ、）堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉牟爾依氐（考に云く、こ〻を今の本に、奉牟止依志氐と有るは、字も誤り訓も理なし、こ〻は大殿祭に安氣久令仕奉坐爾依氐といひ、御門祭に、令奉仕賜故になどあるに、ひとしきいひなしの言なり、よりていまかく改めたり、）千秋五百秋爾。（考に云。古事記に、千秋、長五百秋之水穗國と有るに依れる言なり、）平久安久聞食氐。豐明爾明坐牟。（考に云、豐明を、即ち冠辭に用ゐたれば、萬葉に、見明らめ、御心を明らめ給ひ、などよめ

る如く、天の下の事を見し聞し、明らめ給ふ事ともいふべけれど、こゝは大嘗にて、新御食聞しをす事よりつゞきたれば、上に赤丹穂に聞食すといひ、下に赤玉能御赤比坐、などいへるに同じく、御病おはせずして、大御顔の赤らびおはしまさむといふなり、故れあからびと訓たり、又豊明の節會は、次の日の祭の事にて、こゝは辰の日の夕に、豊樂院にて、竟宴聞しめすをいふ、そは夜にて庭火立あかしなど、おびたゞしくかゞやく故に、豊明とはいふ、摠て夜宴をも公なるを、豊明といふは是れに均し、と有れど記傳に此を難めて、明坐牟をば、御顔の赤きことゝ云ながら豊明を、庭火立あかしなどの明りのことゝせられたるは心得ず、此は上に云へる如く、神集ひに集ひなど云ふ類の語なれば、上の明りと下の明りと、別事なるべき由なきをや、又かくつゞけ云へる豊明は、たゞに御顔の赤れるよしを云へる言にこそあれ、宴を指して云ふにはあらざるを、宴のことにして解れたるは、言の本末たがへるをや、と論はれたり、さて玄道が豊明の説は上の條に説へるが如く、節會の事は末條に委しく説ふを俟べし、）皇御孫命能。宇豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙爾備奉氐。朝日豊榮登爾。稱辭竟奉久乎。諸聞食登宣。事別忌部能弱肩爾。太襁取挂氐。持由麻波利。仕奉禮留幣帛乎。神主祝部等請氐。事不落考に云く、事を漏さず、）捧持氐奉止宣。と有もて知るべし。（玄道云、或る人もしか云ひて、此の詞と主客甚明亮にて、文意も同じきに眼を著べしと云へりき。）〇獻相嘗而は。安比爾閇。多氐萬都利氐と訓べし。鈴屋翁の云く。相嘗は阿比爾閇と唱ふべし。爾閇を牟倍と唱ふるは。後世の音便にくづれたる唱なり。大嘗も大爾閇なるを。大牟倍と云ふと同じ。さて此の相嘗は。天皇と相伴に。新饗し奉る意の名にて。俗に謂ゆる相伴の心ばへなり。（玄道云、二水記、永正十三年の條に、有御小漬御相伴也と見ゆ、）さる故に此の祭は必しも。其の神社の尊き卑きにもよらず。必ず預り給ふべく思はるゝ神にも。預り給はぬ多し。殊に故有りて預り給ふは。預り給ふなるべし。其の神七十一座おはしまして。四時祭式に見えたり。其の中

に。左京坐二座神は。大社の列にだに入り給はざるに。此の祭に預り給ふ事は。新嘗に殊なる故ある神なるべし。と說れき。神祇令に。仲冬上卯相嘗祭。義解に。謂。大倭。住吉。大神。穴師。恩智。意富。葛木鴨。紀伊國日前神等類是也。神主各受官幣帛而祭也。集解なる釋云。大倭社(大和忌寸祭。)宇奈太利(□□)村屋。(□□)住吉(津守連。)大神社。(大神氏上祭。)穴師。(神主。)卷向。(神主。)池社(池首。)恩智。(神主。)意富。(太朝臣。)葛木鴨(鴨朝臣。)紀伊國坐日前。國懸須。伊太祁曾。鳴神。已下神主等。請受官幣帛祭。古記無別。四時祭式に。山城國に八箇社。大和國に十七箇社。河內國に三箇社。攝津國に八箇社。紀伊國に四箇社坐して。右預相嘗祭之社如前。十一月上卯日祭之。其所須(一本に、須とあり、)雜物預申官請受。付祝等奉班。酒料稻者用神稅及正稅。臨時祭式に。凡因幡伯耆兩國所進相嘗祭料。荒筥八十八合。(國別四十四合。)每年以神稅交易。十月以前差使進上。(或る說に、四十四合の數、この七十一座に配りては十七合多しと云へり。)

また或る物に引ける延喜講書私記に。調庸荷前先祭神祇號相嘗祭。後奉山陵號荷前也。(この荷前の物を、相嘗祭の時に奉らるゝ由なれば、荒筥は、此を盛る料にや有らむ。)など見ゆ。此の御神等。また上に出賜へる。奉幣案上神三百四座とある。やがて本文なる。皇神等に坐すなり。(或說に、仲冬にも、此の時にも祭り賜ふは、神庭の丸月神嘗祭と別に奉らせ賜ふが如し。)されど右の御社に鎭り坐すは。後の御代の事なるべし。さるを或る人の相嘗とは。皇神と現人神と。相嘗し賜ふ義なりと說るは。一わたりは聞えたれど。熟觀奉るに。前後に引き出る如く。天皇の御世の中に。嚴重又と比なき大御祭とて。いとたへ〴〵しく。天皇祖神に仕へ奉りませるは。專かの天上にて。天皇祖神の事依し奉り賜へる。大命を恐み奉り坐して。そを聞食むいや前に。まづ皇大御神の大御德の。尊く厚きに報酬い奉り賜ふとて。大御自ら御酒御膳を。備へ奉らしゝ御事は。上の件に記るせるが如く。かつはかの祝詞に。荷前をば云々奉り置て。殘をば平けく聞し食む。と詔ひ。又上(百四十三

段)に。執られたる。大同本記の古傳なる。神魯岐神魯美命の大詔にも。天忍石之長井之水を持ち下りて。皇大神の御饌に八盛、皇美麻命の御饌に八盛奉りて。遺水は云々。御伴に仕へ奉りて。天降れる神等。八十伴の諸人にも。此の水を飲しめよと詔賜ひ云々と有るは。やがて此の大祭の。原始にも關係れる。やごとなき重事なること。かの壽詞に。右の御故事を最初に。稱奉られしにてしるきを。大祀の御時しも。現人神のかく。皇大御神に奉り置賜ひて。然後に御直會聞食は更にも申さず。さて後に辰巳午の三日に。群臣等にも豐樂宴會を賜ふなるは。右の大詔によくも符合るを以ても。想合奉るべくなむ。また或る人の。此の壽詞は。豐明節日に。天皇の御前に白す詞なる故に。主と天皇の御事を立て。かく白すと論るも信がたし。そは事にこそよれ。いとも尊く恐き皇大御神をしも。現人神の相嘗。謂ゆる御相伴聞食すべく。仕へ奉る由に白し賜ふとしては。正しく行はせ給ふ御政とは。天壤と相反覆にて。謂ゆる皇天の嚴命を受賜はりて。皇室の第一の鎭衞

と成り坐せる。中臣神の御自も本末傾ず。と宣へるに相應はぬを。何とかせむ。(或る說に、大御神と豐受大神を祭給ふ、と云へるも無稽の說なり、)また神廷の御祭を。相嘗と申すといふを。證にする人もあれど。そは後の條に辨ふる如く。再轉りたる稱にて。決めて神宮と天朝とは。盡に同じき御政令なりしこと論ひなきを。後には神宮にては。神嘗と申し。朝廷にて新嘗また大嘗と稱ひ。後には御世初のを。大嘗と稱し。別なる故ありて諸神に奉り給ふを。相嘗と申しにて。與に似たる事ながらも。殊事なれば。思ひ紛ふべからず。(されどかくこと立に、諸神等に相嘗祭を仕へ奉り賜へる御世と成てより、さて其の中にやごとなき大神も大坐すより、終には相延きて、神廷のをもしか、申し奉れる事とは成りしなめり。そも相嘗とは、伴氏の說に、此の式既く廢れて、たゞ加茂上下社にて行はれ、又齋院にも進らるゝ事とのみなれりしときこゆ、其の證は中右記に、「元永二年「鳥羽天皇の御世、」十一月朔日癸卯、依二相嘗祭一供二新穀一、「こは相嘗し給ふによりて、天皇に新穀を供へ

奉る由なり、」二日の條に、社の解に云、去夜戌刻、火出從御庫及正殿、中門廻廊舍屋廿宇己燒丁、こは鴨御祖社の事なり、「百練抄に、十一月朔日、鴨御祖社、寶殿己下燒亡、」次に今日齋院相嘗後朝御神樂延引云、同記にこれより前、寛治八年、天永二年十一月、齋院相嘗の穢に依りて延引、同三年十一月、川合社廻廊、中門等燒亡の穢に依りて、上の卯の日を延られて、十四日丁卯、今日賀茂上下社行相嘗、但齋院延引、依齋王月障事也。また大治二年、十一月五日辛卯、齋院相嘗也、御所「齋王の御所の由にて、すなはち齋院の代なり、」盛重堀川宅也、有奉幣云々、主典義基云、卜定七月以後時明年四月有此事、七月以前有卜定時、當年十一月有此事也、仍此齋院、當年十一月相嘗被行也、同四年十一月十一日、賀茂相嘗也、など見えたり、件の文どもを合せ考ふべし、さて此の後の記どもにも、その定に行はれし事見えたり、薩戒記に、應永三十三年、十二月二日辛卯、今夜相嘗祭云々とありて、全文を見れば、これも賀茂社にて行はれたるなるが、此の後の記どもには、行はれし事いまだ見あたらずと云ひ、粟田氏云、儀式帳の神嘗祭の條に、宇治の御田の新稻を御食に炊き、御酒に釀りて、神宮に供へ奉り、其の夜禰宜内人等も新稻酒飯を、食始むる由見えたるは、即ち相嘗の義なり、とも云へり、齋院式に、相嘗祭「若七月以前定齋王者當年祭之、八月以後者待明年祭、」神座二前「下上兩社料、南面東上、」五色帛各四尺、酒二斗、「供神料請所司、」裝束料小忌宣旨采女各一人云々、右每年十一月上卯日鷄鳴齋王潔齋、遙拜奉幣於神社、夕時設上件神座於齋殿、座別設齋王供承座祭之、奉幣使廻後院司並宮主各給衣一領、明日夕給酒饌於院裏男女賜祿各有差、勅使至社奉幣之後、於社前給兩社禰宜祝及忌子等祿、同四月祭例と見ゆ、）○於千秋之五百秋之相嘗は。上（百三十四段）には。萬千秋乃長五百秋。とあると同じきを。彼れは忌部氏に傳はれる。大殿祭の詞に。執り賜へること。上（傳また徵）に見えたり。或る人云く千秋五百秋は。上に千秋乃五百秋と有るに照應るなり。偖上なるも大嘗祭の詞に。千秋五百秋爾平

久安久聞食氏と有るも、皇御孫命の御事なるが、此は皇御孫命の長御膳の遠御膳と。大嘗を聞食さむに就て。皇神等も千秋五百秋の相嘗に。著給ひてとなり。上にも説へる如く。天皇の大嘗聞食す御賀事に就て。皇神等を相嘗に祭らせ奉り給ふなり。皇神等母と有る。母の辭に深く心を著べし。とも説へり。されど玄道が意には、悠紀主基なる神庭に。皇大御神等を。主と招請奉り坐して。其の相嘗に天地の間に德功德尊崇き。皇神等をも。普くませ奉りて。大御膳奉り賜ふを申す稱にやと所思ゆるなり。(上に擧たる令の義解に、朝に相嘗とあるは此なる朝夕の大御饌を兼有り、と或る人の説るが如くなるべし、かくて此の諸の皇神等は後の御世まで、相嘗の祭に預り賜ふ皇神等を初めて、案上の幣帛に預り賜ふ天神の社國神の社なる神等にますべきを、そも何れの御社々にや今殊て考へ奉るべき便なし、されど神代紀口決に、悠紀主基の義を解て、以齋讀由者如齋庭之穗言潔齋之辭也、淸淨而祭天神以云悠紀後度神供祭地神以云主基也、と見えたるは、忌部氏に傳はれる古傳なること疑なし、此に考へ合すべきは、集古遺文に載る、地藏院古記に大嘗祭は、神代より興りて、世々に行ひ賜ふ事、國史に見えたり、然るにユウキに天神を祭り、スキに地祇を祭る事は、天武天皇の(御)(世に)、「三字今補ふ、」始めて世々の國なれりとある、天武天皇の御世よりと云ふは信られねど、決めて古傳にて、上に擧し、後鳥羽天皇の御記、また永和記にも、近き御世まで、仕へ奉り坐し祝詞の御文にもよく符ひ、秦山集に、大嘗會天下諸神一神不遺とも、大嘗會祭、三千餘座、只用兩社、と説るも由ある傳へと所思ゆればなり、卜家なる名法要集にも、天神をユキ、地祇をスキといふ事見ゆ、)さて釋紀に。先師の説として、如大倭本紀。初天地本紀等文者。子々孫々。千々萬々と詔へりとあるも。決めて古傳なり。さて此の千秋五百秋と有るを神代の人の壽長き時にては。何ばかりのことにも非じと疑ふるも。一往はさる説ながら。それはた幽界年月と現界の年月と遙に異にして。相同じかちぬ事あるを。え辨たらぬ俗夫の見にて。總て説ふに足らず。(そは赤縣

太古傳に、明辨ありて、末なる海神宮の段に、そを擧るを見て知るべし。〇奉二相宇豆能比一は。原詞に、相宇豆乃比奉利と見えて。鈴屋翁の云く。俗言に神の納受し給ふといふに當れり。于豆は。珍御子。宇頭乃幣帛。宇頭乃御手。などある宇頭にて。うるはしくめでたきをいふ。奈比は。活かぬ言を活かすに。添へいふ辭にて。商をするをあきなふ。いざといひてさそふをいざなふ。諾なりとするをうべなふといふ類にて。うづなひは。御世の政を。神のめでゝ。美好とし給ふ意なり。相は必しも互にせねども。彼れと此れとの間の事には。添へていふ言なり。又思ふに。仁德天皇紀に。納二八田皇女一將レ爲レ妃。時皇后不レ聽とある不聽を。ウナヅルサズと訓るは。うなづきゆるさずといふ事と聞ゆ。うなづくは。物語書などにも見えて。人のいふ言を。聽入ゆるす意にて。俗言に合點するといふことなり。さればうづなひも。うなづきなひにもあらむか。件の二つ。いづれにても。つひには同じ意にて。納受給ふ由なり。或る説に。此の語は豐明爾明御坐止と共に。下なる與二天地一

日月共云々へ亘る語なり。大嘗祭の詞にも。皇神等相宇豆乃比奉氐と有るは。此の詞と其の本一つなるが故なり。續紀第四の詔に東方武藏國爾。自然作成和銅出在止。奏而獻焉。此物者天坐神。地坐祇乃。相宇豆奈比奉。福波閉奉事爾依而。顯久出多留寶爾在。云々是以天地之神乃。顯奉瑞寶爾依而。云々第六の詔に。此大瑞物者。天坐神。地坐神乃相宇豆奈比奉。福奉事爾依而。云々第十三の詔に。東方陸奧國乃小田郡爾。金出在止奏弖進禮利。云々天坐神。地坐神乃相宇豆奈比奉。佐枳波倍奉利。云々顯自示給夫物在自等。云々。第二十三の詔 また第四十六の詔に。天日嗣高御座乃業波天坐神。地坐祇乃相宇豆奈比奉。相扶奉事爾依弖之。此座平安御坐弖。天下者所知物爾在。云々と有りて。何れも用たる狀同じ事なり。備右の如く。上に物の出たる事を先づ云ひ。次に神祇の宇豆奈比給ふ事を云ひて終に顯久母とか顯自とか云ふべき定格なるを思ふに。宇豆は現顯の義にて。幽れたる所より。物を顯し出し給ふを云ふなり。然れば右の大嘗祭なるは。

稲穀の爲に。祈年の御禱共の有りけるに。神等の相顯なひ給ひて。千秋の五百秋に。新嘗を聞食さしめ奉るを云ひ。此なるも上に。天神の事依し奉り給へりし。天都御膳を先云ひて。此には其の天都御膳を聞食なるに。相嘗の皇神も。千秋の五百秋に相顯なひ坐して。長く遠く榮坐むとなり。と云へり。○堅磐常磐齋奉而は。壽詞の原文に。堅磐常磐仁齋奉利弖と有りて。此も上(百二十四段)なる大御詔にも見えて。そこに解き賜へるが如し。或る人云ふ。下に與二天地一月日共。云々と有る如く。天壤と無レ窮く。齋奉らせ給ふにて。天都神の壽詞を以て。言壽給へりし如く。皇神等の大御世を賀て。守護奉り給ふ事を云ふなり。大嘗祭の詞に。皇御孫命乃。云々皇神等。相宇豆乃比奉氐。堅磐爾常磐爾齋比奉利。茂御世爾幸閉奉牟止依志氐と有るを見るべし。偖常には。祈年祭の詞に見えたる如く。皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾。云々と云ふべきを。此の詞と彼の詞との然らぬは。御饌の事を主と爲が故に。上に天都御饌乃長御膳乃遠御膳と云ひて。其れにて聞ゆるが故

なり。(玄道云、或る說にこゝを垣磐床磐の義として、萬葉集六に、人皆の、壽も吾も、みよし野の、たまの床磐の、常ならぬにも、とあると古今集に、奥山の、石垣もみち、ちりぬべみ、云々の歌なるいは垣、かき磐ともに、壁立せる大石を云ふめれば、横に平かなるを床磐といひ、縱に聳えたるを、垣磐と云へるにて、堅磐と書るは、義を取れるか、又壁磐の訛にもあらむか、とも云へり、)○於二伊賀志御世一令レ榮奉は。壽詞に。伊賀志御世仁榮志米奉利と有りて。或る說に云。大嘗祭の詞に。茂御世爾幸閉奉牟止依志氐と有り。榮志米奉利は。此も常に幸閉奉と云へるを。如此續るは。神代紀なる大御詔に。寶祚之隆當下與二天壤一無上レ窮者矣。と宣給へる。其の寶祚を天津日嗣と申し奉る。其れ即て由庭の瑞穂を。聞し食す御事なれば。其の事を含め給へる者なり。此れにて其の事依し給へる。天都神の壽詞を結べるなれば。等閑に見奉る可からず。若て上に。豐明仁明御坐は。其處に說へるが如く。大御酒大御膳を聞食し坐して。大御顏の丹穂の如くに。照赤らみ大座坐す事なれば。

其れに應て大御世の大御盛りを表にして。裏に又大御心の咲しく。御榮坐す事をも含めたるものなり。〇自二此年一始而は。原詞に。自二康治元年一始氏。と有るを採られしなれど。こは近衞天皇の御世の。年號をかく云へるなれど。兒屋命の當昔は。かならず此年餘理と云ひけむこと論ひなし。と徵に論はれたり。さて年とは田寄の義なる由。上(七十四段)に。大年神の御名を解れし條に見ゆ。始も上(第二段)に出たり。〇與二天地一月日共は。安米都知能武他。都侇飛登止毛仁にて。原詞にかくあり。(天地は、第一段に出、武他は、第百十段に見ゆ、)〇照之明之御坐事而は。原文に。照志 明亙志御坐事仁。と有るを採られたり。鈴屋翁の云く。明亙志とは。理を延て良志と云へるにて。阿加理なり。御坐事仁は。下の奉仕留といふへつゞく辭なり。或る人云く。此は豐明爾明御坐より受て。天地と月日と共に。長御膳の遠御膳と。天都神の事依し奉り給へりし。天都日嗣の瑞穗を由庭に聞食し。御在し坐む事を申せるなり。彼の神代紀なる。寶祚之隆。當下與二天壤一無上レ窮。の大御命を始め奉りて。續紀

第三の詔に。與二天地一共長。與二日月一共遠。第九の詔に。與二天地一共爾絶事無久。彌繼爾受賜波利第十一の詔に。天地與共爾長久遠久仕奉禮等など見え。出雲神賀詞に明御神能。大八島國乎。天地日月等共爾安久平久知行牟事能志太米とも有り。照志明亙志 御坐事の本據は。書紀の素戔嗚尊の。天照大神に申し給へりし御言に。請下姉照二臨天國一自可平安上。と有るに始りて。御世所知看す御事に申せれば。此の詞なるも。豐明の事を兼て。天地日月と共に長く遠く。御世所知看む御事に申せり。(玄道云、法隆寺緣起に、御世御世天皇御朝乎、日月止倶長令レ榮爲而といひ、藤原廣嗣朝臣の。天平十二年八月上られし表文に、我國家宗廟社稷與二日月一競二其照臨一、與二天壤一齊二其終始一、然爲二玄昉姦賊、吉備凶豎所一レ謀、豈不レ哀哉、忠臣義士、以二何面目一戴レ天蹈レ地乎、と奏されしは、本文の語を採用ゐられたるにて、實に忠肝義膽の上士はも、げにさぞ有りけむと、書見るたびのめうつしにかまけらるゝまゝに、なほえあらずてなむ、また立かへり、上百三十八段に、日月照光と見えたる段に、

解れし師説をも考へ合すべし、）○皇神等與ニ皇美麻命ニ之とは。中臣本系帳に。高天原初而。皇神之御中。皇御孫之御中執持。伊賀志桙不レ傾ニ本末一。中良布留人稱ニ之中臣一者。と有るを採りて補へり。と徴に説れたるが如し。（この本系帳やがて、中臣の氏文なること、近頃奈良より出たるを、合せ見て知るべし、されば古く氏文と云へるを、後に本系帳と改りしなり、この本系帳も、神代より黒田大連までは、省略たるが、世に傳はれど、彼の奥書に見えたるが如く、尊卑分脈の系圖ぞ、かの氏文の本系なるべくぞ覺ゆる、○御中執持而は。美奈加登里茂知氐にて。上（六十段）中臣連と有る下に。委しく説れたるが如し。（細井知愼が揆鎚法眞詮といふ物に、執筆法にすらさる事有りとて、その中を執る事は槍法を初めて諸法にもある由記し、又世に謂はゆる長卷の傳といふ物を、或る人の見せたるを、その傳來の眞僞は知らず、件の旨に深く合へるを感らるゝまゝに、その由を附錄せる事もありき、○伊賀志桙之不レ傾ニ本末一仕奉は。原詞に。本末不レ傾茂槍乃中執持氐奉仕留。と有るを本に取られて。上に引し本系帳に據りて。かく文を成されしを。奉仕利と記るされしは。徴に淸親朝臣の名を云へるは。後の格なるを。兒屋命の當昔は。御名は宣はざりけむを。後の格に名を云へる故に。奉仕留と留にて語を活かしたれど。名を云はざれば。奉仕利と云ふべき格なり。然らでは。壽詞遠稱辭定奉久。と云ふに結ばらざればなり。とあるが如し。さて伊賀志桙云々も。已に（六十段）見えしが如きを。少申さば。或る説に茂桙は。齋橿桙なり。こは堅固なる木なる故に。古へ多く杖捧などに作れる物なるを以て。大祓の詞に。天津金木と云へる是れなり。（玄道云、槍のことは旣く上に、天瓊戈は更にて、茅纏矟天萑槍、廣矛など見え、垂仁天皇紀に、赤矛、黑矛、景行天皇紀に、比々羅木八尋矛、齊明天皇紀に、長矛令義解に、兩頭槍、三代實錄に、鎌槍、鯰尾槍、左經紀に、平文鉾、玉海、百錬抄に、金銅鉾、保元物語、盛衰記に、手鉾などの目あり、或る説に、劍頭鉾の圖、年中行事畫卷に見ゆ、枝あるは、後十文字鎗の祖と云ふべし、本邦軍器考圖説に、山城國

靜原二宮社の藏に、天武天皇の御鉾、南都正倉院の、聖武天皇の御鉾の圖を載たり、皆今の鑓の製に隣し、御即位調度の圖、禮儀類典畫圖の卷にも、手鉾、三俣鉾、振鉾、太平樂鉾、秦王拵の圖あり、また槍長刀などいふ物の、種々の稱をも擧たれど、煩ければ略しつ、）本末不傾とは。本とは本系帳に。謂はゆる皇神等なり。末とは皇御孫命を申せり。其の皇神等の事依し奉り給へりし壽詞を以て。今の大嘗の大御政乃事實に合せて。天都神の壽詞を。稱辭竟定奉りて。皇神の大御命にも。皇御孫命の大御業にも。露違ふ事無く。御中執り持て。仕へ奉るを云ふなり。是れぞ神代紀に。高皇産靈尊因勅曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命。太玉命。宜持天津神籬降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。（玄道云、こは已に上百三十五段に見ゆ、）と見えたる。事の本末なりける。此の高皇産靈尊には。神皇産靈尊も。共ひ御在して。此の詞の首に。謂ゆる神漏岐。神漏美命に坐せり。又其の金木の捧は。本末ともに太からず細からず。

平に作るが故に。其の中間を執れば。本に傾かず末に倚らず此を以て中執持とは云へり。また皇神と。皇御孫命との。御中を執り持て。祭主と成りて。大嘗を始めて凡ての神事に仕へ奉るが故に。中臣は。俗に云ふ亭主役の如き者なるを。茂槍の中を執握て、本末を傾ざる由なり。彼の中良布留と云ふは。神と君との御中に立ちて。何時も仕へ奉る由にて。中在經と云ふ意味なり。とも云へり。そも御中執持ちふ事の原始は。天地を初め。萬事萬物を造化鎔成し賜ひし。皇祖天神に起りて。國生坐大神の御禊の時に。中つ瀨におりかづかせ賜へる。（卜部本の書紀に、此に神道取中と記るせるは傳へある事なるべし、（大御語擧にて明けきを。此の御詔にて神も人も。言行共に皆その御中有りて。偏倚なく上下なく。その正中を執りて。仕へ奉るべきことも。いと諦に所知れたり。さるを舒明天皇紀の私記に。凡取矛立地之時。必取其中故云とあるは云ひたらず。太職冠公の傳に。其の先出自天兒屋根命世掌天地之祭。相和人神之間。仍命其氏曰中臣と見え。（扶桑略記にも此

を引たり。此の傳の事は別に考へあり。）神皇正統記に。中臣と云ふ事も。二神の御中にて。神の御心を和らげ申し給ひける故こぞ。其の孫天種子命。神武天皇の御代に。祭事を掌る。上古は神と皇と。一つにまし〳〵しかば。祭を掌るは即ち政を取れるなり。政の訓にても知るべしと宣ひ。後にト氏の秘記を見れば。大御神の大詔として。兒屋命。太玉命詔二兩神一取二持天籬一。不レ傾二本末一仕二奉皇御孫命一とあり。いともめでたき傳へなり。かれ是を以て書紀口訣に。神道貴レ中以爲二樞要一といひ。纂疏に。神道執レ中守レ一而爲二萬物之元一とも。分巡二國柱一者。中之義也。夫中有二事中一。有二理中一。事中者萬事之制中也。理中者性理之至正也と見え。通證に。言無レ偏無レ黨取二守其中一以執二行御事一之人也と言へり。滋野貞融が說に。人は天地の眞中に。生れ出る物なれば。やがて天神國神の。眞心を心として萬を行ふべし。その天神國神の眞心と云ふは。即ち偏る事なく。其の物の眞中にすうるを云ふなり。其の心はまづ神典の始めに。天之御中主大神とある。御名の御中にて。伊邪那岐

命の御禊祓に。上ツ瀬中ツ瀬下ツ瀬を撰ひて。中瀬に下かづき給ひ。（玄道云、纂疏に早く此の說あり。）此の大御國を葦原中國と名づけられたるなど。神典に數多中某。とあるに目を留て見るべし。（また上に引れたる諸書をも拔き出て、）物の御中を執る心なるを思ふべしとあり。（また中朝事實に、蓋中有二天之中一、有二地之中一、有二水土人物之中一、有二時宜之中一、故外朝有下服二于土中一之說上、迦維有二天地之中一也言、南人亦曰レ得二天中一、愚按天地之所レ運四時之所交、得二其中一則風雨寒暑之會不レ偏、故水土沃而人物精、是乃可レ稱二中國一、萬邦之衆唯本朝及外朝得二其中一、而本朝神代既有二天御中主尊一、二神建二國中柱一、則本朝之爲二中國一、天地自然之勢也、神々相生聖皇連綿、文武事物之精秀實以相應、とも天得二其中一而日月明、地得二其中一而萬物載、人得二其中一而天地位、恒中之義、萬代之神聖、所三以正二其祚一也、ともいひ、又或る人も、道在二天下一也無二處不一レ到、無二時不一レ然、亘二古今一而不レ變、放二四海一而有レ準然至下於造二太中至誠之極一、盡中仁義中庸之蘊上、特吾邦中臣之道爲レ然焉、天地既成日月星象不レ違二其行一、寒暑

温凉不レ後二其時一、草木鳥獸不レ改二其操一、寶器一定王子皇孫不レ革二其位一、臣庶黎民不レ失二其職一、萬古之前復如レ此、萬古之後亦如レ此、斯之謂レ中、斯之謂レ庸、與下夫堯舜設レ敎之國、簒弑爲レ常、反復無レ恥、窮二廬明堂一、左二衽纖一、以レ華變二於夷一而已者上不レ啻霄壤一、腐儒以三天歩少屬二艱險一、措二議其間一者、莽曹之徒而固己不レ容レ誅とも、また中は君の事、臣は臣下萬民のこと、開闢以來君は眞中に立ち玉ひて北極の如し、臣下萬民は衆星の如く、北極をとりまいてくるり〳〵と旋りなりに彼の紫微宮に朝する、是れ天一度開けて、南北極の動かざるは、天地の樞軸なればなり、君臣一度開けて、吾が天君の位かはらざるは、萬國の統御なればなり、是をしらぬ神道者は、巫庇祝覡同前、是を辟言と云ふ儒者は王莽曹操も同じこと、又異端といへども此の君を尊むで、寶祚長久を祈り奉る者は反て我國の一物なり、只明けても暮れても、君は千世ませ〳〵と祝し奉るより外、我が國に生れし人の魂はなし、などゝ論ひ、野々口某も、天地は天之御中主神より起れり、中道は此れに因りてよく立者になむ、

中に正中偏中あり、貫く物は正中にして、偏中は貫かず、皇國の皇統違はせ給はぬは、正中を得給へる故なり、堯舜の禪讓の、僅に二代にして行はれざりしは、偏中にて正中を得ざりし故なり、又我が大道は、中を君皇に執り、漢土の儒敎は中を下民に取り、天竺の佛敎は、中を一切衆生に、取りたる由を詳に論ひて、朱熹が中庸の序には、允執二其中一とあるを、道統の始めとせり、中を執ることは、我が神道を本とす、古事記に、上瀨者云云の文を引て、これ過不及を棄て、中道を取り賜へる初なり、しか中道を撰ひ給ひたらむには、禍事は起るまじき事なるに、先つその初に、禍津日神出生し給ひ、次にその禍を直さむとして、直日神は出生し賜へり、これは中道を取りてもおき所宜しからねば、禍事の種と爲ることを、示し給へるものになむ、また常人は大かた中を取りて、我が身におくものなり、此は過たりとは足らずと思ふは、皆中を取る義ながら、其のよき程に思ふ所、みな我れを本とするにより、私におちて正しからず、我を本として、中を我に取る時は、上は下を

苦めて顧みず、下は上に背きて貴ばず此れに因りて支那の古へ、堯舜といふ聖人出世して、民を本とし、中を民に取りたるものなり、其の道此の御國へも渡り來て、今武家に專ら行はるゝは、故あることなり、今の武家を見わたすに、殿も家老も諸役人も、多くは我を本とし、中を我に取りて、民を苦むる者多かれば、いかにも儒學の心をえて、民を憐み惠むべきことになむ、衆人は我を本とし、中を我に取るより、一切衆生を憐まず、此れに因り人を助け救ふ心なく、鳥獸蟲魚を殺し、穀蔬草木をかり取りて、夫を主り給ふ、神恩を思はぬものなり、此れに因り天竺に釋迦と云ふ人出て、我が身を本とし中を我に取り、心を一切の衆生に移し、一切の衆生を本とし、中を一切の衆生に取る佛道を起せり、その道の渡り來しも故あることにて、此の國の諸民に、我欲我慢の心深く、人を助け救ふ心薄く、蟲魚鳥獸の命を、徒に取りて憐む心なく、穀蔬草木等をば、殊に何とも思はぬに因り、天津神の佛道をも引よせて、其の世の人の心を和らげ、助け救ふ心を起させむと、し給へるものなるべし、またその二敎の吾が神國へ渡れるも、また神議の外ならず、天皇の他を知し看さずして、その寶位にほこり奢り給はむことを憂ひ給ひ、此の二敎を召して、暫くはその驕傲の御心を、おさへ給へるものなるべし、儒道には、禪讓放代のことありて、王位を常とせず、佛道にては、覺王の位を貴びて、世間王の位を貴ばず、皆我寶祚無窮の神勅には反して、立たる道になむある、その反して立ちたる道を召して、此を世におこし給へるは、外國にはかくの如く、王位を貴ばぬ道もあるにより、他を知りて、王位にほこりおごり給ふべからず、只其の寶祚を護り給へと、懲さしめ給へる者なるべし、然か思へば、儒佛の道の行はれしも、かしこき神慮になむありける、また神道にて、君を本とすることは、寶祚無窮の神勅にていちじるく、山海致レ死のことだてにて明かなり、儒道にて民を本とするは、禪讓放代にていちじるく、孟子に、君爲レ輕民爲レ重、とあるにて明なり、また佛家にて、一切の衆生を本とすることは、捨身にていちじるく、大智度論に、佛欲レ說ニ摩訶般若波

羅密、無數衆生、當レ積ニ佛種一是爲ニ大因緣一とあるにて明なり、法華の一大事因緣も此れなり、その外これらの意味經論に多くて、遍く一切の衆生に、中道を得せしめむとするものなり、天台には中道實相を本とし、曹洞にては洞上五位を立たり、眞言法相倶舍唯識すべて、中道によらざる佛法なしとも、また佛は廣きに似て尊卑の別なく、儒は公に似て君臣の禮なし、只我が中を君に立て給ひて、萬々世寶位の動き給はぬを、正しき道と思ひ定むべきなり、と論へるは、中にはいかにぞや思はるる事もあれど、大かた信なる説なり）實や中執持とは。上の師説に委しく見えたる如く。其の元始を温ぬれば。天御中主大神の。天津中央の。高天麻保良なる神域に。天地萬物の未だ無りし始時より。大坐せるより起原りて。其の大御子と坐す。皇產靈大神は。其の御依しに因りて。天日御國等を成出賜ひ。さて其の御國に。天の御柱を建させ賜ひ。伊邪那岐大神は。其の御敎のまに〳〵。此の國の中央に。國の御柱を建て賜ひてぞ。國土は成し訖へ賜ひ。かつ萬古に。天地日月。また萬の星も相循環りつゝ。四時の來經を成す事とぞ成れりけるより。此れに法則をとりて。神宮皇宮にも。心の御柱を建給ふを重き事と爲し給ひ。さて此れに習ひ奉りて。上古は誰しの家にも此の眞柱を建て。心魂の鎭め柱。また壽命の長き固めの標式と爲し。殊に心神をば。身體の中府に鎭むる道を敎誨給ひ。（また北極あたり、又大微垣なる五帝座にも、土帝座を中宮と建て賜ひ、國造られ大神のそれに則りて易威を建て、宇宙の人民の敎方を垂賜へるにも、中宮を四極の中と爲て、謂ゆる五行の序を示せ賜ひ、上代より傳はれる五十音も、もと宇音に昉りて、件の易威に同じき由、共に師説有りて、太昊古易傳、また太昊古曆傳、古史本辭經に、委しく説明されたるが如し、また書紀口訣に、天柱於ニ神宮一云ニ心柱一、一心正定之理也、と云へるは傳へあることゝ聞ゆ）其れより延きて。その言行をも偏黨なく。大中至中に。務め行はしめ給はむとの神語と聞ゆ。此の世にて第一の補佐とます。中臣神のかく神と皇との。幽冥顯明の兩間に立して。本末傾けず親昵に坐せ奉りかつ臣。連

八十伴の上として。皇大神。天皇等の天の下の萬姓を。廣く厚く仁愛み賜ふ大御政を。遺漏る隈なく。普く深く施行ひ賜ひなど。よろづの御政を輔けあなゝひ仕へ奉る職の祖神として。萬古臣民とある者の師表と坐すは。今こと立に申すも更なれば。苟も世に生出て人とあらむ人は。ゆめ此の旨を忘れ奉るべきにあらずかし。○以壽詞稱辭定奉給矣は。與胡登遠。多々閉胡登。佐陀米萬里多麻比伎にて。壽詞は。上(百一段)に神吉事。また(百二十四段に、)神賀吉詞と見えて。そこに釋れたり。(大殿祭の詞に、天津奇護言乎以弖、言壽鎮白久、とある本註に、古語云久須志伊波比許登、と有るに同じと、或る人說へり、)さて壽詞を奏せる禮は。(下に引出る)踐祚の時は更なり。大后を定め賜へる時。(こは第一段の傳に、論れし說を察ても知るべし、)大宮造。(こは室壽の詞、また右の大殿祭の詞を見ても知るべし、また都遷の時も比へてぞ知らるめる、)御子の產坐せる(こは下なる百四十九段の御故事、姓氏錄なる丹比宿禰條に證あり、)時などには。必ず有りつらむとぞお

ぼゆなる。(また儀式賀茂祭の儀に、壽詞ともあるは、即ち祝詞を稱るなど、或る說の如し、此れらは別に委曲に記るせれば今は略きつ、)件の壽詞を獻られしは。御大祀は已く終へ賜ひて後。辰の日の禮なり。(辰の日は悠紀の儀なれど、主基もかねて仕へ奉り、巳の日は主基のなれども、悠紀にても行はれて、午の日に豐明あり、具釋に、此れらを委しく解て、大嘗の薦享昨日畢ぬれば、今明天皇新穀を聞召れ、群臣にも新穀以て饌を賜ふが故に、節會とは名くと見えたり、また辰巳の日も、節會なれども、こは大嘗儀の中なり、今日は大嘗の儀畢るに依りて、更に宴會を行はるゝ心にて、此の節會あり、大嘗の儀は、巳の日に訖る故に、午の日に豐明あり、新嘗の儀は、卯の日にて訖る故に、辰の日に豐明ありとも說へり、)そは式文に。(儀式も同じけれど、今は簡に從ひて此を引けり、)辰日卯一點還廻立殿。(其儀如初、)易御服還宮。警蹕侍衛如常儀。祭事已畢百官各退。伴佐伯氏人閉門。二點神祇官中臣忌部引御巫等。鎮祭大嘗宮殿。其幣如初。訖即令兩國民壞却。後鎮祭所斗

訖即鎭其地。云々其御服。衾單裌帖短帖。席並廻立殿。及供奉御湯之屬並給忌部等。一物已上。所用雜物。經火之物給宮主卜部。自餘一物已上及雜舍等悉給中臣。四點神祇官准例祭仁壽殿。又悠紀主基兩國倉代等雜物列立於豐樂院庭中。先是所司預掃除豐樂院。悠紀主基二國、各設御帳於殿上。(悠紀在東主基在西、) 諸司內外張設如常儀。式部預置版位。(儀式に、先是所司預掃除豐樂院。兩國各設御帳於殿上。「悠紀立東第三間中央、主基西第三間、」諸司供張如元會儀、式部預置版とあり、北山抄にも、式部豫置版位、諸司供張如元會儀、時刻御悠紀帳、近仗稱警蹕、「先是入自靑綺白綺兩門、陳東西階下、天長十年記云、少納言奏近鈴、將監進御劍、承平記鈴奏如常者、而寬平記御劔等猶在小安殿、云々天慶以後、不見進鈴事、」所司開儀鸞豐樂兩門、「近衛衛門開之、承平天慶外記記國司分居、云々非也、見式並寬平記、」親王以下、五位以上、入自儀鸞門、各就版位、「不著靴、式云、天長記文、小忌不入後代共入、而新式小忌不在此列、云々近例如之、輕服人不預、陣起如常、延英堂在外辨座、王卿人自堂東開明門、先著其座、如八省朝集堂儀、但大忌人先不著靴就之、中臣奏了、退出後著靴又自後階可還昇歟、天慶外辨記親王納言用中階、參議南階云々、今案親王可用北階歟、式部引刀禰、入自東西腋門、彈正同入列立如例、天慶例章善門北設公卿休幕、先就彼所、後就外辨、六位以下、相續參入、「承平記云、此間大臣著東廊兀子行事、」と記るせり、) 辰二點車駕臨豐樂院御悠紀帳。諸衛陣列如常。皇太子入自東北腋門。(待親王以下就位畢乃入、)五位以上。入自南門各就版位。六位以下。相續參入立定。神祇官中臣。執賢木副笏入自南門就版位。跪奏天神之壽詞。忌部入奉神璽之鏡劔。訖退出。(若有雨濕、即立奏之、) 儀式にも。辰二刻車駕幸於豐樂院。須臾留清暑堂。乃御悠紀帳。所司開豐樂儀鸞兩門。皇太子入自東北掖門。(待親王以下就版乃入、)親王已下五位以上。左右相分入自儀鸞門東西戶。各就版。六位以下。相續參入立定神祇官中臣。捧賢木入自儀鸞門東戶就版。跪奏天

神之壽詞。（群臣共跪、）忌部奉神璽之鏡劒共退出と見え。北山抄に。立定神祇官中臣。捧賢木。（式云、捧玉籤、神祇式云、賢木副笏、承平例、賢木加注壽詞紙云、天慶不儲賢木、把笏進失也）入自同門東扉就版跪奏天神之壽詞。（群臣共跪、雨濕立奏、寬平雨儀、王卿立顯陽堂、五位以上立承觀堂、六位以下立兩堂東西面、中臣立顯陽堂北面云々、而天祿親王以下就逢春門中版西面、中臣就同廊北第二間砌上、掃部預敷設、）忌部奉神璽鏡劒共退出。（群臣起、寬平式云天長以來、此事停止、淸涼抄云近代不給此神璽、唯奏其詞者、而寬平以後記文、忌部揔不參入、天慶記云、賴基申云、件鏡劒自御前暫下給奉之、而天長式、「一本に或とあり、」奏輙給重物、非無事危者、其後忌部雖申不給、江次第に、近代無此事、長元忌部爲賀奉仕之とあり、天慶の度は、貞信公の記にも、さる狀に記されき、かくいとも重き天津宮事の廢れ行し事は、旣く師翁の深くなげき置れし如く、あかず口をしきや、後ながら、挑蕚殘輝に、近代は辰日節會の日此の儀あるなり、但し三種の神器を上る事は是れなし。其の由許り也。さもあるをも想ふべし、）と見え。かの康治元年なる台記に。公卿立定祭主大中臣朝臣清親。（本正四位上、今度叙從三位、）著小忌縫腋。（淺履巡方、不附魚袋、云々先例歟可尋、）賢木竝壽詞文取副笏昇龍尾道東階經公卿列前。著壽詞版。（祭主竝辨等可經公卿後。今經前可謂失歟、）跪插笏。差賢木於地拔壽詞書讀之。（其音不高不微、聞堂上之程也、○百錬抄、四條天皇嘉禎元年、十一月二十一日、庚辰の條に、神祇權大副隆繼朝臣奏天神壽詞、祭主隆通朝臣輕服之間、隆繼奉仕此役、未曾有事也、また後嵯峨天皇の仁治元年、十一月十四日壬辰、祭主隆通卿奏壽詞とあり、）中臣跪時公卿又起。中臣退出。正安大嘗會記にも。祭主神祇權大副定忠朝臣。（小忌縫腋袍、魚袋亦紐如例、）副賢木於笏。取加壽詞文。經兩國標間。自公卿列西進。北立留揖跪。此間群臣跪地指笏。立賢木於地上。拔壽詞文奏之。其詞可聞堂上歟。微音定不達歟。頃之奏了起。（また永和記にも、白晝の節會、大内の面かげ殘りて

いさおも白し、官廳の高御座よりは、神泉苑も庭に有るやうに見えて、昔の面影浮ぶ心ちぞする、まづ祭主忠直朝臣、さか木を笏にそへて、よごとの奏をよむ、諸卿跪きて手を拍きなど、いとかうかうしき事どもなり、よごとの奏と云ふは、神祇の祭主、壽詞のねぎごとを、さま〳〵申すなりと記るし、康富記、永享二年の大祀記には、祭主清忠卿、應永の度には經嗣公の記に、通直朝臣此れを奏るぞ、)など見えたり。そも此の御禮を、神祇令には。凡踐祚之日。(義解に。謂天皇即レ位、謂二之踐祚一、祚位也、福也、集解なる古記にも、踐祚之日云二即位之日一と云へり、)中臣奏二天神之壽詞一、義解に、謂以二神代之古事一爲二萬壽之寶詞一也、集解にも、釋云、壽詞神代古事也、跡云、奏二壽詞一上二劔並鏡一、至二十一月一爲二大嘗一耳、鏡劔以二一物一永奏二數帝一耳、但奏二壽詞一在二踐祚一耳、また穴云、問有レ奏二地祇壽詞一哉、答不レ見レ文也、時行レ事大嘗祭之日、奏二壽詞一、然至二十一月祭日一、新主不レ預二神璽一、宜下與二古記一異上、博士不レ依、)忌部上二神璽之鏡劔一とあり。(上に引る卜氏の祕記の次に、故に大嘗御代中臣執二掌太兆之卜事一奏二天神之壽詞一、忌部執二掌班幣之事一上二神璽之鏡劔一、奉レ齋二同殿一、天子幸二郊外一夕奉二御麻一、傳爲二永例一とあり、釋紀に、ミシルシ、またミハカシ、ミカヾミと訓めるは、私記の說にや、義解に、謂璽信也、猶レ云二神明之徵信一、此即以二鏡劔一稱レ璽也、また集解に、釋云、神璽鏡劔也、唐令所レ云璽者以二白玉一爲レ之印也、帝王世歷云、秦制二傳國璽一、其風俗各別號同實殊耳、朱云、問中臣忌部、常可二定置一不、答臨時擇二取諸司中一耳、如下取二文部一者上とあり、此の神璽と申すも下に擧る古語拾遺に、神璽また護身御璽と有るを始め、後の御紀に、天皇之璽、また天璽符とも、天皇璽印とも、璽符とも、璽綬とも、天皇璽綬など、種々に記るされ、又かく申すに付ても論あれど、處せければ此には白さず、名例律に、大不敬謂盜及僞二造神璽内印一絞、とある疏に、神璽者、謂依レ命踐祚之日、云々とて、此れと混へつるはいかゞなり、此は公式令に、天子神璽方三寸と有りて、内印たること、いとしるき物なるをや、)此は持統天皇紀に。四年春正月戊寅朔の條に。物

部麻呂朝臣。樹大盾。神祇伯中臣大島朝臣。讀天神壽詞。畢忌部宿禰色夫知。奉上神璽鏡劔於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮。羅列匝拜而拍手焉。また同五年十一月戊辰朔辛卯、（朔以下、京本に依りて補ふ。）大嘗。神祇伯中臣朝臣大島。讀天神壽詞。と有るを初の（四年）なるは。令條に合ひ。後（五年）なるは本文なる。御故事には能合へど。儀式に在る。神璽を奉る事は見えず。、業資王承元五年の記に、卜部兼衡談云、大嘗會始清寧天皇御時。中臣奏壽詞。持統天皇御時始之、と有るは、ともに御紀の文を見誤りしなり、さて此の記、拔穗使の條に、悠紀主基ともに、稻實及ひ禰宜を、卜部氏の中より卜合て定られし事あり。）爰を以て集解に疑へる如く。或るは神璽をば。踐祚の時に奉り。壽詞は大祀の時に奏せるにやとも。或るは神璽をも。大祀の時まで。奉らじかとの疑なきに非す。（されど天ッ神ノ壽詞は、必ず一つのみならずて、或る說の如く、踐祚の時と、大祀の時とに有りとせば、さのみ妨なくや。）そはともあれかくまれ。天ッ璽の大御寶を奉るとあるは。いかなる由とも。量り奉がたきに就て。熟案奉れば。此は決めて此の命の。御世初めのには坐さずで。必ず次に天の下知し看し天皇。彥火々出見命の大歳の時の。御例を傳へ賜ひし大禮ならむと。恐けれど察奉られたり。（そは此の大御時には、早く天上に大御詔承奉り給へるままに、同御殿、同御床に令坐奉坐れば、別に遷し奉らせ賜ふべき理の、絕てあらねばなり）しか考へ奉れる證は。古語拾遺に。神武天皇の天津日嗣知看せる御績を申して。天富命率諸齋部。捧（一本に、採に作る、）持天璽之鏡劔。奉安正殿。（天書にも、天璽神寶、安置宮內と云へり、）舊事紀には、拾遺の文に接きて、天種子命、奏天神壽詞、即神世古事類是也とあるは、必ず古傳なり、此れらの事は彼の御卷に委しく注を見るべし。）また崇神天皇の御世に。二種の神寶を摸造らせ賜へることを記るして。以爲護身御璽。是今踐祚之日。所獻神璽之鏡劔也。と有るを以て知るべし。（そはいと後ながら西宮記に、天皇讓位之時、令內侍二人、被渡奉神璽寶劔於新帝。但先皇崩之時、大臣以下諸卿、就大行皇帝御在所、受取神璽

寶劔持、近衞少將奉新皇御在所、擁御在所、雜事所供奉とあるは、上つ代の遺風なるをも考へ奉るべし、此の寶劔も、安德天皇の御世より後には、日御座御劔を用ゐ賜ひ、遂に伊勢の神廷より奉り賜へる御劔もて、御代と爲賜へる事など、建曆御記、寶宣卿記、神皇正統記、永和記、太平記などに因りて、委しく記し奉れる物あり、)さて橿原宮天皇の大歳元年なる。春正月元正日に。天津日つぎ知し看せば大御禮はも。天皇祖神の高天原にて。此の神祖尊に親自ら。大御位を授け奉り賜ひし御禮を。學び取らせ賜へることしるく。はたその建寅年なる。十一月の中卯の日に。大嘗聞食しは。本文なる大御禮を。受け傳へ坐せる宮事にて。後の御世々々に。唐國の禮をも加へて。增損し賜ひし時にも。專ら此の天皇命の御政を本として定め賜へること。また更に論を待つまじくこそ。(是を以て大嘗新嘗は更なり、御即位、また元會などの御禮、互に似通たるはこの故なりかし、)されば天つ日つぎ知し看す時に。神璽の御寶をば。傳へ奉り給へるを。また大嘗祭の時にも。その御禮式を重ねて。せさせ給へる御定をも有りしなめり。(かくて御即位の時の壽詞は、或る人も云へる如く、文武天皇元年の紀に、見えたる詔詞なむ、大かたそれなるべきと說へるはさる說にて、早く六人部某も、こは決めて神代のなるべしと論へりき、さて世に有るべき限の禮則をば、盡々に天上にて定めさせ給へれば、己にも云へる如く、大禮とある事ぐさは、壽詞も法式も、既に備はりあるべきこと、少も疑ひ奉るべきふしは非ずなむ、)なほ次條に擧る師說をも。參へ考へて知るべきなり。さて式の文(上に引ける次)に次辨官五位一人。亦就版位。跪奏兩國所獻供御及多明物色目。訖退出。(北山抄にもかく有りて、承平天慶例、就外辨座辨奏之、行事不奏と有り、供神の物と、多明の物との事は己に云へるを、具釋を見れば、黑酒白酒は献物と云ふ中に入り、酒は多米都物と云ふ中に入らず、献物の中にも、多米都物の中にも、各缶の物あり、又延喜大嘗祭式に、多明三十斛多米酒料とあるも、白酒黑酒に分けて云ふ目と見えたり、是れ等を以て思ふに、供神、供御等の料

として献る物をば献物と云ひ、給賜の料として献る物をば、多米都物と云ふ、多米と云ふも給ふ儀なるべし、然して此の時色目を奏するには、献物、多米都物ともに奏すと云へるが如し、そが中に給物と云ふはさる說ながら、臣下に賜ふ料とせるは、多米氏本系帳なる、成務天皇御詔に合はざれば聊委しからず、）皇太子先拍手退出。次五位以上俱拍手。六位以下相承拍手並如前儀。（儀式には、此にも拍手四段「段別八度、所謂八開手者也」と見ゆ。）以次退出。（式部取版位出。）宮内引大膳職造酒司所備多賀須伎比良須伎等物。（北山抄に、窪手等也、造酒司等呂須伎都婆波瓶也と見ゆ、長和元年大嘗會の記に、多賀須比良須と有るは字脱しか、さて康富記に此の多賀須伎比良須伎を窪手平手とし、御代始抄に、くぼてをたかすきひらすきとなづくと見え、具釋に、多賀須伎は葉椀、比良須伎は葉手なり、供神の調度を唱へ替るのみ、物とは其れに入たる物にて即ち飲食なりとあれど、共に信がたき說どもなり、或る人今物を手に盛りて食ふを、手のくぼと云ふは、葉椀の遺語なりと云へるもさる說なり、）進見於庭訖將去。是時大臣侍殿上喚五位以上。（先召舍人即少納言參入如常儀、○その儀は儀式に委しく記されたり、）俱入就顯陽承觀二堂座。六位以下以次參入。就觀德明義二堂。訖。悠紀國別貢物參入。巳一點悠紀國薦御膳。給饗五位以上。（小齋悠紀國給之、大齋大膳職給之、）如宴會儀。兩國多明物並命辨官班給諸司。悠紀國獻當時鮮味。（儀式に、鉦人の鉦を擊つ事あり、具釋に云、鮮味は、雉を梅の枝に附たると、蜜柑と搗栗とを、甆籠に入れて、松の枝に附たるとなり、其の獻る樣は、國司、一人は私の小忌を著、帶劍して、末を左に、本を右にして持て、一人は小忌を著て、松の枝を是れも同くして持て進むとも、又儀式には、此を献つる儀の前に、辨官兩國の多米都物を、諸司に班ち給ふ儀あり、そも賢木に、御鏡どもを挂け賜へることは、上なる天磐屋戸の段に見えて、彼所の傳に委しく說き賜へるが如し、さて伊勢物語に、そこばくのさゝげ物を、木の枝につけてといひ、大和物語に、さゝげもの、一枝ふた枝、せさせ賜

へと聞え賜ひければといひ、又移りては、木の枝に雉をつけて、人に贈りけることも、物語ぶみに見え、ふみをつけてやるは、中頃の常の事なり、さ皆あなたを敬ひて物する心ばへの殘れるなり、さ椙乃落葉に記し、荒木田經晃神主の說に、古無臺故獻物皆附木枝、今神宮有榊枝附幣、禁中之式制杖頭、以銅鑰飾之挿宣命下之、此稱鳥舍、又上貢人訴狀有挿竹、又有鷹鳥附樹枝、皆故實也、とも云へり、)次國司引歌人入奏國風、儀式に、次國司率風俗歌人等、且歌「還時亦同、」參入、「國司立前、次音聲人、次歌女、次歌「江次第に因りて補ふ、男、」立庭中、歌人先入幄、次國司就幄座、伏地者、更擊鉦如初儀、入幄乃奏風俗歌儛、「儛以八人成列之、」次奏所司樂訖退出、次獻御挿頭、」盛花足机、居高机、以紗爲覆左位六人舁之、「和琴二面、「各長六尺、納袋盛花足机、居高机、以紗覆之、人給和琴二面、衾若干條、「六幅四幅相雜、」襖子若干領、「衾襖子、納韓櫃、居机加綵覆、訖皇帝御清暑堂、と見え、北山抄に、天慶の記に云、前男二十人、後女二十人、

樂人在最後、また式に云、舞人八人爲列、次所司奏樂、新式云今不奏、江次第に、入自儀鸞門、日歌參入、云々奏風俗歌舞、退出、八人爲列、旁書に、承保十二人などあり、さては皇極天皇紀なる、八佾之舞といふも、此の八人舞の事にや有りけむ、さて其釋に、江次第には、音聲人、歌人、歌女等、此所にては、悠紀の國司に率ゐられて、悠紀國の風俗の歌を歌ひながら參入し、八人にて歌舞を奏して退出す、今も風俗の歌とて豫め作る、其の中に、悠紀主基各辰巳の兩日の參入、退出の音聲樂の破急等の歌あり、然れども是れ只先例に從ひて、作らるゝのみにして、節會の日之を歌ふ事を聞かず、)訖撤朝膳、未二點遷御主基帳、皇太子以下亦就主基座、別貢物令入獻當時鮮味、薦御膳奏國風等並同前。事訖悠紀國給祿。(此の事も儀式に委しく見ゆ、悠紀節會は、一わたり此に終たり、)巳日辰二點御悠紀帳。三點薦御膳。次奏和舞。其召五位已上給纏皮六位已下參入奏風俗樂等。(儀式に、巳日辰刻、御悠紀帳、其儀一同辰日、群臣一兩巡後、悠紀人入自儀鸞

門就中庭左幄奏和舞、「十八共舞」訖退出、次雅樂寮率樂人、亦入就同幄奏樂、と記るされ、北山抄に、次奏風俗、儀式有所司樂無風俗事、或云、此樂停止令兩國奏風俗、承平貞信公記云、須先奏和舞田舞、後奏兩國風俗、而先奏風俗失也者、而天慶以來猶先奏風俗、江次第にも、入自會昌門、且歌參入云々とあれど、上代には、今日悠紀の風俗を奏せることはなかりし也、並同辰日、未一點御主基帳、供御膳之後、（江次第に、悠紀主基ともに三献の後、至尊にも挿頭を奉り、公卿にも賜ふ禮あり、具釋に云、挿頭は、上世よりの風俗にて、風流の爲に、時の草木の花を冠に挿む態なり、依て直に其の華を挿頭と云ふ、後には剪綵花をも用ゆる故に、其の時ならぬ花をも挿むなり、此所の挿頭なども作り花にして眞花に非ず、献つるは臺に載て之を献つる、貞觀の頃は、花足の机に盛り、高机に居て、紗を以て帊とするよし見えたり、江次第に見えたるは案に載す、今の島臺の如くなる臺に載す、紅の四菱の綾の帊あり、其の献つる樣は即ち左の文にあり、和琴は、

是も儀式に見えたるは、長さ六尺の和琴二面、各袋に納れ、花足の机に盛り、高机に居て、紗を以て覆ふとあり、江次第に見えたるは案に載す、今も和琴二面献つれども別に臺なし、又貞觀の頃、この時挿頭和琴の外に、衾襖子等を献つる、中古以後は其の儀見えず、また昔は親王は紅梅、大臣は藤、納言は櫻、參議は山吹なり、今は大臣は藤、納言は山吹、參議は梅、並に眞鍮にて作り、滅金を挂る、而して關白以下其の挿頭を取りて、各冠の右の方に挿むとも、昔は辰の日の挿頭は大臣之を奉り、今日の挿頭は親王之を奉る、是れ互にする儀なるべし、今の世は總ての儀に親王の出仕なし、仍て兩日共に、内辨の大臣是れを奉るとも、今日は主基節會の當日なれば、主基方より鮮味を献る、そは鳧を楓の枝に附たると、鶉を鹿鳴草の枝に附たるとなり、さて此を奉る式をも錄せり、さて主基の節は、此れにて竟つるなり、後世には種々沿革は有りなめど、御挿頭、さては鮮味、多明津物等を上り、祿物を臣下等に遍く賜へるなどは、疑なく上代の遺風なり、かのかざしを、中古より心

葉といひて、俊量卿の記に、その圖も出づ、また拾遺集に、ものへまかりける人の許に、ぬさを結び、袋に入れてつかはすとて、「淺からず契むすべる心葉は、手向の神ぞ知るべかりける、」紫式部日記、五節の條に、筐一よろひにたき物入れて、心葉梅の枝として、いどみきこえたり、又源氏物語繪合の卷に、さし櫛の筥の心葉に、別路に、そへし小櫛を、かごとにて、云々またえんに通たる枕の筐に、同き心葉のさまなどいといまめかしといひ、花鳥餘情に、近代御前の物、折敷の四隅に糸金を以て松の枝をして、糸にて葉を結びて鶴など作りて立る事あり、此心葉のよしなり、さし櫛の筥に金にて花を作りて添へるを云ふべしとも見ゆ、かくて後に案へば、或る人も、ことに古へに謂ゆる髻華なるを、うすも風流に用ゆる心葉も同じ、梅の花などの作り枝にてあなれば、共に心葉と云へるより、風流の心葉をも冠る方より轉れりとも、或は名は一つにて、二種なりなどの説も有りと、諸書を引て委しく云へりき、西宮記に、藤花大嘗會及可然時、帝王所刺給也、插左方云々など委しく見ゆ、さて此の物は、上七十四段に、須我大神の御加佐志の事は更なり、古事記なる、倭建御子命の、くまがしの葉を子受にさせと詠せ賜ひ、推古天皇十一年の紀に、元日著髻華とも、十九年の紀に、隨冠色各著髻華と見え、孝德天皇大化三年の紀には、鐙冠とて鈿を著る冠を別に制賜へることと見え、北史に、冠以錦繡爲之以金銀鏤華爲飾といひ、大寶の頃に、唐に遣はしし粟田眞人の冠に華蘤四枝と唐書に云へるも、此れにてその本と云ふは、かの御加佐志に起原れること論なし、なほ委しく橿原宮の段に説つべし、）

奏田舞之儀式に、主基人等、入就中庭行幄奏田舞、十人共舞と有り、北山抄に、多治比氏、内舍人等供奉舞人十人、承平記云、樂人著幄座奏音樂、天慶記云、件舞稱大歌、不具不進、卽師明日可供奉之由有例故也、また次奏風俗、寬平記云、舞人退出間、親王以下下殿舞遊畢遺昇承平獻御插頭了入後房、群臣酣醉、或濫樂大臣座邊、大臣招之唱神歌とも見ゆ、さて或る物に、京紫野の今宮祭に、古く傳れる宴樂花と云ふを、大嘗會

の田歌させるは、いかゞあらむ、また此の祭は、即て鎮花祭の遺風と云へるは非ず、と或る人說へりき、）凡事同前儀事訖主基國賜祿、（永和記に、此の兩日は、普通の元日、白馬の節會などの樣なる儀を、一日に二度行はるゝ、いかめしき大儀なりとあり、）午日卯一點却兩國帳所司裝束尋常御帳（辰一點御此帳、儀式に、所司裝束高御座、云云と委く見ゆ、高御座の制は、內匠式に出づ、具釋に云く、高御座は階ある高き御座なり、御座の廻には欄檻あり、四方に、鏡瓔珞などを挂け、前には錦の帳をたれ、上には八角の屋根あり、其の頂には鳥形を居ゑ、藤原光忠卿の圖說に見えたる昔の高御座は、最玲瓏たる物なり、今はさほどにはあらねど、猶金玉を以て飾り、丹靑を以て綵り、其の莊嚴觀つべし、其の樣は筆しがたし、當時大畧大社の神輿に似たり、今の世の高御座は、行事官之を掌ざる、）召五位以上及六位以下、參入同前日、四點敍位兩國司及氏人等、（敍位人數依勅處分、○宮制、などの禮、儀式に就て見るべし、）已二點所司薦御膳、（其器並雜具者、使用前日兩國所供御膳之具、○儀式に、其御器便用兩國設、」親王以下、諸使共起、次主膳監盆供東宮饌、大膳職盆送群臣饌、と見ゆ、）奏久米舞、（儀式に、一觴之後、吉野國栖、於儀鸞門外奏歌笛並獻御贄、訖伴佐伯兩氏率舞人入自儀鸞門、「左伴氏、右佐伯氏五位已上相分而列、」就中庭床子、「所司預設、」奏久米舞、「廿人二列而舞、」訖退出、」北山抄に、一觴後、國栖奏如常、次伴佐伯兩氏、入自儀鸞門、著中庭床子、奏久米舞、「伴左佐伯右、五位以上相分引之、舞人廿人、琴工六人、新式云、所司設五位並彈止琴床子、又設琴臺床子、寬平記云、王四人著緋衣、末額劔靴、承平記云於舞臺東供奉、舞人在前後端、著服四位袍、中間服五位袍、皆帶劔終頭拔劔舞無歌等琴爲節舞如駿河舞、と云へり、久米の直は天津久米命の裔と、古事記に見たるを上百三十七段に因りて見るべし、また武內宿禰の後にも、大難波命の後にも同氏あり、來目舞の始めは、神武天皇紀に見えたり、具釋に云、貞觀の頃は既に來目部なるか、儀式、江次第に見えしは、伴氏と佐伯氏との、五位以上の人左右に分れ、伴

は左、佐伯は右に在りて、舞人を率ゐて南門より、入り、舞臺の東より出て、中庭の床子に著、舞人二十人、版位を夾て二列にして舞ふ、琴工六人、駿河舞の如しと有り、又江次第に、舞終りに劔を抜く、歌なしとあり、中古は既に其の歌曲傳はらぬなるべし、今の世は舞も傳はらずと云へり、〔吉志舞〕儀式に、次安倍氏人、〔五位以上相分而列、〕奏吉志舞、〔出入門並人數行列等同久米舞、〕訖退出、とあり、江次第には、舞臺の西より出て、安倍氏五位以上床子に著、高麗亂聲舞二十人、樂二十人とあり、今は其の舞の樣傳はらざる由にて、たゞ亂聲を奏して、伶人巡廻するのみ、と云ひ、北山抄に、吏部王記云、昔安倍氏先祖合〔一本、令に作る、〕動伐新羅有功、大嘗會日報命、因奏此舞、故相傳爲大嘗會之舞、云々と見えたるを實物集に、神功皇太后の御世の事とせるは、據ある説にや、〕中、踏奏大歌並五節舞、二點供奉解齋舞、先神服女舞、〔數限四人、〕次神祇官中臣、忌部及小齋侍從以下、番上以上左右分入、造酒司人別給柏、即受酒而飲訖即爲壹而舞之、〔儀式の上に引る文の次に、次悠紀主基兩國司、率歌人歌女、入自門東西戸、就左右幄、奏風俗樂、歌舞一曲退出、次奏大歌並五節舞、訖皇太子先起在座後、次小齋親王已下、五位已上、下殿堂列立、〔參議以上自左近陣南三丈、更西折一丈、西面北上、四位以下立各堂前去堂一丈、次大齋親王以下又下共拜舞也、〕次治部雅樂率工人、奏立歌訖退出、次掃部寮立祿束於〔一本、床於の間、殿の字あり、〕舞臺南、次神服女四人於舞臺北、供解齋和舞、次神祇官中臣忌部及小齋侍從以下、番上以上左右分入、造酒司人別賜柏、即受酒而飲訖以柏爲壹而和舞、〔先神祇官、次侍從、次大舍人、次左近衛、次右近衛、次左兵衛、次右兵衛也、かくてこの書には右の如く、今日も兩國ともに、風俗を奏すとあれど、式には已に記されず、北山抄に、新式云奏雜樂、寛平式無此兩事、承平記云、國風發音勅停之、天慶吉志舞後奏田舞云々とも見ゆ、されば上代は、午の日にも正しく、風俗を奏しめ賜ひしなり、〕酉二點皇太子已下、五位已上給祿各有差、又諸司六位官以下及兩國駈使丁以上給祿

(神祇伯大副及齋部少領以上加給馬一疋。)○この宣命の式なども、儀式に委く見ゆ。)其悠紀主基兩國主典以下諸郡司主張以上把笏者別勅叙位者依臨時處分。(諸司六位以下給祿、兩國主典以下叙位或以未日行之、事見儀式。)是日小齋侍從以下。於宮内省解齋。歌舞如常。大膳大炊造酒及兩國司給酒食訖脱齋服復常。(儀式に、向宮内省神祇官先就座、次公卿以下依次就座、「公卿用東側階、侍從以上用北東一階、自餘用西側階」訖神祇官奏解齋歌一成、次雅樂寮奏同歌、宮内丞二人先和舞、次神祇祐二人、次侍從二人、次内舍人二人、次大舍人二人云々、また未日、賜神祇官、竝諸司六位以下官人以下、及兩齋國國郡司役夫以上祿云々、とて尚委く記されて、造酒童女、稻實公、燒灰、大酒波、粉走各絹一疋、綿二屯、調布一端、相作女、大多米酒波女、粉走、相作、採薪等各調布一端とあり、又この解齋御手水御粥も、中古以後は辰日に清暑堂に御して、行ひ賜ふ儀も江次第に委く見え、鈔に、供奉御手水陪膳人以杪三度沃之、蘭履向巽二歩給云々、などもあり、)また凡北野齋場雜舍事畢壞却、凡大嘗祭畢差禰宜卜部一人遣兩齋國祭御膳神八座、(儀式に、十二月上旬、差禰宜卜部、遣兩齋國祭御膳八神とあり、これ本文に見えたる、八柱大神なり、)即爲解齋明日燒却齋場。其供神物者以當國物充之(儀式に訖召集物部人等、解齋解除、「祭祀竝解除用度一同、」初と見ゆ、)また凡晦日在京諸司集被准二季儀(儀式に於朱雀門大祓如二季儀、とあり、)凡大殿祭料云々。又大嘗御竈祭。炊殿鎮等之例。與尋常新嘗會同。と有るにて。その概略は知られたり。(さて此の辰巳午の御儀どもを、委しく記し出むには、いと容易からぬわざなれば、今は筆を擱きて、神武天皇の御段に、重ねて記し出むとす、また下に引き出る、御紀どもを互に見合せて、其の要を考ふべく、事の因々に聊かは説もすべし、また宮内式に、凡供奉所司所請諸節竝年料雜器皆起十一月大嘗會始用、中取机竝榻、臼、杵、樔等隨損請替、大炊式にも、供御年料、「中宮亦同、」臼三腰云々、右十一月新祭會始用とあるは、決めて天津宮事の傳はれるにて、

いさめでたし、そは宮内式に、謂ゆる大嘗とは、即ち後の新嘗なるを、此れその大嘗新嘗の稱の正しく分れざりし時の、古書に因りて記されし徴ともすべし、さる例、大炊式、式部式にも見えたり、この大嘗を、新嘗の誤ぞと思ふ人もあれば、因におどろかしおくになむ、）かく記しをへて、儀式帳解を見れば、神廷の凡て三節の御饌は、祈年よりはじめ。御贄の料理　白貴黒貴の御酒奉り。遊樂飲宴儛等まで　そのさま朝廷の大嘗會の狀に似たり。（こゝに儀式を引たり、）されど大嘗會は大儀なり、准へていふべからず　年々の新嘗祭に准へ見るべし。さて今夜の御饌はて、直會歌舞は　延暦の頃の倭舞にはあらじ、外宮儀式に、伊勢歌なども見ゆれば、國ぶりの舞もありつべし、）いつの頃よりか。今夜も倭舞奉仕る。大神宮式に。六月月次祭。十六日祭度會宮。十七日祭大神宮云々　就解齋殿給酒食訖入外玉垣門供倭儛先神宮司　次禰宜　次大内人　次幣帛使　次齋宮主神司　次寮允以上一人　次禰宜大内人妻訖　齋宮女孺四人供五節儛次鳥名子各（一本に各の字なし、）儛

十七日參大神宮其儀一同度會宮（また凡三節祭並解齋直會之日。鳥名子儛。童男童女十八人裝束。青摺衣裳在前摺調臨祭給之　年中行事（六月十六日の條）に。齋御饌畢。荒祭瀧祭の祭ありて後の文に其後各著一殿預直會饗膳云々。於三度御祭由貴夜　並十九日瀧祭御神態饗膳之時者以西爲上　又正員禰宜南坐北向　權任神主北坐南向　物忌父等東坐西向以北爲上著　次御鹽湯内人著　次荒祭宮内人物忌著　次外物忌著云々　三箇度由貴夜　陪膳役瀧祭下部勤也　饗膳六月十二月度丹生河御廚勤　九月度者衣手御廚勤也云々　今夜直會畢之後　櫻御前石疊西東鋪設其上正權禰宜並玉串大内人以北爲上東向著　物忌父等主神司殿北方以西爲上著　于時清酒作内人作立詔刀申云々　其後在神酒坏鋪設並陪膳役清酒作内人等也　次物忌父等請取御琴奉仕御歌搔之。其時先清酒作内人舞　其後敷半疊一枚次正員禰宜　次權任神主　次玉串大内人舞　大和舞也　件御歌ミヤビトノ。（玄道云、宮人のなり、）サセルサカキヲ。（挿せる榊をなり、）ワレサシテ。（我れ刺てな

リ、）ヨロヅヨマデニ。（萬代までになり、）カナデアソバム。（奏で遊ばむなり、）こは十七日の條にも神主舞ふ時にとて記るせり、正權禰宜等竝玉串大内人等舞時。地祭副物忌毎レ人召立、仕役皆副物忌也。而六月地祭物忌方。九月大物忌方。十二月宮守物忌方勤也とあり。當時の作法。大凡これに同じ。又權任玉串大内人。外物忌などは供へ奉らず。ともあれ但し饗膳絶て。たゞ清酒をたまふのみなり。又權任玉串大内人。外物忌などは供へ奉らず。ともあるは實にめでたき説なり。（澁川春海も、神廷に奉る朝夕の御膳のことを申して大嘗會御田、及大隅高橋兩家奉レ供二御膳一亦此儀式也、大社供二日御膳一亦准レ此也と説ひ、或る人も此れ等の説に據りて、神廷朝廷の大御祭事の一にして、上古以來易る事なく行はれ來つれば、何事も同じきが故に儀式帳、六月十二月の月次祭の條に、十六日夜湯貴御饌祭仕奉云々、同日夜半仁人別介二備滿持一弖、朝大御饌夕大御饌云々、內院供奉云々、退以二十七日平旦一朝御饌モ如二上件一云々、仕奉とあるを、神嘗祭の條には同じ事を、亥時始至二于丑時一朝御膳夕膳御膳二度供奉と有り、神廷にては亥の時と丑の時となるを朝廷にては亥と寅となるは、御儀式ども、多く渡らせ給ふが故なめり、然れば悠紀の御膳は卯の日にて夕の大御饌なり、主基の御膳は辰の日にて、朝の大御膳なり、引續きて豐明節會は直會にて、中臣の壽詞は其の時に當りて宣り、種々の歌舞仕へ奉る事も、亦神廷にも其の狀有りて、大凡異ならざるは、高千穗宮より水垣の御世に至るまでは、神と皇と同殿の內に御在しゝかば、其の儀式等も本は一つなりけるを、互ひに世を經る間には、時に取て取捨も有りけむを、後の例と成れる事も多かめれば、此れを以て彼れに校べ、彼れを以て此れを考ふる時は、甚正しくなむ知らるめる、とも論へるは、共に然る説どもなり、）○此者大嘗祭之御政之本也は。古波。於保仁幣萬都理能。美麻都里胡登能。母登奈理にて。徹に今新に加へたる文なりと有り。大嘗の解は。上（四十二段）に新嘗と有る所（また百九段、下百四十八段など、）に委しく見え。（但し、後なるは書紀に、釀二天甜酒一嘗レ之とありて、ニハナヒと訓めるに因られしこと彼の段に就て見るべし、（御政も上に（百十六段を

初めて〕多く見えたり。（但し祭政一致といふ說は、神皇正統記を初めて餘多見え、鈴屋翁は、平伏へ事ならむと說はれしを、こは上は天神地祇に仕へ奉り給ふ御行は、即ち下宇宙の萬姓を平安く治め賜ふより外なく、しか治め賜ふが、やがて皇祖天神の御依しにて、それ天皇の御忠孝なる御德にし坐せば、上にも下にも徹りて、此を御祭事と申し丶由も、先師等の說に本きて、別に考へ記せる物あり〕さて本朝事始（色葉字類抄に引り）。磐余彥天皇代、中臣遠祖天原坐神、名神魂命曰、迎二大御食（食の字の誤か〕持命一、奉レ供二新嘗會之事一と云ふ古事を記せり。此を以て豐受大神も、此の御祭に預り給ふこと明白く。さて神庭と大內と全く同坐しゝ時には、共に新嘗とも。大嘗とも申しけむ由は、下にいふ如くなるを。崇神天皇の御世に、此御神の大御心と。別殿に坐せ奉り賜ひしより〔この御事に就て、かにかくと議し奉る、枉說どもえ聞ゆれば、甚しき妄言なることゝ、別に記し辨へたる物あり〕彼の大宮にては。此を神嘗と申す事とは成りしなり。それは年中行事秘抄に引る舊記に。

垂仁天皇の御世に、倭比賣命の大御神の御杖代と爲賜ひて。伊勢國壹志郡なる。齋片樋宮に幸行せる時に。一雙の鶴有りて八握穗を守り居るを人を遣はして苅り採しめて。大御饌に仕へ奉らしめ賜ふ事を記るして、即木枝刺合出レ火、炊二彼稻米一奉レ供二大神一給、從二此時一神嘗祭發と見え、高橋氏文に、景行天皇の大御世に、磐鹿六獦命の、仕へ奉らしゝ事を。大八洲尓像天云々定天、神嘗大嘗等爾供奉支。とあるにて、大御神には、此を神嘗と申し別しも。また大嘗と申すも。いと古き名なることと知られたり。（稱德天皇紀に、大新嘗とも記され、政事要略に、新嘗大嘗名異實同とも、一代一度祭謂二之大嘗一、每レ年祭謂二之新嘗一とも云へり、）栗田氏云。延暦九年の紀に。九月甲戌。伊勢大神宮に相嘗の幣帛を奉るとある。甲戌は即ち十一日にて。相嘗は即ち神嘗の事と聞ゆ。さて神嘗を相嘗とも云へるは。疑はしきが如く思はるれど神嘗、相嘗、新嘗は。唯名の異なるのみにて。其の祭義は何れも同じきなり。其はみな新稻を以て造れる。御酒。御食を聞食給ふに就て。諸神にも奉

らるゝ祭なればなり。但し大神宮は、諸神と異なる故に、專ら大神に供へ奉る由にて。九月を神嘗と名づけ。十一月上卯日。七十一座に奉るを。相嘗といひ。下卯日。三百四座の神に奉るを。新嘗と云ひて。云ひ別けし事著し。延暦の頃は。其の祭儀も明白なりし故に。其の義を得て。相嘗とも書れしなるべし。とあるを實にさる說なり。(但し天皇の聞食すに就て、諸神にも奉るといふ說は、甘なひがたきこと、已く上に云へるが如し、また[illegible]公事根源など、二書共に云、神饌は天照大神を請奉りて、天子御自ら祭り給ふ重事なり、されど令及儀式等の諸書に、神饌を何れの神に奉ると云はざるを以て、唯天神地祇を祭り給ふ事とのみ思はるれど、卯日平明に、幣帛を班ち奉るが、やがて天神地祇の御祭にて、悠紀主基の神饌は、大神に奉る御物なる事著し、若し然らずは神座も神饌も、なほ多く備へらるべき理なり、然らば悠紀殿のみにて、事足るべきを、主基殿にも同じく祭らるゝは如何とも云ふべけれど、古へよりの風俗にて、神祭に備ふる物をば、悉く二つづつ並べ擧る事譬へば布帛をば、荒妙和妙、酒をば黑酒、白酒、獸をば毛荒物、毛和物、野菜をば甘菜、辛菜、海草をば奧津藻菜、邊津藻菜、魚をば鰭廣物、鰭狹物など云ふが如く、唯一殿を物するは、事にふさはしからぬ深理ある故なるべし、とも云へれど己が考は、上に記るせるが如し、)さて師說に。上代には。初め此の大祭行はせ給ひし年を　太歲といふよしを論はれて。此は赤縣漢の世以來の諸書に。謂ゆる太歲とは異なり。)赤縣籍に、太歲と云へる事につきて、前漢書の歷志よりして、甚く誤れる說あり、そは太歲古曆傳に、委しく論へるを見るべし、)其はむかし我が相識れる細井貞雄が說に。天皇命の御世知看せる初めに。天地の諸神たちに。御饗奉るを。大嘗祭といひ。此の御祀ありし年を。御世の始めとして。太歲と云ふ。これ元年と數へ出る始めなり。(こを太歲とも稱ふは、御世しろし看して、始めて、御田寄を取收めて、所聞食し始め、神等にも奉り給ふ年にて、此を元年と數へて、次々に許多の御年を、經積み給ふべき初年なるが故に、稱へて太歲とは云ふなり、)

然らば神武天皇紀に。辛酉年春正月庚辰朔天皇即帝位於橿原宮。是歳爲天皇元年。といみ記して。是年也太歳辛酉と無く。是れより前の甲寅年の所に。是年也太歳甲寅と有るは。如何と云ふに。此は古事記傳十八の卷初條に。五瀬命は。葺不合命の。第一の御子に坐せば。父命崩り坐てよりは。此の命ぞ。天津日嗣は所知看たりけむ。云々。と説れたる如くなれば。太歳甲寅と有るは。彦五瀬命の大嘗祭ありし元年なり。斯て神武天皇。その御心を紹給ひて。功竟給ひ。後に大嘗祭を爲し給へる年を指して。天皇の元年とは書せ給へり。（古き傳へ書には、此の天皇の條には、彦五瀬命の太歳と、天皇の太歳と、太歳てふこと二所に有りしを、書紀に撰び取り給ふ時、始めの太歳のみを、其の隨におきて、後に見えし太歳をば元年と改め給へれど、猶舊きに倣ひて、爲天皇元年と斷り給へるは、是所までは、彦五瀬命の太歳より、數へ云へる例はしの殘れるを、即ち其の儘に爲天皇元年とは書れたりけむ、○玄道云、或る説に、天孫本紀に、鎭魂祭は、天皇元年十一月丙子朔庚寅に、初めて行はせ給ふよし見え、式の文に、凡十一月中寅日、卯在朔日用上寅云々、鎭御魂一同尋常と有りて大嘗新嘗ともに、其の前寅の日に在りて、大底並び行るゝ如きを以て、推す時は、右の庚寅は十五日に、鎭魂祭を行はれ、大嘗は十六日にて、中の卯に當れり、と云へり、また同じ天皇四年二月の紀に、我皇祖之靈、云云と詔出て、靈畤を鳥見山中に立て、皇祖天神を祭り賜ふとありて、釋紀に、於上小野祭天神、於下小野祭地祇者歟、と有るより、或る人の此を大嘗祭を仕へ奉り賜ふと説へるは、時日も合はず、右の師説に違へば甘心ひがたし、されどかゝる時じくの御祭にも、悠紀主基の二國を定めて、行はせ賜ひし徴は、百四十八段、また下の條に引る、天武天皇、持統天皇の御世にも見えたれば、上小野をば悠紀、下小野をば主基に、仕へ奉り賜ひしにも有なむか、）そは綏靖天皇紀に、元年春正月壬申朔己卯、神渟名川耳尊、即天皇位、是年也太歳庚辰、安寧天皇紀に。元年七月癸亥朔乙丑。皇太子即天皇位。是年也太歳癸丑。懿德天皇

紀に。元年春二月己酉朔壬子。皇太子即天皇位。是年也太歳辛卯など。次々に見えたり。故れ是の太歳を。一年と數へて。次々に。二年三年と數へて。崩り坐すまでに。幾十年とかぞへ言ふぞ。上古の定めなりける。と云へるは。信に然る言にて。日本紀は。持統天皇に至るまで。即位の年の末に。必ず是年也。太歳某。と記されたり。(然るに、續日本紀以下の御紀には、何所にも此の事を記るされざるは、前紀の文例を遺られし物かと思ふに、然には非らず、こは太歳と云ふに代る、年の號といふ事の出來し故の事なるべし、)但し此の例に。違へる如く思はるゝ所に有るは。綏靖天皇紀の。即位元年の前年に。于時也太歳己卯。と有ると。神功皇后紀に。是年也太歳辛巳。即爲攝政元年。とある耳なり。然れども此は熟思ふに。神功皇后は。應神天皇幼く坐し故に。此の年より攝政し給ひ。大嘗祭を行ひ給ひしかば。太歳と云ひ。綏靖天皇。即位元年の前年なるは。其の庶兄手研耳命。その御弟たちを害ひて。皇位を得むと構へて。私に大嘗祭を爲られし故に。然は有るなり。即

ちその所の文に、手研耳命、行年已長久、歷朝機、故亦委事而親之、然其王遂以諒闇之際、盛福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也太歳己卯、と見えて、下に獨臥于大牀時、淳名川耳尊、射手研耳命、一發中胸、再發中脊、遂殺之、と有るを見て知るべし、神代紀に、天稚彥が事を、吾欲馭葦原中國、遂不復命、新嘗休臥之時、中矢立死、と有るに思ひ合せて此の有趣を辨ふべし、)然れば御々代々の元年即位の後に。必ず大嘗祭ありて。其の年を太歳と云ひ。こを一年と數へ出る始めと爲ること疑なし。其は定まれる例なれば。唯に太歳とのみ言ひて。殊に大嘗祭を行ひ給ふとは。記されざるなりと見え(以上は、弘仁歷運記考に、說き賜へるを抄し出つ、(また此の天降坐し。天皇命の大御世より。筑紫にて天の下知看しゝ。天皇三御世の間は。建子の月(今の十一月)を以て。正月と爲賜へる徵あり。委く論はれて。神武天皇の即位元年辛酉の歲よりして。改めて建寅の節。すなはち今の正月を以て。正月となし給へる事は。大日本の國の瑣區に。始國しろし看す。御代創にし有

れば。是れよりして。世の蒼生にもおし並べて。此の暦を領ら知らしめ給はむとの。大御心にや有りけむ。是の時にしか。月次日次を世に示し給はむには。仍中世までも師說の如く。眞暦のさまに。大らかなりしは。如何といふに。都て何わざも。久しく馴來つる事は手著よくて。俄に改まりぬる事は。たづき宜からぬ倣なるに。天祖降臨の神代より。二千四百年あまり。萬づ大らかなるに馴來つる世の中の。新に日次など際やかに定まり。月の大小閏月など云ふ事の出來たらむも。世間こぞりて忽に。其の暦をのみ用ふべくも非ざれば。一きは重立たる事にこそ。其の日次に用ひけめ。詠歌など並べての打とけ事には。なれ來つるまゝに。眞暦の風のもはら行はれし故なり。其は中世のみに非ず。かく打開けたる世の間なれど。今も諸國の田舍などには。其の趣なる事ども多かり。偖また神武天皇元年より以往には。建子の正月なりしこと何を以て知るなれば。其の元年辛酉の歲より三百九年の間は。上に按せる如く。先天暦なることと決ければ。其の次第を追ひて。東征七年の間をも。建寅の正月として。此の間なる。書紀の十八朔を按するに。七朔あひて十一朔合はず。故れ建子の正月として比按すれば。十三朔あひて五朔合はず。故れその合こと多きにつきて。邇々藝命の天降元年より。東征の末年庚申の歲まで。建子の正月にて有りけるを。神武天皇の即位辛酉の歲より改めて建寅の月を。正月となし給へる物と想ひ定めたり。ともある共にいともめでたく。貴き語にて。上に略謂へる如く。神代より天の下を政ごち賜ふに。なくてえあらぬ限りの事ぐさは。既く備在しといふ證も。いと諦に所知れたり。(こは天朝無窮暦なるを、撮出たれば、委しくは元書に因て觀つべし、さて天の下の大政は何はあれど、御祭なむ大本とある事は、上の卷々に說はれし如くなるを、御祭ちふ政の本といへば、此の大祭なること、前後に引る古記を見て知るべし、)〇亦諸部之神等は。萬多毛路登毛能加美他知にて。上(百三十三段、)に、諸部諸之神等、(百三十五段、)に、諸部神また(百四十三段に、)八十伴之諸人などあり。〇如㆓天津神之勅㆒は。安萬都加美能。美古

登能胡登にて。天津神も。勅も　共に上に多く見えたり。此は神代の始めより。今の世に至るまで。其の大御詔に違はずて。といふ義なり。○歷世相承而は。美與乃都々岐々仁。安比宇計氐にて。上(百二十四段、)に(出雲國造之續々。また(百三十四段に、)吾子孫(和賀美與乃都々岐々、とよめり、百五十八段に、吾生兒之八十連屬、)など見え。承は下(百五十一段、)に不二肯受一と有り。(そこに云ふを見るべし、)○各奉二供其職一矣は。於能々々。曾乃和邪爾。都加倍麻都利伎と訓むべし。亦諸部と云ふより以下は。古語拾遺に。皇美麻命の。天降坐しゝことを記しをへて。是以群神奉レ勅。陪二從天孫一。歷世相承各供二其職一と有るを採りて。かく記るされたり。(徴に已くかく見ゆ、さてこは上百三十五段に、天皇祖神の大詔を白して、高天原に事始而、云々後勅二太玉命一云々、如二天上之儀一而とあるに相應きて、果に其の大詔を違へず、今にかく有りし事と、彼の段を結ばれたる詞なり、新論に、累世奕葉必仍二當初之儀一、猶四新受三命於天祖二也、其他供二凡百之具一、亦莫レ非二齋部氏之所一レ掌、而

至二百執レ事者一、亦皆世二其職一、奕世不レ墜、駿奔承レ事、毫無レ異二於天祖傳祚之日一、而君臣皆不レ得レ忘二其初一也、夫以二天祖之遺體一、而膺二天祖之事一、肅然、僾然、見二當初儀容於今日一、則君臣觀感、洋々乎如レ在二天祖之左右一、而群臣之視二天孫一、亦猶レ視二天祖一、其情之發二於自然一者、豈得レ已哉、而群臣也者亦皆神明之冑、其先世事二天祖天孫一、有二功德於民一、列在二祀典一、而宗子糾二緝族人一、以主二其祭一、入以追二孝其祖一、出以供二奉大祭一、亦各以二其祖先之遺體一、行二祖先之事一、惻然悚然念四乃祖乃父、所三以敬二事皇祖天神一者、豈忍下忘二其祖一背中其君上哉、於レ是乎孝敬之心、父以傳レ子、子以傳レ孫、繼レ志述レ事、雖二千百世一、猶如二一日一、孝以移二忠於君一、忠以奉二其先志一、忠孝出二於一一、未三嘗二二其本一、寓二諸祭以示二其意一、施二諸事一以傳二其心一、其敎存二於不言一、百姓日用而不レ知、故朝政所レ主專在下報二天祖一、而代中天工上、祭以爲レ政、政以爲レ敎、敎之與レ政未三嘗分爲二一二、故民唯知下敬二天祖一奉中天胤上、所レ鄕一定不レ見二異物一、是以民志一而天人合矣、此帝王所三恃以保二四海一、而祖宗所二以建レ國開一レ基之大體也、また古者天子受二嘉穀於天

神以生養民物、大嘗之祭與天下共其誠敬、新穀已熟必用以報於天神、然後與天下嘗之、而天下皆知所食之粟即是天神所頒之種也、於是乎畏天命而盡地力、人心與天地一而同受其富、可以與天地無間也と論へるは、いと信なることゞもなり。）さて現御神の。御代々々は申すも更なり。その他の天神國神等の、御後乃八十伴緒氏人も諸共に、その各が職々を守りつゝ、其の御政に絶る事なく、相承嗣きて仕へ奉る由なり、まことや、かく御々世々に受傳て行はせ賜へる事實は。御紀等に記るされしを。古偲ぶよき人どもの爲に。おろ／＼撮出てむに。神武天皇の御世初めより。次々の御代のは。既に定れる御禮と。記に漏されけむことも。上に見えし師説の如くにて、自から傳への稀なる理なり（されど太歳とある、即ち其の御禮を行はれしこと、上に引る師説に明なり。）さて仁徳天皇四十年紀に。是歳當新嘗之月以宴會日賜酒於内外婦等とあるを。古事記には將爲豐樂之時。氏氏之女等皆朝參。云々。大后石之日賣命。自取大御酒柏。

賜諸氏氏之女等。云々と見え。同記。履中天皇の段に。坐難波宮之時。坐大嘗而爲豐明之時。於大御酒宇良宜而大御寢也。（書紀には、こを先皇の八十七年に係て、諒闇より出坐して、まだ尊位に即賜はざる程とせれど、右の傳へにて、十一月の事とは知らるめり。）また雄略天皇の段に爲豐樂之時に。伊勢國の三重婇が云々の事をいひ、さて大后の御歌を載して。爾比那閉夜と。詠せ賜へる等を考へ合するに（顯昭も豐明とは、凡ての節會の稱ならむ、といひ、また鈴屋翁の説はあれど、）豐明とにもと。此の大祀の宴會を云へる稱にて。其れより遷りて。元會などのにも唱ふことゝ成り。（景行天皇紀、五十一年、正月七日戊子の條に、招群臣而宴數日矣とも、又宴樂とも有るを、古くトヨノアカリと訓り。）又轉りて常の御宴にも云ふ號とは。成れるにやあらむ。（古事記の明宮の段に、天皇聞看豐明之日於髮長比賣令握大御酒柏、云々とあるを、書紀に、同十三年の秋九月云々、是以天皇宴于後宮之日、とのみ有りて、いつとも知られねど、高津宮の段
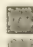
なる、太后爲將豐樂而、於採御綱柏幸行木國之間、と有るをば書紀に、三十年、秋九月朔乙丑、「十一日、」皇后遊行紀伊國、云々と記るせり、されば此も共に、新嘗聞食すに附ての豐明にや、とさへ思ふなるは、例の老のすさびのしひごとにや、)書紀淸寧天皇二年冬十一月の條に。依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖。伊與來目部小楯。於赤石郡縮見屯倉首。忍海部造細目新室。見市邊押磐皇子子。億計(諱)弘計(諱)。また顯宗天皇紀には。白髮天皇。二年冬十一月。播磨國司。山部連先祖。伊與來目部小楯。於赤石郡。親辨新嘗供物。(播磨國風土記にも、針間國之山門領所遣山部連少楯とて、こを記るせり、細目を志深村首伊等尾、と有るに因りて、伊登米と訓べしと、常磐井嚴戈が云ひしを思ひいでゝなむ)また御紀には漏たれど。或る物に引る。醍醐の地藏院の古本。日本紀の首書なる。本朝事始に。天智天皇即位二年戊辰。十一月行大嘗。また日本決釋に。決皇即位二年戊辰。十一月二十四日。癸卯行大嘗祭。帝王每世一度大祭始于此。(また集古遺文の附記に地藏院古記引或記云、天智帝御宇、定即位之禮、用唐禮服、大嘗大祭著之、)と云へるを。大嘗祭の此の御代に始れり。といふ事こそ妄說なれ。即位二年　大嘗祭ありといふ事は。(必す日本紀の舊本の一書の傳へにて、)正說なること。上の事始と考へ合せて知るべし。(この決釋のことは、下に注べし、舊本日本紀の論は、委しき師說有りて、已く開題記に見えたり、)こは己がいふまでもなく。或る記に。(また同じ院古記の中二種あり、一は御系統を始めて、古來異記ありしを、後の世の惑なりとて、大同の始、嵯峨天皇の燒捨賜ひし、叙斷をほめ奉りて書り、一は日本決釋に、彷彿たる書と見ゆ、)本朝にて。古へより神祇を祭る事は有りしが。定まりたる禮は無かりしを。天智天皇天下の禮儀。唐土の制を用ひ給ひ。「即」位二年に始めて。天神を祭りて。神武天皇を配し給ふ。此れぞ大嘗祭の始也と云へり。然れども。大嘗祭は。神代より興りて。世々に行ひ給ふこと。國史に見えたり。云々とも記せる由云へり。いとはしたなる說ながら。或る記の方は。大かたむかしくて。

これ一は御系統の事を、云々とある書を記せる。まめ人の語と聞ゆ。此れはた考合すべし。(さて大同の始め云々と云へるは誤りにて、此は決めて、延暦天皇の御事なり、そは弘仁私記の序注に、帝王系圖ちふ書を擧て、此の書に云、或到新羅高麗爲國王、或在民間爲帝王者、因茲延暦年中下符諸國令焚之、而今猶在民間也、と見え神皇正統記にも、しか宣へるを見て知るべし、さて此の天皇元年は御紀に、太歳壬戌と見えて、七年の條に、即天皇位とあれど、その本注に、或る本に云、六年歳次丁卯三月即位とも有る如く、上に擧たる説は、丁卯を元年とせる古記に採れるなり、かく此の天皇元年を、壬戌とも、丁卯また戊辰など、三の異説ある由に、神能御手代、また美賀保志美夜に辨へ置つ。)また神武天皇紀なる二年、扶桑略記に、十一月、大嘗會丹波播磨供奉其事とあるは、假字日本紀等に採れるにや有らむ、皇代記、帝皇系圖、東寺王代記等も同じ、但し會の字は後人の補へしにこそ。)十二月壬午朔丙戌。(五日なり。)條に曰。侍奉大嘗中臣忌部及神官人等。並播磨丹波二國郡司以下人夫等悉賜祿因以郡司等各賜爵一級(こは已く前月に行ひ賜へるを、故有て此に至りて祿どもを賜へるなり、さるを年中行事秘抄に引る仁和書に、國家大嘗會、起自天武天皇御代と見え、中右記に、大嘗會、是れ天武天皇二年、十二月丙戌始とあるを始め、文正元年十月に、諸卿等の大嘗延引の例にも引れ、續神皇正統記にも、天皇の白鳳より以來は、綿々として今に絶ず、とあるは甚き誤なり、又上に引る日本決釋ちふ戲書に、天智天皇の御代にかけて、一度大祭始于此と云へるは、決めて此の御世の事を再誤れるなり、この戲書は、本朝月令、年中行事秘抄、塵袋、古事記裏書などにも引る文有りて、別に辨へおける物あり、さて師説に、上の太歳を釋かれし條に、此の紀の文を援て、例の文とは異にして、二年二月丁巳朔癸未、天皇即帝位於飛鳥淨御原宮、十二月壬午朔丙戌、侍奉大嘗云云、是年也太歳癸酉と有るは、彼の壬申の御軍の常に異なる由有りて、即座る御位なる故に、撰者は其の御子にも坐しかば、殊に正しく右の如くは

書れしなり、と論はれたり、此れに就ては玄道も別に記せる物あり、」神祇史料に、天武紀元年、十二月大嘗と云ふ事見えて、其の後四年、五年なるをば共に新嘗と云ひ、持統、文武相繼て、大嘗を行ふ時は、大嘗、新嘗を分ち云ふ事、此に始るもの明けし、且秘抄に仁和書を引て、國家の大嘗會は、天武天皇の御世より起る、と云ひ、皇年代路記にも、又同じ趣に云へるは、大嘗の始めを云へるには有らで、新嘗、大嘗分ち言ふ事の始めなる由なりと有れど、大寶令に、大嘗と新嘗をも云へること、上に引ける如く、北山抄に、祈年、月次、神嘗、毎年大嘗祭爲中祀、ともあればいかゞあるべくや、○先に云ふべきを遺れてなむ、師の大人の玉がつまを引て、大嘗會乃齋場とある、會字の事を說賜ひて、於保爾閇に、會の字を加へて書ことは後なれば、成文には除きつ、とのたまはせしを、或る者が難めて、いかなる說有りての事なりけむ、心得ぬ事なりとて、祭とは卯の日をいふ、會とは辰の日以下の宴會を云ひて、祭とは云はず、總てを大嘗會と云ふなれば、その序にかくある也とて、

己が此を始めて發明たりげに罵言へるは、いと片腹痛き言にて、この祭と會とをば、末條に引き出る古記を、讀むほどの人、誰か知ざる痴者のあるべき、此に申すも忌々しけれど、放生會、文珠會、常樂會など、いふにも似て、ふさはしからぬ稱なる上に、書紀、神祇令を始め、[illegible]天皇紀まで、會の字見えざれば、かく說き賜へるは、いと正しき語なるをや、(また五年九月丙子の朔丙戌。二十一日、)神官奏曰、爲新嘗卜國郡也。齋忌(齋忌此曰踰既、)則尾張國山田郡。次(次此云須岐、)丹波國訶沙郡。並食卜。また十月丁酉。(三日也、)祭(或云ふ奉の誤か、)幣帛於相嘗。(一本に依て補ふ、)新嘗諸神祇云々。十一月乙丑朔。以新嘗事不告朔。また持統天皇紀。五年十一月(なる。上に引る次)に。壬辰(二十五日なり、)賜公卿食。(一本食に作る、)乙未(二十八日なり、)饗公卿以下至主典。並賜絹等各有差。また丁酉(晦日なり、)饗神祇官長上以下至神部等。及供奉播磨國因幡國郡司以下。至百姓男女並賜絹等各有差。(扶桑略記に、因幡、播磨供奉其事始授位記と

ある、決めて古記の文なるべければ、下に引る仁和書の說は彌據りがたし）など見えたり。（右二御代のことを考ふるに、常の新嘗の時にも、二國を御卜にて、定め賜へる事有りしなり、）次の御代。文武天皇紀に曰。二年十一月癸亥。（七日なり、）遣使諸國大祓。己卯。（二十三日なり、）大嘗（考證に、九經字樣嘗背上說文下隸省、）直廣肆榎井朝臣倭麻呂豎大楯、直廣肆大伴宿禰手拍（一本、拍に作る、上に引る儀式、式の文の卯の日の儀の下に合せ考ふべし、大伴氏の事は、百三十七段の傳に見ゆ、考證に云、孝德紀有物部朴井連椎子、齊明紀有物部朴井連鮪、天武紀有榎井連雄君、或作物部雄君連、榎朴邦訓通、本居氏曰、榎井出於物部氏、案天武天皇十三年十一月、物部連賜姓曰朝臣、而榎井無所見、當時蓋稱物部連歟、姓氏錄和泉國神別、有榎井部、不載榎井朝臣、豎楯桙、（同書に曰、桙即鉾字、晉書音義引字林云、鉾古矛字、蓋古用木造之、所謂杠谷樹八尋矛之類是也、故變金以木耳、）賜神祇官人。及供事尾張 美濃。二國郡司百姓等物各有差。また次に天の下知看し。元明天皇紀なる。和銅元年の條に。十一月己卯（二十一日なり、）大嘗。遠江。（また云、扶桑略記作近江、代要記、歷代皇紀、皇年代略記同、）但馬二國供奉其事。辛巳（二十三日なり、）宴五位以上于內殿。奏諸方樂於庭。賜祿各有差 癸未（廿五日なり、）賜宴職事六位以下。設（設の字、考證に、黑河春村曰恐訖字之譌、さあり、）賜絁各一疋。（姓氏錄、橘朝臣の條に、この十一月己卯、大嘗會、廿五日癸未曲宴、賜橘宿禰姓於大夫人とあり、）乙酉。（廿七日なり、）神祇官。及遠江。但馬。二國郡司并國人男女。總一千八百五十四人敍位賜祿各有差。また次に。天つ日つぎ治看し。元正天皇紀。靈龜二年の條に云。十一月辛卯。（十九日なり、）大嘗。親王以下。及百官人等賜祿有差。由機遠江。須機但馬。國郡司二人進位一階。（此の御代の事どもの、いと簡略なるは、別に官曹事類といふが有りて、其れに載されしが多かりと聞ゆ、こは別に考へ記るせる物あり）次の御世聖武天皇紀に。神龜元年十一月己卯。（廿三日なり、）大嘗。備前國爲由機。播磨國爲須機。

從五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大嶋等、率內物部、（考證に、內兵見天平勝寶元年四月紀、內乃兵見寶字元年詔、とあり、職員令の衞門府、物部卅人とある義解に、此名爲內物部、）立神楯於齋宮（やがて大嘗宮なり、）南北二門、辛巳（二十五日なり、）宴五位已上於朝堂、因召內裏、賜御酒並祿、壬午（廿六日なり、）賜饗百寮主典已上於朝堂、又賜无位宗室諸司番上、及兩國郡司、並妻子酒食並祿（これ謂ゆる豊明節會にあたれり、庚申の日、中宮に御宴あり、とあれど別事なり、）孝謙天皇。天平勝寶元年の紀に曰。十一月乙卯（廿五日なり、）於南藥園新宮大嘗、以因幡爲由機國、美濃爲須岐國、丙辰（廿六日なり、）宴五位已上、授從三位三原王正三位、云々。丁巳（廿七日なり、）宴五位已上、賜祿有差、戊午（二十八日なり、）賜饗諸司主典已上、賞祿有差、番上人等亦在祿例、己未（二十九日なり、）由機須岐國司、從五位上小田王授正五位下、云々、國司及軍毅百姓賜饗並祿、上に引し仁和書の文の次に、于時供奉神宮、並國司等賜祿有差、自爾以來、代々帝王因循爲例、只有給祿之恩、曾无賜級之事、而高野姬天皇天平勝寶元年、大嘗會國介已上、預恩榮、とはあれど、和銅靈龜の度にも、叙位の事見えたるを、そもいかなる由にか、）次に淳仁天皇紀に。天平寶字二年八月戊午、（十九日也、）遣攝津大夫從四位池田王、告齋王事于伊勢大神宮、」又遣左大舍人頭從五位下河內王、散位從八位下中臣朝臣池守、大初位上忌部宿禰人成等、奉幣帛於同大神宮、及天下諸國神社等遣使奉幣。以皇太子即位故也。（これ上に云へる、大奉幣使なることと申すも更なり、）十一月辛卯。（廿三日なり、）御乾政官院（やがて太政官院にて、）行大嘗之事、丹波國爲由機、播磨國爲須岐、癸巳（廿五日なり、）御閤門宴五位已上、賜祿有差、甲午。（廿六日なり、）饗內外諸司主典已上於朝堂、賜主典已上番上及學生等六千六百七十餘人布綿有差、云々乙未（二十七日なり、）神祇官人、及由機須岐兩國國（刻本に、之と有れど、金澤本、堀本に依りて、國に作るべし、）と考證に云へり、）郡司等並加位階、並賜祿

有差。云々（かの仁和書に、天平寶字二年、大嘗會之日、兩國長官各一人賜加階不及任用之吏と記るせり、）稱德天皇紀に曰、天平神護元年。十一月癸酉。（十六日なり、）先是廢帝既遷淡路。天皇重臨萬（一本に万とす、）機。於是更行大嘗之事。以美濃國為由機。越前國為須伎。（玉かつまに、此の條を神護元年に、備前を由機、播磨を須岐と定め賜ひしを引き出て、悠紀主基は必ず京より東と西なる國を、定らるゝやうに見えたれども、さも非るにや、と論はれしかど、こは上にあげし如く、天武天皇の御世にも、さる樣あれば、唯東國を悠紀に、西國を主基と為し給へる例なりけむ、と聞ゆれば、こは姑く舍て、下に引出る、彼の大人の說の如く、此の御代には、いとまがまがしき政のみにて、今打聞くさへ胸つぶるゝ事のみなるを、仁和書に、この御代の大祀の事を云て、此女帝御世、朝政頗亂、有內恩緣者在兩國中、殊有恩和偏所行未必足為後代應式、と有りて、千歲の上に、旣くかゝる明辨あれば、今更論ふまでもあらずかし、）庚辰。（廿三日なり、）詔曰神祇伯正四位下。大中臣朝臣角清麻呂其心如名。清愼勤勞累奉神祇官。朕見之誠有喜（一本、嘉に作る、）焉。是以天皇喜曰。其心如名。授從三位。又詔曰。由紀須伎二國守等仁命久。汝多知方貞仁明伎心乎以夫朝庭能（一本、延に作る、）護等之天關仁（一本に、關に作る、）奉供禮方之（一本に、己と作り、）會。國方多久在止毛。美濃止越前止御占仁合天。大嘗乃政事於取以天（天の字、印本になし、）奉供良止念行天奈毛位冠賜久止宣。（詔詞解に云、關仁奉供禮方之會、此の度由紀の美濃國に不破關、須伎の越前國に愛發關あり、そのかみ三關の國は、關の國とて重くせられし事なり、三關はもとより國司分當して守り固めよと、軍防令に見えたる如くなれば、關に奉仕ることは詔給へるなり、之の字一本に、己と作り、それもあしからず、されど今は多くの本に依つ、之は助辭なり、美濃は正しくは、美怒と訓べきなれども、此の紀の詔、古へ怒といへる言、みな後世のごとく、乃とあれば今も然訓つ、越前は和名抄に、古之乃三知乃久知と有り、○玄道云、美濃は大寶の戸籍帳に御野

國と記るし、明人の武備志にすら、美濃米奴と注せり）授美濃守正五位下小野朝臣竹良。從四位下。云々。又詔曰。今勅久。今日方大新嘗乃猶良比乃。豐明聞行日仁在。然此遍能常與利別仕在故方。朕方。佛能御弟子等之天。菩薩能戒乎受賜天在。此仁依天。上都方波三寶仁仕奉。次仁方天社國社乃神等乎毛爲夜備末都利。次仁方供奉留親王多知。臣多知百官能人等。天下能人民諸乎。愍賜慈賜牟等念天奈毛。還天復天下乎治賜。故汝等毛安久於多比仁侍天。由紀須伎二國乃獻禮留。黑紀白紀能御酒乎。赤丹乃保仁多末倍惠良伎。常毛賜酒幣乃物乎賜方利以天。退止爲天奈母御物賜方久止宣。復勅久。神等乎方三寶余利離天。不觸物曾止奈毛。人能念天在。然經乎見末都禮方。佛能御法乎護末都利。尊末都流方。諸乃神多知仁伊末志家利。故是以出家人毛白衣毛。相雜天供奉仁豈障事波不在止念天奈毛。本忌之可如久方不忌之天。此乃大嘗方聞行止宣御命乎。諸聞食止宣。（解に又云、諸の神たちは、佛の御法を護り奉り、尊み奉るものにいましけり、といふ意に見るべし、そも／＼佛書には、佛を上なく尊き

物とし、佛法を上なき、道と立るから、もろ／＼の神たちも佛を尊み、佛法を護り給ふ物とせり、かゝるたぶれ言をいひひろめて、いともゆゝしく神國の人の心を欺き惑はして、つひに佛國のやうになしたるは、あなかしこあなゆゝし、また本忌之可如久方不忌とは、大嘗會に、僧尼は舊より忌しかども、此度に忌ずとなり、そも／＼大嘗會にほうしの仕へ奉ること、古今ためしなき大まが事申すもさらなり、と論れたるが如く、今見聞さへに耳目の穢るゝ心ちするを、さすがに古く考へ合さえゝ、すぢも有れば、此の一段を抄出つ、）辛巳（廿四日なり、）詔曰。必人方父我可多。母我可多能親在天成物仁在。然王多知止。藤原朝臣等止波。朕親仁在我故仁。黑紀白紀乃御酒賜。御手物賜方久止宣。次に天つ日繼知しめしゝ。光仁天皇紀に云。寶龜二年。十一月癸卯。（廿一日なり、）御太政官院。行大嘗之事。參河國爲由機。因幡國爲須岐。參議從三位式部卿石上朝臣宅嗣。（同氏の人、また榎井氏等四人の名あり、）立神楯桙。大和守從四位上。大伴宿禰古慈斐。左大辨從四位上兼播磨守。佐

伯宿禰今毛人闈門。内藏頭從四位下阿倍朝臣息道。助從五位下阿倍朝臣草麻呂。奏諸司宿侍名簿。右大臣大中臣朝臣清麻呂奏（天の字脱たるか）神壽詞。辨官吏奏兩國獻物。賜右大臣絁六十疋。賜五位已上衾各一領。（考證に、金澤本作人。）（乙巳「廿三日」叙位、御宴、丙午「廿四日」賜祿、丁未「廿五日」に、叙位宴を賜ひ、神祇官、國郡司役夫等に物を賜ひ、戊申「廿六日」に國司等位を賜ふ事あり。）己酉。（廿七日なり。）御由機廚。授正四位上藤原朝臣田麻呂藤原朝臣繼繩並從三位。從四位上佐伯宿禰今毛人正四位下。庚戌（廿八日なり。）御須岐廚。叙正三位文室眞人大市從二位云々。（蓋この先の御世まで天の下常夜往なす世の有狀なりしを、此の御代より萬づ古へに復し賜へること、詔詞解は更にて、謂ゆる史氏等が論の彼此とあるは、信にて別に記し奉れる物もあり。）次に平安の宮に天の下治し看しゝ桓武天皇紀に曰。天應元年十一月丁卯。（十二日なり。）御太政官院。行大嘗之事。以越前國為由機。備前國為須機。兩國獻種種翫好之物。奏風土歌舞於庭。

五位已上賜祿有差。己巳。（十四日なり。）宴五位已上。奏雅樂寮樂及大歌（考證に、文德實錄、嘉祥三年十一月、眞世朝臣書主傳云、能彈和琴、仍為大歌所別當、常供奉節會、三代實錄云貞觀七年十一月、天皇御紫宸殿、賜宴群臣、大歌所五節舞如常儀、西宮記云、大歌所在圖書寮東、新嘗時供奉、有親王大納言、非參議六位別當琴師、歌師十生と云へり。）於庭云々。宴訖賜祿各有差。（庚午、「十五日」辛未、「十六日」壬申、「十七日」癸酉、「十八日」甲戌、「十九日」日にも、叙位の事見ゆ、さてこは國史をも校へ合せて引ぬ、此の天皇の御世に、やごとなき古典どもを、撰ばせ給へる事なども、別に記し奉れる物あり、因に云、延曆十八年七月七日、己酉の條に、停伊勢齋宮新嘗會、但以歌舞伎供九月祭とあるは、上に云へる如く、神嘗祭も、やがて、新嘗祭のなごりなれば、かたへは儉素を、思し看ての御行と聞えたり、又後にいふ歌舞伎とは、妓女を云へること、羅山集を始め、數多見えたるが如し。）國史に曰。平城天皇。大同二年。二月辛酉（三日なり。）將有大嘗之事。伊勢國為

由貴備前國爲須貴また十月壬午。(廿八日なり、)車駕禊於葛野川。縁大嘗事也 山城國奉獻賜五位已上衣被。同十一月乙酉(一日なり)、停大嘗事。亂故也。(御禊日例に、依伊豫親王亂停とあり、この親王よ、いみじき妄賊の爲に、寃を負ひ給へるにて、いとあはれに哀しき御事なるを、別に記し奉れる物もあり、一代要記に、建暦元年、十二月廿二日、御禊東河、十一月八日、春花門院崩依之大嘗會延引、大同之外、末有其例と見ゆ、こは順德天皇御世にて、その顛末は明月記等に委きを、共に吉例に坐ざりき、)さて同三年十月乙亥。(廿七日なり、)行幸近江國大津。修禊以御大嘗也。丁丑。(廿九日なり、)制。稽於前例大嘗散齋三月也。自今以後。以一月爲限。(山槐記、元暦元年八月の條に、大嘗會潔齋、元三月也、而大同三年改爲一月と見え、平戸記、仁治三年の記に、大外記師朝勘文を擧て、大同三年改三月齋爲一月齋とあり、)十一月戊子。(十一日なり、)勅。如聞。大嘗會(會の字の見ゆるは、此れや初ならむ、天平勝寶九歳の紀に寰新嘗會とあれご、本注に、撿神祇官記、是年於神祇官曹司、行新嘗之事矣、と有るを見れば、會の字は、後人の竄入にこそ、そは國史を案ふるに、承和七年及十二年の條には、卯の日のをも、新嘗會と記されしかど、嘉祥三年には、壬辰のを、准新嘗會と有るを舍ては、大かた新嘗祭と記され、その翌日のを、新嘗豐樂とも、節會とも、豐樂之宴、また宴會とも、賜宴なども見えたればなり、さても上に擧たる、師君の論はれし語の、いと正しく、或る說の誣妄は、よく察られたり、)之雜樂伎人等。專乖朝憲。以唐物爲餝。令之不行。往古所譏。宜重加禁斷。不得許容。(この大勅に依ても、或る狂人が大嘗會も、天智天皇の御世に、唐禮に因て建給ふと云ふ說を唱へしは御即位の事と混へたる、妄言なるを知るべし、)辛卯(十四日なり、)奉幣帛(一本に、帛の字なし、)於伊勢大神宮。以行大嘗事也。是夜御朝堂院。行大嘗之事。(源平盛衰記に、大同二年十月に、御禊有て、十一月に有るべかりしに、坂上田村麻呂を以て、夷賊を從へ賜ひける、兵革の事に依て同三年十月に、又御禊

ありて、同十一月に遂行はれけりと記せれど、夷賊の亂とは誤なり、）壬辰（十五日なり、）於豐樂殿宴五位已上二國奏風俗歌舞、善家異記に、春海貞吉といふ唐の儛人にて、由基所の風俗儛に仕へ奉りて、左近衛と爲り、枸杞を服て、一百十九まで長生へし事を記るせり、）賜五位已上物及二國獻物。班給諸司。癸巳（十六日なり、）宴飮終日。賜五位已上衣衾。甲午（十七日なり、）奏雜樂（一本に、舞とあり、）並大歌五節舞等。賜由貴主基兩國國郡司役夫物各有差。云々又賜五位已上楷衣。丙申。（十九日なり、）叙位。女叙位。云々。（五節舞を大祀に看行すこと、史には此に初めて見ゆ、この舞は鈴屋翁云、續日本紀、十五の卷に、天平十五年五月癸卯「五日なり、」宴群臣於內裏。皇太子親儛五節。右大臣橘宿禰諸兄奉詔奏太上天皇曰とあり、皇太子は孝謙天皇なり、同く十五年は廿六歲の御時なり、太上天皇は元正天皇なり、五節の舞の始は、即ち此の詔に見えたるを以て、正說とすべし、然るに政事要略に、五節の舞者、淨御原天皇之所制也、相傳曰、天皇御吉野宮日

暮彈琴有興、俄爾之間前岫之下雲氣忽起、疑如高唐神女、髣髴應曲而舞、獨入天矚他人無見、舉袖五變故謂之五節、其歌曰、乎度綿度茂、乎度綿左備須茂、可良多萬乎、多茂度邇麻岐底、乎度綿左備須茂、と見え、河海抄、江次第裏書などにも、本朝月令に云とて件の文を引れたり、三善淸行朝臣の、延喜十四年に奉れる意見封事に、請減五節舞妓員文の中にも、按舊記、昔者神女來舞未必有定數、といふことあれば、これも古き傳說なりけり、然れども此の神女の說は、古事記、雄略天皇の段に、幸行吉野宮之時、吉野川之濱有童女、其形姿美麗、云々坐其御呉床彈御琴、令爲儛其孃子、爾因其孃子之好儛作御歌、其歌曰、阿具良韋能、加微能美弖母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、とあるを取て、造りかへたる物にして、かの乎度綿度茂云々の歌も、四の句まで、萬葉五なる長歌の中の句と、全く同じければ、其をとりて、結の句を造りそへたるなり、さて又公事根源に、天平五年五月に、まさしく內裏にて、五節の舞は有けるとぞ、としる

されたるは、こゝの事にて、天平十五年の、十の字の落たるなるべし、されどこれより前、天平十四年正月(十六日)にも、天皇御大極殿宴群臣とありて、五節舞ありしこと見えたり、又此の後も天平勝寶元年十二月、同四年四月など、東大寺行幸の時も、彼の寺にて此の舞も有りしこと見ゆ、さては此の舞後世には、十一月の節會に限りたる事なれども、もとは然らざりしこと上の件の如し、と見え、儀式疑解に、年中行事「六月十七日の下に」云、御節遲于時自齋王候殿著裳唐衣、女房二人、指扇於面相並自件廊乾角出御、寶前向拜之後、彼殿飯參也、とあり、「契沖の說に、五節の文字は、左傳に、平候云々、醫和曰節之先王之樂以節百事也、故有五節、注曰五聲之節、一つの樂に五だひの節ある故に、かくはいふなり、さて御國には、一樂の名となれり、」また此の事、風土記、本朝月令に見えたれど、附會なるべし、いかにとなれば、右の歌のからたまといふは、韓紅唐綿のごとく、異國よりわたりたる玉を稱美たるを、天女しも、から玉を手にまかむこと、おぼつかなしと

いへり、江次第に擧袖五反、故曰五節とあり、世繼物語に、今は昔一條院御時、中宮五節いださせ給ふを、又むかしは、后の五節に出させ給ひけるとぞ、など見ゆ、今の世もこの舞はつたはりて、毎歲十一月、朝廷新嘗會の時、五節舞仕へ奉るとなり、と有り。此れにていと明なるを尙末に論ふをも見るべし、東野州聞書に、文安五年、御製に、豐明節會を「まち見ばや、天津をとめの、袖の雪、昔にかへす、豐のあかりを、」とあるも深き大御心ましてにや(同ふみに)嵯峨天皇大同四年。四月十三日戊子に。天津日嗣知し看て。辛(一本に、丁と作るは誤なり、)丑。(廿六日なり、)參河國爲悠紀。美作國爲主基と見え。日本紀略に。同五月丙午朔。遣使奉幣諸國天神地祇。爲即位也。國史に。同甲戌。(廿九日なり、)勅。今年停大嘗會。(とのみにて。其の故は記されず、源平盛衰記に、同四年に、平城の宮を造られしに依て、次の年十一月に行はるゝと云へり、)さて弘仁元年の十月甲午。(廿七日なり、〇 文正元年の勘例に、戊とあり、甲戌は七日なり、)禊於松崎川。(御禊日

例に、御禊萬都崎、松崎瀬也と云へり、近江國にも同じ地名ありて、拾遺集、神樂歌に、「ちさせふる松が崎には、むれいつゝ、鶴さへ遊ぶ、心あるらし、」また「鶴のすむ、松が崎には、」云々などよめり、思ひ紛ふべからず、)緣大嘗會事也。十一月乙卯。(十九日なり、)行大嘗於朝堂院丙辰(廿日なり、)御豐樂院悠紀主基兩國(舊代記に、參河、美作と有り、)獻雜好雜物奏土風歌舞五位已上賜衣被戊午(廿二日なり、)宴五位已上奏雅樂並大歌云々、叙位、云々宴訖賜祿有差、翌己未「廿三日」、に女叙位の事有て、甲子、「廿七日」、免參河、美作兩國田租以供奉大嘗也、とも見えたり、上に引出し仁和書に、弘仁以降、掾已上在國遙任、共蒙恩榮以此例行來年亦推之政理公損甚多、論之人作私怨不少、とも有る、此の御時の事ぞ、)次の御代。淳和天皇は。(同書に、)弘仁十四年冬十一月甲申(三日なり、)往大嘗宮御禊於東河[illegible](廿三日なり、)幸往此河修禊事也。御(禊日例にもかくあり、)有勅賜陪從中宮之輩。ここは後の御世々々にも、さる例あるを案ふに、決めて上代の御政なるべし、後世には年中行事秘抄、公事根元、名目抄等にこをしむ給と唱由なれど、塩嚢抄に、さみをたまふと訓るぞ、必ず古語なるべき、)祓除了御頓宮。陪從五位已上。依例賜衣被。また十一月癸丑。(三日なり)、天皇御大極殿奉獻幣帛伊勢大神宮為御大嘗也、とありて。癸亥。(十三日なり、)右大臣。正二位藤原朝臣冬嗣。大納言。從二位藤原朝臣緒嗣等於清涼殿口奏言。聖王相續大嘗頻御。天下騷動人民多弊。然神態不得已。須此度大嘗會停飾省弊。者天皇勅答。元不好飾。唯事神態耳。者即大臣奏曰。請令大納言緒嗣撿校其事。者勅。依請。於是緒嗣請中納言良峯朝臣安世。參議伴宿禰國道爲撿校使以治部省廳爲行事所。唯齋院依卜筮定之。以宮内省爲悠紀所。以中務省爲主基所。作備[illegible]用之。齋[illegible]は、大嘗宮にて、齋宮營殿とも、齋殿ともある是れにて、宮内は東に、中務は西にある事も、拾芥抄に見えたり、)但齋場依例定北野。一切不用玩好金銀刻鏤等之飾。唯標者以構造之。用橘並木綿等飾

之。即書二悠紀主基字一以著二樹末一凡以二清素一供二神態一耳。所レ用正稅。悠紀主基各十萬。（一本、万に作る、下同じ、）後依二國司所一（一本に、祈と作るは誤なり、）レ請、各加二五萬一以從二省約一也（大嘗祭式には、國稅各一万束とあるを、此には甚く儉素を務め賜ふとして、一國に十五万束にて、仕へ奉らせ給ふを案ふに、此れより先のいともいかしき程は想像奉らるゝなり、永和元年の記に、天子の代始に、大神宮以下に奉らせ賜ふ神膳なれば、いか程も結構せられて、金銀の器などにてこそ參るべけれども、多く器、柏の葉ばかりを編連ねて、御膳の器に備へたり、神代の風俗、儉約を先とせられける事のいみじさ、されば大神宮のかや葺きらず作られぬと云ふ義にて侍るとかや、仁德天皇の內裏荒はて、雨露の漏をだに傷ませ賜はで、先三年の貢物を発されたる神代の風に協ひて、いとめでたし、此の頃は唯富貴の人の、華美を好むをば目出たき事と心得、淸貧の人の學問などして、古儀を思ふをば、見苦しくきたなき事に申侍り、日に從ひて、素飡大飲の人のみ、時にあひ侍る、神國の風には、かやうには侍らじとぞ、と有るは、いさうべなる語なるを、人車記に、仁安三年の大嘗宮を記して、神殿方南西北三面前庭、居二様々鳥獸作物一栽二種々艸樹一、廻差之至、調莊嚴、難レ錄二筆端一、金銅蝶小鳥附二正殿四面一、於レ事過美、殊表二勤節一歟、と記せるは、くだちゆく御世の有狀の、今もめにつく心ちして、思ひやるさへ心苦くなむ）又運二悠紀主基兩國雜物一、擔夫各給二路糧一、斯以下頻有二大嘗會一。國民彫弊者也（皇年代略記、皇代略記、帝王編年記などに、丁卯大嘗會とあり、丁卯は十七日なり、）云々。（紀略に云く、是日叙位、四品賀陽親王爲二治部卿一、庚午（二十日なり、）天皇大（國史に、之に作るは誤なり、）命良麻止、勅大命乎。諸聞食止宣、悠紀主基爾奉仕留二國乃國司郡司等。日夜怠事無久、務米志麻理、伊佐乎志久奉仕流爾依氏治賜布。又奉仕人等中爾、其奉仕流狀乃隨仁。治賜人毛在。又御意乃愛盛爾、治賜人毛在。故是以冠位上賜、治賜波久止詔。天皇大命乎、諸聞食止宣。叙位云々。天皇我大命良萬止勅大命乎、諸衆聞食止宣。神祇官人等乎始弖、大嘗會爾參出來弖奉仕流、悠紀主

基乃國乃國司郡司百姓及司々人止毛。番上己上爾御物賜布。又悠紀國乃去年言上未納。主基國當年庸物免賜布。又卜食流二郡司備波。特御物加賜波久止宣。辛未。（二十一日なり、）賜諸司五位己上祿有差。云々。叙位云々。と見ゆ。次の御代仁明天皇の紀に。天長十年三月乙未。是日頒使諸國奉幣天神地祇。以有即位事也。同己酉。卜定大嘗會事。以近江國高島郡爲悠紀。備中國下道郡爲主基。（この二條ともに、御紀は、錯簡ありて、十二月の下に在り、今國史に因りて改め引つ、そは三月戊子の朔なれば、乙未は八日、己酉は廿二日にて、よく符合へればなり、）國史に。十月辛丑。（十八日なり、）爲大嘗會將修禊事。行幸賀茂河。鹵簿之儀。具如式文。皇太子先在禊處。及聞蹕聲出幄而立迎謁。天皇禊事畢御直相幄。賜扈從五位已上大官饌焉。三四盃後。賜五位及神祇官長上以上。山城國司。并非侍從著當色者祿。各有差。十一月庚申。（八日なり、）爲行大嘗會事。奉伊勢大神宮幣帛。と有りて（御禊日例に、同十月十九日辛卯、十一月節とあり、）丁卯。

（十五日、）天皇御八省院。備禋祀之禮。（こは物遠き記しざまなり、）袋草紙に、大嘗會歌自承知御宇出來、但歌少々歟、古今集に、承和のおほむへの吉備の國の歌、「まがねふく、きびの中山、おびにせる、細谷川の、音のさやけさ、」戊辰。（十六日なり、）御豐樂院。終日宴樂。悠紀主基共立標。其標悠紀則慶山之上（國史には、山上とあり、）栽梧桐。兩鳳集其上。從其樹中起五色雲。雲上懸悠紀近江四字。其上有日像。日上有半月像。其山前有天老及麟像。其後有連理呉竹。主基則慶山之上栽恒春樹。樹上泛五色慶雲。雲上有霞。霞中挂主基備中四字。且其山上有西王母獻益地圖。（こは洛書靈准聽に、舜受終西王母獻益地圖と有りとぞ、）及偸王母仙桃童子。（こは漢武内傳、神仙傳などに見ゆ、）鸞鳳麒麟等像。其下鶴立矣。於是悠紀標。忽被風吹折。工人扶持。乃與復之。悠紀樂標則大象之背結搆小臺。命（國史、令に作る、）兩童子擎書障子。其書曰。周禮曰。旌人掌樂也。（也の字、國史になし、）禮記曰。民勞其舞綴短。民逸其舞綴遠。故觀舞而知民治不。其障子後起煙

霞霞中造機、隨舞人出進而舉其舞各其象之左。有一胡人而馭象。（或る物に、此の標山の圖を出せり、そは山田氏の說の如く、後人の擬作なること論なし、また太政官廳指圖とて、形ばかりの二國標山の圖を書きて、文正元、三廿四、以綾小路前中納言本寫之と有るは當時の物なるべし、榮花物語、きるはわびしとなげく女房の卷に、大嘗會、れいの月日の山ひき、あやしのものまで靑摺に赤紐・なまめかしくいそぎあゆみたふれぬべう、あしき道をつゞき立て往くもをかし、さるべき人はあゆまで、人より後までよしつかれふとりたるあふみの守などは、人におくれなどして、あゆみゆくもをかしくなむ、とも見ゆ、或る人も、本文また康富記に、嘉吉三年、六月七日、祇園祭禮也、神幸並鉾山己上、風流如例渡四條大路者也と有るを引て、山鉾は、山は大嘗會の月日の山をまねび、鉾は神祭に、古へは必ず持し物なるを、山に比へて、色々の作り物を後には添しなりと說へり、爰に井上氏の說に、古事記なる玉垣宮の段に、飾靑葉山而云々、と云ふ事あれば、いと古くよりさる物有りけむ、と云へる實にさるべし、さては此れぞかの洲濱、庭つくり、假山などの起原とや云ふべからむ、御代始抄に、兩國の國司、列立すべき所の標の木に大なる山を作り、樣々の作物を飾りて是れを立る事あり、此の作物は本文の心を用ふとあり、さて源之熈說に、山鉾は漢土に謂ゆる山車なりとて、漢已來已有之、張衡西京賦曰、華嶽峨々岡巒參差、呂尙註曰華山西嶽也、假作以爲戲、即今之山車也、上垂插草木、垂其果實、通鑑唐肅宗紀曰、初上皇每酺宴、以山車陸船載樂往來、胡三省註曰、山車者車上施棚閣、加以綵繪爲山林之狀、陸船者縛竹木爲船狀飾以繒綵、列於中舁之以行、とあるを初め、諸書を引き證して委しく說へり、）己巳。（十七日なり、）悠紀獻屛風四十帖。主基獻（國史に、御に作る、）挿頭華（同書に、花とす、）二机。和琴二机。厨子十基。屛風廿帖。是日親王已下。五位已上。朝賜悠紀主基祿。各有差。庚午（十八日なり、）天皇（一字、國史、紀略に依りて補ふ、）御豐樂殿宴群臣。詔授正三位紀朝臣百繼從二位。云々宴畢。

（國史に、訖とあり、）賜祿各有差。夜闌歸宮。辛未。十九日なり、）授從三位繼子女王正二位。無位藤原朝臣貞子從四位下。賜女王及命婦祿有差。癸酉。（廿一日なり、）於本宮有悠紀之奏獻。終日奏樂舞。（躰源抄の河南浦曲の下に、此曲承和大嘗會尾張連「舞曲口傳に、濱主與と分註あり、」作之「同書に、改直數とあり、」遂之車傳、また或る書に云く海濱人舞詠に云、玄北星旋北大道、朱南日月賀會場、天島新黒鎭萬歲、白生死相屬大嘗と見ゆ、白生死相は疑なく誤字なり、）賜親王以下次侍從已上祿と見え、次の御代文德天皇紀に。仁壽元年。夏四月癸丑。（十一日なり、）定悠紀主基等國。伊勢國爲悠紀。播磨國爲主基。並卜之所食也。（西宮記に、同じ四月八日の條に云、是日召神祇(官)陰陽寮等、令卜大嘗會國、以伊勢國爲悠紀、以播萬爲主基とあり、）また冬十月己亥朔。定大嘗會御禊裝束司。並前後內[illegible]次第司。〇また庚申。（二十二日なり、）遣使者向伊勢大神宮告以大嘗祭事。甲子。（廿六日なり、）帝幸鴨川大修禊事。爲大嘗祭豫除祥（一本、邪に作る、）禊也。戊辰。晦。大祓於朱雀門前（長和元年大嘗會記の附錄に、御禊勘例を擧て、御禊廣幡社與下官少社間、巳四刻出自陽明門指東至京極折指北上御坐と記るせり、）十一月辛卯。（廿三日なり、）帝有事於八省院。縁大嘗祭。（日本紀略に、會とあり、）也と見え、壬辰（廿四日なり、）幸豐樂院賜宴群臣。癸巳。（廿五日なり、）頻御豐樂院宴飲。悠紀主基（百代記、一代要紀に、伊勢、播磨とあり、）二國。奏風俗歌舞獻物同如昨儀。甲午。（廿六日なり、）御豐樂殿。（一本、また國史に、院とあり、）策命曰、云々。乙未。（廿七日なり、）策命曰。云々。と見え。次の御代清和天皇の紀に。貞觀元年。四月十五日庚子の條に曰、是日。神祇官卜以參河國播豆郡爲悠紀。美作國英多郡爲主基。七月十三日。丙寅。大祓於建禮門前以明日將發奉諸神社幣並財寶使也。十四日丁卯。遣使諸社奉神寶幣帛云々。九月三日乙卯。停御燈潔齋。以有大嘗會事也。（二字、印本、になし、一本に依りて補ふ、）十日壬戌。大祓於朱雀門前。爲行大嘗會事也。依式。八月上旬可行。（こは儀

式、また式、太政官式にも見えて、上に云へるが如し、而以宮闈之内、延及于今日、遣使奉幣於伊勢大神宮、廿一日癸酉、任大嘗會御禊裝束及鹵簿次第司等、正三位行中納言。源朝臣弘、爲裝束司長官、從五位上。守右少辨。兼中宮亮。藤原朝臣家宗爲次官、左大史。正六位上。菅野朝臣高松大内記。高階眞人菅根。（一本、棟に作る。）並爲判官、主典二人。正三位行中納言。橘朝臣岑繼。爲前次第司長官、中務少輔。從五位下。源朝臣包。爲次官、中務大丞。正六位上。藤原朝臣善枝。式部大丞。紀朝臣春常並爲判官、主典二人。參議正四位下。行左兵衛督兼伊勢守。源朝臣多爲後次第司長官、兵部少輔。從五位下。（一本、上に作る。）源朝臣直。爲次官、中務少丞。正六位下。藤原朝臣忠基。兵部少丞。正七位下。安倍朝臣高貞。並爲判官、主典二人。卅日壬午。雨。大祓於八省院東廊、爲大嘗會近也。依雨行事、故用東廊。また冬十月十五日丁酉。云々是日夜神祇官於羅城門前修祭事、爲大嘗會祭故也。廿一日癸卯。爲來月將奉大嘗會。行幸鴨水、修禊事例也。（御禊日例

に、癸卯御出朱雀門、東宮爲内裏、辰二點自西門出、南行自美福門出とあり。）十一月十五日丙寅、於神祇官修鎭魂祭（御鎭魂祭は、必ず大祀の前日に行はせ給ふ由、或る人も說て、上に云へるが如し。）十六日丁卯、車駕幸朝堂院齋殿、親奉大嘗祭。（古今集に、承和のおほむべの美作國の歌、「みまさかや久米の更山さらに、我が名はたてじ萬代までに、」と有るを催馬樂の呂の歌に入れて、和加名波太衣之、と有るがよしとも、久米佐良山は、惟靈集に、佐良莊と見え、久米郡に在ればかくつゞけたり、と或る說なり、又この天皇の御胤は、陽成天皇のみにて、盡させ賜ふと思ふは委しからで、實は臣下と降りながらも、源家の氏人の甚く榮え往て、この御世に、藤家の氏人が大權を、私に取り申しゝを、此の御裔の世に、そを取り返せる事なども、史學に委しき人等の論多く、その始末は、別に記るせる物あり、又或る人の此の歌なむ、この御裔の、世々、長き榮の兆を成せり、と云へるもさる說にて、宗尊親王の、「虎とのみ用ゐられしは、云々の御歌を、藤原爲家

卿の判じて、甚く淺ましく、御身の上さへ危かるべしと、諫め申されしが、遂にその言の如く、後醍醐天皇御即位の夜、御劒の失けるに、藏人清藤「みはかせを誰つかのまに取りつらむ、」と云へるに、紀宗基、みをばいづくにおきつ白波、」とつけしを、或る人の評して、隱岐の行幸の兆とし、また光嚴天皇の正慶二年の頃、東賊の千はやの城を、攻かねたる徒然にせる連歌に、長崎師宗が、「さきかけてかつ色見せよ山ざくら、云ひしに工藤某、あらしや花のかたき成るらむ、」とつけたるを、果して五月廿二日、北條高時が亡びしを始め、隱岐天皇の御世にもさる事有りき、近くは後水尾天皇の御製を、西三條殿の、不祥の御歌と讀奉られしが、三年を經て、大内炎上の表ぞと、泰山集に云ひ、又年號などの吉凶の祥を爲せるなど、凡てかかる例どもは、古今に數へえぬまで多く、幽に尊と言靈に幸へ賜ふ、神の御靈に因れる由は、上に委しく説賜へるを反さひ考ふべし、またから國にも、詩讖と云へるが多く聞えて、已が年若き頃、集めし物もあり。）十七日戊辰。未鷄鳴。大嘗宮

祭禮既訖。天皇幸豐樂院。御悠紀帳。（この時に壽詞を奉れるを、例の事と漏されしなり、）賜宴群臣。悠紀國獻物。移御主基帳。群臣移就主基座。悠紀國奏風俗歌舞。（元慶八年にも、こゝにて悠紀、風俗を奏るとあれど、儀式とは異なり、時の權制にて、かゝる事も有りしにや、）日暮以悠紀國所獻衣被。賜親王已下。五位已上。諸司印本、司字なし、）有雜怠。及內外官未得解由者皆預焉。是夜天皇留御豐樂殿後房。文武百官侍宿。親王已下。參議已上侍御在所。琴歌神宴。終夜歡樂。賜御衣。（中右記に、天仁元年、十一月廿二日辰、大嘗會、云々但此御神樂清和天皇云々とて、件の文を引て、世稱清暑堂御神樂、是豐樂院後房名也、及後冷泉院御時、於清暑堂有此事、豐樂院有事後、此兩三代於小安殿南廊有此宴也、舊神樂譜云、昔貞觀御時神宴之日、被撰定神樂歌者、是此神樂事歟、と記され、體源抄に、神樂譜曰、昔貞觀御時神宴之日、被撰定神樂歌、若是清暑堂御神樂歟、とあるを、本文に考へ合すべし、殘夜抄に、同じ堂御神樂の御遊は、みかぐら終りて後に

あり、此も樂、催馬樂、呂律、これらにかはらずとも見ゆ、後には卯の日に、これ有りし由にて、辨内侍日記に、後深草天皇の、寛元四年、十一月廿四日、大嘗祭を記して、卯の日はせいそ堂の御かぐらあり、清涼殿の方へ、立出たれば、職事ども立並びたり、又衣かづき重りて、更に道なし、つねの御所の御帳のもとに、人々の袮どもに、たきものなどして、ほのかに聞しかば、大宮大納言、琵琶、花山院大納言、ふえ、兵衛督拍子、面白しともいへば中々なり、「雲ゐより、猶はるかにや、きこゆらむ、昔にかへす、あさくらの聲、」と見えたれば、やゝ古きことなり、また閑田耕筆に、内侍所の御神樂は、一旦中絶たるを、男山初卯の夜、行はるゝが殘りて、御再興ありけるとかや、顯昭古今集の注に、神樂には、巫女は常にはなけれど、やをとめとて、八人の巫女相具したり、石清水の御神樂にも有り、と書たれば、石清水の御神樂も久しきことなり、今は巫女一人のみ、人長と共に立舞へりと云ひ、秦山集に、八幡南祭、二月初卯夜、堂上源氏行レ事、今旦樂人而已、舞樂人之童、與二當宮巫女一振レ鈴而舞、古雅尤可レ觀ともあり、さては今は此の流を仕へ奉らせ賜ふなるべし、玉がつまに、仁和元年十月廿三日の紀に、天皇紫宸殿に御て、武徳殿の前、競走馬のまけ態の時に、日暮親王已下、降レ殿於二玉階前一奏二神樂一、歌儛極レ歡、喚二諸衛官人内竪等能歌者一預レ之、とあるを引きて、かゝるをりに、神樂を奏せしめ給へるは、めづらしき事なり、とあり、また或る人、音樂を穢物として、令條の六色禁忌をしも引き、賀茂祭に東遊はあれど、音樂なしと云へるは、いみじき誣説なり、）十八日己巳、天皇御二悠紀帳一賜二宴群臣一。主基國獻レ物、移二御主基帳一群臣移レ座。及（乃の字の誤か、）主基國奏二風俗歌舞一賜二主基國所レ獻衣被一。一如二昨儀一。是夜天皇留御。親王已下。百官侍宿亦如レ昨。十九日庚午。撤二去悠紀主基兩帳一。天皇御二豐樂殿廣廂一宴二百官一。多治氏奏二田舞一。伴佐伯兩氏久米舞。（釋紀の、大來目下に、先師の説に曰、久米儛之本緣也、田舞、久米舞、其名雖レ異其緣相同とあるは、訝しき説なり、）田舞は、天智天皇、十年五日、また聖武天皇、十四年の紀に、

見え、儀式、九月の條に、請田舞内舎人六人とも有りて、後世に謂ゆる田歌にて、又轉りて、田樂とも成れること、儀式帳解に、建久年中行事、二月一日蔭山神事條、御歲木採出時、高聲ニ謳歌云云、宮司神主、諸職掌人等至マデ、巫之申詞隨、賀最申以レ手ー鍬同時擊ニ地上ー「案に、此の詞は、即ち田耕歌の事なり、」又蕃殖作法の時、植長歌、阿奈太乃志、遺字乃太乃志佐、伊仁之倍毛、加久矢阿利遣牟、氣宇乃太乃志佐、「按に、これは安名尊の歌を中つ世うたひ直せしなるべし、」次々歌不レ記、以ニ折敷ー鼓用、又「十一日、」神態之後自ニ河原ー權長祝有ニ祝歌ー云々、次權長田歌など見えて、謳歌の事とあるは、田耕歌田舞などの轉りたるなり、異邦も同じくて、周禮に、籥章、凡國祈ニ年于田ー、則吹豳雅、擊ニ土鼓ー以樂ニ田畯ーと見ゆ、考ふに、世に田樂法師といふものあり、古への田舞の遺なるべし、或る人云、田樂法師は捧を以て舞ふなり、田の畔にて舞ふ時、その處の狀によりて、捧をもち畔にさし立、それに足をまとひて、舞のさまをなしたり、今の世、豆腐を串にさし灸るに、豆腐の串にまとひ附たるさま、田樂法師に似たれば、即ちその名を負たり、といへり、此れに附ては、伊勢貞丈、屋代弘賢、白尾國柱等の考を本として、玄道が集め記るせる物もあり、さて或る人の田舞、五節舞等も、皆漢樣を傳へたり、と云へるは信がたし、）安倍氏吉志舞。内舎人倭舞。入レ夜宮人五節舞（印本には、奏ニ五節ーとのみあり、今は一本に從ふ、）並如ニ舊儀ー。宴竟賜ニ絹綿ー各有レ差。諸司官人。五位已上有ニ雜怠ー。及諸國司（印本なし、）就レ事入レ京。並新除外吏。過ニ裝束程ー。未レ向レ任之輩皆預レ之。但未レ得ニ解由ー者不レ在ニ預限ー（こゝに詔詞、また叙位の事あり、）日暮還レ宮廿日辛未。詔曰。云云（此にも叙位のことあり、）卅日辛巳。大ニ祓於朱雀門前ー。大嘗祭解齋也。また次に陽成天皇の御世。元慶元年。四月十九日庚寅。卜ニ定悠紀美濃國席田郡。主基備中國都宇郡ー。並卜食。（かくて廿六日に、撿校、行事定め五月二日に、行事所の印を賜ふ事見ゆ、）七月十九日の條に云。主基卜食備中國都宇郡。年貢調物例輸鑿錢（一本、銕に作る、）不レ中ニ大嘗會用ー。仍以ニ此郡絹ー相轉貢。また廿七日丙寅。大

嘗會行事所奏。五畿七道諸國運輸官料雜物差課傜丁。負擔就路遠近多疲。請給(印本、輪に作る)程粮。無失期會。詔以正税給之。後年擧塡。また八月廿五日癸巳。分遣大中臣氏人於五畿七道諸國被除境内穢惡。爲供奉大嘗會也。また卅日戊戌。大祓於朱雀門前。以來十一月可修大嘗會也。さて九月廿五日の條に。分遣中臣、齋部。兩氏人於五畿七道諸國。班幣境内天神地祇。三千一百三十二神。(この神座の、延喜の神名式と同じきに就て、伴信友が、この座數の事を論ひて、元慶四年、三月廿七日、大和國城上郡、宗像神社、預於官社。と三代實錄に見え、また延喜十一年、正月六日の官符に、山城國宇治郡山科神社神二座を、宮道氏人等が請に依りて、被附官帳、預四度幣。と新國史、また本朝月令等に見えて、すなはち帳に、宗像神社三座、並名神、大、月次、新嘗、山科神社二座、並大、月次、新嘗、とのせられたるこれなり、なほ有りぬべけれど、しばらくかの元慶元年の時の、神座の數に、件の五座を加へ數ふる時は、延喜の此の帳には、三千一百三十七座とあるべきを、なほ元慶元年の數と同じきは、其の後官社を停られたるもありしにや、但し三代實錄に、元慶三年十一月六日、停梅宮祭云々、歷承和、仁壽二代以爲官祠、今永停廢焉、と見えたれど、同八年四月七日、始祭梅宮神云云、頃年之間、停春秋祀、今有勅更始而祭と見え、色葉字類抄、梅の宮の條に、件の兩度の廢興を載て、次に寛平又停之、永延以後祭之、十一月同之と記るせり、師光の年中行事に記せるも同じ、かくて永延の度の事は、年中行事秘抄に、兩度の事の次に、寛和二年、十一廿一宣旨云、新依御願初復舊基、以今月廿五日令勤仕、但自明年可用式日とあり、寛和三年、四月五日に、永延と改められたれば、此の說相合へり、然れば延長五年に撰成て上られたる、この神名式に、梅宮神社を載らるべきにあらず、寛和二年の宣旨によりて、後に更に載られて、總ての座數、祭式等をも、加へ改められたるなるべし、このほか官社の增滅のありたらむにも、元慶元年の頃の、班幣の神の座數と同じきは、おのづから合へるなるべし、と云

へるは實にさる說なり、）緣供奉大嘗會也。また廿六日甲子。任大嘗會御禊（二字、印本になし、）御裝束及前後次第司。以參議。太宰權帥。從三位。在原朝臣行平。爲裝束司長官。從五位上。守右少辨。兼行中宮亮。藤原朝臣遠經爲次官。判官二人。主典二人。參議。從三位。行左衞門督。大江朝臣音人。爲御前次第司長官。式部少輔。從五位下。菅原朝臣道眞爲次官。判官二人。（印本、三とあるは誤なり、）主典二人。參議。從三位。行右衞門督源朝臣勤爲御後次第司長官。中務少輔。從五位下。大江朝臣公幹爲次官。判官二人。主典二人。冬十月廿九日丙申。天皇備法駕幸鴨水修禊事。爲十一月將行大嘗會也。（御禊日例に、丙申、御禊四條南路末、未刻御自美福門、申四剋還御とあり、）卅日丁酉。所司大祓於朱雀門前。緣欲供奉大嘗會也。十一月戊戌朔。頒告百官五畿豫禁凶事。凡天皇受讓踐祚。七月以前即位者當年行事。八月以後者明年行事。散齋一月。致齋三日。齋月之內豫忌凶惡之事。自餘諸事依例准擬。（これはた上に引る、儀式、式文の官符と考へ合すべし、さるを儀式に、興福、元興兩寺より、淨女樂人、樂器また小齋並齋場の唐菓物を造る、淨女四人を借らるゝ符案あるは、いと訝しき事にて、早く仙臺開語等にも、疑へる事なりき、）二日己亥。於神祇官遣使於伊勢大神宮奉幣。十七日甲寅。於宮內省修鎭魂祭。緣宮內省。（この三字、衍字か、）行大嘗會事也。十八日乙卯。夜天皇御豐樂院。自供大嘗祭。（古今集に、元慶の御むべの美濃國の歌、「みのゝくに關の藤川たえずして、君につかへむよろづ世までに、」皇代記に、同十九日、大嘗會、美濃、備中とあるは日を誤れり、山田氏の說に、於此院行大祀、此時蓋八省院修造未畢故也、と云へる實にさるべし、）王公畢會。百官供奉如式。十九日丙辰。悠紀國獻物。並奏風俗歌舞。廿日丁巳。主基國獻物。風俗歌舞一同悠紀。自昨至今王公已下。晝夜飮宴極歡而罷。悠紀主基。並奉獻衣被詔班賜五位已上預宴者也。廿一日戊午。會百官而廣讌。賜祿各有差。詔曰云々。（廿二日に、敍位の事見ゆ、）廿五日壬戌。悠紀主基國宰郡司。歌女。百姓賜祿有差。廿九日丙寅。晦大

祓於朱雀門前大嘗祭祀解齋也。また十二月廿一日の條に。美濃備中兩國。供奉大嘗會悠紀主基仍免當年庸米とあり。(同五年十一月廿三日丁卯、新嘗祭の條に、所司供祭如常公卿以下、諸衞府舍人己上不卜、但供奉神事諸司、七十二人卜食、著青摺衫、神祇官卅二人、縫殿寮四人、宮內省二人、主殿寮五人、大炊寮二人、掃部寮七人、大膳職一人、內膳司八人、造酒司二人、釆女司二人、主水司六人、內侍司一人、准據承和七九兩年諒闇之例也。といふことも見ゆ、こは大御父天皇の、御喪の時なりき、)また次の大御代光孝天皇紀に。元慶八年。春三月廿二日癸未の條に。定大嘗會國。悠紀伊勢國員辨郡。主基備前國和氣郡。並卜食。(また八月十六日に、五畿七道、同廿九日に、朱雀門前の大祓有しこと見ゆ、)冬十月二日己丑。任大嘗會御禊裝束。並前後次第司參議。正四位下。行左大辨。兼播磨守。藤原朝臣山蔭。爲裝束司長官。左少(一本、右中に作る、)辨。正五位下。安倍朝臣清行。爲次官判官二人。主典二人。正三位。行中納言。兼民部卿。在原朝臣行平。爲前次第司長官。從五位上。行式部少輔。兼文章博士。加賀權守。菅原朝臣道眞。爲次官。判官。主典各二人。中納言。從三位。兼行左衞門督。源朝臣能有。爲後次第司長官。從五位上。行兵部少輔。源朝臣遠。(一本、建に作る、)爲次官。判官。主典各二人。また廿二日己酉。差定大嘗會御禊。陪從親王己下。五位己上八十四人。令所司給朝服。廿八日乙卯。行幸鴨河。大修禊事。(扶桑略記にも、かく見ゆ、)天皇踐祚之年。十一月修大嘗會祭。先一月備法駕。建旗皷。行臨水盟(一本、盥に作る、)禊(一本、潔に作る、)之例也。是日。聽京城萬民會聚縱觀。山城國獻物。親王己下。五位己上賜祿有差。日暮鑾輿還宮。(御禊日例に、三條末、巳四刻經建禮門、美福門等、自二條東行、自三條東行、午三刻著頓宮、午點御禊午時雖當魁惡時、而遁甲吉時也、還御申四點、方辰方也とあり、)また十一月十日丁卯。遣散位。從四位下。良末王。奉幣於伊勢大神宮。告以可修大嘗會。天皇御朝堂院小安殿發使焉。廿一日戊寅。鎭魂祭如常。さて廿二日己卯。天皇御朝堂院齋殿。親奉大嘗會祭。先御悠

紀殿。後御主基殿。親王公卿、文武百寮。小齋大齋宿侍如式。（古今集に、仁和の御むべの伊勢國の歌、「君が代は限りもあらじ長はまの、まさごの數はよみつくすとも、」袋草紙に、大嘗會の和歌の作者、光孝天皇の御時は大伴黒主也と見え、皇代記に、伊勢、備前とあり、）廿三日庚辰。未鷄鳴大嘗宮（一本、會とす、）祭禮既訖。天皇幸豐樂院。巳時御悠紀帳。賜宴群臣。悠紀國獻物。未時移御主基帳。群臣移就主基座。悠紀國奏風俗歌舞。日暮以悠紀國所獻衣被賜親王已下。五位已上。諸司有雜怠。及內外官未得解由者皆預焉。是夜天皇留御豐樂殿後房。文武百官侍宿。親王已下。參議已上侍御在所。琴歌神宴。徹夜歡樂。賜御衣。御代始抄に、御神樂の事をいひて、主上は御束帶にて、簾中の大床子の御座に、出御あり、執柄大臣の外、所作の人ばかり著座す、節會に參る公卿は、小忌を著て、かざしを撤せず、神樂の後御遊有り、神樂の曲は、縒合、阿知女、榊星二首、朝倉等なり、御遊には、安名尊、伊勢海など常の如し、或は附物などあり、こは江次第に、委く見えたり、）廿

四日辛巳。巳時天皇御悠紀帳。賜宴群臣。主基國獻物。未時移御主基帳。群臣移座。及主基國奏風俗歌舞。賜主基國所獻衣被。一如昨日儀。是夜天皇留御。王公以下百官侍宿亦如昨。また廿五日壬午。撤去悠紀主基兩帳。天皇御豐樂殿廣廂。宴百官。多治氏奏田舞。伴佐伯兩氏久米舞。安倍氏吉志舞。內舍人倭舞。入夜宮人五節舞。並如舊儀。（この五節を奏ること、上に云へる、大同の御世を初め、國史新嘗祭部に、弘仁五年、十一月壬辰、宴侍臣奏五節舞賜祿有差、と見え、內裏式、新嘗會の下に、大歌別當大夫、率歌者參入就座、座定奏大歌舞五節、「或於殿上舞不構舞臺、」其五節妓一行、下自西階、垂雨敷上南行舛臺、導引姬四人以上兩行在前、到舞臺階下東西分坐、「掃部寮預設革㙌於階東西頭、」とてなほ前後の事も委しく見ゆ、さてかく古へは五節舞は、午の日に看行す事なるを、後には大祀は更なり、新嘗祭にも有りて、中の丑の日に舞姬參入、帳臺の試、寅の日に御前の試、露臺の亂舞、卯の日に童女御覽といふがあり、年毎の舞姬は四人

大祀には五人にて、二人をば受領分とて、國司の女を奉り、三人をば公卿分とて、公卿より獻られ舞姫一人に、火取、しとね、下使、介錯の女房等あるは、童女といひ、それ各相競ひつゝ、きらを盡され、安和二年より、菅野正統の奏議に因て、こを獻れる公卿等には、明年二合を賜ふといふ事の興り、又殿上淵醉といふも有しは、別なる大御祭はさる物にて、大祀には、丑寅卯は眞忌とて、謂ゆる六種の禁忌などの、いといかめしき、御介のあなるを、かく打解げ、遊びをしも仕へ奉らせるは、三善清行朝臣の、諸家僥倖天恩、不顧糜費、盡財破產競以貢進、と云へるのみならず、いとも心ゆかぬ事と、年頃疑ひ思ひしに、こたびこを物すとて、よく心を附て討索るに、上の件に見えし如く、果して古き御制には非ざりけり、さて後に按へば、百錬抄、二條天皇の應保元年なる、藤原宗能公の申し狀に、御覽自天曆御宇被始事也、召在五節所之童御覽、仰云無由事をしつる、此の事後代例トナリナムト候ケリ、然者是臨時之興遊也。被止何事哉と見え、山槐記にも、元曆元年、十一月十八日癸卯晴、此日践祚大嘗祭也、先有童女御覽事、寛治江記云、大嘗會畢御覽、云々撿先例、寛和、長元、承保、久壽無之、長和、永承、治曆有之、寛和以後、除久壽之外皆有之、但無御覽者皆有由緒云々長元先帝御事、承保上東門院御事、久壽近衛院御事、長元例云々、於寛和者無指由緒歟、余案之神鏡璽劍在外國、豈非朝家之難哉、比先帝之心喪輕重不弁、況寛和例無殊、故又爲吉例、加之天下衰弊之頃、過差之遊興、太以無所據歟、御覽及淵醉者、非神事、非儀式、只爲催興宴也、旁背道理、今年初覽、専不可然後鑒有憚歟、爲後代聊注也、玉海にも、神鏡劍己從賊徒、適出宮城、朝野之悲哀、何事過之哉、五節、者雖爲神事、已是遊宴也、唱萬歳東舞亂拍子、専非失三神之禮歟、仍商量彼是、今年被停止五節、尤可叶時議歟とも、また左大臣經宗公、忠親公、同議なる由も見えたれば、古くかく見高き公卿も有りけり、禁秘御抄の、十一月新嘗祭條に、自一日至其日辰日解齋神事樣、同神今食、但先例、五節之間丑寅日、或輕服人參、然

而不可參事歟、有行幸之時殊可有潔齋也と詔へる階梯に、中右記、保延元年條を引て、輕服日數中、五節之間參內无其憚也、但不入帳臺內、また年中行事秘抄に、新嘗會以前、僧尼、重輕服不參內事近代例とある如く、いとも妄なる事の行はれしがば、御抄には、御心しらび有りての、詔とぞ聞えたる、なほ五節の事は、俊量卿の記、雲圖抄、類聚雜要抄等に委しきを、神武天皇の段に引出て、註ふを待つべし、)宴竟賜絹綿各有差。諸司官人五位已上有雜怠及諸國司就事入京並新除外吏。過裝束程不向任之輩皆預之。但未得解由者不在預限宣。詔曰。天皇我大命良萬止勅大命乎諸衆聞食止宣。今日波大嘗會乃直相乃豐樂聖日仁在故是以黑支白支乃御酒。赤丹穗爾食惠良岐。罷止爲天奈毛。常に賜。酒乃幣乃御物賜久止宣。(こゝに例の叙位を、委しく記るさる、」台記の別記なる、庚辰の條に、予問左大將曰、今日主基有白黑哉否、答曰無之、予曰諸次第記等、巳日不供之由所見也、而或一兩次第記等、「江次第、並保安江記等也、」辰日主基不供之由所見也、

また伊通卿、猶執今日主基可有白黑之由、然而左大將有證文之由被示、仍隨此今日主基示采女不令供白黑、又不給臣下、後日左大將示曰辰日主基有白黑之由所見、出自或記也、但故土御門右府次第、辰日主基以後無白黑之由慥所被注置也とある、此の日主基に、黑白酒を供ずとは理れたれど、辰の日になしとは、如何なる故ならむ、こは北山抄に、辰の日に、悠紀に供ふる事見えて、巳日辰刻御悠紀云々、賜臣下饌、「天慶記、今日無白黑酒、」等儀、一同辰日、また御主基帳、雜事皆同昨日とあるが、書樣の疏きよりの疑惑にて、よく見れば、辰の日は、悠紀の節なれば、悠紀より白黑酒を上りて、主基になく、巳の日は、主基の節なれば、主基には上りて、悠紀にはなし、との事なるべく、實は辰巳午ともに此を供へもし、賜ひもせること、儀式の文、また上に援出し、神護元年の紀、及此の宣命にて、いと明白かるをや、)夜鸞輿還宮、廿七日甲申にも、叙位のこと見え、その明る仁和元年、二月廿一日丁未の紀に、免除伊勢、備前、兩國百姓去年調庸、

以供大嘗會年、專多貴也其卜食郡免田租、諸家諸神等封戸庸物充正税穀焉、）と記されたり。こは上に引し儀式。また式條と。攷へ合せて。上つ世と後の代と。互に相改易もし。轉變もしつる。事實等のよく觀察るれば。その煩雜を顧みず。引き出つるを。決めて心なき徒は。看厭てぞ有るべきを。さる下士の笑ひをばいかゞせむ。惟上は天つ神地つ祇の冥覽を仰き奉り。下は千歳の後の上士の爲に。天津宮事のいひしらずみやびわざの。知らゆる限りを務めあざり執り持て。遠き世に遺置てむとするぞ。師の大人の遺志なればぞかし。然はあれど。此れより後の。御々代々の事どもは。いとも繁茂くて。雲のはたでの往方しられぬ心ちすなれば。（橿原宮大御代御卷に申す事もあれば、今は）さておきなむを。かくしも。高天原にて。天皇祖神の始め賜ひ。定め賜へる宮事はも。天の下知し看す現御神の。橿の木のいや嗣々に。相受け傳へつぎ坐せるのみならず。五伴緒神等を始めて。御供神の御裔とある。百八十氏の氏人等も。己が名に負ひて。世々に相受つぎきて。天皇祖神。また天神地祇にも。天皇にも。はた己が祖等にも忠孝に。其の職を世々仕へ奉りつゝ。押なべて天の下の百姓をおだひに。平けく安らけく。そのおもむけに。心のそこひ平伏ひ奉るべく。七島の八絃の琴を調へたる如く。治め來しぞ。天地のむた。月日と共に變るまじき御のりなること。申すも更にて。此の大御世より。年は四千五百六十一年。神武天皇よりは。二千百六十一年。御代は一百九代の御代の間。後栢原天皇の御代初めまでは。大かた此の大祀。仕へ奉り賜ひしと聞ゆるを。（皇年代略記に、文正元年、大嘗會國郡卜定、十一月廿六日御禊、十二月十八日乙卯、大嘗會、近江、丹波、十二月大嘗會上古以來初例歟、然而觸穢無力之上、京中已及兵亂、令延引者難被行、仍無力被遂行之、季瓊日錄に、同三月十五日、今日御習禮云、來廿二日御參內云、同國郡卜定也、是大嘗會御評論之始也、今日習禮、また廿三日、前日國郡卜定御禮、今晨御太刀被獻也、云々以龜卜改、江州酒田郡、備中下道郡、年貢獻之具于大嘗會御供也、尤先規也、また同九日の

條に、於殿中道遙、書橋殿典奏語曰、大嘗會云者奉拜請天照大神、爲天子祭禮、拜稽首云々、可不愼乎、ともあり、齋藤親基記にも、同十一月廿三日と定められし事を始め、その前後の事をら、何くれと記して、江州坂田郡、備中國下道郡とせり、さてこの天皇の御事に就ては、別に記し奉れる物あり、また後世には、大祀及び御即位の時に、天下の諸民に、役錢といふを充られし事、妙槐記、東鑑、忠富王記、東寺文書等に見えたり、）また世のまが事と。禍鬼の荒びすさびし御世もありて。（卜部氏の書紀抄に、大嘗會とは、新米を嘗る義なり、さる程に新嘗とも云ひて、天子自ら新米を炊きて、神を祭給ふなり、應仁以來、此の祭廢るなり、と云へり、國花萬葉記に、賀茂川の東西、二條と三條の間に、大嘗會の跡といふあり、古へ大嘗會の事終て後、公卿雲客、此處に集りて、こを祝して、宴行せられし所にて、今頂妙寺ある邊なりと見ゆ、正しき事にや、）かくやごとなき御政い御代は八御代。年は二百二十二年が間。とだえして行はれざりしは。思せる他にあかず。口をしき

極になむありしを。時のゆければ。東山天皇の御世初め。貞享四年（丁卯）より。古に復興。仕へ奉らせ賜ひしは。（この時の私記といふが一卷あり、開き見るべし、）いともめでたき御擧なりき。（秦山集に、澁川春海の說を擧て、大嘗會中絶久矣、當今御即位再興之、十一月甲寅日行之、卜部兼連於紫宸殿前燒龜卜定悠紀主基國郡、近江、丹波卜食、以其郡稻爲御膳、悠紀殿在紫宸殿東、主基殿在紫宸殿西、天子自臨祭、此神武天皇以來之例不雜他國之法者也、山城國中禁鳴物忌詞如式、武家爲其料貢進五千石猶欠乏云、また便蒙にもこを記して、先帝、中御門院の御世はじめに、又故有て行はれず、當今も享保二十年、乙卯十一月に御即位有つれば、翌元文元年丙辰に行はるべき例なれども、行はれ難き事ありて、延られたる內、二年丁巳は諒闇たりしに依て、今年戊午、貞享より、中間五十一年にて、復再興せらる、抑貞觀、延喜の頃に、行はれたる大嘗會は、其の儀式廣大にして、今の世に學び出べくもあらず、江次第などに載たる所と、貞享に行はれしと、

今年の儀式とは、大かた同じ事なり、但し今年のは、江次第よりは略にして、貞享よりは少し嚴なりといひ、元文大嘗會略記、同雜記に、辰日悠紀節會、巳日主基節會、貞享時會無之、此度執行也、閑窻自語にも、元文三年に、重ねて凡て殘る所なく再興ありて、今に傳へ行はるゝなり、新嘗會も、元祿元年より、吉田の神祇官代にて、卜部の輩、年々仕へ奉りしかど、元文五年再興有て、年々の事とはなれり、因に云、山槐記に、近江國註進、風土記の事と見え、文政大嘗會記にも、同國また丹波國主基所註進風土記とて、二國の地名を擧られたるは、古き風土記の形見なれば、開き見るごとに、ゆかしくおぼゆるまゝになむ。)まこと御代始抄にも。御即位は。漢朝の禮儀を學ぶものなり。大嘗會は。神代の風儀をうつすものとある(春海も、大嘗會決是我國之法、无儒佛之習合、と說ひしを始め、識者の何くれと、多く論る、)如くにて。中には後に加はれる儀禮のはたなきにもあらねど。すべては遠き神代の天津宮事を。今のをつゝに傳へ坐るなるを。此の貞享より。次々の天皇が御世より遠天皇祖神の大命のまに〳〵。その天津宮事御政を。いや高く。いや廣く。敷施し賜ひ。無窮に照し明らし。いや盛りに盛りに。いや榮ばえに。榮ばえます事と成りしは。別だつに稱申さむすべなく。尊く。恐くめでたき御事なりかし。(また天朝のみならず、下ざまにても、神隨なる御てぶりに習ひ奉りて、年毎の秋祭、また十月十一月の亥子祭あるも、そのなごりぞと、或る人もいひ、また新嘗をば、分々に忌み愼みて行ひし證しありて、上四十二段の傳、また玉だすき第四段に委しく說れたれば、立かへり考へ合すべし、)

○胤雄云。此の卷と。卅の卷とを。櫻木に彫せて世に弘むる者は。難波なる。南區二井戸町に住る藤原熊太郎。また同じ西區。北堀江下通四丁目なる龜岡善兵衛と二人にこそ。

古史傳三十之卷

平篤胤謹撰

男　平田鐵胤撿閱
門人　矢野玄道續攷
孫　平田胤雄
門人　井上頼圀　校訂

神代下十之卷

爾天都神之天御量以而。以二天香山一天降之時。二箇分而。以二片端一者。於二倭國一天降給矣。天香山是也。以二片端一者。於二伊豫國一天降給矣。天山是也。一傳云。自レ空布理降之山之大者。降二阿波國一矣。天詔戸山是也。其山之碎而。於二倭國一布理就者。云二天香山一也。此天降就神之香山。愛二畝火一。與二耳梨山一相諍競矣。爾時出雲國阿菩大神聞二三山之相鬪一而。欲レ諫二止一而。上來之時。到二坐播磨國一聞二鬪止一而。覆二其所レ乘之船一而坐之地。號二神阜一阜形似レ覆。

此の首の條より。天山是也と云ふまでは（徵に見えたる如く）伊豫國風土記に。伊豫郡自二郡家一以東北在二天山一。所レ名二天山一由者。倭有二天加具山一。自レ天天降時。二分而云々（神代紀口決に引ける大和國風土記に、天上有レ山分而墮レ地、一片爲二伊豫之天山一、一片爲二大和國之香山一、）と有るを採りて記し給へり。○爾天都神之天御量以而は。古古仁。安萬都加美能。阿萬都美波可理毛知氐。と訓むべし。天都神とは。上の件の皇產靈二柱の大神。天照大御神を申し奉り。天つ御量は。既く上（百二十二段、）に見ゆ。○以二天香山一は。安米能加具夜萬遠と訓む。（こは下に云ふべし、）○天降之時二箇分而は。安萬久陀志多萬布登伎仁。不他都爾和氣氐。と訓むべし。上に部別賜。また支陀衡

別而。又解祭など見えたり。各その傳に就て見るべし。)さてかく二つに割き別けて。天降し賜ふ。天つ御量はも。極めて深き契あるべき事なるを。凡人にて。いかなる故とも量り奉りがたし。(されど此も、押し量り奉りたる限りは、下に申し試むべし。)香山は。元迦具土神の御骸の。天上に上り坐して。化る山なる事。上(第十六段、四十五段玉他須伎、)に說き賜へるが如し。天降之時は上(百二十七段)に見え。大祓詞。天神壽詞にも。皇御孫命波云々。天降依奉しなど。數知らず多く見ゆ。○以片端者は。加他都可他乎婆。と訓むべし。上(第九十六段、)に。片御手者また片御足云々。(古今集、をふの浦にかたえさしおほひ、)○於倭國天降給矣は。也末登能久爾仁。安萬久陀志多萬比伎と訓むべし。(倭の國は上第八段、また九十五段、百二十段に見え、百三十段大和社の下、百六十三段には、大和國造ともあり、又倭鍛冶、倭琴なども上にいづ、倭の字のこと國號考を初めて、種々論あれど、若しくは皇國に成りし新字にもやあらむ、)○天香山是也は。安米能加倶也麻古禮奈利なり。こは倭建御子命の御歌に。比佐迦多能阿米能。迦具夜麻と詠み賜ひ。神名帳に。十市郡天香山坐櫛眞命神社。(大月次、新嘗、元名、太麻等乃知天神、)と見え。大和志に。在香具山北麓。屬南浦村。仍稱北浦。石華表扁額。曰天香久山命。(また香具山、在戒下村上方、山形秀麗有寺、興福寺末派寺社疏記といふ物に、香久山寺在高市郡、亦曰興善寺三學院僧房八坊大安寺道慈法師開基也)とあり。天平古文書に。櫛眞知神田と見え。新抄格勅符にも。櫛麻知乃命神。一戸。太祝詞命神。一戸とあれば。かくも申し。又略きて(櫛眞命と、)も白しにこそ。この社の事等も。上(第六十段)に見えたり。(姓氏錄なる、皇別に、香山眞人、蕃別に、香山連といふ姓見ゆ、)さて播磨國風土記に。香山里(本名は鹿來墓、)土下上。所以號鹿來墓者。伊和大神占國之時。鹿來立於山岑。是亦似墓。故號鹿來墓。後至道守臣爲宰之時。乃改名爲香山。(仙覺が注釋にも引て、香字を加久と訓む證とせり、また賀古郡の條に。(缺文有りて、何の

命とも知りがたけれど、望覽四方云。此土丘。原野甚大而。見此丘如鹿兒。故名曰賀古郡。ともあり。(鹿はもと、天上なる香山に生ひ初めたる故に負る名なりと、師說なるを、此は反らまに、鹿の故を以て、山に名け賜ひけむことは、自らに契ある事にやと思へば、余も引出つ、)神武天皇御紀なる。戊午年九月甲子朔戊辰條に。天皇云々。夢有天神。訓之曰。宜取天香山社中土。以造天平瓮八十枚。幷造嚴瓮。而敬祭天神地祇。亦爲嚴呪詛。如此則。虜自平伏。天皇祇承夢訓。依以將行。時。弟猾又奏曰。倭國磯城邑。有磯城八十梟帥。又高尾張邑。有赤銅八十梟帥。此類皆欲與天皇距戰。臣竊爲天皇憂之。今當取天香山埴。以造天平瓮。而祭天社國社之神。然後擊虜則易除也。天皇既以夢辭爲吉兆。及聞弟猾之言。益喜於懷。云々。十月癸巳朔。天皇嘗其嚴瓮之粮。勒兵而出。先擊八十梟帥於國見岳。破斬之。云々。また崇神天皇十年の紀に。九月云云。於是天皇姑倭迹々日百襲姬命。聰明叡智。能識未然。乃知其歌恠。言于天皇。是武埴安彥將謀反之表者也。吾聞武埴安彥之妻吾田媛。密來之取倭香山土。裹領巾。祈曰是倭國之物實。乃反之。(物實、此云望能志呂。)是以知有事焉。非早圖必後之。於是更留諸將軍而議之。未幾時。武埴安彥與妻吾田媛。謀反逆。興師忽至。各分道而夫從山背。婦從大坂。共入欲襲帝京。時天皇。遣五十狹芹彥命。擊吾田媛之師。即遮於大坂。皆大破之。殺吾田媛。悉斬其軍卒。復遣大彥命與和珥臣祖彥國葺。向山背。擊埴安彥。云々。武埴安彥。先射彥國葺。不得中。後彥國葺。射武埴安彥。中胸而殺焉。其軍衆脅退。則追破於河北。而斬首過半云々。(委くは成文に見えたれば、今は略して擧つ、)師說に、上なるは、天皇の、天皇祖神の御誨に依りて、呪詛の道を知り賜ひ、香山の埴を取りて、遂に賊を亡し給へる例なり、此は朝敵此の山の埴を取りて、國を傾むけむと呪詛へるが、忌瓮の神事に、賊の呪詛、うち消されて亡たる例なり、漢土にも、思ひ合さるゝ事有りとて、國語、左氏傳なる、晉の文公重耳が落魄て、五鹿を過し時、野人の塊を與しを子犯が賀たるが、果して

國を得たる事を引て、外國人にも、かゝる方の有りしにや、と委しく論れたり、實に漢土にて、土神を祀りて、社といひ、其の土は東方靑、南方赤、西方白、北方黑、上冒以黃土、また諸侯を封ずるに、各以方土封、以白茅爲社と、孝經、尙書緯、等に云へるも、由有る事と所思たり、）萬葉集一卷に。高市岡本宮御宇天皇。登香具山望國之時御製歌。山常庭村山有等（或る說に云、大和國には群りたる數々の山は有れども、と詔ふ也、）取與呂布（或る說に、取りとは言ひ發す詞にて、打撫、搔撫、など云ふ打搔に同し、代匠記に云、軍にきる鎧も、身を裝ひ籠む物なれば、よろふといふ用詞を、體語にして名付けたるなり、和名鈔鎧和名與路比、甲也、釋名に云、甲者似物之有鱗甲也、齊明紀に、弓矢二具をフタヨロヒと訓み源氏物語に、屛風ひとよろひと云へるも、二帖を一具と云へるなり、鎧を俗に具足と云ふも、同し意にて、此も峰谷岩木に至るまで、あかぬ事なく具りて、圓滿たるを詔へり、縣居翁の曰、香山は低けれど、形は富士の山を少く作れる如くにて、古へは四方の麓廣く、木茂く續きて、萬足らひて、美かりければ、取りよろふ、と御詠給へるなり、）天之香具山。騰立國見乎爲者。（代匠記に云、持統天皇、吉野行幸の時、人麿主の歌にも、全く同し二句あり、天子は、巡狩といふ事を爲し給ひて國々の狀を見給ふ事なれば、國見とは、國の盛衰民の哀樂を知看が尤も要なり、神武天皇紀に、國見岳あり、萬葉三の卷、筑波山に上りて、國見せる事を詠めれば諸臣にも云ふべし、今も山々に遠く、見霽かさるゝ所に、國見といふあり、とあり、又この事は、玄道別に考へ記せる物あり、）國原波煙立籠。（或る人の、龍とある本に從へるは、いかゞ有らむ、）海原波加萬目立多都（或說に曰、國原とは、人の住處の群り多きを云ふ、煙は、和名抄に介布利、元慶六年の書記竟宴の歌に、氣夫利奈岐云々、萬葉十三に煙立、春日暮、など見えて、古へは何にても氣の立ち上るを云へり、海原を二十の卷には、宇乃波良とも詠めり、古は凡て湖にも水にも海と云へり、加萬目は、和名抄に、鷗、和名加毛米、土佐日記に、今もかもめむれゐて

遊ぶ所なり、今の京に成てはがもめと云ひけむ、立多都は立ちに立つの意にて、立つ事の絶ざるを云ふ神集爾集、神議爾議、など云へるにて意得べし、縣居翁の云、此の山の畝尾は、西へも引き、殊に東へは長く曳渡しけむ、今は其の畝尾の形、聊殘れるが其の畝の本に次て、二町四方計りの池有り、此れ古への埴安の池殘れるなり、此れより八町許り東北に、池尻村、池內村、てふ里の今あるにて、古へ此の池の大きなりし事知るべし）何怜國曾蜻島八間跡能國者。（或說に云、凡ての意は、大和國には、數多の山々群がりて、多く有るが中にも、あかず何怜き香山に登りて、國內を見渡すに里のみらず、水の上までも饒はひて、さて〳〵大和國は有るが中に、何怜國にてあるぞ、と詔へるにて、深く歎ばせ給ふなりと云ひ、或人は、湖水の如き、大池を、舟どもの棹刺して行き違ふに依りて群集る鴨群れの立ちに立ちて、騷ぐ形狀手に取りて見るが如しされば民家の繁昌なるを烟立籠と宣ひ、貢ぎ物運送船の行き違ふ海上の饒ふを風して、鴨群れの騷ぐ由のみにて、しか聞き知らるゝは、當時の大宮風の愛さ、美しさ、言も意も及び難くなむといひ、契沖も此の御製を、今見奉るも樂しき樣にて、此に載たるは、後の君をして、思はしめ奉らむと成るべし、又かかる御世に生れ合ひけむ民の、宿善の程も思ひ遣らるとも論りき、また續古今集に、爲家、「天降る、神のかご山今しもぞ、君が爲にと、見るもかしこき」續拾遺集に正三位知家、「神代より、年の幾年、積るらむ、月日を過す、天の香山」などいと多かり、さて此の山を、金剛山ぞとも、或は音羽山とも、壺坂寺の邊なる、香高山なりとも、今の畝火山とも云ふ說の聞ゆるは、凡て論ふにも足らずなむ）と見えたるも。專ら神代の故事を。思看ての大御行ならむと所思たり。〇於伊豫國天降給矣。天山是也。は伊與能久爾仁。安萬久陀志多萬比伎。安米也萬古禮奈理と訓むべし。（此まで、彼の國風土記の文に採り賜へり）伊豫國は。己に上卷（第八段）に見えて。和名抄に。國府。在越智郡。さて管郡十四有りて。田數一萬五千百三十町。（朝鮮國にて記せる、海東諸國記には、水田一萬三千五百七十

四町）と云へり。天山は。同書久米郡に。天山郷あり。もと伊豫郡なりしを。後に久米郡に隷たりけむ。同國松山の地より。東の方に在りて。阿麻山と呼ひて。小山なるを。時々神異の事あり。又往々曲玉等の掘り出す事も有りと。里人に聞り。（後に、衣比賣の面影てふ物を見れば、此の山天山郷に獨立して、餘の山と同じからず、低き山なれども、畝尾長く引きて、大かたの形容、大和國の天香具山に似たり、と云へり、肥前國にも、天山神ありて、三代實錄に見え、阿蘇氏の祖某南朝に仕へ奉りて、此にて戰死せる事、彼の家の文書にて見し事ありき、）〇一傳云。自空布理降之山之大者。降阿波國矣は。萬多乃都他邊仁伊波久。曾良與利久陀禮流也萬乃。於保伎奉流波。阿波能久爾邇久陀理伎なり。阿波國も。既く上（第八段）に見ゆ。和名鈔に。國府在名東郡とて。管郡九。田五千四百四十町。（中の上國と見え、諸國記には、水田三千四百十四町五段、）とあり。國造本紀に。輕島豊明朝御世。千波足尼定賜國造。また粟國忌部遠祖。天日鷲命など見えたり。〇天

詔戸山是也は阿萬能乃理登也麻古禮奈理と訓むべし。此の山は（上に引る）神名帳に。天香山坐櫛眞命とある。やがて天兒屋命にて。亦の名は太詔戸命と申し。又此の神の御叔母神を。阿波咩命と申すも。（此れ等の事は、上に委しく說き賜へるが如し、）共に由ありて聞ゆ。さて此の山の所在を。彼の國人に問へども知る者なし。式に。美馬郡に伊射奈美神社。また波爾移麻比彌神社。八十子神社あり。名方郡に。天石門別八倉比賣神社坐せれば。此の邊には非るか。よく尋ぬべきことなり。（或る說には、此の伊豫と阿波と、相違るのみにて、天山やがて天之詔戸山なるべし、然らば、天山もいと古くは、天之詔戸山と、正しく稱へけむを、天上より降着る故を思ひて、天山とも云ひ、遂に略きても云ひ習ひ來つらむを、そがまゝに風土記には、記しゝなるべし、天詔戸山と云ふ事天香山の因緣によく符るを、思ひ合すべしと云へり）〇其山之碎而。於倭國布理就者云天香山也と。曾乃也萬能久陀計氐。也麻登乃久爾邇布理都伎多流波。安米能加具也萬登以布なり。こ

の一の傳は。阿波國の風土記なる由。徵に見えたるが如し。さて山を天降し賜ふ例は。上に見えつる襲山。又信濃なる戸隱山も。天の磐戸の落在なりと。元要記（和漢三才圖會）を初めて。物どもに見ゆ。（また平安京東山なる、神樂岡も、天磐戸の降しなりと、卜部家の書に見えたるを、若し正說ならば、此に由あり、漢國にも、杭州飛來峰は、天竺の靈鷲山より飛び來ると云ひ、郁鬱山は、蒼梧より贛楡に飛來、巫陽臺山は、巫峽より隱雲に飛びし事を、通證に載し、又天山香山、見二西域記一、金山、見二維摩經一とも云へり、天山は、山海經にも見えて、括地志に、一名白山なども云ふとか、また列子なる、天帝の夸娥氏二子に命せて大行高屋の二山を、朔東と雍南に遷し置りといふことは、誰も寓言とのみ思ふなれど、若しくは傳ある事にや）○此天降就神之香山は。（此は萬葉集三の卷なる、鴨君足人が歌に、取り給へり、又天降付天之芳來山とも詠めり、）古乃安毛里都久加美能加倶也麻なり。冠辭考に。安毛利都久は。天降利都久てふ語を約めたるなり。萬葉集卷の二十に

多可知保乃多氣爾阿毛理之。須賣呂伎能可未能御代欲利。卷二に。和射見我原乃。行宮爾。安母理座而。天下治賜なども有り。○愛二畝火一與二耳梨山一。相諍競矣は。宇禰毗乎遠志登。美々奈志也麻止。安比安羅會比伎と訓む。こは萬葉集（卷一）なる。中大兄（近江宮御宇天皇、）三山御歌に。高山波雲根火雄男志等。耳梨與相諍競伎。云々と有るを採り賜へり。畝火山は。古事記に。坐二畝火之白檮原宮一とある傳に云。大和國高市郡に在る山の名なり。此の下なる大后の御歌に。宇泥備夜麻と見え書紀欽明の卷の歌にも見え。推古の卷に。畝傍池。皇極の卷に。蘇我大臣の畝傍家。續紀に。文武天皇。四年八月に。此山の樹木の故なくして。枯たりし事も見ゆ。萬葉二に。輕市爾吾立聞者。玉手次畝火之山爾。喧鳥之音母不レ所レ聞。四に。天翔哉輕路從。玉田次畝火乎見管。など詠めり。書紀此御卷に。畝傍山此云二畝爾夜摩一とあり。神名帳に同國高市郡畝火山口坐神社。（大、月次、新嘗、）○こは上卷の傳に、大山積大神の由說給へり、新抄格勅符に、畝火山口神一戸、後作風土記に、此を

所祭神日本磐余彥尊とあるは、信に足らず、又山西有神所奉崇同天皇とあるもいかゞあらむ、大和志に、昔在畝火山腹、今遷山頂、有石燈壚銘曰、文明十六年造、又大般若經跋曰治承二年戊子十一月書、畦樋村與大谷、吉田、慈明寺、山本、大窪、四條、小世堂、共預祭祀、また畝火山、畦樋山上方、巍然特立无他山相連、或る物に、此の社を畝火明神とて、神功皇后を祀ひ奉れるにて歲每の二月朔、霜月子の日に、攝津國住吉社より、彼の山の土を取りて、祭を爲す例なりと云へり、此は彼の社の年中行事にも見えて、名高き事なり、類聚國史に、畝火眞人菟原、雲飛宿禰淨水てふ人見え、姓氏錄皇別に、畝尾連といふも見ゆ）あり。（今此の山の東南の麓に。畦樋村と云ふあるなり。今土人は。樋を淸て呼り、然れども古書には傍の字等を用ひて皆濁る音なり、〇或る說に、畝傍とは、畝則風の義にて、有利とは、宮風里風などの如く。其の形狀を云へるならむと云へり）〇愛は。允恭天皇紀に。恒愛（此の文は下に引けり）欽明天皇紀に。汝命與婦孰與尤愛。孝德天皇紀に。汝愛身乎と見ゆ。（土佐日記に、「をしと思ふ人やとまると葦鴨の、打むれてこそ、我れはきにけれ」と詠る歌あり。平他字類抄に、愛をヲシム論語にも古訓に愛をしかよみ、孟子、白氏文集等の古訓にも、しかよめるが見え、又惜吝字を訓むも、元愛と思ふより轉れる詞にて、怨恨といふも、古くコヽロヤムと訓めれば、元心裏惱なること、また愛の字をカナシといふも、心に切に思ふを云ふより、悲の意に轉り、乎加之も心に良ひたるをいふを、笑しきにも轉し云ふ類などをも、或る人の委しく說へるに從れり）耳梨山は。神名帳に。十市郡。耳成山口神社。（大、月次、新嘗）新抄格勅符に。耳无神一戶を有て。大和志に。耳无山。與新賀。北八木。石原。常磐。葛本。山坊。共預祭祀。また此山在木原山上方四面田野。孤峰森然。山中梔樹多矣。因又呼梔子山。（今は此を天神山と云ひて、頂上は丸らかに平坦なり、山上南面に神社ありと、或る人の說なり、また此社の所傳を聞くに、式の目原坐高御魂神社二坐、とある社は、往古この山上に坐し、山口神社は

山の半腹に坐しを、中古合せ祀れり、故に山を天神山と云ひ、社を天神宮と稱し、古來遷宮、及び平常の祝詞にも、高皇産靈大神云々とあり、また御神體を納めまつれる筥にも、天神宮と記し、また寶永元年甲申九月、正三位吉田兼敬朝臣の、祠官梨原吉久に授られし許狀にも、和州十市郡木原村、耳無山天神社云々とあり、また高御魂神社の舊趾も、今に顯然と存せりとぞ、或人の說に、此の山の麓の村の名を、木原と稱へば、木の目と同音なる故に、式に目原と記されたるか、又は村人の木原と訛り記したるか、今にしては知り難けれど、此山に、高御魂神も鎭り坐す事は、社傳及ひ村老の遺傳にて論なし、然て今は木原を、キハラと稱ふれど、そは同國なる高市郡越野は、萬葉集の一說に、乎知野と見えたる地なるを後世歌に玉たれのこすの大野と詠める類にて、今の讀を以て强て、古を論はむは一偏に過ぬべし、殊に近來動もすれば、叢祠を式社と僞るもある趣なるを、十市郡七十餘村の内に、目原と云ふ地も、高御魂神社ぞと云ふ社も、是を除きては有ること無きも

亦一證に備ふべしと云へり、古今集に、「みゝなしの山のくちなしえてしがな思ひの色の下ぞめにせむ」後撰集に、詠人知らず、「うたの野は耳無山か呼子鳥よぶ聲だにも答へざるらむ」かへし、女三の御子、「耳無の山ならずとも呼子鳥何かは聞む時ならぬ音を」懷中抄に、「あた人は耳无山の紅葉かなまてゝふことをきかでちりぬる」又耳無川、耳梨池と云ふも有りとぞ、）允恭天皇（四十二年）紀に。爰新羅人。恒愛京城傍耳成山。畝傍山。則到琴引坂。顧之曰。宇泥咩巴椰。彌々巴椰。是未習風俗之言語。故。訛畝傍山。謂宇泥咩。訛耳成山。謂瀰々耳。といふ事見え。萬葉集なる。藤原御井の歌に。八隅知之和期大王高照日之御子。麁妙乃藤井我原爾。大御門始賜而。（或る人云、持統天皇八年十二月、淸見原宮より、此の國十市郡藤原に宮作りして、遷幸せるを云ふ、さて此の藤井が原を後に、藤原と改め給へるなり、）反歌の題辭にも、藤原とかけり、）埴安乃。堤上爾。在立之見之賜者。（宮所は、香山、耳梨、畝火、三山の中間に在り、）日本乃靑香具山者。日經乃大御門爾。春山

跡之美佐備立有、畝火乃此美豆山者。（埴安池の堤の上より、覧はし給へる趣に、かく畝火の、此のみづ山とさして云へるを、おもへば、其の堤は畝火山に近きところときこえたり〕日緯能大御門爾。彌豆山跡山佐備伊座、耳爲之青菅山者、背友乃大御門爾、宜名倍神佐備立有。名細吉野山者、影友乃大御門從、雲井爾曾遠久有家留、高知也天之御蔭、天知也日之御蔭乃。水許曾波常爾有米御井清水と見えて。或る説に。今その大和の國の圖に因りて。國人に質問し。その方位を尋ね考ふるに。凡そ香山は東ざまの。日の縦の御門に向ひ。畝火山は。南ざまの日の緯の御門に向ひ。耳梨山は。北ざまの。背友の御門に。向へる由にて。吉野山は大宮よりは。南に當れゝど。名くはしき。大山にて。西ざまの影友の御門より。望むに。遙に見えたるべければ。（宮所蹟より、大凡五里ばかり隔れり、日の縦日の横などのことは別に考へたる説も有れど處せければ、今はおきつ、〕四面の御門より見渡しのめでたき山々を。よめる中に配當ておほらかに、詠叶へたるものとぞきこえたる。（西

さまの見わたしに、めでたき山はあらずとぞ、〕と説るが如し。かくて天香具山を。天降し賜へる事はも。（はやく上に見えたる如く、〕天皇祖神の。天津磐境を興立て。云々と。詔り賜へる御所爲に似たることは。申すまでもなく。はた國造大神の。三柱の神等を。皇美麻命に御守神と、鎮置せ賜へるを。果に橿原宮に。初國所看し天皇の。天皇祖神の。大御教に因りて。彼の山より御祭具を執らせ賜ひて。さて天の下を盡に鎮平賜ひ。終に大三輪大神の姫神を。大后と定め賜ひ。崇神天皇の大御世に。神器の御代物を。此の山より取りて造らせ賜へるなどの情狀を。熟々觀奉るに。此の三つの山の三所に。かく謂ゆる鼎足の形なして鎮り在るは。あな小緣の故とは聞えず、決めて。天ツ御量に因れる幽契ならむ。と恐けれど。想像奉らるぞかし。（皇京の御鎮めとある事は、早く縣居大人も說れ、或人も、此の天皇の荒振る者どもを撥向け、此の山の遠からぬ邊を、大宮所と定め給へ、り、御々代々の大宮所はた大概、此の山の彼方此方にして、大御稜威八鑾に及びたりし事、此の

香山の由緒に合ひて、靈妙なりとも靈妙なる御事になむ、御坐けると云へるは、實に然る說にこそ。）されば件の歌も、上つ代の神語を傳へて詠み出たるにもあるべく。元明天皇紀なる。和銅元年二月戊寅ノ詔に。平城之地四禽叶圖。三山爲鎭龜筮並從宜建都邑。と宣ひて。平城の宮を營り賜ひ類聚國史なる。桓武天皇、延曆二十四年、十二月丁巳の敕に、大和國、畝火、香山、耳梨等山。百姓任意伐損。國吏寬容。不加禁制。自今以後、莫令更然。と詔出しは。（此の天皇等の、上つ代の古事に、叡心を用ひさせ賜ひし徵はも、別に記し奉れる物あり。）かゝる古傳を重し賜ひての御事と聞ゆるをも思ひ合せ奉るべし。○相諍競矣は安比阿良曾比伎なり。萬葉二の卷に相競。十の卷に相爭。十六の卷に捐生格競など見ゆ。（なほ下に云ふべし。）さて此の妻競はも。皆山魂の神の所爲なる事。上に說き賜ひし、國魂の神等の事に。（またも下の卷なる、百四十六段、百四十七段に、謂れたるを見るべし。）相比へて知るべきなり。（萬葉集九の卷に、二並筑波乃山乎云々、男神毛許賜女神毛千羽日給而また男神爾雲立登とも、三の卷には朋神之貴山とも詠めるに、似通たる云ひ狀なりと或說なり、また師翁の此歌に因りて、常陸風土記の彼山の東峰の條に、謂之雌神と有りしを、脫せりとて補坐るを、枕詞燭明抄に引るには、實にかくあり、又肥前國風土記に、杵島郡杵島峰の事を、坤者曰比古神、中者曰比賣神、艮者曰御子神、と記せるをも緊ひ合すべし、さて或人香山の狀は云々とて、論へる說どもも聞ゆれど、現に打見たる形狀に附きて、かにかくに論するは、未しき俗見なることと、三神山餘考に、委しく論ひ坐せるを見て知るべし、或人も早く、京畿邊の山には婉姿たるが多く、西國東國の邊界には、嵬巉きが多し、とも云へるをや。）○爾時出雲國阿菩大神は倭能登伎。伊豆毛能久爾能。阿保能於保可美なり此の以下は。播磨國の風土記なる。揖保郡。越部里神阜條文を採り賜へり。此の大神は。二典は更なり。彼の國の風土記などにも。見え給はねど。師の說に燒太刀火守大穗日子命にやとあり（或る人、此の國餝磨郡に、英保郷安母と、和名

抄にあるを、大神に由ある地名ならむ、と云へれど、其は風土記に、伊豫國、英保村人、到二來居一於此處一、故號二阿保村一」とあれば信られず、大和、伊賀國にも、阿保てふ地は有り、）此の大神の事は。上（百一段、また赤縣太古傳、三五本國考、）に委しく見え賜へり。○聞三山之相鬪而は。美都能也萬乃。安比阿良曾布登。支古志氏と訓べし。相鬪とは。或る説に云。（下に引ける、舒明天皇御歌に、）耳梨山與相之時とある相に同く。相ひ戰ふ事を云ふ。（鬪の字は、字書に、爭也、交爭也、）神武天皇紀の大御歌に。愛瀰詩を毗儴利。毛毛那比苦。人は云へども。手向ひもせず。とある毛々那比は百の相の約にて。（吳藍を、クレナヰと云に同じ、和名抄、讃岐國香川郡の郷名、百相、毛々奈美と訓めるも、毛々奈比を訛れるなり）彼一人に、百人の相なりと。世人は云へども。手向ひもえせずて。誅されぬるよと。嘲笑る意なり。又神功皇后紀に。野伊徒姑奴地。伊弉阿波那和例波。と唱へる。伊弉阿波那も。率將レ相にて、此の相と同じ言なり。（角力に召合といふも、諸國より、力士を召て合せらるゝ由なり、職人歌合に「我が戀は、薩摩の氏の、長なれや片手にだにも、合ふ人のなき」戰も敵合なるべし、其の他立合、合手などいふ類なほあり、准へて知るべしと云ひ或人は、毛詩に、肆伐二大商一會朝清明、注に會朝會戰之旦也と云へれば漢國にても、戰を會とのみ云へり）かれ凡て天地を初めて。國々。及び萬物には。雄雌あることは。（其の大元を申せば、）天皇祖神二柱の大御身に肖て成れる故は。已く上（御國產の段、及び太古傳など、）に委しく説れ。かく相爭ふこと。帝王編年記なる古傳に。夷服岳。與二淺井岳一。相二競長高一。淺井岳一夜増レ高。夷服岳怒。拔二刀劔一。殺二淺井比賣之頭一。墮二江中一而成二江島一と見え。近くは長尾輝虎が。越後國春日山の城中にて。大石の戰ひて。碎散し事を和訓栞に記せり。（から國にても、水の戰へる事有りしを思ふべし、そは明人謝肇淛が五雜俎に、水固常有二鬪者一、春秋書穀洛鬪毀二王宮一竹書紀年載洛伯用與二河伯馮夷一鬪また宋史、五行志を引て、高宗か紹興十四年に樂平縣なる河水と、里南程家井水と、杉墩に

鬪ふとも、說海を引て、貴州普定衛に、滾㠃寨、鬧蛙池といふ二水の鬪へる事を記せり、されど洛伯を郭璞が水經注に、洛水之神と云ふを非として、帝芬時の諸侯とせるに、肇濬淸、徐文淸等を雷同せれど、例の儒見にて論に足らず。）さて二山こそあれ。三山ともに鬪ふといふを。訝思ふ人もあれど。此は決めて。耳梨神の。强て挑たるを。畝火神の怒りて。香山神と共に相ひ拒むとの所爲なること。播磨國風土記（託賀郡の條）に。氷上比賣命ちふ神を。讃岐日子神の挑しを。肯ざりしに。强に挑しかば。比賣神の太く怒りて。建石命に雇て。兵を起て。相鬪しに。讃岐日子神。負て逃げ去りしといふ故事に思ひ合はせて解るべし。（或人は、もと耳梨神は、畝火神と娶坐けむと說へるは、神代に有るべき事とも思はれず、そは男こそあれ、女としては、かの出雲の大后神の、汝をきて、夫はなし汝をきて、つまはなしと詠み賜へるぞ、神隨の道にて、萬葉集なる蘰兒、櫻兒、また蘆屋の宇なび少女なども、二夫とる事を恥て、命をさへに失たるをもて、察辨ふべくなむ。）○欲ニ諫止一而は。伊佐米、也米萬久。於母志氏と訓むべし。諫は。類聚名義抄に、（イサム、イサメコト、アラソフ、イマシム、）新撰字鏡に。諫勇也。正也。伊佐牟諫上同。色葉字類抄に。諫イサム、イマシム、字鏡集に、諫（㖄同、ハカルノブ、タヾス、ハカリコト、アラソフ、カザル、サラニ、イマシム、イサメコト、イマシメコト、イサム、ヲシム、ヲシフ、フサフ）平他字類抄に。諫（イサム）また辭。（垂仁紀）止。（雄略紀、また文選に、虓豁、牟漢沛、艾などを、しか訓めり）また儀式帳に。禁ニ斷幣帛一とある解に。天武天皇紀十年四月に。禁式と有るを古くより。伊佐米乃能利とよみ。又同紀の制をも。伊佐米とよめり。萬葉集九の卷。嬥歌會の長歌に。牛掃神之。從來不レ禁行事叙とありて。不禁を伊佐米奴とよみ。同十六。竹取の翁の長歌に。庭立任退。莫立。禁迹女蚊とあり。これも禁を伊佐牟とよめり。伊勢物語眞名本に。戀しくば來ても見よかし。ちはやぶる神のいさむる道ならなくに。と見え。（こゝにも禁を伊佐牟留とよめり）諫と其の意通へり。源氏物語浮舟

の巻にかやすくかよひ給ふべき道ならねば。神のいさむるよりもわりなし。又朝貌の巻に。「なべてよの哀ばかりをとふからに。ちかひしことゝ神やいさめん。」常夏の巻に。うたゝねは。いさめ聞ゆるものを。總角の巻に。なやましうてむらいなるをあらはになどいさめてといふも同じと見え。士清の説に、諫諍も勇也。と注せり。率なふと義通へり。（字鏡に、率また佳を勸。於人也と注す）歌に伊駒山いさむる峰など續けるも、駒の勇むる意になり（紀に嗣の字、萬葉に、禁の字を訓るも、意通へり）と云へり。（豐前國、京都郡、上毛郡に、諫山郷ありて、和名抄に見え、夫木抄に、東道のいさめの山、ともよめり）此には上（百二十六段）に令語止而とあり。万久云々は。上（十八段）に欲相見而、また（二十二段に）更求生乎と見ゆ。さて此故事を按ふに。神代より。邪惡かる行を諫禁て正しき善き方に誘導くを。美徳と爲ること、いと明白かり。さるを、或る人の上つ代は、諫爭など云ふ事は曾てあらじとて、論へるは、餘り偏固し、そは天つ御神等の御誨語も、即て禁戒にて、自ら諫諍の意に通ひて聞ゆるをや）○上來之時。到坐播磨國は。能褒利。伎麻世流登伎仁。波利萬乃久仁爾、伎麻志氐なり。上來坐とは。出雲大神の段にも。將上坐倭國而と有るに同く。大倭の京にての語辭なればなり。播磨國は。古事記孝靈天皇の段に。於針間氷河之前居忌瓮而、針間爲道口云々と見え。國造本紀に。針間國造　志賀高穴穗朝、稻背入彥命孫、伊許自別命、定賜國造（また針間鴨國造と云ふもあり、古事記孝靈天皇の段に針間牛鹿臣、開化天皇の段に、針間阿宗君など見ゆ）姓氏錄に。佐伯直景行天皇皇子。稻背入彥命之後也。男御諸別命稚足彥天皇（謚成務）御代中分針間國給之。仍號針間別。男阿良都命。（一名伊許自別命）譽田天皇。爲定國堺。車駕巡幸到針間國神崎郡瓦村東崗上。于時。云々（此の文を、空海傳に引たるには、大足彥忍代（別）天皇皇子、稻背入彥命之後也、孫阿良都別命男豐島、天萬豐日天皇、謚孝德御世、賜佐伯直姓矣、と見えて、今の本と異なり、因て按ふに、上に引ける文の次に、即賜氏針間別、云々謂君也とある下に、

此孫阿良都命男、云々とある、二十六字を脱しけむを幸に、此の傳に存れるにぞ有るべき）と見え。白國氏の系譜に。（此の譜は、彼の國の氏人の、持ち傳へたる物にて、珍しき事も往々見えたり）稻背入彥命。（母皇妃曰五十河姬命、父天皇有八十之子、仍配封于諸國）稻背命封于針間國、仍姉庸波那之地造宮而針間國別之始祖也　また御諸別命（を、入彥命の御子に系て）成務天皇。配分針間國給之。雌鹿間野造宮居　とあり。（姉庸波那は、全譜と、仁德天皇紀に因るに、玉代と云ふ地なるべきを、土人によく問正すべし）かくて播磨と云ふ義は。記傳にも引れたる如く、風土記に。萩原里。（土中中）右所以名萩原者、息長帶日賣命。自韓國還上之時。御船宿於此村。一夜之間。生萩。根高壹丈許。仍名萩原。即闢御井。故云針間井。其處不墾。また仍萩多榮。故云萩原也（此の上には、脫文ありげなり）とあるに起れるならむ。と誰も思ふ事なれど。（詞林採葉抄にしか云り）上の件の傳へどもを案へば。なほ上つ代より有りし稱なるべし。（その故よしは詳ならず）後の風

土記には。所以號播磨者。所造天下大神。大穴持命。與少彥名命。巡行天下御之時。到座此國。如張弓國也詔給。故云張濱之國。今云播磨之緣也。色葉字類抄に。播磨國垂仁天皇御宇。始造此國號也　歷代皇紀、皇年代略記、皇年代私記、紀州本皇代略記にも、此時造播磨國、）などあれど。其にいかゞあらむ。（或る說に、神功皇后の此の沖を過させ給ふ時、雨の晴間か、と詔へるより名づくと云ふも信がたし）○開國止而は。阿良曾比也此登伎可志氐なり。此は香山神の戰克ち坐してにや。はた（媒人ありて）耳梨神と和睦て、終に畝火神に。娶坐せる故にぞ有るべき。（或る說に、此を香山神の耳梨神に讓り坐して戰を止めしなりと說るは、いと物遠し。）○覆其所乘之船而は、曾乃能良世利志。不禰遠不世氐と訓む。即天磐船にて。又天浮橋とも いひ、漢土にて、提翔雲車、また乘蹻の術とも云ふ由、委しき師說あり）皇神の乘坐て。天上にも昇降り。或は遙けき荒外にも。往還賜ふ船なり。（此も百三十七段の傳に、詳に說き賜へり、さるを或る說に實

は其の質の無き物にて、神等、大虚の空氣に乘り賜へるを云ふとして、同じ風土記なる八十橋の事をも證とし、さて益氣里と稱ふも、字の如く、氣の盛り伸びて、天に連きて往來の橋と成りて、在りし傳へぞと說へるは、古く天香來山、布留里等を字に因りて說へる類にて、餘なる妄說なりそは彼の記に、益氣里。土中上、所三以號二宅者、大帶日子命、造二御宅於此村一、故曰二宅村一と有るを見ても知べし。○坐之地號二神阜一。麻志登古路遠可美能遠可登以布なり。(また可美遠可とのみ呼けむもえ知ず、同じ記中に、鹽阜、また御立阜、松尾阜、殿岡、佐岡、船丘、波丘、琴丘などいふ地いと多かり)或る說に云。鬪諍止ぬと聞賜ひ。即て出雲の國に。歸らまく思しつれどなほ御心もとなく。思食す事。無きにしも御座ねば。乘賜へる舟を覆せて。御座所として。留り居賜ひしより。かく神阜と負せたりとなり。阜は。新撰字鏡に。坵また陵も。乎加と見え。岳も和名抄に訓與レ丘同じと有り。(記傳に。裒加の本の語は、裒なるに加を添へたるにて、加は處の意なり

と注はれたり、また岡の字も訓て、尾處の義ぞと或る人の說なり)○阜形似レ覆は。遠加能加多知。布世留賀胡登志にて。(師の翁は、仙覺抄に、神集云々とあるに依りて、文を成し賜へれど、今は近き頃世に顯れたる右大臣藤原の實隆公の謄し賜ひし風土記に、かく有るに因りて、改めつるなり)不正は。上天磐戶の段に。宇介不世氐と見え。出雲風土記なる。仁多郡布勢鄕。郡家正西一十里。古老傳云。大神命之宿坐處也故云二布世一。(神龜三年改二字布勢一)といふ傳あり。(和名抄にも、同郡同鄕見えて、風土記鈔に、上布勢下布勢、前布勢、佐白、八代、中村等也と注せり)萬葉集(五卷)に。布勢伊保能麻宜伊保乃內爾。(九卷に)盧八燎須酒師競。(十六に)可流羽須波田廬乃毛等爾とある本注に、田廬者多夫世反。と見え。(河海抄に引る)類聚國史に。承和二年六月の條に。建二布施屋一。備二于橋亭一。(格文にも。布施屋二處、右造二立美濃、尾張兩國堺、墨俣河左右邊一)また元慶四年の條にも。建二布施屋一など記され。(また古今六帖に、東屋の、ふせや板間の、あはぬより、など

も見ゆ、此は臥屋の義にて、賤屋の卑き狀を云ふ、と士清說へり、又手して、物を度るにも、新猿樂記に、長さ八寸太四伏と云へり、なほ有るべし）古今集の歌に、横をりふせるさやの中山。（一本には。こやると作り）などいと多かり。此は御舟を覆て。御供神と共に。しばし留り坐しを。後に阜と化れる由しなり。上卷（第五段なる）天沼戈の後には。小山と化ると見えしは更なり、また同じ風土記（同郡林田里條）に。大汝命。少日子根命。云々。稻種積二於此山一。山形亦似二稻積一。故號二稻積山一。と有るも。よく似たることなり。さて此の阜の在り處はいづくならむ。今の越部庄に。さる地名は無きや。能く探ぬべし。（或る人の、此を印南郡なる生石村、石寶殿の邊なる、カツミと云ふ處に在る、石船ならむと云へるは、地理違へれば、凡て信がたし。）さて上に擧たる（中大兄命）大御歌の次に。神代從如此爾有良之。（或る人云ふ、如此とは、此の樣にといふ意にて、今の人の嬬爭ふ事を、指し給へるにて、此を神代へ反して、今新に始まれるにはあらず、神代よりして、かやうに有るらし、となり、良之とは、慥には知らねど、大概その事の、察ひ知らるゝをいふ辭なり、）古昔母然爾有許曾。（或る說に云、然とは、さやうにといふ意にて、古昔の事を指て、宣へるなり、有れこそは有ればの許曾の、婆を省るにて、此の辭は一首の眼なり、上には、良之と押し測りて宣ひ、此には決めて宣へるなり）虛蟬毛嬬乎相挌良思吉。）或る人の云、空蟬毛は、現存の身と云ふが如し、毛は古昔に對へて宣ふなり、また萬葉に、空蟬とも、打背見、又假字に、鬱膽、宇都曾臣、宇都世美など書て、宇都志美と書けるは、一つもなければ、宇都思の思を、轉したるにはあらで、聊意味ある語なるべし、古事記に、宇都志意美とあるを切れば、宇都曾美とは成れり、しきの吉は、俗に伊と云ふに同じ、良思吉と次けたるは。推古天皇の大御歌に、於朋企彌能、菟伽破須羅志枳、と見え許曾と云ひて吉と結る例、仁德天皇紀に、虛呂望虛曾、赴多幣茂豫耆、天智天皇紀の童謠に、阿喩擧曾播、施麻倍母曳岐、また萬葉等を引て、委しくいひて、御歌の意は、播磨にをはし坐して、彼

の大神の止め給はむと、來坐しつる地にて、三山の競ひの事を思出て、神代以來ある例故に、今の人も嬬を爭ふならし、然れば今の人のおとなしからぬにもあらず、古へよりの習ひにこそと、御心つきて、今までの御疑ひを晴け賜ひし由なりといひ、或る說に、此の天皇の御弟、天武天皇と、額田女王の故に因りて、御間の良からざるを、いかでかの昔の、阿菩神の如き人の出來て、御中執り持て諫め和め奉る人もがなと、思し看して詠へて、賦出ませるなりと論へり、播磨國に幸行ての御製ぞと說へるは、いかゞあらむ知らねど、實にさる說ども有り）反歌。高山與耳梨山與相之時、立見爾來之伊奈美國波良。（こも或る說に、相は合戰にて、立て云々とは、大神の出雲國を立ちてなり、大和國に至りて、見むとて來給ひしをいふ、さて一首の意は、此の二つの山の、雲根火の女山を得むとて、かく相戰し時に、其の戰を諫めむとて、わざ〲出雲國を立て、彼の大神のおはしゝが、其の爭ひ止みぬと聞し召て、止まらせ賜ひし、印南の國は此の處ぞと宣へるなり、と云へり、印南

は風土記に、一家云、穴門豐浦宮御宇天皇、與皇后俱欲平筑紫久麻曾國、下行之時御舟宿於印南浦、此時滄海甚平、風波和靜、故名曰入浪郡、と見えたれど、阿菩大神の故事は更なり、風土記、印南大帶日子の天皇の、御事迹を擧たる處にも、印南別孃また印南川など見えたれば、甚古き地名なるを、其の起因を記せる本說の闕て、傳はらぬはあたらし、記傳、日代宮の卷に云和名抄に、稻日印南「伊奈美」郡あり、是れなり、萬葉三に、稻日野、又稻見乃海、四に稻日都麻、浦箕乎過而、六に神龜三年、幸於播磨國印南野時云々、八隅知之、吾大王乃御隨、高所知流稻見野能、大海乃原乃云々此の外にも歌多し、續紀二十六に、播磨國賀古郡人、馬養造人上款云、人上先祖吉備津彥之苗裔、上道臣息長借鎌。於難波高津朝庭家居播磨國賀古郡印南野、云々、伏願取居地之名、賜印南野臣之姓云々、此に賀古郡印南野とあるは、此の野は、印南郡より賀古郡にも涉る地なるべし、とあり、或る人も此れに依りて、印南郡は、東は賀古、西は飾磨郡に接て、南海に向ける地なれ

ば、稲見野の大海原とは、其の野の大海に接る如く、見ゆるに因りていひて、其の海邊なる、藤江浦を云ふと聞ゆ、藤江は、和名抄、明石郡に葛江「布知衣」とある地にて、今もしかいふ海里なり、と云ひ、播磨名勝志に、印南野東西之間二三里乎、謂二従レ此東明石邊一也、或は古は赤石、加古、印南三郡を、明石國と云へり、なども云へり、今昔物語集に、西國より脚力にて、上りける男ありけり、夜を晝に成して、只獨り上りける程に、播磨國の印南野を通りけるに、日暮にければ、可二立寄一所や有ると、見廻しけれど、人氣遠き野中なれば、宿るべき所もなし、といひ、長谷寺靈驗記に、應和二年、十月二十六日、従五位下、小野武古、播磨國印南郡を過ければ、北山より、威勢ゆゝしげなる僧一人來て、三十餘町許り山中に伴ひ入て、盗人の欺殺さむと、謀れる事を記るせる、印南を刻本に、官南とあるは必ず誤なり、後ながら足利氏の嚴島詣記に、印南野と云ふは、遙に押離れて、四方に隈なく淺茅かれ渡りて、漸く下もえ出るもいと興あり、など見えて、げにも揖保郡より、彼の三郡邊を挂て

の大名なりし故に、かくは詠せ賜ひけむ、國原とは、舒明天皇の御製に、國原波煙立籠と詠み賜へる如く、見渡し廣々と、打開けたる狀を云ふと、或る人の說へるが如し）さるを新歌林良材集に十市郷に。一人の女有りけるが許に。三山の靈。男に化して通ふ故に。互に相ひ爭ひて。戰ふ事止ず。ここに阿菩大神。三山の戰ふと聞て。云ひ和めむとて。播磨國に到る時。香山。耳成山の二山戰ひ負て。彼の女。畝火の山神に取られつ。因て國にかへり給へりと有るは。本文の故事と。十六の卷なる。鬘兒の事と混誤れる。異傳にて信がたし（或は三山闘と云に附きての附會か。）はた今昔物語に、葦葉及び武藏野の故事を混傳へたる類にこそ有りけらし、さて玄道が產土なる、伊豫國喜多郡出石山と云ふに、昔し大水出て、荒び闘ひたる由、聞傳ふと、父道正が、五雜組を見て語れる事ありき、さて件の山は、熊野大神の鎮り坐せるを、空海僧が例の佛寺を作りて、今に觀音祠もあり、いと神々しき山なれば、或る人は矢野神山にやとも說へり、かれ尾藤氏が、靜寄

餘筆に記せる如く、此を東に二里許りもや距らむ神南山とて、相對時て聳立有り、それ古へは決めて、神奈備山と申けむこと論なきを、昔し手間天神坐せりとて、近邊に御社もあり、世に此二山は、昔し大人の朸もて、荷ひ來つと云ひ傳へて、今に出石山の下に、其の足跡といふも存り、此は風土記の傳へめきて、本文に稍類たる狀さへあれば、因にかくなむ、)

於是天津日高日子番能邇邇藝命。遊幸笠沙御前之時。於麗美少女之遇。問汝者誰女耶則。答白之。大山津見神之女。名木花之佐久夜毘賣也白給矣。(亦名豐吾田津比賣。亦云神吾田津比賣。亦名鹿葦津比賣。亦云神吾田鹿葦津比賣。亦名櫻大刀自神)復問汝有見弟乎則。我姉石長比賣在也白給矣。爾詔曰。吾欲目合汝者。奈何詔則。吾不得白吾父大山津見神將白云給矣。故乞遣其父大山津見神之時。大歡而副其姉石長比賣而。令持百取机代之物而奉出矣。故爾其姉者。因甚凶醜。見畏而。返送給而。唯留其弟木花之佐久夜毘賣而。一宿爲婚焉。

(一傳云。皇美麻命。到吾田笠狹之御碕而。問事勝國勝長狹神曰。其於秀起浪穗之上。起八尋殿而。手玉玲瓏。織紝之少女者。誰之子耶。答曰。大山祇神之女等。大號磐長比賣。少號木花開耶毘賣白矣。因皇美麻命。幸木花開耶毘賣而一夜爲婚矣)

(笠沙御前は。上に吾田笠沙之御碕と見えて。其所に注せり。(御紀の一書には、たゞに遊幸海濱。とも見えたり)○於麗美少女遇は。紀の文に。遇麗美人とあり。師云。猶本令從袁登賣能阿幣流爾と訓むべし。是れ雅言の格なり。近き世には。かかる處は。美人爾と云ふ例なれども。雅言は然ら

ず。(美人爾と云ふときは、此方より美人に遇ふなり、美人遇また美人之遇など云ふときは、其の美人の方より遇なり、かゝれば爾てふ辭のあると無きとは、此と彼との違ひあるを、何なればにか、雅語には、凡て爾とは云はざる例なり、左にこれかれ擧るが如し)萬葉十三に。裏觸而妻者會登人曾告鶴(妻者と云ふも妻之會なり)古今集春の部の端詞に。志賀の山越に。女の多く遇りけるに。伊勢物語に。宇都の山に至りて云々。修行者遇たり拾遺集。また六帖。伊勢の歌に。散散らず聞まほしきを。故郷の花見て還る人も遇なむ。など有るを以て心得べし。(妻者と云ふも、妻之會なり、人もと云ふも、人の遇はなむなり、忠見集に、云云ゆく道に知りたる人あひて、兼盛集に、旅人いくあひだにぬす人あひたり、赤染衛門集に、同じ道に恥かしげなる男のいき逢たりしかば云々、後の物ながら、宇治拾遺物語にも、道に狐のあひたりけるを、また與佐の山に、白髮の武士一騎あひたりなど云ひ、徒然草にすら、細道にて、馬に乘たる女の行き遇ひけるが、など云へり、其の頭までも、云ひざまを失はざりしなり)凡て道などにして。行遇たる事をば。皆如此云へり。然るを近き世には。某に遇と云ふことになれるは。漢文よみより。轉れる物なるべし。漢文にては。遇の字。上に在りて。返りてよむ故に。爾とよみ倣へるなり。(今此の記などにも、遇の字を上に置けるは、漢文の格に依れるなり)輕島宮の段の大御歌に。許波多能美知邇。阿波志斯袁登賣。若櫻宮の段の大御歌に。淤富佐迦邇阿布夜袁登賣。これらの遇も。袁登賣の方より遇にて同じ。(袁登賣に遇給ふ、と云ふ意にはあらず)さて麗美を。かほよきと訓むは。萬葉十四に。可抱與吉と見え。書紀に。麗また美麗。また艶妙。また容姿麗美など。みな然訓めり。(前には思ふ由ありて。ウルハシキと訓みたれど、今は此の師說に從へり)○此大山津見神之女。師說に。こは何地にまれ。此の神の鎭坐社の御靈の。現壯士に化て。婦人に婚て。生賜へる御女なるべし。大三輪神の。麗壯夫に化て。孃子に通給ひし類ひなり。と有れど。然には非ず。こは大海津見神の御女。豐玉毘賣の

類ひにて、其の本體の直の御子なり。（其は筑紫の高千穗宮に御し坐せる、三御代のほどは、顯幽なほ分々しからぬ間なればなり、○玄道云、實に此の師說の如く、なほ神武天皇の御世は更にて、神功皇太后の、御政攝白させ賜ひし頃までは、さる狀に聞ゆること、別に記るせる物あり、又皇國のみならず、から國もしか有りしこと、國語、史記等を證して、大扶桑國考に、辨へ給へるが如し、）木花之佐久夜毘賣、名意。師云、木花は、字の意の如し、佐久夜は、開光映の、伎波を切めて加なるを、通はして久と云ふなり。（若子を、和久基と云ふ類ひなり）さて光映を、波夜と云ふは、上なる下照比賣の歌に、阿那陀麻波夜とある、波夜の如し。かくて、萬つの木花の中に、櫻ぞ勝れて美き故に。殊に開光映てふ名を負て、佐久良とは云へり。夜と良と橫通音なり。（小兒のいまだ、舌のえよくも回らぬほどの言には、良理流禮呂を、夜伊由延余と云ひて、櫻をも佐久夜と云ふ、これ自づから通ふ音なればなり、さて此の御名も庭つ鳥かけ、野つ鳥きゞし、などの例として、直に木花の櫻と云ふことゝもすべけれど、佐久夜は、なほ開光映の意に云へるなり、もし即ち櫻ならば下に如二木花之榮一また木花之阿摩比など云ふ處も、直に如二佐久夜之榮一、また佐久夜之阿摩比、とこそ有るべきに、然はあらぬは、此の佐久夜は、花の名には非るが故なり）されば此の御名も。何の花とはなく。たゞ木の花の咲光映ながら、即ち主と櫻の花に因りて。然云ふなるべし。稍後には。木花と云ひて、即ち櫻にせるもあり。古今集の序の歌に難波津に咲くや木の花とある。是れなり。（これも何の花となく、たゞ木の花ともすべけれど、然には非ず、また梅の花とするは由なし、其は冬隱り今は春べとゝ云ふ語を、あしく心得て、おしあてに定めたる僻說なり、然るを其の說に泥みて、此の御名の木の花をさへに、梅なりと云ふ說は、いよゝ云ふにも足らず）また萬葉八に藤原朝臣廣嗣。櫻花贈二娘子一歌に。此花乃云々。和歌にも。此の花の云々。とよめる。是れは贈る花を指して。字の如く。此の花と云へる物ながら。櫻を木の花と云ふから。其を兼たりげに聞ゆるなり。（

然ていよゝ後には、たゞ花と云へば、もはら櫻のことゝなれり、其も自づから上つ代の意に叶へり、○玄道云、いと古く、神社と申せば、大三輪社を申し、中昔、まつりとは、賀茂祭をいひ、山とは、比叡山をいひし如く、花とのみは、櫻を稱しこと、鈴屋の大人の説に、源氏物語の若菜の巻に、梅の花を、花のさかりにならでも見ばや、と云へることあり、梅の花も、花なれども、それに對へて櫻を取り分て、花と云へり、とあるにてしるく、から國にて、牡丹を専ら、花といふ事も類たるは大扶桑國考に見えたる師説と、考へ合するに、おぼろげならぬ、ことゝこそ聞ゆれ）○豐吾田津比賣。神吾田津比賣　御名の義は。神豐[illegible]例の美稱なり。吾田を。記には阿多と書たり。地の名和名抄に。薩摩國阿多郡阿多。是なり。笠沙の。御前、やがて此の地に在り。故上の文に、吾田笠狹之御碕とあり。（かゝれば、大山津見神の、此の間おはし坐しは、此の邊りの山なりしか、若くは別所に坐しつれど、佐久夜毘賣のみ、此の地に坐しませるか詳ならず）○鹿葦津比賣。名の

義いまだ思ひ得ず。玄道云。和名抄に。不見國に鹿足郡。鹿足郷もあれば。此れも地名か。（されど實は神名より、地に負せるにや、其の本末は知がたし）こは仁明天皇紀に。承和十年五月に。美濃郡を割て　美濃。鹿足二郡を立られし由見ゆ。郷郡に　神稲。また櫻井などいふ郷あるも何とかや由ありげに聞ゆ。また或る人は鹿足とは。即ち笠狹の轉語なりとも説り。此の説も捨がたし。○櫻大刀自神。名の意下に云ふべし。○兄弟は。此は波良加良と訓むべし。（イロネ、イロドと訓むはわろし）○姉は和名抄に。爾雅云。女子先生爲レ姉。女兄　和名阿禰。[illegible]石長比賣。石長は、伊波那と訓み、伊波那賀とも訓むべし。下なる字氣比詞にある如く、堅石常石に長久き由なり。（イハナ、と訓べき證は、下に引べし。）○目合は。麻具波比と訓べし。この言の事は、上に注せり。（第八十三段の傳見るべし。）○吾不レ得レ白云々は、師云。上の建御雷神の問ひ給へる、大國主神の答へに。吾者不レ得レ白。我子八重言代主神是可レ白とあると同じ。此は殊に父の心に隨ひ給ふことと

然も有るべし。〇乞遣は。師云。許比爾都加波志と。訓べし。(コヒツカハシと訓むはわろし)〇副は師云。並べてと云はむが如し。黑田宮の段に。二柱相副而。また明宮の段の大御歌に。伊蘇比袁流迦母。續紀三十に。歌垣の處に。男女相並分レ行。徐進歌曰。乎止賣良爾。乎止古多智蘇比云々。これらも皆。同じさまに並び配ふを。蘇布と云へり。(世の言に、夫婦にて在るを、某と曾布と云ふも同じ、されば此も、木花之佐久夜毘賣を主として、其に附副る意には非ず、副の字に拘はるべからず、〇百取机代之物、師云。百とは。其の數の甚多きを云へるなり。必ずしも百に限れるには非ず。書紀には。百机とあれども。此は机の數を云ふには非ず。机に置く物の數百取なり。(また私記に、百人共擧二一机一、言二其高大一也、と云へるは、殊にいみじきひが説なり)取は。神功皇后紀に。荷持田村。荷持此云二能登利一。とある持の如し。机は坏居にて。(伎須は久と切まる)飲食の器を居る由の名なり。和名抄に。唐韻云、机案屬也。和名都久惠とあり。坏居を本にて。また文書の具に。書案。俗云不美都久惠など見ゆ。(坐臥の具に、几は、和名於之萬都伎ともあり、於之萬都伎は、押坐几の約まりたる名にて、脇息の類なり、さて古書には、字は、案几机など通はし用ひて、皆坏居の意なり)代は。崇神天皇紀に。倭國之物實、物實此云二望能志呂一。とある實にて。何にまれ其の物を指て云。机代は。机に居る種々の物なり。禮物を。祝詞に禮代と云へるも是れなり。(今の世に、代物と云ふ言、此によく叶へり)さて此の禮代を。出雲國造の神賀詞には。禮自利とあるを。岡部翁の考に。自利は。志流志の約まりたる也とあり。然れば志呂も。もと其の意にて。其と現れたる物を云へるにて。灼然など云ふ志呂と同じ。志流志と志呂志と同じ。(また社、御船代、御樋代の類、また苗代などの代も是より出たり、又物の代りを云ふも、是れより轉れるなり)貞觀儀式。また臨時祭式の。鎭魂祭の條に。大膳職造酒司。供二八代物一。(其の品目は、大膳式、造酒式に見えたり)遷却崇神祝詞に。横山之如久。八物爾置所レ足弖奉留。などあり。是らの八の字は。几を誤れるなり

（八物を、岡部翁の、ヤトリノモノ、と訓れたるは誤りなることを、考へられざりしなり）神代紀保食神の段に。夫品物悉備二貯之百机一而饗之。萬葉十六に。高坏爾盛、机爾立而。大神宮儀式に。御饌奉机二具などあり。（孝德天皇紀に、兵代之物、草代之物、など云こと見えたり、また續後紀の一に出雲國造、奏二神壽一時に、献れる物の中に、倉代物五十荷とあるは、臨時祭式に、御贄五十舁とあると、同じ物と聞ゆれば、置座に置く物を云へるにて、即ち机代之物、と同じかるべし、また大神宮儀式に、机代貳百拾前、また机代七十一前などあるは、机の代りと云ふ意もて名けたる、一つの器の名にて別なり）さて今如此て獻るは。聟取の禮物なり。宍穂宮の段に。天皇爲二大長谷王子一。大日下王の妹。若日下王を娉しめ賜ふに。大日下王恐隨二大命一奉レ進云々。と白して。即爲二其妹之禮代一令レ持二押木之玉縵一而貢獻とあり。○奉出は。師云。多弖麻陀志と訓むべし。伎は例の辭なり。書紀に。奉レ遣。（十四の十四丁、十七の二丁、二十四の一丁）遣。（十九の二十四丁）奉。（十七の十八丁）遣。（十九の九丁三十二丁、）奉レ施。（三十の十四）頒二幣帛於諸神祇一。（二十九の三十二丁、）類聚國史。天長四年十一月。告二柏原山陵一詞に。云々。差使天。奉出須止申賜布狀乎。同五年八月。祭二北山神一詞に。禮代乃幣乎令二捧齎一天。獻出事乎。續後紀。承和三年五月宣命に。云云令二捧持一弖。奉出事乎。同八年五月の宣命に。奉出狀乎。同六月の宣命に。奉出此狀乎。嘉祥三年二月の宣命に。云々。差使天。奉出須此狀乎聞食天。三代實錄。貞觀十八年五月の宣命に。差使天。聞江奉出之賜不。元慶元年六月。渤海國の使に賜ふ。太政官の宣詞に。彼國王此制爾違天。使乎奉出世利。など見え。萬葉に。奉（四の三十七丁、十の五十八丁、）奉有（十一の二十丁）藤原高光集に。忠淸の右衛門督五節たてまだし賜ふに。云々。それに入れてたてまだすとて。云々。など見えたり。貞觀儀式。奉二山陵幣一儀の處に。貴所稱二獻出一。凡所稱二奉出一。とあるは。文字の議なり（續紀三十四の宣命に、歡奉出禮波、三代實錄三十一に、奉出流、これらは、マダスとは訓がたけ

れば、餘の奉出をも、皆タテマツル、と訓むべきかとも思へど、上に引る宣命どもに、奉出須、また奉出世利などゝも書れたれば、然らず、さて又萬葉二の詞に、奉入哥、祝詞式に、齋内親王奉入時、また天長五年の宣命に、大神御杖代止之弖奉入多留、これらの奉入は、タテマツルとよむ外なし、さて出と入とは、反對ながら、また同意になる事も多し、參出と參入と同きが如し、然れば奉出も奉入も意は同じことなり〕さて麻陀須と云ふ言は、萬葉十五に、麻都里太須可多美乃母能乎、とあれば、麻都理陀須の省言なるべし（岡部翁は此の萬葉の須を、流の誤ならむと云はれつれど、然には非ず、太も必ず濁音の假名なり）然らば奉出を直に麻都理陀須と訓べきが如くなれど、なほ然は訓むまじきなり（萬葉二の長哥に、遣使御門之人毛とある訓は非なり、此の遣使は、必ずツカハシシと訓べき處なり、此の外も麻陀須をば、つかはすの古言と心得て、遣の字を、凡てみだりにマダスと訓あるは、皆非なり、麻陀須は、奉ると云ふ意なれば、敬ふ處に遣す事ならでは、云はぬ言なり）〇甚凶醜は、師云、伊乃美爾久伎と訓べし、岡部翁はシコメケルと訓れつれどいかゞ）神武天皇紀に、大醜此云鞅奈瀰爾句と見え、玉垣宮段に、其弟王二柱者、因甚凶醜返送本土ともあり（玄道云、上百三十一段に擧られし、伊豫國三島社の枝社に、此の神を祀て、安奈婆社と申すありて、古く人の壽を守り賜ふと云ひ傳ふる由なるは、能師說に符るに就て案へば、安奈婆とは、若くは大醜と云ふことの約にて、江家次第に、安奈米といふ詞あるも、その轉語にや有らむ、と所思るは、あまりのさくじりなりや、因に云、三島社は、一宮記に見えて、玉多須伎に出し賜へるが如し、永萬元年記に、此の社を尹暹法師搏一萬本進ると記し、帝王編年記に、永仁二年七月三十日、伊豫國三島社造宮日時定、十一月二十八日、日時定也、伊豫國三島社、御正體可被渡正殿事と見え、また一遍僧の繪詞に、正應元年十二月十六日、豫州三島社へ參詣あり、當社は、文武天皇の御宇、大寶年中に、跡を垂賜ひて以來、五百餘廻の風暦を重ねて、八十餘代の鹿園を守り坐す

とて、大寶中に鎭坐とし、また日本逸史に、彼の社の別社に、嵯峨天皇の御世に、勅額を賜ふなど記せるも、共に疑しき妄說なり、さて今も、實否は知らねど、天智天皇の御新事ありて、献賜ひし由傳ふる、長命富貴と銘せる神鏡はあり、又平氏の方に盛りなる頃に奉りし、武器類は多しと聞えて、集古十種に收れるが如し）○見畏而。師云。此の詞の例、何れも怖しき事を見たる處に云へれば。此も石長比賣の顏貌。たゞ尋常の醜きのみには非で。可怖畏かりしにや有らむ。○弟は。師云淤登と訓べし。（伊呂杼と訓て宜きもあれど、所によることなり）和名抄に。爾雅云。男子後生爲弟。和名於止宇止とあれども。淤登は。男女に通りて云ふ稱なり。（また本はたゞ淤登と云へりしを淤登宇登と云ふは、夫を袁宇登、妹を伊毛宇登と云ふ類にて、宇登は皆人にて、弟人、夫人、妹人なり、かく人と添へて云ふは、後のことぞ）また爾雅云。女子後生爲妹。和名伊毛宇止。とあれども。古へは姉に對へて。後に生れたるをは。女をも弟と云ひて。妹とは云はず。古事記中の例みな然り。心を著て見るべし。中昔までも。然にぞ有りける。後に生れたる女子を。妹と云ふは。男兄に對へ云ふ稱なり。姉に對へては。弟とのみ云ひて。妹と云へること無りき。（然るを後の世には姉に對へても妹とのみ云ひて、男たらでは弟とは云ぬことゝなれるは、漢籍には、姉妹と云へるに目なれたる轉にして、皇國の古への稱に違へり、和名抄なども、只漢ざまに依りて云へるものなり實は中昔までも、古への如くにて、姉に對へては弟とこそ云つれ、古今集雜上詞書に、妻の弟をもて侍りける人に云々、源氏物語花宴ノ卷に朧月夜君のことを、女御の御おとうとたちにこそ有らめ、などある類にて、姉に對へて、妹と云ことは無かりき、○玄道云、續世繼、雲井の卷に、國母も后も、あねおとうとにおはしませばといひ、後拾遺集、戀の一、紫式部日記、水鏡の上など、物に多く見えて、擧るに暇なし、と或る人も說り）○一宿は。比登夜と訓べし。一夜なり。○爲婚は。美刀阿多波志都と訓べし。上に故八上比賣者。如先期美刀阿多波志都。とあり。言の意は。

彼處に注せり。(第八十八段の傳見るべし)○秀起浪穗之上は。佐佐陀氐流、那美能富之彌、と訓べし。(卽ち紀に、秀起此云二左岐陀豆流一とあり)言の意は。既に注せり。(第八十九段の傳見るべし)○但し、上者邊也、と口訣に注へるに從るべし。○八尋殿も。上(第五段)に出たり。○手玉玲瓏は。御紀に舊く、多々麻毛由良爾と訓めるに從ふべし玲瓏は。字書に。玉の聲也。と注せり。萬葉十に足玉母手珠毛由良爾織旗乎また十三に。手二卷流玉毛湯良羅爾、などあり。二少女が織紝るに。手に纏ける玉どもの動きて。相觸つゝ鳴さまを云ふ(なほ第二十九段の傳に注せる、師說を見るべし)○大號は阿彌能那。少號は於登能那と訓むべし。(舊く、大號、磐長姬、少號、木花開耶姬、と訓るは、漢籍よみなり)さて此の御妻問のこと。古事記及び御紀の正書。一書どもの趣も。大抵同じ趣きなるに。唯この傳へのみ甚く異なり。さて師說に。此の二女の御名。石も木の花も。主と山の物にて父神に緣あり。と云はれたるは。然る事にて。實は。石長比賣命は磐の精靈、木花之咲耶毘賣命は櫻の精靈にぞおはし坐ける、其の由は下に云ふべし。

爾大山津見神。因レ返二給石長比賣一而。大恥而。白送之言者。我女二人並而立奉之由者。使二石長比賣一則。天神御子之御命者雖二雨零風吹一。恒如レ石而。常堅不動坐。亦使二木花之佐久夜毘賣一則。如二木花之榮一榮坐焉。宇氣比而貢進矣。斯在レ令レ返二石長比賣一而。木花之佐久夜毘賣獨留之故。天神御子之御壽者。木花之阿摩比能微坐焉白給矣。故是以至二于今一。天皇命等之御命。不レ長也。亦磐長比賣。恥恨唾泣而曰之。宇都志伎青人草者。如二木花之移落一。轉當二衰去一云矣。此世人之命短折之緣也。故此磐

長比賣命者。坐伊豆國神也。

白送之言者は。本に。白送言とあるを。師の麻袁志淤久理賜比那流許登波。と訓べし。送は贈なりと云はれたるに依りて文を成せり。○二人並而は本に。二並とあるを。師の布多理那良倍弖と訓べし。萬葉三に。水鴨成二人雙居。また五に。爾保鳥能。布多利那良毘為など有り。と云はれたるに依りて文を成せり（師說なほ其の分注に、二人と書ずして、二と書るは、直に布多那良毘と訓べきか、と云へる考へも有れど、其の考へは取らず）○立奉之由者　立奉と立の字を添て書る例。上に注せるが如し。（第六十八段に傳見るべし）○使則は。都迦波志氐婆　と訓べし。都迦比賜氐阿良婆。と云ふ意なり。師云。都迦波志は。都迦比を延たるにて。尊む言にもなるなり。推古天皇紀の大御歌に。宇倍之訶茂蘇餓能古羅烏於朋枳彌能莬伽破須羅志枳。續紀天平元年八月。立正三位藤原夫人為皇后詔に。加爾加久爾年乃六年乎。試賜使賜氐。此皇后位乎授賜なごあり。（なほ玉垣宮の段に、茲二女王、淨公民故。宜使也、と

ある處を考へ合すべし）○天神御子之御命は。師云。此は邇々藝命のみならず。大御末々までをかけて申せるなり。萬葉二に。大王之御壽者長久天足有○雖雨零風吹は。雨の字を。舊印本の古事記。舊事紀ともに。雪雨と作き。眞福寺本。延佳本には。雪と有れど。雪は衍にて。必ず雨の一字なり。其の故は。師說に。此の言は。木の花の雨風に移落ふに對へて云へるなれば。必ず雨をいふべし。木の花は春の物にて。雪の降る時に非ず。雨と風とに傷はるゝ物なればなり。（もし又、木草を枯す物を云ふとならば、雪よりも霜をこそ云ふべけれ、然れば雪の字を誤れるかとも云ふべけれど、然にはあらじ、雪とあるも、雪雨とあるも宜しからず、かならず、雨とあるべきことなり、）さて其は。石の恒なるよしを云へるにて。如雖雨零風吹恒石と。如の字。雖の上にある意なり。阿米布理加是布氣杼母と訓べし。（布氣杼母を、若し布久登母と訓て（如の字の在り所を、文のまゝに心得るときは、此の言の意違ふなり、○玄道云、書紀彥火々出見尊の段に、毎有風雨とあるを、

古訓に、可世不支、安米布留期登爾、とよめり、此に百五十一段に因て見るべし）○恒如石は、登許志幣那流、伊波能碁登久。と訓べし。（前に思へる旨ありて、恒如レ石と訓つれど、今は師の訓に從へり）さて師說に。恒は、雨ふり、風吹ども。移落こと無く。恒なる由にて。上に屬る言なり。（是はた風ふけども切りて恒なる石と心得ては違へり）○常堅不動坐は、加伎波登伎波爾、麻佐牟と訓べし。（前に不動の二字を省きつれど、今はこの師說に從ひて、此の二字をも取りつ）師云、加伎波は、堅き石の多の省かりたるなり。（また加多を切めても、加となる、伊は伎の韻にあれば、省くこと素よりなり）雄略天皇紀に、堅磐此云二何陀之波一ともあり、登伎波は、常石の切れるにて。即ち常に常磐と書り、許伊は伎と切まる。萬葉六に。人皆乃壽毛吾毛。三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨とあり。（床は借字なり）さて此に。たゞ常堅と書て。二つ共に石の字を略けるは、上に既に如レ石と有ればなり（こは漢文の方の字面を、思へるものなり）また不動の二字を添たるも、意を以てなり。（延佳本には。常石堅石不動とあり、こは舊事紀に、かくの如くあるに依て、二つの石の字を加へたるものなり、諸本に石の字あるはなし、また岡部翁は、不動を別に、ツゴカズと訓まれつれども、古への雅言ともおぼえず、後の宣命、また歌などに、動きなきなど有れど、古言とは聞えず、然れば此はたゞ意を以て添へたる字とすべし）萬葉三に。常磐成石屋。五に。等伎波奈周迦久斯母何母等。十一に。常石有命哉などよみ。祈年祭祝詞に。皇御孫命御世乎手長御世登、堅磐爾常磐爾齋比奉、出雲國造神賀詞に、天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉など。なほ餘の祝詞どもにも、この言多く見えたり。（篤胤云、なほ餘の祝詞どもにも、此の言の多く見えたるを、取ならべて攷ふるに、其の詞の古きは皆、堅石を上に、常石を次に云へるを、後に出來たりと所思ゆる詞どもには、多く常石を上に、堅石を次に云へり、師もいまだ此ことを云ひ遺れず、心を著て攷ふべきなり）さて上に如レ石と云てまた登伎波加伎波と云むは、石と云ふ言、煩はしく重なるに似

たれど。此はあまねく云ひなれたる壽詞なれば。然も云ふ常の事なり。萬葉六に。春草者後波落易巖成常磐爾座。貴吾君。月次祭。また神嘗祭祝詞に。御壽乎。手長乃御壽止。湯津如二磐村一常磐堅磐爾。これらも然なり。(玄道云、この詞は、出雲國造の神賀詞、また天神の壽詞にも出て、上百二十四段、また百四十四段に見えたるが如し)○如二木花之榮一榮坐には。木花能佐加由流碁登。佐加延麻佐牟。と訓べし。師云。佐加延は。咲光映にて。伎波は加と切まる。乃ち御名の佐久夜これなり。上に云へる佐久夜の義と考へ合すべし。(さて榮とは花を本にて、他物にも云ふ言なり、かの沼河比賣の歌に、阿佐比能惠美佐迦延と、朝日にも、人の顔にも云へりさて其の惠牟と、花の開と、共に咲の字を書きならへるも、榮は咲光映にて、同意なるが故なり)萬葉二に。木綿花乃榮時爾。七に安志妣成榮之君之。また三に。青丹吉寧樂乃京師者。咲花乃薫如今盛有。なども有り。佐加理ももと咲の延たる言にて、咲光映たるを云なれば榮と同じ○宇氣比は。上に出たり。(第十九段の傳見るべし)さて此までの御言の意は。我が女を。二人並べて進れる由は。石長比賣命を使ひ給はゞ。天ッ神の御子の御命は。雨ふり風吹ども。堅石常石に坐む。木花之佐久夜毘賣命を使ひ給はゞ木の花の榮ゆるごと榮え坐む。と誓ひて進れり。と申し給へるなり。○斯在今は。本に此令の二字なり。師云。令は、今の字を誤れるなるべし。(今既不レ然と、書紀にあるに當れり)姑く加々流爾伊麻と訓つ。(かくの如き處に、此と云へるはめづらし。爾の字に准へて許々爾とも訓べけれど、然訓まむよりは、加々流爾と訓むぞ勝れる)加々流爾は。如此在になり。と云はれたるに依りて文を成せり。○木花之は。師云。此は木の花の如く。と云ふ意なり。(某之と云て、某之如くと云ふ意なる、古語に常多し)阿摩比能微は。微の字は。諸の本並徴と作るは。決く誤なり。舊事紀の舊印本に微と作るぞ正しかりける。)故れ今はしか改めつ)さて此は。下なる磐長比賣命の語と。相照して考ふるに。阿摩比は。脆く不堅固き意と聞えて。甘と同言なり。或る説に。脆弱也と云へる。然るこ

となり。(花の脆く移ひ落る類ひのことを、阿麻と云へる例は、いまだ見當らざれども、物の堅固からぬを、あましと云る事は、漢ぶみにも、莊子の天道の篇に、斲ㇾ輪徐則甘而不ㇾ固、注に甘緩也、など云へり、今の俗語にも多く云ことなり、甘い事をいふ、甘い事では行かぬ、甘い奴ぢや、などの如し、また人の身の病無く健なるを、堅いと云ひ、病ありて弱きを柔など云ふ、此の柔も、甘きに近し、また天の清く晴て、雨のふるべきけしきの更に無きを、日よりの、堅いと云ひ堅からぬを甘いと云り、これらみな脆く不堅固きと、其の意遠からぬ言なり)小兒に、髮固し、髮甘しと云ふ言のあるは、正しく此の意に當れり、然て甘は。甘し甘く甘きなど活用く言なるを。比としも云るは其の甘き狀を云へる辭か。(されど此れと同格に活用く言に、比と云へる例は、をさ〳〵おぼえず若しくは味に阿治波比、業に那理波比など云ふ類の、波比の切まりたるか、○玄道云、榮花物語・浦々の別れ卷に、かしらだに、かたくおはしまさば、一天の君にてこそ、おはしますべけれ、と見え、名所外集に引る、岩神の歌に、「巖神をたのむかひには世の中に、かしらかたくて、過ぐしつるかな」とあるは、皆此に由ありて聞えたり。)はた異意あるか。此はなほ熟く考ふべし。(前にはこの比は、濁る音に讀て、荒きを阿良備と云と同格にて、夫流と活用く備ならむと云つるを、さては言の意はよく聞ゆれども、尚よく思ふに、清音の比を用ひたるは、其意にはあらじ、比は毘とは、互に寫し誤れる例も有れば、然も云ふべきなれど、荒備の類には、古事記中備の字をのみ用ひて、毘を用たる例は見えず)萬葉五に、水沫奈須微命母(此の微命を、アマキイノチとも訓べし)六に、春花乃遷日易、七に、玉梓之妹者花可毛、足日木乃此山影爾麻氣者失留、などよめり。能微は而已にて。御々世々の天皇。何れも皆然而已坐て。然らざるは無らむ。と云ふ意の而已なり。と云はれたる如くにて。甚き歎きの御語なり。○故是以。至二于今一。皇命等之御命不ㇾ長也。(此の文さきには、可提み思ふ由ありて、取漏せれど、今また更に深く考ふる旨ありて、書加へたるなり)こは

石長比賣命を返して。佐久夜毘賣命を婿たる驗の遠き代まで延及べる事を云へるなり。師云。同じ事ながら。短しと云ずして。不長と云るは天照大御神の皇統を承傳へ坐て。天津日嗣所知看す天皇に坐ませば。大御壽は必ず長かるべき理りなるにと云ふ意を含めり。(篤胤云、なほ記傳に上の件の大山津見神御言を、詛言として云はれたる說どもあれど其は今いふ旨とは違へれば、都て取り用ひずなむ)○亦磐長比賣とは。此の御歎のこと。記には。大山津見神の事とし。紀には。磐長比賣命の事と爲たれど。此は互に傳への漏たるなれば。二つの傳へを取りて。如此は記せるなり。(其は大山津見神、ふかき御意ありて天神之御子の、乞給はざる石長比賣命を副て奉れりしを、返し給へる故に、かつ恥ち且歎き給ひけむは然る事なるに、石長比賣命、また其の弟姫と並びて嫁給へるに、弟のみ留めて、返され給ひつれば、恥歎き給ひけむは、然も有べき事なり、玉垣の宮の段に、美知能宇斯王の女等の、並べて奉られたる中に、甚凶醜とて、返され給へる圓野比賣の、淵に墮て死給ひし事をも思ふべし○恥恨唾泣而云々。恥は返され給へる事を慙るなり恨は。弟比賣をのみ婚つれば。次々に世人の壽命も。脆からむ。事を歎き恨むるなり。唾泣は。恥恨のいと切なる狀なり。(玄道案ふに、こは古事記上卷なる、修理固成と詔へる御語、また中卷の干萎病枯とある文法によく似たり)○宇都志使靑人草とは。本に顯見蒼生と作れど。愛しき靑人草と云へるにて。神の人草を愛しみ給ふより。云ふ語なること。既に云へるが如し。(第二十段の傳見るべし、○玄道云、此の詞は、已く上にも三度出て、凡天皇祖神の大命どもに出て、師說の如きは論も更なり此の後には、明の宮の段に見えたるは私記なる顯見ちふ義を含たりげなるは、後にはしか轉用ゐも爲たりけむ、さるを此れのみは鈴屋翁の說の如く、神業を爲給處に、云々と說れたる如く聞ゆれど、よく觀れば、此もさらずて、かゝる由縁に因て、自然に天皇祖神の、愛しく思看す靑人草のあだしいのちも、もろく成なむことゝいふ、御歎にぞありける、あなかしこしや)さて此

の大山津見神、また石長比賣命の御言を、若くも皇御孫命の、石長比賣命を返し給へるを恨みて、呪詛まつれる事ご思ひ錯れりご聞えて、神代紀またの一書に、磐長姫大慙而詛之曰、とあれご、詛言には非ず、書き誤たもの、神代紀を注せる説どもは更なり、記傳にも、その意をもて解れたるは、此の文に使られたる物なり）其はまづ皇御孫命。直に佐久夜毘賣命のみ見まして其を請給へるに、大山津見神その比賣を贈るに副て、石長比賣命をも進り給へる事は。深き御心ありし事なり。其は此の御聘はしも、天神之御子の皇后を立給ふ始めにて、其の生坐さむ御子の御末の御壽命の。長き短き本緣となる大義なるに、佐久夜毘賣命は、その容貌こそ美麗しけれ櫻の精靈にしませば。其の生坐さむ御子の御末の御壽は、木の花のごと移落ひ坐べき道理あり、然るに其を見感て請たまふが、善からぬ事とは所思看つゝも、御詔を違へず進りて、石長比賣命を添給へるは。皇御孫の命もし。此の比賣を婚給はむには、容貌こそ凶醜けれ。磐の精靈にしませば

（玄道云、神代正統記にも、姉を磐長姫と云、是は磐石の神なり、妹を木花開耶姫と云、これは花木の神なり、と記し賜へるは、さる傳ありしにこそ）其の生坐さむ御子の御末の御壽は、堅石のごと、長久に坐べき道理をしつ。心に深く思ひ慮りて、進め給ひしにて。是ぞ大山祇大神の、將來を鑑み坐せる、御誓ひの御占なりける。然れば裡には、皇美麻命いかで咲耶毘賣命を返して、石長比賣命を幸給へかしと所念し坐せること推量られたり、故れ是をもて本文を、常堅上動坐、如二木花之榮一榮坐と將來を期たる辭に讀めるなり、また是れにて、師の詛言として、二つの坐の字を令言に、ませと讀れたる事の、否ぬ由をも辨ふべし、然るは、ませと讀ては、即ち詛言となればなり）然るに、其の心待し給へる按ひの外に。佐久夜毘賣命を留めて、石長比賣命を返し給へる故に推てその凶醜きを進れる事を大く恥ぢ。また御末の御子の御命の。長在まじき事を歎きて。本文のごと白し贈り給ひしなり。（その事情また其の御語にも深く魂を入れて、此の旨趣を惟ふべし、都て

謂ゆる詛言に非ざること、大山津見神の御言は、轉當ニ斯在今と云ふより下、石長比賣命の御言は、衰去、と云ふまでを熟く味へてぞ知らるめる）石長比賣命は。その容貌の醜きゆゑに。返され給ふを恥給へるは。固より然も有るべき事なるが。是も父神の御心と同じく。天神の御子の御末の御壽。長くおはし坐ずは世の人草の壽命も。それに背つゝ。次々に移落ひなむ事を。いと切に歎き憾みて。右の御言は有りしなり。（古神典を、大よそに見む人は、恥恨唾泣など有るを以て、吾を幸給はざる故に、皇美麻命を恨み奉れりと、誰も思ふめれど、宇良美といふに、嫉み恨むると切に念ひて憾むるとの差別あり、此の二つのうらみ、共に深く思ひ入りては、怒り詈り唾き泣など爲らるゝも、世にある事なり、然る事までを、思ひ通して悟るべきなり）然れば。此世人之命短折之緣也といへる本文も、大山津見神。石長比賣命の御言に因りて。命短くなりしと云には非ず。石長比賣命を幸さず。佐久夜毘賣命を幸たるが御子の御末の御壽。また世の人の命の。短く成

れる事本ぞと云ふ意になも有ける。（かゝるやごとき無き事の因に、凡人の上を云むは、畏けれど、凡て男子の情として醜女を惡ひ、美女を愛るは常なれど、男に女を配せ、女に男を偶する事は、其の道の原をもて思ふに、子に子を生繼しむる、天皇祖神の道なれば、實には其の意ばせの美しきを擇びて容貌のよき醜きは、然しもさだに及ぶまじき事なるを、美女を好み、美男を愛るも、亦やごとなき人の情なれば眞の道に志あらむ人は、此の謂れをも惟ふべきなり、彼のもろこしの國にも、道を知たる人々には、然る倫もあまた有けり、○玄道云この段の師說よ、神典有てより以來、かゝる妙說は有まじく、實に幽世の縕奥をさへ發揮されしと、所思るに付て、熟々此の比賣命等の御上を察奉るに、姉神は謂ゆる質樸に過たる神性にまし妹神は、謂ゆる文華に勝たる神性坐て、その文華勝たるに、質樸もて相和し、かの質樸勝たるには文華もて相和しつゝ、その中正を得賜る道理なれは、此ぞこの二柱の神の力を合せて坐す、と古傳に見えたる所以なりけむ、かくて質素の央は鄙野

に近きを、自からに大古淳化の風あり、文華の弊は奢侈に近く、自ら哀世淫靡の俗なるを、大かた世人殊に婦女子は文華を善びて、質撲を尚ばぬは皇國も他國も古今に渉りて、同じ習俗なるを、中古より、かの佛法風さへ盛に行るゝにあはせて、驕奢淫靡互に成り、人心めゝしく成もて來つゝ、大船をこぎのすさみに石に觸といふ如く、終に常夜往なす、ひた亂れに亂れ行く世と成りし事は、史を閲る人は、誰も聞知るめるを、其の本と云ふは婦女と驕奢とに因れるに就て、此の大神の御語また天皇祖神の、女々言先立しに因て良はず、と詔る御語には更なり、この師説を本に取て、別に記置し物あり）さて上つ代の天皇命たちは、百歳に多く餘らせ給ふが。數坐ましけるは。人代にては御壽長かりしなれども。神代の人の壽の。なほ長かりし時をもて云へば。甚く短きなり。邇々藝命より後に。彦穂々出見命は。坐高千穂宮五百八十歳と有れども。是なほ不長りしなり。斯て是の時の事は。皇美麻命の御子の。御末にのみ係りて。世の青人草には。係るまじき道理なれども。天日嗣しろし看す天皇の御壽の。長く坐ざる上は天の下に有ゆる人の命も。隨ひて短くなりしは。本より然るべき理なりかし。（一條兼良公の日本紀纂疏に、皇胤蒼生短壽者定業不可轉也豈由磐長姫之詛乎と有るは、此を詛言と見給へるが非なる耳ならず、師の言はれたる如く、神の御典を説くとて、其の古傳には從らずして、此に由なき佛説を信じ給へるは、何に惑ひ給へる非説ぞや、萬國の人の命の神代の如く長からぬ事は、もはら此の時に、石長比賣命を娉さず、佐久夜毘賣命を幸給へるに縁ること、論ふも更なり、○玄道云、親房准后の御説に、上代の暦年數多經ける事を説賜ひて、磐余彦命より、俄に人皇の代と成て、暦數も短く成にけること、疑ふ人も有るべきにや、されど神道の事、押て量りがたし、誠に磐長姫命詛ひけるまゝに、壽命も短くなりしかば神のふるまひにも變り、人の代と成りぬるが天竺の説の如く次第ありて減たりとは見えず、と宣へり、但し詛とあるはいかゞなれど、いと道理たる御語にて、纂疏の説に勝ること遠し、と云ふ

べし（但し然る道理の常なる中に。人の代となりても。倭比賣命。武内宿禰。味内宿禰。阿閉臣事代などの如く。數百歳の壽を保ちたる人も有るは石長比賣命の別に御靈を幸ひ給へる故こそ有けめ。古き祝詞の類は更なり。上に云へる古今集の歌の如く。石に準へて人の壽を賀ふなど。全こゝの故事に叶へるは。小縁の事に非ず。かつ祝するを伊波布と云ふも。師說は有れど。石より活用せる語ならむと覺ゆるなり。（そは堅石常石と祝ふも始め、石に准へて祝ふ語の多きが、徒ならず聞ゆるを思ふにつけて、考へ出たる說なるが、委しき事は上に記せるをも、合考ふべし）然れば壽命の長からむ事を欲はむには。常に體の養ひを熟く習行ひつゝも。別て此の比賣神の恩賴を祈願奉るべき事なり。老子に。死而不亡者壽。と云へりし成神の玄旨も。よく此の比賣神の神德を知りてぞ得らるめる。（但し體の養性を行ふ法は、大名牟遲、少彥名神の由ありて、皇國よりも、外國々へ傳へ坐たるを、己はやく曉り得て、志豆能石屋に其の由來を論ひ、其の方術どもは、殊に集記せる物もあり、然るに其の國々に然る方術は傳へたれど此の比賣神の壽神に坐ことをし髣髴にも聞知れると見ゆる說のなきは最もはかなき事にこそ、○玄道云、己早くこの師說に驚かされて、皇國に古く聞えし神仙は更なり、佛仙の徒をさへに記集めて皇國神仙記と名けて四卷あり、又右の倭比賣命等を始奉り、長壽を保し人等の傳をも記出むと思起してはあれど、暇なくてえ果さず）○故此石長比賣命者云々。こは神名式に。伊豆國賀茂郡に。伊波乃比咩命神社。と載されたり。（校者等云、もと此に文德天皇紀を引て、嘉祥三年十月に、從五位上を授奉らしゝ事を記賜へれど、そはふと伴氏が帳考の誤を承賜へるにて、彼の實錄は印本の誤寫にて、國史及古本には、伊古奈比咩命とあり前後の神名を案ふにも、必ず然あるべきことなれば今は省きつ、また三宅記ちふ物に、石奈比咩神として、三島大神の后神とあるは、石奈とあるこそ誤なれ、かの后神と云へるは、正き社傳と聞ゆるをも思合すべし、さて同じ國人なる萩原直胤が、年まねく此の御社の事に勞きて、記し奉れる考あれ

ば、今其を摘出て此に記しつぎてむに、先雲見嶺を賀茂郡なる御社ぞと記し坐せりしも、秋山章が伊豆志の誤に據り賜ひし由をもいひて）この雲見のあたり。往古は那賀郡にて賀茂郡にはあらず其の證は。式那賀郡。伊志夫神社とある御社。雲見の連の里。石部と云ふに立たまへるを。此あたり。凡て和名抄。那賀郡石火郷にて。石部を元は石火と書しを。里内に度々火災ありしより。火の字を忌て。今の如く改めし由。伊豆志に見えたるが如し。（さて石火を神階記に、いしひとあるを思ふに、式の伊志夫の夫は、火の誤ならむ、式の考異にも、既に然云へりき）此の石部より雲見は連の村にて。西海中へ突出たる崎なれば那賀郡なりし事。云ふも更なるを。此の石部雲見もと同村にて。慶長の頃より。二村に分りたる由撿地帳に見えたり。（なほいはゞ、此の石部、雲見より東の方、松崎と云ふ里あり、今は此あたりまで賀茂郡なれど、式那賀郡、伊那上神社伊奈下神社二座鎮座せり、石部雲見は、是より西の海へ突出たる崎の村々なれば、當時那賀郡なりし松崎のあたりを打越て、石部雲見は賀茂郡なるべき理なるをも思ふべし）さて此の雲見の淺間宮は。必那賀郡の内の御社なるべし。と深く考ふるに。式内石倉命神社なるべし。そは此の雲見の淺間山は。凡て一の石山にて。頂に御社の立給へるより。倉は座の意にて。如此たゝへし御號ならむ。往古より石山の上にまして。然稱へ申すべき御社は。外に見えぬは。さるものにて。當國神階記に。いはくらひめの明神と有るが上に。此の雲見の近き里に。石某と云へるが多く石濱。石知。石科など云へるも。皆此の姫神に由有て。小緣の事に非ざるなど。考へ集めて。かくは思定めしになむ。（なほ石科のシナは息長にて、この姫神の壽命長くと、幸へ給ふ神德より出たる地名なることしるく、石知のチも、玉きはるうちなど云ふ、ウチの省かりたるにて、石科と同意の名なるべし）されば元より賀茂郡の地に。必この御社坐すべしと。年來探索しに。果して數社尋ね出たり其は大島なる三原山上に鎮座し坐す。三原大明神は。一島の總鎮守にて。頗る大社なるを

俗に淺間とも申すが。磐長姫命を崇め奉れる由緒に云ひ傳へたり。此の御社なむ。式なる。伊波乃比咩命神社にや坐らむと思ふこと。下に委しく考證するを待つべし。さて此には常に詣ることを禁たるを。六月一日山開。八日御祭日なるが凡て此の月の內は登山甚多く。詣づる者。必忌淸まはりて詣るが。內地にて伊勢の大宮へ詣でし如く。其の家々にては近き里隣。また親族の者などうち集ひ甚じくいはひものして。坂向ひと云ふことをすると云へり。島人の語に。此の大神壽命長くと守り幸はへ給ふ故に。島人には長壽の者多く百餘歲に至る者。少からずと誇語る由或る人云へり。（また此に石を持來る事を忌給ふも、延命山延命寺といふ寺あるも、延壽院といふがあるも。此の御神の由緣ありとも記るせり〇玄道云、秋山章が豆州地志に、此を新島村に在とて、一島本祠なり、或曰橿原宮天皇の時、天狹土神鎭座按狹土神は大山祇神の御子也、また吉岡明神と申すも有て、同神を遷し祭るとも、藏王社も有りと云ひ、波志加麻社といふは、式內なる波治神社なるへしとも、また三原山は高さ一里許、一島の高山なりとも、島中親の喪期五十日の間、田野に喪屋を作り住て、戒愼特に甚しとも、島人の古風を存せる事どもを何くれと記し、又かねて長壽の人多しと聞傳へしもさる緣有ておぼろげならぬ事とぞ所思たる）また池村。大室山と云ふに。淺間の社ます。富士神の姉神にて。壽命長くと守り給ふと云ひ傳ふ。此の山の頂に。往古火の燃出し跡と見えて。いと廣く凹かなるが御社は此の穴の北岸。中程に南に向て立給へり。六月一日山開。八日御祭にて。參詣甚多しとぞ。此は式。賀茂郡意波與命神社。神階記のいはよひめの明神とある御社にます。（玄道云、意波與命と申すも、人の世を常磐に守給ふより負ひ賜ふ御名と聞えたり）また長津呂村と云ふにも淺間山ありて。頂に御社ます富士神の姉神にて壽命を守給ふと云ひ傳ふ。御祭は例の六月八日にて。男女八歲以上の童子まで。必御禊して詣づと云へり。（さて此の村の名の長津呂村は、この姫神の命長くと幸へ給ふ神德より出たる由をも委く論へり）なほ同郡

には白田村に一社。青野村に一社ませり。何れも小祠なれど。富士の神の姉神なりとは。慥しく云ひ傳へて。御祭はいづれも六月八日なり。さて那賀郡には。雲見の外に小下田村（今は君澤郡となる）に。淺間山と云ふありて。頂上の石の凹かなる所に御社あり。磐長姫命にて。壽命を守給ふ神と云ひ傳ふ。御祭日は。六月一日。八日。十五日。二十日。二十八日。凡て五日にて。遠近の村々より詣つる者甚多く。登山の間は。決めて富士の事を云はず。彼の山の形うつせる扇子團扇をさへにもたず。若過りておかす時は必御咎を蒙るとて甚く畏れたり。何れの御社にても。登山の間は。彼の山の事は云まじき山に云ひ傳たれど。此の御社ほどいみじく人々の畏あへるは非ずいとも恐き事ながら。此の御社の御靈代は丸く玉の如き石におはしまして。甚も麗しき質なりしを。三百年ばかり昔燒て色變りて有しに。近く安政四年正月六日の火災に。灰の中を探ねしかど索めえず。そのまゝにはふれ給ひしとぞ。いともうれたくかなしきわざにこそ。それまでは山も古木立茂りて

御社も麗しく坐して。いと神々しかりしを。皆燒て今は立木も少く。御社も未假宮にませり。さて爰に三島大社の攝社にて。彼の御社より西の方小濱と云ふ所に。淺間神社あり。今は何れの神にますと云ふ詳なる傳へはなけれど。當國神階記に正一位千眼大芀とある御社にて。二の宮とも申して。（千眼大芀は、神階記に、外の御社どもの例を考ふるに、もとは必淺間明神などありしを、後に佛徒などのかくは改めしものなるべし、棟札にも淺間神社とあるをや）やごとなき御社と聞ゆるを。式に田方郡には。此の御社に當べき神社のなきによりて。つら〳〵考ふるに。此れなむ決めて賀茂郡伊波乃比咩命神社を。移し奉れる御社なりける。いで其の證を云はむに。此の國神階記賀茂郡の下に。いはひめの明神（玄道云神階帳に、從四位上とあり）とあるは。式伊波比咩命神社。いはらひめの明神（又云、帳に從四位上）と有るは。伊波例命神社。いはよひめの明神（又云、帳に從四位上）と有るは。意波與命神社とよくあへるを。伊波乃比咩命神社にあつべき御社。

神階記には見えず。こは田方郡に移し奉れる御社をあげて。本御社はあげざるものにて。其の例は。式賀茂郡三島神社（名神、大、月次、新嘗）阿波神社。（名神、大）伊古奈比咩命神社。（名神、大）とある御社どもを。神階記には。田方郡の初めに出して。正一位三島大明神。一品きさきの宮。一品當きさきの宮とありて。賀茂郡の下にあげざるは。世に云ひ傳ふる如く。中昔に賀茂郡より。今の所に遷し奉れる故なるべくや されば此の淺間の宮も。元は彼の郡にましゝを。そのかみ。今の所に遷し奉れる御社とは押量られたり。こはそのかみ、國守などの神拜奉幣などにさかしき山路。あらき海上など。超度りて。ものするがわびしさに。假に國府の地に。遷し奉たりしを。終に本宮はなきが如く。埋れて遷奉れる御社どもの。本宮の如くなれるなりけらし。（玄道云かゝる例は、他社にも多かることにて、既く師翁も玉たすきに說賜へる說ありき）この淺間宮正一位とあるは。はやくより御授位ありて。小緣ならぬ御社と聞ゆるは。疑なく彼の式の御社を遷し奉れるにて。本宮は彼の大島の。三原山の神社なりと知られたり。また上にあげたる御社。皆六月一日八日の內。御祭日なるに。此の御社（小濱淺間）も。六月一日御祭なり。またいづれの御社も石上石間などにいつき奉るを。富士の方をば後にし。あるは横にして。立給へるを。此の御社も。一と枚なる岩の少し高き處に鎮り座て。富士を後にして。立給へるなど。彼是思合さるゝ事の多かるをも思ふべし。されば國內に。此の姫神を崇め奉れる御社の多かる中に。彼の三原山の御社ぞ。本宮にませるを。そを遷し奉れるは。此社なれば。おろそかに思ふことなかれと云へるは。實にさる說とぞ聞ゆる。なほ委しく說へるを今は其の要をのみ約めて舉たれば、元書に因て見るべし、また此の姫神の鎮坐る社どもの事をば、次々の段に說賜へるを待べし）

是後木花之佐久夜毘賣命。參出而白之。吾妊身。今臨産之時。是天神之御子。私不可産奉。故請之白給矣。皇美麻命嘲笑而

詔曰。佐久夜毘賣、一宿哉妊。其非二我子一。必國神之子也歟詔則。甚慙恨而白之。吾妊之子。若國神之子在則。產不レ幸。若天神之御子坐則幸焉詔而。即作二無レ戸八尋殿一而入二坐其殿內一而以レ土塗塞而。方レ產時。而於二其無レ戸室一著レ火而產也。故其火盛燒時。所レ生坐二子之名。火須勢理命。（亦名火進命。亦名火照命。亦云二火須曾理命一。亦云二火須佐利命一。）次火炎衰而。避二火熱一之時。所レ生坐二御子之名。火遠理命。（亦云二火夜織命一。）亦御名。天津日高日子穗穗手見命。凡二柱生坐矣此御子等之所レ生坐一之時以二竹刀一截二其臍帶一矣。其所レ棄之竹刀。終成二竹林一矣。故號二彼地一曰二竹屋一是時神吾田鹿葦津比賣。以二卜定田一號二狹名田一而。以二其田之稻一釀二天甜酒一。以二渟浪田之稻一。爲レ飯而新嘗之矣。故與二其櫻大刀自神一合レ力而坐神名。謂二苔虫神一此者並坐二小朝熊社一神等也。

是後は。かの一夜婚たる耳にて。再婚こそも無りし後をいふ。其は次なる皇美麻命の。御嚼の御言にて知られたり。○參出は。師云、邇々藝命の御許に詣るなり。萬葉十八に。麻爲泥許之二十に、麻爲豆相爾之乎などあり。（麻字傳こ云は、音便に頽れたる言なり、○玄道云、上第七段、また三十段に參上、また八十三段、及百一段に、參向とも見ゆ、催馬樂酒飲に、萬宇天久留ともあり）○吾姙身は。阿禮波良米流と訓み。今臨二產之時一は。伊麻美古宇牟倍伎時爾那理奴。と訓べし。玄道云、姙身は。下百六十段に。有レ身と見え。產は上第五段を始めて。いと多き詞なり。○私不レ可二

産本一は。玄道云。和他久志爾。宇美麻都流倍伎仁安良受とよむ。私は上（第七十九段）に見ゆ（通證に引る釋ごもに、こは尊二皇胤一也とも、以レ公示レ人避二嫌疑一也とも說る、實にさるべし）○佐久夜毘賣とは。師云。其の名を呼出て。嘲り賜ふなり○嘲笑而は。橿原宮の段に。嘲咲とあるを。師の阿邪和羅比と訓れ。御紀に。嘲之。笑噓。听然而咲。などを。かく訓めるに據れり。即ちあざけり笑ふ意なり。（新選字鏡に、嗤を阿佐介留とあり色葉字類抄に、哈の字を、アザワラフと訓めり、○玄道云、類聚名義抄に、哂哈哢を、アザケルまたアザワラフと云ひ、字鏡集に怜また謿をかくよみ、靈異記に、呰をアザケル、嘲は惠都良可志と注せり、或る說に、安邪和羅比とは、あざみ笑ふにて、あざふ、あざみは同言なり、と云へり、空穗物語俊蔭の巻に、天の下皆いひあざみて、源氏物語に、よろづの事につけ、めであざみ、更科日記に、あざみ笑ひあざける者ごもゝあり、濱松物語に、驚きあざむ、宇治拾遺に、あざみ興ず、またあざまずといふ事なし、水鏡に、手を打ち、めであざみ、など其の他の書ごもに數知らず見ゆ、さて或人、あざみを畏みの義と說へるは、いかゞ有む、或說に、あざけると云ふに當ると說る、實にさるべし）○一宿哉姙は。師云。比登用爾夜波良米流と訓べし。一夜にて姙めるかと。嘲りて詔へるなり。書紀の一書に。天孫見二其子等一。嘲之曰。妍哉。吾皇子者。聞喜而生之哉とあると意ばへ同じ。（また皇孫未二之信一曰、雖二復天神一。何能一夜之間令二人有娠一乎、と有るに據らば、ヒトヨニヤハラマムと訓べけれど、もし其の意ならば、一宿姙哉と書べきを、哉の字、姙の上にあるは其の意とは少し異なるべし）○必國神之子也歟。玄道云こは。加那良受久邇都加美乃。古爾古曾安良米と訓べし。必は。上（二十一段）に出。國神も。上（第六十段、百九段、また百二十六段）に見えたり○甚懟恨而。玄道云。甚は。上に（二十三段を始めて多く）見え懟恨も。上（第十九段、また百四十七段）に出たり。纂疏に。貞婦不レ見二二夫一姫且恚且恨。理宜レ然也。（不レ見二二夫一とは、周人王蠋が語に起れると思へるは、未しき說にて、上に見え

たる神歌に、汝をきて夫はなし、汝をきてつまはなしと賦賜へるぞ、宗言なる由或る人も說るが如し、通證に引る或る說に、凡爲二人婦一者雖二貞心自期一而方レ蒙二此疑一也、當如何處置一假令捨二其身一亦從無レ益、己其非二至信誓一レ神則焉能雪レ恥洗レ寃哉とも論へる、共に道理たる語どもにて、後ながら、宮內卿がさる寃を得て、「さればとて、苔の下にも、いそがれず、浮名を雪ぐよしのなければ」と訓し例も、和漢古今にいと多き例なれば、若さる難に遇らむ人は、此皇神等に、ひたぶるに請祈奉るべき事なりけり。○產不幸は。師云。宇牟許登佐伎加良士と訓べし。(眞福寺本、延佳本には、產の下に時の字あり、其も佳し)さて此の次なる幸は佐伎加良牟と訓むべし。幸とは。恙無く平安なるを云へり。萬葉五に、佐伎久以麻志弖。十三には。眞福。また福ともあり。此ほか幸眞幸と。いと多く見ゆ。(玄道云、上第十三段、また九十五段に、幸魂、六十三段に、平安百三十四段に、令二幸奉一などあり)○誓は。宇氣比弖と訓べし。玄道云、古本に、宇介比弖と有るは私記の訓なるべし)

其の義は既に釋たりき。(御紀に、此の誓を無戸室に入り賜へる上の事としたる傳へは、道理に叶はず)○八尋殿は。上に出たり。(第二の卷の第五段見るべし)無レ戸とは。師云。土以て塗塞ぎたる上を以て云ふなるべし。初めより出て入るべき口のひたぶるに無くては有まじければなり。(書紀には何れの傳へにも、土以て塗塞ぐ事は見えず、たゞ無戸室とのみありこれ無戸室といへば、必塗塞ぎたる室にて、今の世俗に、牟呂と云ふ物のさまなるべし、故れ塗れる事をば、殊に云はざるなるべし)土は波邇と訓べし、塗るは。必ず埴土なるべければなり。(○玄道云、戸は、上卷第十八段に騰戸、第四十三段に初て、石戸ちふ事見え、埴土は、上十二段の傳に見え、入二座其殿內一は、上第十八段に、還二入ル殿內一と有るに能く似たる文なり。)○塞は。師云布多岐と訓べし。かく塗塞ぎ給ふ故は。火を避て。外へ遁出べき由無かるべく構へたるなり。(○玄道云、上第六段に、剌塞、第五十五段神歌に、比登布多美用と見ゆ)○方產時而は。美古宇麻須登伎爾阿多理氐と訓べし。○無戸

室は。御紀に。宇豆牟呂と訓めるに從ふべし。○玄道云、和名抄に、室和名無呂、日本紀に云、無戸室、和名宇豆牟呂とあり、後に謂ゆる塗籠、さては土藏など云ふ物の原始とも云ふべし、此れ等の事は、或る說に因て別に記置るを、取統て神武天皇御卷に說ふべし）宇豆は。全扱。全剝の全に同じ。著火は。肥袁著豆と訓べし。其は外をば塗塞ぎて。內より放るなり。（○玄道云、通證に、富士神社、及下野國室八島亦祭此神、蓋取無戸室之義也と云へる、富士山は、次の段に說賜へるが如く申すも更なれど、實に室の八島にも鎭坐す由にて、式外神名考に、在下野國總社村、一說木花開耶姬命、與富士一體也といひ、下野國志にも都賀郡國府に在て同神を祭り、室明神とも唱と云ひ、俗說辨にもしか記せり、袖中抄に、下野國の野中に島あり、俗は室のやしまとぞいふ、室は所の名か、其の野中に、清水の出る氣の立が烟に似たるなり。是は能因が坤元儀に見えたるなり、また俊賴の歌に、歲暮「さらひする、室のやしまの、ことゝひに、身のなりはてむ、ほどを知るかな」此の歌は竈を室の八島と詠たるにや、さ見え、詞花集に、實方朝臣。「いかでかは、思ひありとも、しらすべき、室のやしまの、煙ならでは」千載集に、源俊賴朝臣「烟りかと、室のやしまを、見しほどに、やがても空のかすみぬるかな」などいと多く聞え、袋草子、今鏡、平治物語などにも見えて隱なき名所なり）○其火盛に燒時は師云。盛燒は。麻佐加理爾毛由流登伎と訓べし火の燒る時に當りて。と云むが如し。（書紀に。顧眄之間、此云美屢摩沙可利爾と見え、間の字、麻沙可利てふ言に當れり、また方產を、ミサカリニコウムトキニと訓り、麻と美と同じ、萬葉七に壯子時ともあり、○玄道云、新選字鏡に、燬佐加利爾毛由留火、また焜、佐加利爾毛由など見ゆ）○火須勢理命。師云。此の御兄弟の御名。皆直に火某と訓べし。之を添へて、火之と訓むはわろし。古事記には。火之と。之の添ひたる名には。火之夜藝速男。火之炫毘古。火之迦具土など。皆之字あるをや。（然るに書紀の訓註に、火闌降此云褒能須素里、とある能の字は、後の訛訓に耳なれ

たる人の、さかしらに加へたるなり、また姓氏錄にも、富乃須佐利ともあれど、是もいかゞ、同書の二見の首の條に、富須洗利命とあるぞ、正しかりける）須勢理とは。火の熾に進み燃る時に。生坐る故の御名なり。書紀の一書に。火炎盛時生兒。火進命、又曰火酸芹命とあるを以て心得べし。須勢理は進と同意にて、須素里、須佐利も皆同言なり。（篤胤云、大國主神の嫡后、若須勢理毘賣命の所に注せる己が說をも合せ見べし）萬葉十七に。越國立山長歌に。之良久母能。知邊乎於之和氣。安麻曾々理。多可吉多知夜麻とある。安麻曾曾理も。此の山の甚高くして。天に進み登る狀なるを思ひ合すべし（俗に、人の心の浮立進むを、そゝるといふも同じ）然るに書紀に。此の御名を火闌降とも書れたる文字は。選者の誤にぞ有りける。（其の故は、此神の生れ坐るは、始て起る烟の末と、焰の初て起る時とも、また火炎盛る時とも有れば此の御名は、闌降の意なるべき由なし、闌は衰進とも殘進とも注せる字なれば、一書に、次火炎衰時云々名火折命とある、火折にこそ、能く叶ふべき字なれ、然るを初て起る時に、生れ坐る御子の御名にしも、此の字を當られたるは、進升ると、衰降ると、反對の違ひなるをや）さて火照命は。本傳理と訓べしこれも火之と訓むはわろし。（また照も、弖流とは訓まじく、必ず弖理なること上の火須勢理、火須曾理、下の火袁理の理の例を以て知るべし）此は火の燃起て。照明れる時に生坐る故の御名なり。（書紀には、火明命とありて火照命と云へる傳への無きは、彼の天の忍穗耳命の御子、尾張連祖なる天火明命と混ひつるなり、故れ其の火明命を、本書には、尾張連等が始祖也とあり、其はいよ〳〵混亂たる物なり）

（一）火炎衰而。避火熱之時云々此は御紀の一書に火炎衰時。躡誥出兒名。火折尊とも。避火熱時。躡誥出兒名。彦火々出見尊。とも有るを。取合せて記せり。（前に成文を出せる時に、上の火盛燒をヒノスヽミモユルと訓み、この火之衰而を、ホノホヨワリテ、と訓たりしは、火進命、火遠理命二柱の御名に拘れるなれど、今は紀と記に從へり、〇玄道云卜氏の古本に、衰の字を、シメリと

もヨワルとも訓めり、源氏物語に雨のあししめり又風すこししめりてなど見え、撮壤集に、潤衣をシメシ、又濕衣、濕布などもしか訓り、さて上第二十四段に、瀬弱、百二十九段に、弱肩、三十二段に、手弱女と有り、古事記に、目弱王といふも見ゆ、さて火熱は、熱田宮縁起に、倭建御子尊の、開所持嚢中有火打一枚とあるを、御鎮座次第略記に、一云此燧後天火徹燧名之、俗號燧袋付大小刀其緣由と記し、同大神宮記、熱田古老口實などに、日破宮に、此の天の火徹燧を齋ひ奉るよし見ゆ、色葉字類抄に、熱また炳爀をしかよみ撮壤集に、煩熱をもよめり、枕草紙に、さるべき事もなきをほとほり出給ふ、と見ゆ）○火遠理命。師云。これも火之と訓むはわろきこと上に同じ。此は火の衰へたる時に。生ませる故の御名にて。火弱りの義なり亦の名を。火夜織命とも有るを以て知るべし。（本與を切むれば、本となり、和と衰と通ふ例は、たわやめ、たをやめ、たわむ、とをむ、たわわ、とを丶、わな丶く、をの丶くなどの如し、但し折と織と、衰渋の通ひたる例はめづらし）篤胤云。右の二柱の中に。終りに火の衰へたる時に。生坐る御子しも。天津日嗣を所知看けることは。如何なる故にか。知り難けれど。師説によりて。試に云はゞ。此の御子等は父尊の御疑を明め奉らむとして。かく火中に在て産坐るを。火の熾に燃るほどは。なほ燒む燒けじは。未だ定め難かるべきを。其の火既に盛り過て衰ふる時に至りてぞ。御母も御子も。終に所燒坐ざること定まりて。實に天神の御子に坐す徵驗の。明なりける故に。終りに生坐るが。貴き謂ならむか。（かの伊邪那岐大神の、阿波岐原の御禊の時も、最後に生れ坐る二柱の御子ぞ、殊に貴く坐ける、其れも漸に穢の除りて後、清明かりしこと、此もこゝろばへ似たり）○天津日高日子穂々出見命。師云天津日高は。父尊の御名にて。傳へ負ひ賜へるなり。穂々は。稻穂にて。即ち字の如く。重ね云るか。また大穂にても有るべし。（大を、意を省きて富と云る例、忍穂耳命の處に、委く云るが如し）穂々と云ふ例は。邇々藝命をまた天之杵火々置瀬尊ともあり。此の火々も。稻

穂に依れり。稻穂は。天津日嗣に重き由縁あること。上に處々云るが如し。(然るに此れ等の富々を書紀の字に依りて、火の意とするは非なり。火折こそ、生れ坐る時の火に因れる御名なれ、此の亦の御名は、天津日嗣しろし看ての御稱名にて、彼の火に因れる事には非ず、故れ古事記に、火照、火遠理と、火に因れる御名には、皆火の字を書けるに、同じつゞきにて、此の御名のみは、穂の字を書て別たるを以ても知べし、但し書紀には或は彦火々出見尊とのみ有て、火折てふ御名をば出さず或は、出しながら、亦の御名とせる等は、火火出見と申す方を、火の義に取れる傳へなり、されど其は本混つる者にて、正しからず、古事記、又一書に、火折尊亦名彦火々出見尊、とあるぞ正しかりける)手は根に通ひ。見は耳と同くて。並美稱なり。手てふ例は。八島手等あり。(須佐之男命の御子にて。上に出たり。○玄道云、太平記及王代記等に、島根見尊と申すは、必ず此の八島手の神にや坐らむとの考あるをも此に思合すべし又字麻志麻遲命を。書紀に。可美眞手と有れば手は遲と通ふにも有べし。其も同く美稱なり。(根又遲等の稱名の例は、常多し、又見耳の事は、忍穂耳尊の處に委く云へり)手見と連る例は。浮穴宮に。天の下知ろし看し天皇の御名。師木津日子玉出見命是れなり。(さて書紀に、火折命と彦火々出見尊とを、二柱としたる一書あり、其は甚く異なる傳へなり、また火夜織命、次に彦火々出見尊とあるもあり、火夜織は火折なれば、是も二柱とせる傳へなり、又火折彦火々出見尊と二つの御名を、一つに連て擧げたる傳へもあり)さて白檮原の宮に。天の下知ろし看し天皇をも。彦火々出見尊と申せる由。書紀に見えたり天津日嗣に由ある稻穂を以て。美稱奉れる御號なる故に。又傳へ負ひ賜へりしなり。○凡二柱生坐の大略を云はむに。まづ古事記に。火照命。(此者隼人阿多君之祖)次生子名火須勢理命。次生子名火遠理命。亦名天津日高日子穂々出見尊。(三柱と有るは。火照。火須勢理一柱の別名なるを。二た柱と爲たるにて誤りなり。(其は御紀に、火照

命と申す御名なくして、火闌降命を、隼人の祖と云へるが、姓氏錄の傳へに同じきを以ても知べきなり）さて、御紀の正書に。火闌降命。（是隼人等始祖也）次彥火々出見尊。次火明命。（是尾張連等始祖也）凡三子矣。第二の一書に火酢芹命。次火明命。次彥火々出見尊。（亦號火折尊。）第三の一書に。火明命　次火進命。（又曰火酢芹命。）次火折彥火々出見命。凡て三子とあるも火明命の入りたるは。並誤りなり。（其は火明命は、邇々藝命の御兄に坐ものをや、山蔭にも此は忍穗耳命の御子の、火明命を混つる誤なり、尾張連等が始祖也とあるも、御名の紛たるから、混たる非說なりと云れ、上にも旣に然云れき○玄道云、伊和大神の御子にも火明命と申すが坐て、播磨風土記飾磨郡伊和里の條に、船丘等十四丘故事を說て、昔大汝命之子火明尊、心行云々、曰告濟と見えたり）第五の一書に其火初明時云々。名火明命。次火盛時云々。名火進命。次火炎衰時云々。名火折尊。次避火熱時云々。名彥火々出見尊。第七の一書の一云に。火明命。次火夜織命。次彥火々出見尊とある。火明命の誤りは云ふも更なり。火折命の二名を二神と爲たる訛りの傳へなり。（火夜織を、今本どもにホノヨオリと訓み上の師說も、ヨオリによりて釋れたれど、延喜の古本に、ホヨリと訓めり、古訓ならむか、○玄道云卜部古本にもかく訓れば、實に此は師說の如くて遠々里々を與々里々とも云ひ神歌にそのやへかきをとある遠の字は、與の義ぞと已く注れ、又書紀に、三度をミヨリ、齋日をムヨリノイミと訓る、ヨリとヲリと同韻にて通ふ由或人も云ひ又萬葉集に、船渡呼とあるも、今與と云ふに當りて聞ゆれば、此も保與利と申す與に於の韻の加て、火夜織命と申奉れるにこそ）故是を以て。今は第六の一書に。遂生火酢芹命。次生火折尊。亦號彥火々出見尊。第十二の一書に。天饒石國饒石天津彥火瓊々杵尊。此神娶大山祇神女子。木花開耶姬命爲妃而。生兒號火酢芹命。次彥火々出見尊。とある傳へを取りて。此の條は定めたるなり。（猶此の時生坐る御子の、火須勢理命と日子穗々出見命と、二柱なる由は、第百

六十段、火須勢理命の御末の處に云をも、合せ考ふべし、〇玄道云、塵袋に、日向風土記を引て皇祖裒能忍耆命、日向國贈於郡高茅穗槵生峰に、天降り坐て、是より薩摩國閼駝郡竹屋村に遷り賜ひて、土人竹屋守が女をめして、其腹に二人の男子をまうけ賜ひける時に、云々と有りて二柱に坐す古傳なり、さて守とは師翁も加美と訓れし如く神の字に假用ひしと聞ゆ、此は塵添𡋽囊抄にも見えて、徵にも引れたるを、決て和銅の上奏の古風土記なるべき徵有りて、高千穗越狙考に說き）さて如此御誓のごと驗ありて、御子も御母も、終に所燒坐で出坐しかば。御疑晴て。御子と定め給ひしこと。云まくも更なり。（前の成文に、御紀なる第五の一書を取りて、此の間に、爾神吾田津比賣命、自二火燼之中一出來、稱言曰、吾所レ生之子、及吾身、當二火難一而無二少損事一、見之乎白之時、皇美麻命詔曰、吾本雖レ知二吾子一、但一夜而娠之故、慮レ有二疑者一而、使三衆人知二吾子一、又天神之、令二一夜娠一、亦汝有二靈異之威一、欲レ明三子等復有二超倫之氣一之故、前日嘲之也詔矣、と云へる文を出せれど、

後に熟く思へば如此ては本より疑ひ給ふ御心は無れど、態と疑ひ給ふ狀に詔へる由にて上つ代の意とも非傳へなれば、削り去つ、然れば此は師說の如く、上の本文の儘に、只實に疑ひて嘲り詔へる者とすべし）雄略天皇紀に。童女君と云采女を。一夜與し賜へるに。娠て。遂に女子を生しかば。天皇疑ひて養ひ賜はざりしを。物部目大連諫て。臣聞易レ產腹者。以レ褌觸レ體。即便懷脹。云々と白せるに。天皇聞看て。其の女子を皇女とし。母をも妃と爲賜へる事あり。思ひ合すべし。〇玄道云此は師翁の記傳に依て說れし前說なれど、弘仁歷運記考に、天津神等の色好賜ひし事實の所見なき事、また此三つ御世の天皇等の御齡の末に、夫婦の道のおはし坐せるは、天神之御子に坐せば、惟神に世情遠く、玄家に謂ゆる守眞の道、自然に備坐してなる由を委く論ひ賜ひて、其は此の命の一宿爲婚とあるも、御世情のさしも深からぬ故と聞えて、後に雄略天皇の童女君を、一宵に七廻めして娠しめ給へるとは事の趣き替て聞ゆるをも、思ひ合せて悟るべし、又此の御より延きて申さむ

は畏けれど、壽短く成りぬる人の世と爲りても、人は尚命長きが故に、十七八歲許にも至では、子は生し得ぬを生とし生ける物の上を思ふに、命短き物程、此道の速く、鷄犬などの、其生れたる年の内に、子を成す類は更なり、蠶等は蝶と化て、巢より出ると直に、子を生事を爲て、子を成し訖て忽に死ぬる等、壽長き人の上より見ては、最はかなく思はるゝ等をも思べし」と見えたるぞ、後の定說には有りける）○以竹刀截其臍帶矣。竹刀は。和名抄調度の部に。日本紀私記に云。竹刀阿乎比衣とあり。○（玄道云、八雲御抄に、あをひえ、竹刀也、臍の緒を切也、と宣ひ、新修鷹經に、以爪若竹篦、搔腐上とある竹篦も竹刀と同かるべしと、或人說へり、さて比衣とは、通證に、重遠曰今薄切肉有比也須之言、今按、說文、聶而切之爲膾、聶古讀比由猶今云倍俱也。と云ひ久老神主の說に、吾が鄕の俚言にも、人を刃して切るを、ひやすといひ、餠を切るを、はやすと云ふ、是比衣の轉語にして、脊をあやかる、崩をくやす、絕をたやすなど云ふ例なり、とあり、さて

はやすと云ふ詞は、保元物語に、御爪をはやさずと見え古歌にあら鷹の、尾羽をはやして、ここに入らむ、等あるも、萬葉集に、つみはやしと有に同く、かの御なますはやし御箸のはやしなど云ふに同かるべければ實に比衣ちふも、波夜志と同義にぞ有るべき）臍帶は。和名抄形體の部に。四聲字苑膍臍腹孔也。和名保會。俗に云。倍會○（玄道云類聚名義抄に、臍、ホソ、ヘソ、齊、ホソ、膍臍の二字ホソ、古に「俗」云ふヘソ）とあり。本書には臍の字のみにて。保曾乃乎と訓たり。（然れど臍の字のみにては、義を盡さず故に己が意を以て、帶の字を加へつ）谷川士清の說に分娩時臍帶接於胎衣故斷之。稱曰續胎衣、忌截之言也。また宗因曰。竹刀男女異制檜曲桶大小二。納胞衣。卜方位埋之。詳見產勘文。また簺疏に。方書曰。臍帶六寸許以絲固結。以銅刀截之或用竹刀。千金要方にも。斷臍不得以刀子割之、須令人隔單衣物咬斷。兼以暖氣呵七遍。然後纏結所留臍帶。令至兒足趺上。ともあり。紫式部日記に。御ほそのをは。殿のうへと有れば。式正の事

あるべし。南殿の平竹にて作ると。醫師仲成說なりとも云へり。(から國宋人東坡が語に云、人在母胎也、母呼亦呼、吸亦吸口鼻皆閉、而以臍達、故臍者生之根也、と云ひ、明時珍も、胎在母腹、臍連于胞、胎息隨母、胎出母腹、臍帶剪、一點眞元屬之命門丹田、故臍者人之命帶也とあるは更なり、猶古く玄家の書に委き傳ども有りて別に集記せる物あり、仲成とは、和氣系圖に、典藥頭正四位上仲成、と有る人なるが、なほ御產部類記の類を見ても、竹を用ふる故實實と聞ゆ、女諸禮と云ふ物に空木の小刀と云へるは異說なり、婦人養草と云ふ物に、臍の緒をつぐ竹篦の事、男子ならば雌竹、女子ならば、雄竹にてつぐべし、雄竹と云は、生出る時より、根下の枝一つあるを、雄と定め、枝二つあるを雌と定むと云へり、又香月牛山の說に臍帶を斷つに、竹篦を用ふべし、鐵の刃物を用ふべからず、輭なる絹にて臍の帶を包み或は單の絹を纏て長からず短からず、生子の足掌の長に比て斷べしと、赤縣の書等をも引て、委く說たり」○玄道云、山槐記に、治承四「一に二と作り」年、十一月十二日、中宮御產下に、奉切御臍緖先御產成了、即差少屬安倍資忠、遣切生氣方「東」河竹、即持參「口徑一寸許、長五六寸許」亮重衡朝臣取之、參御前、作竹刀、「只一削、作刀方、不再云、或用銅刀、今度用竹也、」進之洞院局「大夫室、」以練糸奉結御臍「長六寸、所結二、」內大臣取竹刀奉切之「洞院局翳帖紙於手上、其上置御臍緖、切糸內方、刀鈍、頗奉切了」此後御胞衣至于奉藏之日、皇子御所東方、立御几帳置之、此所不令寄人、とも見ゆ、なほ有るべきを、例の處狹てなむ)○其所棄之竹刀。終成竹林矣」○玄道云、曾能須氏多流阿遠比衣、都比爾多可牟良止奈里伎と訓べし、所棄は、上二十段、二十一段、二十三段等に、投棄と有りて、奈計宇都流と訓たり、竹林は、上百四十三段に、五百篁と見えて、篁は和名抄に、和名太加無良、俗云太加波良、類聚名義抄にもかくあり、竹を多加と訓む例は、古事記に、竹鞆と有るは高の義に借用ひたるなれば、かく訓べきは知られたり、さるを或人の竹譜に引るは、いとをこなり、本草和

名に竹笋、一名葦華、和名多加牟奈、和名抄に
もかく云ひ新撰字鏡には、筍笋、多加牟奈、竿を
太加佐乎、簟太加介、名義抄に、筠タカムナ、簧
タカハカリ、和名抄に、尺を太加波可利と云ひ、萬
葉集に、竹玉を繁にぬきたれ等見えたり）口訣に
截レ臍用二竹刀一者示二養産之方一也。成二竹林一者擧二
嘉瑞一也。竹屋在二日向國一。卜定田爲レ卜而取レ稻也。
と有れど此の邊は和銅より後。薩摩國に屬て。即ち
和名抄に薩摩國阿多郡。鷹屋とある是なり。又大
隅國。肝屬郡にも、鷹屋郷あるは、後に阿多郡の
地名を移せるなるべし。（總國風土記、日向國の殘
缺に、諸縣郡に高屋郷と有るは信られず〇玄道
云、上に引る、古風土記の文の次に、かの所の竹
を刀に作りて、臍の緒を切賜ひたりけり、其の竹
は今も有と云へりと見え、襲峰一覽に、薩摩國阿
多郡竹尾郷なる、笠狹宮跡は竹屋大明神社を距る
事、午方二里許に在り、此處川邊郷山田郷下山田
村の界とすとも、又地志略に、竹屋郷の古跡は絶
頂に二畦許の地ありて、上古柱口之石三つ小石
多く有レ之、山田郷にて、竹尾と唱ふ是を王子大

明神と申すと云へり、「尾は丘の事にて、猶竹屋の
岡と云ふに倖し」、今見るに、一の山岡にて其嶺
濶二畦許原「一に平と作り」、地ありて、竹屋大
明神の宮跡と云へり、此竹が尾は、蒸无戸室を營
られし跡なるべし、「此の尾の麓の裟鋪野と稱ふ地
は、笠狹宮の跡ならむ」、又竹尾の山下五六十間許
に竹林あり、是皇子臍帶を截し、竹刀を棄し竹
林の遺蹟なり、「此の竹は、今世に箽竹とも、笛
竹とも呼る物なり、其の長さ二丈許、圍二三寸、
節の間尺餘、藩人植て墻屛に換へ、或は舟子山伐
の輩、索と爲し、又火繩に造る、其の制頗る多し、
根は鞭竹とす、其の笋叢芽の如し、叢生して母子
敢て散らず挿ば能活く、漢名の義竹孝竹等云ふ屬
也、又舶渡せし箽竹と云ふ物は殊に太く、其質脆
く索に作るべからず、別種なり凡て此の箽竹は本
藩に多く、九州に稀に在のみなり」笈埃隨筆云薩
隅に竹數種あり、一種キンメイチクと云あり、他
國にて見ず、太サ五六寸、節の間長く中の巢細く
叢生にて尤柔也、國人此の竹を四枚に裂きて皮の
方を取り綯て綱とし、艜每に貯ふ、能水に堪て强

し、故に諸國の湊に、日薩の船懸りぬれば、他國船は其を除て舟懸りせず、彼竹綱と此の方苧綱と海中にて摺る時は是が爲に苧綱切る故也とかや」又此地は彦火々出見尊以下嶽降の地にして、其故趾に神祠を立て、王子大明神と申せし事、言を竢ずして明なり、と云又近比成たる地理纂考には此の神蹟は、同國川邊郡「上古阿多郡也」、加世田郷と勝目郷との境、高屋丘「高サ三十間許にて家を無戸室の址と云へり」にて、往古頂に、彦火々出尊を祀れる神社ありて、高屋大明神と稱へしとぞ又今土人神山、或は竹屋尾、又は略して竹尾とも云り、山の高サ三十町許りにて、絶頂四畦許平地也、此の所を皇子御降誕の跡と云ふ、則ち無戸室の跡なり、又此の頂上より西北の方、百間許下に竹林ありて凡二畦計りなり、土人神代竹或はヘラタケ山と呼べり皇子の臍帯を截りし竹刀を棄たりしが、根させるなりと云ふ、此の山上總べて樹木のみなるに、此の所に限りて一村竹林なるはいとも奇くなむ、とも云り、又加世田宮原村にも、高屋神社ありて祭神彦火々出見尊なり、是等降誕の地名を以て、稱奉れるにて、此の内の浦なるも其と同く祭神彦火々出見尊なるが故に、社號を高屋とは云へるなり、されど古き神社なる事は、天喜二年、大隅管内の神社に、奉レ增ニ爵一級一、とある古記「天喜二年、大隅國分郷守公神社、主神司調所恒範家藏」、の中に、肝屬郡、從二位鷹屋、云々とありて、以下の二三字虫喰て分明ならず、前後の例を見るに、從四位以下を明神と記して、以上は凡て大の字有れば、大明神の三字にて、即ち今の神社なる事明かなり、又寛永十年、癸酉、五月十五日、内之浦郷、北方村、竿次帳、高屋神領、百二十九石三斗三升七合五夕と見えたり、なども記せり」、さて總國風土記は、師翁も開題記に、伴氏の說を採られ、さて延久の比に成にしやと論ひ賜へれど、中山信名が五徵を擧げて、此を辨へ又志摩尾張民部省圖帳と云る物も、彼の風土記と同手に成しにやと云ひ、平祖衡が駿河武藏二國のを疑ひて、十二條を擧て論へるを始め、其の餘何くれと論る徒のある如く、近世の贋作と聞え殊に圖帳は古き田園計帳等の事も考知らで、妄作せるなれば

とかく論ふにも足らぬ物なりかし、此は師翁は更なり、玄道も肝若き比より珍き說も有まゝに彼此と引用ひたる事の有しかば、そを改めがてらになむ）○卜定田は。古本に。宇良閉多流多と訓るに從ふべし。太兆に卜合たる田。と云へるにて。其を天御國の狹田長田に擬て。狹名田と號たる由と聞ゆ。然れば。名は長の借字なり。（前には、次の渟浪田は渟之田と聞ゆるに就て、此の名をも、之ならむと思へれど、然には非ず、○玄道云、口訣に曰卜定田者、爲卜取稻大嘗會國郡卜定起是と云、纂疏にも、今大嘗之祭、卜國郡田供粢盛之類也、とも有り、但卜定起是とは誤にて、夙く上二十九卷に委く記せるが如し）○天甜酒は。和名抄飲食部に。切韻云。醴酒味長也。日本紀私記云。甜酒多無佐介と見え。釋紀に。甜酒美酒也。○（玄道云、纂疏にもかくあり、口訣に、醴酒也と有は甚き非なり）とあり。此は士淸の說に。貞觀大嘗祭儀式。多米都物。延喜大嘗祭式多明酒波。多明米。多明酒。蓋多無與多明通。米都反無也と云へる如く。甜き酒の義なり。（但し師說に、書紀の甜酒も、本の訓は多米邪祁なりけむを、後の人のさかしらに、字音と心得て、多武とは讀なしつらむ、と有り、然も有べし）釀は既に出たり。（第六十九段の傳見るべし）○渟浪田は。浪は。之の義にて。渟之田なり。之を那と云へる例は。眞之井と眞名井。速吸之門を速吸名門と云へる類にて。纂疏に。渟浪田謂水田也。と有るが如し。（今も常に沼田と云ふ是にて、本より渟なる所を、田とせるなり）。さて此の田の。水田なるに依りて按ば。上の狹名田と。口訣に熟田之稱と有る如く。陸地を治て作れる田と聞へたり○爲飯而は。舊訓に。飯爾加志氐と訓めるに從ふべし。加志氐は。炊而なり。和名抄飲食部に。饙。半熟飯也。漢語抄に云。加太加之乃以比。又史記に云。强飯和名古八伊比。また唐韻云。餾雜飯也。餾飯加之木可天などあり。（新撰字鏡には、燀炊也、伊比加志久、[illegible]可志久、又宇牟須なども有り、○玄道云、海人藻芥に、公家御飯者、强飯也、執柄家等如此、姬飯全分略儀也、但人々之依好惡用之、强飯之時湯飯湯也、而近代姬飯

時、オモユ參らせよと召、不レ叶レ理者哉といひ」、賫盆王記、明應十年正月二日の條に、諸社之遙拜之後、三獻有レ之、次有レ經、次御コワ、次比目始とあるを、或說に、古波とは、比目に對へて云る稱にて、元男女の稱に比古比女と云へるより轉れる辭と聞ゆ比日とはかた粥を云姫百合、姫椿、姫松など云ふ同じ意ばへなり、源氏物語若紫卷にさらば諸ともにとて、御かゆこはいひめして、まらうとにもまゐり給ひてとあるも、是なるべし又此の比目飯もて饗するが、即垸飯にて、垸飯の椀はいかなりけむ知られぬを、延喜內匠式に、飯椀、羮椀など有て、大なる物なりとも、又今昔物語十二に、道命が房には、粥汁也、主の御家には飯固しと云ひければ、云々と見え、江家次第解齋條に、藏人供二御粥一「堅粥也、高盛レ之」、とあるもひめなりとも說り、古くは實に世人常食は強飯なりし事、或人も云へる如く、萬葉集五の卷長歌に可麻度柔播火氣布伎多氏受許之伎爾波久毛能須可伎氏、飯炊事毛和須禮提、と賦るにて、いと明的かり、なほ伊比の事は下、百六十二段にも注ふべ

し）○新嘗之兗は。爾比那閉志多麻志伎と訓べし其は前に出たる。大嘗新嘗などの師說にて明らけし。（前には本に、嘗之とのみ有るに依りたれど、今は其訓に、ニハナヒとあり、且何所にも新嘗と有るに依りて新の字を加へつ）さて此は。御宇氣比の祥ありて、御子等も御自も恙なくて。火爐の中より出ませる事を悅び給ふと。多米都物どもを備て。神にも奉り。人にも饗し。自も御食まし。御子をも賀給御擧なり。（通證に、太子傳云、三日夕、天皇設レ宴、賜二物群臣一、七日夕、皇后設レ宴、賜二物後宮、大臣以下、相次獻レ饌、稱二之養產一、李部王記云、天曆四年七月七日、是夕、藤女御、有二產養事一、紫式部日記に、此の事を詳に載す、拾遺集に產屋の七夜にまかりて、「君が經む、八百萬つ代を、數ふれば且々今日ぞ、七日なりけると云へる此なむ實に謂る、產養と云ふ事の原始とぞ云ふべかりける」○玄道云纂疏に、以レ稻爲レ酒、爲レ飯嘗レ之、養二產婦之血氣一耳、とのみあるは、心ゆかぬ說なり、そは後にこそかく狀に成つれ、元は決めて上に見えし師說の如く、神祇に奉り、諸人に

も饗し自も給へ、生子を祝ふ御政の傳はり來しならむと、所思ゆればなり、産養の事は九條右丞相記、大鏡、榮花物語、源氏物語、今鏡、河海抄、花鳥餘情等にも多く見えたり）さて建久の内宮年中行事。六月十六日の神事の中に。今夜直會畢之後、櫻御前石橋西敷鋪設。其上正權禰宜、並玉串大内人。以北爲上東向著。物忌等。主神司殿北方。以西爲上著。于時清酒作内人。作立詔刀申。今年六月十六日今時以。櫻皇神廣前恐恐申久。常奉仕由貴御饌。並國々所々郡神戸齋奉御神酒御贄等。横山置所足奉狀乎。平安聞食申。（櫻の御前と申すは、即ち木花之咲耶毘賣命に坐なり、其は下に云を俟べし）其後在御酒杯。鋪設並陪膳役。清酒作内人等也。次物忌父等請取御琴。奉仕御歌搔之。其時先清酒作内人舞。其後敷半疊一枚。次正員禰宜。次權任神主次玉串大内人舞。大和舞也。（荒木田經雅神主云、大和舞は、唐に對へて云、日本舞の心に非ず、古代は國々に舞あり、そが中に、大和國の舞なり。江次第に、二月大原祭和舞云々、和舞は、榊の枝を取りて舞ふなり）件御歌。「美夜比登能、佐世流佐加伎乎。和禮佐志氐。余呂都與麻天爾。加奏天阿曾波牟」正權禰宜等。並玉串大内人等舞時。地祭副物忌。毎人召立。件役皆副物忌也。とあり。（なほ大和舞の委き有狀は、同月十七日に荒蠣御贄を奉る御事の所に、舞右左右、是神宮法有其謂、先右袖繙、地付背廻、次左次右也、頭不廻、御遊毎度作穿沓也、玉串、大内人舞畢、大物忌父警蹕于時一同手一端拜、其後彼役人御琴上とあり）伊勢の大宮に。所攝の神の多かる中に。是の櫻の御前にのみ。かく重き御祭ある事は。神世に然る。新嘗の御祭し給へる由緒に依る事にや。とも所思るれば。引出たるなり。○故與其櫻大刀自神。合力而坐神名。謂苔虫神は。倭姫命世記に。朝熊神社、櫛玉命。（靈石坐）於保止志神。（石坐）櫻大刀自神。（花木坐）苔虫神。（石坐）大山祇神。（石坐）朝熊水神。（石坐）御鎭座傳記に。朝熊神社六座（倭姫命崇祭之神社也）櫛玉姫一座。（倭姫命御代、瑞玉奉作之、亦曰璽尻、御靈石坐、）於保止志神。一座。（倭姫命御代崇祭之、眞名鶴所化、御靈

石坐也）櫻大刀子神二座。（靈華木坐也、大八州櫻樹始、從天上降居也、因以爲華開姫命也一座大山祇命雙坐也）苔虫神一座。（櫻大刀子神與合力、靈石坐也）大山祇神一座。（靈石坐也）櫻神與並坐也）朝熊水神一座。（寶鏡鑄造功神也、靈石坐也）作御社之寶鏡二面。依神託倭姫命之御制作也。と有るが中の、櫻大刀子神。苔虫神。大山祇神三座の傳へを取りて記せり。本書、苔虫神の注中に、大刀子、小刀子鉾の種等造進之、と云へる文あるは、刀子てふ語を知ざる後人の加へたるなり、大山祇神の下にも、寶鏡鑄造功神也と有るは、朝熊水神の注文の錯るなれば、削り去つ）神名式に、伊勢國度會郡に朝熊神社と出たる是なり。御鎭座傳記に、櫻大刀自神。靈華木座也。大八洲櫻樹始。從天上降居也。因以爲華開姫命也。と有るは。櫻大刀自神の御靈體と仰ぎ奉るは。華木に坐なり。此は本。天上より降れる樹にて。大八洲國に櫻の木ある始なり。故是を以て。此の櫻をやがて、華開耶姫命の御體と仰ぎ奉る。と云へるにて。此は謂ゆる櫻木森に

坐櫻の木を白せり。（通海參詣記に、文永十年三月西大寺なる思圓が參宮記を引て、朝熊宮に參りけるに、小朝熊宮の未申の隅に、六七段許を去て聳えたる巖あり、其上に櫻の樹あり、高さ三丈「一に尺と作り」、許なり、此の木往古より以來、年を送、春を迎へて、花咲實を結ぶ、枯ずして今に在り、是櫻大刀自命の神體なり、と申す説もありと云ひ、此の傳記及世記抄にも此を引て、天より降れる櫻の木の始なる故に、此木を靈となす、今は枯て、株のみ存りと云へり、風雅集に、祭主定忠、「春風の岩根の櫻、吹く度に浪の花散る朝熊の宮と有るは、此の櫻を詠めるなり、〇玄道云、神祇百首に、「櫻刀自の、天の昔を、殘してや宮樹の花の雪と見ゆらむとある注に、彼櫻樹天上より降坐す日本の櫻の始也、是櫻刀自神に坐す朝熊の社に坐ともあり但本刀自を太刀とし、社を江と作るは誤なれば、正して引つ）此の樹の天上より降る事は。彼の天香山を二箇に分けて。倭の國と伊豫の國とに天降し給へるに同く。天上に坐皇神の御心なる事。言まくも更なり。又其の櫻の木を

やがて御體と仰ぎ奉るを以て。佐久夜毘賣命。やがて其の樹の精靈に坐事をも惟定むべし（抑此の御靈實を天上より降し給へる皇神の御心は推量りにも知り奉べき事には非ざれども元より皇美麻命の大后に立ち給ふべき幽由緣あることなるべし）さて是比賣神を。亦櫻大刀自神とも申すは。神皇產靈御祖命を。神魂大刀自神とも申す刀自と同く戶主の義にて。邇々藝命の后神にて。萬代の天皇命等の、大御祖に坐ばなり。（戶主てふ言の義猶委くは、第一の卷第一段、神魂大刀自神の所を見て知べし○玄道云、卜部家記に文明十七年二月七日禁裏仰に因て家君注進さて、櫻大刀（自）「此字元無りしをトジと假名をさしたれば、決て脫たるなり」神、內宮の末社也、彼の宮の本記云、花木坐神云、櫻戶トモ、櫻年トモ記せり、此の本記とあるは大神宮本記、大同本記等なるべきを、かくあれは櫻戶神、及櫻年とも申奉りしにこそ）又建久年中行事の正月初卯の日。卯杖立る事の條に。櫻御前二筋云々小朝熊奉祭禮石疊二筋立之。同十一日旬。神拜の事の條に。櫻宮皇神。次天津神、國津

神。八百萬四十四所。云々と有るを始め。其の他の條々に。櫻御前櫻宮と有るは。本宮流會院の邊なる。櫻宮と云ふ宮にて。此も櫻大刀自神を祭るなり。と經雅神主の說なり。（さて御前と申す事も同神主の說に神宮にて輿玉御前、櫻御前等云は其の神を直に指し云ふは、恐有る故に、其の御坐所を指して云なりと云へるが如し、○玄道云、前ちふ事の釋は上なる九十五段に委く見ゆ、さて、年中行事なる六月十六日、櫻皇神祭事、宝殿不在、清酒作內人作立申詔刀。又神祇百首注にも櫻宮は大宮の邊に坐す、宝殿坐すと云ひ、通海參詣記に、次櫻御前、是は一殿の辰巳の方に、櫻の木に向ひて拜するなり、士佛參詣記に櫻宮と申は大宮の間近き所に坐が、御殿も無し、只一木の櫻を、神體とすと承り及ぶ計りにて、宮中へは參らずと云ひ、續古今集に、西行「神風に、心安くぞ任つる櫻の宮の、花の盛りを」夫木集に、俊成「名をも思へ、櫻の宮に、祈り見む花を散さぬ、神風もがな」神風小名寄に、櫻宮は、內宮の宮中に在り、二の鳥居より、本宮に參る左方に、俗諺にさ

がり楠と云ひて、枝の土に付たる大木あり、そこに石づみの宮にておはし坐、五柱皇神の拜所にてあれど、先は木華開耶姫命を神體とす、仍て櫻宮と名付けしにやと云へり、）神名式に。朝明郡にも、櫻神社あり。今も櫻村と云ふ所に在りと云ふ。是も同神なる事疑なきに。又同郡に。布自神社と云ふも出たり。是又由ある事なり。（其は駿河の富士山にも、櫻の神の坐事、下に云ふ如くなればなり）さて世記。傳記ともに。此の比賣神の靈を。華木坐と有るを下に引く延暦の内宮儀式に靈石坐と云へるは。違へるに似たれど。然らず。其は世記、傳記等に謂ふ處は。彼の櫻木の森に坐ます。本御靈を云ひて、小朝熊社に坐す靈の傳へを洩らし、儀式は其の御社に坐す靈の。石坐事のみを傳へて、櫻木森に坐御靈の。華木に坐事を漏せるにて。傳への異なるには非ずなむ。（かく互に傳への漏たるより、差等して、異説の如く聞ゆる傳へは、計るに遑あらず、古史徵を見て知るべし、○玄道云、通海參詣記に、小朝熊社と申すは内宮所攝の社二十四座の內、山上の御寳殿に御體石にて御座とも、思園記を引て、同社坤角六七段許を去て奇巖有りて、其の上に櫻樹有りとも云り考合べし）さて是の比賣神と、合力而坐神名、謂苔虫神一座。即ち上の御鎭座傳記に。苔虫神一座。櫻大刀子神與合力。靈石座也。と有るに據れる文なるが。延暦の儀式にも、櫻大刀自神の次に。苔虫神形石坐と見えて。經雅神主の解に。苔虫は許氣牟志と訓むべし。苔は。和名抄に。切韻に云。苔水衣也。和名古介と見ゆ。虫は借字にて生なり武須の武は生なり。（神代紀に産靈を武須毘、仁德天皇紀五十年の歌に、簡利古牟等と詠みたり、古武は子產なり、生を武と云事見るべし、萬葉一の卷の歌に、河上乃、湯津磐村二、草武左受古今集の賀に、巖と化て、苔の生までと詠めり、○玄道云此解も上「第一段傳」に委く見えたり）此の神苔むすを以て御名とせり。と云へるも然る言にて。此は疑なく石長比賣命なり。其は神體の石にて坐は云ふも更なり。其の父大山津見神の御言に。天神御子使石長比賣則。雖雨零風吹。恒如石而常堅坐と告ひ。伊波比と云ふ語も。常堅石にと

石に擬て祝より。活用る言と聞ゆるに。彼の古今集なる賀歌に。「我が君は。千世に。八千世に。（一にましませとあり）[illegible]石の。巖と化て。苔の生まで。」と詠たるをも。按合せて所知たり。（此の歌内宮年中行事、六月十五日、荒蠣の御贄を奉る神事の條に、船中にて謳歌三首の中に出たるには、「和加君乃、於波志萬左牟古止者左々禮石乃、伊波保止奈利氐、古遣乃牟須萬天」と見え其神事竟たる後にも、こを謳ふ所には、我君乃命乎乞波、左々禮石乃、巖止成氐、苔乃生萬天恵伊耶々々とあり佐々禮は和名抄に、細石とも書きて是少けき石を云ふ、一首の意は、然る少けき石の、大きなる磐石と化て、苔の生迄、千世に八千世に榮えおはせと云へるなり、此歌は、必此の苔虫神と云ふ御名、又其の神徳を思ひて、詠める歌なるべし）然ば石長比賣命は。大山祇神の御子とは坐ど。實には石の精神に坐す事著し。又此に準て。佐久夜毘賣命の。櫻の精神に坐す事をも悟るべし。然るは其の御父大山祇神は、火之迦具土神の御骸に化る天香山の神靈に坐すを、又石も木も、主と山の物なるに、二柱の比賣神の、そを御名に負まし、且其の物々の靈體と坐すにても知べし、神名式、當國の鈴鹿郡に石神社と云を載られたるが、今大岐須村と云ふに在りて、石大神と云ふ、高さ二百間、横五十間の大巖にて、是れ神體なり、祉は無しとぞ、又員辨郡にも、石神社を載らる、此は今飯倉村と云に在りとぞ、共に石長比賣命ならむか、其は陸奥國に、石神山精神社あり、富士の小御嶽石尊と云ふも、此比賣神なりと聞ゆればなり）さて華は脆く。石は長久にて。其の性の相反る物なるに。其の二神の。合レ力而坐と有るは。甚く心得難きに似たれど。此は彼の速佐須良比賣神と。速須佐之男神と同性なるが。力を合せて坐とは。其の趣異にして華木の脆き性なるを。長久なる巖の性もて。助幸はふ由にて。是れぞ石長比賣命の。苔生神と名に負て。櫻神に力を合せ。木花のごと脆かるべき。青人草の壽命をも。巖の如長久に幸ひ賜ふ因縁なりける。然ば、壽命の長からむ事を欲むには、常に形體の養ひを能く習行つゝも別て是の比賣神の恩賴を、祈願奉るべき事なり、其

は堅石常石と祝を始め、石に准て祝ふ語の多きが徒ならぬ耳ならず、木草土水金の類は更なり、生とし生る物、又人さへに生ながら石と化るも許多あり此を壽命の長きためしとは云ふに非ねど、此神の性に肖る理なるを以て、其御徳のいみじき事を悟りねかし、〇玄道云、本文なる師説に就て案に、剛柔強弱の相和し相克を始、かの老子の語に有無相生、難易相成、長短相形、高下相傾、音聲相和、前後相隨、とある如く、天地の際なる事物の消長あるは、深遠き神理に出て、この大神等のかく力を合せて坐す所以に因るに論なく、將其の大元と申せば天地造化の大主宰と坐す皇産靈大御神の神隨なる大御靈に憑る幽契とぞ窺奉らるゝはや、あなかしこ、)〇此者並坐二小朝熊社一神等也は。延暦の內宮儀式に。小朝熊神社一處。稱二(神)櫛玉)命兒。大歳兒。櫻大刀自神一形石坐。又苔虫神形石坐。(又)(大)(山)(罪)命(子)朝熊水神。形石坐。倭姫內親王御世定祝、と有るに依りて記せり。(但此の文中に圍を施せる十三字に、上に引きたる鎭座傳記の文に據るに其の相殿か、或は前社に祝神等と聞ゆるに、櫻大刀自神の祖等と爲たるは、甚く誤れる説なり、其は櫛玉命は。倭姫命御代、瑞玉奉レ作之と有れば、當時の玉作氏と通ゆ、然るに大歳神豈其兒ならむや、大刀自神は、木花之咲耶毘賣命なるを、豈大歳神の兒と云むや、朝熊水神と云は實鏡鑄造功神也、と有れば、當時の鏡作氏なるべきを、豈大山祇神の子ならむ、凡て此の儀式帳は諸事皆甚正しき中に諸神の出自を云へるには、信難き事ども多かる由は既く上にも論へるが如し、然るを世記に、倭姫命、大御神を戴き奉りて、奈尾志根宮に坐給ふ處の文に、出雲神子、出雲建子一名伊勢津彦神、一名櫛玉命、並其子大歳神、櫻大刀自命、山神大山罪命、朝熊水神等、五十鈴川後江爾天、奉二御饗一と有るは、是の儀式の文に據りて、後人の妄竄せるなり、殊に伊勢都彦命は、是より早く神武天皇の御世に、伊勢國を逐はれたる神なれば倭姫命の時に、御饗奉るべき由無き物なるや、然るに儀式の此文の經雅神主の解に、此世記の文をも引きて、儀式の然誤説を大刀自神、朝熊水神の出自を示る、正説の如解たるは、甚く誤

れる事なり、委くは、垂仁天皇の御卷に論ふを見るべし）神名式に。伊勢國度會郡に。朝熊神社と出たる是なり。さて儀式の經雅神主の解に。小朝熊は。袁阿佐狀麻と訓べし。此の社は。宇治鄕朝熊村に在れば。地名を社の號とせり、小は稱美なり。武烈天皇紀の歌に、佐保を鳴佐哀。萬葉十四の常陸歌に。筑波を乎豆久波。上野歌に。新田山を乎爾比多夜麻。など云へるに同じ。（小は若に同ければ、若某と云ふ意にて、袁と云ふ元慶四年の紀二月の處に、小物忌神と有るは、大物忌神に對へ云ひ、五月の處に、小比叡神と有るは大比枝神に對て云へるなり）さて櫻大刀自神は。鹿海村より。朝熊に至る道邊の。櫻木森に坐。苔虫神は。當社の麓の水涯に坐し 朝熊水神は。朝熊村より。二見の山田原村に至る間なる。淸水の森に坐せり。今の世件の森。皆社地を放れて。別處の如く見ゆれど。昔は一連の地なりしと云へり。三神右の所所に坐せど。御形は。小朝熊の社に祝り。古へにかゝる例多かり。（篤胤云、今の解に、當社と云ひ朝熊社と云へるは、即ち儀式に、小朝熊神社一

處と云ひ、神名式に朝熊神社と出せる社にて上に引たる、世記、傳記等に謂ふ所も同社なるが、此は上の件の處々に坐す神々を、一社に總て祝へる社の由なり、斯て其の社の祭神の御名、儀式と、世記、傳記等とは異なれど、此段は、大山祇神、大刀自神、苔虫神に要ある所なれば、世記、傳記等に依りて、此の三神の事を主と考へ、櫛玉命、於保止志神、朝熊水神の三神、又此の社に聞ゆる神鏡等の委き事は、垂仁天皇の御卷、大御神鎮座の所に云むと欲るなり、○玄道云、神祇百首に、「蘿虫の、社の秋は神さびて、松の聲する、夕風ぞ吹く」と有る注に、蘿虫神社は、朝熊社に坐すと、憶に申入侍り、と見え、神鏡の事は小朝熊社神鏡沙汰文なる、祝礒部時次等が注進狀に當社竝御前社寶殿者、共在高山之上、其山下坤方、隔江河二十餘丈之程、水邊岩上、件御鏡二面、自往昔之當初、所御坐也、と云ひ、中原師重主の勘文に、件神社、遙離邑里、隔江河、鎮坐深山之内、と記され、又上に引る通海參詣記に、櫻樹の坐は、小朝熊社の未申角、六七段許にて其西三

尺許を距て神鏡二面相並て、面を南に向て、巖上に倚立坐りと、思園記を引て載し、又神鏡の後世にも、嚴き御伊豆を顯坐し事も、神名祕書なる同神社の條に、長寛元年之比、神鏡自然紛失、同年五月六日、被レ立二勅使一被レ祈謝申一然後如二本歸座一依二時宜一雖レ奉レ納二宝殿一即飛出給比、本石上爾歸座也、正治元年之比、又不レ坐之間、八月十五日、被レ立二公卿勅使一、權大納言源朝臣通資、被レ申二祈謝一偏致二精誠一所レ待二歸座一也、而寛喜二年十二月歸座、亦天福二年正月、爲二狂人一被レ盜二取一面一而立處願二靈威一出現歸座也、新搆二神殿一可レ奉二鎭坐一歟、被レ問二官外記并諸道一尙御二座巖之上一、文永六年十一月、正治紛失之御鏡一面、又以令二紛失一給、即本宮經二奏聞一之間、被レ行二御卜使議等一、被レ下二祈謝宣旨一之處、同七年正月、歸坐給也、と有を始め神鏡沙汰文、百錬抄、明月記、皇帝記抄、禰家文書、通海參詣記、神祇祕抄等に記し、其の神鏡に異說有る事も水鏡の異本、劒の卷等に見えて、委く記し置る物有れど、處せければ、今は記出ず）さて當社は。右の神等の拜所にて。一處とは。神の數に拘ず。當社の在處を指なり　當社に專と祭るは、櫻大刀自神にて、所攝二十四座の中に。殊に由ある社なり。仍宮中にも其の拜所を設く。大神宮式に。神嘗祭。朝熊社十束とあるも。殊に重く祭らるゝ謂なり。大神宮式に。所攝二十四座。朝熊社云々。右諸社。並預二祈年新嘗祭一。年中行事六月廿日の條に。小朝熊御神態勤仕次第。早旦彼社祝。缶自二由貴殿一請取。忌火屋殿荒垣坤角。彼神祭祀所石疊持參。御神酒贄菓子供進。云々と見ゆ。（篤胤云、猶此の神社の重き御會釋なる事、此の年中行事の彼此に見えたり、又永正記下の卷に朝熊社一身參向事、可レ有二思慮一也、と有るも、崇敬の餘りにや、○玄道云、此の社神鏡沙汰文に載る、正治元年の勘文に、式條之中、雖レ不レ注二小字一大神宮攝社內、小朝熊之外、无二朝熊社之號一云、爰知彼朝熊□二「同歟」小朝熊社一歟とも、其號雖レ二其實一也、とも見ゆ）當社。昔は造宮使作れり。其は此の儀式湯田社の次に。造神宮使造作奉ると見え。大神宮式に。凡大神宮年限滿。應二修造一者遣レ使。孟冬始作レ之。神宮七院。社十二處と有

る中に。一處は當社なる事。其の注に見えたり。其の後も代々其の式なりしを。兵亂等に依りて。何時の頃よりか此の式違ひて。朝熊村の百姓等。是を造營せしを。寛文年中に。大宮司精長朝臣。攝社造立再興の時造進せられ。享保の頃までは。神遷の時。宮司も參向せり。今は當社宮司より造替なく。又神遷の時も參りあはず。神主より造替じ。神遷の事をも取り行ふと注せり。(此地の事記し物に、朝熊嶽は、內宮より五十町、一宇田峠より二十町あり、二十町下れば、朝熊村なり、坂士佛が參詣記に云、朝熊宮に參ぬ、山中に寶殿を作ども、朝日更に百練の影を隱ず、岸下怪石を卜て、夜月常に、宮の光りを琢なせり、凡此所を見るに、山下り下ざれども、樹木悉底にあり、水上り上ざれども、波浪皆梢に挂、云々と記し、小朝熊社の下に鹿海村の東、山上にあり、儀式帳には、祭る神、櫻大刀自神、苔虫神、朝熊水神三座なり、今は櫛玉命、大歲神、大山津見命を加へて六座とす內宮攝社二十四座の其の一なり、寛文十年、大宮司精長朝臣、舊地を求再興有りしなり昔は朝熊の岳に在けるを、何時の頃にか、小朝熊へ移しけむ、詳ならず、前に出せる參詣記の文を見合すべし、朝熊の森は、小朝熊の宮の東耆川村にあり、櫻木森是も朝熊村に屬り、今は田の字になりて、耆川村にあり、風雅集に、祭主定忠、「春風の、岩根の櫻、吹く度に浪の花散る、朝熊の宮」新名所歌合に、荒木田尙良、「朝熊や、「一にのと作り」神代より咲く、花を見て心そ留る、櫻木の里」又御鎭座傳記の抄に、元長記に云、苔虫神者、坐朝熊江、續古今集、嘉陽門院越前「神さびて、哀幾世に、成りぬらむ浪に馴たる朝熊の宮」等有をも思ひ合すべし)さて上に引たる古書どもに、宮號を朝熊と書、今の世に然も稱なれど大凡常には、阿佐麻と云ひならへり。(〇玄道云、夫木集に、引る鴨長明が伊勢記に、二見の音無山に入々上りて、遙に海山を見るに、南は淺間山志摩國の方なり、と云ひ背書國史に、此の神社の下に、中務親王の、「いかにせむ、かゝる浮世に、あふて吹く、あさまの森のおさましのみや」と云御歌を擧たるが、正くはかく唱も稍古き事也、續

拾遺集に「神代より光をとめて朝熊の、鏡の宮にすめる月影」と云を、布留屋冊子にあさまなると引るは非なるべし、又鏡の宮は、伊勢記に、朝熊社を隔て悲る川の横根と云山有、其出の西のはなに鏡宮おはしますと云ひ宇治川と朝熊川の落合ふ所にあり、是鏡宮なりと見え、猶神風小名寄、伊勢鎮内名所集、勢陽雑記、宮川夜話にも委く記せるを合考ふべし、さて駿河國志、大宮の條にも伊勢淺熊社御同體なり、此神は櫻を神木と爲給故に、伊勢神宮にては、櫻御前と申奉る、神主延信歌に「神代しも、今恨めしき、朝熊や散らぬ櫻の種ならずして」と云り、又或人の朝熊とは、葦姫と申す御名と同じ由に說る、或人は、淺隈、又朝曇の義ぞ等云へれど、共に允當とも思はれず、余が臆說は、次段の末條に申試みてむとす）此は後の俗稱ならむと。誰も思ふべけれど。信濃の淺間富士の淺間、伊豆の雲見の淺間など、皆同じ神等の坐山なるに、淺間と云ふは本同名にして。阿佐久麻とも。阿佐麻とも云へりしが。朝熊と云ふ名の適に伊勢にのみ遺る物とこそ所思れ、猶其の所所に述る說等をも合せ考ふべし。

○胤雄云。此卷を、櫻木に彫らせて、世に弘むる者は。難波の南區二ツ井戸町に住る、藤原熊太郎と同西區北堀江下通四丁目なる。龜岡善兵衛なり。

古史傳三十一之卷

平篤胤謹撰

男　平田鐵胤　撿閲
門人　矢野玄道　續攷
孫　平田胤雄
門人　角田忠行　校
同　井上頼囶　訂

神代下十一之卷

爾木花之佐久夜毘賣命。誓言有驗而後。奉恨皇美麻命而。不與共言出故。皇美麻命憂之歌曰。意伎都母波。倍邇波余禮杼母。佐禰杼許母。阿多波怒加母用。波麻都智杼理用。焉歌矣。後久坐而。天津彦火瓊瓊杵命。崩坐。御陵者。即在筑紫日向埃之山也。故是佐久夜毘賣命者。坐駿河國福慈岳淺間社也。

奉恨は。前に皇美麻命の。たゞ一夜婚給へるに孕りと云ふを。疑ひ嘲給ひし事を。怒り恨み給ふなり。○不與共言は。師の訓に從へれど。又阿比以波受とも訓むべし。其は師說に。穴穗宮の段に。我所相言之孃子者。云々。萬葉十一に。相言始而者。又相語而遣都。續紀三十四の詔に。其人等乃和美安美應爲久。相言部等あり。人に逢ひて。互に物云ふ事なり。中昔には。是を阿比基登須とも云へり。(伊勢物語にもはらあひごともえせで、後頼無名抄に、其のほどに來る人は、いかにもあひごとをだにせざるなり、等見えたり、○玄道云、卜家の古本に、アヒマツラズ、「ズ諸の古本に爪と作」と有ればなり。甚く恨みて。御心泮さる御わざなり。女は神も如此ぞ有りける。(○玄道云、こは上第十二段に、國生坐大神、又第百三十一段に、阿波乃咩神の御事を說たる條をも、立ち返り、合せ考ふべし、)○意伎都母波は。釋紀に。瀛津藻也。と云へり。津は助辭なり。纂疏も同じ。

（荒木田久老神主云、下の波は、助辭ともすべけれど、和名抄にも毛波と見え延喜式の祝詞にも奥津毛波、邊津毛波と書きたれば、藻は毛波と云ふぞ古言なる、）○倍邇波余禮杼母は、釋紀に、邊者雖寄也。と云へり。纂疏も同じ趣きなり。久老神主云、邊は海畔にて。澳に對へる言なり。古歌、古文に多し。萬葉四には、幣幣往、邊往伊麻往、爲妹。吾漁有、藻臥束鮒、と詠みて、奥邊とも相並べたり。奥つ藻の、邊つ方に寄來るが如く、吾れに寄り來て、靡寐し妹の命の、今は寄來坐さぬ由を詔むとて。奥つ藻をしも。取り出で給へるならむ。（萬葉二に、和多豆美乃、荒礒乃上爾香青生玉藻息津藻朝羽振、風社依米、夕羽振流、浪社來縁、浪之共、彼依此縁、玉藻成、依寐之妹乎、云云、斯樣に詠める歌いと多かり、）○佐禰杼許母は、釋紀に、實牀也。と云、纂疏に、眞牀也、と有れど。通證の或說に。佐は發語。禰杼許は寢牀なり。と云へるを用ふべし。久老主も此の說に從れり。（其の言に佐は添り言、牀は、萬葉十四に、きべ人の、まだらふすまに、わた佐波太。いりなましもの、伊毛我乎杼許禰。とあり、其の餘玉床、夜床等も多く詠みたり、さて同じ卷に、左禰度波良布母、と有るは、佐寐所掃にて、さね、さぬる等、多く見えたる佐は、眞に均き、佐禰の略語の添り言とすべき也、○玄道云、或る說に、眞寢牀毛にて、佐は狹夜、狹衣等の佐にして、眞の意なりと云へり、）○阿多波怒加母用は、契沖の說に、不與哉よなり。雄略天皇の紀に、童女君者。本是采女。天皇與一夜而脤。云々。とある。與なり。と云へるを用ふべし。釋紀に。不能鳴也。と云へる說は惡し。（久老主も此に從て、人に物をあたふと云ふも、彼れに觸るを云ふ言なれば、此も寢處に不觸を、あたはぬとは云へるなり、古事記、輕太子の御歌に、夜須久波陀布禮と見ゆ、今の言にも、肌ふれぬ等云ふ、觸に同じ、下の用は呼び捨てたる助辭なり、○玄道云或る人云、來而相寢せぬ哉、と歎かせ給ふなり、哉も歎息なるに、又與を添へて云へる事、古歌に多かり、）○波麻都智杼理用は。古來の說皆。濱津千鳥よなり。と云へるが如し。契沖の說に。藻は柔軟にして。能く靡く

物なる故に。女に喩ふ。萬葉集に。奥津藻の名延の妹。と詠る是れなり。千鳥は。夜すがら鳴きて。雌を呼物なれば。獨寢の眠を覺す意を。寄せ給へるなり。〇玄道云、久老主も、濱邊の千鳥の、夜すがら鳴きあかすが如く、夜を鳴きあかすと云ふ意を云ひ殘したるなりと云ひ、又或人は、與ぬ哉よとは歎き給へども、其の妹も來坐さねば、其處なる物に負て詔ふなり、小野篁朝臣の、隱岐島へ流されける時、難波津にて「わたの原、八十島かけてこぎ出でぬと、人には告げよ、海人の釣舟」此の結句も、其の浦の釣舟に負せたる、今此の御歌に習へるなるべし、とも説へり、後に顯昭の註を見れは、譬へばおきの藻は、みぎはに寄れど、實に寢べき牀も與はざらむには、逢まじき事ぞかしと、濱千鳥に云ひ聞かする心なるべし、と云へりき、さて此の鳥の事、或る説に、萬葉集に多く見えたる中に、十七に、朝獵に、五百津鳥たて。夕狩に、知登理布美多底。と有るは、五百津鳥に對たれば、あまたの鳥とすべき證なり、其の外にも、一種の鳥の名と聞ゆるも有れど、詳ならず、六帖の六に、「山河の、石間隱に、住む千鳥。と詠みたるは、一種の鳥とも聞ゆれど、猶いかがあらむ、和泉式部集四詞書に、水の邊に、ちどりの只一つ立てるをみて、と書けるをこそ、慥なる證とは云はめ、字鏡集九、倭玉篇鳥部、節用集活板知部等に、鴴チドリとあり、鴴の字は、かしこの字書に見えず、こゝにて行鳥の義を取りて、作り出でし字にや、ゆく千鳥、むれたる千鳥、風にゆく、等詠める歌多かればなり、云々、磯千鳥、浦千鳥、河千鳥、百千鳥、群千鳥、友千鳥、友無千鳥、岩千鳥等も云へり、八雲御抄三の下、藻鹽艸十に、其の名を載せられたり、千鳥の跡と詠めるは、古今雜の下に、「忘られむ、時忍べとて、濱千鳥、行方も知らぬ跡を留むる、朝忠集に「白浪の、打ち出づる濱の、濱千鳥、跡や尋ぬる、しるべなるらむ、貫之集の下に、「白浪の、打返すとも、濱千鳥、猶ふみつけて、跡を留めよ、此等を始めにて、甚多かり、と見ゆ、〇後久坐而は。本書に。此には後の字無れど。彥火々出見尊の所に有れば。其の例に據りて加へつ。通證の一

說に。久之者。治安積レ年。不レ知二歷數一。太古文法也。と云へる如く。其の歷數の知られざる義には有れど。亦知るべき道も有りて。委曲に稽るに。彼の天降坐して。大嘗聞看る大歲は。白檮原宮に天の下知し看る。神武天皇の元年辛酉歲より。二千四百年前の。辛酉の歲に當りて。其の御世の間は。大凡一千五百三十一年許にて。其の御子生しめ賜るは、其の御世の末なりと思ふ由あり。其說長ければ。別に著る。弘仁歷運記考を見て察つべし。（通證に、正通曰、一說に邇々杵尊、治世三十一萬八千五百四十三年、今按見二倭姬命世記一或曰、自二甲寅一至二丙戌一等云へる類は、都て無稽の說どもなり、〇玄道云、此れ第百六十三段に引き出づるを見るべし。）〇崩坐は。本書に。崩の字のみなれど。加牟阿賀理麻志奴。と訓めるに據りて。坐の字を加へつ。但し神武天皇の崩をば。加牟阿賀理志麻志奴。と志てふ言を添へて訓みたれど。其は師說に從ひて用ず。（其の師說に、神上り云ふは、本は用言なれども、體言に云ひせる物なれば、直に坐ぬとは連難ければ、

爲坐ぬと云ふぞ正しかるべき、然れど然訓みては、何とかや中々に穩ならぬが如聞ゆ、前に神避坐とある、神避りも同じ例にて、體言に云ひなせるなれど、加牟邪理志麻志奴、と訓みてはいかゞなれば、今も志と云はぬ訓を取りつとあり、）さて神上りとは。萬葉二の卷。日並知皇子命殯宮之時。柿本人麻呂長歌句中に。天原、石門乎開神上、上座奴。云々。と詠める。加牟能煩理と同じ意の語なり。（但しこは、加茂翁の考に、かく訓みて、右には神下りと云ひ、此に神上りと云へり、と云はれたるに據れり、實にも上下の字の訓の例、アガリとサガリと相對ひ、ノボリとクダリと相對ふ格なるに、況て此の間に、一云、神登、座爾之加婆、と云へる本注有れば、神上は、加牟能煩理と訓むべき事論ひなし、然るを師の玉の小琴に、開を閉の誤となし、石門乎閉、神上、上座奴、と訓みて、崩をカムアガリ、と訓む古言の例に引かれ、千蔭が略解も、此の師說に從ひて、考の說を棄てたれど、余は甘なひ難くぞ所思る、〇玄道云、師說はかゝれど、猶神上は、加牟阿賀理と訓

み、神登は、加牟能煩理と訓むべく、書き分けしにやと所思て、玉小琴の説に心引かるゝは、いかゞ有らむ、さて下に見え給へる、速狹騰尊と申す神の名を、古く波夜佐能煩理と訓み、類聚名義抄に、騰、アガル、ノボル、とあり、加牟能煩理とふ詞に思ひ合すべし、)さて神とは。神議。神集等の神に同く。天皇の御上に申すとして。尊冠たる詞なり。阿賀理てふ言の意は。既に云へる如く。神は更なり。人にも荒魂和魂の二つ有るを。凡て人は死ば尊きも卑きも皆悉く。其の魂天と地と二道に分り去りて。各々其の處に止る理りなれど。元一人に結べる靈なる故に。相添ひて。天にも地にも從來事なり。是を以て上代よりして。靈の往方を云ふ語に。天に上ると云ふのみならず。地にも止る由を云へり。(其の天上に往てふ語は、即ち右に引きたる、天原、石門を開、云々、は更なり。天所レ知ぬれ、雲隱坐、等云ひ地にも止る由を云へるは、豐國の、鏡の山の、石戸たて、隱りにけらし、又あさもよし、木上宮を、常宮と、定め奉て、神隨、安定坐ぬ、等詠める類なり、然

るに、其の骸を土に埋るよりして黄泉國の故事に云ひ混して、遠つ國、よみの界に、生つたの、己が向々、天雲の、別し往ば、又、宍くしろ、黄泉に待むと、隱沼の、下延置て、打ち嘆き、妹が去ば、等も詠みたれど、此等は古への實に叶はず、又其れより後の物語書等に、黄泉路の急、黄泉づと等も云ひ、世の言種にも、黄泉路返、よみ返等云ひ馴て、終に人の魂は、なべて、黄泉に往くてふ古傳の如くなるも、誤まり來にける、)さて貴人の神靈の。正に天に上り坐せる故事は。景行天皇紀に。日本武尊を葬奉れる處に。即詔二群卿一命二百寮一。仍葬二於伊勢國能褒野陵一。時日本武尊。化二白鳥一從レ陵出之。指二倭國一而飛之。群臣等。因開二其棺櫬一而視之。明衣空留而屍骨無之。於是遣二使者一追二尋白鳥一。則停二於倭琴彈原一。仍於二其處一造レ陵焉。白鳥更飛。至二河內一留二舊市邑一。亦其處作レ陵。故時人號二是三陵一。曰二白鳥陵一。然遂高翔上レ天。云々と有る是れにて。天皇祖神等の御許に。參上賜ふなり。(古事記に、此の事を載るには、亦自二其地一更翔レ天以飛行、とあり、記傳に、此翔レ天

を、アマガケリと讀て、神賀詞に、天翔國翔氐、云々、萬葉五に、久堅の、天の御虚ゆ、阿麻賀氣利、と有等を引きて、書紀に、上天、と有るは、例の漢籍めかしく書たる文のみにこそ有らめ、實に天上へ登坐せるにはあらじ、唯此の記の如く見べきなり、と云はれたれど、天翔と、翔天とは差ある言にて、天翔とは翔り降るなり、翔天とは、翔り上るを云ふなるをや此は强に漢說に似るを惡、且つ强ても、人は死れば、尊も卑き押並て、根底國に往と云ふ、自說を立てむとせられしにて、記傳中にまたなき非にぞ有りける、〇玄道云、天翔りちふ語は、上第百十四段に、神賀詞に因りて載れ、さて稱德天皇記に、元正天皇の遺詔を、朕必天翔給天、見行之退給比捨給比、云云と詔ふ由見え、空穗物語、俊蔭の卷に、吾すくせのがれざりけるを、天翔りても、いかにかひなく見給ふらむ、親のおはせし時、先つ死まし物を、又國讓の卷に、天翔りても、見給へと泣きのゝしり給ふと云ひ、榮花物語玉村菊卷、中務宮の靈の御ことに、いのちたえてかくてはへる許

りにこそあれと、あまかけりてもこのわたりを片時さりはへらず、と見え、源氏物語、澪標卷に。降り亂れ、空しき「一に、ひまなき、とあり」そらをなき人の、天翔るらむ、宿ぞ哀き、又若菜の卷に、中宮の御事にても、いと嬉く辱しとなむ、天翔りても見奉れど、道異に成りぬれば、云々、等も記し、大鏡に、九條右大臣の、四の宮の最後の時に申さるゝ語に、天翔りても御覽せよとも、多武峰少將物語に、弟君の見えて、哀なるすまひし給ひけるを天翔りても、尋ね訪はむ、云々、家長記にいわけなく親を失はれし事をいひて、なき魂の天かけり見給ふらむ、いかばかりなるらむと思ひつゞけられてといひ、又後ながら、今川貞世が道往ぶりに天がけりても、みそなはし賜ふらむ、とも、又此の歌の心を、天翔りても、まほり賜へ、等云へるは、萬葉集に、鳥翔成有我欲比管、見良目杼母、又延喜六年の竟宴の歌に渡飛加氣留、阿麻能伊波布禰、等詠めると、大抵類たる詞にて、翔り降る由なるが、共に師說の徵とすべし、)偖然天には上給へれど。仍其の陵にも鎭り坐せる事の。

諦き證は。仁德天皇紀に六十年。冬十月。差白鳥陵守等。充役丁。時。天皇臨役所。爰陵守目杵。忽化白鹿以走。於是天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁。今視是怪者。甚懼之。無動陵守。則且授土師連等。と見えたる是なり。(上の件三の陵の中に、何れの御陵の陵守と云ふ事、詳ならぬに似たれど、白鳥御陵守等と有りて、其所の陵と無きを思ふに、三陵守り者等なるべし、○玄道云、こは此の大宮近き邊なるべければ、通證に河內國古市郡のとせるに從て有るべくや、)寔に是の陵等は。本より其の尊骸は坐さねど。彼の地に留る御靈の鎭り坐すを。天皇の然は所知看ず。本より空陵なれば。御靈の御坐まじく。然ては陵守を置かむも無用なる事なり。今より後は除てむと欲て。先御試みに。甫て役丁に差賜へるが。猶何に有らむと。御心元なくも所思看けむ故に。其の所に臨て。見行る御有趣なり。然るに其の陵守等の中に。目杵と云へる者の。忽にかゝる怪の有りければ。空陵には有れど。神靈の正に鎭り御し坐して。是の怪を視賜へる事を。甚く懼坐して。殊に重く。土師連等に授給へる由なり。是れにて神靈の。天と地と二道に分り坐します事を。惟ひ定むべし。(土師連等は、出雲臣野見宿禰の裔にて、御々代々の陵墓を司る部なる故に、授賜へるなり、然て其の目杵てふ人の化りし白鹿は、其の後いかに成りけむ知らねども、王の神態に、暫く然る形を視賜て、現身ながら、其の御府に召し賜ひて其の使者の中に、仕へ奉らしめ給へる事、申すも更なり、又此に准へて、王の白鳥の形を見賜へる事も、暫くの御態なる由をも、伺ひ奉るべし、此れ等の事等猶景行天皇の御卷に、委く云ふを俟つべし○玄道云、かく陵墓の邊にも、御魂の鎭り坐す證は、天武天皇の御世に、言代主大神の御誥に、神武天皇の御陵を祀賜ふべく告げ奉り賜へる神誥は更なり、垂仁天皇、仲哀天皇、神功皇太后、應神天皇、雄略天皇、又天智天皇、桓武天皇、光孝天皇、醍醐天皇、崇德天皇等を初め奉りて、西土にても、古く女媧氏、申余氏、孔丘等は更なり、其の他にも、數知らずいと多く聞え、はた正き墓ならぬ地

にも。然唱へ來る處に、其の魂の留る事も、古史徵に見えたる、比婆之山、さては柿本人麿主、又淸少納言、白拍子靜女等にも、さる事有りて、數十葉ならでは、盡し難ければ別に記せる物有るを見べし〕さて仲哀天皇紀に。穴門豐浦宮に。御坐る時に。皇后に神託坐して。新羅國を伐給へと。御誨有りけるに。天皇爲レ詐神とて。信賜はさりしかば。其の神大忿して。凡茲天下者。汝非レ應レ知國一。汝者向二一道一と。詔賜る事あり。こは其の時にこそ。未だ何れの神とも所知ざりつれ。後に御名告有りしに依れば。天照大御神に坐を。孔畏其の大命を信賜はず。爲レ詐神とさへ申し給へれば。大忿し賜ふ事宜なり。故汝は。茲天の下を勿知看そ。一道に向ひて。天上には勿上そ。と詔ふなり。阿那かしこ。〔此の向二一道一とある言の意を、記傳に、黃泉國に罷り坐せとの謂なり、其は、天の下は諸道あり黃泉は只一道なり、と師の云はれたる如く、此の食國天下は、四方八方を統て周偏に對ては、何處にまれ一國は一方に片偏て偏からざる故に、かく詔へるなり、道とは、向と有るに由れる御言なり、と說れたり〕かくて幾久も有ず。天皇命崩坐しかば。皇后を始め。建內宿禰等驚き懼みて。坐二殯宮一とある。此の事を書紀には。殯レ于二豐浦宮一。爲二無火殯斂一。と有りて。無火殯斂。此云二褒那之阿餓利一。とあり、此の阿餓利。卽神上の阿賀理と同じ。其は萬葉考に。殯宮を。阿賀理能宮と訓みて。崩坐せは。先宮の中に。殯宮して。假に斂奉り。山陵造て後に。葬奉りぬ。さて此の紀文を引き。此の阿餓利の言。卽ち殯に當れり。と云れたり。〔但し其頭書に、萬葉四の卷に、大荒城乃、時爾波不レ有跡、雲隱座、とある荒城は阿羅は假の意、紀は加理の約たるにて、阿賀理と同言なりと有れど、此は記傳三十の卷の細注に擧げて阿羅紀と、阿賀理とは言は本より別なりと云はれたる如く、いかゞなる說なり、〕さて師說に。天皇に神阿賀理と申すのみならず。皇子等などにも、天所レ知など申し。凡人にも。營る趣に云へる事有る。皆同じ。かゝれば。死し時の事をも。天に上をりの事と云ふ意にて。阿賀理とは云ふなり〔加茂翁の遠江人は、今も人の死て第三日の事する

を、三日のあがりす、と云ふと云はれたる、京等にては、是れを志阿宜と云へり、此も天へ上り上る事と云ふ意にて、同じ事なり、〇類國云、東京の俗言に、動物の死をあがる、と云は此意に合へり〕さて如此人の死を。上と云ふより轉て。凡事の成畢を。出來上る。成畢を。爲上等云ふ事多し。とあり。(此の師說は、記傳十八の卷の四十一葉、崩の字の所、又三十の卷の二十九葉、殯の宮の處に注れたる說を、合せ取りて記せり、但し本書尙此の說の中に、凡て人は死ば、尊きも卑きも皆悉く底津根國に罷る事なるを、天皇の崩を、神上と申すは、根國に幸と申す事を、忌憚て、其の反を以て、天に上坐と申なせる古言なり、彼の僧を髮長と云ひ、葦を余斯と、反を云ふが如し、と云はれ、玉くしげの書にも、神も人も、善きも惡きも、死ば皆黃泉の國に往事ぞと書れたれど、凡て師の黃泉の國を人の魂の往く方と定められたる說は、靈の眞柱に論へる如く、なれば、今は採り用ひず〇玄道云、神上り、又神登りまふ詞は、元は決て神避と云ふに同く、實は上つ代の神聖等は、此の國に下り坐しても、其の神功を訖賜ひて後は、國生坐大神の御例の隨、現身ながら、天つ國に報命賜るを申し丶目なりけむ事、後ながら公事根源に、二十五日は天神の神上らせ賜ふ御日也、と有るを思ふべし、さるを、後の世に崩の字を其れに充けるより、終に本居翁の說の如く、其表裏を取り謬る事とは成れり、後には、遂に此の天皇を始め奉りて實に崩り坐しとも申し傳へしにやあらむ、そは漢土にて、古く彼の國王のを沒とも、登遐、又陟等云ひしを、後には死る事と爲しと、同じ心ばへなりけり、かゝらば、其の山陵の有はいかにと云に、そは玄家に謂る、尸解仙と云ふ狀にぞ、坐し丶故ならむと所思て國生坐大神、及饒速日命、又己に引かれし倭建御子命、及其の御母等の御事どもは更にて、西土なる玄家の書等をも博く考へ合せて、委く記し置ける物有れど、處せければ、今は申さず、扨後に或物を見れば、彼の翁の黃泉へ行くてふ說を離て、然とならば、天照大御神吾が御愛と所念看御孫命の、八十續をら、天上に坐ば、さる愁ひも無て御座坐し物を、痛畏、

永き世迄、皆根の國へ沈めて、苦悩奉らむとて、天降し給ひたりかせむにか、天神の命として、いかでかさる御慮量の拙き事有らむ、又、頭痛病き迄悪き説等にて、高く貴き、神の道を開かむと思ひ立てる人の、假にも云ふべき言草かは、今此の事を少辨へむに、萬葉集、天智天皇崩時、皇后御作歌に青旗乃、木旗能、上乎、賀欲布跡羽目爾者雖視直不相香裳、又、高市皇子尊殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌に、久堅之、天所知、君故爾、日月不知、戀渡鴨、又有馬皇子結び賜へる磐白松を見て、詠める歌の追和に、山上憶良、鳥翅成、有我欲比管、見良目杼母、人社不知、松者知良武、此れ等歌なれば、禁忌てのみは云ふまじかるを、猶かくさまに、天翔りとも、天所知とも云ひ、云々、又記の倭建御子命の條をも擧げて、終に天に上り給ひたる、是れ底の國に沈み給はぬ、灼證ならずや、承和七年五月紀に、後の太上天皇、顧命皇太子曰、云々、予聞人沒精魂歸天、而存家墓鬼物憑焉、とさへ見えたり、と云ひ又久老神主も、齋明天皇、建皇子、の薨坐し

時の御歌に、今城なる、乎武例が上に、雲だにも、明白し立ば、何か歎む、と有るを解て、古傳に人死する時は、黄泉に至ると云へど又一には天に上るとも傳へし也、萬葉卷二に、王者、神西座者、天雲之、五百重之下爾、隱賜奴、同卷、久堅之、天所知流、君故爾、月日毛不知、戀渡鴨。卷五に、布施於告亞、吾波許比能牟、阿射無加受、多々爾率去亞、阿麻治思良之米、是等は全く、死者は、天に上るといふ傳也、集中多かり、しかればこゝも、皇孫の天にのぼりましゝを、しぬびますが故に、雲をしも、かたみとはおもほしめす也、と説るは、實に信なることにざりけり、（實にも上の件の説等の如く。阿賀理と云ふは死る事に云ふ語となれりし故に、又其の言を忌嫌事も起れりき。其は仲哀天皇紀の一説に。彼の御誨有りし神の。皇后に託て。御名告坐るに。速狹騰尊と詔るを。天皇所聞看て。聞惡事之言。坐婦人乎。何言速狹騰也。と詔へる由。所見たるにて知るべし。（師云速狹騰尊は、天照大御神にて、伊邪那岐大神。天御柱以て、天上に送り下げ奉り給ひて、天上

に騰坐せる由の御名なり、萬葉にも、指上日女之命と、有るが如し、さて是れを聞惡事と詔ふは、早く騰ると云ふ事を忌みてなり、貴人の死坐すを、阿賀理坐すと云ふ故なり、○玄道云、高橋氏文なる、景行天皇の、磐鹿六鴈命の御魂に詔賜へる宣命に、空津御魂と詔り賜ひ、又卒上と有るも、身罷上ならむ、と或人說ひ、鎭魂歌に、みたまあがり、あがり坐しゝ神は、と見え、齋明天皇紀の御歌、萬葉集なる歌詞、又神樂歌に、天に坐す豐をか比賣の、宮のみてぐら、と詠て、その和魂野椎神も天上に坐し、又早良親王、菅原天神の、天國に上り坐しゝ正き徵等有りて、件の師說を本として、別に委く記せる物あるなり、)○御陵者。即在筑紫日向埃之山也は。前には御紀の文に據たれど。今は古事記の文法に據れり。(埃の字は、御紀に、可愛之山と書きて、可愛此云埃、と有ると下に引く諸陵式に埃山と有るとに依れり、)師說に。御陵は。美波加と訓むべし。萬葉二に。八隅知之和期大王之。恐也。御陵奉仕流。山科乃、鏡山爾。云々。賀茂翁の考へに。古へは天皇の山陵を

も。御基とぞ云ひつらむ。此も御陵とは書きたれど。みさゞきとは訓み難く。必ずみはかと訓むべけれぱなり。と有り。(仁德天皇紀、推古天皇紀などに、難波荒陵と云ふ地の名もあり、源氏物語須磨卷に、院の御はかと云ひ、御山ともあり、古書にも、御陵を築くを、山作と云へり、○玄道云、或人云、波加は終處の略にて、新撰萬葉集に、「いづこ葬處とか、人のとひこむ、と見え、空穗物語、嵯峨院卷に、そこはかとなくあはたゞし、源氏物語帚木卷に、そこはかとなく、けしきばめり、高光集に、「神無月、風に紅葉のちる時は、そこはかとなく、物ぞ哀しき、小馬命婦集に、「そこはかと、さしてくまなき、言の葉の、さすがにあかぬ、けさぞ戀しき、等あり、)又美佐邪紀と云ふも。古き稱なり。和名抄に。山陵美佐々岐。(○玄道云、類聚名義抄にも、同ミサヽキ、陵ミサヽキ、」)又諸陵寮。美佐々岐乃豆加佐とあり。但し某天皇の御陵など云ふときは。美波加と云べく。其の御陵を指ては。美佐邪紀とも云べし。(たとへば、某處の美佐邪紀は、某の天皇の美波加

ぞ、など云はむが如し、某天皇の美佐邪紀などは云はざりけむ、）凡て同じ物も。指さまに依て。名のかはる類ひ多し。後の世になりては。陵をば凡て美佐邪紀と申して。墓と別こと丶なれり。と有り。（記傳此の下に、なほ美佐邪紀の事は、下卷なる佐々紀山君の注に云ふべし、と有れど、其說その卷には見えず、）信友が說に。靈異記に。點レ地作レ塋。殯收云々。と有り。（注に、點は佐々岐と見え、字書に、點は檢點也、ともありて、此の文地を撿たて定めて、作レ塋殯りして、收め置きたる由なり、）然ればサヽクとは。（サヽキ、サヽゲなど、活用て、）地を撿み察たて定るやうの言なり。故按に。もとは。大御墓地を撿み察定たる所を。ミサヽキと申し。御を藏奉りて。ミハカと申せるなり。然るを後に。ミハカと申す事を忌て。ミサヽキとは申し做るなり。（御陵を御山と云ひ、御陵作るを山作るなど云へるも、同じ意にて、此は又後の唱へなり、）と云へり。さて此の御陵の事は。まづ師說に。延喜諸陵式に。日向埃山陵。天津彥々火瓊々杵尊。在二日向國一無二陵戶一。と出でたれ

ど。日向國には有るべからず。（口訣に、可愛之山陵在二日向國宮崎一、と云へるは、心得ず、又或人云、臼杵郡縣西三里、有二大陵一、異氣甚盛、而不レ得レ近焉、是可愛陵歟、又或人云、臼杵郡永井可愛村と云神社あり、傍百町餘山あり、絕頂に靈石三尖す、岩洞あり、是れ可愛の陵なり、又或人云、今日向國延岡の領內に、すなはち可愛と云ふ所ありて、そこに陵山と云ふあり、山の腹に神社あり御陵は何れのほどに在りとも詳に知られず、又或人云臼杵郡高千穗山の東南の方に榎の嶽と云ふ山あり、其の山中に、邇々藝命の陵なりと云ふあり、里人大石明神と申すなり、など云へり、何れも古く故ある地とは聞えたれど、可愛の御陵には非じとぞ思ふ）前王廟陵記に。今薩摩國穎娃郡。と云へり。然るべし。和名抄に。薩摩國穎娃（江乃）郡穎娃鄉是れなり。（娃の字は、紀伊の伊字などの例にて、エの音の韻を添へたるのみなり、今國人は、えいと云り其れもエを長く引きて呼なり、文字は、舊のまヽに、穎娃と書き或は江居とも書り、和名抄に江乃とある、乃の字は

削るべし、)御陵必ず此處に在るべし薩摩國人の云。可愛山陵は。薩摩國高城郡。水引郷。五臺村。中山の巓にあり。天書に。瓊々杵尊。云々。葬二筑紫日向緣之中山之巓陵一也。と見えたり。(篤胤云、是の引きたる天書の文と云ふもの、甚だ訝き物なり、信に足らず)又川合陵。端陵と云ひて二つあり。今の俗に。中山の陵をば。中の陵と云ひて。中にあり。瓊々杵尊の陵と云へり。川合陵は。其の左。端陵は其右に在り。(此の二陵をば、天照大神と、忍穗耳尊の陵なりと云ふは、非なり、古へ帝皇を葬る、或は三陵を營す、一は聖體ををさめ、餘は轜車及び服御の物等を藏め、三墓を合せて、其の帝皇山陵とするなり、然れば此の三陵合せて、瓊々杵尊の山陵なり、其の中に、玉體を藏め奉りたるは、中の陵なり、)今見るに。此の中の陵には。其巓安二磐石一。尙如二壙減一。周圍以二井韓一世命修レ之。其石最大。如三俗謂二片石一。非二神功一不レ能レ輸二山上一。他二陵則無レ之。また此の陵の右に。新田の宮と云あり。瓊々杵尊を祀る。天照大神。栲幡千々姬命を配せ祀る。(此の宮は、後の世に建てたるなるべし、)此の廟の山を。神龜山とも。龜山とも云ふは。山の形に依りてなり。此の廟域は。即ち瓊々杵尊の宮城の墟なり。(廟山の背を、城村と云ふ、屛障を削り成したるに似たり、是れ宮城の趾なり、と云ひ傳へたり、)さて或る人。川合と可愛の字音と。相近きを以て。彼の川合陵を。可愛陵なりと云ふは。非なり。今見るに。中山陵と。端陵とは。大きなる阜にて。山の如くなるを。川合陵は。中山陵を距る事。一里許にて。其地卑濕狹隘。非下可三以藏二玉體一處上。と云へり。(宣長今此の說を按に、古へ帝皇を葬る、或は云々と云へるは、然も有ることなれども、必ず三墓を合せて、某の山陵とせし事にも非ざれば、彼の川合陵、端陵と云ふ二つは、可愛御陵には非ず、別にて、他神の御墓なるべし、其の故は、川合陵は、中山陵を距事、一里許りと云へればなり、若し是れ可愛御陵に附きたる物ならば、然ばかり遠く放て在るべきに非ず、端陵は、中の陵より幾ばかり離るにか、川合陵の遠きに准へて思へば、其も甚近きには非るにや、

凡て右の說に、右にあり、左にありと云へるは、甚近く、一つ域に相並べる如く聞ゆるを、彼の川合陵は、一里許り距りと云へれば、端陵も、遠き近き程、詳ならざるなり、凡てかゝる事を、委く記さむには、東南西北の方位を云ひて、某の方幾ばく放りと云はざれば、其の在處詳ならず、然るをたゞに、左り右とのみにては、甚おぼつかなし。)高城郡は。穎娃郡と接きて。此の御陵の地。古へは穎娃郡なりしが。今は高城郡に屬たるにや若此の二郡相接ず。離たる域ならむには。此の中山陵も。猶疑ひなきに非ず。此郡の在り處をも猶よく尋ねて決べき事なり。と言れたり。(上の件の師說に、薩摩の國人の說とて出されたるは、白尾國柱と云ふ、薩摩の鹿兒島の人の書ける、神代三陵考と云ふ物の說なるよし下に著れたり。)篤胤是の師の言に。就きて。年頃猶其の國人に探て。神代三陵志と云ふ物を得たり。其の說に可愛之山陵は。今薩摩國高城郡。水引鄉宮內村。新田宮の鎭り坐す。八幡山其れなるべし。然るは。昔より。瓊々杵尊の御陵。是の處に在りと云ひ傳ふればなり。(薩摩國は、本日向の國內なれば、神代紀には、日向と云へるなり、然るに延喜式造らるる頃は、旣に薩摩國なるを、日向國に在りとしも記れたるは、猶神代紀の文に據られしと見ゆ、さて今是の新田宮に坐す神は、中位は瓊々杵尊、左は天照大御神、右は栲幡千千姬命にて、別殿に、應神天皇と、武內宿禰命を祭れりと云ふ。)然るに昔より此の邊りに。埃といふ地なきが如くなる故に。吾が國の識者等も。左に右に疑ひ思ふ事なれど。其は此の邊を廣く埃と云ひし事を。考へつかざるが故なり。抑古書どもに。可愛また埃など書るは。元より假字にて。江の意なり。然るは此の水引あたりに流るゝ川は。薩摩の國內の大河にて。新田の宮より西の方三里許にして。海に入るを滿ち潮の時は。川上五六里が程。潮の遡る地にて。信に江と云ひつべく。其の川向ひの鄕に。今も高江と云ふ處あるなどを合せて。熟思ば。古へ海涯より上つ方。川傍五六里の地を。郡鄕の名にも非らで。廣く江と云ひ此の山陵元より川傍の地なれば。埃之山陵と記し傳へたるなり。(同薩摩國穎娃

郡穎娃鄕なる、開聞山に、上つ代の御陵と云ひ傳へたる處有るを以て、近き頃可愛之山陵、必ず此處なるべしと云へる人も有れど、穎娃郡なる方には、昔より全く、瓊々杵尊の御陵てふ傳へは有る事なく、はた殊更に據るべき筋も無く、たゞ穎娃と云ふ名に就きての、强說とぞ聞えたる）かくて此の地に。古き御陵と云ひ傳へたるが三所あり。其の一は。新田の宮より西の方。一町餘にして。小高き山なるが今此れを中陵と云ふ。（松杉其の外雜々の木生ひたり、宮內村の內なり、東は八幡山、西は端陵にて、南北は田地なり、）其れに接て。半町許り西の方に當りて。中陵と。同じ形の山なむ。其の一つには有ける。此を端陵と云ふ。（此地も、宮內村にて、東は中の陵南西北は凡て田地なり、此の二つの御墓は、八幡山と連て、遠目には、其の尾崎の如見ゆれど、其處に到りぬれば、別に離れたり、）今一つは。此の二の陵より十四五町隔て。五臺村の內にて。谷間の如き處の。やゝ打ち晴れたる田の中に。少けき岡のある是れなり。此れを川合陵と云ふ。上なる二陵は。山の巓なる。御體を葬めつらむと所思き處に。小祠の建ちたるを。此處なるは。昔是の陵崩ける時に遷せる由にて。今は二十間許り隔りて小祠は立ちたり。（今社人の說に、中陵は、天照大神、端陵は、忍穗耳尊、栲幡千々姬命、川合陵は、瓊々杵尊に坐と云ふなれど、此はカアヒと云へる小名の、可愛の字音に似たるを以て、生さかしらなる祝部らの、云ひ出でたる說と聞えて、取るに足らず）さて此の三つの中に。一つは瓊々杵尊の御陵とも云ふべけれど。古への御々代々の山陵の。大和國なるを併せ考ふるに。何も圓に大きなる岳とぞ聞えたる。抑瓊々杵尊はしも。大八島國知ろし看る。本つ御祖と御坐ば。其の崩御る時は必ず天上より御吊ひの大御使なども有りけむとさへ。推量奉らるゝ事なるに。上に記せる三陵の。大和國なる諸陵に競ては。甚小を思ふに。此は倶に決めて。瓊々杵尊の御陵には非ず。（然は云へ、此の三陵も、尊き神等の御墓なる事は疑なき物なり、其の端陵と云ふ處、往し文化二三年の事なりとか、松の大木の倒れて、根なる土を持ち起せる

に、底に大きなる石搆への狀現しかば、人々甚畏みて速に本の如埋め置きしと、其の時見たりし人の語りき。)其眞の御陵は。上に云へる八幡山なるべし。然るは。此の山實に圓に大きく。尋常ならず。靈異して。打巡りて熟見るに。傍なる山にも連ずて。自然に成る山の形に非ず。神世の神等の。異なる御力もて。築立給ひし山なる事。決く推知るゝなり。四方は今大かた田地にて。前には小川流れたり、然らば大御體を葬奉りし處は。何處ならむと云ふに。山の巓なる。謂ゆる新田宮の鎭坐地か。又御社の背に。堆地のある。其處などにや。猶熟探べきなり。此の山を龜山と云ひて。山の形の。龜に似たりと云ふなるは。蓋元は神山なるを。龜山と誂りしより。如此云へるには非ざるか。(初め御社は、山の腰に在りけるを、今の地に遷し奉れるは、五百年餘になりぬ、と云ひ傳へたり。)さて和名抄に薩摩國高城郡ありて。今も此の邊高城郡なり。其は若くは此の御陵より出でし名には非るか。美佐邪紀。於久都紀比登紀。等。人の墓所を。紀と云ひし事と聞ゆれば。此地なる山陵の。最大なるより。地の名にも負ひつらむか。と思はるゝなり。(又此れに就きて考ふるに、彼の中陵、端陵の、中と云ひ端と云ふも、八幡山を傍へにしたる名なれば、此の山を加て、是れを三陵と云ふべく、川合の御陵は、上に云へる如く、やゝ離たる處の、然も谷間の如き處にて、餘の二陵とも似つかねば、此は八幡山の御陵なる事をば傳へ失ひて、後に昔より三の陵ちふ傳への有るが故に、當昔川合なる處、何ぞ由も有りけむを、生じひに、其の三つの數に取り合せたるにも有らむか、又俗に高城千臺など云ふ名に就きて、瓊々杵尊の昔此の地に千ぢの臺を築き、高城を搆へて、宮敷坐しに依て此名有るなり、其の高城の墟、即ち八幡山なり、等云ふなるは、能く古への狀を思はず、文字に就きて、作り出でたる誣說なり、(さて此の新田御社。今薩摩國にては。最も大きなる御搆へなるを。延喜式にも見えず。御々世々の御紀にも。御位階など依し給へる事も見えねば。舊は御社は無かりしにや。諸神記てふ書に。新田宮。始不レ營二廟殿一云々。といひ。吾が國人の傳

へ藏る古年代記に。陽成天皇。元慶六年。薩州新田宮建立等云へるは。覺束なき說ながら。然る傳へ說も有りけるにや。上つ代の御陵。何も御社の有りし趣には非れば。古く御社の事の見えぬぞ。中々に御陵ならむ徵とや云ふべき。（皇帝記と云ふ物に、伏見院、正應三年、庚寅、薩州八幡新田宮、於高麗橋、有舞樂、棧敷五十三軒、見物人三萬、云々、と有る由物に見えたり、此れ信ならば、其の頃は、既に御社も有りて、太じき御繁昌にぞ有りける）さて此御社の初は瓊々杵尊を齋祀り後に八幡の大神を會祭けむ事は。云はまくも更なるを。何の頃よりか。九州五所八幡宮。と云ふ號初まりて。此の宮も其の一つなり。（神祇拾遺と云ふ物に、後栢原天皇の大永年中に、此五社を一つに總て、山城國小山庄に祀り給ひき、今東京極之北、五所八幡宮ある、其れなりと見えたれば、今は八幡大神の方に取りても、やごと無き列の御社になむ有りける、○篤胤云、山城五所八幡宮の事は、雍州府志に委く見えたり、○玄道云、五所とは、右の神祇拾遺に、筑前大分宮、肥前千栗宮、肥後藤崎宮、薩摩新田宮、大隅正八幡、件の五社、皆外國なれば、參詣も便りあしとて、後柏原院御宇、大永七年、山城小山庄に遷さる、と見え、又山城名勝志に、坐京極鞍馬口北一說、此社室町殿鎭守也、時人號御所八幡室町殿荒廢後、被遷此地、と云へり、此の宮の事實どもは、玄道別に委く記し奉れる物あり）然るを。大らかなる古への俗として。殊更に記し留たる物もなく。許多の御代を經る隨に。遂に紛はしき說の出で來て。今の日向國內にて。其處にあり。彼處に在り等と云ふめるは。悉信られぬ說等なり。固より神世の三御代の事跡の見えたるは。總て今大隅薩摩なる處にし有れば。其の陵も必ず是れの國方に在るべき理なるをや。但し當時の有趣。まづ高千穗峰に天降坐しより。直に國覓とほりて。笠沙御前に到り坐しゝ趣きなれば。同じ國內ながら。笠沙御前より。八幡山までは。直徑七八里も隔りたれば。少如何とも云ふべけれど。何ぞ由有りて。此には葬め奉りしか。或るは此の水引の邊。甚よく打ち晴て。山川のた

たずまひなど。總て甚麗く愛たきが上に。古く宮古と云ふ地の名も聞え。今も宮里と云ふ村も有れば。彼の笠沙御前に。大坐まし、後に。移り行幸しゝ。宮敷き坐しにも有らむかし。」と云へり。(是の三陵志と云ふ書は、大河平眞柱「此人后に後醍院家を嗣げり」と云ふ人の、近く文政の年頃に、記せる物と聞えたるが、三陵と云へは、必ず穗々手見命、葺不合命の御陵をも、考へたらむを予が見しは、唯是の一の陵の考へのみなるぞ、甚惜きや、但し此の説の中にも、己が心に宜しからず、思ふ事は少か取らざる事もあり)篤胤今此の説を按に。此は前に師の引れたる説の有るが上に。尙精考へたる説にて。甚も愛たきに就きて。己が思ふ旨をも書き加へむに。先づ可愛叉埃等書きたるは假字にて。江の意なるが。其の川傍五六里の地を。群鄕の名にも非で。廣く云へる名と見たるは。然る事なり。其は神代紀に素盞嗚尊下到於安藝國可愛之川上也。とあるは。出雲國意宇(今は能義)郡安來鄕にて。旣く上(第六十五段)に見えしが如く。叉神武天皇紀に。至安藝國居于

埃宮と有る處に今は三好川とも。可部川とも云ふ。即ち安藝郡にて。埃宮の舊趾に社あり。神武天皇を祀り。社邊の川を埃湊と云ひ。同郡に可愛淵と云ふも有り。叉廣島より西に。川合川と云ふあり。川合は。可愛の字音の訛りにて。是れぞ可愛之川なるとも云へり。○玄道云、國花万葉記に、同國埃之宮、安藝郡に在り、神武天皇御征伐の御時の、皇居の所と云ひ、秦山集にも、同郡有神武舊都、自一條至八條以分配八職、凡物八而備、此神世之法也、秋長夜話には、或は曰、府中多家神社その趾と云ふ、さも有るべしと記せり)是れも國こそ異なれ。其の川傍の地を埃と云ひし例なり。然れば薩摩國なる埃も。同じ義にて。共に江の意なる事。三陵志に論へるが如し。かくて。師の引かれたる三陵考には。謂ゆる中陵を御陵と爲たるを。三陵志に。そを否として。直にその八幡山を御陵と定めたる。是れも決めて然るべし。(其は己れ未だ其の地は見ざれど、初めて天降坐りし大御祖と坐す、天皇命の御陵の、明ならず聞ゆるが、慨きに堪へず、其の國人等分

我に物問ふ人の數あるが、來通ふ毎に探つゝ、其の地のたゝずまひをも圖さしめて、居ながらにも、三陵志の說の正しき事を知りたればなり。）さて其の三陵志に。諸神記てふ書に。新田宮。初不營廟殿云々。とある由しなれど。其は甚く寫し誤れる本なり。然るは己が藏たる古本の諸神記。八幡宮の五社別宮と云へる條に。新田宮者。雖降日向國不營神宮遷於薩摩國鎭座龜山。と見え。又筥崎宮の下に。新田宮御神體同于筥崎宮雖降日向國不營神宮鎭座薩摩國龜山と有ばなり。（又同書の、諸社根元記と題せる異本に、筥崎宮の下に、薩摩國新田宮神體同前、雖降日向國不營神宮、鎭座薩摩國、と出でて、五所別宮の處の文は、諸神記の文と、一字も違はず。又二十二社注式の異本に、薩摩國新田宮神體、同于筥崎、雖降日向國不營神宮、鎭座薩摩國龜山、と有り、〇玄道云、諸社本懷にも、右に同じ文を載せたり、又此の宮の緣起にも、天孫瓊々杵尊、最初降來之時、見鹽土翁而攝城壁雉堞、起高城千臺之處也、また新田、舊地名也、山者一而包龜形勢、因稱神龜山、西有山陵、と云へり。）是の諸神記と云ふ書。吉田卜部家にて古說を拾ひつゝ。次々に記遺る物と見ゆるが中にも。此の新田宮の文は。古傳の甚正しき說にぞ有りける。其は此の宮の神體を。筥崎宮に同じと云へるは。例の故實知らぬ彼の家の說にこそ有れ。其文に依りて攷るに。雖降日向國云々。と云ふ語は筥崎宮に坐す。八幡三柱神の御事としては都に叶はず。新田宮は本より。邇々藝命におはし坐る故に。かゝる古說の有りしなり。（新田宮の、邇々藝命に坐すと云ふ事は、古き物に見えたる事なく、唯橘三喜と云ひし人の、一宮巡詣記と云ふ物に、延寶三年、十月十二日、鹿兒島を出でて、十三日に、千臺の新田八幡に詣でぬ、此の社は、瓊々杵尊な埃の陵あり、後に古木茂り、前に丸き小池あり、外に陵二つあり、皆石を疊み、井垣して有り、山に榊多し、と記せるが有るのみにて、是れより古き物に見えねば、右の三陵志のみ見てば、國人の强說さする倫も有るべきを、諸神記の文に依りてぞ、其の說の正しき事も知られ

ける、○玄道云、地理纂考に、此の御社の事を委く考證して、新田は、和名抄に、云々、今水引郷に隷り、正殿瓊々杵尊、東殿天照大御神、西殿栲幡千々姫云々、四所神社、奉祀彦火々出見尊、豊玉姫命、鵜葺草葺不合尊、玉依姫命、廿四所神社、天孫降臨の時、陪從の、五伴緒神、及び八百萬神々の主領たる諸神なり、寶治元年、十一月、新田宮神人等訴狀に、當社者、百歳之昔、忝有五體王面、日向國天降之時、前行給、云々、武内神社、彦太忍之信命、」荒神社、素盞嗚命、」以上可愛山の絶頂にあり、諸神記に云々、龜山は即可愛山の一名なり、俗に八幡山とも云ふ按るに、當社は始め此の山の半腹に鎭坐有りしを、承安三年、炎上の後、山上に遷坐有りし由、新田宮文書に詳にして、諸神記と符合せり、山の高サ六十間餘、周廻一里餘にて、石階を登る事三百九十餘級なり、古松老杉の間より、四方の遠山を望み、近く川内川を見放て、勝景他に殊なり、又山の形狀圓くして、實に藏女に似たり、故に龜山とも云ふ、又往古當社の壯大なりし由は、皇帝記に云々、又新田宮、嘉應二年、二月廿二日の文書に、新田宮注進、神輿唐鞍、神王駕輿丁等御裝束也、寸法等の事と有りて、御唐鞍伍口、志於手、鹿皮切付、鹿皮鐙鐵、鞦色革轡馬形、鐵手綱腹帶、「圓緒」瓔珠義面云々、已上準千四百卌六匹、と見え、永仁四年、三月十四日の文書に、新田宮造、營損色並、加勘定注進功程、綸旨に、御殿一宇、三間四面、「檜皮葺」、云々、同廊四十九間内、「組一間分」、云々、都合六千四百、五十四貫七百七十文、「此の錢今にしては、僅なれど、當時の六千餘貫は、今の十倍にも當りぬべし」、此外御神寶、遷宮用途、竝舖貨、人食料、番匠祿物等、不存知分間之間、不注之、有大略注進如件、建治元年、六月、修理職大工、散位山上守弘、と見え、又後醍醐天皇元亨四年、五月、神人等訴狀に、當宮日向國、天降高千穗槵觸之峰御事、天下始也、云々、然者、國司每初任、先遂奉幣於當宮、令進當宮御神拜用途之後、被執行國務之條先例也、とも有り、是等を以て、古の壯大嚴重なりしを思ふべし、さるを亂世久しく續きて、宮殿毀れたりと雖、更に

造營の餘力無かりしを、慶長年中、島津義弘、同家久征韓の役に、勝利の祈願成就の報應として、一宇も殘さず、古へを摸し、壯嚴美麗を盡して、再興せり、抑も當社は、往古可愛山の半腹に、鎮座有りしを、承安三年、炎上有りて、其の後山上に遷坐有りしなり、新田宮緣起に、當宮者、原在山半腹、云々、丁承安三年、正殿以下門廊等炎上、乃營殿于山頂、且以可奉移山頂乎否事、歷奏聞、則安元二年、下被可之宣旨、於是始新建正殿于山上、と有れども、安元二年は誤りにて、其より後なり、其は新田宮文書、深草天皇建長八年四月、神人執印、惟宗友成等連署に、請特且任先規、且依傍例、奏聞公家、申賜官旨、被造替當宮正殿以下、神殿門廊等子細狀に、抑先度造宮之地、爲御山麓之間、任所々例、可奉移山頂否之由、被奏聞之日、可奉造山頂之由、被下占形畢、去承安年中、件正殿以下門廊等、不慮之外、炎上之條、相叶御占、冥慮令然歟、然而于今、不被遂其節之事、斯神官尫弱、

而早聽不達故也、悲哉、祠官等瞻陵岳之嚴、雖勤式日神事、視神殿之廢、欲復往古之基跡云云、望請裁斷、且任先規、且依傍例、不嫌國中庄公郡郷、平均支配不日可被造替之由、經奏聞、賜宣旨、早速被遂其節者、將増御神之威光、彌仰敬神之皇化、奉祈無疆之寶祚矣、仍爲公爲私不可不奏之、故粗勒(申)狀、言上如件、又龜山天皇文永五年正月、神官等訴狀に、承安三年、件正殿以下、門廊等、不慮外炎上畢、同四年、急可造畢之由、依被下日時勘文、適當宮根本造立之地、爲御山麓、任所々例、可奉移山上否事、經奏聞之日、可奉造山頂之旨、安元二年之占形嚴重也、然而于今不遂其節云々、伏見天皇、永仁七年三月、神人執印、惟宗重友等八人連署狀に、欲早經御奏聞、被寄附料所於社家、調進神輿以下、御神寶等、被遂行遷宮、後可造畢末作寺等由、被仰下子細事、云云、爰承安回祿之以後、不日可造營之由、度々雖被仰下、或任者乍申領承、不終其功、空馳過一任、或任者申子細、不遂造營、國務非重代

之間、自然令遷替、未終其功之間、連々奇瑞惟多、仍造營事、爲異國御祈禱、綷起自叡慮、重々被御沙汰、爲國衙之沙汰、可被造營之由、可被仰下之處、國司依被申子細、被寄附料所於社家之間、正殿四所社、武内以下數字、造營猶未作寺社在之然而假殿朽損之上、適正殿武内以下、乍造營之、不及遷宮、送季序之條、云神慮、云公平、旁以有其恐、任宮崎宮之例、先被遂行御遷宮、於未作分者、被延料所季限、可有其沙汰歟之由、就言上、爲左少辨于時藏人大進奉行、永仁二年、十月廿四日、猶被相延季限者、被差下官使、就注申、可被定下之由、被仰下之間、官使下向事、旅粮以下、社家無力雖爲難澁事、申子細者可被相貽御不審之間、愁就申領掌、被下宣旨、依被差遣官使國房等、云造營幷未作分、云社家收納料所季貢、使等、注進之、仍官務被執奏之間、未作寺社、損色功程事、重又被仰官使、被召至要所勘注狀畢、云々、と有りて、此の後新田宮文書の中に、造營及び遷宮等の事見えざれば、山上に遷座有りしは、永仁七年より、八九年の間なりけむ、承安三年炎上より、永仁七八年までは、百三十餘年の後なれば、其の間遷座甚年を經しが如くなれば、霧島神社の、彼の山燃に屢炎上有りて假殿に御坐し事、二百餘年、或は三百年を歷て、宮殿造營有りしに比すれば、速なりと云ふべし、偖當社は、古老の傳説に、始可愛山より北の方十町許、川内河の向ひなる隈之城宮里村に鎭坐有りし由云へり、隈之城鄕菱刈某家藏舊記に、宮里村高頭千百石餘、此の村往古八幡宮居之地にして、其の跡に若宮八幡之小社あり、城之下屋敷、櫃之上屋敷、右農家屋敷二箇所は、往古宮居之有し時、祭具其外諸道具の納りし所と云ひ傳へ、上枡屋敷、下枡屋敷二箇所は、往古宮居の頃、神領枡取兩人にて、上十五日は上枡取、下十五日は、下枡取より、取り納めを量り、其の居住の地跡と云ふとあり、又上古此の地に、新田宮鎭坐有りし時は、今權執印氏が先祖、宮里村に住して、神事を主り、氏をも宮里と云ひしとぞ、又何の頃、何人の記せるにか知らざれど、陽

成天皇、元慶六年、薩州新田宮建立、と記したる古記あり、又土御門天皇の建仁元久の頃の古文書に、寺社政所、下新田宮所司神官等、參箇條、可早任先例、牒送國衙、企出廳、令勘合當宮例名常見浮免田百五十餘町事、右件御名田、如例文者、御建立以來、三百餘年之間、天長地久御願、爲講經供田、立用免無相違御名田也、而今任用、各爲貪利潤、寄事於有國威、背先例、不勘合之條、尤有神慮恐之事歟、早附任用廳官、任先例、可勘合、若有遁避者、可急言上、爲經奏聞也、云々、とあり、此の御建立以來、三百餘年と有るを以て、彼の元慶六年より數ふるに、建仁元年まで、三百二十年なり、されば文書に、御建立以來、三百餘年とあるは、山上に遷御有りしより、此の方の年數にて、宮里村より可愛山の半腹に遷座有りしは、其の以前なる事論なし、是を以て按へば、山上は始め山陵のみにて、宮殿は無かりし事、諸神記に、鎭坐薩摩國龜山、と有るに符合せり、」と記せり玄道按ふに經俊卿記に云、寶治元年、十二月卅日、晴先參殿下、云々、

又八幡宮寺申、新田宮申、神王面事、先內々可尋准據例於官外記、又葉黃記、同二年、閏十二月六日の條に、新田宮神王面事、可返本社間事、於直廬有議定、と有り、此れ上に見えたる、寶治元年文書、及玄道が現に見たる、建長元年八月文書に謂ゆる、五體神王面の事なるべし、さて五體神王とは、權執印、元享三年、八月文書に、御部神御曾木、王撿挍五人、一天兒屋根神、御曾木、云々、二太玉命同云々、三天鈿女命同云々、四石凝姥命云々、五玉屋命云々、とあり、此の五部神等の御靈代と聞えたり、吉田家記に、承應四乙未年、三月二日丁亥薩摩國川內、新田八幡宮祀場、當分者七里方之由、川向限隈之城、於爲氏子者祀場慇儀尤也、非氏子者、可無其法水引中鄕高城三个所、於氏子者三个所可有祀場懸儀など云事も見ゆ、」抑天津日高彥穗邇々藝命、御天降の初めは、まづ今の日向國臼杵郡なる、高千穗峰に著賜へるが、其よりして、今の大隅國贈唹郡なる、高千穗曾褒里山に移り幸し、頓丘より國覓となりて、吾田郡なる笠狹の御碕に、宮

敷き坐せる事の趣きは。既に注せる如くなるを。右の古說に。雖降日向國。不營神宮遷於薩摩國とは云へるなり。(御天降の當昔、まづ日向なる高千穂の峯に著して、其より薩摩國の高千穂峯に移り幸せりと云ふ事は、もと師の考へなるを、猶己が考をも添へて、第百三十八段の徵と傳とに、委く記せるを見べし、○玄道云、此は既く上第百三十八段、第百三十九段に見えたるにて、論なきに似たれど、古道大意には、此の御天降の故事を說き出て、此の山を今は霧山とも、霧島山とも云ひて、西の峯は大隅國贈唹郡、東の峯は日向國諸縣郡にて、此の山の不思議なる事ども多く、其の中に今も神代の由緣に由りて、自然生の稻の生ると申し、又時として、霧の深く立つ事が有りと、云々まで、稻穗もて、此を拂ふ事と記されしに依りて案へば、後にはかく、先づ此の山に天降りつかし〻事と、思ひ定め坐したりげに、聞ゆるに驚かされて、余先に高千穂越狙考と云ふ物を記し事あり、後に彼の國人の地理纂考を見れば、大かた同趣きにて、古事記の文に、錯亂有りと云るは、甚信なる說なれど、事長ければ、此には擧す、また新撰龜相記なる、天神降給國土本辭に、皇御孫命、離天石座押分天八重雲降坐筑紫日向高千穂岑下津磐根、宮柱太尻立、高天原千峯高知而坐也、とも有るにて、益明白なり、尙第百六十三段に纂考を引ける條をも合せ考ふべし、)さて此の古說に 笠狹の御碕に。宮敷き坐せる傳へは漏れど。古事記。神代紀に。其の趣き見えたれば。實にも二陵志に云ふ如く。後に高城郡なる。八幡山の域に。宮所を遷賜へるが。其の傳へ二典に漏れたるを。古風土記等の逸文にや有りけむ。鎭座高城山。と云ふ事の適に此の諸神記に殘れるは。此の書のこよなき賜物なりけり。(此の諸神記、其の卷末に、例の卜家風に、神祇長上卜部朝臣從二位と署し、弘治二年、書寫の奧書も有れど、何人の記と云ふ事詳ならず、中に彼の兼倶が說をも擧げたれば、其の裔なる人の記せる物なれど、右の文等は此の家の人の杜撰などに、思ひ寄るべき事には非ず○玄道云、師說はかくあれど、地誌備考に、國司原、在水引鄕境內一目 高城管領之員

古、薩摩之國府、而此地即國司官舍之遺跡也、地形高廣、平坦斗絶、今呼曰屋形原、在地頭館午方卅町許、云々、此地即其官舍之遺址、又隣邑東鄕、有國司城、及司野、水引邑、有元明帝敕願所泰平寺、聖武帝國分寺、村上帝天満宮、蓋自是亙彼、係國府之方域、而足採薩摩都府之證也、」神龜山周廻、雖一里余、高低斷續、非容廣廈千臺處也、由是觀之、皇孫所居之正殿高城宮、蓋又在此地、再念其官以高城命之者、蓋指高處、萬葉集曰、見吉野之、高城乃山爾、白雲者、行憚而、棚引見、是也故余釀生說曰當邑妹脊城一郭、今猶有高城、其地高廣可客廈屋數軒、疑此地即皇孫所居歟、と云へる棄難き說あり、）然れば。邇邇藝命崩御して。即其の大坐ませる宮の邊に。御陵を造りて葬め奉れるが。謂ゆる埃山龜山にて。後に其の前に宮を造りて。新田宮と申せるを。復後に八幡神を。別殿に副祀り其れより。して八幡宮とも申し。其の山を八幡山とも稱るなるべし。（和名抄に、薩摩國高城郡に、新多鄕あり、新田と云ふ宮の號、必ず是より起りけむ、○玄道云、同

抄に、陸奥國新田郡は、邇比太と有りて、其の他の國々なる新座、新治、新居、新野、新屋、なども、皆爾比と訓めり、然るを、上野國新田郡、爾布太、越中國、新川郡も爾布加波と有れど、萬葉集十六卷に、乎爾比多夜麻、十八卷に、爾比可波と詠みたれば、此れも古くは爾比と訓みしなめり、世に爾布ちふを、古訓と思ふ人も有れば、因にかくなむ、）然るを諸陵式に。日向埃山陵と出でたる。日向は。古記の儘に載れし事論ひなく。又廟陵記に。今薩摩國頴娃郡。と云へるは。地の名の相似たると。新田宮の事を。知らざる故の誤りなるを。師又上の古說を。思ひ落されし故に。頓に廟陵記の言に依りて高城郡と。頴娃郡と接すは。高城郡に在りてふ說も。信られぬ趣に論はれたり。然れど此は猶。考への麤かりしなりけり。（彼の國の圖を見るに、頴娃郡は、南の端、開聞岳のある域にて、北へ次に河邊郡、次に阿多郡、こは笠狹の御前ある域なり、次に日置郡、次に薩摩郡、こは大郡にて、次に高城郡なるが、皆西の海邊にて、新田宮の地より、頴

娃郡まで、間に五つ郡を挾みて直徑大凡二十里餘りは有るべし、扨又此の宮より東へ凡そ六七里放りて、大隅國曾於郡に、高千穗山あり、其れよりやゝ西北桑原郡に、穗々手見命の宮趾在りとぞ、此の事は、第百六十三段の傳に云ふべし、○玄道云、地理纂考に、新田宮は、往古可愛山の半腹に鎭坐有りて、山上は御陵のみなりければ、更に惑ふ事無りけむを、御陵の上に神社を遷されしより後、さまざま異說も出で來しなり、眞の御陵所は、今の社地なる證を擧げむに、新田宮藏、寳治元年文書に、「玄道曰、此は上に擧げたる、日向國天降之時、云々の文の次なり、」薩摩國新田宮、所司神官等、重解申、云々、薩摩國、遷御之後者、龜山之峰本、「一字分明ならず、されど、葬或は藏崇の字なる事疑なし、」神御體、以此社、爲新田宮、云々、龜山峰とは、可愛山の絕頂にして、神御神體、云々は、此の所に玉體を葬り奉りし事知るべし、又建長八年、四月、神人執印、惟宗友成等、七人連署に云々、右謹撿舊貫、天孫瓊瓊杵尊、圓寂砌、可愛陵、高城千臺宮者、今新田宮是也、云々、抑先度造宮之地、爲御山麓之間任所々例、可奉移山頂否之由、被奏聞之日可奉造山頂之由、被下占形畢、而去承安年中、作正殿以下、門廊等、不慮之外、炎上之條、相叶御卜、寔慮令然歟、云々、此の御山と有るは、即ち御陵の事にて、麓とは、始め鎭座在りし山の半腹を云へるなり、又文永五年、神官等訴狀に、天孫瓊々杵尊、圓寂之砌、可愛陵高城千臺宮者、今新田宮也、云々、承安三年、作正殿以下、門廊等、不慮外、炎上畢、又同四年、云々、急可造畢之由、依被下日時勘文、適當宮根本造宮之地、爲御山麓、任所々例、可奉移山頂否事、經奏聞之日、可奉造山頂之旨、安元二年之占形嚴重也、永仁七年訴狀に、當宮者、吾朝開闢之當初、地神三代、瓊々杵尊尊靈、日域無雙宗廟也、高城千臺、可愛陵、號新田宮、云々、又元亨四年、五月文書に、當宮者、云々、瓊々杵尊之崇廟也、號是可愛陵、云々、是等の類ひ擧ぐるに遑あらず、是れにて瓊々杵尊の御陵は、今の新田宮なる事を更に疑ふべからず、「爰に擧げたる文書ども、何

れも寳治より此方の文獻にて、神代の徵とするに足らず、と云はむも有るべけれど、此は神人等が私說にあらず、古傳の儘を記し傳へたるなれば、最證とすべし、」と云へり玄道按ふに、建長八年、及弘安六年、元弘三年解文にも、從天照「三字元弘のには地神と作」第三代靈神、爲日域無雙之宗廟、と云ひ正應二年文書に、當神者、天下剖判之始、乾坤造化之砌、地神三代靈廟也、天下起于此神、日本紀曰、此尊者、立國之神聖、創業之天祖也、とも見ゆ、さて此の文書等も、明治十年、麑島城の兵燹に燒け失せて、僅に二三卷を遺せるは、甚惜き事なりけり、」又地理纂考に、國柱曰、嘗て京師吉田家に聞けり、凡先皇山陵有りて、又其の神靈を祭るには、必ず山陵の別處に於て、神廟を營るゝ事にて、山陵の上に神廟を建るは絕えて無き例式なり、と云へり、されど建長八年、文永五年の文書にも、任所々例可奉移天頂否と有るに依れば、吉田家の說は信難くなむ、誠や嘉永三年、當社改造に就きて、宮殿拜殿、其の外諸所解き毀ちけるに、寳殿の下なる中央に、周圍二丈餘、高さ三尺許り上を堅く築き立てたるが、化石の如くなるを、聊堀り見しに、大きなる磐石數片を以て覆へりとぞ此の所玉體を葬奉りし處なるべし、寳殿竪三間、橫五間許りにて、其の下の土地、凡て切り石を以て疊たるが、中央は高くして、四方斜なり、云はむも更なれど、當社は往古朝廷にも、太く御尊崇有りて、京に神靈を移し給ひ、筑紫五所八幡の中の一社に坐せり、「五所を訛り、、今御所とす、」八幡と有るは如何なれど、然云へるも古き世よりの事にて、當社の記錄にも、凡て八幡新田宮と有り、又社傳に、可愛山を、瓊々杵尊の皇居なりし由云へり、是れに就きて熟々按ふるに、始め高千穗宮に御坐しまして、次に笠狹碕に遷り給ひ、彼所にて神去坐さむには、御陵の在り所の遠ければ、笠狹碕より、又此所に遷都ありけむ、笠狹岬より水引までは、廿里に近し、水引の隣なる高城、及び宮里等の名も、大宮に由有れば、宮里などや大宮なりけむ、其の跡慥には傳はらず、「水引は、和名鈔に、高城郡新多と見え、又新田宮、神官執印の某の藏書

に、慶長十七年、子六月、薩州高城郡新田村、名寄帳に、川上左京亮とあり、」寶治元年、十一月の文書に、薩摩國遷御後、云々と有るも、遷都の事と聞えたり、と說り、又川合陵及中陵、端陵などの所在等をも、委く記して、是等は倍從の神々の墳墓なるべし、とも說り、さて上代の大宮は、必ず一所に限らずて、二三も有りつらむと所思る考へも有りて、下第百六十三段の傳にも略云へる如くなれば、今此れを必ずしも、遷都とも定め難し、」○故是佐久夜毘賣命者。坐駿河國福慈岳淺間社也。駿河國の事は。志賀高穴穗宮の御卷に云ふべし。(珠流河國造の條を見るべし、」さて福慈岳は。即ち富士山なり。和名抄郡郷部に。富士は浮志とあり。諸書に。又不盡。布士。不自富岻等。尙色々に書けるは。福慈の省言なり。抑福慈と書ける字は。常陸風土記に所見たるが。此は富久士とも。布久士とも讀むべくおぼゆ。其は既に出でたる。氏の伊福部を。五百木部とも稱ひ。御吹玉を。御富伎玉とも云ふを思ふに。此の山の名は。もと富久士なりしを。布久士と云ひ。省て富士と云へりと通ればなり。(前には福は、布の假字にも用ふべき字なれば、福慈を乃ちフジと讀むべく思へれど、後に熟く思へば、こは必ずホクジと讀むべく書たるなり、」○玄道云、或る人も、富は、古事記に、意富岐美、又意富祁命、淤富美夜、又富良富良等、皆保の假字に、用ひられたり、と云へりき、」然ちば。富久士とは。何なる意ならむと云ふに。富は穗なり。久士は。彼の高千穗之。久士布流峰の久士と同く。奇の義にて。此の山の卓て高く。天進て。穗の如く。奇靈に立ちたる義なるべく。其の郡の名を富士と云ふは。此山の立ちたる故の名なるべし。(下に引く、都良香朝臣の富士山記に、古老傳云、山名富士、取郡名也と有るは、本末を違へし說なり、山の形を、伊勢物語、今昔物語等に、しほじりの樣、と云へるを、伊勢物語の塗籠本には、大がさのやうと云ひ、爲家卿筆の本には、なかばは、しほりの山となむ云ひける、とて、共に常の本なるなりは、しほじりのやうになむ有りける、と云へる文なし、天野信景が說

に、海濱に遊びて、鹽竈の煙を見しに、海民鹽を燒に、爐の邊に砂を集めて堆をなし、畦をなす、潮水來て、砂畦をひたす、日々にかくして、山の樣を作り、日にさらす、此を鹽尻と云ふ、實に富士の形に似たり、と云へり、別に人々の說も有れど、余は此の說を然るべくおぼゆ、〇玄道云、北窻瑣談に、鹽尻の狀を說るも、信景が說に大かた同じ趣なり、又或る說に、古今序注にも、此の說有りとも、又東大寺文庫に、古き鹽尻のかた傳へ有りとも、又近江國の三上山を、鹽尻山とも云ひて、其の山の形と、比叡山の大きさを以て、富士を譬へたるなり、とも、又筑波集、下學集等に、此をふせ籠のやうなども云へり、とも、又鹽尻とは、鹽代の意にて、倭國之物實、又富物代等の代ならむとも、說りき、さて取郡名とは、袖中抄、神社考に引ける緣起も同說なれど、皆彼の記の誤りを襲しなめり、さるを釋常庵集に、駿州、富士之鄕國也、置郡者七、富士其一也、蓋由山得名、猶會稽山之在會稽郡金華山之在金華郡耶、と云へるは、師說に符ひていと珍た

し）さて神世の故事に。此の山の名の聞えたるは常陸風土記。筑波郡條に。古老曰。昔神祖尊。巡行諸神之處。到駿河國福慈岳。卒遇日暮。請欲寓宿。此時福慈神答曰。新粟初嘗。家內諱忌。今日之間。冀許不堪。於是神祖尊。恨詈告曰。即汝親。（〇玄道云、此句一字脫しならむ、）何不欲宿。汝所居山。生涯之極。冬夏雪霜。冷寒重襲。人民不登。飲食勿奠者。（神祖尊は、加牟美於夜能美古登と訓み新粟初嘗は和世能爾比那倍志兵と訓み・家內諱忌は、夜奴知毛能以美勢理と訓むべし、萬葉十四に、「誰れぞこの屋の戸おそぶる、邇布奈未爾、我が夫をやりて祝ふこの戸を、」と有る歌にて知るべし、其の餘りの文は、全き古訓には讀み難し、其の意を得て漢文の儘にも讀みて在るべし、）更登筑波岳。亦請容止。此時。筑波神答曰。今夜雖新粟嘗。不敢不奉尊旨。爰設飲食。敬拜祇承。於是神祖尊。歡然謌曰。愛乎我胤。巍乎神宮。天地並齊。日月共同。人民集賀。飲食富豐。代々無絕。日々彌榮。千秋萬歲。遊樂不窮者。（雖

新粟嘗は、爾比那倍須禮杼毛、と訓むべし、此の件も、萬葉十四の下總歌に、「にほどりの、葛飾わせを、嘗すとも、其のかなしきを、戸にたてめやも、と詠めるを思ひ合せて知るべし、右二首の意、又新嘗する時に物忌して、外より人の來る事をも忌みたりし事等、第四十二段、新嘗ノ所に、師説を擧げて委く説きたるを見べし、)是以福慈岳常雪不レ得ニ登臨一其筑波岳往集ツ歌舞飲喫。至レ于レ今不レ絶也。と所見たる是れなり。此の傳へに、神祖尊と有るは、大山津見神を、又大山祇御祖命とも申せば、其なるべく。福慈神とは。佐久夜毘賣命ならむと。誰もそらに思ふべき事なれど、熟々に事趣を按るに。是の祖は。例の母をいふ祖にて。女神と聞え、福慈神。はた男神の如思はる。然れば此は。大山祇神。佐久夜毘賣命には非ず。然は云へ。誰の神等ならむと云ふ事。神典に思ひ合すべき神無れば。此は佐久夜毘賣命の未だ此の山に鎭坐ざる前より。此地を宇斯波伎居坐る神なりし故に。福慈神と申し。神祖尊とは。山祇神ならずとも。其の母神にぞ有りけむ。(然れば福慈神と云ふも、實の名には非ず、伊吹山をうしはける神を、伊吹神と云ひ、筑波山に住る神を、筑波神と云ふ類なるが多かれば、其の同じ類と知るべし、○玄道云、師説はかかれど、六人部の某が、猶神祖尊とは、邇々藝命の天降坐して後、其の大后と共に、天翔りつゝ、國巡り賜へる時の事なるべし、と云ひ、又所歷日記に、淺間社に、瓊々杵尊と、開耶姫命を祀ると云へり、此れいと珍き傳どもにて、余も其れに依りて記せる物有れど、處せければ、此には載ず。)然思ふ由は。神名式に。富士郡淺間神社に並て。富知神社と載せられたる社を。當國の神階記。正五位下の所に。福地天神と記し。(從五位上の所には、福地々祇と有り、)此の社今現に。大宮町に在りて。福地權現と云ふ由しなるが。其の淺間大宮の神主。富士氏の家なる古記に。地主福地明神と有る由しなればなり。(但しかく云はゞ、慈と地と假名の違へるに、疑ひをなす人有るべけれど、タチツと、サシスは、相ひ通ふ音にて、萬葉にも、天地を阿米都之、持てを母之弖など云へる類甚

多かるをも思ふべし、式に、伊勢國朝明郡に、布自神社、櫻神社、相近く載せられて、櫻神社は、今も櫻村と云ふに在り、布自神社は、大夫智村と云ふに在りて、今は布自權現と云ふとぞ、又和名抄、甲斐國都留郡に、福地鄕あり、富士に近き邊りなれば、由ある地名なるべし、然て筑波の郡筑波山の事は、今の要となき事なれば、志貴瑞垣宮の御卷、筑簟命の所に云ふを俟べし、○玄道云、東鏡、文治二年、七月十九日の條に、駿河國富士領上政所福地社、奉寄神田、江間四郎沙汰也、又富知の知を、式の古寫本、又大八洲記に引けるに、士と書ければ、誤寫ならむか、さて式なる、出雲國意宇郡、布自奈大穴持神社を、此の山の主神ならむと思ひ寄せたる說は信難し）さて古く、此の山の奇靈なる山を稱たるは。萬葉三の卷山部赤人望不盡山歌に。「天地の。分し時ゆ。神佐備て。高く貴き。駿河なる布士の高嶺を。天原。振放見れば。度日の。陰も隱ろひ。照月の。光も見えず。白雲も。伊去はゞかり。時自久ぞ。雪は落ける。語つぎ。言繼ゆかむ。不盡の高嶺は。（略解に振り放けのふりは、詞さけは遠く仰ぎ見るなり、隱ろひは、かくりを延云ふ、伊去はゞかりの伊は、發語、はゞかりは、雲も此の山を越難にして、滯ると云ふなり、時自久は、非時とも書きて、時ならぬと云ふなり、語りつぎ言ひ繼ぎゆかむは、末の世まで語り繼ぎなむと云ふ事を、あやに重ね云へるなり、と云へるが如し）反歌に。「田兒の浦ゆ。打出て見れば。眞白にぞ。不盡の高嶺に。雪は零ける。」○玄道云田兒浦とは、萬葉集なる東歌に、安豆麻治乃、手兒乃與妣左賀、云々、と詠て、息津の海邊の東方、倉澤かけての大名にて、今の薩埵嶺の山足なる、磯回を傳ひて、倉澤の驛の邊に打ち越えて、即高嶺に直對り、とも云ひ又或る說には、伊豆國ならむ、とも云へり、海若子が、いづにきと云ふ物に、伊豆國那賀郡、田子浦は、彼の駿河の盧原郡なる、田子浦に、海の上さし向ひたる所にて、ふじのねを望み見るには、かしこも、此の浦も、ひとしく妙なるけしきになむ有りけるさて彼の田子浦は、浮島原より、海の方とも云

ひ又薩埵峠の下、倉澤の邊なりとも云ふめり、いにし年、そこにゆきて見しに、けにさなりとも覺えず、昔しの海道は、薩埵坂の山陰にて、磯邊に清見關は有りしぞ、されば波の關守りなど詠りしも、よし有りておぼゆ、そこより東にこぎ出れば、富士は向に見ゆ、此の田子浦なり、とぞ、と見ゆ、）又同じ卷に「奈麻余美の（○深江遠廣云、此冠詞の釋種々有て、先冠辭考には生弓の返と云を、かひに云懸るならむと云、黒川春村が說に、並山之峽なりと云へるは、實地には適ひたるが如くなれども、奈未夜未を奈麻余美と訛るべくも非ず、又或說に、生笑の貝と云る、貝はさる說なれど、笑は假名違へり、又鹿持雅澄は、生美肉之貝にて、よは吉詞吉事などのよにて、肉は作肉、刺肉などともいひ、神武天皇紀御歌に、多智曾麼能未逎那鷄句塢と有り、貝は生の肉を作り身など云物にして食ふが、殊更に味善き物なれば也、と云るは、いと詳しけれども、生善肉と說るは餘りにこちこき心ちす、又丸山氏は、生數の買と係る詞にて、大凡に概算して物を買ふ義と云へり、遠廣案に、此は、或人も云へる如く、鮮好之貝の義には非じか、貝の生鮮を賞美る事は、高橋氏文に、大足彦忍代別天皇、五十三年八月、詔群卿曰、云々、冬十月、到上總國安房浮島宮、爾時磐鹿六獦命、從駕仕奉矣、「此間堅魚の事あり、」云々船過潮潤、渚上居奴、堀出爲爾、得八尺白蛤一貝、云々、爲膾及煮燒、雜造盛天云々、とあるを、書紀には、仍得白蛤、於是膳臣遠祖名磐鹿六雁、以蒲爲手繦、白蛤爲膾而進之、故美六雁臣之功、而賜膳大伴部とあるも、專と蛤膾を賞美給へりし故なり、別に其に習奉るとには有ねど、今の世にも、猶水貝酢貝とて、貝の鮮きを好するは、現人神も、凡人も、古今の人性異ならざるを以て、かくは思よれるなり、さて貝を峽と云係るは冠辭の常なり）甲斐國。打縁る（遠廣云、冠辭考に、實は打滑る滑髮てふ意につゞけしならむと見え、雅澄は、大神景井「谷干城主の父君なり」、說とて、駿河とは、此の國に大河有て、甚疾く水音の四方に動り轟くより、動河國と負けむを、後に須留河の

國と訛つるにやと思るれば、此も打動動河國と疊續けしならむと云へり、又薦河の義かと云れと、ヨスルをユスルと云ひし例は、他に見えねば、尙ヨスルは、河浪の打依と云を、緣語として、其を疊み懸て、スルを即ち薦河のスルに云寄せて、駿河のするごと河と云るに、冠らせたるにぞ有べき、）駿河の國と。こちごちの。國の三中ゆ。出で立てる。不盡の高嶺は。玄道云、或る物に、此の歌を引きて、甲斐駿河二國にのみ跨る徵とし、又玉葉集に、隆辨「めに懸て、いくかに成ぬ、東道や、三國をさかふ、ふじの芝山、」と有るを初め夫木集、光俊朝臣の歌に、「こゝろ高き、かふひするかの、中に出でゝ、四方にみえたる、山は布士の根、又よみ人知らず「布士の山、ひとつある物と、思ひしに、かひにも有りてふ、駿河にもありてふ、と見ゆ、」とも云へり、）天雲。伊去はばかり。飛鳥も翔も上ず。燎火を。雪もて滅。落雪を。火もて消つゝ。言ひも得ず。名も知らに。靈くも。座神かも「長歌撰格に。今本たふとくもたゝす山かも。と云句を脫せり。此句なくては。かけあひがたかれば。今補ひつ。と論へるは如何あらむ。」石花海と。名付て有るも。彼山の。堤る海ぞ。不盡河と。人の渡るも。其山の。水のたぎちぞ。日本の。山跡國の。鎭めとも。座神かも。寶とも。成る山かも。駿河なる。不盡の高峰は。見れど飽ぬかも。（略解ニに云、こちごちは、彼方彼方なり、三中は、眞中なり、座神かもは、即ち此の山を神と云へり、石花海とは、鳴澤の事なり、山上に峰あまた廻りて、今の道一里許の湖あり、故に其の山のつゝめるとは云へり、日本をひのもとゝ讀める事、古くはなし、續後紀の興福寺の僧の長歌に、日本の、野馬臺の國と詠めると、此歌とのみなり、此は枕詞にて、日のもとつ國の倭、と云ふ意なり、と宣長委く論へり、と云へり、然て不盡河と人の渡るも、其の山の、水のたぎちぞ、とは詠めれど、此の河寔は、富士より落つる水に非ず、信濃の八が嶽より落つるとぞ、〇玄道云、皇極天皇三年七月の條にも、此の河の事見え、光行海道記、と世に云ふ物に、富士河を渡りぬ、此の河中にこそ石を流す「音に聞きし、名高き山の、わたりとて、底さ

へ深し、富士川の水、」丙辰記行に、我が國に名を得たる大河は、あまたあれど、殊に富士川は、海道第一の急流なり、など云ひ駿河國志、行嚢抄、千曲眞砂、東海道驛路鈴にも、八嶽より出でて、甲斐に至り、釜なり川、油川、早川等落ち合ひて、大河と成る、と云ひ甲斐國志に、八嶽、西は信濃國諏訪郡、北は佐久郡なり、嶺分れて八つ有り、故に然名づく、と見え、富士川の歌は、躬恒集に、「逢はむとは、思ひ渡れど、ふじ川の終にすまずは、影と見えしを、夫木集に清原深養父、「峰はもえ、麓は氷る、富士川も、我れもうき世を、すみぞ煩ふ、」と有るを始め、甚多かり）反歌に。「不盡嶺に。零おく（一にけると讀めり、）雪は六月の。もちに消ぬれば。其の夜ふりけり。」「布士の嶺を。高み恐み。天雲も。伊去はゞかり。田菜引く物を。（○玄道云。此の一歌は、高橋連蟲麻呂之歌集中出焉、とあり、さるを長歌ともに、彼の連の歌と思ふ人も有るは、心得ぬ事ぞ、）此山を詠める歌。是らより古きは有る事なし。然れど。天地の。分れし時ゆ。神さびでと、云へる如く。

神世より立ちたる事は。云ふも更なり。（和漢合運圖など、舊き年代記の類、又林道春の神社考に引ける、富士縁起などに、孝安天皇九十二年六月富士山涌出、と云ひ或は孝靈天皇の五年に、近江國に水海湛へ、駿河國に富士涌出、と云へる說も有ど、舊き俗說にて取るに足らず、）又漢文に記せる物には。本朝文粹に。都良香朝臣の富士山記に。富士山者。在駿河國。峰如削成。直聳屬天。其高不可測。歷覽史籍所記。未有高於此山者也。其聳峯鬱起。見在天際。臨瞰海中。觀其靈基所盤連。亘數千里間。行旅之人。經歷數日。乃過其下。去之顧望。猶在山下。蓋神仙之所遊萃也。承和年中。從山峰落來珠玉。玉有小孔。是仙簾之貫珠也。（此の文に其高不可測と有れど、諸書に、或は直に立つれば、九十六町と云ひ、或は二十五六町あり、なども云へれど、實は地平より二十二町許りの直徑なりとぞ、○玄道云、新庄道雄が駿河新風土記に、仙簾之貫珠なりや、否は知るべからざれども、今に山の南の麓、富士郡の山野に掘り出だす物あり、其の貌管の如くにて、

小孔あり、色青黄黒淡紅の物あり、自然の物に非ず、神作の物なり、一二粒づゝ拾ひ得たる者、時々あり或る人の話に、茅野の中にて、堀り出せるもの、一所にて、五六合程得たる者有りし、と云ふ事を聞けり、と云へり、又師の翁の玉手繦に引き賜へる、更科日記に、富士川と云ふは、ふーじの山より落ちくる水なり、其の國の人の出でゝ語るやう一年ごろ、物に罷りたりしに、甚暑かりしかば、此の水のつらに休みつゝ見れば、川上の方より、黄なる物流れきて、物に著て留りたるを、みれば、ほぐなり、取り擧げて見れば、黄なる紙に丹して濃美く書れたり、奇くてみれば、來る年なるべき國どもの、ぢもくの事を皆書きて、此の國來年あくべき事も、かきなして、又副て、二人をなしたり、奇しあさましと思ひて、取り擧げて干て收めたりしを、かへる年の司召に、此の文に書れたりし一つも違はず、此の國の守も在りし儘なるを、三月の中になくなりて、又なり替れるも、此側に書き付けられし人なり、かゝる事なむ有りし、來年の司召などは、ことし此の山に、

そこばくの神々集まりて、行ひ給ふなりけり、と見たまへし、めづらかなる事にさふらふ、と語る、と有り、また遠夷物語に、入二木立一二里許、六月中旬、櫻花盛也、此深林中、不時、有二音樂一、或歌舞聲、樵山賤數度聞レ之、若謬拤或歌間近磬或笛聲頻聞、依土人恐レ會二於此一、林中不二高レ聲笑一」また元文の頃、有二行脚僧一、宿二藥王堂一、夜更人靜、而子丑尅許、聞二杉風音一、怪清レ耳內院也、幽響琵琶音也、其餘音絕レ感不レ思流二感淚一傍人熟睡、覺レ之欲二共聞一、若妙音恐レ絕、欽聞レ之半時許、遂絕二清音一也、と有るをも、此に考へ合せて、神仙の遊、萃所なる事を徵すべし）貞觀十七年。十一月五日。吏民仍レ舊致レ祭。日加レ午。天甚美晴。仰二觀山峰一。有二白衣美女二人一。雙二舞山嶺上一。去レ巓一尺餘。土人共見。古老傳云。山名二富士一。取二郡名一也。山上有レ神。名二淺間大神一。（神社考に引きたる、彼の古緣起に、孝安天皇、九十二年、六月、富士山涌出、初雲霞飛來、如二穀聚一、無二險阻一、後頂上五磐石出、其落下跡作二溪壑一、取二郡名一、而曰二富士山一、形似レ合二蓮華一、絕頂八葉、層々到二第八層一、中央有二大窪一、窪底湛二

「〇玄道云、一に滿の字あり、」池水、「〇玄道云、一に色如青藍、味甘酸、治諸病、とあり、」池傍「〇玄道云、一に有の字あり、」小穴、形似初月、穴中或燃、「〇玄道云、一に時に作る、」出黑烟、雨土砂、或白雲、金光映徹、現鬼神形、赤黑色、承和三年季春、垂珠簾、雨玉四方、貞觀五年秋、白衣神女出現、雙立舞遊、時火炎揚、有圓光、即祭之號火御子、云々、とも見え、夫木集に、貞觀十七年、云々と富士の記に書きたる故に、思ひ出でるとて、源光行、「富士の嶺の風にたゞよふ。白雲を、天つ少女の、袖かとぞ見る、」とも有り、〇玄道云、詞林採要抄に引けるも、此の緣起と聞ゆれど、稍異同あり、故に一として注せり、さて圓光云々は、謂ゆる丸合なる、火御子と云ふ石の緣なりと、或る人も云ひ、又皇美麻命の御事ぞと云ふ說も有るは、上の常陸風土記の條に擧げし說に、殊に由有りよく察ふべし、さて道雄が說に、貞觀十七年十一月朔庚辰なれば、五日は甲申にて、今も初申神事とて、淺間宮の神祭りの日なり、昔より此の日を祭り日とする事、久しき事知べし、又友人神田定保の記に、寬政十二庚申年六月、駿東郡、下和田村の民、幾兵衛が娘二人、富士山上に、年の頃十七八の美女二人、立ち居たるを見て、同じ村の義兵衛と云ふ者に告げて、三人同じく是れを見たりと云ふ話を須走村の素山に聞けりと記せりとも云へり、）此山高極雲表。不知幾丈。頂上有平地。廣一許里。其頂中央窪下。體如炊甑。甑底有神池。池中有大石。石體驚奇。宛如蹲虎。亦其甑中。常有氣蒸出。其色純青。窺其甑底。如湯沸騰。（〇玄道云甑は、和名抄に、炊飯器也、和名古之岐、本草云、甑帶灰、和名古之岐和良乃波飛、とあり、一の石の字の脫しを、袖中抄、和歌童蒙抄、詞林採要抄に取りて補つ道雄の說に、昔の友同志の若者と內院に入りし事有しに、十町許にて一面の燒砂にて、今に火有りて炎堪がたし、又二三町行は火はなし、其より十町許り下に、虎蹲りたりと見ゆる石あり、行て見れば小山也、其の下に大川有りと正く語を聞り、虎石神池は此事にやとも云へり、）其在遠望者。常見烟火。亦其頂上。匝池生

レ竹。青紺柔煥。宿雪春夏不レ消。（此の節は、下に擧ぐる富士山志の、九合目、及び頂上の設と合せ考ふべし、昔も今も易らざるなり、甑と云ひ池と云へるは、即ち謂ゆる內院なり、唯だ是の文の中に匝レ池生レ竹と云へる事は、今探ぬるに、思ひ合さるゝ事なしと云へり、○玄道云、澤元愷が遊記に、相傳、初有レ水而竹木蔭蔽、寶永焰發之後水涸、今唯竇、窅而已、と云ひ、東鏡建長三年二月五日條に、當二炎暑之節一者、召二寄富士山之雪一所、爲レ備二珍物一也、彼是以レ无二民庶之煩休一被レ止レ之、善政隨一、といふ事あり、）山腰以下。生二小松一腹以上。無二復生木一（道雄の說に、今金明水、銀明水など云ふ井ある、此の池のなごりにや、又小松とは富士松をいひ、五合以上には石楠と云ふ木あるのみ也、など委く說り、）白沙成レ山其攀登者。止二腹下一。不レ得レ逹レ上。以二白砂流下一也。相傳。昔有二役居士一。得レ登二其頂一。後攀登者。皆點二額於腹下一。有二大泉一。出二腹下一。遂成二大河一。其流寒暑水旱。無レ有二盈縮一。山東脚下。有二小山一。土俗謂二之新山一。本平地也。（此の件は、下に引く富士山志の、八合目より以下、麓に至るまでの有り狀を、合せ考ふべし、役の居士とは、彼の役の直小角を云ふ、居を異本に處ともあり、同じ義なり、點二額於腹下一とは、漢籍三秦記等に見えたる、龍門の事を取られし物から、謂ゆる胸突坂の事か、有二大泉一云々は、山中村の湖の流れて、相模の謂ゆる馬入川となるを云ふにや、猶是の外に、御紀に見えたる、本栖海、剗海の、灰に埋れる殘りの小湖を始め、其の湖くれの水海と云ふが、其の麓にここら有り、さて山東脚下、有二小山一云々と有るは、今何と云ふ山なるか、詳ならず、國圖に依りて攷るに、山中村の湖の東南にある、かご坂と云ふ丘などを云へるにも有るべし、○玄道云、役小角は、靈異記に、賀茂役公氏、今高賀茂朝臣者也、大和國葛木上郡、茅原村人也、とて、伊豆の島に流され、さて晝隨二皇命一居レ嶋而行、夜往二駿河富嶽一而修、と記し、其の賀茂役公なる事は、扶桑略記、一代要記、今昔物語、袖中抄等にも見えて、養老三年七月紀に見えたる賀茂役首石穗、千羽、三千石等、一百六十人、賜二賀茂役君姓一と有、氏

と同姓なるを、そが産土神に坐、はた御祖にも御す、一言主大神を、云々し奉れるなど、古き俗説の聞ゆるは、言立に云ふまでもなき、甚しき妄り言なる事、鈴屋大人も、已く論はれたるが如くにて、玄道も委く辨へ置ける物あり、さて甲斐名勝志、大石村なる、十二嶽役行者堂の條に、相ひ傳ふ小角、此の地より初めて、富士に登山せるとなむ、今に駿河國大宮の神官、此の地に來り、此の里の庄屋按内にて、登山するは其の謂也、と云へり、又木野戸勝隆の説に、或物に、大宮の社人等の此方より上るは、其の故に非ず村山より登れば、村山の三坊に數通の古文書有りて、發心門の山役錢を取りて大宮の社人にても免れず、然るに大宮司等山の管領たる者、山役錢を出すべくも非ず、との爭ひ有りし時、此れをば閣て、凡て此の山石室等にて湯粥を賣る商人は、大石村須走村より登りて、大宮に證狀を出だし、山名主と云ふを立てゝ之を支配す、其の山名主、大石村を始めて三人あり其の石室見廻りの爲と號て、此の村なる名主に案内せさて登る事と成れり、とも云へり、又彼の大泉と有るを道雄は、富士郡猪頭、上井出の二村の邊ならむと云へり、されど勝隆は、大宮なる湧玉池にて、彼の池水の湧き出づる事夥しく、忽に大河と成りて、神田川と稱と云へるならむとぞおぼゆると云へりき、）延暦二十一年。三月。雲霧晦冥。十日而後成山。蓋神造也。とあり。抑々是の山の荒れたる事の紀に見えたるは。光仁天皇紀。天應元年。七月癸亥（六日）の下に。駿河國言。富士山下雨灰。灰之所及。木葉凋萎。と有るを初めにて。日本紀略。延暦十九年。六月癸酉の處に。駿河國言。自去三月十四日。迄四月十八日。富士山巓自燒。晝則烟氣暗瞑。夜則火光照天。其聲如雷。灰下如雨。山下川水皆紅色也。同二十一年。正月乙丑の處に。是日勅。駿河。相模國言。駿河國富士山。晝夜恒燎。砂礫如霰者。求之卜筮。占曰。于疫。宜令兩國加鎭謝。云々五月甲戌の所に。廢相模國足柄路。○玄道云一に關と作り、）開筥荷途。以富士燒。碎石塞道也。など有り。猶下にも云ふべし。（是れ筥根の山道を開る始なり筥根を古くは、筥荷とも云ひし

なり、良香朝臣の文に、延暦二十一年、三月、云云、と記れたるは、此の頃有りし事なるべし、萬葉十一に、吾妹子に、相縁をなみ、駿河なる、不盡の高嶺の、燒つゝか在らむ、○玄道云く、道雄の說に、此の神火は山東の燒たる也、其の時吹き拔たりし跡今に存す、印野の傘穴、駒門村の風穴等是也、と云、さて日本紀略、延暦二十二年、五月丁巳の條に、廢相摸國筥荷路、復足柄舊路、とも云ひ、此山は萬葉集の歌にも多く詠み、吾妻鏡に鎌倉右大臣集、十六夜日記、空華集、東關記行等にも見えて、世に隱れなし、さて海道記に、東の麓に新山といふ山あり、延暦年中に、天神降りて、此れを作ると云ふ、とも見ゆ、道雄の說に、此の新山は、駿東郡須走村より、甲斐國に通ふ道、籠坂の側に、俗に中禪定と云ふ小山是れなり、此の山聊なる山なれど、富士の形に同くて、頂に穴有りとぞ、山の東と云へるに、能く當れる所なり、と云ひ、又謂ゆる葦高山にて頂を鋸山と云ひ、其の東芝山に愛鷹明神の祠あり、山宮と名づく、と或る物に云ひ、東藩日記に、愛鷹、或作

足高宇、俗曰新山、と有れど、國帳には、駿河郡、葦高天神、富士郡、新山天神と出でつれば、いかゞ有らむ、尙能く土人に問ひ訂すべきなり、因に云ふ、日本紀略は、或る人も說る如く、實は本朝帝記にて、藤原敦光朝臣の選なるべく思はるる考へもあり、）○淺間社は。神名式に。駿河國富士郡に。淺間神社。（名神大）とある是れなり。今諦に。大宮町と云ふに。大社にて在り。神主を大宮司と云ひて富士氏を稱る。（當社の北の方に、御手洗川と云ふ有り、兼盛集、駿河に「一になるに作る」富士と云ふ所の池には、色々なる玉なむわくと云ふ、それに臨時の祭りしける日、詠みて歌する、「仕ふべき、數にをとらむ、吾妻「一にあさまとあり、」なる、御手洗川の、底にわく玉、と詠めるは、是れなりとぞ、○玄道云、下學集に、富士者、此山之神女體、と云ひ臥雲日件錄に、日本所謂、三大宮司、蓋嚴島、熱田富士之三所也、富士大宮司先祖、與小笠原為婚姻號小笠原一族耳、實則與富士淺間權現同降自天也、今號富士者、其子孫也、と見ゆ、此與富士

云々は、論ふにも足らぬ謬りなり、今昔物語に、駿河國の富士宮に、神主なる者有りけり、和氣光時とぞ云ける、神社司と、有りとて、僧に値て下馬する事なし、此れ古より彼宮の例なり、とあり、和氣氏なるはめづらし、彼家にては和邇部氏なりと云へりとか、又新勅撰集に、駿河國に、神拜し侍りけるに、富士宮に、詠みて奉りける、平泰時、「ちはやぶる、神代の月の、さえぬれば、みたらし川も、濁らざりけり」、とも見ゆ。）文德天皇紀に。仁壽三年。七月甲午。以駿河國淺間神。預於名神。壬寅。特加駿河國淺間大神從三位。淸和天皇紀に。貞觀元年。正月二十七日甲申。奉授駿河國從三位。淺間神正三位。などあり。（○玄道玄、諸社根元記に、富士、式外、延喜七年五月二日、富士明神從二位、と有り此れに式外と有るは、或る人も云へる如く、非說なり、國內神名帳に、富士郡坐正一位淺間大明神と有りて、正三位淺間第一御子明神と云ふより、第十八御子明神と申すまでを、從三位同第三御子明神、又正五位下、少淺間天神と云ふをも記せり、必其の御子孫の神等に坐すらむを、御名の傳はらぬぞ惜しき。）其の祭神は。一宮記。諸神記を始め。諸書に。木花開耶姬命。と云へるは實然る說なり。（然るを、神社考に、引ける、富士の古緣起を始、諸書に、昔夫婦にて、鷹を愛する翁と、犬を飼る嫗と有りけるが、竹の節中より、奇く女子を得て養ひけるに、甚美麗き少女と成れりき、名を賀久夜姬と云ふ、此の女子後に、富士淺間神となり、翁は愛鷹明神となり、嫗は犬飼明神と成れり、と云へる說有れど、其は前の事識等の辨へたる說等有れば、今更に云はず、但し愛鷹を今はあしたかと云ふて、富士より東南の方、駿東郡に在る山の名なり、又富士郡なる、富士山の西南、甲斐國に通ふ道の北に人穴村と云ふ有りて、謂ゆる富士の人穴あり、此の中にも、淺間祠有りとぞ、是の穴の事は、東鏡、行囊抄、梅花无盡藏、人穴草紙を始め、數の書に見えて、世に普く知れる事なり、（○玄道云、左經記なる、後一條院天皇、寬仁元年、九月、大奉幣使定めの條に、東海道使、蔭子藤原季忠、十二月二日丁卯、神寶、支配事、

云々、驛鈴、東海道、伊勢國多度社、尾張國熱田、駿河國淺間、三十、伊豆國三島、下總國香取、常陸國鹿島、又安藝國伊津岐島社に傳はれる、神主佐伯景弘が仁安三年十一月の解に、駿河國淺間社、守藤原朝臣爲保、募二重任功一造二進神殿舍屋等一、仁安三年五月、と云ふ、宣旨見え、地藏靈驗記に、富士の御岳淺間大〇〇云々、又樓閣高く秀て、朱丹霞に色を交へ、棟梁はるかに聳え、垂木尻の金物雲に輝き、顯密の道場軒を續き、百八十間の廻廊甍を比たり、と云ひ東鏡に建久五年十一月二十七日乙卯、近國一宮、竝國分寺、可レ修二復破壞一之旨、被二仰下一、とも云、又人穴の事を記して古老云、是淺間大〇〇御在所、往昔已降、敢不レ得レ見二其所一、とも見ゆ、梅花无盡藏に、浮島、在二富士西南一、足鷹山前、富士之南、其傍有二人穴細江等一、と云へるは謬なり。（其は既に注せる如く。伊勢の朝熊社を。古も今も。常にあさまの社と云ふを。富士山の淺間をも。阿佐麻と云ふは。朝熊の省語なり。と前に云へる人も有るは實に然る言と通ゆるに。彼の伊豆國に坐す。石長比賣命

をも。淺間神と申せば。此は御兄弟二柱にわたる御稱と聞ゆればなり。（俗には、富士淺間と字音に稱ふを、又後の伊豆なるをも、雲見の淺間と云ひ、又其の雲見山にも、頂上に八葉と云ふ峰有るなども、同じ趣なるに、又伊勢の朝熊山を、常に淺間山と云ひ、信濃國の淺間山なる神をも、石長比賣命とも、木花開耶毘賣命とも云ひ、且其の頂上に、八葉と云ふも有りて恒に燒けて在るなどをも思ひ合すべし、〇玄道云、此の師說、及上なる伊勢の淺熊山に、天上より初めて、木華の天降り坐せりと有るなどに依りて、熟〻案ふに、常陸の國なる、豐香島の宮と云すも、天上より遷したる名なり、と風土記に見え、春日と云ふも、仁德天皇の御世に、糟垣とある故事に由れりと云ふ姓氏錄の古說は有れど、夙く開化天皇の宮の名なれば、師說の如く、鹿棲所の義にやとも聞え、多賀大神、又伊勢高宮も、共に天上なる宮名を遷せるにやとおぼえ、天に坐す笠間の神、とある笠間と、淺間と相似、朝熊と朝倉とも似通ひて、或る人も說如く、朝熊は櫻に由も有れば、蓋し天上

の宮名を、地上にも遷せるにやとさへ思ふは、いかゞ有らむ、）さて彼の朝熊社に。石長比賣命。佐久夜毘賣命共に。力を合せて。坐ませば。伊豆國なる彼の雲見山の社の邊に。佐久夜毘賣命も坐すべく。福慈山に。石長比賣命も坐すべきを雲見山を石長比賣命とし。福慈山を佐久夜毘賣命とするは。各々其の山の主神と坐。故と所思たり。（其は此の外にも、高皇産靈神社と申して、神皇産靈神も坐まし、伊邪那美神社と申て、伊邪那岐神も坐します類の社の多かるをも、思ひ合すべし、○玄道云、此の精き義は、早く上第一段、及第四十八段等に、委曲に説き賜へるを見て知るべし、さて伊豆國の事を志し物に、泊木の地に、波津木花香命と云ふ神の、坐す由云へり、若し正説ならば、佐久夜毘賣神にても有らむか、さて類聚國史に、貞觀二年、五月甲寅、駿河國言、富士山上、五色雲見、と云ふ事も見ゆ、勝隆説に、淺間神社、式には一座と有ども、社記及社傳に、國常立尊、大山祇命の相殿に坐すと云へり、此の社は、世に類ひなき二階造りなるを、上下共に三扉なるにて、三座なる事は灼し、然れど國常立尊とは、例の謬説にて、甲斐國なる一宮、及吉田社も三座なるを、其の一座は邇々藝命なり、と傳ふるぞ、正實には有るべき、其は上に見えたる師説をも、攷へ合すべしと云へり、）扨又清和天皇紀に。貞觀六年。五月二十五日庚戌。駿河國言。富士郡。正三位淺間大神大（一に宮と作り、）山火。其勢甚熾。燒山方一二許里。光炎高二十許丈。有雷地震三度。歷十餘日。火猶不滅。焦巖崩嶺。沙石如雨。煙雲鬱蒸。人不得近。大山西北。有本栖水海。所燒巖石。流埋海中。遠三十許里。廣三四許里。高二三許丈。火焰遂屬甲斐國堺。（印本に、大山の下に、火の字を落せり、今は一本に據れり、本栖の本の字、凡て木に謬る、今之れを改む、下皆同じ、）七月十七日。辛丑。甲斐國言。駿河國富士大山。忽有暴火。燒碎崗巒。草木焦熱。土鑠石流。埋八代郡本栖並剗両水海。水熱如湯。魚鼈皆死。百姓居宅。與海共埋。或有宅無人。其數難記。兩海以東。亦有水海。名曰河口海。火焰赴向河口海。本栖。剗等海。未燒埋

之前。地大震動。雷電暴雨雲霧晦冥。(一に暝と作り、)山野難辨。然後有此災異焉。(かくて同年八月の處に、五日己未、下知甲斐國司、云駿河國富士山火、彼國言上、決之著龜云淺間名神禰宜祝等、不勤齋敬之所致也、仍應鎮謝之狀、告知國訖、宜亦奉幣解謝焉、と云ふ事も見ゆ、)又同七年十二月の所に。九日丙辰。敕甲斐國八代郡。立淺間明神祠。列於官社。即置祝禰宜。隨時致祭。先是彼國司言。往年八代郡。暴風大雨。雷電地震。雲霧杳冥。難辨山野。駿河國富士大山西峰。忽有熾火。燒碎巖谷。(道雄云此は富士郡の方の事と聞えて、其の燒拔たる跡今人穴村なる人穴、萬野原なる風穴なり、其燒石に二色有て、一は俗にタヽラと云、其の狀爐にて銅鐵を鎔て流したる如く、五町も十町も一面に成れる燒石也、一は一マロヒと云て、鐵屑の如くに成れる石也、)今年八代郡擬大領。無位伴直眞貞託宣云。我淺間明神。欲得此國齋祭。頃年爲國吏成凶咎。爲百姓(○玄道云、若は字を脫せるか、)病死。然未曾覺悟。仍成此恠。須早定神社。兼任祝禰宜。宜潔奉祭。眞貞之身。或伸可八尺。或屈可二尺。變體長短。吐件等詞。國司求之卜筮。所告同於託宣。於是依明神願。以眞貞爲祝。同郡人伴秋吉爲禰宜。郡家以南作建神宮。且令鎮謝。(印本、件等詞の下に、國司の字を脫せり、今は一本に據れり、)雖然異火之變。(一に表とあり、)于今未止。遣使者檢察。埋剗海。千許町。仰而見之。正中最頂。飾造社宮。垣有四隅。以丹青石立其四面。石高一丈八尺許。廣三尺。厚一尺餘。立石之間。相去一尺。中有一重高閣。以石構營。彩色美麗。不可勝言。望請齋祭。兼預官社。從之。とあり。(印本に、垣を恒に誤り厚を原に誤れり、今は一本に從り、○玄道云、此の御社は、今都留郡河口村に立せ給ふとぞ、此に郡家の以南と有る如く此の地は郡の南一宮は、今の郡にても最北なりそも前年の爆火に、富士山の麓の諸村は、燦砂に埋れつれど、此は川口湖の北崖なれば、爆火の及ばざりし故に、社を建てしなるべし、と甲斐叢記に云ひ此の地は、延喜式なる河口驛にて八代郡藤の木に越る山を

御坂と云ふ、昔は八代郡なりと、甲斐名勝志に云へり、但し同書に、相ひ傳ふ大同年中、坂上田村丸建立也と有れど、此は下に見えたる大宮の事を混たるなり、又此の社の、早くよりかく官社と坐しながら、式外なるも、心ゆかぬ事なりかし。）さて此の紀文に。剗海と有るを。彼の萬葉三の長歌に。石花海と云へること。稱の同じきを以て。諸書に。打混たる說のみ多く聞ゆれども。此は元より別處なり其は先萬葉なるは。石花海と。名付けて有るも。彼山の。堤める海ぞ。と有れは。富士山記に。其頂中央窪下。體如炊甑。甑底有神池。云々。と云へる所にて。謂ゆる八葉の內院を云ふ事著し。かくて萬葉十四の駿河歌に。佐奴良久波多麻乃緒婆可里。古布良久波。布自能多可禰乃。奈流佐波能其登。又其或本に。麻可奈思美。奴良久波思家良久。奈良久波。伊豆能多可禰能。奈流左波奈須與。（續古今集に、後鳥羽院、けふり立、思ひも下や、氷るらむ、ふじの鳴澤、音むせぶ也、」新拾遺集に、蕪圓、さみだるゝ、ふしのなる澤、水越て、音や烟に、立まがふらむ、」同、權中納言公雅、飛螢思ひはふじと鳴澤に、うつる影こそ、もえばもゆらむ」と云へる鳴澤は。即ち謂ゆる石花海なり。賀茂翁の說亦是に同じ。（其は萬葉集考六の卷、右の駿河の所に、ふじの鳴澤は、嶺上に、廻り今の道一里許りの穴あり、昔は水ありて、相たゝかふに、涌きかへる音高かりしと云へり、延曆十二年、又貞觀の比にも、甚く燒けて後、火も上らず、水も湛へねば、涌く事も無く、烟も絕えて、其の後寶永には、山の半へ燒け出でたり、と注れ、千蔭も此の說に從ひ、且つ彼の長歌の下に石花海とは、鳴澤の事なり、山上に峰あまた廻りて、今の道一里許りの湖あり、故に其の山のつゝめるとは云へり、と注せるは、然る事に通れど、御紀に謂ゆる、剗海と混一に說きたるは非なり、）玄道云、鳴澤を頂上なる池の事とせるは、早く和歌童蒙抄、袖中抄にも見えたり、さては鳴砂、鳴岨等の說は、取るに足らじ、然るを、勝隆の說に、石花海は、今云ふ精進海西海、鳴澤は、今云ふ大澤にて、富士山の西の方なり、其の麓に鳴澤村あり、共に頂上なる內

院とは異なるべし、と云へり、甲斐國志、駿河新風土記にも已くかく論へりき、又或る説に、或る本の歌なる、久波とある波は、一に旡をよしとす、奈の字は古不の二字を草書より誤れるなり、さて伊豆能多可禰とは、嚴之高峰にて、稜威、又伊加志と云ふに同じ語にて、嚴しく重き事をも、伊豆と云へば、富士の神山を尊びて、かくも云へるなり、と説は、いかゞ有らむ、）抑御紀に謂ゆる剗の海は。文に。大山西北。有本栖水海。と云ひ。埋八代郡。本栖並剗。兩水海。と有れば。富士の頂上より。西北に避れる。甲斐の八代郡に。本栖海と相ひ並べる湖の名にて。山上ならぬ事甚明なり。故れ國圖に依りて攷るに。頂上より西北の麓、乃ち八代郡に。本栖村と云が有りて。湖あり。是れより少く北に倚りて。精進村と。西湖村と並びて。各々小湖あり。(本栖村は、乃ち關所ある地なり、西湖村の即ち北は、大石峠にて、此にも關所あり、其の村を上芦川と云ふ、〇玄道云、石花海は、仙覺萬葉抄に、不盡乾角に侍る水海也、八雲御抄に、布士の高ねに其の神は石花海と名づけて、我國を守神也、と有り、）西湖より東は。即都留郡にて。鳴澤村あり。乃ち西湖村の東に當る。此の鳴澤に近く。大石。川口。淺川。船津。小立。勝山。大嵐。長濱など云ふ。八村に包まれて。上の本栖。精進。西湖の三を合せたるよりも。大なる湖あり。是御紀に謂ゆる。河口海なるべし。(其は本栖、剗、兩海の以東と有るに、方位いと能く合へればなり、）然れば。此の村々に。西湖。鳴澤など云ふ名有るは。頂上なる石花海。鳴澤より。吹き出でたる砂石に埋りたる故をもて、甲斐國司等の。私につけたる名と聞えたり。其は駿河國の上言には。本栖と云ひ。水海と云ひて。剗海とは云はざるを。甲斐國司の言上に。始めて剗海と記せるを以ても知るべし。(是れにて石花海、鳴澤の名は、頂上を云へるが本にて、麓に云ふが末なる理、著明なるに非ずや、西湖は決めて紀文の剗海なるを、其の東に河口海有るに對へて、さかしらに西湖と書きたるなるべきを、今は西湖と云ふ由なり、故れ今は古へに復して、セノウミとは讀めり、凡べて此の邊りに、富士の八海とて、一に須土海、

人穴村にあり、「○玄道云、此は駿河國富士郡、柏原の地とぞ、」二に山中海は山中關の旁にあり、三に明見「一に明日見とあり、」海は、明見にあり、四に川口海は、河口村にあり「○玄道云、此は共に甲斐國都留郡なり、」五に西海は、西濱西にあり、六に精進海は、精進に在り、七に本栖海は、本栖にあり、八に志比禮海は志比禮に在り、と物に見えたり、○玄道云、此四は八代郡に在りとぞ、萬葉抄に、凡て不二の麓には、山を匝りて八の水海有りと云へる此れにて、そが中に、山中と河口との二つ殊に大きなりとか、」道雄の說に、本栖海と西湖海との間に今精進海と云ば、元一にてありし也、今も見に、東西五六里南北二里餘の所燒石にて、富士の方より押出して埋たる狀歷然たり、又河口海に、鵜島と云は、南北一町餘東西三町餘にて、辨財天社あり、凡て燒石の嵩みたるにて、東方に木立村と云に五町餘あり、其里人の語に、此より水の乾たる年は海中の亂石現出て、步にて島に通ふと云、社前一板に貞觀七年涌出たる島の由記せり、」さて其の甲斐國司の文に。郡家以南。作

建神宮と有るは。國司の當時。顯に作たる宮を云ひ。仰而見之。正中寂頂。飾造社宮と有るは。彼の剗海と名づけし水海を。千町許り埋みたる。其の頂上なる所に。猶神の御稜威もて。其の幽界なる社宮を現して。神威の嚴さまを。示し給へるなり。然れば此は當時。二月三月の間こそ存けめ。後には幽世に藏め給ひし事。言ふも更なり。（此の謂は、既に第百三十一段、伊古奈比咩命の下、又阿波咩命の所等に、委く注せるを思ひ合せて悟るべし、○玄道云、或物に、今精進海の東北の方に、飾造社宮給跡有り、今の俗龍宮淨土と呼所にて、巖間に清水の湛たる所あり、中間の岩上宮社の在りし所に、今辨財天を祭る、と記せり、さて又彼の神の造り賜へりし宮社は、川口村なる淺間社の神體と崇めて、齋祭る、と云へるは、甚き妄誕なり、又或物に、此を小室淺間の邊の事とせり、）さて上に記し、御紀。同十二月の條に。二十日丁卯。令甲斐國於山梨郡致祭淺間明神。同八代郡と有る社は。神名式に。甲斐國八代郡に。淺間神社（名神大、）とある社にて。

其の祭る神は。一宮記を始め。諸書に。木花開耶姫命。と云へるが如し然るに。此の國の名勝志と云ふ書に。後の總國風土記。八代郡の殘缺に。淺間神社。活目入彥伊狹智天皇。八年己亥。正月。始祓レ(一に祓字なし)祭レ之と有ると。社傳とを引きて。風土記に載る神社は。今の山の宮なり。木花開耶姫命。相殿に。瓊々杵尊。大山祇神を祀れり(○玄道云、富士本宮社記に、至二孝靈天皇御宇一、嶺上忽奄燒出、猛火焦レ天、云々、州俗逃三散于二四方一、乃國中荒廢有レ歲、至二垂仁天皇御宇一、深哀二愍萬民之憂窮一、三年八月、祭三此大神於二山足之地一、以鎭レ之、」又景行天皇御宇、東夷多侵、邊境悉叛、屢略二人民一、日本武尊、奉レ命擧レ兵討レ之初至二駿河國一、云云、尊即拜二富士大神一鑽燧取レ火、迎放レ之、揮レ劍空拂、猛風逆起、還焚二賊徒一、云々、故更降二靈威一祭レ之、今山宮神社是也、とあるにて山宮の本宮ぞと云師說は彌明白かり、)貞觀年中に今の社地に遷奉れり。と云へる。風土記の說は信られねど。(其は凡て此の總國風土記と云ふ物、全くは信られぬ物なる中にも、神社の鎭座、又其の祭神など云へる說には、故實に合はさる事ども、多く交りたればなり、○玄道云、甲斐叢記にも、社記に、貞觀七年、此に遷し奉れり、と云ふは、上に引かれたる三代實錄に因りて、河口村の社の事なるを混へ誤れるならむ、又同書に、於二山梨郡一云々と有るは、即此の一宮にて、古昔は、此の邊は山梨に隷き、河口は八代に屬しなり、又かゝれば富士山の暴火に就きて、河口に社を立て、又此の社をも祭られし時、今の地へ遷しゝならむか、本社は櫻をもて神木とせり、武田晴信が詣し時、詠める歌、「移し植る、泊瀨の花の、白木綿を、かけてぞ祈る、神のまに〳〵、とも云へり、さるを甲斐國志に、山梨郡東青沼村なる淺間明神を、此の時に祭られし社なり、とし又古代河口邊數村は、八代郡に隷て、富士山の西より北へ廻る麓は、大抵八代の地なり、と云乍も猶八代郡一宮村に坐を、式內社として、本州第一宮と記せり、何れ善けむよく考ふべし、さて此に櫻を神木とせるは、殊に師說に能く符合ひ、不盡嶽志に、大宮をも、稱二櫻宮一と有るは實にや、又式に、山梨郡、金櫻神社有る

も、由し有る事なるべし、さて又東鏡に、後嵯峨院天皇、寛元四年、三月三十日己未、許二-定甲斐國、一宮權祝守村申下依レ停二止鷹狩一、人々對三捍供二稅鳥一之由上事、被レ經二沙汰一、供二祭事一者、被二免許一之由、被レ仰二出攝津前司師貞朝臣一、と見えたり、）山宮と云ふより遷りと云ふ社傳は。然も有るべく所思ゆ。そは彼の富士山記に。山上有レ神。名二淺間大神一。と有るは。大宮の社にも非ず。元より八代山梨郡なる社を云ふにも非ねば。此は謂ゆる二合目に在りて。淺間本宮と云ふ宮の事にて。其を山宮とも云ふと聞え。且つ大宮。吉田の兩社を。新宮とも稱由なればなり。（但し新宮とは云へど、其は山上の古宮に對へてこそ云へ、大宮なる社は、既に仁壽三年に、名神に預り給へば、恒に云ふ新宮の類に非ず、然て彼の名勝志に、山宮の棟札に、永祿元年、戊午、仲冬吉日、神主伴重盛と有り、又神主重盛まで、五十八代とあり、今に至りて、伴氏代々祠職を司る、鎭座より、今天明二年まで、相續る由をも記せり、貞觀七年に、伴眞貞が祝と爲しより、天明二年までは、九百十八年なるべし、）然れば其の山宮と云ふ社。先づ甚古く有りて。其れより後、仁壽三年よりは前に。先づ大宮の社にも遷し祀り。其の後貞觀七年に。又河口村に遷し奉れる物と知るべし。其は共に。山宮を本宮とせる事は。云ふも更なり。（但し大宮村の社を建てたる紀年は、御紀に見えねど、神社考詳節に、緣起を引きて、平城帝大同元年、立二此社一、と有るを、上に引きたる光仁天皇紀の、天應元年より始めて、延曆十九年、同二十一年などに、富士の燒くる事を、駿河國より言し上げしかば、此の國に、大同の頃に、其の社を立てけむ事、然も有るべき說にこそ、（玄道云、本宮社記に、大同元年、坂上田村麻呂、奉レ勅征二東夷一寄二誠「祈請の誤か、」此大神一、既定二東國一、至二歸陣之後一、始經二營之一、以莊二大神社一、」また同一の社記に、桓武天皇御宇、延曆年中、坂上田村麻呂、奉レ勅自二山宮一遷二御于レ茲、號二大宮淺間一、今之鎭座是也、本福地神社也、と見え、勝隆の說に、此の山宮の舊跡は、本社より五十町許り北の方、富士郡山宮村の字宮內と云に在て今も山宮神と云ひて、本社の攝

社に坐せり、されど、古へよりの習とて、榊木を神體と崇て、本殿は無く、拜殿のみなりとも、社傳に、大同年間に今の地に遷し奉れりとも、舊記に、云々と有るは、此の御遷宮の事なるべし、とも云へりき、さて甲斐名勝志に、河口社なる東北の山に、大山祇命社有りて、山宮と稱ふと見え、甲斐叢記に、其社記に、垂仁天皇御代に、神山の麓に祀らるとある處は、今山宮と稱て、本社の二十町に在りともあるは、共に別社なり、又國花萬葉記に、大同元年に、山上社を建つと云へるは、件の說を混へつるなり、）さて貞觀七年の大燒け有りし後。延喜以前までは。煙立ちしと見えて。伊勢家集に。「人しれず。思ひするがの富士のねは。我がごとやかく。（一にかくやとあり、）絕えず燃らむ。「はては身の富士の山とも。成りぬるか。燃ゆるなげきの。煙たえねば。など詠み。古今集の序にも富士の煙によそへて人をこひ。○玄道云、同集に、「人知れず思ひを常に、するがなる、富士の山こそ、わがみなりけれ、又「君と云へば、みまれ見ずまれ、富士のねの、めづらし

げなく、燃ゆるわが戀、又「富士のねの、ならぬ思ひに、もえばもえ、神だにけたぬ、むなし烟を、能宣集に、「草深み、まだきつけたる、蚊遣火と、見ゆるは不盡の、烟なりけり、重之集に、「燒く人も、有らじと思ふ、富士の山、雪の中より、烟こそたて、拾遺集に、千早ぶる、神も思ひの、有ればこそ、年經てふじの、山も燃ゆらめ、大和物語に、左大臣、「ふじのねの、絕えぬ思ひも、有る物を、くゆるはつらき、心なりけり、など數知らず多く、竹取物語の末條にも、其の烟未だ雲の中へ立ち登るとぞ云ひ傳へたる、と記せるをも思ふべし、さて或る人は、此の物語なるかくや媛も、此の山を主宰す比賣神の御事より思ひ寄せけむ、ともいへり、）と書きつれど下の文に。今は富士の山も煙立たずなり。と有るを思ふに。是の頃既に煙絕えたり。然るに日本紀略に。朱雀院天皇。承平七年の所に。十一月某日。甲斐國言。駿河國富士山神火。埋二水海一。と云ふ事有れば。是れより復煙立ちけり。（○玄道云、道雄說に、此時に埋しは、下吉田村の上方、富士の山腹に胎內と

稱ふ大穴有りて、其邊より押出たる燒石夥く、下吉田と舟津村の間は一面の燒石なる所有り、舟津より川口まで、一里の舟渡有所なるが、此れより東に此の海の口有りしを、埋たる故に水の落方なし、地中より伏流して、相摸國馬入川の水源、山中海より出づる桂川に涌出ると云ふ、又山中海、明日見海も、元川口と一なりしを、埋みてかく三と成し者ならむと、委く說り、外記日記に、一條天皇、長保元年、三月七日、駿河國より言上せる解文を載て、日者不字御山燒、由二何祟一者、即卜申云、若恠所、有二兵革疾疫事一歟者、とあり、此れ治安元年より、二十三年許り前の事なり、又紀略に、後一條天皇、長元六年、二月十日丙午、軒廊御卜、駿河國言上、去年十二月十六日、富士山火、起レ自レ峰「一に嶺とあり、」至二山脚一、又扶桑略記、永保三年、二月二十八日、癸卯條に、有二富士山燃恠一焉、とも見ゆ考へ合すべし、）其は更科日記に。其の山の狀。いと世に見えぬ狀なり。狀異なる山の姿の。紺青をぬりたる樣なるに。雪の消ゆる世もなく積りたれば。色濃絹に白きあこめ衣たらむやうに見えて。山の嶺の。少し平たるより。煙は立ち上る。夕暮は火の燃立も見ゆ。と云へるにて知るべし。（更科日記は、菅原考標朝臣女の記にて、治安元年、父の朝臣に從ひて、上總の國より京に上られし時の道の記なり、）然るを十六夜日記に。富士の山を見れば。煙も立ず。昔し父の朝臣に誘れて。いかに鳴海の浦なれば。など詠し頃。遠江の國までは見しかば。富士の煙の末も。朝夕たしかに。見えし物を。いつの年よりか絕し。と問へば。さだかに答ふる人だになし。「誰が於に靡果てか富士の根の。煙の末の見えず成らむ。」古今の序の詞まで。思ひ出られて。「朽果し名柄の橋を造らばや。」富士の烟り立たずなりなば。」と云へり。然れば此の頃。復既に絕えたるなり。（此の日記は、藤原爲家卿の後妻なりし阿佛尼と云へる人の訴へ事有りて、建治三年、十月の頃に、鎌倉へ下らるゝ時のを、弘安三年に、記されたる物なり、又父の朝臣に、云々とは、續古今集に、思ふ事侍る比、父平の度繁朝臣の、遠江の國に罷りけるに、心ならず伴ひて、鳴海の浦

を過ぎて、詠み侍りける、「さても我、いかになるみの、浦なれば、思ふ方には、遠ざかるらむ、轉寢記にも、此の歌見えて、後の親と頼める人、遠江より上りたるかへさに、誘れて下りし由見えて、父とは平度繁朝臣にて、此の尼の後の親なり、と或る人說りき、」○玄道云、轉寢記に、富士の山は惟こゝもとにぞ見ゆる、雪甚白くて、心細し、風に靡く烟の末も、ゆめの前に哀れなれど、うへ無き物はと、思ひけつ、心のたけぞ、物悲しかりける、と有るは、本文に能く符れど、十六夜日記に、爲守主より、「立別れ、富士の烟を、見ても尙、心ぼそさの、いかにそひけむ、とある返し、「かりそめに、立ち別れても、子を思ふ、おもひを、富士の烟とぞ見し、と有るは、いかにと云ふに、京にて知らず詠に詠めるに、和られしにて共に謌歌なればなり、又海道記は、誰れ人の作にやえ知らねど、大かた同じ此の物なるべきを、富士の高根に、烟を望ば、朧雪宿して、雲獨むすび、云々、とも、「問きつる、富士の煙は、空に消えて、雲になごりの、面陰ぞ立つ、と云ふ歌も見ゆ、さて源頼朝卿が、富士野狩の古圖にも、烟の立狀を畫けり、と或る人も說ひ、平家物語、曾我物語にも、富士の烟の事を記し、新古今集にも、西行が、「風に靡く、富士の烟の、空に消えて、行く方も知らぬ我が心かな、頼朝卿の、「道すがら、富士の烟も、わかざりき、晴るゝまもなき空のけしきに、と有るを見ても、其の比また燃えし事知らるめり、詞林採要抄に、俗傳に云、昔は此の山もゆる事甚くして、火焔天に上り、黒煙日を隠し、磐石を降し、熱湯をながし、隣國鳴動して、草木枯渇東作西收、民の愁ひ有りけるが、淸和天皇御宇、貞觀年中より、此の煙絕えて立ずと云へり、其の昔の、燒け石、此の山の四方の麓に數十里に及びて充ち滿てり、于今在之云、「時知らぬ、富士の煙も、秋の夜の、月の爲にや、立たずなりけむ、と記せるは、甚疎き考なり、」是より後の物にては。宗良親王の李花集に。浮島が原を通て。車返と云ひし所より。甲斐國に入りて。信濃へと心ざし侍りしに。然ながら。富士の麓を行き廻り侍り（一に二字なし、）しかば。山の

姿。いつ方よりも同じ樣に見えて。誠に類ひなし。「北になし。南になして。今日いくか。富士の麓を廻きぬらむ。(新葉集には、行き廻るらむに作る、)、信濃國に行きつきぬれば。送の者歸し侍りし次に。駿河なりし人の許へ。申し遣し侍りし。「富士のねの。煙を見ても。君とへよ。淺間の嶽は。いかゞ燃ると。と有り。(こは新葉集をも校合て、今の要有る事のみを抄出せるなり、○玄道云、李花集に、又、駿河國貞長が許に、興良親王在る由聞きて、暫立寄侍りしに、富士の煙も、やどのあさけに立ちならぶ心ちして、實にめづらしげなきやうなれど、都の人は、いかに見はやしなましと、先づ思ひ出でらるれば、山の姿などゑにかきて、爲家卿の許へ遣すとて、「みせばやな、語らば更に、言のはも、及ばぬふじの、高ね成りけり、とも見ゆ、さて此は大かた興國より、正平の初の比になむ有るべきを、宗久が觀應「即正平五六年、」の比に、東國に遊びし、都のつと、云ふ物に、富士の山を見渡せば、甚深く霞こめて、時知らぬ山とも更に見えずとて、「富士のねの、烟の末は、絶えにしを、ふりける雪や、消えせざるらむ、と有るを見れば、燃えもし、或るは絶えもしたるにや、又元弘元年、七月七日、大地震に、此山數百丈崩れし事、太平記、南朝記等に載り、)此の御歌に據ば。興國の頃。又煙の立ちたりし事しるし。是れより後の事は。博も攷ず。かくて近き世の大じき荒びは。寶永四年と云ふ年の神火にぞ有りける。(此の事種々の書に記せる中に、寺島良安が書に寶永四年、十一月二十三日夜、地震二度、鳴動不止、巳刻富士山燒、炎高煙聳、焦土降數十里、南至岡部、艮栗橋、翌日稍止、又自二十五六兩日大燒、巖石碎飛、土砂焦散、灰埋原及吉原之地、高五六尺、至江戸之地、高五六寸、而所燒出、爲大空穴、其旁贅生小山、呼稱寶永山、と云へるは、簡にして精き說なり、又和訓栞に、漢籍淸異錄に、博山香爐、峯尖上有暗竅、出煙則聚、而且直案一穗淩空、實美觀視、親朋傚之、呼不二山、と有るを引きて、世に云ふ富士香爐なり、本草龍條に、頭上有博山、と云へるは、贅なり、と云へるも、然る事なり、○玄道云、不盡嶽志

に、承平、長元、永保の火の事をも云ひ、元弘紀元、七月、岳崩數百丈、後三百七十餘年、有二寶永之災一、と記せり、又冬讀書餘にも、博山蓋富士之轉音、峯尖出レ烟、即是富士之事、不二之名、亦自レ我傳レ之、とも說へり、さて大扶桑國考に記賜へる如く、龍宮船と云ふ物に、彼寶永度燒出でし前夜に、富士の裾野の御厨に、淨光寺と云へる小寺一宇あり、此の寺の門前を、夜半比、數百人計通る如き足音しける故、住僧怪く思ひ、垣の隙より覗見けるに、富士山上より數萬の獸、甲斐の方へ走り往く事夥し、月の光りに能く見れば、常に見馴れぬ獸、數多有り、一時計り通りけるが、まばらになりて、皆出で盡したりと思ふ比、長一丈程も有らむと見ゆる物の、熊に似て、背に二つの角あり、惣身に眼有りて、其の光鏡の如き物の、人の樣に立ち手を廣げて通りけり、怪しき事と思ひしに、明日より不二山燒け出でたり、後に所の古き人に聞くに彼の獸は、當山の主と昔より云ひ傳ふとも記せり、)さて此の山の。今の委き有り狀は。富士山内記と云ふ書に。富士山は。甲斐國都留郡の西南。

曠野の中に兀立孤絶す。山の東北は都留郡。西南は駿河國駿東郡。富士郡なり。山足の曠野。甲斐駿河を合せて。周回三十八九里許りなるべし。(武田勝頼の願書に、三州に跨ると書きたれど、甲斐駿河の外に、跨れる國なし、衆皆、駿河は四分の三、甲斐は、其の一を有つと云へど、駿河は三分の二、甲斐は其の一を有つ、是れ定說なり、〇玄道云、釋常庵集に、富士之爲レ山也、其高逾二一由旬一、而橫二跨豆駿相三州一、と云ひ、物茂卿が峽中記行に、載籍以來、以レ山隷二駿州一者蓋取二諸海東瞻仰之有一レ在也、其實則山之在二本州一者六之三、駿爲レ二、豆爲レ一、古人鹵莽之甚、可二以痛恨一、耳と云へれど、豆爲レ一とは茂卿も鹵莽を免れず、或は跨レ于二四國一、と記せる等は、更に論ふにも足らず、又二國のみに跨りて、相摸にかゝらず、とは甲斐國志、裏見寒話にも說國志には七分を甲斐の山也、といへり地藏靈驗記に、駿河富士の御岳を拜し給ふに、三國无双の御山、峰は半天をさゝへて雲に入り、夏の夜なれども、霜を副へ、麓は群峰重疊せり、春の日ながらも錦を曝て、星は綠野に遶

り、日は海底より出で給ふなれば、巍々たる勢、蕩々たる粧、喩ふるに物なし、とも見ゆ。）毎年六月朔日を山開きとし。七月廿七日を山仕舞とす。都留郡より登る路を。北口と云ひ。駿河より登る路を。南口と云ふ。又北口を吉田口と云ひ。南口を須走口。村山口。大宮口と云ふ。（篤胤云、駿河人某云く、須走口、村山口、大宮口ともに、南と云へるは違へり、須走は東、大宮は西にて、南と云ふは、村山口のみなり、然ればこそ末に至りて吉田口と須走口と合ひ、村山口と、大宮口と合ひて、吉田口と村山口とは合はざるなれ、都ての事、甚委く記せるに、かゝる違ひ有るは、後に文を寫し脱せる故に、誤れるなるべし、と云へり、○玄道云勝隆が說に、大宮町より、村山村を經て登るを表口と稱ひ、同國駿東郡須山村より登るを、南口と稱ひ、同國同郡須走村より登るを東口と稱ひ甲斐國都留郡福地「即吉田」より登るを、北口と稱ふ麓にては、かく四口なれども、頂上にては三口なり其は表口は、頂上淺間神社の前に出で、南口は頂上銀名水の傍へ出で、東口と北口とは、八合目大行合にて一になり、頂上久須志神社の前に出づと云へり。）各々村名を以て呼ぶなり。（須走村山の二口は駿東郡、大宮口は富士郡なり、○篤胤云、寺島良安說に、富士山、隷駿州、凡關東八州望之、山形不異、唯北面、山脚長、南面殊嶮岨也、吉田口、大宮口、蹉走口、其三處、各有淺間神社、坊舍神職有之、皆謂之新宮、と云ひ、井蛙抄、雜談部の歌に、「富士の山、同じ姿に、見ゆるかな、あなた面も、こなた面も、と有るをも思ふべし、須走より頽れ下る砂、一夜の間に復上と云ふ事、書等にも見え、世の人も云ふ事なり、又是須走口にも淺間宮あり然れど官社には非ず、○玄道云、山槐記、治承三年正月十二日の條に、明日、入道大相國、雖可參駿河富士、延引了と云ふ事も有り、さて漢籍、義楚六帖にも、此山を、亦名蓬萊其山嶮、三面是海、一朶上聳、頂有人煙、日中上有諸寶流下夜即却上、常聞音樂、と記し、詞林採要抄、藻鹽草及び近くは笈埃隨筆、駿河國志にも、砂の上り下る事見ゆ。）須走口は。山上八合目に至りて。吉田と合し。村山口は。大

宮口と合す。故に山上には。南北二口のみなり。南を表とし。北を裏とすれども。昔より。北口を登る者多し。(富士郡淺間の大宮司を例祭には、北口を登るを例とするなり、○玄道云、甲斐叢記には、此の北口は、日本武尊の巡幸の時に、大塚より遙拜し賜ふ由、引證せる事、下の條に出せるが如し、さては役小角も、此御事を思ひよりてにや有りけむ。)吉田村なる淺間神社。巍然たる大社にして。祭神は彥穗瓊々杵尊。大山祇命。木花開耶毘賣命三座例祭四月上の申日なり。二合目。小室の社を上の淺間と云ふに對へて。當社を。下の淺間と云ふなり。(篤胤云、今の社は、元文三年に、行着村上光清と云ふ者の、同志を募りて、再建せるなりとぞ、○玄道云、此は諏訪の森と云ふに在りとぞ、或る物に、文明三年奥書ある、富士仙元大明神緣起と題せる書にも、祭神三座とて、本文と同じ皇神を擧げ、さて加二祭石長媛命一と記せりとぞ、若し正き傳へならば、前後の師說によく符合り、妙法寺記に、天明十二年三月廿日、富士山、吉田鳥居立、また明應九年卯月廿日同鳥居立、また文龜二年、冬雪不レ降、淺間宮に猿下て一兩日森を遊行而失、狐人に成て、人の家來と成り、また永正元年、富士山に、六月七月に雪五度降り、作毛ひえ皆損、」八年十月廿四日、富士大石寺堂燒失、前三日の間、天井より血流れて燒とも記せり。)大鳥居高五丈八尺。柱間六間。此富士山の鳥居にして。當社の鳥居に非ず。曼珠院の良恕法親王(○玄道云、此は正親町院天皇の、第四皇子に坐せりとぞ。)の三國第一山。と云ふ額あり。是れより富士山の頂まで。三百五十七町七間半と云。(此は德川忠長主の改めたるなりと、採薬小錄に見えたり○篤胤云、或る書どもには、鳥居の高四丈三尺、是れより山頂まで、三百五十七町十七間とも云へり、○玄道云、富士日記には、鳥居高六丈二尺、甲斐國志、同叢記には、五丈八尺とす、勝山記に、文明十二年、庚子、三月廿日、富士山大鳥居立つと有れば、此は富士のにて、專此の祠の爲に建てしには非るべし、と云へり、廻國雜記に、吉田と云ふ所に至る、富士の麓にて侍りければ、今夜は二月十五日、月いとかすみて、富士のね詳ならざ

りければ、「きさらぎや今宵の月の、影ながら富士も霞に、雲隠れして。とも見ゆ」）詣づる人は。登山門を出でて南行す。三町許りにして。左旁に一大邱あり。大塚と云ふ。日本武尊の小祠あり。遙拜の陳跡と謂ふ。（口碑に傳はる歌あり「東路の、蝦夷を平けし、此の皇子の御稜威に開く、富士の北口、○篤胤云、此の歌今の古學者の口調に似たり、○玄道云、甲斐國志に正殿の左富士權現の社は、初建立の祠也、社記に、貞應二癸未年義時建立と有るは、始て勸請の事にや、再建の事にやと有れど、東鏡に、貞應二年、六月廿日、今日駿河國富士淺間宮、造替遷宮之儀也、奥州爲御經營云、とあれば、再建なる事明也、甲斐日記に、登山門より入て、二町餘り行けば、いさゝかの野づかさあり、今は大塚といふ、此はいとも昔、日本武尊東のえみしどもを伐せ給ひし時、此裾野を過させ給ひ、此の野づかさに上坐して、遙に高嶺を仰拜坐しゝ跡所なり、其の山御社に納め有る古き書に記し傳はりたりとぞ、其の傳りたる書はみねば知らねど、古老の口のはに遺る事、あながちに造り事とのみも云ひ消難くや有らむ、と云ひ一宮巡詣記に、吉田の東方十里餘に皇子尊の御弓の矛先もて巖を衝き給ひしかば、流れ出でし美水と云ふあり、とも云へり、又駿河國富士郡村山村の上にも、皇子平と云ふ處有りて、倭建命の富士大神を拜み坐しゝ跡なり、と古老の云へりとぞ、國志に、此の國には酒折宮を初め、八代郡竹居村北鳥岡にも此の尊の御社有り、又若彦路と云も有り、又武居、武田の處は、建部を置れし地にや、と委く云り」）登山門より三里餘りにして。鈴原と云ふ所に至る。是れより險路にして。馬蹄及ばず。是を以て馬返しの名あり。松杉の間を穿ち。荊棘を排きて二町許り登れば。大日堂あり。鈴原大日と云ふ旁に神明社あり。此の地を一合目と云ふ。（傳に云ふ山形穀を盛るに似たるを以て、一名を穀聚山と云ふ因て路を計るに升目を以てし一里を一合と云ふとなり、然れども、其の實は、此の地より絶頂まで、七里許りなりと云ふ○玄道云、此の地の高さ御坂嶺絶巓と齊しと國志に云り、或る説に、合夕等云へるは、里程を測る方言と云へど、こは富

士にのみ限る事ならで、高山の里程を、測量ては大概さやうに名附置由なり、と云へる、實にさるべし、そを佛氏の刧の謂ひぞ、など云へるは、いとこちたし、）二合目に淺間社あり。小室の淺間とも。上の淺間とも。北室の淺間とも謂ふ。五町四方の社地なるが。山中最初の基立にて。富士の本社たり。然れども壯麗は。吉田の淺間に及ざる事論なし。（今の社は、慶長十七年に、谷村城主、鳥居土佐守の造替なり、社中に、日本武尊の木像あり、不動の如し、長二尺三寸五分、文治五年の作なり、又女躰合掌の像あり、長一尺六寸五分、開耶毘賣命ならむか、建久三年の作なり、各々背面に刻者の名と年月を刻めり、又淺間の像一軀、長一尺一寸、古作にして刻字なし、又武田信玄自刻の坐像あり、面貌不動の如し、○篤胤云、上に引きたる名勝志に、山宮と云へるは、即是社の事と聞えたり、神社考詳節に、駿府之淺間宮者、延喜年中建レ之、自二大宮淺間宮一遷レ之、故山宮爲二本宮一府宮爲二新宮一と云へる、山宮も是れか、○玄道云、此新宮は縁起、駿河國志共に延喜年中の勸請とす、

又山宮本社は、麓山神社とも云ひて、川口一宮なる御社は更也、駿河新宮にもその山の後に在て、大山祇命に坐せりとぞ、此は上四十五六のひらに、委説れしを合せ考ふべし、さて東鏡に、後堀河院天皇、貞應三年、二月廿二日、自二駿河國一進二使者一申云、一昨廿日、丑刻當國總社、幷富士新宮等燒失神火云、と有るは、件新宮を云ふにや、さて此皇神は、比賣神に坐し乍ら、いと健き靈威坐して、今川範国が赤坂の軍の時、山田長政が暹羅國にても、神助を蒙れる事、師の玉襷、及伊吹おろしに、諸書を引て記されたる如し、」されば彼の社記に見えたる倭建御子命、及田村麻呂卿の事も、正傳なるべし、さて此の神を崇奉る御社は、上に擧られし外にも、山城國葛野郡、梅宮神社、大和國宇智郡、阿陀比賣神社、日向國兒湯郡、都萬神社を初めて、（いと多かり、）社より少く西に登れば。闊數十丈の一片石上を行く。滑にして歩み難し。石面窪坎あり。徑二尺許り。深七八尺。此れを御釜と云へり。是れよりして。女人禁制の地なり二町許り行けば。岐神を祭る小屋あり。此の處にて金剛杖

を賣る各々火印あり。(山に上りて皈りし杖の影を井華水にうつし、瘧疾の者に服しむれば、速に愈ると云ひ傳へて、行若等尊重する事なり、又賊難を除くと云ふ、)三合目に至れは。小祠あり。(道)(了)秋葉飯縄を祭る。各々銅像なり。元祿元年の造立と云ふ。四合目に登れば大なる巖石あり。高サ五丈。(○玄道云、或物に三四丈、)廣六七間。其石上に小祠あり。御坐石の淺間と云ふ。此の祠の事。小山田信有が永祿七年の文書にも見えたり。(○玄道云、此中宮之御座石と云ふ、日本武尊社有、と國志に見ゆ、)此の地より上四合五勺目を。櫻屋地といふ。近き世まで櫻の大木有りて。五月の頃。花盛りにして。五六里の外まで。雲の如く見えしとなり。(篤胤云、續後撰集に、法印隆辨、四月廿日富士社にて、櫻の盛を見て、「ふじの根は、開ける花の、ならひにて、猶時知らぬ、山櫻かな、と有るは、此の所を詠めるにや、神名式、伊勢國朝明郡に、布自神社、櫻神社有るも由有る事、上に説るが如し、)さて五合目に。淺間社あり。中宮と云ふ。遙拝所なり。鈴原邊より此に至るまでを木立と云ふ。古木繁りて。天を覆ひ。蘿藤路を遮る。是れより上を毛無と云ふ。草木生せず。禽獸栖まず。焦石山をなし。險惡歩み難し。(寒威も殊に嚴酷なれば、是れより下る者も少からず、强て上らむとする者は、九月上旬までは、此に到る、是の故に遙拜所あり、○篤胤云、萬葉十四、駿河歌に「天の原、不自の柴山、このくれの、云々、師說に、上二句は、このくれの序のみなり木之暗を、此の暮に云ひ挂けたるなり、と云はれき、此の邊りを思ひて詠めるにや、○玄道云、地藏靈驗記なる、藏滿房が、善光寺へ行條に、富士の麓の野に出でにけり、「すゝき、かるかや、露に伏して、往來の路も幽なり、仰げば御岳半は雲に入り、雪の膚もおぼろにて、霧麓を埋みて、梢に里を隱すなり、日の暮ぬるやらむと覺えて、木草の色も朧に見えて、遠山頬りに色を隱し、人世遙に去りて、入會の鐘も傳へず、只闇々として獨暗き野原に迷ひけり、と記せる、件の歌に思ひ合すべし、)五合五勺目より西に道あり。横吹と云ふ。小御嶽石尊の鳥居あり三十町許り行けば。大門に出づ。此の地は。富士

山の半腹より。北に突出たる峯にて。社地二町許りなり。横吹より此の社まで。鳥居六基あり。祭る神は。磐長姫命なり。其の旁に。日本武尊の社。大天狗。小天狗の社あり。(此天狗社は、享保の比まで、太郎坊正眞と云ひて小祠なりしが、近年甚盛大になれり、拜殿幣殿を始め、華麗を盡し、信心の者、神器を納むるに、各々大なるを競へり、銅水盤、方一丈許り、斧あり、刄の長二尺八寸、廣二尺四寸、重百八貫目、柄の長一丈二尺、太一尺三寸、神劍あり、長六尺五寸、鞘六尺八寸、鍔の厚一寸二分、徑一尺四寸、柄二尺九寸、重六十貫目、此の外鈴、笛、錫杖、木履等、皆此れに准へて知るべし。)より二里許り西に。御庭と云ふ所あり。天狗の庭とも云ふ。古木矮短にして。枝葉茂密なる事。全く人巧に出るが如し。今より三十年以前までは。知る者無りしを。中道巡りの者。ふと見出でたりと謂ふ。(信心堅固の行者、山の半腹を周廻するを、中道巡りと云ふ當社より、鳴澤村と云ふに下る路あり、大門より頂上に登る舊道あり、今は攀る者稀なり、西風常に烈ければなり、凡て五合目より上は、風起れば立つ事能はず、匍匐して避ざれば、直に吹き倒されて、千尺の谷に顚墜する故に、詣人御息と稱して、甚怖るゝ事なり、○玄道云、或る物に此邊に、經嶽、不淨嶽と云ふも有りと云へり、此經嶽は日蓮年譜に、文永六年己巳、是歳如二甲州吉田一、埋二手書妙經一本富嶽半腹一、以爲二後昆流布地一、人因名二其處一曰二經嵩一是也、又少し上て穴小屋と云に鰐口あり、古道より堀出すと云、長久二年六月一日と刻字有、貞觀六年の爆火より、長久二年まで、百七十八年なり、かく神器の奉納あれば爆火の後、程なく登山せし事知るべしとも、甲斐國志に記せり、又外記日記に久安五年、四月十六日、丁卯、近日於二一院一、有二大般若經一部書寫事一、卿士大夫、男女素緇多營レ之、此事是則駿河國有二一上人一、號二富士上人一、其名稱二末代一、攀二登富士山一、已及二數百度一、山頂搆二佛閣一、號二之大日寺一、云々、又五月十三日、一院於二佛頂堂一、去頃所レ被レ寫之宸筆、心經、尊勝陀羅尼、幷人々所レ課、如法般若經、書寫人名帳等、被レ啓二白之一、云々、未剋於二大貳淸隆公堂一、被レ供養一、云々、結緣道俗如レ雲如レ霞、云々、其後

富士上人末代、賜ニ如法經一退出是可レ埋ニ駿河國富士山一料也、と見えたるは、勝隆の說に、頂上東の方に經岳有りて、遠夷物語に、當レ南有ニ大日堂一、此處稱ニ雷鳴嶽一、而有ニ經塚竝淺間嶽一、と云へる、此經塚ぞ末代が一切經を納めし處なると云へり、末代が事は、地藏靈驗記にも出でたり、）六合目の邊を總て鎌岩と云ふ。妙法寺の舊記に。永正八年八月。鎌岩燃ゆ。と有るは。是れなり。今も煙立つ事有りと謂ふ。七合目に駒嶽あり。此の邊の路益險なり。（七合五勺より遠望せる方位、甲斐の八嶽亥の二分、信濃の淺間山亥の八分、此の地より測量するに低き事三町許りと云へり、上野の三國峠子の七分、下野の日光山子の九分、武藏の高尾山丑の六分、相模の大山寅の七分、江ノ島卯の四分、快晴の日、絕頂より臨めば、志摩の鳥羽まで見ゆと云ふ、此は谷村の縣吏菊田叔、測量の術あり、登臨して手記する所なり、今其の記に從へり、〇玄道云、或物に云、小屋の中に、聖德太子の像と、銅の馬とを安置す、太子傳曆に、推古帝六年、夏四月、甲斐國貢ニ一驪駒四脚白者一、秋九月、馭ニ此馬一浮レ雲東去、三日之後歸來、謂ニ左右一曰、吾騎ニ此馬一、躡レ雲凌レ霧、直到ニ富士岳上一、轉到ニ信濃一、經ニ三越竟一、今得レ歸と云へり、此れに因て、駒岳と名づけしなるべし、と記せり、太子傳補闕記には、東登ニ輔時岳一、三日而還、北遊ニ高志之州一、三日而還、と云ひ、水鏡を始め、峽中記行等にも、しか記せれど、昔の友嚴戈が此を評して、彼の太子の御事には似げなく、信難き傳へぞと論へるが如きに付きて案へば、蓋そのかみの遠つ神祖の御國巡りの傳へを、混へしには非じかとさへ所思るは餘のさくじりにや、又勝隆の說に、國志にも云る如く頂上にも駒嶽と云ふが有りて、銅馬を安置せり、彼の古書に云へるは、必是の地なるべし、）又上れば東に突出する岩を龜岩と云ふ。僅に登れば。烏帽子岩と云ふあり。共に形の似たればなり。（是れより上は、愈險惡にして、定まれる路なし、人人意に任せて焦土を行き、便に隨ひて砂石を踏む、一步進むれば、半步退き、雲霧は跟底より生じ、乍に晴れ、乍に陰る、）八合目に至りて。吉田口。走須口。合して一路となる。故に大行合と云ふ。

早天に。吉田須走を發して。日暮に此に到る。投宿の小屋七軒あり。此の地は。暮雲日色を帶びて。亥の刻頃まで散せざる故に。夜甚暗からず。丑尅には。東方既に白むなり。（是れより上は、詣人雨具を持ず、行者は小室、或は七合目より持たず、尊敬の至りなりと云ふなれど、實は七合目以上は、下より雨を吹き上て、簑は頭に覆ひ、笠は飛び反りて、共に用に足らざる故なり、）九合目より。最險惡の所にて。少しく登れば。日御子と稱する石あり。詣人此にて日の出を拜す。（○玄道云、上に引かれたる、神社考に、貞觀五年、云々、號二火御子一と有るは、是れなるべし、此或る物に見え、獨吟百韵自注にも、頂にて旭日を拜る事を云て「天の戸を、まだきにもれて朝日影ふじの高ねに、さしそめにけりと有り）此れより上を胸突と云ふ。其の險難を想ふべし。胸突を經て。鳥居御橋と云ふ所に到る。兩邊に擺を立て。石を盛りて階の如くし。左右に扶手あり之れに傍て升降するなり。（升り得たる所を、藥師嶽と云ふ、藥師の小堂あり、別當は、富士郡大宮の大宮司なり、都て八合目より上は、一切駿河の持分にて、吉田口は關ず、○篤胤云、萬葉十四の駿河歌に、（不盡のねの、いや遠長き、山路をも、云々、「霞ゐる、布時の夜麻備爾、云々、等詠めるを、此の邊りに思ひ合すべし、）頂上は周廻一里にして。數峯兀立せり。こを八葉と云ふ。詣人訛りて八料と云ふ。然れど八峯有るに非ず。中央に空坎あり。內院と云ふ。深サ十町餘り。是れより忽に雲を生じ。忽に風を生ず。坎中に。南より差し出でたる岩あり。虎石とも。獅子岩とも云ふ。都良香朝臣の記に。石體如二蹲虎一と有るは。是れを謂ふか。（八合目より上に異鳥あり、內院燕と云ふ、形鵲の如し、高く飛びて下る事無く、雲際に群飛するを見れば、檐端に群がる蚊陣の如し、○玄道云、常庵集に、絕巓有二八葉一、八葉冬夏有レ雪、と記し、富士日記に、いたゞき想ひしよりも平にて、中を見下せば、窪かなるが、底は窄みて幾千仭とも量り難し、古へ煙の立ちし跡と知られたり、鳴澤は、何處と知らねど、大きなる川水の、谷に響きて流るゝ音にも聞え、はた松の群立に、秋風調るやうにも聞きなされた

り、こは背面の方にて、石の崩れ落つる音なりと云へど、とことはにさる事有らむとも思ひ成されねば、とにかくに、此の中窪のわざならむかし、廻は一里許り有りて、釋迦の割石、さいの川原等と云處々有りて、巡り拜むなり、又麓より登れる雲は、少も恐き事なし、此の中窪より雲もたち風も吹き出だせば、必あるゝとなむ、烟は絶えてなしやと問へば、今も時にふれて立登れるを、里人は見侍るとぞ、又扶茲日記に、非時に雲發ち霧覆ひて、鬱陶き中より、如何なる神の息吹ならむ、暴風しも吹き出で、覆へる雲霧を、四方の虚空に氣吹散らすさま、氣疎とも凄じとも、云へば不得、身毛彌立心ちぞする、抑此の虚穴を風穴と云ふもげに如斯間斷なく、吹き發すに依りてなりけり、暫時見る間にも、よく晴るれば、彼處は底よと、明白にも思ひ知らるれど、元來大地の一柱と有る、靈山なれば內虛にて坤軸を貫き徹り、風輪際にや通ひたるらむ、不盡の高根の、鳴澤と云ひけむ人も、即て此の洞穴の形狀を見て、思ひ搆へず、云へりしにてぞ有るべき、そは往昔、此の山の燎たりけむをり、くゆりにくゆる、火氣の中より、燃揚る炎、雪の雫を沸き騰げて、甚じく鳴り響めきたりけむより、さやうに云ひそめけむ、とも、又此の內方を廻れば、〔三十六町、外の方を往けば、五十町なり、ともあり、〕劍峰は。八葉第一の高峯にて。遠く望めば。劍を立てたるに似たり。詣人險を畏れて。多くは此に登らず。是の山の巓より望めば。伊豆駿河の海上脚下に在り。〔○玄道云、甲斐國志に、四方を下し瞰れば、名たる高山も皆平地の如くにて、一つも眼に遮へざる物なし、宛然として空中に坐するが如し、眼力及ばざれば、千萬里の外を眺望する事不レ能、唯々西は駿遠三、及勢州の海岸、東北は筑波山、日光、淺間嶽等小丘の如く、東海は渺々たるを見るのみ、此の中腹を過て北へ廻り釋迦嶽に至る、內院の方を過るを內濱と云、峰の外を回るを外濱と云、外濱の道は巖齗け落て人蹤及ばず、」と記せり、」是れより西に釋迦の割石と云ふ、大石あり。高サ五丈許にして。行路の上に臨み。裂て隨ちむとする勢あり〔或物に巖の上より、西の五分に當りて甲斐國の

身延と云ふ山見え、其の續きに信濃なる淺間嶽見え、又其の九分に當りて、飛驒の乘鞍嶽見え、何れも卑低見下るとぞ、又東南の中間なる、勢至窪より、巳午未と推し亘して、大島三宅島、さては駿河「沼津の城下は眼下にて、」伊豆下田水門の入船の形容等まで、」すべて曲なく見ゆ、となむ、と云ひ、勝隆の說に志良山岳より、駿河龍爪山申二分、甲斐身延山酉五分、信濃諏訪湖戌亥間、飛驒乘鞍岳、酉九分に見ゆ、と云へり、）此邊四時雪あり。岩に氷柱あり。酷暑の節にして。寒風堪へ難く。手足龜むに至る。快晴の日に登る者。險難に疲れて。寒を覺えねど。暫も佇立すれば。寒烈骨に逼り。大易の力は。其の氣候の如く。頭上の暑き事燒るゝが如し。（劍峰の坂路に、親知らず子知らずと云ふ所あり、路內院に傾て、半歩を失すれば、砂石と共に、數千丈の內院に顛墮するなり、谷村の農民森島子懋が言に、吾は小けき百姓なれども、無事に百姓せさせむと思ふ子は、富士の登山は爲させじと云ひ、小沼村淺間の祠官、小佐野子延が言に、富士山は下より形計りを見るべき山なり、夫れ故に古歌にも、上へ登れる歌は、一首も見侍らずと云ひしも理りなり、郡內の人すら斯の如し、他邦の人よく思ふべし、○篤胤云、此の言甚味ひ有れど、其說こゝに盡し難し、又圓明院の行智が言に、此の頂上に登りて在りし程、何となく呼吸のつまる心地なりきと云へり、實然も有るべく思ふ由有りて、其の國人新庄道雄に、此の事を探るに、吾も然思へりと云ひき、此の謂もこゝに盡し難し、さて萬葉二十の駿河歌に、「和伎米故と、ふたり我が見し、宇知江須る、須流河の禰良は、苦不志久米阿流可、と有るも、此の山を詠めるにや、○玄道云、橘三喜記に、凡て十二峯有りと云へり、そも勝隆が委く記せる物あり、）是れより元の路を下りて。八合目に至り。すべり道と云ふ所を下る。走り草鞋と云ふもの三重計つけて。一歩進めば。砂礫と共に。走り下る事七八尺。此の時上より。砂石の轉び落つる事あり。後より下る者。聲をかけて。之れを告ぐ。然らざれば。巨石の爲に壓死せらるゝ者あり。然て疲れを覺ゆれば。處に隨ひて仰ぎ臥し。或は杖を石の隙

に撐ふ。如此して下る事。一瞬數百步にして。五合五勺目。砂篩と云ふ所に下りて止る。是れより左に下れば小御嶽。右は中宮に下りて。初の道を下向す。と云へるにて。此の山の大凡を知るべし。(是の富士山内記と云ふ書、一本には、隔掻錄とも題せり、其の凡例に、通篇森島子與が郡内志、富士山の條に本づき、更に文を修して、其の冗長を省き、且客中耳食する所を以て、其の缺典を補ふ、看者余が疎漏を以て、子與を罪する事なかれ、月所識、と見え、又中に、江湖浪人とも有れど、何人と云ふ事を知らず、今此に取る所は、其書の十分一にも足らず、其の佛法に起れる事蹟、行者の妄誕に涉れる事をば、一向に捨てゝ、今の要有る所のみ、引き約めて記せるなり、○玄道云、凡て此の隔掻錄は專ら北口のみを記して、表口東口南口等の事は記さざれば、そは遠夷物語、駿河新風土記等に就きて見るべし、又柴田花守主の說に爾雅に國之大山者其國之鎭守也と見て、漢土人も五岳を國鎭と崇たり、皇國にては、上古より富士山「名の義は吹息山なりと、角行眞人の說なり、實に靈氣を吹出す、現形にも、亦富士と云ふ稱にも、相合れば一說に備ふべし、」を鎭守として尊めること、萬葉の歌に、山跡國の鎭十方座神可聞と詠たるにて知べしさて皇國は萬國の元首たれば、富士山は特り皇國の鎭なるのみならず、全地球の鎭とも云ひつべし、かく云ふも、輿地全圖などをのみ見なれて、神理を辨ざる者の心には、皇國は一小島なり、他に廣大なる國いと多し、富士も喜拉山などに比ぶれば、遙に卑かりなど思ひて信從かずやあらむ、然れども、國は廣狹を以て、美惡を評し難く、山は高低に仍りて尊卑を定むべからず、近く小天地と云ふ、人身を取りて譬へむにも、腹脊臀などは、體廣く肉多かれど、卑しく、頭は小なれども、尊きにあらずや、又磐石の數十丈なるは、壁の方寸なるに如かず、老大の臣は、幼稚の君に及ばざるも、同じ理なり、されば彼の平澤旭山が登富山記に、蓋天地間、獨吾天皇、萬古一系、莫レ有ニ革命一者、是其無疆之鎭、亦有レ與レ于レ此哉、特ニ立天下一而無ニ比倫一不ニ亦宜一乎、といへるも、げに謂はれたる言にこそと云へり、委しくは、そ

の著はせる本教大基を見るべし、因に云ふ世に富士講とて暑季兩月が間に、富士山に登る講社ありて、晩近殊に廣く流行る、此の講社の起れる縁由、また今日までに傳はり來しありさまを尋ぬるに、天文年間肥前の國長崎に、長谷川左近久光と云ふ人有り、此人應仁以來、國亂れ民苦めるを見て、深く歎き、いかで再治平る世に挽回さばや、と思ひ亘れど、人の力の及ぶべきならねば、難行を修して、神明の冥助を祈らむと思ひ立ちけり、されども、身體脆弱く、病さへ多かりければ、それも心に任せず、此の上は一人の男子を設けて、此の志を遂しめばや、と明暮神に請ひ申しけるに、其妻の夢に、北辰胎に宿るを見て懷妊り、天文十年辛丑の正月十五日に、男子を生みつ、幼名を竹松といひ、後に左近と改め、晩年に至り、角行眞人東覺と名のりて、富士講社の開祖となれるは、此の子なりけり、父母いたく歡び、童の程より、何くれと敎導き、彼大願を讓り負せけるに、角行の性質孝心深く、專ら父の心を遵奉り、永祿元年に十八歲にて家を辭で、まづ東國に赴き、常陸國新治郡土浦の旭臺にて、朝日の豐榮昇りを拜み、それより四方に周游りて、名山大水神佛の靈場などを拜禮み、終に富士山に登り、嶽巓、中道、人穴、八湖、すべて到る處に種々の苦行を修し、天正三年に長崎に歸省しければ、父母の歡喜大かたならず、翌年父母とも引續きて物故りければ、角行は喪を終りて、尙殘れる國々を拜み巡らむと、再び長崎を立出で、越前の國に行きけるが、山中にて盜賊、齋藤助盛と云ふ者に出逢ひ、それが癇疾たる癲癇の病を祈禱の力にて平癒しめたる上、これを敎諭して良心にかへり、弟子とならしめ、大法といふ名を與へて、隨從者とぞしたりける、かくて下野國二荒山の湖水にて又難行を修する際に、宇野宮の人黑野運平と云ふが靈しき夢の告によりて、性來の啞なりしも、物言ふことを得るやうに成りにければ、これはた深く角行を信仰て弟子となりぬ、日玕と稱ふは是なりけり、斯くて後、師弟三人相携ひて、又富士山に入り、天下の泰平に復むことを、此の山の神に願奉り、明け暮れ撓み怠ること

無くあまたの歳月を經たり、さる程に、元龜天正の頃となり、織田豐臣の兩公に、追次ぎて德川公世に出られ、天下はじめてめでたく治りにければ、角行は、祈禱の功驗空しからずして、遂に父母の六願を就成せしめたる事を歡び、且皇國は萬國の宗國にして、富士は地球の鎭守たる旨をも覺知り、天地之始、國土之柱、天下參、國治、大行之本也といへる、數言を遺し、正保三年丙戌の六月三日、人穴の中に歸幽せり、行年百六歲なりき、其の道統は、日玥、玥心、月行と相續ぎ、元祿享保の頃となりて、村山光淸といへるが派と、伊藤食行といへるが派と、二つに分れ、此の二派更に數派に分れ、日にそひて、盛大となり、俗に富士の八百八講と呼べり、一派每に先達と稱ふ者ありていづれも修驗者に擬し、白衣を着、鈴を振り、呪文陀羅尼やうの物を誦しつゝ富士に登山す、又災厄疾病等に惱める者、祈禳を此の徒に乞へば、社友集合ひて、焚上、防ぎ、摘みなど云ふ修法を行ひ、丹誠を凝して祈るまゝに、まゝ効驗を見ることあり、光淸は江戸の人にて、衆庶の信仰を受け、且諸侯の代參を爲て、威權を振ひしかば、其の派殊に盛なり、食行は伊勢の人なるが、江戸に來りて、彼の眞人より四世の師傳を相承し、家業を勤營む餘暇には、知識の門を敲て妙なる旨を悟了得、別に一の家風を立て、四民同等の原理を說き、遊民を賤しめて各其の業に就かしめ、儉素勉勵の敎風を布けり、齡の末に、敎旨を十歲の末女なる、花子と云へるに傳へて、自富士の烏帽子巖に籠り、享保十八年癸丑の七月十七日に瞑目ぬ、それより、此の派も亦いたく行れしが、食行の遺傳は、花子より花形浪江といふ人に授て、其の家名をも繼しめければ、此の人俗稱を伊藤伊兵衞、號を參行と稱して、亦敎義の眞面目を解悟り、俗講徒が煽熖を疎て、江戸三谷の陋屋に隱れ、其の敎旨を傳ふべき人を俟けるに、武藏國足立郡鳩谷驛なる、小谷庄兵衞三志と云ふ人、文化六年己巳の正月、こゝに尋來て弟子となり、遂に其の敎旨を傳へ受けたり、此の三志の行狀は、其の壻志毛正應が撰める 頌德碑に詳なり、其の文に云、道之浩々無レ所レ不レ在、而行之則存レ乎ニ其人一、謹按ニ斯

道肇角行、而興於食行、傳之至於吾祿行翁、而大成、云々、中間末流、以祈禱惑世、參行憂之、毅然矯之、環堵索然、風日不蔽、捫蝨而坐、傳道無人、翁幼而穎敏、慨然以道爲念、父不得爲子、相敬如賓、出入諸家、求所謂道、旁能書、有楷則、授業者數百人、終不以是爲足、遇登富岳、有所悟、遂私淑於人、知世有參行、傍搜數年、立雪沐雨、竟遇參行、師資相得、道統有繼、爾來四十年于此、五畿七道、木鐸不已、西極九州、東抵八州、乃入京師、搢紳賜服、遂至崎縣、漢客寄詩、化其教者十萬餘人、此豈勉強期月間之所能哉、抑精誠之動天地感鬼神、洗人以善者然也、嗚呼翁夙興夜寐、身不扇冬不爐、七十餘年如一日、其出也百舍重繭蓬累而行、所至以忠孝力耕爲教、以慈儉不爭爲行而志氣卓爾、卒然遇人、王侯失其貴、懦夫有立志、嗚呼其可謂至德也已矣、以天保十二年辛丑九月十七日卒、葬武州鶉谷鄕地藏院先塋之側、謚曰清德、諱三志、祿行其號也云々と云へり、また此人富士に登りて、國家の安泰を祈ること、一百六十一度に及べり晩年に至りて、活眼を開き。前代相承の混淆説を、ことごとく陶汰し、純粹の國教に改革せむとて、其端緒を開けりと云ふ、又此祿行を賞して、葉室顯孝卿、清閑長親卿、高田與清、清人沈萍香などより贈られたる、歌文詩賦などあり、總べて此れ等の事ども、委くは德大寺莞爾の著せる不盡道則に就きて見るべし、（頼囶云、柴田花守主は、此の教統を承て、實行教を興起されたるにて、其の教導の懇篤なること、信徒の道德を實行する事世の人の熟知れる如く甚感し、）さて又神名式には載れねど。信濃國淺間山にも。磐長姫命の鎭り坐す由。世に知る人も多く。且つ其の邊りなる古老の傳にも。上代に。近江の湖と。諏訪の湖と一夜に出で來て。淺間山と富士山とを涌出し。甚く荒たりしかば。時の天子驚かせ給ひ。八百萬神を集て問ひ給ふに。伊勢國淺久間の地に坐す。大山祇神。告くは。我れに二女あり。姉を磐長姫。弟を木花開耶姫と云ふ。此女等を任せむ爲に。我が力にて。二の山を造れり。姉をば信濃の山に。弟をば駿河の山に居しめむと白し給へば

兩山に姉弟とふり別て、御子あまた有ける中より擇て二人づゝ。二柱の姫神に添給へるが。此の山なる二人の御子は。世の永人にて。今も現に御坐を。時々に見る人も有りと云へり。（此は往し文政四年の四月に、已殊なる故由有りて、高橋正雄、小山安貞、石井篤任を供として、わざと詣て奉れる時に、沓掛の宿りにて、信州淺間嶽の記と云ふ物を得たり、其發端に、岩村田在の、茂作が家に傳はる、古記の說とて、載せたる文を引き約め、又其の邊りの古老等に問ひ聞ける事をも、少か交へて記せるなり。）此の古老の傳說に。上代に二の湖の出來て。二の山の成り出でたりと謂ふは。古き。年代記、富士山緣起等に云へると同じ說にて。上に論ふ如く取るに足らず。（其は此二山の人世となりて、始めて涌出せりと云ふ事の、異きを信ざるには非ず、彼の年代記などに謂ゆる、天皇命たちの御世の事とすれば、常陸風土記の故事、又神世に建御名方神を、諏訪海まで追到りと、云ふ故事有るにも叶ず萬葉に、天地の、分れし時ゆ、神左備て云々と詠る歌にも合ざればなり。）然は有れど。八百萬神を集へてと云より以下は。實然も有るべく惟符さるゝ事等あり。其は此の二山の。上世より燒荒る事。數なりしを思ふに。彼の古緣起等に謂ゆる。天皇命等の。御世遠からず。二山の甚く荒び燒けたる程に。例の如く太兆に占問坐て。大山祇神の御心なる事を知ろし看し、御子等に命て。祀しめ給へる事の有りしを。土人のかく訛り傳へたるにぞ有るべき。（富士山の時々燒け出でたる事は、上に引き出でたる諸書に、所見たるが如し、淺間山の燒け荒れたる事、彼の記に猶委く記して、淺間山は、戌亥の風の吹く每に、必ず荒るる事甚し、弘安四年、六月九日の暮方、山より西に、黃なる雲出て、人物草木皆黃色の光を映せり、諸人山上を仰ぎ見れば、石とも木とも分らず、光炫ける樓閣門戶等見えけるが、其夜亥刻より燒け出だして、追分、小諸より南、四里餘の間、砂灰ふり、火石今にあり、北は山の麓まで押し出だして、今に此所を石ごまりと云ふと云へるを始め、其より二十二度の大燒けの、年月時日、有趣をも、委く擧げて、右は古代の記錄に見えたるを記すと

云て、天明三年の大燒けの事に及び、淺間嶽は、絶頂凹にして底深く、譬へば擂鉢の如し、此の御釜と云ふ端の廻、凡そ一里餘あり、中なる谷々常に煙出づる時は、硫黃解て覆すが如く涌き流る、然るに明和年中より、釜の中次第に砂石積り、底よりも砂石解け上り、數年の大燒け止て、後に釜埋まり、近き年頃は、釜中に巖石塞がりて、凸に成りしは、不審き事と、口々に云ふ間に、此の大燒く有りしと云へり、○玄道云、中右記に、天仁元年、九月五日、左中辨長忠、於二陣頭一談云、近日上野國、進二解狀一云、國中有二高山一、稱二麻間峯一、而從二治曆間一峯中細煙出來、其後微々也、從二今年七月廿一日一、猛火燒二山嶺一、其烟屬レ天、沙礫滿レ國、煨燼積レ庭、國內田畠、依レ之已以滅亡、一國之嘆、未レ有下如レ此事上、依二希有之怪一所二記置一也、と見え、又同月、伊豆國なる海上の、神火の變にて、諸國の鳴動る事を記されて、下人說云、駿河國富士山、幷信濃國朝間峯、燒落之時、其聲振動、遠聞二天下一、ともあり、和漢合運に、同八月十七日、空有レ聲、如レ鼓、數日不レ斷、年代記に、從二八月十七日一、天鼓鳴、四十餘日ともあり、必此の變の事なり、)天武天皇紀に、十四年三月の條に、是月、灰零二於信濃國一、草木皆枯焉、と有るは、信濃地名考に云へる如く、淺間山の燒くることこそ云はね、疑なく此の山の燒けたる故にや有りけむ、伊勢物語に、「信濃なる、淺間の嶽に、立つ烟、をちこち人の、見やは咎めぬ、後撰集に、するが、「信濃なる、淺間の嶽も、燃ゆなれば、富士の煙の、かひや無からむ、拾遺集に、紀貫之、「いつとてか、我が戀やまむ、千磐破る、淺間のたけの、煙絶とも、此山の煙を詠める歌、猶數首あり、(地名考に、絶頂の大坑、常に煙立ち上り、硫黃の氣あり、「坑の廣サ大略二百間許、」坑中に硫黃滿る時に、地火突發し、大石ほど走り、砂石を降して、麓を燒く、其の音數百里に聞ゆ、貫之ぬしの詠れし、千磐破る淺間の嶽、煙のみ立つゞきて、いく千載か震ひ動き雲を焦しけむ、抑々是の山は、國の眞中になり出て、深からず、驛路其の府を周れば、路行く人も高きを知らねど、遠く眺ば富士につぐ、今夏月の雪は希なれど、立春の後百餘日、霜沍て雪の朝の

如し、又中秋より霜寒く、或は霜早く來て、毛作を刺す、故に耕作の日せまると云へり、○玄道云、道興准后廻國雜記に、「今は世に、煙を絶えて、信濃なる、淺間が嶽は、名のみ立けり、と見ゆ、或る人、此れに因て、文明の比は煙絶えし事も有りしにや、と說へり、千曲眞砂に、此の山を當國一の大山也、表は、佐久、小縣の兩郡へ跨り、裏は上野國吾妻郡なり、三四年に一度大燒けあり、其の時は千雷萬雷の如く、巨木を拔きて、谷に横たへ、大石を飛して、空に隷る、其の烟幾萬丈ともなく立上り、半天より亂火を降して、いとすさまじく、燒沙石を降らす事、盆水を覆すが如し、又烟常は東へ靡くを、西へ靡くを凶とす、四月八日巳の刻までに、諸人齋して詣づ、午の時に及べば、燒け出づる事あればなり、と云ひ、和漢三才圖會に、淺間山高四里、半腹以上常燃、而薫煙无休期、攀石燒飛、如浮石絶頂凹、而灰火散、每四月、潔齋登山、人皆以竹筒貯水携上、以浸草鞋防火氣也、と有るを始め、此の山の事は、何くれの書にも多く見ゆ、又扶桑畧記に、光孝天皇、仁和三年、七月三十日、信乃國大山頽崩、巨河溢流、六郡城廬、拂地漂流、牛馬男女、流死成丘、と有るは、或る人も云へる如く、此の山なるべき事、近く天明三年度の變をも、思ひ合せて知らるめり、此條の御紀に漏れたるは、抄本にて、全書に非ざればなり、○さて彼古老の傳へに、伊勢國淺久間の地に坐す、云々と云へるは、疑なく彼の朝熊山にて。此は殊に由ある言なり。誠に上代に。か、る由緒の無からましかば。伊豆。駿河。信濃等の相ひ放れる國々に、同じ山の名を負て、同じ神等の坐べき因なき物をや、然れば此は、有るが中に珍き說なり。(猶彼朝熊社の所に、注せる說どもをも、立ち返り見て、思ひ合すべし、○賴國云、詞林采葉抄に、富士權現は、信濃國淺間大明神と、一體兩座の垂跡にて、おはしますとかや、兩山共に淺間大神と申す故也、と有る、此の師說とよく符り、又彼の添へ給ひし二人の御子は。世の永人となりて。今に此山におはすを。時々見る人有りと云ふ事も。尋常の事識等は。疑ひ思ふも有りぬべし。然れど此は。異國にのみ。然る仙人の有るに非ず。皇國

にも往々有りて。然しも珍からぬ事なり。其は殊に諦なる實事どもを擧げて考證せる物有れば。此には記さず。(彼淺間嶽の記に、山上の戌亥の方に、谷とも非ず、少かたわみて、林の深く茂れる所あるを、土人は魔所と云ふなれど、實は其の二人の幽郷にて、現に殿舍は無けれども、土人にまゝ、麗しき宮殿の、霞に映れるを見し者あり、或は雞の時をつぐる聲を聞く事あり、又琴笛の音等の聞ゆる事も有り、と記し、又其の仙人等を見し者の言に、身の長は一丈計りにて、太刀を帶たるが、黑髮を長く垂たりと云ふとぞ、天明年中の事とか、輕井澤驛に、山犬權十と名を得たる荒をのこ、其の男子を連れて、麓に鶉網張りて居けるに、右の有り狀なる異人其の小屋の前を通りしが、立ち返りて、權十を呼び出だし、草鞋の紐を結びて得させよと云ふ、權十心得て結びけるに、異人其の左の足を上げて結ばしめ、片手を權十が頭の上に突きたるに、其の痛み堪へ難きを忍て結び畢りて右の足はいかにと云へば、右の足はよしと云ひて去りぬ、然るに權十が頭に、異人の付けたる指三本のあと、深く凹みて、生涯直らず、山犬を手取りにせし程の者なれども、其の後は恐れて彼所の麓にて、鳥とる事を止めたりと、直に相ひ見し老人も語れりき、○玄道云、中陵漫錄に、同國なる戸隱山にて、德七ちふ者が、二人異人を見しに、一人は十七八許りにて、絹布を著、短刀を佩き、甚美麗き容貌なりし、と載るも、よく似たる事なり、さて永人とは、仁德天皇、及建內宿禰命の御歌に見えて、山人と云ふに同く、長生久視の方を得て、神仙の位に至れる眞人の稱と聞ゆ、さて早く新井君美も論へる如く、上代には大事ある時は、必皇后、皇子等に命せて、事執らせ賜ひし事、將皇國に古く聞えし神仙等の事をも、此れらの師の說に因て、別に記し置る物あり、さて上の件の如く、師の君の幽冥の情狀をし、精思考究して、慇懃に提撕教誨されしは、後生に於て、こよなき大き、恩賴なれば、其の門に入りて、道を聞ける徒は、此れを紳に書て、祖述服膺すべき道理なるを、却て論語の怪力亂神、及中庸の索隱行怪などいふ、陳言を引き出て、此をあざみ笑ひ、彼の人

の子を傷ふ徒も、往々聞ゆるは、何如なる心なりけむ、そも本居大人の、怪きは、此れの天地、うへなく〳〵、云々、とも、「あやしきを、有らじと云ふは、云々、とも詠れ、老子の、下士は、道を聞て大きに之れを笑ふ、と云はれしも、今更思ひ出でられて、此れぞ古道の底ひなく大きなる所以にこそはあるらめ、）さて富士山は、佐久夜毘賣命其の主神と坐すに小御嶽石尊とて。石長比賣命も坐しませば。淺間嶽も。石長比賣命、其の主神には坐せど必ず佐久夜毘賣命も坐しけむ事。彼方を合せて御坐謂をもて悟るべし。（其は今しも其社こそ無けれ佐久夜毘賣命なりと云ふ說も有るは、幽より云はしめ給ふならむもえ知らず、）○玄道云、倭頼集に、「雲はれぬ、淺間の嶽も、秋くれば、烟をわけて、もみぢしにけり、と有る判詞に、淺間山は、信濃國に在り、常に烟立つ所也、而るに駿河の富士の山も、常に烟立つ所にてぞ有る、件の山に坐す神を淺間大神となづく、と云へり、さて朝熊神社考に、淺間より西七八里許に、眞田と云ふ鄉あり、其の辰巳の方に富士淺間の山有り、

其の山南腰に、田澤村と云ふに、奥宮と云ふ有りて、年に三度山籠りして、五穀豐熟を祈る事あり、さてその廿里餘も東に、沼田と云ふ地あり、其西方子持山と云ふに、木花開耶毘賣命を祀りて、子持明神と申す、四月朔日に祭禮あり、又淺間峯より、一里許り下りて湯平と云ふ地に石の上に小祠有り、八月八日齋はり登りて、諸人穀を祈り申す、此は石長姫命にます、天明の變にも、御靈代とおぼしき石邊には、凡て火石も來ざりしとか、永正、大永以來の山燒けは大小廿二三度に及びしかど、此の處は恙坐さざりしとなり、又土人の說に、富士山より、此の岳に每日三升づゝの砂を貢るとも、又時々いと美麗なる日、峯の煙の凹凸もなく、眞一文字に棚引きて、富士に至る事有るを、神のみわたりと云ひ傳ふ、余も正しく三四度見たり、さて彼眞田は元狹名田、沼田は淳名田と唱しにや、とも說り、實にも件の師說の左券とも爲べく、おぼろげの緣とは聞えず、又上野國志、同名勝志等に、因るに群馬郡に佐野村有りて、萬葉集に、佐野田能奈倍能、と詠み、八雲御抄、藻鹽草にも、

佐野の地見え、和名抄、利根郡に、渭田郷、奴末太と有て、東鑑に、沼田太郎、同七郎等見え、今も沼田城趾有りと云ひ、又勢多郡荒山の下に、在二地藏嶽一、又號二小路嶽一、祭二淺間神一、三夜澤祝、奈良原氏家、有二小田原北條制札一云、駿河富士淺間大〇〇赤城山之內、號二小路之嶽一地へ、御飛之由、數ヶ度御神託、无レ疑之段、三夜澤社人一同注進、云云、永祿十二年、閏五月廿三日、と有りと記し、同、國帳に、吾妻郡從三位淺間明神、利根郡に、山神明神坐し、式には、那波郡、火雷神社まし、又但馬國養父郡、淺間神社「和名抄に、淺間鄉有り」同氣多郡に、山神社、雷神社坐すも、共に由有げなり、また下野國なる室八島も、佐久夜毘賣命を祀る、と羅山文集に云へるなど、其れ若し正しくば上考に由有りて聞ゆ〇忠行云、淺間山には、今も櫻樹いと多く、西南の麓鹽野村に、淺間社有て、其產土神とます、師說に攷へ合すべし、)かくて彼の記に。上古は御社も盛なりしと聞えたるに。如何なる事にや。此の社の名をば。神名帳にも載されず。殊に中古の亂れ世より。漸くに社も崩れ失せて。今は頂上に。少けき石宮と、沓掛より登る麓に。鳥居一基有るのみにて。社人もなく。かく麤略になれる故に。神の御怒ありて。時々に山頂より。石泥を吹き出だして。國民の災難となるは。悲しき事なり。と記せるは。實にも尤なる長息なりかし。(但し其の氏子なる村々の古老どもは、天明年中に、山の燒け出でたる時までは、社有りしとも云へり、今は社人もなき故に、其の邊りの寺僧、山伏など、推して己が仕ふる神のごと云ひなし、又其の者ども、富士の榮えを羨み、且つ山の名を淺間と申すに就きて、佐久夜毘賣命とのみ誣ふる故に、今は石長姬命と云ふ事を、知らざる者も多かりと、歎き語りき、

〇門人井上賴囶云。此卷を櫻木に彫せたるは。信濃國伊那郡なる實行教會員なり。

古史傳三十二之卷

平篤胤遺稿

男　平田鐵胤　撿閱
門人　矢野玄道　謹撰
孫　平田胤雄
門人　角田忠行　謹挍

神代下十二之卷

爾火須勢理命者。爲海佐知毘古而。取鰭廣物鰭狹物。火遠理命者。爲山佐知毘古而。取毛麤物毛柔物矣。爾其兄者。毎雨零風吹。不得其利。弟者雖雨零風吹。其利不忒矣。於是火須勢理命謂其弟曰。吾試與汝易佐知。欲用云矣。火遠理命。許諾而。各相易而。火須勢理命。持弟之佐知弓佐知矢。入山而覓獸。終不見獸之乾迹。火遠理命持兄之佐知鉤。出海而釣魚。都不得一魚。亦其釣鉤失海而。無由覓矣。故倶空手而歸坐焉。

爾に火須勢理命者は。古事記に。火照命と有るを斯記れたるは。これ頓て火須勢理命なればなり。其の由。徴に辨坐せるが如し。(又書紀正書の傳は。火照命と申すより。火明命と紛れたるにこそ。又上第百四十八段に云へる如く出雲伊和大神の御子にも。火明命と申す神。播磨國風土記に見えて。或る人は保氐理と訓めりき)○海佐知。山佐知は。記傳に云。直に宇美佐知、夜麻佐知と訓むべし。(海之山之と之を添ふるは惡し、○玄道云、書紀卜部本に、弘仁私記を引きて、宇美佐知とあり、下なるも皆同じ。書紀に。海幸山幸と書きて。幸。此云左知と有れども。幸の意のみには非ず。(幸とのみ心得ては、下に至りて協ぬ事あり、)佐知は。幸取にて。伎を省き。登理を切て。知と云ふなり、(登理を知と云

ふ例多し、)さて先づ幸とは。凡て身の爲に吉き事を云ふ。(福の字をも書けり、○玄道云、常陸國風土記久慈郡なる、薩都里の下に、兎上命、土雲を誅へる事を云ひて、能令殺、福哉所言因、名佐都。また同記に祥福を然訓める等も、共に末に引けるが如し、)此にては。海にて諸の魚を得るを。海佐伎と云ひ。山にて諸の獸を得るを、山佐伎と云ふ。凡て物を得るは身の爲に吉事なる故に。幸と云ふなり。さて其の海山の佐伎を取り賜ふを以て、幸取彦と申せるなり。(○玄道云。纂疏にも、幸彦謂以其所得之才為名とあり。)次の文に。取鰭云々、取毛云々とある取を思ふべし。萬葉一。二。六等に。得物矢(此れをトモヤと訓めるは誤なり、賀茂大人のサツヤと訓まれたるぞ穩當る○玄道云、伊勢國風土記にも、麻須良遠能、佐都夜多波佐美と見ゆ、)五に。佐都由美。三に。山能佐都雄。十に。薩雄。又佐豆人(○玄道云。神樂歌、また鎮魂歌にも、「さつをらが、もたせの眞弓、奥山に。鳥獵すらしも、弓の弭みゆ、」等ある。佐都も佐知と同じ。薩摩てふ地の名も、此の幸取彦等の。

住み給へりしにぞ因りつらむ、(○玄道云、此れ實にさる説なるを、或る説に、西の國の端を狹嵜と云ひ東の國の端を阿嵜と云ひて、相對ひたる稱なり、と云へるも、をかしくは聞ゆれど、吾妻の名の義に叶はねば、取りがたし、)日本紀竟宴歌に、火遠理命を、夜麻讃智比胡と詠めり。○鰭廣物鰭狹物は。上に出つ、(鰭の事は、上二十四卷の二十二張、廣物狹物の事は二十八卷の二十三張に、記傳を引きて説かれたり、また大同本記に、倭姫命御船留而、鰭廣魚、鰭狹魚云々、高橋氏文に、波多乃廣物、波多乃狹物、天野祉告門に、海山物者鰭狹物、鰭廣物、とあり、)○毛麤物毛柔物は。記傳に云、氣能阿羅母能。氣能爾古母能と訓むべし。(廣瀨大忌祭辭に、和支物、荒支物、と有るに依りて、伎を添へて讀むは、中々にわろき事、上に云へるが如し、○玄道云、或人は、猶古くは、かくも訓ませたるならむ、と云へりき、)諸の獸を云へる古への雅言なり。氣母能。また氣陀母能も。毛を以て云へる名にて同じ、(和名抄に、獸を介毛乃、畜を毛太毛乃と分けたるは、いかなる由にか、介

太毛乃も、毛津物とこそ聞えたれ、○玄道云、大祓詞後釋には、介毛乃は、加比物にて、畜類を云ひ、介太毛乃は、毛津物にて、獸屬を云ふとあり、何れよけむ定め難し、）書紀保食神の段に。又嚮山則。毛𣭛毛柔亦自レ口出。龍田風神祝詞に。山爾住物者。毛乃和物。毛乃荒物、（遷二却崇神一祝詞にも、かくあり、）道饗祭祝詞に。山野爾住物者。毛能和物。此能荒物等見ゆ。（○玄道云、高橋氏文に毛乃荒物毛乃和物、供二御雜物等一とあり、）書紀に。兄火闌降命自有二海幸一。弟彦火々出見尊自有二山幸一。（○玄道云、通證に引ける直指に、云自者、謂二天然生得一とあり、）一書に。兄火酢芹命能得二海幸一。故號二海幸彦一。弟彦火々出見尊能得二山幸一。故號二山幸彦一。また一書に。兄火酢芹命得二山幸利一。弟火折尊得二海幸利一。（此れは海と山とを相誤れる傳へなり。○玄道云、此れまでは、古事記を採り給へる事、徵に見えたるが如し、纂疏に、蓋生得二其利一如レ此と見え、口訣に、こを火々出見尊御世を知らす基と記し、通證に、宣賢曰自得二弓箭之道一者蓋治二天下一之瑞也、ともあり、共にさる說どもなり、）

○爾其兄者は。古古爾曾能以呂世波と訓むべし。兄は已く上（第六十八段、第七十六段等）に見ゆ。玄道云。此の以下は。書紀海宮段。第三の一書を本に採りて。古事記。及書紀第一の一書。正書をも、交へ取りて記し坐せる事。徵に見えたるが如し。○雨零風吹は。上（第六十二段、又第百四十七段）に見え（紀に、風雨とある古訓に風吹雨零と字の隨に訓めるは古意に非ず萬葉集（九卷）に。雨零而風不レ吹登毛風吹而雨不レ落等物。又（十三卷）登能陰雨者落來奴。雨霧相風左倍吹奴（崇神天皇紀に、風雨順レ時、仁德天皇紀に、風雨入レ隙、敏達天皇紀に、无レ雲風雨等見え、大和物語に、風吹き雨零りける日の事になむ、朝野群載、卜二御體一奏狀に、風吹雨零旱事聞食矣、）等見ゆ。○不レ得二其利一は。（書紀古本に從て、）曾能佐知袁衣受と訓むべし。（記傳に、利を佐伎と訓れつ、萬葉集十八卷に、美許登能佐吉乎、又、御言能左吉乎、聞者貴美と有れば、斯も訓むべし）○弟者は。伊呂登波と訓めり。上（第六十八段、又第百十二段）に見ゆ。○其利不レ忒矣は。曾能佐知多賀波郞理伎と訓むべ

し。○玄道云、師翁の説に。此の佐知易の事。古事記にては、弟の命の御方より乞賜へるなり。書紀は、正書及第一の一書にては、兄弟互に易給へるなり。此に採れる一書にては。兄の命の方より乞賜へるなり。此の三つの傳への中に。兄の命の方より乞賜へるぞ。此の終までの趣によく叶へりける。兄則毎有風雨輙失其利弟則雖逢風雨其幸不忒と有れば。易てむと所欲る由緣さへ知られて。いよゝ明らけし。然れば古事記の傳へは。紛ひ誤れる物なるべし。と師も既に言はれたるは。信にさる説なればなりとあり（口訣に海荒風雨、山競以得利兄姤而換之尊不得辭讓也、と云へるもさる説なり。）さて上代は。日嗣の御子（やがて虛空津日高にて、後の皇太子にます。）と申し奉るも。必後の世の如く。一柱に限り賜はず。二柱。また三柱も坐しゝ正き證の。古事記白檮原宮段。水垣宮段。日代宮段。明宮段に見えて。記傳に委しく説顯れたるが如し。されば此の二柱の御子の命も。然坐しゝ御事は。今更に論ひ奉るべくもあらねど。かく海幸彦。山幸彦と相對ひて大坐し

しは。（或る人も論へる如く、比古とは、比賣と相對へる稱にて、上古は貴族ならでは、假初にも呼ぬ稱なるを、世にあはつかに思ひ謬める徒も有れば、因に驚かし置になむ。）古く出雲大神。及事代主大神。若布都主命等の海山御遊の例無きにはあらねど。（こは已に、本書第二卷の百十六段、第一卷の百三段等に見えたり。）こは其れとは聊樣變りて。必深き契ある事とこそ窺ひ奉らるれ。さるは決て大御父天皇命の御世の末には。其の大御年は。漸々に比禰賜へれば。御自聞看す。天下の御政をも。二柱の御子命等の、相攝て。持ち別け賜ふべかめれば。爰に辭別て。山野の政は。御弟命。海河の政は。御兄命の掌賜ひ。神祭の政は。更にも申さず。平恒の大御饌の料をも。總知し賜ひて。大事とある時は。大御自らも。御獵。及漁魚に、出立して。仕へ奉り坐しけむを。かく事略て。質朴に語り傳へたる。古文なる事。毛麁物。毛和物。また鰭廣物鰭狹物と有るは。即上に引かれたる。古へ典どもに。悉く神御饌にのみ。申せる名目なるを。先づ思察べきなり。（彼の第二卷なる。豐

受毘賣神の條に、見えたるも、須佐之男大神に奉り坐しゝを始めて祝詞式及大同本記に見えしは更にて、高橋氏文なるも、共に皇大神及明神の御料なるをも思ひ合すべし、さて上に師も論れし如く、飯物を、古く大御饌と爲させ賜ひし事、上に見えたる祝詞は更なり、高橋氏文、仁德天皇紀、雄略天皇紀等に正しき徵有りて、伊勢大御神の神廷の御政と、明神の御政と相差るを、誰れも怪み訝る事なれど、此は或る說の如く、天神と、國神の御風儀の異なる所以にて、姑く其の國神の國俗に、從ひ賜へりと爲て有るべくや、(さて又そのかみを考ふるに、國造り坐し大神の御子、事代主大神と稱すは、事知りにて。物代に對へたる御名。出雲國風土記に見え賜へる。又御子山代日子神とは。師說に山知りなりとあるを。神名式に。出雲國杵築郡。大穴持海代日古神社。大穴持海代日女神社と申す御子は。大海の政を掌賜へるより負ひ坐し。又彼の后神努津比賣命と申す神。播磨國風土記に見えたるは。大野の事を掌り賜ひなど。互に持ち分けて政ち賜ひしにやと伺ひ奉られたり。(忠行云、右の考に付て案ふに、出雲國意宇郡、山代神社は、即ち山代彥命にて相並び坐せる野代神社は、野知り神の義にて、御母子共に山野を持分け掌り給ひしと知られたり、)又其の後日嗣御子等の。しか御政を攝て。仕へ奉り坐しゝ證有りやと探るに。先づ葛城。高岡宮。治二天下一天皇御世に。其の御兄。神八井耳命の。汝が命を扶けて忌人と爲て。仕へ奉らむ。と。天皇に宣るは。即ち御政を攝掌て。仕へ奉らむとの御事。日本紀に。吾當下爲二汝輔一之奉上典中神祇上者。と有りて。大御父天皇の御世には。二柱相ひ並ばして。しか仕へ奉らしゝを。尙長く如此狀にて。仕へ奉らむと白し賜へる御語と聞え。(御政の中に、神政なむ、いとも重任なれば、かく忌人と爲てとは、宣へるなる事、記傳に說明されしが如し、)又師木水垣宮治二天下一天皇の御代にも。伊久米天皇と。豐城入彥命と相並ばして。仕へ奉らしゝを。御夢の兆に因りて。豐城入彥命は。東國の政を分掌賜ひ。師木玉垣宮治二天下一天皇御世には。大足彥命と。五十瓊敷命と二柱相並ばして。御政を攝ね奉り賜りしげに聞え。

纏向日代宮治天下天皇御世には。若帯日子命。倭建御子命。五百木之入日子命と。三柱ともに。日嗣御子の御名を負はせ賜ひ。輕島豊明宮治天下天皇の御世には。大雀天皇の。未だ皇太子と坐して。御自大御饌に。仕へ奉り坐し。（書紀の私記に、古難に云、鷦鷯皇子、得菟道太子之讓雖登帝位舊无太子之號、何稱太子可謂史之誤也、公望私記、曰太子可訓美古也と云へるは、なほ〳〵しき説にて、云ふにも足らずなむ。）後に大御父天皇の。此の命は天下の政を攝政給ふべく。詔別させ賜へる等を、熟々察奉るに。恐けれど。專ら此の御故實に因り賜へる。神隨なる御所爲ならむと。所思奉ればなり。（こは尚、皇太子のみならず、御祖命、及大后、諸の王子等も然坐しけむとさへ、所思る證有りて、そは別に記せる物あり、又下の段なる神田の事を、説へる條をも併せ考ふべし。）○謂其弟曰は。曾能以呂登仁。以比祁良久と訓むべし。○吾試與汝は。阿禮古古呂美爾美麻志登にて。試は。神代紀に、可不試歟と見え。聖武天皇紀の詔に。十日。二十日止。試定止斯伊波婆　また擇賜試賜而　また試賜使賜弖また類聚名義抄に、試。（心ミル、トヽノフ、モテヤブル、モチ井ル、）嘗試。（心ミニ、○考課令に、試をコヽロミヨ、またコヽロム、又コヽロムル、など訓ませ、色葉字類抄に、試、コヽロミル、とあり、）古今集に「在りぬやと、試がてら、相ひ見ねば、戲難き、迄ぞ戀しき。」○易佐知は、玄道云。故大人の佐知乎加閉氐。と訓坐せるに從べし。（書紀のト部の本に、試欲易幸とある下に、佐知賀閉世牟と有るは、私記の訓なるべし、）加閉は。上（第十四段）に。替哉。書紀（御誓の條）に如此約束。共相換取と見え、又古事記に。以吾名欲易御子之御名と見え。仁德天皇紀に。今朕之子。與大臣之子。同日共産。兼有瑞。是天之表焉。以爲取其鳥名各相易名子。爲後葉契也。と記し賜ひ。萬葉集に。吾持有、眞十見鏡爾、蜻領巾、負並持而、馬替吾背。又馬替者、妹歩行將有。又吾宇奈雅流珠乃七條。取替毛白さむ物を。又衣手易而。又今替、爾比佐伎母利我。伊勢物語に。思ふには、忍

ぶる事ぞまけにける。逢ふにしかへば、さも有らば有れ。枕草紙に。己か許にめでたききむ侍り。夫れにかへさせ賜へ。源氏物語（紅葉賀卷に、）我が持賜へるにさしかへて見給へば。又橋姫卷に）取りに遣しつる直衣に奉り易へつ。（又空蟬卷に）空蟬の、身を易へてける、木の下に。云々。等あり。さて此れなむ物を交易る事の。物に見えたる初めなるべき。（士清云、買を訓むも、換ふる義也、西土の書にも、買を易とも書けり、東鑑に博を訓めるも同じ靈異記に、債をモノノカヒと訓めり、」と云へり、字鏡に、債乃々加比。又於保須と有り、されば謂る賣買の買も、本交易、同じ語なるべし、催馬樂なる、貫河に、「也波支乃伊知爾、久川加比爾加牟、久川加波波、千加伊乃保官志支乎可戸」拾遺集、物名、に「此の家は賣に入りても、見てしがな。主ながらも、買はむとぞ思ふ、」夫木抄に、「君が爲、命加比にぞ我れは行く、都留てふ郡、千代をうるなりっ」等を求めり、そも顯宗天皇紀に、旨酒、餌香市、不以直買と見えて、私記に、時人、又競以高價買頒と云ふ傳へも有れば最遠き世より有りし事明白きを、漢籍に、交易を神農氏の時に、防まると有るに依り、且つ師説に本づきて別に説へる物あり、さて賣買の加比は、かはむ、かひ、かふ、かへ、と活き、交易の方は、かへむ、かふ、かふる、かふれ、と活く詞と成れるは、後の事なるにや、）欲用云矣は、毛知比氏乎登以比伎と訓むべし。記傳に云、（舊印本等に、欲の字无きは惡し、今は眞福寺本、延佳本、等に、依れり、）用の假字は。源仲正の家集に。元日戀「千代迄も、影を竝てっ逢見むと、祝ふ鏡の、用ひさらめやっ」（夫木抄三十二に載れり、又後なれど藤原經衡の家集にも、此の同じ人宇治殿にて、餅を遣すとて、「肴には何も有れども、此の中に、心に著ば、是れをもちひよ、返し「君か代を、心もちひの嬉きは、何なる人の、情ならむ」と餅に云ひ懸けたるに依りて定めつ。（仲正は、後撰集の作者なれば、未だ假字の亂れざりし程なり、もちひ、もちふ、もちふる、活用言にて、戀強等と、同格の活きなり、〇玄道云、定賴集に、物名、餅「かきつけむ、あまのしわざも、ちひろなる、みるめしなくば、かひあら

じやは、こもあり、又書紀の卜家の本に、用瓊こ訓めり、或る說に、蜻蛉日記に、夢をも佛をも、もちゐるべしや、もちゐるまじや、源氏物語、夕霧卷に、心清う思ども、然もちゐる人は、少くこそ有れご云ひ閑居の友に、都にもちゐる事勿れこは、云々こ有るを引きて、尙爲の假字ならむこも論り、愚管抄に、數知らず、しかあり、類聚名義抄に、用、モチヰル、モチフ、用心、心モチヰ、費、モチヰル、同書、及字鏡集にも、以、モチヰ、モチウ、餅、モチヰ、須、色葉字類抄に、試、又任御を、モチヰル、作褻服、モチウ、庸、モチヰル、等見えたれば、此の說も捨て難し○忠行云或人も云へる如く比こ爲こは通音なり、其は倭名抄等大炊を於保爲こ訓み、神樂歌に圓居を滿登比こ訓み、鬢髮を萬葉集に蘰名負、新撰字鏡倭名抄等、に宇奈爲こあるにて知るべし、なほ例あり、大同類聚方に、用字流久須利こあれば、モチヰ、モチウルこはたらき、又鈴屋伊吹屋大人のモチヒ、モチフこ定められたるも、誤には非ず、)さて此の佐知も、(下なるも皆同じ)上の海佐知山佐知の。佐知こ同くて。幸取ながら。

上なる幸を取る人を指して云ひ、(又毘古こ接れば取は單に取る事を指すこしても可し、さて其人を指して、菜取こ云ふ例は、水取、棧取等の類ひなり、此の例尙他言にも多かり、)此處なるは、幸を取る具を指して云へるなり、(欲用こ有るを以て、其の具を指して云へるなる事を喩べし、)凡ての用の言の其具の名ごもなれる例多き中に、火を取る器を。火取こ云ふ等、(和名抄に、薰爐に比度利、)正しく同じ。然れば海幸取彥の幸取は。海にして魚を取る具にて、釣鉤等なり。(即書紀に、幸鉤こもあり、幸取鉤なり、)山幸取彥の幸取は。山にして獸を取る具にて。弓矢等なり、(即書紀に、幸弓こもあり、幸取弓なり、さて佐知こ云ふ事を、幸このみ心得ては、違こ云ふ事、此にて知るべし、書紀に、欲レ易レ幸こ書れたれごも、幸も易こては、文字の上聞え難し取レ幸具を易むこ云ふ意ならでは聞えぬ事ぞかし、)玄道云。纂疏に人各有レ才。亦天賦爾。以二私欲一相易則兩失レ之矣。こ有る。實にさるべし。(通證にも、直指を引きて、鳥之翔レ空魚之遊レ水蓮生二池中一蘿施二石上一物之性也、人亦各

異其才故神聖隨其器而導之蓋則自然也、如背其性豈能成就焉哉、とも云へり、又或る説に、幸とは、狹道の義にて、皆人各其天性に稟得たる物を云へる稱にて、或は武術に、文道に、農に、工に、商になど、其の性に得て、終身の業と成すなるを、此を成し遂て、其の妙處を得るに及びては、父此れを子に傳ふる事能はず子亦此れを父に受くる事能はず、故に我れに在るは、人の有に非す人に在るは、我が有に非ず皆其の事其の人に限る故に狹道と云ふ、狹道とは、性に就きて狹く、道とは業に就きて弘しと云へるもさも有るべくや、さるは近き御世の、現人神の大詔にも、人は何なる不肖者にも、必一の才能は有る者なれば、其の器に從ひて、此れを養育べしと勅り賜へる語にさへ思ひ合せ奉られて、甚恐くなむ、)〇許諾は上(第三十段)に勅許之。又(第百十五段に)不須許とあり。〇各相易而は。記傳に云。各は。縣居翁の加多美邇と訓まれたる宜し。互になり。(〇玄道云。後撰集、又伊勢集に、逢ふとたに、かたみに見ゆる物「一に夢とあり、」ならば、忘る程も、有らまし物を又「逢ふ事の、かれみに聲の、高からば、我ならねども、人は聞なむ、空穗物語、國讓卷に、我れと君とは、甚美じく契りたる中ぞ、かたみに打ち許さむとぞ、云ひたるとぞ、同初秋卷に、深き心いひ契らせ、かたみに憐れならむ事を、又此方かなた、かたみに勝ち負けし賜ふ、源氏物語、帚木卷に、かたみに背きぬへき、段になむ有ると、嫉氣に云ふ、榮花物語に、皆かたみになさけをかはし、をかしうなむ、おはしあひける、後拾遺集に、「契りきな、互に袖を、しぼりつゝ、云々、新勅撰集に、相模「我れも思ひ、君も忍ぶる秋の夜は、かたみに風の、音ぞ身に染む、水鏡異本に、此の御使と、かたみに爭ひ論し申しけり、堀川百首に、常陸、「逢ふ事の、跡絕勝にも成り行くか、かたみに通へままの繼ぎ橋、等見ゆ、士清が說に、かたみは偏身にて、各自の意なり、)〇入山而覓獸。終不見獸之乾迹は。夜麻仁伊理氏志志袁麻具爾。都比爾。志志能加良登毛美受。と訓むべし。入は上(第十八段)に。還入其殿内。又(第四十三段に)所隨入矣。又(同段に、)投入殿內。又。乃入天石窟。

又（第五十六段に、）勿遣入坐。又入二其石窟一（又第八十二段に、）率二入山一。又令レ入二其中一。又（第八十三段に、）還入。又喚入。又入二吳公與レ蜂室屋一。又（第八十四段に、）射入。又入二其野一。又落入。書紀に。入レ於二黃泉一及之。又作二无戶室一入二居其內一。又入二其室中一。又此火遠理命段にも。延內之。（又內の字、投の字をも、イレマツルと訓み）又迎入坐定。など云ひ。神武天皇紀に。逼令二催入一。と有りて道臣命歌に。比苦瑳破而、異離烏利苦毛。等見ゆ。獸は、古事記。朝倉宮段の大御歌。志斯布須登。又斯志麻都登。又志斯能。夜美斯志能武烈天皇紀の歌に。斯斯貳暮能。齊明天皇紀の御製歌に。伊喩之之乎。等も見えて。記傳に。凡て獵に就きては。猪をも鹿をも。斯志と云ふ例なり。と云はれたり（或人云、此は田獵の時の通稱にて、漁獵の時に魚を那と云ふが如し、士清曰、猪鹿を專らしゝと云ふは、雉を專らとりと云ふが如し、鹿は仁德天皇紀、猪は崇峻天皇紀に見え、御齒固、猪鹿ともに見ゆ、近き代は水鳥雉等を用ゐらるゝ事、類聚雜要に見ゆ、蝦夷にては、熊をしゝと云ふとぞ、と云へり、雄略天皇紀にも、猪及宍人部等の事見えたり）覓は。上（第九十八段に、）八千戈神の御歌に都麻麻岐迦泥氐。又（第九十九段に、）麻岐斯阿多泥都岐。と見え。又（第八十二段に、）哭乍求則。ともあり。（或る說に、麻久と云ふに、覓レ妻と、妻纏との別有り、覓の方は濁音にて、語の本は、目の活用にて鬘に爲を蘰岐、蘰具、蘰賀牟と云ふ如くに活きて、見覓る意に成るなり、と云へり）乾迹は。古本及卜部本に。加良止とも。加良安止とも訓めり。此はから招。から山。から船、（土佐日記に見ゆ、）加良木（金葉集に、「足引きの、山のまに〳〵、倒たる、からきは獨ふせるなりけり、此は或る說に因りて云へど、若くば、枯木にても有べし）等云。加良にて。即空虛の意なり。（韓國の加良も、韓神と申神名も有は同じ義と云ふ說もあり、）纂疏に。謂二獸之絕無一也。（通證に、重遠曰、乾迹謂二獸蹄之舊跡一）と見え。上（第九十二段）に。踐健之跡處。又（第百三段に、）猪之跡失。と云ふ事あり。（然を口訣に、乾迹草伏跡也、と有るは、非ず、さて此れ迄兄命の事を云へり）〇出レ海而

釣レ魚は。宇美爾以傳氐。那都良須爾と訓むべし。玄記傳に云ふ。魚を那と云ふ事は上に出でたり。玄道云、傳二十四卷の二六張に、記傳を引かれたり）萬葉五に。多良志比賣、可美能美許登能、奈都良須等、美多多志世利斯、伊志遠多禮美吉。〇玄道云、本書に、一云、阿由都留等、と見え、或る人は、吉の字は志の誤りにやと云へり。）和名抄に。聲類に云。釣設二鉤餌一取レ魚也。和名都理。字鏡に、釣伊乎豆留。〇都は。上（第八十九段）に。都不レ見レ物とあり。又經津主神は更なり。常陸國風土記に。布都奈之村と見え。三代實錄の宣命に。種種災皆悉爾銷亡給。枕草紙に。けにいと哀れとは聞きながら。淚のふつと出で來ぬ。いとはしたなし。大和物語に。其の家に置たる者に。物等與て。問ひつれど。ふつといはで。宇治拾遺に。沸湯を。面にかくる樣におぼえて。ふつとこえ入らず。撰集抄に。年も老いぬれば。ふつに業に爲侍らねば。又申すともふつに協べしとも覺え侍らねども。无名抄に。ふつと思ひよらず。發心集に。ふつと答もせず。等見ゆ。（士淸の說に、紀に、都、或は盡を訓めり、絕えてと云ふに同じ。）〇不レ得二一魚一は。記傳に云。比登都母延賜波受と訓むべし。（漢文樣に、一魚とは書たれど、魚は上に有れば又讀まむは煩はし。）〇亦其釣鉤失レ海而は。（曾乃都理婆里袁佐閉爾、宇美爾于志那比多万比氐と訓むべし。）記傳に云。鉤は都理婆理と訓むべし。（〇書紀には、此の段の鉤の字を皆知と訓みて、右の名と心得、或は其の知を都理婆理の切りたる名なりとする等は、非なり、抑々此れを知と訓める事は、本彼の紀に、踉䠙鉤、此を云二須々能美膩一等有るより出で、又古事記に、海佐知等ある知をも、鉤と心得、彼れ此れを以て、混誤りたる者なり、彼須々能美膩等の膩も、鉤の字に適たる言には有らず、其の由は下に委く云ふべし。）波理と云ふは。本物縫針の名にて、其を曲て。釣に用ふるを。釣針と云ふなり。（書紀神功皇后卷に、勾レ針爲レ鉤と有るが如し、或人、飜譯名義集に、婆利、翻二曲鉤一と云へるを引きて、波理は梵語なり、と云へるは、本末を辨ざる僻說なり、曲鉤は波理の本の義に非ざれは、末の自ら似たるにこそあれ、〇玄道云、和

名抄に、鍼縫レ衣具也、和名波利、又針管和名波利都々類聚名義抄に、釣、ツリ、鍼、針、ハリ、字鏡集に、替、ハリクキ、色葉字類抄に針、萬葉集なる、大伴池主ぬしの歌に、波里會多麻敝流奴波牟物能毛賀又芳理夫久路ども、波利夫久路應婢都都氣奈我良、阿倍女郎の歌に、吾背子之、蓋世流衣之、針目不レ落、又二十に、許禮乃波流母志と詠めるも、此れの針持にて、東詞と聞ゆ、又常磐媼物語に、燈火暗き影にても、小針の耳も、入れつべし、新猿樂記に、播磨針、赤染衛門集に、播磨より來たる人の、針をおこせていひける、「山おくに、人は昔は、有りけるを、ちひさき針と、思はざらなむ、かへし、「雲井より、くだせるいとも、すけつべし、海の底なる、針をえつれば、等、見ゆ、）然て此の鉤い下に。佐閉と云ふ辭を添へて讀むべし。魚を得給はざるのみならず。鉤をさへ失ひ賜ふなり。（書紀には、此の處に、兄命の山に入りて、獸を獵れるに、其も得ざりし事も有るを、古事記には、只海の方の事のみを云へるは、山の方の事は、用なき故に、略けるなるべし、）失レ海二。

失てふ言は。萬葉十五に。安我之多其呂母。宇志奈波受。（○玄道云、類聚名義抄に、失、ウシナフ、伊勢物語に、昔男友だちのひとを失へるが許にやりける、源氏物語御法卷に、異なる深き心もなき人も罪失ふべし、朝顏卷に、年比沈みつる罪うしなふばかり、蓬生卷に、はかなき御調度ども取り失ひ賜はせ給ず等あり、）○無レ由レ覓矣は。麻具余志那加理伎と訓むべし。（此れ迄弟命の御事を申せり、）○故倶空手而。歸坐焉は。加禮登毛爾。牟那傳爾志氐。加閇理麻志奴にて。此に二柱命の御上を。束合せて語り終めたるなり。空手は。書紀の古訓に。牟奈氐と有るに從ふべし。（上第百三十八段に、空國見え、）古事記日代宮の段に。倭建御子命の。茲山神者。徒手直取。と詔り賜へる由見え。（書紀には、徒行をタムナデと訓み、又記に、空船と云ふも見ゆ、）天武天皇紀にも。徒手入レ東。とあり。山家集に。「水湛、入江の眞菰刈難て。むなでに返る、五月雨の頃又萬葉集（二十の卷）に牟奈許登母、於夜乃名多都奈。と有る牟奈も同じ格なり。（捕亡律に空手拒捍の字見え、拾遺集、枕

草紙、宰穗物語、宇治拾遺物語等に、空車、又六百番歌合に、むなゐと云ふ語あり、」因に云ふ、空レ手と云ふ事、今昔物語十二卷に見え、又漢書の晁錯傳にも出づ、明人の書に、入二寶山一空レ手回と云ふ語あり、此れ元は佛書に出でて、天台止觀に、見ゆ、と或る說なり、」然て常陸國風土記なる、久慈郡。道前里。飽田村の條に。古老曰。倭武天皇。爲レ巡二東陲一。（名義抄に、ホトリとあり、）頓二宿此野一。有人奏曰。野上群鹿。無レ數甚多。其聳角如二蘆枯之原一。比二其吹氣一。似二朝霧之立一。（標註に、按古事記曰、淡海之久多綿之蚊屋野、多二有猪鹿一。其立足者如二荻原一。指擧角者、如二枯樹一云々、又景行紀に是野也、麋鹿甚多、氣如二朝霧一。足如二茂林一、と云ひ、又雄略天皇紀に、近江狹々城山君韓帒言、今於二近江來田綿蚊屋野一、猪鹿多有、其戴角類二枯樹末一。其聚脚、如二弱木林一、呼吸氣息、似二於朝霧一、と有るに、甚能く似たり、）又海有二鰒魚一。大如二八尺一。並諸種珍味。遊理口多者。於レ是天皇。幸レ野。遣二橘皇后一。（此命の事、他書に見當らぬに就きて按ふに、紀記二典に、其の后を、垂仁天皇の御女、布多遲入比賣命と傳へたるは、此命の事を混へたるには非ざるか、彼の命としては、御年紀も訝しき由、或る人も說るが如し、）臨レ海介レ漁相二競捕獲之利一。別二採山海之物一。此時野獵者。終日驅射。不レ得二一宍一。海漁者。須臾才（一に才とあり、いかゞ）採。盡得二百味一焉。獵漁已畢。奉レ羞二御膳一。時。勅二陪從一曰。今日之遊。朕與二皇后一。各就二野海一。同爭二祥福一。（俗語曰二佐知一）野物雖レ不レ得。而海味盡飽喫者。後代追レ跡。名二飽田村一。（標注に郡中今有二相田村一、蓋是也、）と有るも。稍似たる御事なり。

於是火須勢理命。悔而返二弟命之弓箭一而。乞二己之鉤一而曰。山佐知亦己之佐々知々。海佐知亦己之佐々知々。今各返二佐知一之時。火遠理命詔曰。汝之鉤者。魚釣而。不レ得二一魚一而。遂失レ海也詔之。雖レ然。其兄強乞徵矣。故其弟別作二新鉤一而。雖二

償給。兄不肯受而。猶責其故鉤。火遠理命患之而。破御佩之十拳劔而。鍛作數千之鉤。盛一箕而。雖償給。兄怒而不受。曰非吾故鉤則。雖多不取而。益責徵矣。

悔而返弟命之弓箭而は。久以氐。於登能美古登能。由美夜袁加閉志氐と訓むべし。悔は。上（第十八段又第二十三段）に、見ゆ。戸婚律の疏（又裁判至要抄貞永式目等）に。悔還（雜律に、買奴婢馬牛立券之後、有舊病者三日内聽悔還）と云ふに當れり。弓箭は、己に上（第五十五段、又第八十六段、第百四段等）に出づ。○乞己之釣鉤而は。記傳に云。この鉤は。たゞ波理と訓むべし（初めにつりばりと云ひつれば次々はたゞ波理と云ふぞ、語の定まれる法なる、）玄道云、此れまでは、書紀の正書に採り坐せる由、徵に見ゆ、）己は。上（第百十四段）におのれ命と見え。（大殿祭祝詞に、己乖々不令在、又仁德天皇紀に、因己物、古今集にも、「己物から、形見とやみむ、萬葉集に、「各寺師、人死すらし又各我寺師、等多く見え、源氏物語、橋姫卷に、池の水鳥ども、羽打ちかはしつゝおのがじしさへづる聲と云ひ、伊勢物語に、おのがよゝに成りければ、云々後撰集に、「笛竹の本の古音は、かはるとも、おのがよゝには成らずもあらなむ、等あり、）乞は。上（第三十三段）に。乞度。又（第六十二段に、）宿乞給矣、又乞宿於我。又（第百四十六段に、）乞遣とあり。口訣に。悔之在兄。其意可見とも通證に是れ小人反覆之態。とも云へり。○曰山佐知亦云々。今各返佐知之時は。記傳に云。こゝの佐知も。皆幸取にて。其具を云へる事。上に同じ。母は辭なり。己之は。人々の己已之なり。（俗言に、面々之、又手前之、等云ふが如し、火照命の自ら云ふ己には非ず、）佐知々々と重ね云ふは。凡て物を相ひ對て云ふ時の古言の格にて。山佐知の方は。海佐知に對。海佐知の方は。山佐知に對て云へるなり。さる例は。萬葉九に。遠津國、黄泉乃堺丹。蔓都多乃、各々

向々。天雲乃。別石往者。こは弟の身まかれるを詠るにて。只一人の事なるを。向々と重ね云へる。是れ此の世に留る吾が身に對へてなり。又古今集戀歌に、「思等、一人々々が戀ひ死ば、誰しに擬て、藤衣著む。此は思交せる男と女の中に。何方にまれ。一人が若し戀ひ死なば。と云ふ意なるを。一人々々と云へる。此れも今一人に對へてなり。(竹取物語に、一人々々に逢ひ給へ、此れも幾人も有る中にて、何にまれ一人と云へるにて、其の餘の人に對へて云へり、大和物語に、一人々々に逢なば、此れも同じ、源氏物語、若菜巻に、一人一人罪なき時には椎本巻に、一人々々無らましかば、等有るも、皆二人の間にて何方にまれ一人にて、今一人に對へ言へり、今の世の心以て思へば、一人々々は、一人毎と云ふが如く聞ゆれども然に非ず、又からぶみ禮記曲禮に二名不二偏諱一、と云へる二名とは、二字の名を云へり、こは二字の名の中にて、上の字にまれ下の字にまれ、離して一字は諱ずと云ふ事なるに、偏をヒトツヒトツと訓めるも、古言の例に能く當れる事なり、大方此れ等を以て曉べし、○玄道云、熱田宮縁起なる、倭建御子命大御歌に、麻蘇義、乎波理乃夜麻等、許知其知能、雄略天皇紀の大御歌に、久佐加辨能、許知能夜麻登、多々美許母、幣具理能夜麻能、許知碁知能、夜麻能賀比爾、云々、と詠み坐し、萬葉集なる、奈麻余美乃、甲斐乃國、打縁流、駿河能國與、己知其智乃、又二巻、九巻等にも出でたる許知碁知、又天智天皇紀なる童謠に、「橘は、己か枝々なれれども、と詠める枝々。又枕草紙に、宮仕する人々の、出で集りて、君々の御事、愛聞え、云々、己が君君、其の主にて、聞くこそをかしけれ、と云ひ、和泉式部集に、「物思へば、我れか人かの、心にも、此れと此れとぞ、著く見えける。後拾遺集に、「かた〱の、親の親どち祝ふめり、子の子の千世を、思ひこそやれ、大鏡にかた〱に流され給ひて又かた〱に最哀く思して、又一人々々をだに、え見つけず成りしに、源平盛衰記に、此の人の身々と成りたらむを見て、又我が身々と成らせ給ひて後とも、又此身々計、等見えたる共に同じ格なり、)山佐知母。海佐知母。己々之佐知々々と見

れば。早く心得らるゝなり。」今は。伊麻波と訓むべし。(俗言に、毋波夜と云ふに當れり、〇玄道云、上第八十段に、此の語見えて其所に、委き釋あり、」)各は。此は淤能淤能と訓て宜し。さて此の處の語の凡ての意は、山幸取の弓矢も、海幸取の釣鉤も。己己が本より得たる幸取なれば、久しく易置べきに非ず。互に既に試つれば。今は己々本の如く返さむとなり。(〇玄道云、此れいと宮比たる御語にて、今も現に見聞くが如く所思は、實に古事記の賜物になむある)〇一魚は。比登都毛と訓て。魚をば訓むべからず。倭建御子命の御歌に。比登都麻都阿勢袁とあり。(凡てかゝる數の名の委しき釋は、上第五十四段の傳に見えたり、此の師の説に因りて、余が思ひよれる事は、神歌略解に云へり、かく詔り賜へるにて、其の有狀を審に説て其の失ひ賜へる御過を謝し給ふ由をも、暗に聞せたる古文なり、)〇雖然は。上(第六段、第八十六段、)に見ゆ。〇其兄強は。記傳に云。強は阿那賀知爾と訓むべし。書紀に多く然訓めり。(此の言は孔穿にと云ふ事なるべし、〇玄道云、類聚名義抄に、

勃、又勉、剛、色葉字類抄に、猛、及攘をも、かく訓めり、源氏物語に、わりなきさはり有も、あながちに、ためらひたすけつゝ參り給ふ又、いとあながちにも聞え給はずなりぬ、又、一日の源氏の御夕顔ゆゝしうおぼされて、云々、春宮の女御は。あながちなりと、にくみ聞え給ふ、又たちさまよふらむ、下つ方思ひやるに、あながちに長け高き心ちぞする、又例の左あながちに勝ちぬ、又、いみじういたはしうおぼえ給ふぞあながちなるや、又しのぶるやうこそはと、あながちにもとひ出で給はず、狹衣物語に、惟あながちなる心の內を哀れ見給ひて、宇治拾遺に、かくまでおぼしける事をあながちにし侍る事とは、又、櫻の散らむは、あながちにいかゞせむ、苦からず、又既に來るなり、あながちにせむべからず、又、增賀をしも、あながちに召は、何事ぞ、心得られ候はず、詞花集に、好忠、「播磨なる、飾磨に染むるあながちに、人を戀ひしと思ふ比かな、等見ゆ、)〇乞徵矣は。記傳に云。許比波多理伎と訓むへし。萬葉十六に。課役徵者。」玄道云。こは上(第六十二段)に債二解除一

さ有る處の傳に委く見ゆ。(はた責其徵鉤さも、益々復急責等古訓に訓、靈異記に逼而徵之とも、汝徵負稻吾亦徵乳直、又償債死便ともありて、債波多流さ云ひ、職員令に、債負とある義解に、徵財曰債也、集解に此是欠負官物、應徵之類さ見え、或る說に、波多久又波多須等云ふと同じ語にて、竟有の義ぞとも云へり、)さて此れ迄は。古事記を採り賜へる由。徵に見えたり。○新鉤は。上(第四十二段)に。新嘗新宮等ある。新に同じ。(にひ枕、にひ衣、にひ墾、にひ肌、にひ崎守、にひ桑繭等、甚多かり、丹日の義には、日出より言ひ初たるか、と士淸の說なり、)○償は。記傳に云。都具能比さ訓むへし。字鏡に。傊は豆久乃布。又俏還也。復也。報也。豆久乃布等あり。(償は字書に、酬也とも、報也とも還所直也とも注せり、○玄道云、應神天皇紀に、宇禮豆玖、又源順朝臣の集に正通まけて、つくのふ日、せめて來りこふに等あり、)○不肯受而は。(舊訓に、ウケエズシテ、古本に、カヘシテ、元々集に、ウケカヘシテと訓み、記傳には、サラニウケズ、と訓まれしかど、)曳宇計受氐と訓むべし。(曳は安閉の約りと、士淸說り、)神代紀に。自此不敢來。と見ゆ。(玄道云色葉字類抄に、不可勝はエカタシ可負也、と見え、伊勢物語にうきながら、人をばえしも忘れねば、又、えうまじかりけるを、竹取物語に、扨はえ取らせ給はじ、又、かくや姫は、重き病し給へば、え出おはしますまじ、空穗物語に、げにかくおほさうにては、えおはせじ、又、誰れもえ咎め給はじ、又かばかりの聟は、え取り給はし、源氏物語に、わびしけれど、えはた推し返さで、又、隣の事とはえ聞き侍らず、又。えなむ思ひ定むまじかりける、枕草紙に、すゞろにえがちに、物いたういひたる、等有り、)受は。上(第百四十三段)に。受給申而とも。又受賜而。持下而。ともあり。○猶は。記傳に云。左右に償を聽ずして。其は猶不欲。と云ふ意より云へる言にして。抑てひたぶるに乞意になるなり。(俗言に、是非とも、ごう有つても、と云ふ意になるなり さて物語文等に、物を彼れ此れといろ〳〵に試み考へて、他は何も宜しからず、猶此れこそ宜しけれど、終に一つに

思ひ定むる處に、云へる猶も是れなり、）又云の字の上にある意として。猶云と見ても通ゆ。（其の時はよのつねの猶なり、）○玄道云、上第六段、又第七段、第四十二段に、此の辭見ゆ、）○故鉤は。古事記に。其正本鉤と有るを傳に。加能母登能波理と訓むべし。下には其の本鉤とあり。（書紀にも故鉤とあり、）○玄道云、上第八十段に、如レ本也とあり）○患之而は。こは上（第百四十九段）に見ゆ。○御佩之拳劔も。上（第十五段、第二十段、又第二十三段等）に見えたり。○破は。記傳に云。夜夫理氐と訓むべし。凡て夜夫流は。成の反對にて。壞の字毀の字等をも當たる。其の意なり。劔をやぶるは。銷鑠を云。」玄道云。破は。已上（第八十四段）に。咋破と見ゆ。古事記玉垣宮の段に。御衣便破とも。御衣易破。日代宮の段に。雖二足跰破一高津宮段に。大殿破壞。等見え。萬葉集に。石以都々伎破夫利。等いと多き詞なり。○鍛作は。古本に、加多志と訓み。清和天皇紀に。常乃鑄司。路遠妨多爾依天。加二多之於山城國葛野郡一天。令二鑄作一天。と見え。類聚國史に。造レ錢型師。又鍛師。

鍛人をもかく訓めり。和名抄に。鎔伊加多鑄レ鐵形也。類聚名義抄に。鍛（ウツ、キタフ、トロモス、カタス、ネヤス、ナヤス、）童蒙頌韻に。型を訓みて。範爲の義と。或る説なり。○一箕は。古訓に。比止美（或は、ヒトム）と訓めり。和名抄に。箕和名美。説文。除レ糞簸レ米之器也。とあり。（士清の説に、皮粃を簸て實のみ殘る器なれば名づくるにや、と云へり、）○盛は。上（第六十九段）に。盛二其八鹽折酒一又（第百四十三段に、）八盛と見え。外宮儀式帳に。雜器爾盛奉氐。又陶土師內人等我。造奉禮留器爾。盛滿弖又御角柏爾盛氐。大同本記に。土師物忌之。造進御器爾。令二盛奉一了。又齋宮之采女二人。御綱柏爾酒盛弖。每レ人給。武烈天皇紀の歌に。拖摩該備播。伊比佐倍母理。拖摩暮比備。瀰逗佐倍母理。（又酒行を、サケモルと同書に訓めり、）萬葉集に。家有者、笥爾盛飯乎。又飯盛而門爾出立。又高杯爾盛。等多く見え。播磨國風土記。賀毛郡檜坂里の條に。飯盛嵩。右號レ然者。大汝命之御飯。盛二於此嵩一。故曰二飯盛嵩一。又天野神社記なる品太天皇の御世。（田地等進

賜ふ條に、）美野之國乃美津乃加志波。又波麻由布乎。飯盛器止依奉伎。と云ひ。神祇本源に。草葺。盛屋。侍中群要に。大盛物。小盛物。と云ふ目もあり。（纂疏に、盛一箕言鉤多也、其較多少庶幾謹之已也と云ひ、通證に引ける直指に、横刀則身之至寶而以此作之蓋擇精金也、此盡力之所及以償罪謝過者、其苦心亦至矣、とも說り）〇多も。上（第五十六段）に。雖多請又（第百六段に、）多在而。等あり。〇益は。玄道云士淸の說に。增は。倍を訓めり。（此は日月を。ひゞ、つき〳〵、と訓むが如し、ますとは餘すの義なり、）と云ひ。（色葉字類抄に、滋、マス〳〵）萬葉集五に。伊與余麻須萬須、加奈之可利家理、空穗物語に。中々に見入る人無くて侍らむは。ます〳〵貴からむと思ひ給ふれば。堀川百首に。「かげろふの、有るか无きかの、身と聞けば。いよ〳〵益あだし世の中。等見ゆ。纂疏に。此を評して。譬猶小兒不解事而責人。とあり。（さて故れ其の弟より以下は、古事記、又書紀正書、第一の一書、第三の一書を撥ひ採りて文を成せり、と徴に見えたり、）責

は。下（第百五十五段）に說べし。かくて此の御子命等の。御情狀を熟々察奉るに。蓋し其の御親の神の。二柱御子命に仰せて。山野海河を持別け掌しめ賜ひつゝ。種々年まねく試み賜ひて。（此れ等の事は、皆皇大神等の神隨なる御心に、因る由は、委く上の件々に、說示し坐せるが如し、）其深き神御量より。御弟命にしも。妖鬼等の怖畏なる武器の。やごとなき弓矢を託賜へるは、豫て天津次の天日嗣をば。授け奉らむとの御心構なりし事。甚分明かり。（此は物には見ねど、古說に、御弟なれども、弓矢を持は、國家を保つべき瑞なり、と云ひ日大御神の御誓の時の御装熊野大神の出雲大神に賜へる生弓矢、橿原天皇の、天羽々矢、及步靫、神渟名川耳命の、御兄と弓矢を執らして、手研耳命を射取り賜へる御故事を以て、然察奉らるなり、そは凡人の上にても、かく狀に、豫て合定ける事、倭漢に、甚多き例なるをも、恐かれさ比て臆り奉るべきなり、）かくて。此の御幸易の舉は。御父神命は。既神上り坐して後。其の御喪に籠給ひては。此の世にての永き御別れなれば。御

親思ひの深く大坐し丶御心より。遽に天日嗣知し看さむとも思看たらで。(此は下に引出る、綏靖天皇、仁德天皇等の御行に、思ひ合せ奉られてなむ。)猶現し世に大坐し丶時の隨に御政を攝仕へ奉らしつ丶。いつしか年月を來經ける間に。(攝政と申すは、後の世の目なれども、古くは御手代、御杖代等申しけむと所思えて、別に記せる物あり。)御兄命の元より。彼の事をいぶせく思し丶さがなき御心より。此れに、事よせて。己れ天下を知りてむと。思し立ちての逆行とこそ所思れ。(こは口訣に、急責者兄妬尊之貴器而爲亡之乎とも、通證に引ける說にも、別作新鉤慰諭乃兄可謂順也、責其故鉤謀逆之機於此見矣とも、大海亡釣鉤無由訪覓兄命雖至愚豈亦不知之、知而益々急責者、將以因此事而逞其禍心己、と云へり。)若し此を天日嗣知し看して後としては。(或る人も畧論る如く。)か丶る御爭ひの有るべくも非ず。譬ひ其れ有とも。賢き輔佐神等の。徒に傍觀して。坐すべきに非ざる道理なればなり。(又下の文に、虚津日高と申し奉る御名にも符ざるをも思ふべし。)さらばか丶る例有りやと。心を覃て探索に。甚古くは國造大神の。八十神等の御禍難に逢ひ賜へるに。甚能く似たる事なるを。(鈴屋翁も、已然論はれたり。)其れ將決て。御父大神の故有りて。天御國に參上り坐し丶か。又は最遙けき外國々に。國巡りに幸行る御留後の間の事なりけむと聞えて。(凡て神等の國巡り山巡りとて遙遠き外國々、さては山々を巡行り坐し丶由なるを後來も仙家にはさる事有りと諦に聞き傳へて別に考記せる物あり。)其の間を待ちつけ窺ひ得て。八十神等の。此の大神を。左形右形によこしこしらへ欺き除て。己れ等が天下を領知むと謀りごち坐し丶にこそは有りけめ。若し然らずては。父神のおはし坐さむに。かくむくつけき事。謀らるべくも非ず。はた母神のみ。此をちゞに御心を碎して。救ひ助け坐し丶を。能く思ふべくなむ。(そは師の說に、遠御祖神と坐す熊野大神の、此の大神の既生出で坐して、己命の御功德を盡に、作終へ給ひぬべきを、見定坐して後に、夜見國に入り賜へる由をも、委く論れたるを、よく味ひて悟る

べし）又此の大御代より後にては。畝火橿原宮治二天下一天皇の。神上り坐しゝ後に。神渟名川耳命と。御兄神八井耳命と二柱。四年計り互に相ひ讓り坐して。天下知し看さぬ程に。（此の御讓りの事、二典には漏れたるを幸ひに、愚管抄綏靖天皇の段に、中御子は、我が器量の足らざるを述べ賜ひ東宮は兄なればと宣ひける間、互に讓りて、四年が間御即位なし、四年の後に、遂に兄の進めに因りて、此の天皇位に即せ給ひにけり、と云ひ、水鏡にも、此の天皇を速に位に即き給ふべしと申し賜ひしに、位を讓りて誰れも即き賜はで、世を過し給へり、然れども此の御門兄の御勸めにて、位に即き賜へりしなり、と見え、朝鮮の人申叔舟が海東諸國記に、自二神武崩一四年、兄弟共治二國事一とも有るは、其時傳はれる古書に採りて記せるにて、甚々めでたき傳へなれば、此れに據りて說り。）御庶兄なる。手研耳命の。神器を窺ひ奉られ（剩に大后をも、奸奉れりと云ふ傳へも有れど、そは甚き謬說なる由、別に考へ諳せる物あり、されど然奸し奉らむと謀られし事は、有りもやしけむ、そは後ながら、穴穗部皇子の額田部大后を、犯し奉らむと爲給へる時の勢に思ひ合さるればなり、）次に。穴門豐浦宮御宇天皇の。崩御て後。輕島明宮御宇天皇の。いと幼稚坐しゝ時に麛坂命。忍熊命の禍ひあり。又此天皇の崩り坐しゝ後に。難波高津宮御宇天皇と。宇治稚郎子王と相ひ讓り坐しし間に。大山守命の謀反坐し。又同し御世に。隼別皇子の事有り。又磐余稚櫻朝の御世に。住吉仲皇子の反坐し。又遠飛鳥宮に御宇しゝ天皇の崩り坐しゝ後。輕皇子の亂れ有り。さて長谷朝倉宮治二天下一天皇の崩り坐して後に。星川王の反き坐し。次に磐余甕栗宮に御寓天皇の崩り坐しし後。億計天皇。弘計天皇の互に相ひ讓り賜へる間にも。記紀を合せ考ふれば。平群臣眞鳥。及子の志毘等が大逆を謀りしと聞え。又池邊雙槻宮に御宇しゝ天皇崩り御て後。穴穗部皇子の事有り。又難波長柄宮に御宇しゝ天皇崩り坐しゝ後。後飛鳥岡本朝の御世に。有間皇子の事有り。又飛鳥淨御原宮に御寓しゝ天皇の崩りましゝ後に。大津皇子草壁太子命を除奉らむと謀り坐しゝ故など

を。（此れ等の事どもの、玄道が考への限りは、皇典翼の其の御世々々の條に註りき。）相ひ參考へて當時の事狀も大抵推察奉られたり。是の故に。此は大御父命の神上り坐して後の御事ならむとは申すなり。（凡てかゝる禍亂の興る根元は、大かた妖鬼の隙間を、伺ひ得ての所爲なる事論ひなく、又善人の苦瀨に姑く沈み、惡き人の福祿を得るなど惟暫時の際にて終には道理の如く、善き人は長く正しき榮華を享賜はり惡き人は永き世に難苦の境に陷る事、恐けど此二柱命の御上にても的明く、其れ將幽冥に坐す大神等の、大御慮による事等も既に上の段に委く說き賜へるが如し、又蘇我馬子弓削道鏡等を始め、亂臣賊子等が負けなくも天つみかどの大政を玩弄などして、國家の典常を搔亂りて、彼の善者有れども、其の後を如何とも爲し難しと云ふが如き、天下の大禍亂の基を釀成す事も和漢共に珍しからぬ例にて、そも專ら妖魅のさる釁を窺ひてなるを史典を見て、さる時世に至る每に卷を掩ひ蒼天を抑ぎて、長大息せらるゝ事の多かるはや、此れ等の事も、上第二十七段の傳は更なり、）印度藏志に說れたるを見て知るべし、

於是其弟火遠理命。往坐海邊而。低佪愁吟之時。見行川鴈之嬰羂而困厄。即起憐心而。解放之。須臾而鹽椎神來問曰。何大空津日高之。泣患之由者。問奉則。答言。我與兄易佐知而。失其鉤矣。斯而乞其鉤之故。雖償多鉤。不受而。仍云欲得其本鉤也。故泣患之語矣。爾鹽椎神。吾爲汝命。作善議。勿憂。坐云而。即取囊中之玄櫛而。投地則。化成五百箇竹林。因取其竹而。造間無勝間之小船而。一云。大目麁籠。奉載其船而教曰。我押流此船則。差暫可往將有味御路。乃乘其

道而往則。如魚鱗所造之宮室。其綿津見神之宮也。到坐其神之御門則。傍之井上。將有湯津香木。故坐其木上者。其海神之女見將相議者也教奉而。推放海中則。自然沈去矣。故隨鹽椎神之敎而。小行坐則。備如其言。海底有可怜小汀矣乃棄堅間而。尋汀而進則。到坐海神豐玉毘古命之宮矣。放門外有井。於井傍有湯津杜木。枝葉扶疎也。即登其木而坐矣。一傳云。火遠理命愁吟而。在海濱時。鹽筒老翁曰。勿憂坐。吾將計。海神綿所乘駿馬者八尋鰐也。是竪其鰭背而。在橘之小戸。吾當與彼共策云而。乃將火遠理命而。共往而見之。是時鰐魚策之曰。吾八日以後。致奉皇美麻命於海宮。唯我王駿馬一尋鰐是。當一日之內奉致。故歸而。使彼出來宜乘彼而入海。海中有味小汀。隨其汀而進者。必至我王之宮宮門井上當有湯津杜木。宜就其木上而居言訖而。即入海去矣。故皇美麻命。隨鰐魚之言。留居而待之。果而一尋和邇來。因乘而入坐海。悉遵前鰐之敎言矣。

海邊は。記傳に云。宇美辨多と訓ふべし。書紀に。海畔。(○玄道云、海邊又海濱をも然訓み延喜の本には、ワタベタとも訓めり。)古今集に。世をうみべたに。云々。とあり。萬葉十二に。淡海之海邊多波入知。後撰集に。へたのみるめ。(萬集十四に宇奈比と云へる事あり、凡て邊を比と云へる事、山備濱備の類、古言に多し、然れば。宇奈比は、海邊と聞ゆれども、又地の名かの疑ひあり、此の外に、正しく海邊を然云へるを、未だ見ざれば、然は訓み難くなむ、)(往來は。以傳麻志氐にて。上(第十八段)なる追往を初めて。甚多き詞なり。

○低個は。古訓に。宇那多禮米具理と訓めり。宇那多禮は。上(第九十九段第百十二段)に見えて。頸垂の義なり。米具理は。上(第六段、第八段、第六十五段、又第七十二段、第七十七段、第九十一段、第九十六段等、)に見ゆ、口訣に。低個歎貌と注り。○愁吟は。古訓に。宇禮比佐麻余布。又行吟。及憂吟を。佐麻余比多麻布と有るに因れり。萬葉集に。春鳥乃己惡乃佐麻與比ともあり。○見行川鴈之嬰羂而困厄は。加波加理乃。和那爾加加理氐。多志那牟袁。美曾那波志氐と訓むべし。川鴈は。上(第百十段)に見ゆ。(此れ等の事は、神典品物考に記せり、)羂は。和名抄に。蹄師(脫字有歟)說に。和名抄和奈。今案に即牛馬の蹄の字也。見玉篇新選字鏡に。罥繋也。挂也。和奈と云ひ。古事記白檮原宮の段の大御歌に。志岐和那波留。萬葉集。東歌に。安思我良能、乎氐毛許乃母爾佐須和奈乃、云々。とあり。(書紀に、經、又自經絞等も訓めり、或る說に、輪繩の義と云へり、日本靈感錄に、盜人羂、和那、又令集解に、追攝、俗曰古和那賀須と有るも、由有りげなる訓みなり、神名式に、但馬國養父郡に和奈美神社、古事記に、高志國和名美之水門と云ふあり、)嬰は。(類聚名義抄に、カヽル、難字記に、縶、カカル、縈、カケ、文選に、纓緻)上(第九十九段)に、宇那賀氣理而。又(第百十一段に)攀牽足手而。と見ゆ。常陸風土記に。黑雲挂。衣袖漬國。(萬葉集十四に、伊波能倍爾伊賀介流久毛能、又伊爾都氣波、可加流安我手乎等云へるも、元と同し語なるべし、後拾遺集に、靜範法師、八幡の宮の事に、かゝりて、孝德天皇紀に坐を訓めり和名抄に、習、索、和名加介奈波、)等有り。困厄は。上(第六十二段)に辛苦と見ゆ。○即起憐心而は。須那波知。阿波禮登。於毛保志氐と訓むべし。(古訓に、アハレトオモフとあり、)即は上(第十三段を始めて、處々)に見え。萬葉集八に。「郭公、鳴きし發時、君が家に。往とおひしは、至りけむかも。竹取物語に。さくおろさむとて。綱たゆるすなはち。八島のかなへの上に。云々。古今集序に近き世に。其の名聞えたる人は。すなはち僧正遍正は。云々。貫之集に、「春立む、即ち每に、君が爲。千年つむべき、若菜なりけり。空穗物語(藏開卷)に。

苦しかりし心ち。すなはち止み給ひて。大和物語に。少將おきて。小舍人を走らせて。即ち車にて。まめなる物。さまざまにもて來たり。宇治拾遺に。馬ぞひの云く。落ち給ふな、すなはち。冠をたてまつらで。等多し。(書紀、捕亡令等に、登、又續紀に登時を訓めり、抱朴子、晉書等に、多く此の字を用ひたり。)安波禮の釋は、上(第六段、又第五十八段等)に。委く見えたり。そも此の歎息の聲の本は。元皇大御神より。神皇にも。誰れしの人にも。押竝て授け賜へる。至善き眞性より發る。仁愛の良心より出でて。世に生とし生ける者は。多き少き分きこそあれ。隨分此の良心なきは。必ず有らぬ理なるを。彼の凶惡心を持る者も。世には聞えて。人の苦瀬に沈めるをだに。つゆ思ひたどらで。言ひ知らぬ世の災害を醸し成し等。殆禽獸に及ざるも有なるは。異事ならず。凶鬼に早く魅こられて。いつしか此の眞性を取り失ひつるにて。決めて其の心神の惡きには非るなり。(こは我れ人の、終に逃れ得ぬ後の世に、善き神と成り、妖鬼とも成るべき基本にて、神習ふ徒の、要道なるが、師の說に因りて、別に記し置たる物あり。)〇解放之は。登伎波那知多麻布にて。解は。上(第十九段)に。豫母都事解之男神。古事記に。時置師神。等神の名も見え。又(第三十二段)に。即解二御髮一。又(第八十六段に、)解レ結レ椽之御髮。又(第九十八段)に、多知賀遠母、伊麻陀登加受弖。淤須比遠母、伊麻陀登加泥婆。播磨國風土記に。從神等。人苅置草解散爲レ地。等あり。放は。上(第六段)に。放棄之。又(第四十二段)に、毀二其御營田之畔一。又樋放とも。又毀二田畔一。又(第五十二段)に、放之。又(第百十一段)に、斷離遺矣。又(第百十八段)に。投離之則。と見え。大祓詞に。舳解放。艫解放。又氣吹放等あり。(佛足石歌に、波奈知伊太志、竹取物語に、よごとを放ちて、催馬樂に、波名曾乃爾、和禮乎波波名天也、拾遺集に、前栽に鈴虫を放ちて侍りて、源氏物語に、かうし放ちて入れ奉ると又、此の野に虫ども放たせ給ひて、又、馬牛の事を、春夏に成れば、放ちかふあげまきの心さへぞめざましき等もあり。)こも國造大神の。稻羽之素兎の御故事に甚能く似たる御所爲なるを。(口訣に、此明

尊之仁惠與老翁現善業と云ひ、通證にも、纂疏に曰弟尊困厄猶鳥之係羂於是忽起慈心而解放之、須臾有鹽翁又救我、可見報應之速也、延佳曰、此言弟尊有君德也、齊王見牛之觳觫而有不忍之心、孟子爲此心足以王、宋帝洗手而不注水於蟻、程子爲此心及四海、乃王道也、蓋可類而知矣、と論へるは、言ひざまこそをこなれ、彼の趙人の麑を放ちしを見て、孤子を託し、宋人の酒甕を碎きて、小兒を救ひし等も、共に神隨なる御德によく合へるにぞ有りける、又報應等の說は、打つけには、こちたき語の如くなれど、師の說に、其れはた佛祖が絶えてなき事を妄り說せるに非ず、上代より有り來し、古傳に因りて、說たる由、委く論はれたるが如くなれば、さのみ難べきにもあらじかし。」恐けれど其の御平生の御仁慈の深く廣く大坐しゝ由を。此の一端もて。暗に知らしめたる語り辭にこそ有りけめ。(因に云師翁の筆叢に載せ給へる、或る人の放生會考に、此の事の起原は、元正天皇の養老四年、秋九月、筑紫の宇佐宮なる、八幡大神託宣有りて、天下に始め行はれしとぞ、「續紀養四年の下に所見なし。」〇玄道云、此は下第百五十九段隼人條に、舊記及扶桑記を引きて云ふを見て知るべし、又養老五年七月庚午詔にも、諸國鷹狗、大膳職鸕鷀幷鷄猪、悉放本處令遂其性、神龜三年、六月辛酉、太上(元正)天皇不豫、詔令天下諸國放生ともあり」かくて、山城なる男山の放生會は、後三條院天皇の御代に始まり、其の後、後醍醐天皇の御宇比、世の中甚く亂れ、諸社の大禮荒廢れし時、此の會も中絶えしを、近き延寶七年、嚴有院の政申し給ふ頃、再び始め行はれて、年每の八月十五日に定め物せらるゝ事となれり、此れ等に依りて、凡人の上にて、或は神に祈り、佛を齋き、又亡祖の死日等に當りて、多く魚鳥を償ひ求め、其の願望の由緣、亦亡き人の爲め等、其の者に說き諭しつゝ放つ事あり、此は浮屠氏の戒殺生より出でつる事にて、幼事に似たれど、謝肇淛と云へる明人も、釋敎者、吾儒所闢有必不闢者戒殺是也と云へる如く、儒者も殺生は忌む事にて、天地之大德曰生とも、好生之德、洽于民心とも不

嗜殺人者、能一之」等、許多其を戒むる由を云ひ、又物の命を救ひて善き報有りし事ども、「金光明最勝王經、雜寶藏經梵網經等云ふ佛書どもは更なり晉の毛寶が龜を救へる、楊寶が黃雀を育へる董昭之が流蟻を助けし、隨侯が蛇を救ひし等、例甚多く尙吾が皇國にもこゝらあなれど、さのみはとて止みぬ」又命を斷ちて惡き祟りを得つる、異苑の蕪卷が事、稽神錄なる劉氏が事、廣陵の朱氏が事等、尙幾らも有るべくなむ」等多きに幷せて皇國は元來生を歡び死るを憎む風土なれば、放生を物せむもさる事なれど、大凡產靈大神等の、萬の物を生し出し給ふとしては、人者萬物之靈等云ふ如く、生物の限り、人に勝れる物有る事なきを、其の人を養ひ生すとしては、魚鳥にまれ、草木にまれ、そを食ひて命を生き延ぶる事なるを、尾張の諦忍僧が、放生手引草に、問を設けて、魚鳥の類は人に食はせむ爲に、天より產みつけ置き給へる物なり、是を忌み愼みて食はざるは、馬鹿者とて笑ふ人あり、此れ如何と云ふ答へに、若し然らば人たる者は、蜂、蝮、蜈蚣、虻、蚊に食はせむ爲に、天より生み附け置き給へるにや、云々と、云へり、こはいかなる頑凶言ぞ、生を殺さゞるは、皇神の御心に合ふ事ながら、然古へより食ひても咎なく定め置かるゝ者どもは、必とし愼み食はで有らむは、いと有るまじき事なり、そは如何と云ふに、中古より動もすれば、魚、鳥、虫、獸の類、眼も見え、耳口も備はれる動物の類をば、有情の物と云ひ、草木等の言ふ事無く、聞く事なく、所謂無爲に生育つ限りの物をば、非情の類と云ひ賤しむれど、草木の類、其れ情なからむには、芽ぐみ花咲き、實なり、枯るゝ等、四時に移り轉て、唯眼耳鼻口の用の無きこそあれ、其の寒暑に榮枯得失有るは、人の上、鳥獸の上にも、露違はぬ樣の事有るまじく、夫れ然心あり、魂有ればこそ、神代紀に、復有草木咸能言語と記され、其の餘古松精の人に化り、蘇鐵の靈の能く言ひし等、例甚多かるを如何とかせむ、かく情有る物としては、魚鳥の活用有るも、草木の榮枯あるも、天地の間に孕れし者、必ず生けるを悅び、死を惡まざる故無らめやは、そを活用ある生物を食はで、死物に均

しき草木を常の食とし、甘みし居るは、孟軻が謂ゆる見其生不忍見其死のみこそあれ、同じく活き物を殺し食はむ理に洩れざるをや、かゝれども、吾が皇國の中にしても、獸の類を公に許し食ふ所は、信濃國より外にある事なく、「こは諏訪大神の御心と、許し給へる由なるは更なり、」其の餘の國に、是を喰へば、甚く火忌ある事なるを、蜂蝮の類は更なり、魚鳥の中にても、必食ふべからざる者、亦人に仇し害者等の有るを、其の者等に食はせむ爲に、人を天より生し置き給ふなり、と云はむと樣に言ひ思ふは、水は舟を行る物ながら、舟を覆も水なるを見て、水は舟を覆へす爲に、天地の生し給ふなりと云ひ、火は物を烹焚用ながら、家を燒く荒び有るを見て、火は家を燒く料に、天地の生し給ふなりと思ふに侔く、甚頑愚なる說なりけり、「倘漢籍列子に、天知萬物與我並生類也、類無貴賤、徒以少大智力、而相制迭相食、非相爲而生之、人取可食者食之、豈天本爲人生之、是蚊蚋嗜膚、虎狼食肉、非天本爲蚊蚋生人、爲虎狼生肉者也、と云へるは、

さる事にて、能く論へりと云ふべし、斯て然生けるを好む皇國にして、生類を常に食ふは、甚快からぬ事と、思ふも有るべけれど、そは物各々定まれる限りの生命にて、生ければ必ず死ざる事なく、死れる期、即ち人の口腹に葬らるゝが、其の物の定れる格ならむを、いかにすべき、そは古今著聞集、沙石集に見えたる故事、いさ由有る事なるを、今の世放し鳥放し魚等、神祭りの等、殊更に獵り捕りひさぎ、價を定めて、そを償ひ放しつゝ、甚き功德作りぬと思へる人の、甚多ければ、さる業をする者は、價ひ求むる人の爲に、豫て捕り畜へつゝ、こを放せば亦捕りて、世渡る業とぞなすめる、そも世業の路の種々なるから、魚鳥を屠り鬻ぎて業とするよりは、心貴き業にも有りなむが、放生てふ事を殊更に求むる人無くば、獵り捕る人も有らざらまし、さて人に食はせむとて、魚鳥を獵り捕る人は、必ずさる業をせては、世渡る道に疎ければ、さて有るならむを、食ふ人も、其の道の商買より償ひ得て、食はせむには、皇神の御掟にも洩るゝ事なき業なれば、必しも咎むべきにも

非ず、又生る類を常に食はむも、必快しとすべくも有らねど、狩獵に自ら勞苦て、魚鳥を捕り物しつゝ、食に充てむは、有るまじき業なれば、彼の無益の殺生てふ事だに愼まば、李諧が謂ゆる不レ取亦不レ放の心にも合ひ、殊更に放生等の事々しき名聞を求むるには、勝れる所有りなむ物ぞと云へる、大かたさる說なり、著聞集、沙石集の古事は、下第百五十五段の傳に、引き出でゝ說を見るべし。）○須臾而は。上（第十八段）に見ゆ。萬葉集。浦島子の歌に。須臾、家爾皈氐。とあり。（さて此れ迄は、書紀第三の一書に依り賜へり。）○鹽椎神は。記傳に云。一柱の神の名には非す。凡て物をよく知識る人を云ふ稱にて。名義は。知識大都知なり。（大は、例の美稱、都知は、野椎神處に云へる如く、例多くして美稱なり、○玄道云、此の神の名を美穗津比賣命と申すは甚き物識に坐しけむ、その師說に合せて按へば、其も見多津と申す意にて、天地の際の事物を博くよく見知り給へるより、負ひ坐せる御名にや有らむ。）角田忠行云この處誤り有りげなり師說云々如何なり、左の如く改めてはいかゞ。玄道云此神名に付て考へ奉るに大物主大神の后神美保津比賣命の御名の義も見多津と申す意にて、天地の際の事物を博くよく見知り給へるより負坐る御名にやあらむ、赤縣籍に上元夫人と稱奉れる神眞はこの大神なるべく所思なり。）書紀には鹽土老翁。又一書に。鹽筒ともあり。（都知と都々とは、通ふ音にて同じ、續紀二十九に、賀茂朝臣鹽管と云ふ人の名も見ゆ。）老翁とは。惟尊みても云ふ稱なれど。凡て年老いたる人ぞ。物をばよく知識事なれば。此は實に翁にてもありけむ。（書紀に有二長老一と有るは、老翁てふ稱に就きての例の撰者の文にても有るべし、○玄道云こを後には、古老とのみ言ひけむと覺えて、元明天皇紀、常陸國風土記に、然見え、出雲國風土記に、老と云ひ、古語拾遺に、舊老とあり、此れ等の事、又古く某老と云ふが多かりし事は、徴に旣く信友の說を擧げて、委く說き賜へりき、實に近き世迄、大老、家老、中老、老中、老女、年寄、等云ふ稱有るは、其に上代の遺風と聞えたり、仁賢天皇紀に、聞二諸老賢一と有るも古文には、古老等有りけむ、萬葉集なる、

「物皆は、新きよし、惟人は。古たるのみぞ、宜しかるべき、」と詠めるは、此の心ばへを云へるにや、風土記は、上代よりの口傳、又古記に依りて記し、事も、徴に説れたる如きは勿論なるを、尙兒女の昔し語等に醜き、劫談を集めたる物の如く思ふ徒も、まゝ有るは、甚き謬りなり、そは記の中に、偶さる俗談も混ぬには有らねど、其の正き證を聊云はゞ常陸國風土記阿波國風土記に、倭建天皇又氣長足姫天皇と申し、播磨國風土記に、宇治天皇等記せるにて、當時有り來し古記を採りて載るは。甚的明に非ずや、こは未しき徒の思ひ惑ふも有れば、序にかくなむ、)さて神武天皇の卷なる。鹽土老翁も。物知る翁と云ふ事なり。又事勝國勝長狹神をも。亦名鹽土老翁とあり。此れも物知れりし神にて、此の稱は有るならむ。帳に。薩摩國穎娃郡。枚聞神社あり。こは此の段の鹽土神を祭れる社なりとぞ。(今の世に開聞が嶽と云ふ是れなり、」玄道云。(此の社の事)淸和天皇紀に。貞觀二年。三月二十日。庚午加薩摩國從五位上。開聞神。從四位下。同八年。四月七日。辛己。授薩摩國。

從四位下。開聞神從四位上。又同十六年。秋七月二日。戊子。太宰府言。薩摩國。從四位上。開聞神山頂。有火自燒。煙薫滿天。灰砂如雨。震動之聲。聞百餘里。近社百姓。震恐失精。求之蓍龜。神願封戸。及汚穢神社。仍成此祟。勅奉封二十(一に千とあり、)戸。又同二十九日、乙卯。太宰府言。去三月四日夜。雷霆發響。通宵震動。遲明天氣陰蒙。晝暗如夜。于時雨沙。色如聚墨。終日不止。積地之厚。或處五寸。或處可一尺餘。比及昏暮。沙變成雨。禾稼得之者。皆致枯損。河水和沙。更爲盧(一に壚と作り、)濁。魚鼈死者無數。人民有得食死魚者。或死或病。と見え。陽成天皇紀の。元慶六年。十月九日戊申の下に。授薩摩國。從四位上。開聞神。正四位下。又光孝天皇紀なる。仁和元年。十月九日。庚申の條に。先是太宰府言上。管肥前國。自六月。澍雨不降。七月十一日。國司奉幣諸神。延僧轉經。十三日夜。陰雲晦合。聞如雨聲。遲明見雨粉土。屑砂(一に沙と作り。)交下。境內水陸田苗稼。草木枝葉。皆悉焦枯。俄然降雨洗去塵沙。枯苗更生。薩摩國言。

同月十二日夜。晦冥衆星不見。沙石如雨。撿之敬賓頴娃郡。正四位下。開聞明神。發怒之時。有如此事。國宰潔齋奉幣。雨砂乃止。八月十一日。震聲如雷。燒炎甚熾。雨砂滿地。晝而猶夜。十二日。自辰至子雷電。砂降未止。砂石積地。或處一尺已下。或處五六寸已上。田野埋瘞。人民騷動。至是神祇官卜云。粉土之怪明春彼國。當有災疫。陰陽寮占云。府邊東南之神。當遷去於隣國。由是蠶麻穀稼。有致損耗。是以下知府司令彼兩國奉幣部內衆神。以祈冥助焉。と記され。又宇多天皇記に。寬平七年。九月十一日。公卿等上表。奉賀太宰府申慶雲見薩摩國。開聞神社事等あり。(一宮記に、和多都美神社、號枚聞神社鹽土老翁、猿田彦神と有るを師說に甚き非說なり、和多都美神を、いかで猿田彦神と云はむ、鹽土老翁いかで猿田彦神ならむ、と有るは、さる說ながら、此の二柱を祀ると云ふ意にもや有らむ、又帳の考證に社家說云祀彦火々出見尊或作開聞又作海神、綿積宮等一云開聞山名所也、又作海門山、一名室穗島、一云在開聞嶽曰和多都美社鹽土翁也、鹿島藩名勝考に、豐玉彦命、豐玉姬命、彦火々出見尊、鹽土老翁、玉依姬命を合せ祭ると云へり、」さて或る說に、鹽土老翁を卽住吉大神ぞと云へるは、近き世の神道者流も、既云ひはやす說にて、珍しき事には非ず、長狹神は猿田彦神と同じ神にて、乃ち事代主神に坐す、等云說は、由もなき狂說なり、ゆめ惑はさるゝ事勿れ、」薩摩國人の記せる、三曉庵談話に、開聞宮の祭の時、大興寺蘭雪と云ふが、大乘院の名代に、往きて、柿本寺に宿りしに、俊如房ちふが訪ひ來て、開聞宮は別けて新なる神に坐すを、己は社人にて兼てよく知り居る故に、能く愼むべき由云へれば、神は神よと云ふ故に此の人は兼て、僻者故に何にそやと心に挂け居しに御祭禮の時蘭雪彼の宮の御簾の下に進みて、拜を爲乍ら、久く立ち揚らねば、俊如心を苦めて、後より衣を引けども動かず、帶を取りて引き下せども、息もせざるより、餘多の人して、瑞應院に連れ往きて、湯等呑ませしかば、漸々蘇出て、何樣にかと問へば、大乘院代と申して拜み奉るに、大石を上より押て懸けし如くにて、

頭上らず、其の餘は何も覺えざりしと云へば、後如さては先に申しゝに違はず、速に參りて恐まり申すべしとて、然せしめて、事无かりし由記せり）通證に。天野信景の說に。神名式なる。和泉國大鳥郡。開口神社と有るを。此の神として。同郡開口村。眞住吉神社、俗に稱三村大明神。（和泉志には、在甲斐町東。住吉舊記云、事勝國勝長狹也、爲住吉之外宮。故朝廷、二十年一度、每造替住吉社。當社亦造替、當地元開口村、水戸村、原村之間也、故俗號三村大明神と有り、和漢三才圖會にもかくあり、）所祭鹽土老翁也。神功征韓時。奉導之。故歸國之後。鎭定此處。爲住吉之外宮。是以攝州住吉造替時。此社亦更造營。蓋一體別祠之義也。（八幡宮本記、泉州志等も大かた同じ）有るは。正き說にや。尙能く考ふべし。○何虛空津云々は。記傳に云。虛空津日高の御事は。下に申すべし。（○玄道云、下第百五十五段の傳に、引き出つるを見るべし、（○易佐知而は、古事記に。易鉤而と有るを。傳に。此所。聊足はず。字の脫たるならむと。賀茂翁は。云はれき。信にかくの

みにては。互に鉤と鉤とを相ひ易へ賜ひし如く聞えて。紛はし。然れども字の落ちたる物とも見えず。本より只如是ぞ有りけむ。さるは。弓矢と鉤と易へ賜へるなれど（此のあたり矢野翁の云の如し依て玄道云の三字入るべきか）弓矢の事は。此に用なき故。略き。一方のみを云へるや。古の文ならむ。と說れたれど。信難く所思るからに。二方に涉べく。易佐知而と記せるなり。と微に說給へり。○爾鹽椎神。吾爲汝命作善議は。記傳に云。汝命は。那賀美許登と訓むべき事。上に云へるが如し。（○玄道云、上第八十段の傳に引かれたり、）爲は。美多米爾と訓むべし。萬葉に。御爲と多く見ゆ。奉爲と書けるをも。然訓む事なり。（○玄道云、かく書ける事。敏達天皇紀を初めて、史典は更なり、粟原寺鑪露盤銘、法隆寺元興寺緣起、法王帝說、靈異記等に、數知らず多く、漢土にも早く然書ける由、潤亭涉筆に考へ證せるが如し、）議は。許登婆加里と訓むべし。萬葉四に。事計爲與。同十二に。事計吉爲。此の他も多し。（○玄道云、紀古訓に、タバカラム、又ハカラハム、

等あり、）○勿憂坐云而は。書紀に。勿復憂と有りて。古訓に萬多奈宇禮閉萬志曾とあり。（玄道云此れまで古事記に採りて記されたる中に、勿憂坐の三字は、書紀の正書、又第四の一書に依りて記せり、と徵に見ゆ、）○即取嚢中之玄櫛而。投地則。化成五百箇竹林は。嚢の事は。上（第八十段）に見ゆ。玄櫛の玄は。黑の意か。上（第二十段に、黑御鬘第九十九段に、久路伎美邪斯、第百四十三段に、黑木等）に見え。櫛は。上（第十八段又第二十段）に。湯津爪櫛の事あり。投てふ詞も。上（第二十段、又第二十一段、第二十二段、第二十三段、第百十八段等、）に出で。五百箇竹林は。上（第百四十三段）に。由都五百篁生出而。又（第百四十九段に）成竹林矣。とあり。通證に。爲貧の歌に。「何なれば、其の黑髮の色變て。綠の竹と生ひ始にけむ。と見ゆ。（こは漢籍、山海經なる夸父が、死棄其杖化爲鄧林と云ひ、華陽國志の、竹王詞の竹林等、能く似たる事なり、通證に、直指引陽陰寶鑑曰、玄王鬼之櫛用竹、仙家采黑栢樹作櫛久之投地則爲竹篁矣ともあり、）○因取其竹而は、

加禮曾乃多祁袁登良志氐と訓むべし。（玄道云此れまでは書紀第一の一書を取られたり）○間無勝間は。記傳に。云。麻那志加都麻と訓むべし。無間は。書紀に。無目と作る意なり。間は借字加都麻は。堅津間の約りたるにて。書紀には。即堅間とあり。（賀茂翁は、此の書紀の字に依りて、勝間と書けるをも、皆加多麻と訓むべし、と云はれつれど、古事記の字づかひ加多に勝等は書ける事なし、又次に引ける如く、地の名等にも、加都麻と云へる多かるをや、然れば古へ加多麻とも、加都麻とも云へりしなり、○玄道云、書紀古本に、萬奈之加多萬と有るは私記の訓なるべし、）こは籠の編る竹と竹との間だの堅く密て。目の無きを云へり。萬葉十二に。玉勝間と有るも。此の物なり。（和名抄に、周防國佐波郡勝間加都萬、讃岐國三野郡、勝間加都萬、三代實錄の三十七に、筑前國賀津萬神、萬葉十六に、勝門田池、此れ等皆、此の物に因れる地の名と聞えたり、加都麻と訓むべき事、此れ等にてもしるし、又式に、紀伊國名草郡、堅眞神社もあり、○玄道云、阿波國風土記に、勝間井冷水倭建

命乃大御櫛笥忘賜依而勝間云、粟人者櫛笥云勝間也、又美作國風土記には、日本武尊落入櫛於池給因號勝間田池ども見ゆ、)さて和名抄に。唐韻に云、籠竹器也と和名古。又四聲字苑に云、笭篅小籠也、漢語抄に云。賀太美とある。賀太美は加多麻の轉りたるなり。(古今集よりして後の歌等にも、皆加多美とのみ詠めり、さて小籠をしも、加多美と云ひけむは、古へと違へり、加多麻は本、大きなるにも、小きにも云へりし名なればなり、)玄道云。後撰集に、「結び置きし、かたみのこたに、無かりせば、何に忍ふの、くさをつまゝし。又「嬉しげに、君が頼めし、言の葉は。かたみにつめる、水にぞ有りける。又「君のみや、野邊に小松を、引きに往く。我もかたみに、摘まむ若菜を。拾遺集に、「何にせむ、忍ぶの草も、つみわびぬ。かたみと見えし、こだになければ。新千載集に、「君を又二度見めや、逢ふ事の。かたみにもらぬ、水は有りとも。(紀本註に。所謂堅間。是今之竹籠(古訓にタケノコ、又タケコ、)也。と見え。萬葉集一の卷。雄略天皇の御歌に。籠母與美籠持。十四卷に。の伎波都久乃、乎加能久君美良、和禮都賣杼。故爾毛民(舊本、乃に誤る、)多奈布、西奈等都麻佐禰と有り。古は、(下に見えたる、記傳の說の如く、)かゝる類の器の總稱にて、和名抄に。說文に云、篗鳥籠也。和名度利古、切韻云。篼牛馬口上籠也。和名久豆古。方言注云、火籠今薰籠也。多岐毛乃々古。廣韻に云、篼飼馬籠也。漢語抄に云。波太古。俗用旅籠二字。(或る說に、萬葉集に、八多籠良家、夜晝登不云、行路乎云々と有るを、本居翁の良は馬の誤りにて、はたご馬なるべし、旅籠馬と云ふ事、蜻蛉日記に見え、宇治拾遺にも、はたご馬、皮子馬等來つれたり、と有り、又平兼盛集に旅人行く程に、盜人來り、「旅人は、すりもはたごも、空きを、早くいまさね、山のとねたち、又はたごやと云へるは、蜻蛉日記に、酉の時計りに、おりて休みたれば、はたご所とおぼしきかたより、と見えたるは、驛廳の事にや、傳舍を云へるにや、何にまれ久しき語なり、其れより轉りて、今宿料を云へり、とも說けり、)又新撰字鏡に。䇲籠也。炭籠也。阿良須彌乃古。等見え。又書紀の應神天皇の

卷に。五百籠鹽。又仁德天皇の卷に。吾子籠。(又負籠)推古天皇ノ卷に。阿閉臣大籠。(皇極天皇の卷に、以白雀納籠)天武天皇の卷に。來目臣鹽籠。又齊明天皇の卷に。肉入籠(肉入籠此云之々利枯)と云ふ地名もあり。或る說に云。延喜式に。簀籠。灑籠。等云ふ物も見え。又土佐日記(爲家卿の本)に。若菜を籠に入れて。雉等花につけたり。伊勢物語に今は打ちさけて。手づから飯匕取りて。けこのうつはものに盛りけるを。(けこは食籠なり。體源抄に、相如はたふさぎをして、けこのうつはものをあらひなどしけり、)又破籠。髭籠。尻籠。等云ふ物も。書等に往々見えたり。(○玄道云簁籠の事、或る說に、枕草紙に、なつかしき物に、ひげこのをかしう深めたる、大和物語に、ひげこを、あまたせさせ給ふて、俊子に色々に、染めさせ給ひけり、又今昔物語に、猿籠と云ふ物あり、此は新撰字鏡に、笓盛穀竹器也、伊佐留と有るに同くて關東の方言に、イカキをザルと云ひ是なりと云へり、○忠行云、信濃にては、此を今もイザルと云ふ、)拾遺集(物の名)に。こにやく。「野を見れば春めきにけり、青葛。籠にや組まし若菜採べく。(惠慶法師集に、人の許に、青葛を籠に組みて、棗栗等を花にませてやるとて、)同書(題詞)に五月五日。小きかざり粽を山菅の籠に入れて。爲政朝臣の女に心ざすとて。云々。後拾遺集(題詞)に。百和香を。小さき籠に入れて。せうと棟政朝臣に遣はしける。金葉集(題詞)に。鳥を籠に入れて侍りけるが。宇都保物語(俊蔭の卷)に。青葛を大きなる籠に組て。竹取物語に。いとをさなければ。こに入れてやしなふ。云々。又まめならむ人を。あらこに戴居て。又籠に入れて。つられのぼりて。云々。榮花物語(玉の臺の卷)に。御前なるあざり。花籠ながらとりて。承仕召て取らする。清原元輔集に。中務或る所に罷りたりしに。貝を籠に入れて侍りしに。「浪間分、見るかひもなし伊勢の海の。何れこがひの、なごりなるらむ。源氏物語(帚木卷)に。なえたる衣等の、あつごえたる。大きなる籠に打ち挂て。又(若紫卷に)雀の子を。大君が逃しつる。ふせごのうちに。又(野分卷に。)わらはべおろさせ給ひて、虫の籠等に。

露かはせ給ふ。又（早蕨卷に、）蕨つくゞしを。をかしき籠に入れて。又（浮舟卷に、）このこは。云々。紫式部日記に。をりびつもの。こものども。赤染衛門集に。「身はこゝに、心は空に、飛ぶ鳥の。こにこもりたる、心ちこそすれ。續古事談に。頭中將の一種物は。蛤をこに入れて。うすやうをたてて。等あり。又童蒙頌韻に。筵をコと訓めり。又箱。皮子。（○玄道云、官史記に、皮古、沙石集に、皮籠と作り）懸子。畚。持籠。駕籠。等いふもあり、（駕籠と云ふは、舁籠の義なるべし、駕籠と云名目は、鹿苑院殿の嚴島詣記に見えたり、と玉勝間に見ゆ、○玄道云、或る人此を乘り物の始めぞ、と云へり、されど乘物とは、或る人も云へる如く、車馬輿舟の類の總名にて、既く天浮橋天浮船埴船又浮寶等も上に見えつる如くなれば、其の原始とは云ふべきに非ず、謂ゆる輿、及車、徭輿、塵取、等云ふ類の始とは云ひもすべくや、又神幸に用ひらるゝ神輿は何の御代より始まりつらむ、大同本紀等に、雄略天皇の御世に外宮大神を迎へ奉り坐しゝ時、大佐々命に仰せて、布理奉止宣支、仍

退往布理奉支、と見え、神祇正宗に、此を神輿に奉れる由云へるは、傳有りてにや、大鏡に、春日大神をふり奉りて、云々と有るに思ひ合すれば、後に物に見えたる神輿ふりの如く聞ゆめり、其の正く物に見えたるは下の段に引き出づる宇佐託宣集に、隼人反きし時、宇奴首男人奉二官符一令レ造二進神輿一と云ふ事見え、玉海に於二放生會之儀一以二鷹御枕、奉レ乘二御輿一、とある、此れぞ彼の放生會、轉害會の起原なるが、南都に、今も轉害會の鳳輦傳はれりぞ、又天平勝寶元年紀に、八幡大神の託宣して、京に向ひ給ふ時、禰宜尼大神杜女、「其輿紫色、一同二乘輿一」と有るを、「信友の說に、一本には、八幡大神云々の下に在りと云」託宣集に引ける舊記には、五「三の誤か、」神輿、與二禰宜大神杜女、同乘二神輿一と記せり、又延喜式に、御輿形、蕢籠「或は「輿籠」等」見え、外記日記に、天慶八年十月、攝津國上言に、西の國より設樂神神輿を數萬人の率て、登り來る由を載せり、其後物に見えたるは、數ふるに暇なし、さて輿は、垂仁天皇紀十五年八月の條に、竹野媛命の自墮レ輿而死

と見えたれば、古く有りし事知られ、承久元年八月、應神天皇の御輿の禁中の火に燒けたる事、東鏡に見え、車は天書の皇美麻命御天降の條に、玄龍車を賜ふ事有り、履中天皇紀に、車持君が、筑紫なる車持部を掠め取りし事、清寧天皇紀に、青蓋車見ゆ、海東諸國記に、天武天皇十二年癸未、造車と有るは信がたし、」內侍所遷幸の時に奉れる、御羽車と申すも、下に擧る大鷺の故事に考へ合するに、必古き稱と聞ゆ、さて至尊の御に、鳳輦、葱花輦、近き御世に、車轅、車代、腰輿、白木輿、等申す制有りしとぞ、其は姑く舍きて、職員令に供御輿、輦、とある義解に、擧行曰輿、挽行曰輦也、集解に、古記云、輿無輪也、輦有輪也、漢語抄に云輿母知許之、腰輿多許之、跡云輦已之久留萬、和名抄に、輿は「一に輦とあり、」四聲字苑に云ふ、車無輪也、和名古之、腰輿は和名抄太古之、輦は周禮註に云ふ、后居宮中、縱容所乘謂之輦、爲輕輪、人挽所行也、和名天久流萬、又車、和名久留萬とあり、中古貴人の牛車に、唐庇、網代、半蔀絲毛、檳榔毛、又輿に、四方輿、屋形輿、網代輿、塗輿、張輿、板輿、等の別有りとか、撮壤集輿部に、塵取、網代、半疊袖白等云へり、又和名抄刑罰の具に、箯輿、漢書の註に云ふ、編竹木爲輿也、和名阿美伊太、又晉書を引きて籃轝言竹車又葬送の具に、火輿、「榮花物語、月宴卷に香のこし、火のこし」とあり、或る說に、今昔物語に、權守輿世が篩に乘せて將て來たると云ひ、太平記に、北條高時が滅亡の時に、四郎入道を箯に載せと云ひ、又高師直兄弟が奢多を謂へる條に篩もて、土石を運びたりと云へる箯も、右の箯輿にて、後に謂へる駕籠と云ふ物なる事、鹽尻及秋草等にも論ひてあをだは本日覆無かりしを、後は席にて、假に日覆ひせしより、種々の制出來たり。今も山籠と云ふは篩に日覆ひを爲せしにて、四つ手とは、其の狀を云へる也、初は卑賤者の、道路の疲れを休めむとて、乘り行きしを、後は貴人もめす事と成れり、但し今の製は、つりごしより變じて、籃輿に取り交へつる物ぞとも云へり、時に因りて、種々に沿革物なりけり、〕〇小船には記傳に云。此は必しも船の形に造れりとには非じ。何物にまれ乘て

水を行く物を。船とは云へるなるべし。書紀に。以二無目堅間一爲二浮木一。と有るも同じ。(○玄道云孝徳天皇紀、大化元年十二月、戊午「廿四日」條に、越國言海畔枯査向レ東移去、沙上有レ跡、如二耕田狀一と云ふ事見え、和名抄に、楂亦作二査、槎一、和名宇岐々、唐韻水中浮木也、類聚名義抄に、槎、查、「上通、下正、ウキ」、」又楂、槎、河海抄にも此の字を訓めり、拾遺集に、流され侍りける道にてうききと云ふ心を、菅原贈太政大臣、「流れ木も、三年有りては、あひみてむ、世のうきことぞ、返らさりける。新古今集に同「流れ木と、立つ白浪と、燒鹽と。何か辛きわたつみの底。又菅家文草なる、水仙の詞に、寄二託浮査一問二玉都一海神投二與一明珠一と有るは、此の御故事に因り賜へるにや有らむ、躬恒集に「秋の浪、大な立ちそ、思ほえず。うきゝに乘りて、往て人の爲に。大君集に、「天の川、浮木に乘れる、我れならば君があたりに、今はきなまし。新古今集に、實方、「天の川、通ふうき木に、言問む。紅葉のはしは。散るや散らずや。源氏物語に、「幾返り、往きかふ秋を過しつゝ。

浮木に乘りて、我が皈るらむ。又「心こそうき世の、岸を離るれど。行く方も知らず、あまのうきゝを。狹衣物語に、うきゝに逢はむ事よりも難き事どもかなと忍びて「一に、やかに、とあり、」聞え賜へど「一に、ばとあり、」夫木集、承安二年、廣田社三首歌合に、眺望、源仲綱、「海原や、雲る遙かに、こぐ舟を。うき木に乘れる、人かとぞみる。又俊成、「浮木有れば、星にも人は、逢ひにけり、こひぢに通ふ、言のはもがな。奧儀抄には、此を漢人張騫が事ぞとて、古歌に「天の川、浮木に乘れる、我なれや。有るにもあらず、世は成りにけり。と云ふを載せり、又から文拾遺記に、唐堯の時に、有二巨査一、浮二於西海一、又査常繞二四海一十二年一周。周而復始。名曰二貫月査一云ひ、浮木の龜と云ふも、歌にも詠み、佛書等に出でゝ名高き事なり)和名抄に。唐韻に云艇小船也。釋名に云。一二人所レ乘也。楊氏漢語抄に云。艇乎夫禰。(○玄道云垂仁天皇紀に、乘レ艇、古事記、玉垣宮の段に作二二俣小舟一而、又明宮の段に、竊乘二小船一、又高津宮の段の大御歌に、淤岐幣邇波、袁夫禰都羅

羅玖とあり、萬葉集十四に、安之我良乎夫禰十五に小船乗都良良里宇家里又十九に、布勢乃海爾、小船都良奈米。又十六に、大船爾、小船引副、又奥去哉、赤羅小船爾。名義抄に、艇をヲブネと訓めり。）○大目麁籠は、又云。古事記の中卷に、八目之荒籠。と云へるは。目の麁きを云へり。さて加多麻と云ふを凡て籠の古の名と心得て。右の麁籠等をさへに。阿良加多萬と訓むは非なり。麁きをかたまとは云ふべき由なし。許と云ふぞ。本より總名には有りける。筥と云ふも布多許の切りたるにて。本蓋のある籠の名なり。（○玄道云、繼體天皇紀に、河内馬飼首荒籠ちふ人の名見え、竹物語に、まほなる人ひとりを、あらこに、乗居てとも見ゆ。）此れらにても。總ての名は許なりし事を知るべし。（○玄道云、播磨國風土記に、日女道丘神備食物及筥物等具とも、箱落處者即號箱丘また上筥岡、下筥岡と云ふ見え日本紀略に、村上天皇天暦二年、三月二十五日朱雀院、以籠物、折櫃、破子等、被奉内裏、大鏡裏書に、寛和元年、紫野子日の條に、種々檜破子、色々籠物、折櫃等、又

但籠物以下、侍臣各捧持、列立庭中隼人式に燥籠乾索餅籠、源氏物語桐壺卷に、御前の折びつ物、こ物等、右大臣辨なむ承給はりて仕う奉らせける、空穗物語、菊宴卷に、白がね、こがねの若菜のこ、同じつぼ等、色々の作り枝等に、萬の寶物等清らにし入れて、持て列ねて參り給ふとも見ゆ）○押流此船則は。古事記に。押流其船。とある傳に。其は。此。と云ふべき處也。故今は然訓みつ。と有るに從りてかくは記せり。押流は。於志那賀佐婆と訓むべし。押は。上（第百三十七段）に。排分天之八重多那雲。と見え。大祓詞に。天磐門乎押披氐。等甚多有り。流は。上（第六段）に。順流。又（第六十八段に）流下又（第百五段に）流出來。とあり。繼體天皇紀なる。春日皇女の御歌に。簸都細能哿婆庾。那我例倶屢駄開能。萬葉集（十八の卷）長歌に。奈我佐倣流於夜能子等毛曾。等多有り。○差暫は。記傳に云。夜々志麻斯と訓むべし。差を夜々と訓めるは。萬葉七にあり。（○玄道云三の卷にも兒等之家道差間遠烏とあり）暫は。同十五に。思末志久母。十八に。布禰之麻志

可勢。(○玄道云、上第九十二段に、眞暫見寢哉と見え、萬葉四の卷に、須臾蟻待又、相見者須臾戀者。奈木六香登十三の卷に、暫文吾者忘技沼鴨十九の卷に之麻之久母)等有るに依りて訓みつ。○味御路は。同云。書紀に。可怜小汀とも有りて。可怜。此云于麻師と注し。又可怜御路ともあり。甚善道と云はむが如し。(○玄道云、宇萬志は。神の名にも有りて、上第二段に見えたり、こは或る說に長々さがしめ、くはしめ、くはし妹、かはし妹、長々し夜、又浮舟、釣人、見物、ゐ處、落葉、うけ繩、垂尾等云ふ類の詞なり、と論へるが如し。)さて此に、御路と書ける。是れ美知の本の義なり。(此處にのみ古事記にも書紀にも、道と書ずして、御路としも書ける所以は、先常には、只知と云ふべきにも美知と云ひて、けぢめなけれども、美知はもと、道をほめて、御てふ言を添へたる名なり、かくて此處は甚善道なる由を云ふ處にて、美てふ言、用有りて重きが故に、本の義の隨に書けるなるべし。)玄道云。上(第二十二段)に。神の名に、道敷大神。道反大神。又(第二十三段に、)道之長乳齒神。又(第三十七段に、)天道日女命。又(第六十四段に、)道主貴神等坐。又(第百十三段に、)塞道居者。又(同段に)於此道者。又(第百三十六段に、)將降天之道。等も見ゆ。○乘其道而は。記傳に云。乘は。字のまゝに能理氐と訓むべし。此の道は。尋常の陸なる道にあらず。水の中なる故に乘と云へる。おもしろし。(萬葉十一に、海原乃路爾乘哉云々と詠めるは、海路を舟に乘を云へるなれば異なり、又靈異記に、乘路而行時云々とも有るは路のまに〳〵等云ふ意にて、此れも別なり、但し此も其に准へて道のまに〳〵、等と訓むべきに似たれども、古事記の例、まに〳〵と云はむに、乘の字等書くべきに非ず。又書紀には、尋路と有れば此も乘の字は尋を誤れるにや、とも思はるれど、猶然にはあらじ○玄道云萬葉集十七の卷に、淡海路爾伊由伎能里多知。と云へるも、船道を指してにや、又嵯峨天皇紀詔にも、棄家乘路、東西辛苦世之牟と見ゆるは、右靈異記の文に似たり。)○往者は。同云。伊麻志那婆と訓むべし。凡て由伎坐と云ふべきを。伊麻須と云へる事。古言に常多し。

古事記明宮の段の大御歌に、須久々久登和賀伊麻勢婆。（此の餘萬葉に多く見えたり。）○玄道云、件の小船には、決めて夫の老翁の神靈を託て、送り奉らしゝならむと思はるゝ旨有りて、雄略天皇紀、應神天皇の山陵なる土馬、今昔物語等に見えたる、道祖神が繪馬、又神異記、から書、搜神記、神仙通鑑等に徴とすべき考も有れど煩ければ此には、記さず）○如魚鱗所造之宮は。同云。魚鱗は。伊呂古と訓むべし　和名抄に　唐韻に云。鱗魚甲也。文字集略に云　謂魚之屬衣曰鱗和名以呂久都　俗に云　伊呂古（○玄道云、類聚名義抄も同又鯤はイロコ、字鏡には　鮨魚脊上骨、又伊呂已とあり。（和名抄に、以呂久都と云へるは心得ず、又伊呂古をば俗に云ふとあれど俗には非じ、さて又此れを、今は宇呂古と云ふ此の宇と伊とは、何れが古へならむ、魚をも、中昔には伊袁と云へれども、今は多く宇袁と云を、古言にも宇袁と云へり、鱗も中昔にこそ伊呂古とのみ云へれ、古言は宇呂古なりけむも知り難し、されど古書に然云へるを未だ見ざれば姑く和名抄に隨ひて訓めるなり、）○

玄道云、播磨國風土記に、品太天皇の御俗と云ひ、常陸國風土記に、古語を俗に曰とも、風俗の說とも說し、熱田宮緣起に、風俗の歌等ある皆世、又古風と云ふ義に用ひたり、）さて如魚鱗と云ふは。壯麗く大きなる宮の。殿門等數多並立連りて見ゆる狀を。譬たるなるべし。（屋上の甍の狀を云へるが如くにも聞ゆれども、然にはあらじ、さては所造と云へるに疎し）空穗物語（藤原君の卷、）に。四面四町の殿に。面每に御門を建て。伊呂古の如くに造り重ねたるおとゞに。云々（おとゞは殿舍なり、○玄道云、或は大殿戶大殿門等記ける物もあり、）又（梅花笠の卷に、）色々のあげはりを伊呂古の如打渡して、云々。等云へるも。物の稠く重連れる樣の譬へなり。（から書、楚辭の九歌河伯篇に、魚鱗屋兮龍堂、註に、言河伯所居、以魚鱗蓋屋堂畫蛟龍之文云々、形容異制、甚鮮好也、云々、河伯水神也、故託魚龍之類以爲宮室也と云ひ、又靈何爲兮水中、注に、言河伯之屋、殊好如是何爲居水中而沈沒也、又乘白黿兮逐文魚又魚隣々兮媵予注に媵送也、言江神聞

己將歸亦使二波流滔々來迎一河伯道二魚鱗々傍一而送レ我也、等云へる凡て此く段ミ甚能似たれば如二魚鱗一造ミ云ふも、此の文を取て書けるかとも云ふべけれども、彼れは直に魚鱗を以て屋を葺る由なり、此は其の狀を譬へたるなれば、其の趣異なるをや、尚又凡ての事の似たる事の論ひは、下にあり、(○玄道云、猶玄家には、委き傳の道有る事、師の君の委證有るを、下の段にも、其を略て舉ぐべし、)仁明天皇紀承和十一年の條に、宮舍驛家、昔在二海邊一而接二居波間一、猶二魚鱗一ミ見え、又伊豫國なる里人の家屋等の多く立重れるを、宇呂古の如し、ミ云へるを、昔し聞きし事有りき、)書紀に其の宮也雉堞、(○玄道云、古本の傍註に、大加可「一に、加ミあり」支比女加支ミあり、)整頓、(○又云、トヽノホリ、江)臺宇玲瓏。(○又云、タカドノテリカヾヤケリ、又、ウテナヤ、)又城闕崇華。樓臺壯麗。等有るは。一向に漢文を飾る物にて。更に古言に適ざる事なり。(○玄道云、此も實にさる說ながら、下の段に引き出る、漢土に傳はる古傳、又故有りて聞き傳ふる幽界の傳にも、海宮の有狀は甚麗にて、目も詞も及ばぬ由なれば、漢人の魚を得て筌を忘るちふ言の如く、文をば傍にして、其實を想像るべくなむ、榮花物語駒競の卷に、此の世には、冷泉院、京極殿等をぞ人面白所ミ思ひたるに、この高陽院殿の有狀此の世の事ミ見えず海龍王の家等こそ、四季は四方に見ゆれ、此の殿は夫れに劣ぬ狀なりミ云へるは。此の段を學びてにや、此に四季の四方に見ゆるミ有るは、今昔物語、源平盛衰記等に、證すべき事の有るなり、)宮室は。二字を美夜ミ訓むべし、さて如の字の上に。有の字あるべく。若し無くとも。阿良牟ミ云言を讀み附くべきが如くなれども。上に將レ有二味御路一ミ云ひ。下にも有二湯津香木一ミ云へれば。餘同言の重らむを厭ひて。此は殊更に省けるならむ。さて有むミ云はざれども。其の意ミ聞えて。足らぬ心ちもせず。返りて語の勢ひ宜くぞ有りける。○其は。同云。曾瀰ミ訓むべし。上なる物を指して云ふ言なり。書紀景行天皇の卷に。有二女人一曰二速津媛一。爲二一處之長一。其聞二天皇車駕一云々。又以討二土蜘蛛一。若其畏二我兵勢一云々。(凡て書紀は、勉て漢文風

に書かれたるを、此れらの其に漢文の格には違ひて、古言の例なり、希には取はずして、返りてかかる好事も有るなり、)萬葉十三に。衣社薄其破者。(○玄道云、同卷に、日本之黄楊之小櫛乎抑刺。敷細子彼曾吾嬬。古事記中卷に、美夜受比賣、其於意須比之襴云々、靈異記に、有力女爲人少也、其聞三野狐淩幣於人物云々、枕草紙に、先院の御迎へに云云、其渡らせ給ひて、又中納言と云ふは云々、宰相の君とは云々、其二人ぞ上に居て見え給ふ、等も有り、)伊勢物語に。女御高子と申すいまそかりけり。それうせ給ひて。云々。尙物語等に。此の類多く見ゆ。○綿津見神は。同云。上に。大綿津見神有りて。名義等其處に云へり。又御禊の段に、底中上と。三柱綿津見神あり。其は阿曇連が祖神に坐す由其處に見えて。姓氏錄に。安曇宿禰。海神綿積豐玉彥神子。穗高見命之後也、(○玄道云、此の御名の義は別に考へあり)と有ると。書紀の此の段(一書)に。海神豐玉彥と有るとを合せて見れば。此の綿津見神は。即ち彼の御禊の段のなりけり。(○玄道云。此は三柱の合せて一柱と坐由等、立ち返りて、上第二十五段の傳に、委く說れたるを見るべし、)萬葉九。詠浦嶋子歌に。海若神之宮乃。內隔之、細有殿爾云々。(此の歌、凡て此の段の趣と似たる事あり、考へ見べし、○玄道云、此は下第百六十一段に引出づべし)さて海神の宮は。海の底にある國なり。後の世の生ざかしき說等は。古への傳の趣きに適はず。(佛書に龍宮と云へる物あり、其の說る狀、奇しき迄此の段に甚能似たる處あり、故書紀の口訣、纂疏等には、此の海神の宮を直龍宮とぞ云はれたる、佛書を信める人は、然主客の語の別まへだになくて、彼の所謂龍宮を、主として云はれたるなり、又漢籍にも、をり〳〵、水神宮の事を云へる有りて、其將能似たる故に、かにかくに此の段は、異國書に依りて造れる物かと、疑ふ人有るなり、されどそは、唯異國書をのみ信みて、皇國の古への傳へをは信ざる者なり、凡て皇國のは、其の書こそ後に出來つれ、其の事は、神代より語り傳へ來つるまゝなれば、こよなく古きを、異國の說等は、其の書こそ、此方のよりやゝ先なれ、說る事は已が

さかしらのみ多くして、古へのまゝならねば、返りて、皇國書より遙に後なり、然れば此の段の傳説は、眞なり、本なり、佛書の龍宮は、此の綿津見神の宮の事の、上代に自然天竺等にも、片端傳はりたるに、種々の事を造り加へて、説たるものなり、又漢籍にも似たる事の有るも、然なり、抑々皇國は、萬國を御照し坐す天津日大御神の本御國なれば、凡て、萬づの事も物も皆皇國ぞ本にして主にして他國々へも、自然流及びたる者にて相似たる事も、本より多かるは、彼が吾れに似たるにこそあれ、吾が彼れに似たるには非ず、然るを世々の物知り人皆、此の元の本末をば得知らずして、唯後に萬づの事も物も、異國を學び、異國より來り、又物語書等に、異國の故事を取りて、作り變へたる事の有る等に傚ひて、萬づの事皆異國を本と心得るから、神代の故事等をさへに、其の類ひかと疑ふは、よく異國書に惑へる者なり、よしや本末は暫措きて、天地の中に、人の形を始めて、山川草木其の餘の物も、皇國漢土天竺と、大抵異なる事なく、皆自同じ状なれば、古への傳へ事等も、此方と彼方と、何かは同じき事もあらざらむ、同じきからに、必ず彼れを學びたりと思ふは、最愚なり、人の形も何物も彼れを學びて造らざれども自同じきに非ずや、さて又近き代の、生さかしき人の心には、水の中に宮室等の有るべき理りなしと思ひ取るから、彼の龍宮等の説をも信ず、此の段の事をも、實は、海の底には非ずとして、或は薩摩國近き一つの嶋なりと云ひ、或は琉球國なりと云ひ、或は對馬なり等も云ひて、其の證等をも、とり〲に云ふめれど、凡てさる類ひは、皆古への傳へに背る例の儒者意の私事なり、さばかりさかしく、漢めきて書れたる書紀にすら、内彦火火出見尊於籠中沈之于海、又海底自有可怜小汀等有れば、海の底なる事は、此れらの語にてもしるきものをや、○玄道云、此はいとも〱めでたき教へ語にて、師の翁の外國々等の古傳説をも網羅集めて大成賜へりしも、大かた此の説を初めて、毀譽相半書に出たる旨を、補述坐しての擧にし有れば古へ學に仕へ奉る徒は、あなおほろかに見過すべきに非ず、かく懇懃に說諭し

賜へるをすら、何心得がてに、琉球ぞ、又は一嶋
ぞ等、忍び〳〵につぶやく輩も有るは、實に靈ぢ
はふ神の、うつて坐しけむと、甚も心うく、憐む
べき者なりかし。）〇神之御門は。上（第五十七段）
に。殿門。又（天石門別神を）此神者。御門之神也。
等あり。崇神天皇紀に。即開神宮門而幸行之。
古事記。日代宮の段に。倭建御子命（の御事を）
參入伊勢大御神宮拜神朝庭と見え。安康天皇
紀の歌に。麻紀佐久、比能美加度爾。と云ひ。出
雲國風土記（神門郡の條）に。所以號神門者。
神門臣伊賀曾然（一に熊と作り、）之時。神門負（一
に貢と作り、）之。故云神門。又（飯石郡、三屋鄕の
條に、）郡家東北廿四里。所造天下大神之御
門。即在此處。故云三刀矢。（神龜三年改字三
屋。）又（仁多郡の條に。）御坂山。郡家西南五十三
里。即此所（一に山と作り、）有神御門。故云三山（一
に御と作り、）坂。又萬葉集（一卷）に。日之御門。（三
の卷に、）神御門。又（五の卷に）高光日御朝庭。等數
知らず多く見ゆ。〇井上は。記傳に云。韋能辨と訓
むべし。和名抄に。河内國（志紀郡）に。井於。甲

斐國（山梨郡）に。井上と云ふ鄕の名有りて。其に
井乃倍と有るに依れり。（式に、大和國平群郡猪上
神社、萬葉七に、井上、此れらも、地の名なり、〇
玄道云、式に、山城國愛宕郡にも、出雲井於神社、攝
津國嶋下郡に井於神社あり、聖武天皇の姫御子井
上内親王と申すは、大和國なる地の名に據れる御
名にこそ。）井のほとりなり。（〇玄道云、或說に、
井とは田に灌する水にて、渠及池を云へり、萬葉
に、尾花ちるしづくの田井に、雁音も、寒來鳴怒。
又伏見が田ゐに、雁渡るらし。又朝霧の、棚引田
ゐに、啼雁も。など皆然にて、近世の先達は、堀
井のみの事と心得たるは誤也、と云へるはさる事
ながら、常陸播磨風土記等に、井を鬪りし事も多く
見えたれば、一偏には云ひがたし、又或る說に、古
へは凡て呑む水に用ひたる井と云へるとあるは、
實しさるべし。）〇湯津香木は。同云。此の事は上
天若日子の段に。湯津楓と有りて。其處に云へり。
（〇玄道云、傳二十一卷の三十張に、記傳を引きて
注されたり、香木は、本書の本註に、云加都良
と有り。）其木上は。同云。此の上は。下に對ふ上な

り。(井上の上とは異なり)、次に、登其香木と有るにて知るべし。○玄道云、萬葉集二の巻に、城上ちふ地の名も有りて、朝毛吉、木上宮乎常宮等など詠めり。)○海神は、同云、和多能迦微と訓むべし。(他古書には、常に和多都美神にも、海神と書きたれど、古事記には、書き別けたり。)○見將相議者也。教奉而は、美氐波加良牟毛能叙登遠志閇萬都理氐、と訓むべし。(玄道云此れ迄古事記を採りて記されたり。)記傳に云。こは上大國主神の段に、御祖命告子云、可參向須佐之男命所坐之根堅洲國、必其大神議也。と有るに同じ。其の前後の凡ての事の趣も。よく似たり。考へ合すべし(さて是れ迄鹽椎神の教へ奉れる語なり)○推放海中則。自然沈去矣は、和多那加爾、於志波那氐婆、於能豆加良志豆美爾伎、と訓むべし。海中は。神代紀に、因於海中。又(此の段一書、第六の一書。神武天皇紀。欽明天皇紀等に見え。萬葉集(一巻)に。對馬乃渡海中爾とあり。推放は。大祓詞に。大海原爾押放事乃如久。等甚多き詞なり。自然は上(第五段、第五十八段、第百三段等)に見え書紀(神代の上巻)に。其中自有生出之神と有るを初めて。多く見ゆ。沈も。上(第二十五段)に。沈濯之時。又(第百四十二段)に、沈潜、又沈居等見え。承平私記(淹留の下)に。假字日本紀を引きて。志豆美止々母利天ともあり。(玄道云此は第三の一書に依り坐せり。)○隨は。上(第六段)に。隨の字。又(第二十九段、第百十九段に、隨の字。又(第四十五段に從の字。又(第百二十段に。)如の字を皆麻々爾々と訓れたり。○小行坐則は。須古志以傳萬志志加婆と訓むべし。(上に可往とあり、書紀には。尋汀而進、又故尋路而往とあり。さて神代紀葦牙に。此のをち事の狀を承りて。いたはしと思ひ奉りて。事謀りせしぞ。幽神の助け給ふなる。凡て世間の事、何事も我が力の及ぶ限りを盡して。其の上は。さかしらの强事せず。神の隨と思ひて有るぞ。神の道には有りける。と云へり。(此に就きても或る人の、成す樣にならで成る樣に成るちふ諺、又菫之集なる「燒すとも、草はもえなむ、春日野は、惟春の日に、任せたらなむ。と云ふ歌を引きて、世のさくじり人の物傷ひ

をする由を論へるは、げにさる說なり、)○備如其言は。(此れまで古事記に依らる、)記傳に云。前は都夫佐爾と訓むべし。上八千矛神の御歌に。麻都夫佐爾とあり。漏る事なく具備れる意にて。此は鹽土神の敎へし如くにて。事々に(俗言に云ふ一一になり、)違へる事なきを云へり。さて此の處の事狀は。彼の敎へ奉りし語に委く云へる故に。此には略きて。惟如其言と云へるなり。○海底有可怜小汀矣は。底は。已に上(第二段)に。天之底立神。又(第三段に)國之底立神。とふ神の名を始めて。又、第二十五段に。水底。又底津綿津見神、等多く見ゆ。汀は。書紀訓註に。此云波麻とあり小汀も已に上第八十九段、第百十五段に見えたり。○乃乘其堅間而、(こは正書に、取らる、)云々。乘は。上(第六段)に。放棄之又(第百四十八段に、)所乘などゝ多くあり。○(類聚名義抄に、損、捨、棄、折、抵、播、等の字をスツと訓み、又去の字をも然訓めり、空穗物語に、「色染る木の葉はよきて。捨人の、袖にしぐれの、ふるがわりなき、金葉集「題詞」にすて兒を見て、詠める云々ともあり、)○到望は。

上(第十一段)に。至坐與美津枚坂。又、第十九段に、到伊邪志許米伎汚穢國矣等有るを始めて。甚多有り。(此は婆衣に云、西の國の蠻の語とて、其方人の語りけらく、深き海底は、何くのも、大かた陸地の形狀に合せて、異なる事なし、山岳あり、草木有りて、「草は藻の類、木は海松海杉等の類其の外種々あり、」殊に、大きなるがあり、生物にむねと有る物は、魚にて、各其の族の集り居る處、恰も陸土の村落の趣にて、一區だちたる處あり、漁者の捕得るは、其の遊び出往く處にて取るなり、獸も種々有りて適陸に上る物は人も知りて名を付れど只深き海底にのみ住める物種々有りと見えたり、是れを以て思へば尙深き處を日數久しく探りなば、何なる靈異き處の有りなまし、虫貝等の多きは、人も知る如く、云ふも更なり、と語れりとぞ、生物植物の中にも上國とは、ことなく大なるが有る事は、物產の書に見えたるが如し、(時事新報に見えたる海底に樹木多くあるよし記載せるを書き加へてはいがゞあらん、)○於其門外有井於井傍有湯津杜木(此は。第の一書に取っ

る。)枝葉扶疏也、正書、又第四の一書に依ると共に徴に見ゆ、井傍は、書紀第一第二の一書に、井邊とも書きて。共に爲能加他波良と訓めり。其に依れり。(類聚名義抄に、傍はカタハラ、ホトリ。)又正書第一の一書共に。古事記と同く井上とも有り。(記傳に、井ノへとも、シミヅノへ、とも訓まれたり、かくも訓むべし。)枝葉は。和名抄に。枝柯。玉篇に云。木之別構也。和名江太。纂要に云。大枝曰レ幹、和名加良、又葉、陸詞切韻に云、草木之敷二於莖枝一者也、和名波、萬葉集に。黄紅二葉、皆讀二毛美知波一。と見え。上(第五十一段、第五十三段)に、五百枝眞賢木。又(第五十三段に、)上枝。中枝。下枝。又(第五十五段に)小竹葉、又(第七十三段に)、佐世木葉等見ゆ。扶疏は、古本に志役毛志と訓みて、鈴屋翁の説に。續紀詔詞に。牟倶佐加爾と有るは、茂榮の意と聞ゆ。下文にも、年實豐爾牟久佐加爾と有り。萬葉十に、不作自木工開道乎。とある木工は茂くなり。應神天皇紀に。芳草薈蔚、信友云、此を私記に、志介久毛久氐とあり。)顯宗天皇紀に。厥功茂焉。などあり。牟久と母久

と同じ言なり。又森と云ふ名も。木の生ひ茂りたる由なり。萬葉六に、百樹成、山者木高之。此れも盛はしげりと云ふ事なり。と説れ。信友も此れに因て。源氏物語(竹川卷)に。「よそにては、もぎ木有りとや、定むらむ、下に匂へる、梅の初花。源順集に。千種に匂ふ花の邊には。もき木のやうにて、交にくゝ侍りと云ふに。色葉字類抄に。茂。(モシ草木盛也、○玄道云、類聚名義抄に、茂(モシ、モツ)楙(モチ、)苞(モシ 緜、モシ、草茂也、)靈異記に。利の字を母寸。(尚書禹貢に、草緜木條孔註に、緜茂也、古文眞寶に、爭レ茂)と訓めるも共に字音に非ず。會に、同じ音の詞也。又藤原武智麿卿と云ふも。家傳に茂榮の義。と有るを引きて徵とせるは、實に然る事なり。(後或る物に見れば牟倶とは、今の世の言に、白純銀純純犬、純毛等云ひて、凡て他の物を雜へず其の物の盛なるを云ふ、彼の牟倶佐加と云ふも、純榮にて、少しの贏も加へず、純にて榮ゆる意なり、彼の茂を訓めるも字音には有らで、純の牟の活けるなり、枝葉の最滋き樹を樫と云ふが如し、又百足、百襲、百敷等の百

及森、諸、村、畔畦等も、皆同意也、とも云ひ、又或る人も書紀に、貴の字を牟知と訓めるも同義ぞとも云へり、さも有るべくや、我が詞と、彼の西土の音と似たる由は、師の翁の萬の字の説、又古史本辭經に就きて見るべし、○天書に、吾隣土老翁、君是非天神子孫乎、何如此有憂色耶、出見尊具語其事、老翁曰莫復憂、吾當為汝計之耳、即作竹籠載出見尊放流於海中而到海底有大門仰見之城闕崇華樓臺聳と記せり、)○即登其木而坐矣は。(此に記の文に依り坐せる事、微に見ゆ、登は上(第七段)に。登上。又第三十一段)に、昇坐天、又第三十二段)に、登上天とも有るを始めて多く見えたり。(凡て此は專に、老翁の教へ奉らし、隨に、行はせ賜へる由の傳へなり、)○一傳に云ふ。火遠理命愁吟而。云々。(此の一の傳は、書紀第四の一書に採り坐せる由、微に見えたり、)○勿憂坐は。古本に。那宇禮閇麻志曾と訓みたり。○海神所乘駿馬者は。和多能加美能能良須與伎宇麻波と訓むべし。上(第四十一段)に。牛馬又(第四十二段)に、馬伏。又(第九十五段)

に、御馬之鞍等あり。和名抄に。駿馬は漢語抄に云。土岐宇萬、日本紀私記に云。須久禮太流宇萬(名義抄に、ムとあり、餘は同じ、)萬(古本に、江家にかく訓みたる由註り、)新撰字鏡に。騙乃利馬、權嗷、止支馬。又騎。伊佐牟乃利馬等あり。神代紀葦牙に。こは。鰐なるを。かく云ふは。凡て乘物を馬と云へるなるべし。馬も乘に便りある獸故に。名づけたる物にぞ有らむ。とあり。(玄道云から青雀豹古今註に、孫權名水艪為馳馬と云へるは、似たる心ちす、穆天子傳に天子之駿とある、郭璞註に、馬之美稱と云へり、さて古く皇大神等の物に御したる事の聞えたるは、上に云へる天浮橋を始め白雲浮雲はさる物にて舊事紀、及大三輪社鎮坐記に、大三輪大神の、天羽車大鷲に駕給ふと云ひ、當陸國行方郡鷲宮社記に、天日鷲命天孫降臨の時に、弓矢兵仗を帶し、大鷲に乘り先驅して天降り給ふ、神道集に、天兒屋根命金鷲に、乘りて常陸國に天下り坐すと記し、鹿島大神の神鹿に駕給ひし事、元要記、春日流記、等に始め何くれと見え、神祇秘抄なる古傳に、狐は、天神の御駕

物として、天の下作り給ひし、と云ひ、神軍傳に抄に、神代諸神、此の下界に降臨の時に、前驅の神鹿と猿と狐と、此の三の獸を以て、御乘り物と定められてより、此の中野狐には、荒御前と賜ひ、龍蛇にも、荒御前を賜ふ、と云ふ說を載したるが實に珍らしき傳にて、荒御前とは、中古の書に、荒魂の事を云ひて、別に、考へ記せる物あり、又師說に、天狗を、阿麻都久都禰と訓みしは、古訓なる由見え、そを或る人、即天狐と同じ物と論へるが實にさるべき事、相所傳に見え、又或は、天狐地狐野狐の別有りと云ひ、或は天狗を天公とも、高津神なりとも說るを、仙家の說にも、高津神とは、鷲の類ぞと、仙境異聞に見えたるが如し、此等を師說に參へ考ふるに、上の古傳に、狐と有れど實は上代より、天津久都禰と云ふ、一種の物有りて、雲笈七籤に、騰黃出日本國と見えたるも、是れにやと所思て、正く神祇の御駕物と爲し給へるにこそ、又彼の國にて人皇氏は、更なり、西王母の漢武が許に、降る時にも、黃麟に乘ると有るも、神界なる鹿を云ひ、鳳凰とは雉なる由師說は更なり、諸書の彼此と說へる物あり、又神人の龍に乘らしし事は、齊明天皇紀に見え、から國の神人等には、さる事數知らず多く、仙境異聞に、空中にて、老人の鶴に乘りて飛び行くを見たり、と云ひ近世にもかゝる事、見聞に及びる事有るをも思ひ合するに、實にも、我皇神等の天國、大地に上り下りし給ひ、又外國々にも往き還び給へるに、如此物等に駕坐せりとの師說の有るは、甚も珍たき說になむ有りける。）○八尋鰐也は。上（第八十段）に。和邇　又（第百三十一段）に、八尋熊鰐見えたり。○是坐其鰭背而は。許禮曾能波多岐多賁多氐と訓むべし。是は上の其綿津見神之宮專。と有る其と同じ格なり。鰭背は。上（第百二十五段）に。尾翼鱗。又（第百四十一段、第百五十段）に、鰭廣物鰭狹物とあり。坐は。上（第五段、及第七十六段）に、衝立。又（第五十段に）、立二齊柱一又（第七十七段）に、射建立而　又（第百十五段に）、逆刺立等見ゆ。○橘之小戸は。上（第二十三段）の傳に委し。（此を或る人の立ち走り波の小門ちふ說は、固より論までもなし、又筑前國早良郡なる姪濱村の海

濱なりと云ひ、或は那珂郡仲村、現人大明神の坐す邊とし、或は席田郡立花寺村に在りと云ふ說も有る由なれど、そは天地造化の始めを作賜へる、皇大神等の御德を、探索奉る事能はざるよりの隨見にて、未だしき說等なり、)在は。阿理と訓むべし、又袁理とも訓むべくや。即ち居の意也。上(第百十八段、)に。退居と有る傳を合せ考ふべし。(さて、此れ迄は、火遠理命に申し坐せる辭なり、)○乃將火遠理命而。其往而見之は。將は上(第六十一段)に。所奉之氏々也。又(第六十五段に)、帥其子五十猛神。又(第八十四段に、)奉入家。又(第八十八段)に、雖奉來坐。又(第百三十四段)に、率諸部神等も見え。古事記品太天皇の段に 率其太子書紀に。將來等見え。(又以の字をも訓めり、詩經の註に、能左右之曰以と云へり、)新撰字鏡に。攜。見比支井天由久。とあり。見之は。阿閉理伎と訓むべし。上(第百四十五段に、)少女之遇と有り。(其の下の傳に委し、)○是時鰐魚策之曰 策は多婆加理氐と訓むべし。此も上(第四十四段、)に見ゆ。○吾八日は。上(第百十一段、)に。日八日。

夜八夜。とあり。○以後は。須岐氐と訓むべし。古事記。倭建命の御歌に。邇比婆理。都久波袁須疑弖。石之比賣命の御歌に。阿袁邇余志那良袁須疑。袁陀氐、夜麻登袁須疑。武烈天皇紀の歌に。賦屢鳴須擬、擁筒播志須擬。又於裒野該須擬。等(路を經往くを)賦み。萬葉集(一の巻)に。黄葉過去君之。又(二の巻に)嘆毛、未過爾。又萬代爾過牟登念哉。又黄葉乃過伊往等。又時不在、過去子等我又過去計良受也。又春過而、夏來るらし。又吾往は。七日は過し。龍田彥云々。又此九月之。過莫乎。又黄葉之、散過去常。又(二十の巻)に、須疑奈无能知爾 又七日の内は。過めやも。等甚多し○致奉其美麻命於海宮。唯我王云々。(玄道云、王の字、私記にオホキミノと訓めり、師の說なり、)致は。類聚名義抄に。致(イタス)字鏡集に。屆。(イタル)紀中に投。乃及。(イタス)戾止。達通。から書に。底著(イタス)と訓めり。(伊勢物語に、志はいたしけれども、いまださるわざは習はざりければ、又今昔語に、心を至して、等見ゆ、)一日は。上(第四十段に。一日一夜。と見ゆ。萬葉集(十

五)に、比賣其母伊母乎　又一日毛於知受。又一日一夜毛　於母波受且、等あり。〈此の事どもは、下第百五十三段に見えて、彼處に、記傳を引きて云ふべし、〉○故歸而使彼出來には。上(第八十四段に、出來而奉之。又(第百五段)に、流出來　又(次の段に、)持玉器出來。古事記　白檮原宮の段に。生尾人自井出來。又押分巖而出來、孝徳天皇紀に。牽來其馬などあり。藻牙には。此れも伊傳伎志米牟と訓めり。伊勢物語に。本見し人の前に出來て。空穗物語(俊蔭卷)に。しばぶき給へば。子いできて　源氏物語(夕顏卷)に。をゝしげなる出來て。又よゐしきおどゞ出來て。とあり。(今昔物語にも。數知らず多く見ゆ、書紀古本に、伊氐古世牟、又(イデコサム、又マウデキ、等訓みたり、)又古世牟と訓めるは。上(第百五段)に。所亡之弓箭出來。と見え。萬葉集(十四)に。安乎久毛能。伊氐來和伎母兒。と云ひ。又古事記。白檮原宮の段に。自天遣八咫烏と有るに似たる趣なり。萬葉集(十八)に。手にむすび、於許世牟あまは。又(十九に、)紅之八鹽爾染而。於己勢多流。伊勢物語に。彼處より。人おこせば。土佐日記に、講師物酒おこせたり。等あり。○宜乘彼而入海云々言訖而は。上(第百十九段)に　白訖　又(第百二十三段)に言訖而。又(第百三十五段に、)令辭竟奉等あり。○去矣は。以爾使と訓むべし。置大祓詞に。如此持出往矣。萬葉集(二の卷)に。而往坐、又(十四に)伊爾之與比欲利　又ほのかに見えて。去し見散に。等多し。(又鰐の事は、委き師の說有るを、下第百五十八段に云ふを待つべし、)○留は。(第二十二段)に。留此國而。又(第三十一段に、)留宅又(第七十段に、留伏殺矣。又(第百七段に、)留住而。又(第百八段)に、淹留之由　又(第百四十六段に、)唯留其弟木花之佐久夜毘賣而、等あり。萬葉集(九の卷)に。留居而、吾者將戀名。又留有吾乎。○待之は。上(第十八段)に。難待矣。又(第三十二に、)待問之。又(第六十九段に、可待。又(第七十段)に、待之時。又(第八十一段)に、待取。等見ゆ。○果而一尋和邇來は。上(第七十段に、八俣遠呂智信如言來。と有るに。よく似たる文勢なり。果は。上(第百三十七段に見ゆ。

武烈天皇紀の大御歌に。須衞波陁志弖謀。と見え。神代紀に。至期果有二大蛇一。（玄道云此の果を記傳に、マコトニと訓まれて、師も夫れに困られたり。）神武天皇紀に。果有二落餌一又今果立二忠効一又終无レ所レ成。（此の終も然訓めり。）類聚名義抄に。果はハタス。（宇治拾遺に、此の女房宇治殿に思はれ參らせて、はたして京極大殿々を生奉れりとぞ、古今著聞集に、此宣命必神感有るべき由、自讃せられけるに。果して三日雨夥く降たりけるとなむ、）等見ゆ。○遵二前鍔之教言一矣は。佐佐能和爾能袁志閇麻袁世留胡登。志多麻比伎。と訓むべし。前の傳は。皆から鹽筒老翁の思慮に因るなるを。此の一つ傳は。老翁の和邇に思はしめて。其の策奉れるまにまに、し給ひて。海宮に幸行る趣なり。（さて海幸は、元海神の御靈の副りし、物故に。かく鹽筒老翁の謀り坐して、海宮に、幸行事と成りし由、或人の說るは、實さるべし、諸國周遊奇談と云ふ物に、近き世に、此鹽筒神の甚じき神威を現し坐しゝ事を記せるが珍らしければ、因に載してむ、そは筑前國志摩郡毛屋村と云ふ地は、櫻井村より一里餘なるを、此の地に、百姓八兵衛と云ふ者あり、其の家の裏に小祠あり、天明九年の事なるが、八兵衛が妻に、神憑らせ給ふとて、さまざま罵しるより、此の近邊の僧山伏を呼びて、種々祈禱すれども、少も驗なし、故に此の邊に、聞えたる神職、菊池帶刀と云ふを呼びて祈禱す、「此の人は、野狐等託しは、忽に、叱らみ落す程の勢ある神職なり」それより、帶刀、祝詞申し、神の名を白して祈るに、八兵衛が妻は、唯笑ひてのみ有る故に、帶刀問ふ、己此の家の妻に、何處より來て（脫字あるべく覺ゆ、）何成りや、と罵るに、此の時其の妻云ふ、我れを狐狸の類と思ふにや、席を改めて、謹み拜まば、其の上に、言ひてむ、さなくては、何无禮者に言葉をかはさむと云ふ時に、帶刀下座して、尊恐ば、女打ち頷づき、さ有らば我が名をあがさむとて、頓身拵へし、坐を組みて、肘を張り、半眼にして云く、吾は是れ鹽筒老翁なり、と云ふ時に、菊池問ひけらく、然坐ば神代に、こゝより、火折命わたつみの宮へ罷給ふとぞ、其の事如何と尋ぬれば、女答へて、天津日高の御子、

空津日高命、鉤を失ひ賜ふことを哀しみ、海邊にさまよひ給ふを、見るに忍びずて、我れ謀りしなり、と云ふ、帶刀又問ふ、そはいかに議り給ひしぞと問へば、神代の卷と、古事記の趣を一々皆答ふ、又何の故に、斯く人に、託給ふと云ふ時に、女云、今何千年の年經とも、神靈灼然事を、世の人に知らせむが爲なりとぞ、帶刀問ふ、然有らば我れは、神代の卷、古事記の本文を能く知れり、願はくば、火折命に敎へ賜ひし事、又其の時の狀、具に聞かせ給へ、さらば斯く申す我か如き物知らぬ賤の男も、愈敬奉らむ、と云ふ時に、頷きて、其の事每まのあたり見るが如くに、聞かせ賜へり、其年經る狐狸の類が言へるとは、雲泥の違ひにて、其の眼色、凡人ならず、威儀整のひ、實に鹽筒老翁の顯はれ給ふと思はれたり、又此の所は貝原氏も記し〻如く、鹽筒ノ老翁顯はれて、火折命に、海宮の事ら謀らひ敎へし、神代の舊地なる故に、鹽筒老翁の宮も此の八兵衛が家後に、至りて、小祠にて、誰れも、不撿なれど、此れ鹽筒老翁と云ふ事は、大方人知り居りしに依りて、筑前の國主にも聞え、郡奉行より差圖にて、此の宮地を、海邊なる清淨の地に、建立成就せり、即八兵衛を神主の如くせられ、又女は常には何事も无れど、神懸有りて、人々の祈願の吉凶を告げ給ふ、諸人遠地なれども、大勢參詣あり、其の女今に變事なし、此の浦に出づる岩山有り、此れを毛屋の大門と云ふ窟なり、とあり、元書に、火折命を、火照命に記せるは、誤りなれば、今改め引きつ、」かくて後に、比古婆衣を見れば、毛屋の大門は、玄海灘と云へる海中へ指出でたる山の埼の岩窟なり、「當國の貝原篤信云、神代に、海神の宮へ遊行の地也、と云へり、」窟中二三町許り船にて入るに、水の滴り落るなるが、二所へ拔け出づる穴道有りて、其の直に至る穴の奥を知らず、神異き事有りと云ひ傳へて、深く入る者なし、此れ太古海宮と往來せる道なりと云へり、彥火々出見尊の海宮に到り給へる當時、日向國より物し給へると「紀に」聞えたるが、其の日向と云へるは、今の筑の前後なるべし、さて此の毛屋の內なる畑地の字に、うがや屋敷と云ふがあり、又御產屋跡とて、芝を殘し

たる處有りて、不淨を近づくる事を忌む習ひなり、又豊玉姫社、龍宮社、大祖宮、「祭神彦火々出見尊、」と云ふも同地にあり、毛屋村に鹽筒翁の宮と云ふがあり、」とて、件の事を載せり、さて或る人此れに因りて、鹽筒とは、海道を教へ奉らせるより稱へ申しゝ御名にて、渟津道の義ならむ、と説るを此の段には能く符へれど、上第百三十八段及神武天皇の段にも、同じ神の名の見え坐せるを、然釋きては、皆符はざれば、從ひ難くなむ、）

爾海神豊玉毘古命出御女。豊玉毘賣命之從婢。持玉器出來而。將酌水。終不能滿。俯視井中則於水底。人笑之影倒映也仰見者。麗壯夫在杜木之上。思甚奇異矣。爾火遠理命。見其婢而。乞欲得水。婢女乃酌水而。入玉器貢進矣。爾水者不飲而。解御頸之璵而。含御口而。唾入其玉器矣。於是其璵著器而。婢不得離璵。故璵任著奉進豊玉毘賣命矣。爾見其璵而。於婢。問曰若於門外有人哉則。從婢答白。於我井上之香木上有人。甚麗壯夫也。吾謂我王猶絶麗然。益我王而甚貴。故其人乞水之故。奉之則。水者不飲而。唾入此璵也。是不得離故。任入持參來而獻也白矣。

豊玉毘賣命は、（玄道云此の段は、古事記を本に採れり、と微に見ゆ、）記傳と云。名の義、書紀の一書に。父神の名豊玉彦と有れば。其に因れるなるべし。（父神の名は、或人の記に、鹽盈珠鹽乾珠を有るに依れる名なりと云へり、さも有らむか、又唯美稱にても有るべし）但し古事記にては。父神には其の名無ければ。豊玉は唯に比賣の御名にて。容貌の美麗を稱たるにも有るべし。山城國風土記

に。久世郡水渡社（祇社）名天照高彌牟須比命和多都美豐玉比賣命と見え、神名帳に、水度神社三座、（鍬靫）と有る社なり、玄道云、清和天皇紀に、貞觀元年、正月廿七日、甲申、奉授山城國正六位上水度神從五位上、山城志に、在寺田村、一名久世社、今稱天神、攝社六前、祝家以水田爲氏、萬葉集曰、開木代來背社、草勿手折、己時立雖榮草勿手折。即此と云へり、或る説に、水渡は姓氏錄に、三富部、火明命之後也と有りて、此の火明命は即天照國照彦火明命にませば天照神とも申すべし、されば此の神を主として、彼の二柱の神を合せ祀りしならむ、又其の御末に大海直氏有るも由有り、と云へり、尚此の御社の事は、上第四十六段の傳に見えたるを合せ考ふべし、神名帳に。阿波國名方郡、和多津美豐玉比賣神社あり。（同郡に、天石門別豐玉比賣神社と云ふもあり、此れは如何なる由の名にか有らむ、○玄道云、陽成天皇紀に、元慶七年十二月二日、甲子、授阿波國從五位下、和多都美豐玉比賣神從五位上とあり、清和天皇紀、貞觀六年、八月八日、壬戌の條に、同郡人正六位上安曇部粟麻呂言して、安曇百足宿禰之後として、宿禰の姓を賜ふ事見ゆ、或る説に、此の御社は、同六年の紀に、同郡の人海直豐宗、及海直千常と云ふ見えたれば、此の氏人や拜祭りけむ、さて、此の國に安曇氏有りし事、三代格を引證し、さて御在所は、或る人、德島の城山に坐す龍王宮なりと云へる、實然るべし、且德島は、中古迄も海にて、城山は小島なりし證有りて、今の城を、天正十八年に築ける以前より、住吉社と、此の社と山の上に坐しゝ由なるも、此の神にも、阿曇氏にも、由有りと云へり、）從婢は。記傳に云。麻加多知と訓むべし。書紀に此乎侍者と書き。又欽明天皇の卷に從女。遊仙窟に。婢又侍婢等。皆然訓めり。前子等の意なるべし。（幣を省き古良を切て加と云、○玄道云、此古婆衣に、此は目驕立なるべし、女は人にあからさまに、面の見ゆる事を、恥る情なる者故、良人の婦は、婢を前に立てゝ歩めり、「今も良家の婦人は、さるさまなり、」さて目驕とは、遠く望る時に、目の上邊に掌を指驕して見る等に專ら云へり、源氏物語等に、

まかげをさしてとある是なり、かざすと云ふ詞も、此のマカゲをさすと云ふと同言にて、其のカザスのカ、又カクル等のカも、カゲのケを省きたる言と聞ゆるにも思ひ合せて、マカゲをマカと云へるを知るべし、猶云はゞ、御殿の事を、天乃御蔭、日乃御蔭と云ふも、大小は異なれども、同意なり、故れ婦人に侍る婢をまかたちと云へるなるべし、と云へり、○忠行云、此れ臣等を古く萬久良と訓むも同義か、然らばマカとは、君に身を任るより出でたるにや有らむ）天皇の御前に、候臣等を。前つ君（書紀景行天皇の卷の歌に、摩幣菟耆彌とあり、後に音便に轉りて、まうちぎみと云、）と云ふと。意はへ似たり。子等とは。女を云ふ古言なり。萬葉等の歌に多し。（子等とは、一人をも云へば、良と多知と重なる事も、妨げなし、）○玉器は。上（第百四十三段）に。玉毛比と有り。（此の釋は、傳二十八卷に見ゆ、）記傳に云。多麻母比と訓むべし。書紀武烈天皇卷の歌に。梅摩暮比爾、瀰逗佐倍母理。（玉盌に水さへ盛なり、）とあり。萬葉四に。片垸。（垸の字は、垸の誤りか、）大膳式に。片垸四十八口。

片垸八十七口。豐受宮儀式帳に。御水四毛比。御水六毛比。等見えたり。（○玄道云、此の細注、又和名抄は、已に引かれつれば、今は略きつ、類聚名義抄に椀、マリ、モヒ、と訓み又赤染衛門集にも、尾張國に下られし時の歌の中に、むまつと云ふ地にとまる夜、假やに暫下て涼むに小船にをのこ二人計り乘りて撈渡るを、何するぞと問へば、冷やかなるおもひ汲に、沖へ罷ぞ、と云ふ、「沖中の水はいとゞや、ぬるからむ。ことさまなゆを、人のくめがし。とあり、さて毛は眞に通ふ美詞にて、比とは、立氷、又薄らひ等云ふ氷に同じく、氷を比と云しにこそと、嚴戈が說るは、實にさも有るべし、さては火と混れぬべきを、火をば上聲、此をば平聲等にて別ちしにや、）又内膳式に。𤭖十一口。（汲運水料）由加十六口。（汲運水料とあり、和名抄に、俗人呼大桶爲由加乎介、）主水式に。汲水料器に。缶一口。土垸一合。（加盤）片盤五口。等見え。此の外も水を盛器種々。式に見えたり。さて後世には。井より水を汲揚るには。必繩等著たる都流倍を用ふる事なれども。（和名抄に、

罐汲水器也、楊氏漢語抄云、都流閉、〕上代の井は。淺き泉なる等も多かりしかば。(今も山里等のは然なり、〕盛器を以て。直に汲揚もしつとおぼしければ。此の玉器も。盛器以て汲むにても有るべく。又汲みたるを盛料にても有るべし。(次の文に、酌水入玉器貢進と有れば、汲揚るのみの料の器には非ず、〕書紀には、此を玉鋺玉壺玉瓶等作たり。皆タスモヒと訓むべきなり。(玉鋺をタマヽリと訓みたり、麻利も、古き名とは聞えたり、○玄道云、古本に、万利と傍書あり、靈異記に、鋺、カナマリ、字鏡集も同じ、新撰字鏡に、鋺加奈万利・内匠式に、銀飯鋺一合、銀水鋺一合、銀盞一合、又水鋺一口、徑六寸五分、深一寸五分、又落窪物語に、白かねの金盌一具、枕草紙に、削氷の甘葛に入て新らしきかなまりに入りたる、宇治拾遺物語に、口はかなまりの如く、今昔物語集に、銀鋺、又粥鋺、又なる鋺、今鋺に、かなまり打て、等見えたり、〕竹取物語に。天人のよそほひしたる女。山中より出來て。銀のかなまりを持ちて水を汲ありくとあり(○玄道云、一本にあるくと作り、河社に、此の物語は、此の海神宮に幸行坐し時の狀を學べるにやと云へり、〕○持は。上(第八十一段)に。持水而。又(第八十四段に、)咋持。又(第八十六段に、)汝之所持之。等多く見ゆ。○出來而。(此は書紀の正書に依ると徴に見ゆ、〕○將酌水は。上(第百一段)に。汲出其津之水。又(同段に、)汲出其水とあり。○終不能滿は。都比爾曳美多受。と訓むべし。曳は。上(第百五十一段、不肯受と有る下、〕に。云へり。美多受は。萬葉集(三の卷)に。暮去者、鹽乎令滿、明去者、鹽乎令干。(十八に、「たましき美豆々、つぎて通はむ。千載集に、「君を祈る、願をすらに、みて賜へ。別き雷の、神ならば神。空穗物語に、願みて賜へと心の内に祈り、源氏物語に、人の願をみて賜はむこそ、家隆卿歌に、植みつる、田面の早苗、水みちて。濁なき世の影ぞ見えける。と云ふを引き出て、みたむ、みち、みつ、みて、と活くは、自然なるを云ひ、みてむ、みつる、みつれと活くは、然らしむるを云ふ詞ぞと、或る人說るは、いかゞあらむ、又或人云、天孫の威靈に因りて、玉瓶に水の滿ざる由か、此は

水底に人影有りて得没まさる趣なり。）○俯は。伏又臥と同義なるべし。上（第八十段）に。○裸之莬伏也。又（同段に、）可伏。伏矣。泣伏則。列伏。等多く見え又（第百四十五段に、）皁形似覆ともあり、新撰字鏡に。低視。太加比目。又不志目。（類聚名義抄に、俛フ爪、ウツフス、今昔物語集に、低古今集に「ふして思ひ、おきて數ふる萬代は。神ぞ知るらん、我が君の爲」伊勢物語に、ふして思ひ、思ひ餘りてよめる、空穗物語に、ふしおきて、心安くこそ、蜻蛉日記に、ふしおきは、惟幼人を瓺てと見たり）垂仁天皇紀。諸陵式。菅家傳記。暦錄等に。伏見山陵。雄略天皇紀に。山城俯見村。（古今爲家抄に、菅原の伏見は、大和にて、呉竹の俯見は山城なり、）等あり後撰集に「率此處に、我が世は經なむ。菅原や、伏見の里の。荒れまくも惜し。（元亨釋書、壒囊抄等に見えたる、伏見翁の事は信難し、）○視井中則（徵に云、終以下は、書紀第一の一書の一の云を採れり、）○人笑之は。上（第九十八段）なる。沼河日賣の御歌に。阿佐比能惠美佐迦延伎弖。萬葉集（十二）に。吾妹子之咲眉

引（又ゑまひのすがた、又ゑみ丶、いかりみ、又ゑますがからに、）○影は。古事記に、有光とある傳に云。加宜阿理と訓むべし。書紀（○玄道云、第二の一書なり、）に。見人影在於井中とあり、火遠理命の樹上に坐す影の。井の水にうつりて見え賜ふなり。」玄道云。上（第四十七段）に。明立天御蔭命。又延暦儀式帳に。大神御蔭川神と申神も坐せり。萬葉集（一卷）に。高知也天之御蔭。天知也、日御蔭乃。水許曾波、常爾有米。御井之清水、又（八卷に、）河津鳴甘南備河爾、陰所見、今哉開良武、山振乃花。又（十六に、）安積山、影副所見、山井之、淺心乎、吾念莫國。菅家萬葉集に。「曇り日の、影とし成れる我れなれば、目にこそ見えね身をば離れず。古今集に。「恨ても、泣ても云はむ、方ぞなき。鏡にみゆる影ならずして。後撰集に。「身を分る事の難さに。ます鏡影計りをぞ君に添つる。續後撰集に「昔みし。野中の清水、變らねば。我が影をもや、思ひ出づらむ。今昔物語に。翁頸を延べて、盥に向つて水影を見て我れは水の精ぞと云ひて。云々。○倒は。上（第百九段）に。逆被

射上而。又（第百十五段に、）逆刺立浪穗。又神武天皇紀に。果有落劒。倒立於庫底板。（古今集に、「さかさまに、年も行かなむ、」とあり。○映也は宇都禮理と訓むべし。（書記の古訓に、サカサ「或は、シとも、」マニテレリ、とも有れど、かく訓むべし、）上（第四十四段）に。圖造と有るも。（自ら然ると然か爲るとの別にて、）稍似たり。（劒の卷に、懿德天皇の時、天より三鏡降れり云々、二は天照大神の天岩戸に、閉籠らせ賜ひし時、我が形を鑄移留めて、子孫此の鏡を見ては、我を見るが如くに思へとて、移給へる鏡なり、又塵添壒囊抄にも、其の後鑄賜へる鏡、宜とて、香久山の榊の枝に付けて、青幣白幣を掛けて、一千の神達を集へて、云々、天照大神、是にめでさせ給ひて御手を持て、岩戸を細目に少開て、御顏を差し出させ給へば、世界忽に、明に成りき、云々、其の時の御影、彼の鏡に移りて永不消なり、是を名付けて、八咫鏡とも云ひ、內侍所とも申すなり、又太平記にも、岩根手力雄尊に、岩戸を少開かせて、御顏を差し出させ給へば、世界忽に明に爲りて、鏡に移りける御形永く消えざりけり、と有るは、極めて古傳なり、）土佐日記に。此の柳の影の。河の底にうつれるを見て。（同書の卷末に、「百草の、花のかげまで、うつしつゝ。音も替らぬ、白河の水、」）榮花物語に。御影池の面にうつり映じ賜へり。又面のかげのうつりて。又池堀る翁の怪しきかげのうつれるを見て。「曇なき、鏡と見ゆる、池の面に、うつれるかげの、はづかしき哉。又所々の御はしの金物ども。きらめきて。池の面にうつれるもめでたし。今昔物語集に。此の小中將が薄色の衣共に、紅の單重を著て、立りける形有り樣體。一つも不替で。口覆ひしたる眼見。額つき。髮の下は。露不違はして、移りたりけるを見付けて云々。又板敷の被瑩たる鏡の如し。影殘りなく移て見ゆ。又月の光に。妻の己が影の移りけるを見て。又なる鏡を挂けて。影を移して。又取かへばや物語に。かげうつるやうに。等云へり。○仰見者は。仰は。書紀の古本に、擧目。又仰觀とも。仰視。等見ゆ。（類聚名義抄に、仰、アフグ、ノタマフ、オロセ、儞、アフク）萬葉集（二の卷）に。天水仰而待爾。又久堅乃天

見如久、仰見之。又(三に)仰而雖見、又(五に、)阿布藝許比乃美。又(十に、)仰而將待、又(十三に、)仰而見乍。又(十八に。)安布藝豆曾麻都。古今集の序に。大空の月をみるが如く。古をあふぎて。今をこひざちめかも。源氏物語に。何事ぞなどあはつかに。さしあふぎゐたらむは。いかゞ口惜からぬ。又手をおしすりてあふぎゐたり。今昔物語集に。低ぬ仰ぎぬして。語り居れば。等見ゆ。○麗壯夫は。上(第八十一段)に見ゆ。又(第二十一段に、)愛之。又(第二十九段に、)光華明彩坐而、又明麗坐矣。又(第四十五段に、)其狀美麗矣。又(第八十三段に、)甚麗神等あり播磨國風土記に。伊和大神之妻。許乃波奈佐久夜比賣命、其形美麗。故曰宇留加。常陸國風土記に、倭武天皇、歎其慇懃惠慈。所以此野謂宇流波斯之小野。又年少僮子。俗云加味乃乎止古。加味乃乎止賣ともあり。○在杜木之上は。徵に云。書紀第一の一書の一云と。下文に香木の上有人と有るとに依りて記せり。(山蔭に、倚於杜樹。とある文を論ひて、此は又の一書、又古事記に、ある如く、皇美

麻命は杜木の上に登りて坐りし故に、其の影の井水に映れるを見たるなり、然るを倚と有るは、如何ぞや、若樹に倚りて坐たらむには、水底の影より前に。先直に其の御形をこそ見奉るべけれ、影を見て始めて、知りたるはいかゞ、さる事有るべくも非ず、仰觀と云へるも、水の影を見て、樹の上を仰き見たるにてこそ穩當なれと云れつるは實に然る說なり、)○奇異は。上(第三十一段)に。仍怪久志備坐矣。又(第五十六段に、)以爲怪。又遂思奈而。又(第七十段に、)爾思怪而。又(第八十九段に、)以爲怪物也。等あり。○乞欲得水は。記傳に云。美豆袁延志米餘登計比賜と訓むべし。(えしめよは、えさせよと云はむが如し)萬葉廿に。山人乃、和禮爾依志米之、夜麻都刀曾許禮。(○玄道云、延志米は、同集に、伊射禰志米刀羅、又花乃盛爾阿比見志米止曾、等有る格なり、)○酌水而は。上に出。○貢進矣は。上(第六十八段)に。立奉と有るを始めて。甚多かり、○飮は。上(第七十段)に。飮其酒矣。又飮醉而と見え。祝詞式。大祓詞に。持可々呑氐武。萬葉集(三の卷)に。酒飮而。

又可レ飲有良師。又酒不レ飲、人乎熟見者。又飲レ酒而醉泣爲爾。又（五に、）能彌氐能能知波。又多努志久能麻米。又（六に、）安野爾獨哉將レ飲。友无二思手又（六に、）如是爲乍、遊飲與（伊勢物語に、水のまむと問ふに、又手に、結びてのます、又彼のしみづ飲みし所にて、土佐日記に、行く〳〵のみくふ、又海に入れてえのまずなりぬ、大和物語に、此れ彼れ集りて、よひより酒のみ等す、等あり。○御頸之璵は。上（第二十九段）に。御頸珠とあり。（勝隆の説に璵は、字書に、美玉也、と有りて、記傳には、タマと訓まれたるを、此のみシラタマとしも改め給ひしは、下なるシラタマノ、云々、の御歌に就きて、別に御説有りて、かく訓まれつるにや、されど猶タマと訓まむぞ宜けむ、と云へり、花園院天皇の宸記、正中二年、二月十日ノ裏書に、今日親王所レ飼犬、被レ遣二關白許一返進之時頸玉付レ歌「平首指レ之」と云ふ事見ゆ、）○含二御口一而は、記傳に、云。美久智爾布々美氐と訓むべし。（○玄道云、己上第四十一段に、其璽含レ口神代紀に、含ノ牙、とあり、）書紀應神天皇の卷の大御歌に。府保語茂利。萬葉十四に。布敷麻留。十八に。敷布賣利十九に。布敷賣流波。二十に。保々麻例等。又布敷賣里之。又六に。含而。八に。含有等あり。さて如此玉を御口に含まして。唾出し賜ふは。いかなる由にか有らむ。詳ならず。（前には、御口に含給へるは、玉を嚼碎き賜へるにや、と思ひしかど下の文のさま然は聞えず、若しくは玉を器に著て、離ざらしむる術にや有りけむ、神代にさる類の術をりをり見ゆ、さて然此の玉を、器に著きて離れざるべく爲賜ふは、必ず海神の女に見せ賜はむとてなり、其は此の玉、尋常の餝の玉とは、遙に絕て、美麗を見て、凡人に非る事を知らしめむ爲の御所爲なるべし、尙能考ふべき事なり、）○唾は。上（第十九段に見え。又（第八十五段に、）唾出とあり。○其璵は。曾能多麻以と訓むべし。以は。鈴屋翁曰、下に置る助辭なり、繼體天皇紀に、愷那能倭倶吾伊。續紀の宣命に。藤原仲麻呂伊。又百濟王福信伊。續後紀宣命に。帶刀舍人伴健岑伊。萬葉集三の卷に。志斐伊波奏。又四に。木關守伊。十一に。家奈流妹伊。（○玄道云大安寺緣起に、上宮太子の

御語に、臣伊、又近江宮御宇天皇奏久、開伊、)等あり。○著器而は。上(第八十一段)に。所燒著而とあり。○不得離瑱は。上(第八十二段)に。打離其氷目矢。又(第百三十七段に、離天磐座等見えたり。○瑱任著は。記傳に云、多麻津氣那賀良と訓むべし。萬葉集十六に、角附奈賀良、玄道云。孝德天皇紀に。神隨。萬葉集に。不奉仕國乎治跡。皇子隨任賜者。(伊勢物語に、「秋かけて、云ひしながらも、あらなくに。木の葉降りしく、えにこそ有りけれ。伊勢集に。「時雨にし、ぬれとぬれぬる、言のは丶。うけながらだに、散らずもあらなん。拾遺集に。「此の家は、賣か入りて見てしがな。主ながらも買むとぞ思ふ。兼盛集に、一年は春ながらにも暮な丶む、花の盛りを厭迄み見む。源氏物語に、右のおとゞも、御子ども六人ながら引き連れて、おはしたり、又、身ながら、心にもえ任まじくなむ有りける、又何計所せき身の程にも非ずながら、又、さはまたこ丶ながらかしづきするて、又よるべとは思ひながら、さうざうしくて、又、我が心ながら、か丶る筋に、又、

みすの內ながら宣ふ、又心ながらも胸痛く、沙石集に、繩つぎながら、)等あり。○門外は。加騰能登と訓むべし。外は。上(八十四段)に。外者須々夫々。と見え。萬葉集(十五)に。爾之能御馬屋乃刀爾多豆良麻之。又(十四に、)曾能可奈之伎乎刀爾多氐米也母。又(十七に、)大宮の、宇知にも、刀にも。等あり。(和泉式部集に、出にける、門の外をし、知らぬ身は。と詠める歌あり)○我井上は。記傳に云。此の我と云ふ言の用狀。何とかや漢文めきて聞ゆれども。上代にも有りし事にぞ有りけむ、吾君等云ふは。本より古言なるを。それと同じければなり。下なる吾門も同じ。(伊勢物語に、わがみかど六十餘國と云へるは、漢文の吾朝を取れる如くなれども、此れも古言に違ひはせじ、凡て右の類の吾は、常に云ふ吾門吾家等とは、聊異なる故に、かく論ふなり、○玄道云、崇神天皇紀に、叩頭曰我君とも、號叩頭之處曰我君播磨國風土記、景行天皇の行幸を云へる條に、朕公雖然猶度云々、故云朕公濟古事記、豐浦宮の段の歌に、伊奢阿藝、明宮の段に佐邪岐阿藝之言、

又我御世之事、等の類の古言なるべし、或說に、あがとは親む詞にて狹く、我とは、公にて廣く用ひたり、と云さも有るべくや。)今の俗言に許知能と云意なり。○絕麗は。(書紀の古本に、スグレテカホヨシ、とも、カホヨクマシマス、とも訓み、彌復遠勝をオホクマサレリ、とも訓めり、されど)須具禮氐宇流波志と訓むべし。書紀に。傑又超ノ字(靈異記に、秀)等を須具禮と訓めり。(勝を訓むも過の義にて、兵家に、士卒をすぐると云ひ、農家に藁をすぐると云ふも同じ意なり、と士淸說へり。)○益二我王一而は。記傳に云。我王は綿津見神を指して云へるなり。(伎美と云ふに、王の字を書けるは、佛書の海龍王を思へるにや、こは皇國を離れて、外なる域なれば、王と云ふまじきにも非るが如くなれど、尙古文には、かゝる處には、いかゞなる文字用なり、書紀にも、我王、又其王等書かれたり。)こゝは阿賀伎美爾母麻佐理弖と訓むべし。爾母とは。此の婢の心に常に。綿津見神をのみ。甚貴き物に思ひ居るに依りて云へる辭なり。(只爾とのみ讀みては、其の意足はず)書紀一書に。

告二其王一曰。吾謂二我王獨能絕麗一。今有二一客一。彌復遠勝。と有るが如し。」玄道云。(古本に、私記、ワガキミとも、オホキミともあり、)又阿賀於保伎美とも訓むべくや。古事記、日代宮の段の歌に。夜須美斯志和賀意富岐美。雄略天皇紀の御歌に。夜須美斯志我賀淤富美岐能。(萬葉集にも數知らず多かり)等あり。大海原には。數多の神坐々べきを。此の大神なむ。其の大君に坐せれば。かくも申すべき道理なりかし。益而は。上(第五十六段)に。益二汝命一而。貴神坐。と有り。○貴は。記傳に云。古事記上卷の末なる。豐玉毘賣命の御歌に。斯良多麻能伎美何余曾比斯。多布斗久阿理祁理。萬葉二に。春花之貴在等。催馬樂に。安名多不止、介不乃太不止左也。(○玄道云、萬葉集三の卷に、貴物は、酒にしあるらし。竹取物語に、此の十五日になむ、月の都より、かくや姬の迎へにまうでくなる、たふとく問はせ給ふ、源氏物語に、いとたふときは、大とこなりけり、又後の世の爲にと、たふとき事等を多くせさせ給ひつゝ、又さびしき御狀に、たふとき事をせさせ給ひつゝ

又聲たふとくて、經打ち讀みたるに、)等有ると同くて。美たく好き意なり。是れ貴きの本義なり。(太古太祝詞太幣等の類の太と、同言にて、多布止伎は、太きに、多の添りたるなり、後の世には、音便に多布斗をは、とをとゝ呼故に、異なるが如くなれども、古へは本の音のまゝに呼つれば、同じ事なり、)○奉之則は。古事記に。奉水者とある傳に云。惟多弖麻都理斯加婆と訓むべし。(玄道云、師も此れに困られしなり、)○是不得離故は古禮衣波那多奴由惠と訓むべし。上の其璵著器云々の文を受けて申せるなり。(玄道云、こは上にも論はれし如く、神術なる事申すも更なり、熱田宮緣起に、天武天皇の御世に新羅の妖賊道行が恐くも彼の宮の大御體を、奪ひ奉りて逃げ歸らむと為しに、海中にて、暴風浪に逢ひて精を失ひ更に難波津に漂ひ著し事を記して、道行中心作念若棄去此劔則將免捉搦之責乃拋棄神劔劔不離身道行術盡力窮拜手自首遂當斬刑、と有るは、甚き御稜威にて、いと心ちよき事なるを、其の離れ給はぬなむ、少此に似よりたるまゝに

なむ)○任入持參來而は。記に。任入將來とある傳に云。伊禮那賀良母知麻韋伎氐と訓むべし。(○玄道云上第八十四段に、其鼠咋持其鳴鏑出來而奉之、又第百四十四段に持齋波理參來而、云々献之、とあり、又古事記中卷に、登岐士玖能、迦玖能木實持參上侍と有る文の勢に似たり、)かくて玉を唾入賜へる事は。書紀には何れの傳へにも見えず玄道云。(實にかゝる珍たき傳への古事記に見えたるは、甚々おむかし、此の段の事、徵に、古事記にては、豐玉毘賣命の從婢水を汲て、火遠理命を見て、豐玉毘賣命に申せるを、書紀第四の一書に、豐玉姫侍者云々、即入告其王とあり、「第一の一書の一云の傳へにもかくあり、」正書、又第一第二の一書共に、侍者の水汲みたる事なくて、豐玉姫命の自出來て、水を汲み、火遠理命を見て驚きて還り入り坐せる趣きなり、こは古事記の趣ぞ、然も有るべく所思れば、其れに依れり、と説れたり、)此の海宮の所在は何處ならむと探索に其將師翁の、(赤縣太古傳、又三神山餘考等に、我

か古傳と、彼の西土の玄家古説等に因りて、委曲に考へ記されたるを略此に抄出でむに、）太古傳に。（列子湯問篇に探りて云、）勃海之東。不レ知ニ幾億萬里一。有ニ大壑一焉。實惟無底之谷。其下無レ底。名曰ニ歸墟一。八紘九野之水。天漢之流。莫レ不レ注レ之。而無レ增無レ減焉。其中有ニ三神山一焉。と有るを解かれて。勃海とは。常には。彼の國の東北の隅なる古への冀州。兗州。靑州の崎。又遼東。朝鮮等に包れて。謂る黄河の。落口なる入海を云へり。然れども。説文に。勃澥。海之別名也と有りて。東海を廣く稱する語なる故に。其の東邊に然名くる所々多かり。是を以て初學記に。按ニ説文一東海之別有ニ勃澥一。故東海共稱ニ勃海一。又通謂ニ之滄海一と云へり。然れば今謂ゆる勃海は。禹貢なる靑州。徐州。楊州等の。東邊海を云へると知るべし。（然るは張湛が註の靑州樂安縣なる勃海の事と爲ては、纔に六十里許りの、海上を隔て朝鮮有れば、不レ知ニ幾億萬里一と云へる文に叶はず、猶諸書に勃海と名けし所々數多有りて、胡亂きを説文の段玉裁が註に、精く辨へたり、拔き見て知るべし、）さて不レ知ニ幾億萬里一とは。大壑の所在の諦なる里數を知らざる故に。惟遙に遠き所とのみ思ひて。如此は語傳へしなり。さて。大壑とは即我が速鞆の瀨門なる事を。委く説き諭され。（此の下に、神代紀を引きて、粟門速吸名門の事、又記傳なる長門國を、穴門國と云ひし故事等をも委く説坐して、）又長門は。大倭國の漸々に大きなり以行る西の端なり。豐前は筑紫國の。漸々に大きに成來し東北の端なり。抑大倭島根と。筑紫島とは。二柱神の國生坐せる時に。西と東に遙に遠く。生放給へる國なり。斯て後に小彥名命。八十國々の國。端に葦菅菰を殖生つゝ。須を成して。漸々に大に造化給へれば。彼須より此の須に接續て。二國の一國と爲る所も無きには非ず。然れども。鞆浦と段浦との如く。下は大船の數往來べく海路をなし。上は一島とも成べき程の。岩山を置て接續し事は。尋常の事に非ず。實に皇國中央の。自然の關とも稱すべく。且彼の八紘九野の大水を。此の謂ゆる無底たる。速巴の水戸に通せむ料の。門窟なりし故に。谷口とも號しにやと想れて。畏など申すも更なり。（然

るに人の世と成りて神功皇后に、神等御誨有りて韓國を言向しめ給ふ時に至りて、其の上に安置し給へる山を引き放ちて、御軍船を通し給ひし事をも想ひつゞくるに、皆此の邊に由緣ある、神等の御心なる事、同じ時に、筑紫の迹驚岡の溝を通さむとし給ふに、大磐塞て通し難つるを、神祇に祈り給ひしかば、雷電霹靂して、其の磐を蹴裂き、水を通せし故に、時の人其の溝を、裂田溝と云ふと有るをも思ひ合すべし。○さて橘之小門は、筑前國の北面なる糟屋郡邊の海なる事を、貝原篤信の說に、此の郡に立花と云ふ處あり、此の邊ならむ、と云へるを、信に此の大神御禊の時に成り坐せる海神等の、鎮坐本社（皆此の邊に在し）且つ本文なる三神山も、即其の海郷にて、此所の海底に在りて、此の說に從ふべき由をも、記傳にこを取られざりしは、却りて非なる事をも論はれて）抑大神の御禊し給ふに。前に先づ粟門を見給ひ。次に是の速吸門を見給ひし事は、本泉國にて受給ひし穢惡なるが故に。そを禊祓竟て。然る無底の谷より。本つ根國へ。泄失ひ給はむ爲の御事なるが。直に其の大門に祓除給はむは。淖急に過たる故に。其の近き水上なる。立花の小戸にて祓給へれど。實は其の穢惡を。是大門に注失ひ給ふ御事にて。大祓詞に。荒鹽の鹽の八百道の。八鹽道の鹽の八百會と有るは。疑なく此の玄牝大壑速吸門の事なり。其は是の御禊の時に生坐せる神等の中に。謂ゆる祓戸大神四柱。こゝに在て。祓除の功德を爲給へばなり。（此の事は大祓詞に、落多支都速川の瀨に坐す、瀨織津比咩と云ふ神、大海原に持出なむ、如此持ち出て往ば、荒鹽の鹽の八百道の鹽の八百會に坐す、速開都比咩と云ふ神、持可々呑てむ、如此可々呑てば氣吹戸に坐す、氣吹戸主と云ふ神、根國底之國に氣吹放てむ、如此氣吹放てば、根國底之國に坐す、速佐須良比咩と云ふ神、持佐須良比失てむ、云々、と有るを、深く味ひて知るべし）とて。此邊の海底に海ッ宮は在す由を委く論はれたるは。實に謂ゆる中國に失ひて。却りて此を夷中に得つとも云ふべく。甚も珍き傳へにぞ有りける。（尙其の委き事は、第百五十七段の末に、師の說を注し出づるを視るべし）

○二丁ウ　初行古事記ノ上ニ玄道云ノ三字アルベキニヤ（原稿ニハ理命者玄道云トアリシヲ朱ニテ削リアリ）
又ハ斯ク記セリ　徵に辨へたるが如しトスベキカ（カク改メンニハ細注ノ始ニ玄道云トシテ又ノ字ヲ削ルベシ）

○四丁ノウ　訓へしノ下兄ノ上ニ玄道云トアルヘキカ（是モ原稿ニハ兄者ハ玄道云トアリシヲ消レタリ）
又ハ正書をも交取て記せり云々徵を見るべしトカアルべキナリ

○五丁ノオ　（其利不忒ノ注　訓へしノ下師翁云ノ上ニ玄道云ノ三字アルヘキニヤ否ラサレバ、ウラノ五行に說なればなりトアルニ首尾セズ、カク改ムレバ師ノ翁ハ平翁下ノ師ハ本翁ナル事明ニナルナリ
又ハ師翁云ノ三字ヲ削リ、ウラノ五行ヲさ誤なりト、トヂムレバ平翁ノ詞トナル也、サレドさて上ッ代は日嗣ノ御子云々ヨリ以下全ク矢翁の說ノ如シ故ニ上ッ代ノ上ノさてヲ削リ玄道云トスルカ何レナラン

新九丁ウノ七行舊八丁ノウ九行　○易佐知ノ注故大人のノ四字ヲ削リ云云と訓べし。玄道云々トスヘキニヤ是ハ原稿ニ佐知は玄道云トアリキ、サ無クテハ此一條モ矢翁ノ詞ノ如ケレハナリ

○新二十七丁舊二十五丁　細注ノ終ノ文ニ說れたるを見るべしトアレハ是モ矢翁ノ詞ナリ

○新三十一丁ウ　類垂ノ上宇那ノ下ニ多禮ノ二字脫タルニヤ　○同次ニ因られたりモイカヾ

○新三十四丁ウ八行　事なりは事となれりトアルべキニヤ

○新四十丁オ七行舊三十八丁オ七行　と記せるなりと說き給へり是モ矢翁ノ言ナリ故ニ故翁ノ言ニ爲シテ記せるなり」又は記せり徵を見るべしトカアル方

○同ウ　細注ノ始ニ玄道云トアルべキニヤ）

○新四十七丁オ　かく記されたり

○新五十三丁ウ　訓れたり

舊五十二丁オ六行

○新五十五丁　其に依られりた
行舊五十
三丁十行
○新五十七丁ウ　細注との師説の有は甚も珍たき説に
むありける
舊五十六丁な有ける
○新五十八丁　と訓れたり○同丁と訓れつ
○新六十丁　○果而ノ注細注ナリ記傳ニ云々師も夫
ウ舊五十八　に因られたり
丁オ
○新六十一丁オ　まにし給ひては(隨)まに〱し給
てナルべきにや
よく校したまへりまをするべきことなし
おのがおもひよれるはつきがみにしるしはべり脱
字と覺ゆるはたゞに書加へたり

正　胤

古史傳三十三之巻

平篤胤胤稿

男　平田鐵胤　撿閲
門人　矢野玄道　續攷
孫　平田胤雄
門人　久保季滋　校訂

神代下十三之巻

爾豐玉毘賣命。思奇而。出見乃見感而。爲目合。還入而。於其父白之。於吾門有麗人。顏貌甚月閑而。殆非常人。若從天降者。當有天垢。從地來者。當有地垢。實是妙美。虛空彥云者歟白給矣。爾海神自出見而。此人者。天津日高之御子。虛空津日高也云而。即奉率入內而。敷美智皮之疊八重。亦絁疊八重。敷其上而。奉坐其上。崇敬拜奉慰而。具百取机代物而。爲御饗。即令婚其御女豐玉毘賣而。天神之御子。到坐此間由者。奈何問奉給矣。爾於其大神備語給其兄之責失鉤之狀矣。

爾豐玉毘賣命。此れより有麗人と云ふまでは。古事記に採りて記せり。と徴に見ゆ。○出見は。上（第八十三段）に見ゆ。○乃見感而。爲目合は。記傳云。見感は。美米傳豆と訓むべし。米傳てふ言は。書紀允恭天皇の卷の大御歌を始めて。多く見えたり。（めづらし、めでたし等も。此の言より出でたるなり、）見感は。古事記（白檮原宮の段倭建命の段等）にも見えて。記中に。見驚。見喜。見畏。等ある類の古言なり。目合の事は上に云へり。（○玄道云、第六段の傳に引かれたり、又第八十三段、第百四十六段にも、此の事見ゆ、）○還入而は。（徴に云。書紀に採りて加へつ。）上（第八十三段）に見

ゆ、〔〕於二其父一も。上(同段)に出づ。○於二吾門一は。催馬樂に。和加加止乎、止散加宇散、禰留乎乃己。又和加加止爾、宇波毛乃須曾奴禮(又安康天皇紀の大御歌に、訶那杜加礙、萬葉集四に、小金門爾凡に、金門爾之、十四に、兒等家可奈門欲、又可奈刀田乎、又可奈刀氐爾、等も見えて、加止に金門ぞと或る人云へり。)○有二麗人一は、宇流波志伎比登。伊麻須にて。上(第八十三段)に、甚麗神參來坐焉。と有るに能似たる御語なり。○顏貌は(上第百十一段に、容姿と有る所に委く見ゆ、)書紀に。容貌。又顏色。骨法等あり。○甚且閑而は。上(第百十七段宮比神の條)に。委しく說坐せるを見るべし。書紀の古訓に美夜備夜加那理　も美夜備加那理(類聚名義抄も同じ)とも訓めり。○殆は。記傳云。富登富登と訓むべし。(下の登を濁るは惡し、そは俗に此れを音便に、ホトンドと云ふ、凡て音便のンの下は、自皆濁る例なればなり、然れども此の言、本は、同じ富登を重ねたるなれば、濁るべきに非ず、)萬葉三に。吾盛、復將レ變やも、殆。寧樂京師を不レ見か成なむ。七に。三幣帛取神の祝が鎮齋杉原。燎木伐。殆之國、手斧所取ぬ。八に。吾屋戸の。一村芽子を。念兒に。不レ令レ見殆、令レ散つるかも。十に。保等穗跡妹に、不レ相來にけり。十五に。還りける、人來れりと、云ひしかば。保等保等死き、君かと思ひて。等あり。言の意は。邊々にて。其の近き邊迄至る意なり。(○玄道云。或る說に、波多と云ふに似たる語にて、はたは將に其の方に赴かむとする意、殆は其の邊りに臨み近づきて危き方也とも云へり、)○非二常人一は。書紀に。(非常を、タヾチナラズ、又タヾビトナラズ)非常之人を。師說に。弘仁私記の訓に。多陀比登爾安良受と有るに依りて訓むべし。士淸云。書紀に。凡人(○玄道云、類聚名義抄も同じ)と見ゆ。伊勢物語に。二條の后また御門にも仕う奉り給はず。またたゞ人にておはしける時也と有るを、眞名本には直人と書り。(○玄道云、太平記にも斯書けり、眞名本を、近き世の贋作と云ふ說有れど、河海抄に引き給へれば稍古き物にては有なり)源氏物語に。なほ〳〵しきたゞ人のなからひ。(或る說には、淸華を凡人と云ふ、因て徒然草

に、たゞ人にも舍人等給はるきはゝゆゝし、と見ゆ。)平家物語にも。高倉の宮を源茂仁と云。凡人になさると見ゆ。」玄道云。源氏物語若紫の卷に。いとなやましげに訓みゐたる尼君。只人と見えず又須磨の卷に。古しへの只人樣におぼしかまりて又桐壺の卷に、きはことに恐こくて。只人にはいとあたらしけれど。今昔物語集に。只人にも非りけるにや。又、此の女は。只人には無き者にぞ有りける(又、猶只人には似させ賜はざりけり。又、只人には御さゞりけり。等甚多く見ゆ。(長谷寺驗記に、光仁天皇は 天智天皇の 太子施基王子の御息にて、御父只人にて、はてさせ給しかばと有るは太子に立ち給はざりしを云へりと聞え、さて增鏡に、たゞ人の御身にて、三代國のおもしにて、とも云へり、一說に、親王皇孫等に對へて、さらぬ人を云ふとあるも、さる說にて、發心集に、花園左大臣有仁公の事を、近き王孫に坐す、斯たゞ人に成り給へる事を、人も惜み奉る、と有るは、君統ならで、臣姓を賜へるを申しゝを、同じ物に、其の樣只人とは見えざりき、久米仙は欲を發して、仙を退て只人と成りにけり、徒然草に、誠にたゞ人には非りけり、と有るは、本文と同じく、神人に對へたる稱なり)〇若從レ天降者は。毛志阿米與理久陀禮良婆にて。書紀の古訓に斯あり。天國より降り來し天人ならばとなり。(天人とは。續後紀、萬葉集を始め今昔物語、宇治大納言物語等に見えて、別に記せる物あり、)〇當レ有ニ天垢一は。(古くアメ「一にマとあり」ノカホ、又アメ(一にアマとあり)ノカタチ、等訓みたるは皆當らず)記傳に。阿米能那、阿流辨久と訓まれたるは。最美たし。氣とは。潮氣。火氣。物の氣。靈氣。脚の氣。等云ふは更にて。きよげ。いみしげ。惜氣。无氣。珍氣。ねよげ等も云ひ。又けはひ。健氣。氣疎。けぶり。けがれ。氣鮮。けしかる。けにくし。けあしき。けむつがし。けざる。けながく。け遠き。け近き。け高き。け恐し。けなる。等云ふ氣、皆此れにて大かた加伎祁と、相通詞にぞ有るべき。(或る人は、これを加是の約として、氣の吳音祁なれど、そは會〻に合へるにて、しぬの死と合へる類なりとも、きが長き、きが強き、きが善、きを失ふ、きに入

る、きが迫、きに遇、きに適ぬ等云ふ、伎は又此の祁の轉語ぞとも云へり、）されば此は天人の香氣と云ふ意にこそ。さて古く神をも。人と弘く指稱事も有りしかど、元より神と人とは。其の別こよなかりし事も。師の君の己に上の件々に委しく說き賜へるが如くなれば。最も尊き、天神國神等の御上には。大御德は六合の內に瀰淪坐つゝも。音もなく臭もなく坐せるより。かゝる氣の大坐さぬは。申す迄も有らぬを、品位卑しき神鬼を始め。又世に謂る人と云ふ際に至りては。其の氣有りけむ事も。下に說へる事どもを押し量りて知られたり。○從レ地來者。當レ有ニ地垢一は。都知余理。伎多禮良婆。都知能祁阿流辨伎袁と訓むべし。（書紀の古訓に、ツチヨリノボレラバと有れど、記傳の訓に從り坐せり、）地之氣とは。即國人の香氣なる事。上なる天之氣に比て知るべし。凡て現世に在る人輩こそ能知らね。最も恐き皇神等は申し立て奉る迄も无く。幽界なる神明に於ては。現世の人は。いかに密室に隱り居りとも。將暗夜にても。人の氣のみが。其の行の善惡邪正は更なり。其の

靈魂をさへに觀徹し坐す事。凡人の燈火を見るが如くなるべき事。師の說に懇懃に教へ諭さる。且つ此の神語にても悟らるめるを。古くよりかゝる異人を見もし。見えもせる物語の。證とすべき事等最多かり。其を一つ二つ云はゞ。今昔物語集に。右大臣藤原良相公の御子。大納言常行卿が。未だ稚くて忍び行きせらるゝ事を語れる條に。美福門の前程を行くに。東大宮の方より。多くの人火を燃して喤りて來。若君此を見て。彼何人の來ならむ何にして隱るべきと。小舍人童。神泉苑の北門こそ開きて候ひつれ。其に入りて。戶を閉。暫御して過ぎしめ給へと。若君喜びて。馳せて神泉の北門の開きたるに打入りて。馬より下りて。柱の下に曲まり居ぬ。其時に火燃えたる者共過。何者ぞと、戶を細めに開きて見れば。人には非で。鬼共也けり。樣々の怖しげなる形也。肝迷ひ心碎けて更に物も覺えず。目も暮れて。臥したるに聞ば。鬼共過ぐとて云ひける樣、此に氣はひこそすれ。彼搦れ候はむと云ひて。物一人走係て來也。（元亨釋書にも、此事を常行偸レ眼門隙ニ皆鬼也、或隻眼、

一手三口二頭奇形異類、甚可怖也、其中或曰人氣近矣魁者盡執來乎）と云ひ。又日藏が師の僧の吉野の山奥に入りて。修行せる事を云ひて。谷の方さまに。風の吹下すに。人氣の聞えけるにや有りけむ。多の大なる蛇共の。背を拜べて臥せるが、早く遠くて水と見ゆる也けり。蛇共上人の香を聞て。頸を四五尺許。皆持上げ合せたるを見れば。云々と記し。又陽勝仙人が。其の元の師たりし。增命僧が許に來て。物語せる事を云ひて。年來の事を終夜談して。曉に成りて。仙人返りなむと云ひて。立に。人氣に身重く成りて。（宇治拾遺物語には人氣におされて、立事を得ず。然れば仙人の云。香烟を近く寄賜へと、僧正香爐を。近く指寄せつ。其の時に仙人其の烟に、乘りてぞ空に昇りける。と云ひ。三國傳記に。或る僧の愛宕山なる異人の許に往きて宿りけるに、夜深けて。異形なる物等の來て。例ならぬ人の臭のするは。何なる事にか。と云ひし事見え。法華驗記に。義睿僧が。金峰山に詣づとて。路に迷ひて。或る佛仙の所に到る事を云ひて。初夜時許。異類衆形。鬼神禽獸

數千集會。云々、衆中或作此言、奇哉非例、有人間氣、有輩又云何人哉（發心集に、此を常に似ず人間の氣ありとも佛仙の語に。遙に、人間の氣を離れて、多くの年を經たりと云へり、宗祇が廻國物語にも、山神の許に宿りける話を記せり、若し正しき物ならば開き見るべし、）と云ひ、又葛河の寺なる修行者が比良峰なる蓮寂と云ふ佛仙の許に至る時に、蓮寂か告けて、暫住近邊不得付近所以者何、烟氣入眼淚出難堪血膿腥膻鼻根受苦過七日已更來、互相語、（此を今昔物語集には仙人云汝我に漸に近付すして遠く去て居べし、我人間の氣眼に入て淚出て堪へがたし、）と見え。發心集（三國傳記）等に奈良松室なる僧が許に在りし兒が。佛仙と成りて後に。來て言へるやう。大方人の邊は。穢はしく臭くて。堪ふべくも有らねば。思ひ乍らえなむ詣でざりつ。と語れる事も有り又凡人にても。仁明天皇紀に。守印俗姓は土師氏。和泉國の人也。從勝虞學。性聰明。精法相。鼻根甚和。一時適出。客有來而不遇者。印歸問曰。誰來此。門人告所由。又問何以知之。印曰聞香

知レ之（近世畸人傳にも、僧恵甫が、名香の亡せしを、島原町にて嗅知れる事を載せる等見ゆ、和漢に斯る徒の事多く聞え豺狼虎犬等の類も。（宇治拾遺物語に、虎人の香をかぎて、ついひらがりて、猶の鼠を伺ふ樣にすなるをと云ひ」人の氣を尋ねて窺ひ來る由、物等に多く記せるを見て知らるめり。そも此の徒は。幽界にて。最も卑しき物にてあなるに、其れすら如此るを。況て最も尊き皇神等の御上に於ては。申し奉る迄も非るぞかし。（或物に感通傳を引きて、天人曰、人中臭氣薫レ於レ空四十萬里、諸天清淨無レ不レ厭レ之又長阿含經に諸天在レ上去レ此百由旬、遙聞ニ人臭一甚レ於ニ圂溷一と有るは正傳にや有らむ、纂疏に、瑜伽論曰、諸天身肉外悉清潔々光レ有ニ臭穢一又人身肉多有ニ不淨一所謂塵垢筋骨脾腎心肝。彼卽皆無故蓋諸天雖レ无ニ皮肉等垢汚一猶有ニ妙色相一故云ニ天垢一人身多レ穢故云ニ地垢一と有るは未だ委からず）○實は。上第四十一段に。實己死矣。又（第七十段に。）信如レ言來。又（第九十段に、）實我子也。又（第九十七段に、）實吾意也。書紀に。虛實を。伊都波理麻古登と

訓み。仁德天皇紀歌に。麻許曾爾。とあり。○妙美は。書紀の古本に萬久波志とあり。此れ私記の訓なるべし。莘牙に、萬は眞久波志は。古歌に。花細佐久良。名細吉野。眞妙妹。等詠める妙にて。甚く美る詞なり。通證に。贊ニ嘆精妙難レ見之辭。崇神紀。有ニ眼妙媛。萬葉集云。可美都氣努、麻具波思麻度爾安佐日佐指。麻伎良波之母奈。安利都追見禮婆。（○玄道云、略解に、今まくはと云ふ所有りと云へり。其のまぐはに川島等有りて、其の渡り瀨を門と云へるか、さて朝日に向ふ所と見ゆ、とあり、此れ正くは、此には由なし、）又見麻久保里。於毛比之奈倍爾。加都良賀氣。香具波之君乎。安比見都流賀母。此桂蔭。恐蹈ニ襲此章意一也。とも云へり。（此は家持卿の歌にて爲下向レ京之時見ニ貴人ニ及相ニ美人一飲宴之日上述レ懷儲作歌とあり、久波志ちふ詞解は上第九十八段なる八千戈神の御歌に委く見ゆ、）○虛空彥云者歟は、曾良都比古登。以布毛能爾夜阿良牟と訓むべし。（顏貌と云ふより以下白給矣迄は、書紀第二の一書と、第一の一書を拔へ合せて文を成せりと微に記し賜へり、）虛空彥

は。記傳に。天垢もなく。地垢も无しと云ひて虚空を殊に勝れたる意に取れる物なり。と有り。さて此を天津日高と申す異傳の如く論はれしはいかがにて。今此に採られし如く。此れと彼れとは固より異なるをや。又此に云々と云ふ者にや有らむと宣るに因れば。然云ふ一物有る事論なく。其れいかなる物ぞと考ふるに。先虚空とは。上(第二段)に見えたるが如し、(或る說に、神武天皇紀に、翔二行大虚一崇神天皇紀に、踐二大虚一垂仁天皇紀に、度二大虚一又欽明天皇紀に、上達二雲際一など見え、推古天皇紀の歌に、彌蘇羅烏彌禮磨、萬葉集五に、阿麻能見虚喩、十の卷に天三空とも有りて、天地を宇良として、其れに對へたる外を曾良と云へるにて、外在の義ぞと云へり、此は是か非か知らず神名式備後國三上郡に蘇羅比古神社と云があり)此の文は意は。天國より來し天人にも非ず。又地より來つる國人とも見えず。蓋し常人には坐さじ。さては天地の間を、心の隨意往通虚空彥ちふ物ならむと宣るにて。此れ即人間を遠く離れて。神に漸く近く。謂る神仙と云ふ倫の稱とぞ聞えたる。(神仙ちふ中に、天仙、地仙、尸解仙等の別有る事、抱朴子を始、玄家の書等に見えて、委き師の說有り、集解に、古俗謂二今所レ謂麗妙珍異、如二神仙眞人一、以爲二虚空彥一者歟、と云へるは、知らず云ひに云へるなれど、さる語なり、さて眞人と云ふ神位の事は、委き師の說有り、然るを物茂卿が、莊子に、眞人至人と云ふを、聖人の上に立てたるは、別に深意あり、と云へるは何なる說有りてにや、甚可笑くなむ、)其は何國にまれ。顯世の人も。隨神の道に因り。靈德を能く修め得て。恐くも我が皇大御神等の御詔を蒙りて。眞仙の位に進める徒は。神隨に天地の氣を借らずして。長生久視の道を得て。(此を玄家にて眞一玄一の術と云ひて、師の別に委く考へ記されたる物許多有り、仙風道骨有らむ人は、請ひ得て見るべし、)天地と與に世に長らへ居て。皇大御神等の御伊豆を輔仕へ奉りつゝ。少時の間に。遙々に遠き。數千萬里の域方へも往通事、師の說の若くなればなり。(萬葉集、神樂歌等に、此を山人と云ひ、儀式、江次第等にも、此の稱見え。此を永人とも呼し事、上第百四十九段に見えたるが如し、又萬葉集に、「天へ往かば、汝

が随意。とも、久方の、天道は遠し、なども賦、伊勢物語に、「背くさて、雲には乘らぬ物ながら。云々。源氏物語に、「大空を、通ふ幻等有るも、共に然る倫の上を心に含みて詠めるにやあらむ」さて右に擧げたる。桂蔭と申すは。蓋し月夜見大神を。桂壯士（狭衣物語に、桂男をも、同し心にあはれとや見奉るらむ、あつげに立ちこめたる雲晴れて、月影さやかに指出でたるに）と稱へ奉る如き御名にや有らむ。桂壯士とは。萬葉集に。又月人壯士（又佐々良江壯士）等賦る如く上に引かれたる山城國風土記なる。桂里の故事より出て。和漢に然云ひ傳へたる者と聞ゆるが。能似たる稱にて此に虚空彥ならむ。と宣へる神語等に合せ考ふれば。實にも桂蔭とは。件の故事に依て語傳へたる舊辭ならむと所思ゆる。さて蔭とは。即御靈と申すに同き稱なる事。和名抄に。靈。日本紀に云。美太萬。一云美加介。又用魂魄二字。（類聚名義抄にも、ミタマ、ミカゲ）と見え。又上にも引ける天之御影神の事は更にも白さず、大神御蔭川神と申すは。儀式帳解に。即大御神御魂川の義なり

と釋れ。播磨國風土記に。品太天皇之世。出雲御蔭大神。坐於枚方里神尾山。と見え。神名式なる長門國豐浦郡。住吉坐荒御魂神社は。清和天皇紀に。貞觀十七年。十月八日。丁巳。授長門國從五位上。住吉荒御影神。正五位下。と見え。臨時祭式に。凡住吉社。長門國封租穀者。令封戸倭夫運送。云々。但豐浦郡封戸倭夫者。便留充御蔭社。とも云ひ、尾張國風土記に。倭建御子命の語に。此劍神氣。宜奉齋之為吾形影。因以立社。と見え。（小右記に、尋舊記曰、皇大神、初天降給小野鄉大原御蔭山、と賀茂大神の御事を白し）武烈天皇紀の御歌に。擧騰我瀰儞（琴頭になり）枳謂屢箇皚比謎、（來居影媛なり）拖摩儺羅磨。（玉に有らばなり）云々（或說に、一句半は、影と云はむ序なり、此の序の意は、神を降し奉る時、琴の上方に、神依板を立てゝ、琴を彈くに、其の影向の影板に移り、琴の音につれて、神託有るを以て語ふなり、萬葉九に、神南備、神依板爾、為杉乃、續後拾遺集に、基俊、「祝部が、神依板に、引く杉の。くれゆくからに、しげき戀かな。と詠る、神依板是也、

其の板の下に、水を置きてそゝぐ、其の水影に映給ふなり、依瓶水と云ふは是れなり、と云へる、神依板と云ふは、さる説なるを、水影に映るちふ説は、信難し）と詠賜へる。にて。蔭は即御靈と申すに同し稱なる事知るべし、さて加宜ちふ語は（新撰字鏡に、晷日影也、日光顯二於水陸一也、加介と有りて）本加賀。加岐加俱等活て。我が天皇祖神の。甚も奇妙に坐す大御德より生出たる。天日の神氣の。天曾伎立極に充塞漫衍て。神隨に萬の物の造化を云へる語にて。（其は神武天皇紀なる、天皇の詔に、背受二日神之威一隨レ影壓躡と詔ひ、影面背面と山陽山陰の國を云ひ、萬葉集十三に、往影乃、月文經往者、玉蜻日文、累、念鴨、など賦るを、先づ思ふべく、榮花物語に、「いそがずは、日影を見ても、歎かまし。と見え、源氏物語に、影よわりたる夕日のさすがに、何心なう指入來たる、又曾丹集に、「妹と我、閨のかさとに、晝寢して。日高さ夏の、かげを過さむ。夫木抄に、「筒井筒、井筒の垂氷解ぬまに。早くも暮る、冬の影かな、等詠る如く、元決めて天つ日影を云ふより起れる語なる

べし、又履中天皇紀の御歌に、迦藝漏肥能、毛由流伊弊牟良、と賦賜ひ、萬葉集一に、東野炎立所見而とも、（二に）香切火之燎流荒野爾また香切火之、燎流荒野爾、九に、蜻蜓火之、心所燎管、又十に蜻火之燃留春部、又玉蜻の、ほのか、等多く見え、六帖に、「世の中と、思ひし物は、かげろふの。有るか無きかの、世にこそ有りけれ。等多く日の光をよみ、又後世に、かげろふ、又糸遊と咏める等も必此の物を指して云へるをも思べし、但其中には、履中天皇御歌は火の光を詠み賜へるなれど己く上に説明されし如く、地上の火と天つ日とは、元同き由なれば云もて往ば同じ意におつめり）大かた（上に師の委く説れたる）加毘ちふ語の如く。幽世現世かけて、大きくも小さくも。云稱と聞えて。又此を天神地神の御魂にも偏く申す事と爲り。（即上に擧げたるが如し）又轉て。人靈にも云ふ事と爲り。又此の世は我れ人共に、神祇の恩賴の中に、覆はれ隱り居る者故に。其の恩賴を下し賜へるにも此を稱ひ。（法王帝說の歌に「美加彌乎須、多婆佐美夜麻乃、阿遲加氣爾人の

白し、吾大王はも。古今集に、「筑波ねのかのもこのもに、蔭は有れど。君が御蔭に、ますかげはなし。「わび人の、わきて立ちよる、木の下は。頼かげなく、もみぢしにけり。等も詠み源氏物語、桐壺の巻に、長き御かげをば、頼み聞えながら、おとしめ疵を求め給ふ人は多く、須磨の巻に、惟此の御蔭に隠れて、過い給へる年月、又明石の巻に、畏き御かげに別れ奉りにしこなた蓬生の巻に。さるべき御影どもに後れ侍りて後、春の差も思ひ給ひ分れぬを、椎本巻に、一所の御蔭に隠へたるを頼み所にて、又、世の中に頼む緣も侍らぬ事にて、一所の御蔭に隠れて、榮花物語に、只今は宮一所の御蔭にかくれ給へば、えふり捨て給はず、又、さておはしますだに其の御蔭に隠れ仕奉りたる男女は等見えたり。)又現に、其に、隠り居る事にも云へり。又此の隠と云ふは。加久禮。又加伎延の義をも兼たるにも有るべし。諸の祝詞萬葉集に、現人神の事を、天御蔭、日御蔭止隠坐氏と見え、丹生神社の告門にも、天乃御蔭日乃御蔭丹生津比女大御神と記し、推古天皇紀の歌に、八隅し、我が大皇の、隠坐、阿摩能椰蘇訶礙、出立たす、御空を見れば。と賦み、伊勢物語に、夏冬誰れか隠れさるべき。源氏物語花宴の巻に、此の御前にこそは影にも隠れさせ賜はめとて、又帚木の巻に、中川の渡りなる家なむ、此の頃水せき入れて、涼きかげに侍ると聞ゆ、等も見えたり。)又玉蜻と云ふに同じく。物の髣髴なるにも云ひ。(古今集に。「戀すれば、我が身は影と、成りにけり。とも「篝火の、影と成る身の、わびしきは。又「心は君が、影と成りにき。空穂物語に、物も參らず影の如成り給はむ人、源氏物語に、母の御息所は、かげだに、覺え賜はぬを、又かひなとも、いと細うなりて、影の様によわげなる物から、等甚多し、又玉蜻は信友の說の如く、靈異記に、多万寸伎留と書き、萬葉集に、玉限又玉垣入とも見えて、蜻蛉にも轉しいふ事と成り、又加介呂布とも云るを元はカギリ、カギル、カギロヒと活きけむ事は、キシリ、キシル、キシロヒ、又ノリ、ノル、ノロヒ、などいふと、同格にや有む)等種々に轉れる物とぞ聞ゆる。さて其の人魂を云へる事は。大和物語に。御門隠

れ給ひて。畏き御かげに幷びて。おはしまさぬ世に。云々。と見え。蜻蛉日記に。亡かげにも。と書きすさび給へる物の。云々。亡かげに。うき名流さむ、事をこそ思へ。榮花物語に。なき御かげにも。今一度參りてこそは。又かやうになき御かげにも。御覽ぜらるゝやうも侍らじ。又なき御かげにも。面ぶせさ。又なき御かげにおぼしめさむ事。又おはせぬかげにも愚なる狀にや見え奉らむ。等見え。又源氏物語「須磨の卷」に「なきかげや、いかが見るらむ。よそへつゝ、ながむる月も。雲隱れぬる、又梅枝の卷に。なき御かげにも。見直し給らむ。又蜻蛉の卷に。生給ひての御宿世はいとけ高く。おはせし人の。げに、なきかげに。甚き事をや。疑はれ賜はむと思へば。」又みをつくしの卷に。いかでなきかげにても。彼の恨は忘るばかりに見給ふなるを。」又浮舟の卷に、「歎きわび、身をば捨とも。なきかげに。うき名流さむ。事をこそ思へ。など見え。又發心集(后宮の半者の事を云へる條)に。若しあし樣に執成人も有らば。无き御かげにも見苦がりぬべし。と云ひ。增鏡に。後深草院天皇の御詔を記して。いかでかさまでは有らむ、實ならぬ事をも。人はよく云成者なりがし。故院のなき御かげにも。おぼさむ事こそいみじけれ。と淚ぐみて宣ふと云ひ。花園院天皇の宸記に。元應二年。九月十三日。院御方仰云。先年深草院御在世權大○(即院御方殿上人也)供レ花之時、聊○(御か)睡眠之間。法皇入御開二明障子一御覽後、又男供レ花方渡御。無レ疑深草院之由。存知之處に後尋申處。無二其儀一云。是無レ疑御影也。尤可レ恐也。と記させ給へる。(竹取物語に、かくや姬の許に、御門の幸行有りし事を云ひて、猶ゐておはしまさむとて、御輿を寄せ給ふに、此がくやひめ、きとかげに成りぬ、はかなく口惜くおぼして、げにたゞ人には非ざりけりとおぼして、さらば御供にはゐていかじ、元の御形と成り給ひね、夫れを見てだに歸りなむ。と仰せらるれば、かくやひめ元の形に成りぬ、と云ひ、(古今著聞集に、嵯峨隱君子の琴を彈給ひけるに、唐人元稹の靈の來れる事を云ひて、空よりかげの樣なる物の來て、「江談抄には、從レ天如レ景者下來とあり、類從本に、如レ絲と作は誤な

り、」と記し、和歌童蒙抄に、後撰集なる「今日より影は、をぎの燒原、と云ふ歌を賦りける時、影の樣なる物の聲して云、我は素性法師也、此の賦み給へる歌、甚しく賴もしく思ふ筋なれば、めづる心に堪へでなむ、まうで來たると云ひける、と云ひ、今昔物語集に、延好と云ふ僧が、越中國立山に參て籠る、夜丑時許に、人の景の樣なる者出來る、延好恐怖る間、此景の樣なる者泣悲て云々、源平盛衰記に、或時賴光晝寐したりつるに、天より影の如くなる者下りて云々、今物語に、或る人の夢に、其の正體も无者、がげの樣なるがみえけるを、あれは何の人ぞと尋ねければ、紫式部なりとも見え、又後ながら春日神託記、古今著聞集等に、明惠僧が許に、春日神と稱ひて降れる事を記して、神身の水晶の如く、玲瓏透徹て、美麗き御形なり、と有るは、古く此の御社に仕へ奉られし、氏人等の神靈にこそ此れ等は神靈の現にほの見えつる狀なり）等を參へ考ふるに。かく後迄も。神靈の事を。御蔭と云へる事論ひなく。そも御蔭は視れども視難く。聞ても聞えず。將執むとして得べからず。致詰べくも非さる物なるを。又其の部中に。天津神にも非ず。又國津神にも非ず。同より凡俗とは。遙に尊くして。世に神仙等と云ふ品位を得たらむ神を。舊辭に虛空彥と稱。又此の御子命を。（彼の桂壯士」風流士の稱へ奉りしにやとぞ所思なる。（若然らば萬葉集を始め、玉葛かけと係れる詞のあるも、此より起れるにや、とさへ思には餘りのさくしりにや、さて此の稱は、彼の世の人の罷所を、押幷て黃泉に往と云ひ、又七夕銀河等の如き、妄誕には非るなり、また此神語なむ、即源氏物語等に、倭相事云事聞えて、花鳥餘情に仲臣が光孝天皇を相し奉り、廉平が高明公を相せしは、皆やまと相也とある、倭相は云も更にて、後の世に謂ゆる相人、祿命等云ふ事の本ぞ、と思ふ考へも有れど、處せければ今は略きつ。）○天津日高之御子は。記傳に云。天津日高。上に出。（○玄道云、傳二十六の三張に、記傳を引て委く說れたり、又日高ちふ事、常陸國風土記に、信太郡條にも、此地本、日高見國也、と見え、萬葉集抄に、同書を引きて、黑坂命の事を記して。輪轜車發二黑

前之山、到日高見之國、と云ひ、兼盛集に、駒迎の使むかひあひて、「足びきの、山路遠くや出るらむ。日高く見ゆる、もち月の駒、又すはうの女の下る所、河づらに馬渡して物食ふ所、「白雲の、山邊遥に、聞ゆるを。何と日高く、出たちをする、等も見ゆ)○虛空津日高也云而は。又云。谷川氏、天津日高に。天子の稱。虛空津日高は。太子の稱なりと云へり。(此の說古の意に非るが如聞ゆれど、熟考ふるに、)信に然るべし。其の故は先づ。邇々藝命。穗々手見命。鵜葺草葺不合命、皆天津日高と申せる、此れ天津日嗣所知看る上の大御稱なり。かくて此は。穗々手見命。未皇太子にて坐す間なるが故に。天津日高之御子と申せり。(此にては、天津日高は、此の尊の御稱には非ず、玄道云、此を校正せる時しも、角田氏より消息して尾張國名所圖繪に、知多郡なる國帳、日長社祭神、日本武尊を、日高神と稱す由記せり、又鳴海神社にも、同尊を崇奉れるを、東宮大明神と申せるも、共に此に能符る事ぞと云おこせるは、實に然る說になむ、)さて其を虛空津日高と稱所以は。虛空は。

天と地との中間なる故に。天津日高に亞て尊申す御稱なるべし。(常には通はして、天をも蘇良と云ひ虛空をも阿米と云ふ事も多きは、地より云へば虛空も天の方なればなり、故れ今の世の言には、上を蘇良と云ふ事も有るなり、又地上即ち天など云ふは漢籍の意なれば云ふべきに非ず)書紀神功皇后の卷に。於天事代於虛事代云々。此れ天と虛空とを別言へる例なり。書紀一書に。云々。とあるは。いたく異なる傳へなれども。虛空彥と云ふ稱。又虛空を天と地との間に取れる等は。此に似依れる事なり。(○玄道云通證にも、己くかく說りき、」記傳又云、右の書紀の意は、云々。然れば古事記の虛空津日高も、其の意かとも云ふべけれど、古事記には、天津日高と申す至て尊き御稱有りて其の御子と有れは、其れに亞げる御稱なる事論なし、然れは虛空を天と地との中間に取れる事は同くて、其の中間を亞げる方に取ると、勝れたる方に取れるとは異なり、さて古事記には、虛空津日高と有るを、書紀には、虛空彥とあり、邇々藝命の御名の天津日高も、天津彥と有りて、凡て書紀

には、日高と申す御名なし、こは、思ふに、當代の天皇の大御名、氷高と申せるを諱みて、撰者の心しらびを以て、皆彦に改められたるにぞ有るべき、されど其は、いみじきひがことなり、御末の天皇の御名に觸るればとても、皇祖神の御名を改むべきに非ず、且天津彦々云々と、彦と云ふ事の重なれるもいかが、○玄道云、予が虛空津彥の考は、已に上に云へり、)○奉率入內而は。宇知爾韋氐伊禮麻都理氐と訓むべし。內とは。上(第五十六段に、)自內詔者。又(同段に、)從此以內又(第八十四段に、)內者富々良々。又(第九十八段に、)自內歌曰。等見え。古く畿內を內國と稱ひ又內物、部と云ふも有り。又內裏(禁中、大內、)等書けるを、唯宇知とのみも物語の類には見ゆ。書紀に、藤原鎌足公を、內大臣に任し賜ひ。續紀に。養老五年。同房前公。寳龜九年。魚名公を、內臣と爲賜ふ事見え。又大伴氏等の事を。內兵止念召止。とも。內乃兵止爲而。等有り。此を口訣に奉請于海神宮也と云へり。○美智皮は。記傳云。書紀に。海驢と作て、此云美知とあり。釋に海馬也と注し。(海馬は漢名なり、本草に、陳藏器曰、海驢海馬等、皮毛在陸地、皆候風潮則毛起、)口訣には。海驢之皮。在陸而潮滿則自起毛。とのみ云ひて。其物の狀は云はず。建長八年百首に。衣笠內大臣。「我戀は、海驢の寐流、寤やらぬ。夢なりながら。絕やはてなむ。(夫木集に出づ、)紀國人の云く。今紀の海に。阿志加と云ふ物あり。其處にて昔より。字には海馬と書き來れる由。日高郡の海中に。阿志加島と云ふ島の有るに。年每の秋冬の比、多く來て。岩の上に睡り。又波の上に浮びながらも熟睡りて。凡て寤むる事の遲き物なり。大きなるは。長さ一丈許りなるもあり。足は無くて。水搔の如くなる物あり。此の物西國の海にも有るなり。下總の銚子港にも。阿志加島と云ふ島ありて、海獺多く栖めり、その形狀專ら紀の國の海馬と同し、和名抄に。葦鹿と云物を載せて(○玄道云、抄に本朝式に云、葦鹿の皮、和名阿之加見于陸奧出羽交易雜物中矣、とあり、)本文未詳と記せり、思ふに、是海驢なるべし。と云へり。(或人は。阿志加は。本草綱目に、海獺と有る物な

りと云へり。）或る書には。山東志曰。海驢。出ニ文登海中一。狀如レ驢常於ニ秋月一登レ島産乳。其皮製爲ニ雨具一水不レ能レ潤。今按ふに。海中に登騰と云ふ物あり。岩屋の内に上り。熟睡る物なり。皮は馬具に用ふ。其の首馬に似て。大さは小馬計なり。是海驢なるべし。陸奥松前蝦夷。又國々の海部にも。稀に有るなり。と云へり。（本草綱目に、東海島中出ニ海驢一能入レ水不レ濡）又或る人の云く。今も北海に海驢あり。其の皮潮滿れば柔かに。潮干れば枯る。今も敷皮にするなり。と云へり。右の說等の內。何れが正しく美智に當るべき。（彼の紀の國人の云へる阿志加と或る書に云へる登騰とは一つ物の、地に從て名の異なるか將別物か、猶熟尋ぬべし相遠からぬ物とは聞えたり、又近き年、西の國の海にて捕れりとて、水豹と云ふ物を觀せ物にしたる、長さ三尺許り有りて、阿志加の類なる物と見えたり、こは己れ正しく見たる物なる故に、云ふなり、水豹と云ふ名は、新に妄に著たるなるべければ依るに足らざる事なり。）今の世にも美智と云ふ名の遺れる地は無きにや。尋ねて定むべし。（〇玄道云、源良直が桃洞遺筆に、紀伊國日高郡衣奈庄大引浦より地方を離る丶事四町許りにして、周圍百四十間餘の小嶋あり、毎年秋の土用前後には、海獺此の嶋に來りて、春の土用前後には、何れにか歸る故に、此島を往年より、葦鹿島と云ふ、海獺は、本草綱目に出づ、和名抄に、和名葦鹿、「夫木抄に、あしかさる、えぞ云々の歌あり、伊豫にては、誤りてアジカと云ふ」又ウミヲソ「誤りてウミウソとも云ふ」又ウミカフロと云ふ小なる物は、長さ五六尺、大なる物は、一丈二三尺に至る、頭小さく口尖り、齒牙犬の齒牙に、似たり、目は大にして、耳至て小く、吻鬚粗く長し、全身短毛あり、常品は、其の毛茶褐色なり、又白色、黑白雜色、蒼黑色もあり、左右の扁簪爪ありて末に岐あり、尾は獸の毛の如くにして、至つて小さく、尾を狹みて、又兩簪あり、此れにも爪五つ有りて、末は分れて指の如し、奥州の津輕にて、此の簪をテッピと云ふ、「又膃肭獸の鰭も、奥州にて鋏叱と名け、食用に爲事、採藥使記に見えたり」此の獸、毎に人無きを窺ひて、岩の上に出でて、十

四五尾より、多き時は二三十尾も群居る、若し人を見る時は、忽鳴群擧りて海中に飛入る、一説に、晝は石の上に群を爲して睡る中に睡らずして窺ふ者一尾あり、人を見れば鳴て群を驚かし、悉く海中に飛入ると云ふ、此の説然るや否やを知らず、俗の諺に、アシカの番、と云ふは、此れより出る事なり、」海中を行く時は、半身を水上に顯はし、立て潮を飛し行く、甚畏るべき狀なり、鳥銃を以て打捉る、皮は褥となし、或は馬具に用ひ、或は荷包に製す、肉は剛くして味佳ならず、本草に主治を缺く、東醫寶鑑に、味鹹無毒、主人食魚中毒魚骨傷人、及喉鯁不下者、時珍食物本草に、味鹹甘平無毒、食之消腫及瘰癧邪氣結核、骨燒灰服、治鼓脹腫滿、又脂は金瘡に傳けて良なり、又一説に、海獺の大なる物を、蝦夷にはトヾと云ふと云へり、按ふにトヾとミチとは同物なり、今も阿州にては、トヾをミチと云ふ、由聞けり、アジカは同類にして別物なり、形海獺より大にして體は瘦せ、其の毛淡茶色にして、左右の鰭は、海獺よりは、短かし、是を以て異とす、此の外に海豹、膃肭獸、其の餘海獺に類たる海獸甚多し、」と云へり、倚觀文獸譜を始めて近世の物には猶多く見えたるを、神典名物考に拾ひ出せれば今は畧きつ、）〇疊は。又云。（古事記。）白檮原宮の段の大御歌に。須賀多々美。伊夜佐夜斯岐弖。倭建命の御歌に。多々美許母。幣具理能夜麻能。遠飛鳥宮の段の歌に。和賀多々彌等有りて。甚々古き名なり。皮を以て疊とせる例。此の次に引ける弟橘比賣命云々。萬葉十六。韓國乃云々。等の如し。さて皮疊絁疊等有るを以て見れば。上代には。氈茵等の類をも。凡て多々美と云へりしなり。（右の白檮原の朝の大御歌に、管疊を敷きて、二人御寢坐し、由有れば敷きて寢る物をも疊と云ひし事知らる、）和名抄に疊。和名太々美。（此の比に至りては、疊と云ふは、今の世に云ふ疊にて、皮絁等のをば疊とは云はず、氈茵席等各別なり、さて其の疊に、又品々あり、長帖短帖狹帖半帖、又厚帖薄帖等あり、帖の字は、疊と音を通はして用ゐるなるべし、さて又其の端に、暈繝端、錦端、兩面端、布端、綵端、黄端等、種々あり、掃部寮

式等に委しく見えたり、海人藻芥に、疊の事、帝王陛繧繝縁也、神佛前半疊、用繧繝縁、此外更不可用者也、大紋高麗縁、親王大臣用之、以下更不用之、大臣以下公卿、小紋高麗縁也、僧中、僧正以下、同有職非職紫縁也、六位侍黄縁也、諸寺諸社三綱等、皆用黄縁云々、四位五位雲客用紫縁也、○玄道云、堤中納言物語に、錦はし、かうらいはし、うけむ紫はしの疊、其れ侍らずは、布べりさしたらむやれ疊にてまれかし給へ、みしま江にかるまこもにまれ、逢事かた野の原にあるすがこも。にまれ、只有むをかし給へ、と見ゆ、或人此れに因りて此に布なるをのみへりと有るは卑しき疊をば、へりとは云ひけむとおぼゆれど、枕草紙に、うけむべりの疊ともみえたり、然れば、其にも限るべからねど、延喜式等、皆端の字を用ひられたれば、へりと云へるは後にて、古くははしと云へるにこそ、式其の外江次第、又雲圖抄類聚雜要抄等、何れも端の字を用ひられたり、そが中に、式の勘解由に、紺布端の疊六枚云々と有るは、今民間にも用ふるに同じ又園大曆に、便宜所懸伊豫簾、敷鈍色縁疊等、云々、とみゆれど、又上の文には疊の端とも書せ給へり、と云へり、）

○絁は。又云。伎奴なり。和名抄には。絹。和名岐沼。帛俗云波久乃岐奴。絁。和名阿之岐沼。（阿之岐沼とは、唐韻云絁繒似布也、と云へる如く、麁く惡き絹と云ふ意の名なり、）等有りて。各差別有れども。古書には。唯。伎奴に。絹の字をも。絁の字をも通し用ひたり。（○玄道云、垂仁天皇紀に、仍齎赤絹一百疋、賜任那王、然新羅人遮之於道而奪焉、一書には、赤織絹と見ゆれば、上代より珍か成りしなり、賦役令に、凡調絹絁絲綿布、並隨鄕土所出、と有る義解に、謂、細爲絹麁爲絁也、と見ゆ、十濤云、海人藻芥に、凡絹有四種、謂長絹、平絹、細絹、又類聚雜要抄に、國絹、面絹、凡絹、八丈絹、百練抄に六丈絹見えたり、）○八重は。又云。例の彌重にて。只幾重もと云ふ事なり。書紀に。海神（○玄道云、一古本に、先隱齋視之、知是天神御子、矣十一字有りとぞ、御字は此の紀にはいかゞなれど假名本等に有りけむか、知の字は私に補へて引けり、）於是鋪設八重席

薦以延内之。とあり、古事記、(中卷)倭建命の段、弟橘比賣命の。海に入り坐す處に。以菅疊八重皮疊八重。絹疊八重敷于波上。而下坐其上。ともあり。(○玄道云、此傳は師は、信難さて、採られざりしなり)さて萬葉九に。吾疊三重之河原之。(三重さ接くるは、三には拘らず只重に懸れり、然るを三重は、表中裏を云ふ等云ふは、後の世の意なり)十六に。薦疊、平群、又韓國乃、虎云神乎。生取爾、八頭取持來。其皮乎。多々彌爾刺。八重疊、平群乃山爾、(八重疊迄七句は、皆序なり、○玄道云、こは實に序さは爲物から、大扶桑國考、又古史本辭經に說はれし如く、我か皇神等の、こを召し來て使ひ賜ひし傳へ等の有りしを、取りて賦るにや有らむ、そは西土に謂ゆる仙人等には、さる類多く、聞え、又古くは、膳巴提使臣の事は更なり、又宇治拾遺物語なる、壹岐守宗行が從者の新羅國に渡りて、虎を射殺して、其の國王が感賞を得、吾妻鏡に、元曆二年の頃、對馬守親光「尊卑分脉に、藤原有信卿の孫、資憲の子に、親光、薩摩守對馬守とあり、此の人なるべし、」が高麗の國に渡りしに、相伴る姙婦の、假屋にて子產める時に、猛虎の窺ひ來しを、其の郎從が射取りしかば國王大に感て、重寶を船三艘に載て送りし、と云ひ、殊に惜みて、三國を與へ、そが歸朝し時に、彼の文祿の朝鮮の役に、加藤清正朝臣、及黑田氏の家臣等の、虎を狩り得し等を思ひ、近くは、明和八年の頃對馬國人、庄司折平、小出小平大、獲一虎、齋藤小次郎、小田又吉、輕卒甚助、獲一虎、大石源吾、徒搏斃之云ども讀書會意に見えたる等を考へ合せて想像るべし、さて明和のは、或る人の委しく聞き書きせるが一卷あり、披き見るべし)又右に引ける。倭建命の御歌等。皆疊は幣ふ言に係けたる序にて。(幣は、即ち一重二重等の重の意なり)幾重も重ぬる物なる故に。然續けたるなり。さて物を重るを。多々牟とも云へば。疊と云ふ名も。重ぬる由なり。(廣き物を、狹く折約むるを、多々牟と云ふも、折れば重る故なり)然れば疊は。上代には。必幾重も重ね敷たる物なり。(萬葉十一に、疊薦、隔編數、十二にも、疊薦、重編數とある、此れは薦を幾重も重ね編みて、一の疊に

造るを云へり、こは漸後の事にて、彼の上代の如く、幾重も敷べきを、便りよく一つに編重ねて、厚く造り成せる物なるべし、上代の疊は、後世の如く、厚き物とは見えず、○玄道云、或人の說に此の言、二重、三重百重、千重等云ひて、打つけに、重と云へる未見ず、又此の枕辭平群と云ふのみに連けて、外に幣某と云ふへ連けたる例の見えざるは、具理と云ふ迄に係言ならむとぞ覺しき、今彼の萬葉の薦疊八重疊等より、連けたるを合すれば、重ねたゝ薦の邊を絨結を、幣具理と云ふには非ざるにや、又今田舍にて、薦を編を見るに、其の編法二種あり、一つは、簾を編むが如くして編み、一つは、莚を織る如くして織れり、其の初めなるは、彼の薦槌に緒を纏て、前後取り違へ、々々編むなり、其の編める緒、一幅凡三尺に、五六條を通れば、其の緒の間、五六寸づゝ、隔ちたり、彼の隔編とは是を云ふならむ、代匠記に、疊薦、隔編數、通者、道之柴草、不生有申尾と云歌の釋に云、隔編とは、莚一筋々々を編む意なり、其の薦槌の行戻るに、人の通ひ路を譬へたり、とあり、今按ふに、

此の說、隔の意は覺束無けれど槌の行き戻るに、人の通路を譬へたり、と云へるは、さる事ならむ、因て按ふに、此の多々美許母、幣具理と連けたるも、若しは經緣にて、編むまゝに緣下を以て云ふにもや有らむ、此の時は、右の萬葉なる薦疊、八重疊より連けたるは、疊に爲る薦を八重に長く編み連ぬを云ふと見るべし、右二說何れか善けむ、又彼の一つの莚を織る如くして織槌の長さを、東國の農民の言に、毛呂豆知とも、毛呂知とも云へり、其の槌の長さ薦の幅に隨て、數多の經緒を一に統たれば、諸槌とは云にこそ、又是れに據るに彼の疊薦、牟良自と連けたるは、此の毛呂知の意には非ざるか、古への東言に、志と知と通し云へるは、父母を、於毛知志と云へる類なり、と云へり）後世神今食、新嘗祭等に。神座に。八重疊と云ふを設けらるゝは。上代の儀なり。玄道云。（猶疊の事は、上第百四十四段なる大嘗祭の條を合せ考ふべし、儀式大嘗祭時官符に、疊三十枚、長疊十枚、又短疊二十枚、長薦七十枚、東大寺正倉院なる天平頃の古文書に、鋪設物、長疊二枚、短

疊五枚、立薦二枚、と見ゆ、職員令に、内掃司正一人掌レ供二御牀狹疊一、義解に、謂狹疊猶レ云二疊一、集解に、穴云二字猶レ疊、小疊亦有耳、俗云二之止禮一是、類聚名義抄に、疊、タヽミ、狹疊、サタヽミ、シトネ、掃部式等にも、黄端帖、狹席等あり、秘の落葉に、萬葉集の歌に、疊薦、重編數、と云へるは薦を疊み重ね編みて、作れる狀なれは、稍からを疊重ね編みて。作る疊の初めなるべく思はる。奈良の京の初にかゝれば。今の京と爲りて後のは。今の疊なるべし。西宮記に、紫端、緣端の疊見え、榮花物語(本の雫の卷)にも、錦のはしさしたる長だゝみ等を。西東北南と。延敷かせ給へり。(〇玄道云、全じ物語に、其より北にたゝみしき、わらうだ重ねて、又木丁にかい硯の箱、火取、たゝみ迄殘無給はる、和泉式部續集に、時々くる人、疊厚う敷きて置たれと云ひたるに、「たまさかに、さふの菅薦かりにのみ。くればよどのにしく物もなし。源氏物語にたゝみ所々引きかへしたり、枕草紙に、あざやかなるたゝみひとひら假初に打敷て、又卑げなる物、まことのいづもむしろのたゝみ、又高らいべりの疊のむしろ、又御座と云ふ疊のにて、かうらいなど甚清らなり、又其の後には、たゝみ一枚を、なか狀にへりをして、長押の上に敷きて、清輔朝臣の尚齒會記に、高麗はし三帖を敷て、狹衣物語に、障子口のたゝみに、假初にぞ寄伏給へりける等なり。或說に、右書及新猿樂記に、或戴レ疊鼈臥二深泥一といひ、宇治拾遺等に引て、今世の疊には非ず自由にたゝみて、遠くへも持行く物なりと云へり、)と見ゆればなり。和名抄に藺の事を。細堅宜レ爲レ席と云へるを思へば。中頃よりは。主と疊と云ふには。藺を織りたるを表にして。作り出すを云ふ事と成つるになむ。故に薦疊、菅疊とは云へど。藺疊と云へる事は、無きぞかし。但し今の樣のに。長さ大さの。齊く定れるには非ず。榮花物語(煙の後の卷)に。小さやかなるたゝみ二枚許敷程にて。と云へるを思ひ設て知るべし。とも云へり。〇奉レ坐二其上一は。古事記に。坐二其上一と有りて。傳に云。坐は、麻世麻都理と訓むべし。書紀清寧天皇の卷に、[illegible]起、柴宮一權奉二安置一、敏達天皇の卷に、請二其佛像二軀一、孝

徳天皇の卷に。迎僧像四軀使坐于塔内。萬葉十二に。君乎座而。此餘にも麻世と訓める事多し。(○玄道云、顯宗天皇紀に、不日權奉安置、又欽明天皇紀に、安置小墾田家、萬葉集十五に、比等久爾爾、伎美乎伊麻勢弖。と見え、天平中に記せる、法隆寺の緣起に、推古天皇の御世、戊午年、四月十五日、請上宮聖德法王、又講說竟、高座爾坐奉而又敬造請坐者、又人々請坐奉者、等云ひ、持統天皇の御世三年に記せる、釆女臣の家地の碑文に、釆女竹良卿所請造墓所とも見えたり、)令坐を約たる古言なり。○崇敬は。上(第百三十三段)に奉崇養給矣。(私記加多底比多之萬津利太萬布と古本に、見え、元々集に、スタテヒタシと有り、と師の說なり、)と見え。書紀の古訓に。加崇敬を。阿賀米韋夜麻布。(又加多氐「一に知と作り」韋夜麻比麻都流)とも訓めり。崇神天皇紀に。崇重神祇、又欽明天皇紀に。追崇。敏達天皇紀に。崇敬三尼。孝德天皇紀に。崇正教等見ゆ。(信友の說に。若狹國にて、俗に人を養ひ育つるを加多氐養ふと云へり、此の多弖に加を添へたる詞にて、若くは

飼育の義かと云ひ、或るは、親しみ重みずる樣の意と聞えて、育て育つる等同じ語格にて、かたてかたつる等活く語と聞ゆ、と云ひ、又或る說に、崇養者、冊立日足之也、と云へり、)類聚名義抄に崇、アガム、アフグ、又カシヅク、イハフ、持統天皇紀に、東宮大傅、職員令に、東宮傅等を、カシヅキと訓めるをも思ふべし、伊勢物語に、人の女の傳づく、いかで此の男に物云はむと思けり、源氏物語、帚木の卷に、右の大臣の勞り傳給住處は。東屋の卷に我は命をも讓てかしづきてむ、玉葛の卷に、只うまごのかしづくべき故有るとぞ、云々限無かしつき聞ゆる程に、薄雲の卷に、明暮おほす狀にかしづきつゝ見給ふは、桐壺の卷に、人一人の御傳と、さかくに引きつくらひて、紅賀の卷に、かしづき營開え給ふ、又げに萬にかしづき立て、寄生の卷に、物々しくかしづき居給ひて、枕草紙に、御猫は、冠賜はりて、云々傳かせ賜ふが端に出てたるを、落窪物語に此の君を勞りかしづき給ふ事限りなし。後拾遺集に、五節の童のかさみ、かしづきのからきぬに、又かしづきに出でたりけるを、等

もあり、)〇拜奉慰而。は、袁呂加美都加閉麻都理弖と訓むべし。(此は書紀第一の一書に、摭採て記せり、と徵に見ゆ、)推古天皇紀の御製歌に。烏呂餓彌弖、兎伽倍摩都羅武。私記に、拜折屈也。と見え。神武天皇紀に。拜二軍門一(ミカドヲガムテ、)景行天皇紀に。望拜。又頓首。(ヲガムテ)神功皇后紀に。頓致レ地。(ヲガミ)仁德天皇紀に。拜朝(ミカドヲガミ)雄略天皇紀に。跪拜。(ヲロガミテ)繼體天皇紀に、再拜。(フタヽビヲガム)と訓、伊勢物語に。む月にをがみ奉らむとて。小野に詣たるに。土佐日記に。八幡宮と云ふ。此れを聞きて。人々をかみ奉り。古今集に。强て彼の室に罷至りて。をがみけるに、源氏物語に。師を私居をがみてよろこび。又猶更に手を引離たずをがみ入りてをり。空穗物語に。大宮ををがみ奉り給ふ。狹衣物語に。かゝる序に比叡山をがみ奉らむの心ざしにて。夫木集に。「初雪の降すさみたる、雲間より。をがむかひあるみか月の影。等猶多し。(書紀に、奉慰を、ツカマツルと訓めり、上第百十三段、第百十九段、又第百二十三段、第百二十四段、第百二十九段、第百三十五段等を始めて、仕奉ちふ詞は多かり、)〇百取机代物は。上(第四十段)に、於二百取之机一又第百四十六段)に出づ。〇具は、記傳云。曾那幣弖と訓むへし。祝詞に。置足弖と云へると同しくて、今の俗言に。とりそろへてと云ふ意なり。(俗に神に物を献るを、曾那布流と云は、具へて献るより轉れるなり、)玄道云(上第四十段に、種々作具而又第五十二段に、種々設備而、と見え)龍田風神祭の祝詞に。楯戈御馬爾。御鞍具弖。品品乃幣帛備弖。又雄略天皇紀の御歌に。斯瀰多閉能、蘇弖岐蘇那布。等あり。〇爲二御饗一は。美阿閉志多麻比弖と訓むべし。上、第四十段)に、奉レ饗之時。又第九十七段に、)唯二御饗一又(百二十五段に)天之御饗。又古事記、橿原宮の段に。獻二大御饗一。又弟宇迦斯之獻大饗者。又饗二賜八十建一。明宮段に。故獻二大御饗一之時。神武天皇紀に。奉レ饗。又因請レ饗。等あり。饗の義は。上(第四十二段新嘗と有る下に見えたり。(阿閉とは、阿波世の約にて、百雜々の珍物を合せ備へて物するより、起れる稱にや有らむ、空穗物語に、御かゆのあは

せ、いをの四くさ、しやうじの四くさ、又御あはせ等持參れり、又湯漬してあはせ甚清げにて、頓にまゐる、落窪物語に、あはせ甚清げにて御かゆまゐりたり、今鏡に、まなの御あはせ、又御粥のあはせ、枕冊子に、あはせを皆喰つれば、古事談に、粥漬のあはせに、用ひける等見ゆ、」因に云、下學集に、菜を阿波世と訓めり、或る説に、菜とは、凡て飯に合せて喰ふ物を云ひて、今菜とのみ云ふ物は、野菜の中にて、殊に佳物なれば名つけしなり、と云ひ、又或る人も、宋人の賓退錄に、靖州圖經載其俗居レ喪而不レ食二酒食鹽酪一、而以レ魚爲レ蔬、今湖北多然、謂二之魚菜一不レ持二齋一也、と有るを引きて、魚を菜と稱ふも、同じ意ぞ、とも云へり、)○合婚は、記傳に據りて。阿波世麻都理と訓むべし。(書紀に、妻之と有りて、アハセマツリと古訓あり、)上(第六段、第八段)に。御合坐。又第十三段に、娶二道山毘賣神一、又、第八十二段に、相婚坐而、等多し。(此は合レ合奉なり、類聚名義抄に嫁アハス、媾仝、女妻、メアハス、とあり、さて以上は、古事記に採りて記せり、と徴に見ゆ、)○

天神之御子。到二坐此間一由者奈何問奉給矣は。徴に云。此の事。古事記にては。三年住賜ひて後に有れども。書紀にては。其の來坐せる初めに問ひ賜へり。一書等も同じ。信に此の事は。初めに先づ問賜ふべき物なり。記傳にも然言れたりき。(○玄道云、此も早く、書紀第三の一書に、及レ至レ將レ歸海神乃召二鯛女一、云々、と有るは、古事記に似たる傳へなるを、口訣に、三載之後、海神覓レ鉤不審、以二先レ是事一、並二言於授レ鉤之時一乎、と論へり、げに然る說なり、記傳に云、此處を此の間と書く事は、漢文に常多しくて、萬葉等にも多し、)○語は。上(第九十八段、又第九十九段、)八千戈神の御歌等に。迦多理碁登と詠せ賜ひて。神語歌と謂ふ由見え。又(第四十九段に、)天語連と云ふもあり。こは書紀第二の一書と。古事記を合せ採りて文を成せり。と徴に見えて。さて云。(此の段の事、書紀の正書、又第二の一書に、曰二其父母一と有れど、こは古事記又第一の一書に、白二其父一曰と有るぞ然るべくおぼゆ、又第三の一書にては、侍者の事も無て、至二海神之宮一、是時海神自迎延入、と

あり、又正書には、延内之とあり、第二の一書には、迎入とあり、こは共に自ら迎へ給へりや、人して迎へたりや詳ならぬを、第一の一書には、遣人問曰、客是誰者、何以至此、火々出見尊對曰、吾是天神之孫也、云々、とあり、こは甚異なる傳へなり、又第四の一書には、乃設三床請入。（○玄道云、古訓に、イリマセ「江家本にサとあり、」シム、又イレマセシム、ともあり、）於是天孫於邊床則拭其兩足。於中床則據其兩手。於內床則寛坐於眞床覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫。益々加崇敬。と有るは。詳に過たるが如くにて。いかにぞや所思る傳へなり。」さて探り賜はざる物から。古く口訣に。設禮容。察神慮也。と云ひ。或は祭庭の端中奥なる。三の床を設くる事の本ぞとし。或は。推古紀に曰。凡出入宮門。以兩手押地。兩脚跪之。蓋起于此也。（凡ては心ゆかぬ物ながら、名法要集に、上宮太子が、此進退作法の儀を學びて、件の法度を定坐し由記せるは、師翁の神字日文傳に、神字の事を論はれし語に合考ふればげに

さも有らむと所思るなり、）と云ひ、（魏志倭人傳に、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬、と云へるも、古禮を聞き傳へたる事論なし、）或は。後の世に。謂ゆる、上段等云ふ制も。此に見初たりとて。上つ代には如此しも禮儀の嚴重なりし徵とせる說も。聞ゆるに因りて案ふに、紛れたる傳へにまれ。此の傳へに就きて。かゝる天津宮風のこよなかりし事は。能想像奉らるれば。一向に棄むも甚惜くてなむ。（或る人云、上代の實の禮なりける故に。海神も其れと見知り給ひし由なり、重き賓客を得たる時、床を三段に儲くる事、今の世にも、上壇の間と云ふがある、其の遺風なるべし、漢國等には、かばかりゐやたかなる禮法曾見えず、とも、又據其兩手と有ると、祝詞に、鵜自物頸根衝拔、萬葉集に、鹿自物膝折伏。鶉成、伊這乎呂覆美、等數多詠めるを對へて、兩手を據し、頸根を衝きて、折屈むが、神代よりの眞の禮なりし事を知るべし、世に神を奉拜に、四拜兩段等稱ひて、立ちて物し、等するは、なか〳〵に恭無きさかしらわざなり、地震霹靂等の如く、實に心

から懼畏るゝ時、立ちて拱等云ふ、さかしらふりのなるべき事かは、是を以て他の國の禮事の、皆僞りなる事をも、又推て知るべし、とも、又皇國の君臣の間の禮の正き事を論ひて、萬葉集に、遠神、吾大君、明神、我大王、又大君者、神にし坐ば。等數多詠て、其の世の間迄は、天皇を、全く現に在す神とのみ思ひ畏こみ尊みて、神長柄、神佐備世須登、と申し、又其の御子をも、高照、日之皇子と申し、又其の大御前に、出でたる時の狀は、三の卷に、長皇子遊獵路野之時、柿本朝臣人麻呂の作歌、八隅しゝ、吾大王。高光る、日の皇子。馬なべて、御かり立せる。弱薦を、獵路の小野に。しゝこそは、伊はひ拜め、鶉こそ、いはひもとほれ。四時自物、いはひ拜がみ。鶉なす、いはひもとほり。恐しと仕へ奉りて。久堅の、天見る如く。眞十鏡、仰ぎて見れど。春草の、いやめづらしき。吾大皇かも。とあり、此の歌に其の這廻、伏退畏恐仕奉形容見るが如くにてぞある、同じ言を繰り返し云へるも、其の畏む心の深きなり、凡て古は皆かく有りければ、武内宿禰命等の如く、三百餘歲迄存らへて、「振熊臣も二百餘歲、襲津彦臣も、百七十年の間、紀に見えたれば、各三四代の朝に仕へ奉られたるべけれども猶同じ趣なり、」六代の朝に仕へ奉りて、世に棟梁臣と稱へたれども、其の身は少功に矜心はなくて、一日片時も懈怠なく、仕へ奉らす程なりき、君臣の尊き卑きの、遠く隔つる事、是にて其の大抵を見るべし、「又天地のそきへの極に、御國ばかり禮の正しく、ゐやゝかなる國の、又と有るべきかは、抑〻禮所以別貴賤と云へる、其の貴賤の別は、君臣より重きはなし、其君臣の別の正しき事、何處にかゝる國が有らむ、父子の義、長幼の序はかりの事は云ふも更にて所謂四綱五常の類ひも、皆其れに隨ひて行はるゝ事、固よりなれば事の新く云ふにも定むるにも及ばざりし神習なり、世の儒者等、周禮の如き制なきを以て、我を禮なき國と心得たるが、さらば彼れは君臣の別さへ無て、庶人共に寄集りなれば、何にも治まり難く、せめて貴賤の分だにとて、然る制はつけしなり、御國は神代より、君臣皆神の御子孫にて、仕へ奉り來る

官職に、貴き賤き等幾階を分れて、世々變る事の有らざれば、其の事實那活たる禮記なり、筆等の及ぶべき所ならむや、とも說へりき、さるを韓神のからをぎし賜ふより、彼の上宮太子の攝政の御世は云ふも更なり、大化近江令の比より、益々から國の禮制を摸し賜ふ事と成りて、天武天皇紀、十一年、九月壬辰「二日」勅に、自レ今以後、跪禮匍匐禮、並止レ之、更用二難波朝廷之立禮一と見え、又文武天皇紀、及色葉字類抄に引ける本朝事始に、慶雲元年。正月、辛亥五位已上坐始設レ榻、停二百官跪伏之禮一とあり、(傍に圏を點たる七字、紀になきは脫たるにや、)此の御世頃には、殊に眞盛に外つ國風の行はれしまゝに、かゝる古禮も廢め賜へるにこそ、あはれ、天に坐す天皇祖神の、いかに看行けむと、今想像奉るも、甚もすべなく口惜く、憤ろしく悲しきわざなりかし、)さて天書に。海神驚迎拜曰。奴者。是依二天神之命一掌レ海者。久蒙二天神之恩一今君何以到二此處一邪。通證に、色弗曰、海神依二天神勅一知二海事一此後葉凡海姓」と云へるは。白さむ方なく。甚も珍たき傳へにて。

上(第二十九段)に委く見え賜へる如く。天照坐ス大御神は。高天原を總て、知二看すべく。須佐之男大神は。此の天下を盡に知し看すべく。御父の大御神の大命もて。御詔依一賜へる御事は。今更申すも更なるを。尙(萬葉集二卷)なる。柿本人麻呂朝臣の。高市皇子尊を悼奉れる長歌に。天地之初時之。久堅之、天河原爾。八百萬、千萬神之、神集々座而、神分、(此を久麻理、又久婆理と訓む事、上第二十八段に見え、又第百三十二段に、支加とあり、又播磨國風土記、賀毛郡端鹿里の條に、昔神於二諸村一班二菓子一と有る班の字も久麻理と訓むべくや、類聚名義抄に、配、クバル、分、ワカツ、アカル、班、アカツ、禾、カルシク、と有り、空穗物語に、さあまたにくばりし心を又心に隨ひて、人々にくばり給ふ、又此彼にくばり侍る事はべりしに、源氏物語に、御方々に、くばり奉らせ賜ふ、又皆くばらせにければ、宇治拾遺物語に、寶物等を取り出して、くばり取らせければ、等見ゆ、)分之時爾。天照、日女之命。(一云。指上、日女之命、)天乎波、所レ知食登、云々。と有

るを。上の天皇の傳へと合せ攷ふるに。實に天つ皇祖神の大詔もて。天高市に。なべて世に有りと有らゆる。八百萬。千萬神等を。神集に集へ坐し。神議に議り坐して。さて日月二柱大御神は。申し奉る迄もなく。其の他の御子神等をも。天つ御空なる。千萬國と多かる國々に。神分に配遣し賜ひて。各〻此を主宰しめ賜ひし神語の隨。御故事を詠み出でたる歌にて。（こは或る人も早く然說りき。）決めて大綿津見大神には。大海の政を。悉に依し奉り賜ひて。さて此の世界のみならず。他し千萬國々の海ちふ海等を。總治賜ふべく。詔別坐せる大命の有けむが。記紀の二典に漏たるを。幸に天書に殘れるは。こよなき賜物になも有りける。（又風火金水土五柱大神等の、鎭り坐す國々は、既く玄家の書等に因りて、師の大人の委く說き示し賜へるが如し、或る者が、此の師說を竊に掠め取りつゝも、御祖大御神の、天上に報命て、日若宮に鎭り坐す時に、御子神等を悉奉上賜ひて、永く天日御國に坐す由云へるは、由无き事には非ざれど、委しからず、此れに因りて又熟按ふに、熊野大神の御子神等は申し奉るも更にて、出雲大神の、百八十餘一柱と多に坐し、御子神を、四方の國に分遣し賜へりと有るも、決めて彼の千萬國々を、各〻持ち別けて治め賜へるなるべき事、件の傳へに比へてぞ知らるめる、そは鈴屋翁の傳はし、無くとも似たる、類ひ有らば、云々、と詠れたるに遵て、別に記し置ける物もあり、）

古是以海神悉召集小之魚等而。若有取此鉤魚乎。逼問之時。諸魚等。僉白不識之中。一魚白之。口女久有口病而。不參來。於喉有鯁而。物不得食愁言。故。必是取也白矣。故即召來口女而。探其喉則。果有失鉤矣。爾海神制云。儞口女。從今以往。勿呑餌。勿預天神之御子之御饌云矣。即以口女魚不進御

饌者。此其事本也。

悉は。上(第四十三段)に。天下悉闇。又萬物之妖悉發矣。又(第八十段に、)其族之在悉。又悉剝我衣服矣。又我身悉見傷焉。とも。又(第百四十一段に、)悉追聚鰭廣物鰭狹物而。下(第百六十三段)なる大御歌に。余能許登碁登邇。とも見ゆ。○大小之魚等は。古事記に。海之大小魚と有りて。傳に。波多能比呂母能。波多能佐母能。と訓むべし。(書紀の大小之魚をも、かく訓むべきなり、)そは上天宇受賣命の段に。悉追聚鰭廣物鰭狹物以問言と有ると。語の續きさへ今同く。(古事記の例、同言を、一は言のまゝに書き、一は意を以て書けるが多き事、首卷に云るが如し、此も意を以て書ける物にて、訓は上なるに效はせたるなり)又書紀の一書に。此を即。盡召鰭廣鰭狹而問之。と記されたるを以て悟るべし。(かく訓むべき事を知らずして、彼の大小之魚を、トホヒロクヒキイヲドモ、或はトホシロク云々等訓めるは、古言めきて、何とかや由有りけに聞ゆれど、

皆非訓なり。)と有るは。甚泥たき説ながらも。今は師の訓に從ひて。於保佐知比佐佐宇袁杼毛と訓めり。(書紀に、トホシロクチイサキイヲドモと訓めり、そは上の段に、玄道が私考を記せるが如くなればなり、)さるを上に引かれたる如く。鰭廣鰭狹と有るは。いかにと云ふに。此は上(第百五十段)なる。御佐知易の段に。かく鰭廣物鰭狹物を。云々と有るを受けて。彼の神御膳に成るべき魚等と云ふ意にて。上代よりかく記しもし。語りも傳へたる古文と聞ゆれば。然訓ても難は有らねど。猶此にては。於保佐云々と訓むぞ。事情に取りて勝れる心ちせられて。師の翁も然思しての事と所思ればなり。さて大小は。本多寡と同じ義なる由も。己に上(第八十九段、第九十段)に見え。又(第八十九段に、)甚小神ともあり、魚は。上(第七十六段)に。大魚。又(第百四十一段に、)諸魚等などあり。○召集而此は古事記に依り賜へるを。書紀には。集とも。總集海魚等あり。此は上(第百六段)に。神集。又第百七段、及第百十二段に)會又(第百四十一段に)追聚とあり。常陸國風土

記に、諸々祖天神。會集八百萬神於天之河原時。又美麻貴天皇之世。云々。于時追集（師の翁の標注に、上に擧げたる古事記の、追聚と有るを引て、オヒアツメと訓むべし、とあり、）八十之伴緒擧此事而訪問。播磨國風土記に。品太天皇之世。播磨國之田村君。有百八十村君而。己村別相鬪之時。天皇勅。追聚此村悉皆斬死。故曰臭江。等見ゆ。（東大寺大佛記、色葉字類抄に、召集氏々人々等運土築堅御坐と有但し字類抄に日本紀と有るは誤なり、）○若は。上（第二十三段、又第百九段、第百十三段、第百十九段、第百四十八段等）に出づ。士清云。若之爲言或也、又預及辭とも注り。萬葉に。もしやもや。と詠めり。逼問之時は。書紀に正書に採られたり。上（第五十九段）に。嘖速須佐之男命而。又（第百十八段に、）迫到信濃國之諏訪海而。又（第百五十一段に）嘖徵とあり。神武天皇紀に。逼令催入神功皇后紀に。責新羅使者。雄略天皇紀に使責讓等多く見え。萬葉集（五の卷）に。毛々久佐爾、勢米余利伎多流。又（六に）丈夫之高圓 爾、迫有者、里爾下來流、

牟佐射姙曾此。又（十一に）、荒熊之、住云山之、師齒迫山責而雖問、汝名者不告、又足檜木之山澤由里乎、採將去。日谷毛將相、母者責十方また色葉字類抄に、閻セメク喩セカム文選に、道促をセメトル等見ゆ。○諸は。上（第五段）なる。天神諸と有る條の傳に委し。○僉白不識之中は。上（第八十九段）に。皆白不知矣。と有るに能似たり。○口女は。書紀の第二の一書と。第四の一書に依り賜へり。（さて第二の一書に、但赤女と有るを、徵に、山蔭に云、こは本口女と有りしを。正書又上の一書に倣ひて、赤女と寫し誤れるなるべし、次の文には口女とのみ有ればなり、さて亦云口女云々は、一本に依りて、又後の人の注せるならむ、と云はれしは、實に然る言なりけり、とあり、）さて第四の一書に。赤女即赤鯛也。口女即鯔魚也。（正書に、赤女鯛魚名也、と有るを、集解に、私記の攙入とせるは、實にさるべし、）と有りて。和名抄に。鯔。孫愐切韻云。魚名也。遊仙窟云。東海鯔條。鯔讀奈與之。と見え。新撰字鏡に。鱑。（奈與之）類聚名義抄に。鰡 鯔 [illegible]、

ナヨシ靈異記に、名吉、宮咩祭文に、鯔名吉を授賜比〕又鯛(ナヨシ、サメ〕。鰡(ナヨシ、本朝食鑑に、鯔者此魚之總名、而魚色緇黑、故名之、古所謂口女者、又大者鯔、口女、伊勢鯉、名吉、腹便溜小者江鮒、簀走之類、俗所謂自小至大逐年有名、漁家之戲稱乎、と記し、本草綱目に、時珍曰、粤人訛爲子魚、生東海、狀如青魚、長者尺餘、其子滿腹、有黃脂味美、獺喜食之、潛確類書に、神仙傳曰、介象與吳王論膾、何者最美、象曰、鯔魚爲上、註曰。鯔魚形似鯉、生淺海中食泥、身圓口小、骨軟肉細、其子味更佳、等あり、〕さて口女とは。此の故事に因りて負へる名にて。仁德天皇の大御世に。筒城の宮に坐す皇后の御許に。口づから大御歌を傳へ申せる人を。口持臣と字せしが。後稱と成れると同じ心ばへぞ。と或る人の說なり。(此魚の事、末に委しく注べし、)〇口の病。病は上〔第十一段〕に。病臥と見ゆ。〇於喉は。記傳に云。喉は能美斗と訓べし。呑門の義なり。和名抄に。喉和名乃無止。(こは美を音便にンと云ふ。後の事なり、〇玄道云、類聚名義抄にも、喉、又吭をかく訓めり、〕萬葉五に。能杼與比と云ふ言あり。(喉聲に啼を云へり、〕美を省けるなり。〔斯樣に省き云ふ下は、多く濁る例なり、今の世にも能度と云へり、〕〇有鯁而は。古事記に鯁と有る處の傳に云。能義阿埋と訓むべし。和名抄に。唐韻云。鯁魚刺在喉也、和名乃木とあり。(又字書に、骨不下咽也とも注せり、〇玄道云、類聚名義抄にも、ノギ、イラ丶、魚ノノギ、とあり、〕〇愁言故は。又云。三字を。宇禮布那禮婆と訓むべし。身の憂を人に告るを。宇禮布と云ふ故に。愁言の二字を然訓めり。(さて禮婆と云ふに、故の字の意はあり〇玄道云、葦牙に、海中に住物は、魚も何も、悉に顯國の人の如くにぞ有りけむ、と云へるは然る說なり、さるを通證に、精誠通靈、故解魚語。と云へるを初めて、種々云へる事等有れど、總て例の陋說にて、論ふにも足らず、通靈等は、凡人にこそ云ふべけれ、神代なる、神とも神と大坐す、大神等の御上を、假初にも申し奉るべき事かは、甚恐しや、又或る人の、此に大小魚と有るは只大綱にて、試みに言はば、某大臣は鯛、某納言

は鮪、某宰相は鮫、某の大將は鱸、さ樣に、面々各々其の使ひ魚を召し集めて、王の所に參入りしなるべし、そは豐玉姫神等に從婢の多有しにても知らる、と云へるは、甚じきさくじりに似たれど、理りはさも有りなむかし、實や此の或人は、いかなる禍神の口會たりけむ、此の段の御故事を、浦嶋子か事を訛り傳へしならむ、と云ひ、又吾が師の說を密に竊して、大和國の三山、及白凝嶋、摩羅の攷へをも作れる由は、今の氣吹舍翁に、夙く聞ける事なるを、殊にをかしきは、師の著書の己く世に出でたる說は、盡に襲ひ得て、我か物顏に書き散らせるを、未二秘置一れし、伏義氏の、天上に鬼神を帥て九天に上り、天帝に報命して、宓穆に大祖の下に休とある傳へ、大乙小子の、我神聖皇美麻命の御事歷を傳へ坐せる眞誥等をば、得盜まずて、彼書等に引かてはえ有らぬ條々にしも、拾遺せる物か、あさましき物の、且はあはれにて、思ひ出づる每に、獨笑のせらるゝまゝに、なほえあらずてなむ、)。是とは。口女を指て云ふ。記傳に云。(許禮賀と云ふ意なれども、かゝる處を賀と云ふに、雅言に非ず、)古文に此の例多し。(漢文の是の字の格とは、異なり、)○召來は。上(第八十九段に。召二久延毘古一而。とあり。○爾海神制云。此れより以下は。專ら書紀第二の一書に採り賜へり。制は。(古くヤメテ、ともセメテ、とも訓めれど、於伎氐多麻波久と訓むべし。綏靖天皇紀に。居懷と訓。又施。在をも(或は處、安等、類聚名義抄、仲文章に、蘊、をもオキテ、字鏡集に、案をオキツと)訓めり。源氏物語(桐壺の卷に、)。心ことに思しおきてたれば。又(浮舟の卷に、)甚貴くおきてられたり。又(赤石の卷に、)海の中にも交失ねとなむおきてたれば。又(帚木の卷に、)其の心しらびおきて等をなむ。又(薄雲の卷に、)唯本の御おきてのまゝに。又(若菜の卷に、)おきてひろきうつはものには。榮花物語に。なだらかにおきてさせ賜へれば。又御すほう等。御祈の等の事。おきて宣はす。宇治拾遺物語に。心のおきてとする者なり。又走り廻りておきてけれは。著聞集に。高聲におきてければ。奥州後三年軍繪詞に。將軍のおきてのまゝ、又其の舌を切べき由おきつ。等

見ゆ。〕儞に。（古訓にオレとよみ、上（第八十六段）に、意禮とある下に。記傳を引き、委く解れたり。さて又記傳に云。意禮とは。人を賤しめて云ふ稱なるを。今の世には。自己の事を然云。此れらの例を以見れは。阿賀と云ふも。自己の事なるを。又人を賤しめて云ふにも用ひしにや。是れ又今の世にも然り。書紀に。此を虜爾と書れたるも。其の意にや。（賀茂翁は、若は嚴しくなるを、字の落たるか、と云はれつれど、宜とも聞えず、）皇極天皇紀に。蘇我大臣蝦夷。云々。嗔詈曰。噫入鹿。云々。儞之身命不亦殆乎。○以往は。古訓に。由久佐伎と訓み。又以後。或は向後（字鏡集に、向の字、色葉字類抄に往の字）をも訓めり。（佐伎とは。往し昔をも、來む後をも云ふ詞なる事、鈴屋翁の説の如し、）○餌は。和名抄に。四聲字苑に云。以食誘魚鳥也。和名惠。類聚名義抄に。餌（ヱ、）古事記。豊浦宮の段に。以飯爲餌。と見え。又雄略天皇紀。顯宗天皇紀に。餌香市と云ふもあり。（又餌詞、餌殼、餌笥、餌袋、餌取等、物等に見え、字鏡集に、[illegible]、ヱハム、とあり、）○天神之御子之

御饌。御饌は。上（第百三十四段、又第百四十四段）に。天御膳長御膳之遠御膳と有る處の傳に委し。さて此の御制を想ひ奉るにも。大御膳に預る事を得たる諸の魚等は。魚等の甚じき面起なる事と聞ゆ。そは後ながら。發心集に。或る僧。船に乗りて。近江の湖を過る程に。網船に大きなる鯉を取りて持ち行きけるが。未生きてふためきけるを。哀みて。著たりける小袖を脱て。買ひ取りて。放ちけり。甚じき功德作つと思ふ程に。其の夜の夢に。白狩衣著たる翁。我を尋ねて來り。太じく恨みたる氣色なるを。怪くて。問ひければ。我は贄網に引れて命終らむとしつる鯉なり。僧の御所業の口惜く侍れば。其の事申さむとてなり。と云ふ。僧云ふ樣。此の事ならば。心得ね。悦こそ云はるべきに。剩へ恨むる事。最當らぬ事なり。と云ふ。翁云。然侍り。されど。此の湖の底にて。多くの年を積り。得脱の期を知らず。我鱗の身を受けて。然るを適く賀茂の供祭に成りて。其れを緣にして。苦を免れむと住りつるを。さかしき事を爲給ひて。又畜生の業を延給へるなり。と云ふとなむ見

たりける。（此は沙石集、三國傳記等にも見ゆ、）古今著聞集に、東大寺の上人春豪房、伊勢の海壹志浦にて、海人蛤を取りけるを見給ひて。哀を爲して。皆買ひ取りて。海に入られにけり。ゆゝしき功徳作ぬと思ひて。臥給ひたる夜の夢に、蛤多く集て。憂へて云ふ樣。我畜生の身を受て。出離の期を知らず。會二宮の御膳に參て。既に得脱すべかりつるを。上人由無憐爲し給ひて。又重苦の身と成りて。出離の緣を失侍ぬる。悲しきかなや〳〵と。云ふと見て。夢覺めにけり等有るを。本文に考へ合せて知られたり。（かゝる話は、右等の書にも餘多有れど、中に釋魔の變幻と所思るも有れは、今は引出でず、さて此を上に擧げたる放生會考、師翁の印度藏志大千世界品に說れたる事をも、參へ考ふべし、）○勿預は。耶阿豆加理曾と訓むべし。類聚名義抄に。顊。預（アヅカル、色葉字類抄に、預、又關、關係、を訓めり。（土清云、干も同じ、充附の義なるべし、）祝詞式に。預而仕奉流。處々家々王等。卿等。倭姬命世記に。天磐戸乃鎰。預賜利弖（古今集序に、御書所の預、

紀貫之、大和物語に、夜晝此をあづかりて、取かひ給ふ程に、蜻蛉日記に、此のあづかりしける者のまうけをしたれば、源氏物語松風の卷に、形の如人住ぬべくは、繕成れなむやと云ふ、あづかり、此の年頃領する人も物し給はず、又夕顏の卷に彼惟光があづかりのかいまみは、又某の院におはし坐着て、あづかり召出る間、又あづかり甚じくけいめいしありくけしきに、又末摘花の卷に、御車出づべき門はまだ開ざりければ、鎰のあづかり尋出たれば、又柏木の卷に、鷹の事等其方のあづかり等も皆つく所なく思ひうむじて、狹衣物語に、御堂のあづかりたちたる僧の、御明しの消たる燈つくさで、宇治拾遺物語に、女君をみづからに預けたふべし、又只その君を我に預け給へと懇に云ひければ、等見ゆ。葉牙に。こは此の魚の餌を呑故に。天孫の辛苦坐しかば。天神の御子の惡賜ふべければなり。と云へるが如し。○即以口女魚不ㇾ進御饌者。此其事本也。此の段は。古事記。又書紀の正書、及第一の一書第二第四の一書を考へ合せ。事を漏す文を成せり。赤

海鯽魚とあり。赤女と有るを探ざる由は。此は師の言れたる如く。鯛の事なるを。此の魚は。天照大御神の御食にさへ獻て。此所の事實に叶ざればなり。又此の段の事は。書紀の正書に。又第二の一書に依れり。と徵に記し坐せり。（此は上二十五段に徵を引きたるが如し、又赤女とは、金目とも赤目とも云ひて、鯛に似て色燃ゆる程赤き物なり、と師の說なり、天書にも、即令下召二諸魚一問上之、皆曰、不レ知、但赤目有二口疾一而不レ來、仍悉、召レ之、探二其口一、得二所レ失之鉤一、とあり、○玄道云、釋日本紀なる、大問ひに、鯛者神膳備レ之歟、とある答へに、先師申して云、新嘗會、神今食祭神膳內干鯛備レ之、ともあり、內膳式に神今食祭神に、干鯛甘鹽鯛見え、正治二年に注せる諸陵雜事注文にも、仁德天皇御陵に、甘鹽大鯛二隻、長三尺㊥許、又全鯛八隻、長一尺七八寸許、天皇山陵に、鯛一隻、ともあり）さて石原正明の說に。赤鯛。口女。赤女。赤海鯽魚など記されたるは。多比には非ずとて。（御元服の理髮の大臣が鯛を奉る事あり、今も常に奉るときく）尾張國知多郡の浦篠嶋ひまり嶋等にて取魚に。知牟米。知牟那米。阿伊那米。阿加米。久智米等云ふ魚多し。此に阿伊那米を除きて餘は、押込て藻魚（又嶋物）と云ふ。其の赤女は。（アカモドコとも云ふ、）紅色にて。三四五寸計りあり。久知米は。（クロモドコとも云ふ、）淡黑色なり、赤女と、口女とは、鯛と黑鯛との如し、さて又一種今即赤鯛（又メダヒ）と云ふ物あり。形鯛に似て腹の邊細く。肉厚く。眼殊外脹出でて。（メダヒとは、此の故に云か、若しメとは此種類の名にて鯛女と云ふも同事か）鱗の色燃る計り赤し。是れ乃ち赤女の大品にて。味淡く、藻魚の屬ひなり。鯛の種類には非ず。此れぞ幸鉤呑みし魚なるべき其の口の大に廣これるは、かい探られし故にもや有らむ、扨又書に見えたる名字等を解ば、赤女とは。（藻魚、嶋物、）數品を攝たる名。其の中に一種殊に色赤き故の名にて。乃ち女鯛を指て云へるなり。口女は。全じ種類故紛たる傳へ。鯛女は。鯛に似たる女と云ふ事と見て、凡て能く符ひたり、赤鯛赤海鯽魚とは。形多比に似て。其の色殊に赤き故の名（黑女に對て、たひを赤鯛と云ふ心得べか

らず、うけばりたる名、赤鯛は鯛に對へて云へる也）即今もしか云。海鯽魚がたひならば。海赤鯽魚は赤鯛なるに論なし。さて赤女。鯛魚の名也。と有ぞ少いかゞなれど。是も打任せて。鯛と思はれたらば、鯛魚とこそ有るべきに、名の字を、加へられたるは。鯛の一種と心得られたるにや。何にも何にも。赤女は鯛には非ず。と論へるは。師の説を補べき説なり。（又伊豫國人、堀内昌郷も、赤女と云ふは、今世にシクチボラと云ふ魚なりとて、海士に問ふに云く、此はボラの一種にて、異なる魚に非ず、長さ一寸計りの程は見分け難きを、三四寸の時には、目口の邊り聊赤し、頭形も少し異なり、されば少き時は赤目と呼ぶ、又ボラは、大抵一尺七八寸に留るを、シクチは二尺六七寸なるもあり、又鯔を、浪花にて、小をヱブナ、松山渡にてはイナと云ひ、又伊勢ゴヒ、スバシリ等、所に依りて呼ぶ、甚大きく成りて後をボラと云ふ、此の魚は、釣に更に係らぬ魚にて、皆網にて取るなり、又調味て腹の内を見るに、餘の魚とは異にて、食ひし物ならむと思はるゝ物なく、甚さはやかなり、と云へれば、鈎を取りしは、愈鯔の種屬なる口女なる事明白かりと云ひ、或る説に、卷懐食鏡に、志久知、俚呼に朱口に同く、鯔、江鮒、洲走仝、と云へれど、九州にては、江鮒、洲走を別種として、方言に、江鮒、赤目、屋須美、朱口黒目、ギチヤウポテと云ふとぞ、又物類稱呼にも、鯔を口女として、此れ等の魚の總名なり、極小なる物を、江戸にてオボコと云ふ、東國にて小兒をオボコと云ふ故に、此の魚の小なる物を然云へり、加賀にてチヨボ、土佐にてイキナゴと云ひ、小なる物を、關西關東共にイナと云ふ、イナは稻の莖腐りて魚と成ると云ふ、然らば稻魚なるべし、又洲走とも云ひ、遠州にてはハシリと云ふ、漁人簀の四方に網を張りて、是れを取るを簀引と云ふ、因りて簀走の名あり、一說に、此の魚河と海との潮境を往來する頃を賞して、洲走の名有りとぞ、江戸にては、六月十五日より洲走と呼ひ、十四日迄をイナと云ふ、九月に至り泥味なく、脂多くして、愈々味ひ美く、色又さらし洗ふが如し、此の時を畿內にて、コザラシ江鮒と稱ひ、泉州堺の名產

なり、又ナヨシ、ボライセゴヒ、長崎に、マクチと云ひ、伊勢及尾張にて、メウギチと云ふ、「〇玄道云、通證に、名吉見ニ安東沙汰文ニ赤女を名吉かとは、楊鴫曉筆にも云へり、」イセゴヒとは、鳥羽の海濱にて、多く是れを取る、鯉に類するを以て云ふ、關西の稱なり、東國にはボラとのみ呼り、又マクチとは、上古クチメと云ひし詞の轉たるなり、と云へり、又或る説に、簀走とは、簀を走るの義なるべし、已れ深川の海邊に住める頃、毎年の六月十五日、此れを正く見聞して、然思へるなり、此の日濱邊の漁人及童等、手ごろの竹を持ちて、豫設け置ける簀の上に、此の魚を追ひ上げて捕るなれば、簀に飛び走り上るの義にて、六月十五日より、スバシリと呼ふ、と云ふに能叶へり、さてこをイセゴヒと同じ物とせるは非ならむ、そは魚鑑に、いせ鯉、關東にめなだ、西國に紫口、又朱口、又くちめと云ふと云ひ、閩志に、赤目鳥、其狀鯔と一般にて、口眼赤く、大きなる物三尺餘、背ボラよりも青し、俗喚びて赤目とす、此魚化生に非ず、卵生にして、ボラと異なり、とあり、此の

二書を合せ考ふるに、日本紀に、口女と云へる物は、志州鳥羽の名產と云ふイセゴヒ、關東にてメナダと呼べる魚にて、鯔とは似て別種なるべし、そは化生卵生の別を以ても知るべし、クチメとは口目にて、口目赤きに依りて呼へる名なるべく、メナダのメも、又目に因るならむ、かゝれば、物類稱呼にマクチとは、上古クチメと云ひし詞の遷りたるなり、と云へるはよし、鯔とするは誤なり、又魚鑑に、いなを畿内にてクチメと云ひ、いせごひをくちめと云へるも、同名異物の誤なり、さて紫口は、朱口の訛りなるべし、又同書におぼこの微く育ちたるをゑぶなと云ふと云ひ、物類稱呼に、九月の頃、畿内にてコザラシ、江鮒と云ふと有るは、春秋老若の違ひなり、こは其の土地に從て俗稱も異なるにや、そはともあれ、名吉は、おぼこ、ゑぶな、いな、すばしり、ぼら、とゞ等の古名、口女は、いせごひ、めなだ、まくち、しくち、しゆくち、等の古名にて、一物ならぬを知るべし、さて名吉に口女は、其の形大に似たる故に、いつか其の名も混亂來りしなるべし、」とも論へり、こは集解にも

早く、鯔魚疑非母羅、閩書云々、と云へるに似たる說ながら、甚委く、げにさも有りなむ、其の證は、僧蓮如が作れる子守歌と云ふ物に、六角町に賣物々々の中に、なまづと、いせごひと、なよしと、にしやさゞえ、ぼらのこ、と見えて、いせごひと名吉とを別にせればなり、そはさまれかくまれ、口女赤女共に、鯛魚に有らざる事は最明なり、〇かく記し竟て後に、今の氣吹舍の翁の許より、昔先の大人に從ひて物學びし、下總國銚子なる、向後盈正が遣せしとて、示坐し考へに、神代私說、又食鏡の說をも擧て、其の鯔を化生とし、メナダを卵生とせるは、信難し、己れ四十餘年、此の鯔魚數十萬を試見るに、僅一尾は鮞有りて薩摩芋の如きあり、目魚の鮞、更に見し事なし、こも國々の風土に依る事にや、さて赤目、口女二ツ共に、赤目魚の今云ふメナダにて、此は眶甚赤き故に、赤目魚の略稱にて、鰤の小きを、イナダと云ふに牽れて、東人の斯云ひ習はしたるにや有らむ、又此のメナダは、下に云ふ如く二種あり、「此れ赤女口女の別にても有らむか、又鯼をクチと唱へ、アイナメの小をクチメと呼ふは、同じ名にて全く異種なり、」さて鯔は頭平けく、脊青黑く、腸に鰹の如き筋三四有りて腹白く、鱗は赤く荒く、眼中黑し、周り淡黃にして、薄黑き隈を半片におび、大きなるは一尺七八寸に及ぶ、目魚は、形鯔に能く似て、頭より平けく、尾の元形に似げなく太く、鱗並よく荒く、脊に黑を帶ひて、黃赤にて、鯉の鱗に似て赤みあり、大なるは二尺四五寸に及ぶも見えたり、年經しは鱗の色甚光有り、又老いたるに、或は鱗の間に毛を生じたるもあり、トドに化すと云ふは此の種にや、又其の一種は、形イナに似て、口尖り、頭平く、鱗に筋なく、白き光あり、又目魚鯔等は、食道の後に、俗に云ふ閉會とて、算盤玉の如き物有りて、太き餌は通らざる狀なり、又鯔は腸中に百尋のみなるを、メナの長たるには、へソの下に少き胃袋あり、又鯔は餌を食、鉤を呑むなれど、目魚は凡て釣り得る事無など、されば故大人の定め賜ひし如く、鯛にては固よりなく、鯔にも非ず、目魚なる事疑なし、」と尚委しく論へりき、料らずも東西にて考へ得たる說の、能く符へ

るがをかしく、且鯛魚ならぬ事は、此にていと明白なれば、煩を忘れて、此に記し添つ、又伊勢國風土記に。桑名郡。市部礒。海上多口女而商民賣之。中古以來。有夢想之事。而備熱田之神膳。其魚大者如鯉。細鱗長口。味尤美也。と有つて、通證にも擧たれば、此は若し正説ならむも知りかたし又同じ風土記抄と云ふ物に、種々の書を引きて云へる事有れど、甚信難き書なれば今は採らず。)さて大御膳等の事は。古く大膳職。(和名抄に、於保加之波天乃豆加佐と見え、高橋氏文に、安房大神爲御食津神者、今大膳職祭神也、又景行天皇の大詔に、十一月乃新嘗乃祭毛、膳職乃事毛、六雁命乃勞始成流所奈利、とあり、職員令に、大夫一人、掌諸國調・雜物、及造庶膳羞醢、菹、醬豉、未醬、肴菓、雜餅、食料、率膳部以供其事云々、膳部一百六十人、掌造庶食、集解に、穴云、具食、謂之膳、謂己備具了也、羹食謂之羞、謂一々熟了、未至其了也。俱皆言食耳、庶膳羞、謂御食以下是也、考課令有文也、膳羞亦爲百官也、但御膳者、至內膳有檢校、

耳、朱云、造庶膳羞、謂凡臨時節日等、給諸司官人食等、此司掌造也、云々、雜供戶、集解に、謂鵜飼江人、網引等之類也、釋云、別記云、鵜飼三十七戶、江人八十七戶、網引百五十戶、右三色人等、經年毎丁役、爲品部免調雜傜、未醬二十戶、一番役十丁爲品部免雜傜、毎年以下、古記无別、大日本史に、上世有鵜飼部首、江首、我孫公等、蓋供是職、とも、網引即我孫也」とも云へり、元明天皇紀に、和銅六年、六月癸丑、始置大膳職史生四員、類聚國史に、平城天皇、大同二年、八月庚戌、加大膳職少進少屬各一人、「此を集解に、同三年、七月十六日、官奏と有り」又同四年、三月己未加大膳職史生四員、と見ゆ仁明天皇紀に、承和二年、六月丁丑、大膳職々掌、准諸職加置二員、と云ふ事有り、)大炊寮(令に、頭一人、掌諸國舂米、雜穀分給、諸司食料事云々、大炊部六十人、和名抄に、於保爲乃豆加佐と有れど多米宿禰本系帳に供御大飯、又、仕奉御飯と有るを姓氏錄には、仕奉大炊寮と見え、信友の說に、常陸國風土記に、倭武天皇の大生村に行幸る事と

記して、取大炊之義、名大炊之村、と有れば、必ず於保比なるを、訛りしなり、と說るに從ふべし、元正天皇紀に、養老二年、夏六月丁卯、始置大炊寮史生四員）內膳司。（和名抄に、宇知乃加之波天乃官、令に、奉膳二人、掌惣知御膳、進食先嘗事、典膳六人、掌造供御膳、調和庶味、寒溫之節、又、膳部四十人、掌造御食、集解に、穴云、進食先嘗者、於御前而先嘗也、但不見女官先嘗、男官後嘗之事、從宜嘗耳、朱云、造供御膳、謂膳部之熟物等、則齊調盛次前後次第耳、或云、膳部造盛見撿也、考課令に、監造御膳、淨戒无誤、爲主膳之最、謂亮及典膳以上、と有り、稱德天皇紀に、神護景雲二年、二月壬辰、是日勅、准令以高橋安曇二氏、任內膳司者爲奉膳、其以他氏任之者、宜名爲正。と見え、令集解、穴說にも、時行事以高橋阿曇之名負人任者、名奉膳、以他人任者爲正也、と有り、類聚三代格なる、延曆十七年六月の官符に、網曳長一人、江長一人、己上元隷大膳職、右被大納言從三位神王宣偁、件長、宜改隷內膳司、又、全十九年五月の官符に、筑摩御厨長一人、右撿案內、件長元隷大膳職、今被右大臣宣偁、改隷內膳司、と見え、類聚國史に、大同四年、三月己未、始置內膳史生二員、又、全五月庚午、加內膳部四十人、ともあり）又宮人にも、膳司。（後宮職員令に、尚膳一人、掌知御膳、進食先嘗、惣攝膳羞酒醴、諸餅蔬菓之事、典膳二人、掌同尚膳、掌膳四人、掌全典膳、集解に、穴云、問男女兩司何司、先嘗乎、答、此司先嘗耳、其尚酒掌釀、但臨供御時、尚膳嘗、然先嘗不之狀、不審、）東宮にも、主膳監（和名抄に、美古乃美夜乃加之波天乃豆加佐、東宮職員令に、正一人、掌進食先嘗、及諸飲膳事、云々、膳部六十人、集解に、古記云、兼炊司、酒司、今私案、格大同二年、八月十二日官符云、應併省春宮職員事、云々、宜主書、主兵併主藏、主漿、併主膳、毎監加置令史一員。又、穴云、膳司以下諸司雜物年料自大司分納耳、一端見祿令也、跡云、飲膳、謂自大司分遣酒菓等也、とあり又類聚三代格、官位令集解等に、齋宮寮にも、膳部司と云ふがあり、）等有りて。高橋。多米。安曇等の諸の氏人等

の。御世々々相繼ぎて仕へ奉り來し事。史典に見えたるが如し。(玄道が考は、皇典翼なる、景行天皇、成務天皇、應神天皇の御世の御世の卷々に說りき。)○事の本は。上(第十九段、第二十段を初めて)甚多く見えたり。そも士清の說に。我邦勸懲皆必仍舊貫。是故記禁忌者多矣。實皇嗣无窮之盛風矣 と云へる如く。御國は。天神の御子命の。天津日繼を。天地と無窮く知し食して。君上は長久に君上と坐し。臣下は常に臣下と有る。神隨なる御政にて。外つ國等の如く。朝夕に。政令の移易れる風俗とは遙に殊別にして。上代には天皇祖神を始め奉りて。遠皇祖等の。建置せ賜へる御制度をば。瑣少も放失ひ違背賜はずて仕へ奉り來し。敦厚醇正なる天津宮風の想像奉れて。今更に稱白む方なく甚もめでたく貴き御政にこそは有りしか。

於是火遠理命。娶豐玉毘賣命而。留住其國。纏綿篤愛而。已經三年矣。然彼處。雖安樂處。仍有憶鄕之情。思其初事而。爲大一歎矣。故豐玉毘賣命。聞其御歎而。白其父言。三年雖住給。恒無歎事而。今夜愽然。爲大歎一聲云者。若有何由歟白給則。其父大神。問其御聟夫曰。今旦聞我女之語云則。三年雖坐。恒無歎事而。今夜爲大歎焉白也。天神之御子。若欲還鄕歟問之則。火遠理命對曰。然矣。爾海神。取出其釣鉤而。淸洗而。立奉之時。思則潮滿珠。思則潮涸珠幷二箇。副其鉤而奉進之。敎之曰。以此鉤。給其兄之時。陰言狀者。此鉤者。貧鉤。淤煩鉤。須須鉤。宇流鉤也詛言而。三下唖而。於後手投棄出可授賜。向勿授

之白而。復奉教用殊之法而。其兄作高田則。汝命者。可營淤田。其兄作淤田則。汝命者。可營高田。然爲之則。吾掌水故。三年之間。必其兄貧窮焉。若其恨然爲之事而。攻戰則。潰潮滿珠則。潮忽滿。然爲而沒溺。若其悔而。愁請則。潰潮涸珠則。潮自涸。又其兄出海而爲釣則。汝命者在海濱而。作風招。如此則。吾起瀛風邊風。起奔波而溺惱之。如此而令惚苦則。其兄自然當伏焉白給矣。

留住は。登杼麻理須美と訓むべし。留は。上(第二十二段、第三十一段、第七十段、)に。住は。上(第五段)に出でたり。○纏綿は。今存私記。及書紀の江家の訓に。牟津末加爾とあり。(文選の注に、纏綿は親密也、)新撰字鏡に。綢繆。纏綿也。太志加爾。又牟豆萬世加爾と見え、(書紀に、恩親を、ムツマシキココロ、又親昵、交親、斷金等を、ムツマシ、相善をムツブ、類聚名義抄に、仁、ムツマシ、睦、ムツブ、ムツマシ、昵、ムツマシ、シタシ、色葉字類抄に、昵、ムツマシ、ムツブ、亦作暱近睦親、私暱、ムツマシ、今昔物語集に、昵て、昵に、から書詩經に、任睦、遊仙窟に、深入をも然訓り、)聖武天皇紀の宣命に。武都事登思看と有るは。睦言(慶芥に、此の字又親言を充てたり、)にて。婚姻の禮儀に係る稱にやと思き事。播磨國風土記に。景行天皇の印南別孃命を娶に行幸る事を記して。還到印南六繼村。始成密事。故曰六繼村。と有りて、又、遷城於宮田村。仍始成昏也。以後別孃掃床仕奉。と有ればなり。(古今集に、「むつごと」も、まだ盡无に、明にけり、何らは秋の長してふ夜は。と見え、伊勢物語に、實にむつましき事こそ無かりけれ、又「むつましと、君は知らずや、瑞垣の、久しき世より、いはひ始てき、落窪物語に、さるべき人々、むつましき御前には、さし給へり、源氏物語、胡蝶卷に年

へぬるむつましさに、帚木の巻に、御供にむつましき限りして、おはし坐ぬ、夕顔の巻に、此の人一人こそ、むつましうも有らぬ、又、むつましく思す文章博士、空穂物語に、若宮の、此の殿をば、てゝぞとて、むつましうまさはし奉り給ひ等も見ゆ、さて通證に、直指曰、纏綿親昵不レ離之義、今按、武都末可、武都末之、武都可之、武都賀留、武都禮、毛都禮等語皆通惺窩集、綿津海乃、三年乃程乃、武都末可爾、思比之者乎、佐夜瀛津鳥、とあり、）〇篤愛而。志多志笑氏と古く訓たり。類聚名義抄に。親（シタシ、ムツマシ、シタシミ、）源氏物語桐壺の巻に、内侍のすけは、先帝の御時の人にて。彼の宮にしたしう參られたりければなど見ゆ。（或る說に、親は、心染の意か、馴染と云ふ詞に發て悟るべしと、云へり、）〇已經二三年一矣。已は。上（第十八段、第十九段）に見ゆ。三年も。上（第百六段）に見ゆ。又（第百七段、第百八段に、）八年と云ふ事もあり。（此の事は、下に師の說を擧て注を俟べし、）經も色葉字類抄に、逕、踵。彌の字をも訓みて。和名抄に。綜。和名閉。新撰字鏡に縢へ（綜也、）支奴於留閉と有り。（かく重、又、歷を訓むも仝じ義ぞ、と士清說へり、こは閉布布流、布禮と活く詞なるは云ふも更なり、）古事記に。景行天皇の段の歌に。阿良多麻能（傳に云、年又月の枕詞にて、阿多良阿多良麻の約りたる詞なり、）登斯賀岐布禮婆。（又云、年之來經者なり、）阿良多麻能都紀波岐閉由久。（又云、月者來經往なり、）萬葉集（四の卷）に。荒玉年之經去禮者、又相見者、月毛不經爾。又月曾經去來。又年者經十方。又年之經去禮者。又（九に、）年薄經濫。又（十一に、）年經乍。（古今集に、「風吹ど、所も去ぬ、白雲は、世をへて、落る、水にぞ有りける、伊勢物語に、年をへてよばひ渡けるを、拾遺集に、「君かくる、宿に絕せぬ、瀧の絲は。へて見ま欲き。物にぞ有りける、源氏物語、桐壺の巻に、月日へて若宮參り給ひぬ、蜻蛉日記に、程へて慥なるべき便を尋ねて、賴實集に、「皈さは急がれぬかな、花の香の、日をへてかはる野邊に來ぬれば、新撰六帖に、「山はざま、きひしくたゝむ岩かとに。年へて切れぬ瀧の糸かな。）等多く見ゆ。〇彼處は。彼其處の義なるべし。

(古く曾許と訓めり。)古事記中卷(明宮の段)に彼廂此廂。又二十一社注式に引ける。日本紀に。賀茂建角見命の御事を申して。彼與利漸久。山背國岡田乃賀茂仁遷幸有利。とある彼の字をも然訓り。(こは故翁の校本に因りていふ漢文には、今も多く斯訓めり、)源氏物語(桐壺の卷)に。命婦かしこにまかでつきて。又(末摘花の卷に、)かしこには待程過て。又(夕顏の卷に、)こゝかしこの隈々しく思之給ふに。落窪物語に。其の事をなむかしこにも甚太じく歎るめり。等あり。(曾と云ふべきを、古く志と云ふ證は、古事記の歌に、斯賀波那能、弖理伊麻斯、芝賀波能、比呂理伊麻須波、又、斯賀阿麻理、許登爾都久理、萬葉集にも、しが父に、似ては鳴ず、しが母に、似ては鳴かず等多き詞なり、)○雖㆓安樂處㆒は。(古訓に。ヤスラカニタノシとも、又ヤスラケシとも訓みたれど猶)記傳に依りて、多奴志伎登古呂那禮杼毛と訓むべし。(多奴志の釋は、上第五十八段に見えたり、)誠や實に斯有りけむ事は。下の條に引き出づる嶋子の傳。又三神山餘考の說。又倭漢に古くも近くも神界仙境に伴はれたる正說等の有るを。恐々も密に討究つゝ窺ひ見るに。こはいひもえに。名づけも知らえず。奇しく妙に。むかしくあやに。めでたき域なる事はも。よく知らるめり。さるを此は。かく萬。物毎に事毎に心足らひにぞ足滿て。厭ぬ域にしも留大坐つゝも。と云ふ意なり。○仍は上(第七段)に見ゆ。○有㆓憶㆑鄉之情㆒は。(古訓に、クニオモフミコゝロと有れど)此も猶記傳に依て、久爾志奴備多麻布美古古呂阿理と訓むべし。古事記倭建御子命の段に。思㆑國以㆑歌曰。又此歌者思國歌也。とあり。(書紀には、こを大御父天皇の御製歌とせるは、或る人も說へる如く、混たる傳へなり)志奴備の釋は。上(第百十八段)に見えたり。(此を志乃夫と云ふは、奈良の末よりの事と說れたるも、實にさるべし、續日本紀、天平神護二年の詔に、志乃比己止、又佛足石の歌に、美都々志乃波牟、又、美都々志乃覇止、奈賀久志乃覇止、稍後ながら神樂歌に、志乃比志乃比仁、と見ゆ、さて上なる阿那多能志も、元は多奴志と有りて、伸ちふ言も、奴須と云ひけむもえ知らず、)○思㆓其初事㆒而。初

は上（第二段）に見ゆ。記傳に云。此は只本國を戀しく所念看なり。（彼の御兄の、鉤を責め賜ひし事を指か如く聞ゆめれど、然には非す、）さるは三年にも成ぬる前の事なる故に。初の事とは云へるなり。書紀に。仍留住海宮。已經三年。云々。故時復太息。豐玉姫聞之。謂其父曰。天孫悽然數歎。蓋懷土之憂乎。一書に。是の後火火出見尊數有歎息。豐玉姫問曰。天孫豈欲還故鄉歟。對曰。然。豐玉姫。即白父神曰。在此貴客。意望欲還上國。等有るを以て見るべし。○爲大一歎矣は。又云。意富伎那流那宜伎比登都志賜比伎と訓むべし。（舊印本、延佳本等には、オホキニナゲキマスと訓み、賀茂の翁は、イタクナゲキタマヘリと訓れき、斯樣に訓むはなべての事なれども、若し然訓むべくは、一の字を加へては書くまじきに、此にも下にも、一の字有るは、必ず用有るべきなり、故種々思ひ廻すに、字の儘に、オホキニヒトタビ、云々、等も訓むべきかと思へど、其も古への雅言の狀に有らじ、○玄道云、下第百六十段に、馭大龜而。とあり、

天平勝寶九年の宣命に、天乃賜倍留、大奈留端乎、又多米氏の本系帳に、大飯又、大歎「炊の誤か」全系圖に、大籠、丹生神社の告門に、大飯、大酒と云ふも見ゆ、さて此は又、於保那祁伎なども訓むべくや、）那宜伎は長息にて、心に思ひ結るゝ事有る時は。長き息の衝るゝを云。（さるは哀しき事、憂しき事等は、固よりにて、喜き事愛き事等も、凡て心に餘て、隱難き時には、長息あり、漢國にても、歎字等、何れにも渉る事、此間と異なる事なし、さて其の中にも、哀き事憂き事等は、殊に深く心に結ぼるゝ物なる故に、後には、專其方にのみ取りて那宜伎と云へば、即哀憂ふる事にも成れり、）萬葉十三に、吾歎、八尺之嗟。又杖不足、八尺乃嘆。十四に。也左可杼利、伊伎豆久伊毛乎、是鸊鷉は、息の長き鳥なる故に、八尺鳥と云ひて息衝の枕詞とせり、）等あり。此れら息の甚々長き由に。八尺と云へり。伊伎豆久伊毛等。詠るも。長き息を衝きて。戀ひ思ふ妹と云ふ事なり。同五に。和何那宜久。於伎蘇乃可是（長き息の風なり。於伎蘇は息嘯なるべし、）等も詠めり。

大とは。其の長息の聲の。高く大きなるを云ふ。(漢文にも、長大息と常に云へり、)思ひの深き隨、に。其の聲も大なるなり。萬葉十三に。此床乃。比師跡鳴左右。嘆鶴鴨。二十に。於比曾箭乃。曾與等奈流麻埿。奈氣吉都流香母。古今集の戀に。「つれもなき。人を戀とて。山彦の。答へする迄歎きつるかも」此れ等長息の聲の大きにて。物に響たる由なり。一は一聲なり。長息に歎を云へる事。古事記中卷。倭建命の。阿豆麻波夜と詔へる處にも。三歎とあり。萬葉四に。遍多。嘆久嘆等あり。さて此は。所念す事の淺くて。唯一聲なるには非ず。此の時迄御心に隱て顯し賜はざりしを。三年にもなりて。甚久しき程に。今は得忍び敢賜はで。思ほえず出でたる一聲なり。一つと云へるに。其の意見えたり。(次なる言に依るに。豐玉毘賣命。此の御長息を聞きて。驚き賜へる狀なれば、此の比賣にも、國思給ふ事を、語り賜はざりしなり、然れば御心に隱賜へりし事、愈々しるし、書紀に、此の長息を、數或は時等有とは、趣異なり、)○玄道云、此れ實にめでたき解にて、前後の狀を熟

察奉るに、事こそ異れ、上第八十四段、第八十五段に見え賜へる、出雲大神の、夜見國に幸行し時に、須佐之男大神の、種々と試賜ひて御心に愛く思して、云々とある、御行に似通ひたる御有狀にて、此は殊に最もめでたき國なる上に、綿津見大神さては大后神の、篤く敬ひ恐み仕へ奉らせる御志を、空くせじと、深く思看御心と、且は外國に唯一柱のみ行幸つゝも、さる乎治なき心を穗にも出させ賜はしとの、大御情しらびにこそは有りけめ、能く彼れ此れを參伍て、考へ奉るべし、あなかしこしや、さて又かく三年と有るにて、海國にも、年月の有る事能く知られたり、されど固より現世の年月とは異なる由、師の說有りて、下に引出るか如し、)○恒無歎事而は。又云。都泥波那宜加須許登母那加理斯爾と訓むべし。都泥波は。今迄はと云ふ意なり。(故者と云ふ辭を添へて訓めり、)其は古事記中卷。倭建命の段に。吾心恒。念自虛翔行。萬葉七に。常者曾不念物乎。此月之、過匿卷、惜夕香裳、等の如し。○今夜は。又云。昨夜を云へるなり。此は次の父神の言に。

今旦云々と有れば御歎を聞き賜ひし。明朝の詞なればなり。其の夜明て後も。猶今夜と云ふ事。津國風土記。夢野の鹿の事を記せる處に。明旦。牡鹿語二其嫡一云。今夜夢。吾背爾霜零於祁利止見支。伊勢物語に。今夜夢になむ見え給ひつると云へりければ。源氏物語（野分の卷、野分せし明旦の詞）に。今夜の風とあり。和泉式部物語に。甚く、零明して。明旦。今夜の雨の音は云々。〇悽然は。（法王帝說に。天皇聞之。悽然告曰。とあり、）記傳に。宇良夫禮氐。と訓まれたるに從れたり。萬葉集（五卷）に。比等母爾（美那の誤ならむ、と同じ翁の說なり、）能、宇良大禮遠留爾。又（七に、）裏觸旦、三和之檜原者。又秋山。黃葉何怜。浦觸而。入西妹者待來。又（十に。）於レ君戀、裏觸居者。又（十一に、）君戀、浦經居悔。又山萵苣、白露重浦經。心深吾戀不レ止。又（十三に、）河瀨乎。七湍渡而。裏觸而。堀河百首に。終夜。雫の山に。うらぶれて。妻こひ佗る。さを鹿の聲。萬代集に。「うらぶれて、行あふみちの。かたゝ舟。さてもかひなき、名こそつらけれ。玉葉集に。「さを鹿の、今朝うらぶれて、鳴並に。野原の小萩花散りぬべし。新續古今集に。「葛の葉を、吹く夕風に、うらぶれて。田子の入野に。鶉鳴なり。等見ゆ。（壬二集に、「逢ぬとて、うらぶれ皈る、たなばたの。衣の袖に、秋風ぞ吹く、新撰六帖にも斯詠る歌あり、此はうらぶれを誤れるなり、と或る人說へり、）士淸云、楚辭の悒悒を訓て、憂貌と注り、心溢の義なるべし、公任卿の說に、物思ひ苦しげなる意と云へり。或はわぶと同じ意とも說へり。萬葉集に、和布禮氐、とも詠める歌あり。）〇若有二何由一歟は。記傳に云、毋志那爾能由惠阿流爾加と訓むべし。若と何とを重ね言へる事穩ならず聞ゆれども。下の文に。若渡二海中一時。無レ令二惶畏一と有るも。若と無と重なれる。古言には。斯格にも云ひむかし。（書紀仁德天皇の卷、大后の御歌に、あによくもあらず、萬葉四に。豈不レ益歟等ある豈の用格も聞付ぬ心ちす、此らの類なり、今の俗の言の格を以云へは、何ぞの由有るかと云ふ意に見れば、若と云ふ言、穩なる如くなれども、何と云ふ言を、然用ひたる事、雅言には未だ見當らず、〇玄道云、右

の仁徳天皇紀に、あにと有るは、或る説に、阿と那と通ひて何の義ぞと云ひ。昔の友椿仲輔か、安那に通ふ詞ならむと説へりき。さて此れ迄は、御歎息の聲を、大后神の聞き怯み賜ひて御父大神に白し賜へる御詞なり、さて例に引くは恐かれど、遙けき後の世に、から國晋の重耳と云ふが、己が里を放出でて、齊より秦の國に至留りて安處せる時に、其の妻が謀りて、此を去らしめしを甚じき事に言噪とは、其の狀異り、又彼の宴安は酖毒なり、等云へるにも思ひ合せ奉られて、甚かしこき神量になむ坐しける。」○其父大神は。又云。此に至りて大神と云へるは。火遠理命の御婦翁（○玄道云、新撰字鏡に、婚婦人之父志比止、媛又嫜、志比止女、とあり、類聚名義抄、及令集解なる古記にも、然あり、勝隆の説に、皇極天皇三年の紀にも、成二婚姻之昵一とあり。」）成賜へる故にや有らむ。○御聟夫は。古事記に。聟夫と有るを。傳に云。御牟古能君と訓むべし。（只牟古とのみ訓まむは輕きか如くなればなり、○玄道云、此の説に依りて斯文を成し賜へり。」）和名抄に。爾雅云。女子之夫爲レ聟。作二聟登一。和名無古と見え。字鏡には聟毛古。（○玄道云、又加伎催馬樂に於保支美支万世无己爾世无、空穂物語に、八月十三日に聟取り賜ふ。中將等心にも有らで聟取られ給ひぬ、又只今聟取りもしつべき娘の樣にて、甚めでたく、枕草紙に、又人多く挑たる中に擇れて聟に取られたるも我はと思ひぬべし。又太うしたてゝむこ取たるに、源氏物語、夕顔の卷に、むこの三河の守、竹川の卷に、人の聟に成りて、手習の卷に、尼君の昔のむこ君、落窪物語に、をかしげになるを聟取りし給へると宣ば、又聟取らるゝも、甚はしたなき心ちすべし、新拾遺集に、年頃語ひける人の、此の夕人の聟に成るべしと聞きて、今昔物語に、人の聟取りも爲ざりける、」とあり。（○玄道云、書紀正書に、海神乃延二彦火々出見尊一從容語曰、天孫若欲レ還レ鄕者、云々、と有り、」）○今旦は。古事記に。今旦とある傳に。旦字。諸本並如此有れども。決く旦を誤れるなり。祁佐と訓むべし。○爲二大歎一焉。又云。此には一の字なし。さも有るべき處なり。」玄道云。此は大神の。彼の比賣神

の御語を受けて。天神御子命に曰させ賜へる神語なるを、斯懇懃に記されたるは、煩に似て煩からず。古文の最美たきなり。○天神之御子　云々は。御子命の。此の時迄は御心にいみ籠て。つゆ御色にも現賜はざりしを。今此の神語を聞き坐して、思ほえず實御情を顯賜へるなりけり。○爾海神取出其釣鉤而。清洗而立奉之時は、「天書に、即令召諸魚問之、」（初の於是と有るより、此れ迄は古事記、又書紀の正書、第一の一書を採り合せて文を成し、こは古事記に、即取出而、清洗、奉火遠理命之時、と有るを取れり、と徴に見ゆ、）記傳に云、清洗は須麻志弖と訓むべし。洗清むるを須麻須と云へり。」玄道云。類聚名義抄に、洗（アラフ、スマス、）難字記に。洒（全訓）靈異記に、滌。（スマシ、）姓氏錄（弓削宿禰の條）に、出自天押穗根命洗御手時、水中化生神、爾伎都麻呂也。常陸國風土記に。倭武天皇（新治縣に幸行せる事を申す條に、）時停乘輿、翫水洗手。播磨國風土記に。所以稱手沼川者、品太天皇於此川洗御手。故號手沼川、又伯耆加具漏。云々。大驕无節。以清酒洗手足。又。云々曰波加村到此處者。不洗手足必雨。外宮儀式帳に。天押比蒙弖。洗手不手之。空穗物語（後蔭卷）に、只御手をかいすまして、神佛にみこと爲賜へと申賜へ、源氏物語總角の卷に、御ぐしなどすましつくろはせて、見奉り給ふに、また（若菜の卷に）女君は御ぐしすまして、又藤裏葉の卷）に、七月七日に成りぬ、賀茂川に、御ぐしすましに大宮より始奉りて、小君等まで、出給へり、又（東屋の卷）に、おはしまさぬひま〳〵にこそ、賤はすませ、」榮花物語（疑の卷）に、龜井の水に御手をすましても。萬代迄や。と見えさせ給ふ、大鏡に。藤原顯忠公事を云ひて、）半ざう手洗にて。御手すまさず、寢殿の東間に棚をして。小桶に小きひさげをぐして置れたれば。云々。人してもかけさせ賜はず。御手づからぞすましける。等見ゆ。（和名抄に、禪、和名須萬之乃毛能、類聚名義抄、童蒙頌韻にも斯見ゆ、延喜式に、洗人、枕草紙に、すましをさめ、榮花物語に、刀自すまし、和泉式部日記に、ひすまし童、禁秘御抄に、須麻志女官、建武日（年カ）中行事に、辰の

時に殿守づかき御湯を供ず、すましと云ふ女官の此を調ふ、等あり、）○思則潮滿珠。思則潮涸珠。云々、（こは書紀第二の一書を採りて記し、拜二箇と云ふ語は、古事記に採れり、と徴に記されたり、）思則は。於毛閉婆にて葦牙に。思ふまゝに潮の盈涸意の名なるべし、と云へり。此れ下の文なる珠を用ふる法とある中の一法なるべし。（直指に、思則是如意之義也、谷重遠の說に、各加以思者示用瓊之法也、とも云へり、夫木抄に、衣笠內大臣、「古の、授けし玉は、綿津見の、潮ひ潮みつ、心なりけり、」記傳に云。鹽盈珠鹽乾珠は、志本美都多麻志本比流多麻と訓むべし。（志本美知陀麻、志本比陀麻と訓むべきかとも思へど、尙然には非ず、又乾は、書紀の景行天皇の卷に、賦と訓注有れば、比流とは云はず、急居を菟岐于と有ると同格にて、比布布流と活用言なるべし、されど布流と云はむは、今に耳遠ければ、姑く尋常の如く、比流と訓みつ、○玄道云、紀の古訓に、シホミツ爾、シホヒル爾、又弘仁私記の訓とて之保非乃大麻ともあり古今集に、みつしほの、流れひるまと、あひがたみ、みるめか浦に、よるとこそまで、土佐日記に、川の水ひてなやみ煩ふ、源氏物語みのりの卷に、ふしてもおきても、涙のひるまなく、葵の卷に、ましてひるよるに思ひ給ひまとはれ侍る、）古事記中卷の末に、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮と云ふ物見えたり。此の類なり、（書紀仲哀天皇卷に、皇后泊豐浦津、是日皇后、得如意珠於海中、と云へる事あり、こは土佐國風土記に、吾川郡玉嶋、或說に云く、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下嶋休息、礒際得一白石、圓如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲嶋名、と有ると一つ事なるを、國の異なるは、傳への異なるなるべし。さて書紀に、如意珠と書かれたる事、心得ず、何にも訓むべき方なし、當時文字なき世に、如意等云ふ名、有るべくも有らぬを、强に漢を學給ふ餘に、かゝる名をさへ物し給へるは、後世の人識はしなり、さて斯如意と書かれたる意、唯珠の美たきを稱たるのみか、又は此の姬尊新羅を征給へる時に、彼の國中迄潮の押

上りし事ある、そは即ち此の珠の徳なりし故に、其意を以て書れたるか、されど彼の新羅の國中へ潮の上りし事、此の珠の徳なりと云ふ事は、古事記にも書紀にも見えざれば何なりけむ、宇佐宮縁起に、神功皇后干珠滿珠を龍宮より得賜ひて、三韓を伏從賜へる由云へるは、古き傳か、將彼の書紀の如意珠と、新羅の國中へ潮の上りし事とを引き合せて、推當に云へるか。是も慥ならず、又其の二の珠、後に肥前國佐嘉郡河上宮と云ふに納まれる由云へり、かくて書紀の釋に、元暦之比宇佐宮濫行之時、本宮注文、滿瓊涸瓊二種、在當宮之由注進之、云々、二種瓊已在當宮、神功皇后征伐三韓之時、就新羅海潮滿宮庭思之、定令持此瓊御歟　然而無慥所見、と云へり、此れにも覺束無事あり、神功皇后の珠は、新に海中より得賜へるなれば、彼の神代の瓊とは別なるに、神代の瓊の、宇佐の宮に在るは、何の由縁にか、心得難し、故れ思ふに宇佐宮に在りと云ふは、神功皇后の得給へる珠にて、彼の肥前國河上宮に納れる珠ぞ、神代のなりけむを、此と彼とを一に心得誤りて、左右に混つるにや有らむ、彼の河上の宮と云ふは、神名式に、佐嘉郡與止日女神社とある、是れなりと云へり、或書に、豐玉姫を祭ると云へるも由あり、さて彼の神功皇后の得賜ひし珠も、若し實に干珠滿珠にて、新羅の國中へ潮の上りしも、其の玉の故ならば、海神の有てる鹽盈珠鹽乾珠は、今火遠理命に授け奉れるのみにも有らず、尚幾箇もある物と聞えたり、○玄道云、神功皇太后の三韓を征賜ふ時に、其の御妹虛空津比賣命、又御名淀姫命、又名玉姫命を海神宮に遣して二珠を借らせ賜へる事は、宇佐宮託宣集、八幡愚童訓等に見え、氣比社記に、此の命を神主として、海神を祭らせ賜ふ事を記されたり、さて元暦の注文の事、右の託宣集にも、異國降伏兩顆之珠、自往古以來、奉納此殿「第一の御殿なり」源平兩家亂世之時、元暦甲辰年、七月六日、豐後國武士惟榮等、打破神殿、搜取神寶之間、公家被行仗議之時、右衞門督藤原朝臣定中云、於靈玉者、上古神財、殊勝靈物也、紛失之條、驚嘆不少於奉求出輩者、隨其品秩須抽賞

之由、可レ被二仰下一歟とあり、玉海に、此の時の議等は委く載賜へるを、珠の事は見えず、河上社は、即帳の佐嘉郡なる與止日女神社にて、今も河上村と云ふに在りて、帳頭注に「風土記云、人皇三十代、欽明天皇二十五年甲申冬十一月朔日甲子、肥前國佐嘉郡、與止姫神有二鎭坐一、一名豐姫、一名淀姫、と云ひ、一宮記にも、號二河上大明神、八幡伯母、神功皇后妹也。と見え、清和天皇紀に、貞觀二年、二月八日己丑、進二肥前國從五位下豫等比咩大神從五位上一、又同十五年、九月十六日戊寅、授二從五位上豫等比咩神正五位下一とある是れにて、肥前國風土記に、佐嘉川上有二石神一。名曰二世田姫一。海神謂二鰐魚一、年常逆レ流潜上、到二此神所一海底小魚、多相二從之一、或人畏二其魚一者无レ殃、或人捕食者有レ死。凡此魚經二二三日一。還而入レ海、と有りて、石神は必此比賣神の御靈代と聞え、此に和邇等の參來るは、海宮の御使にやと所レ思て、幽契ある事にこそ、又、彼の社に傳はれる、乾元二年四月、河上一宮座主法橋辨髮が解文に、當社淀姫大明神者八幡宗廟之叔母、神功皇后之御妹也、三韓征伐之

昔者、得二旱珠滿珠之兩顆一、而沒二異域之凶賊於海底一、文永弘安之今者、施二風雨之神變一。而摧二幾多之賊船於波濤一云河上大明神是也、「此の七字は帳頭注に引けるに據りて補ふ」と云、建久四年十月三日の牒狀に、社牒、今日到來狀偁當宮者、是一國无雙之靈神。三韓征伐之尊社也。等有るをも攷へ合すべし、山城國乙訓郡の與杼神社、筑後國三井郡豐比咩神社等も、此の比賣命を祀れりとぞ、夫の如意珠は佛書經律異相に、明月摩尼珠多在二龍腦中一、若衆生有二福德一者、自然得レ之、云々、此寶亦名二如意珠一、常出二一切寶物一、と云ひ、難寶藏經に、如意珠摩竭大魚腦中出二此珠一、名曰二金剛堅一なども載せり、若くは此の御事等を聞き傳へたるにもやあらむ、又此を攝津國摩尼山に藏、と元亨釋書に云ひ、筥崎宮に藏と舊事玄義に記せるを始、諸國にかゝる俗說の甚多かれど凡て信難し、又廣田神社、及日向國なる鵜戶社、大隅國鹿島神社等にも傳はれゝど、眞否はいかゞ有らむ、さて件の二種の珠は更にて、神代より傳はれる、やごとなき神寶等の、世の爭亂兵燹等に逸亡たりと言ひ傳へし

かざ、そも熟案に、實に滅亡たるには非ずて、あらぬ外つ國風の道の、盛りに行はれ、且彼の頑奴北條足別等の如き、大奸猾賊か、時に逢ひて、心のまに〳〵荒ぶる政の太甚くて、天の下人民の恨咨くなる世には、皇大神等の、深く憤からせ賜ひて、世は一向に亂るゝのみか、荒火を起して窃に、幽世に收め取らせ賜ふならむ、と窺ひ奉らるる徵有りて、別に記せる物あり。）萬葉十九に、和多都民能。可美能美許登乃。美久之宜爾。多久波比於伎弖。伊都久等布。多麻爾末佐里弖。云々、と詠めり。（○玄道云、此もかゝる古傳を賦出られしと聞えて、記傳の說の如く、彼の宮の玉は、幾箇も有る事甚しるし。）○副は上（第百十四段、第百三十三段、第百四十六段等。）に出でたり。○敎之曰。敎も上（第七段）に出。○給其兄之時は。記傳に云。こは火遠理命を尊崇み。又火照命を賤め惡て。御兄なれども。給ふと云へるなり。○陰は。纂疏に、陰呼謂呪詛之辭也。とあり。（紀の古訓に、ヒソカ、新撰字鏡に、姦、比曾加爾、靈異記に諱、及偸、又宴嘿を訓み、類聚名義抄に密、偸、

瞑、ヒソカ、字鏡集に祕（ヒソカ）儀（ヒソヤカ）、難字記に祕、色葉字類抄に濳を然訓めり、士清云、私及、竊の字は多く諱辭に用ひ、又ひそやかとも云ふ、日底の義なるべし。）（貧鉤は。記傳に云。麻治知と訓むべし。書紀にも如此有りて。昔より然訓來れり。麻治は麻豆志の切りたるか。將麻豆志は本は麻治志にても有らむ。」玄道云。古事記。高津の宮の段の大詔に。於國中烟不發。國皆貧窮。書紀には。百姓既貧。而家无炊者。ともあり。萬葉集五卷）に。和禮欲利毛。貧人乃。父母波、飢寒良牟。類聚名義抄に、貧（マヅシ、トモシ、イヤシ、）と見ゆ。纂疏に。兄命得此則甚貧窶。何止失幸己哉とも。人貧而後亡家。家亡而後失業。則貧滅落薄自有序矣。と宣へるは。さも有りなむ。（重遠云貧匾也、狹之意、士清云、與末都之通、都之反知、又云、俗にまづくすると云ふ詞に依れば、苟且の意より轉るにや。貧すれば鈍すると云ふ諺は、朝野僉載に、人貧智短、馬疲毛長とあり、貧は病より苦しと云ふは、古詩に、富貴他人合、貧賤親戚離、と見ゆとあり。）○

淤煩鉤は。記傳に云。書紀一書に。因奉教之曰。以此與汝兄時。乃可稱曰大鉤、踉跨鉤、貧鉤、癡騃鉤。言訖則。可以後手授賜と有ると相照して考るに。淤煩鉤は。大鉤に當れり。(大は借字なり、此の大の字の意を以て說くは、當ぬ事なり、餘の三の鉤は、皆借字に非れども、此の大のみは、借字とせざれば、意明らかならず、○玄道云、萬葉集十三に、吹風も、於保には吹ず、十四に、於能我乎遠、於保爾奈於毛比曾。又六に、凡有者、左毛右毛せむを。仁徳天皇紀に、飫明呂伽珥、枳許瑳怒、萬葉六卷に、凡可爾念而行勿。二十卷に、於煩呂加爾、己許呂於母比弖等あり。)煩は濁音なれども。此の淤煩の煩は。清ても云へり、此の言は。萬葉卷々に。欝悒と云ふ事多かる是なり。四の卷に。朝居雲乃欝等もあり。明かならざる意なり(十の十六葉、十二の十八葉等に不明と有るを、今の本にはホノカニモと訓みたれど、是もオホヽシクと訓むぞ宜しき、ほのかも、本おほのかのおの省たるなり。)此れを假字には。意保々斯久等、保には多く清音の字を用ひたり、(五卷、十一卷、十四卷、十六卷、)然るに又十七には。於煩保之久と濁音にも書けり。(清みても濁りても云へる言なるべし。)又おぼつかなし。(此れも常には煩と濁るを萬葉八卷、十卷等には、於保束無と、清音の保を書きたり。)おぼろ等も。明らかならぬを云ひて本同言なり。(又彼の欝悒を、イフカシとも、イフセシとも訓む處ある、此れらの伊布も淤煩と通ひて、おほゝしくと、本は同じ、淤と伊と通ふは、淤伎と伊伎との如し、さて此のいふかしいふせしの布も、常に濁れども、萬葉には多く清音に書けり。)又おほろか、おほよそ、おろそか、おほかた等も。委曲ならぬを云へば。本は明らかならざる意にて同じ。淤富とのみも云へり。さて此の淤煩は。愁思事の有りて。心の晴せぬ意なり。(心を晴らす事を、明らむと、萬葉等に云へれば、晴れせぬ、明ならざるなり。)萬葉二。日並皇子命の薨り坐して。舍人等の慟傷歌の中に。旦日照、嶋乃御門爾、欝悒、人音毛不爲者、眞浦悲毛。四に。今更、妹爾將相八跡、念可聞。幾許吾胸、欝悒將有。五に。國遠伎、路乃長手遠、意保

保斯久、許布夜須疑南、己等騰比牟奈久（許布夜は、戀やなり、）此れらの欝悒の如し。（玄道云、同集二卷に、「玉鋒の、道だに知らず、欝悒久、待かるらむ、愛き妻らは、十二に、「香山に、雲居棚引、於保々思久、相見し兒等を、後戀むかも。又、「雲間より、さ渡る月の、おほゝしく、相見しこらを、みむ由もかな、十四に、「己妻を、人の里に置おほゝしく、見つゝぞきぬる、此道の間、十七に、「海處女、いさり燒火の、おほゝしく、つぬの松原、思ゆるかも。等もあり、）○須須鉤は、又云、冠辭考（ふせやたきの條）に、廬八燎須酒師競云々、すゝしきそひとは、壯士等の、心の進みすすろぎて、身も知らず競を云ふ。（○玄道云或る人の說に、右の歌の、上より係れるは卷の十一に。「灘波人、葦火たく家の、酢四手有れど。と續たるに同しくて、凝烟の意、須須師は、曾々理と音も意も通ひて、心の進りすゞろくを云ふなり、と云へり、）古事記に須々鉤と有るを。神代紀に踉蹡鉤と書きたり。是もすゝろぐ意なり。又古事記に。美人驚而立走伊須々岐伎と有るも。立走りすゝろぎたるなり。後の書に。すゞろそゞろ等云へるも是なりとあり。又上須佐之男命の於ニ勝佐備ニ云々とある處（傳八の四葉）に引ける、賀茂翁の說に。佐備は須佐備なりとある、此に能當れり。須佐と須々と同くて。彼の須佐備は。進み荒ぶるなれば。此の須々も、進みすゞろぎて荒ぶる意なり。書紀に踉蹡鉤、此云ニ須々能美膩ニとあり。（玉篇に、踉蹡欲ニ行貌と注し、又蹡急行とも注し。又字書に、踉高蹈也とも、又跳踉踊躍貌等も注せり、すゝみすゝろく意に近き字なり又字鏡 猖獗須々乃彌と有るも、荒ぶる意に近し、獗の字は蹶なるべし、さて須々能美は其の言を活用す辭にて、音をおとなひ、商をあきなひ等云ふ、那比の類なるべし、○玄道云、大殿祭詞に、夜女能伊須々伎と見え、或る說に、彼の祝詞に、草乃噪伎、又萬葉十六に、古部、狹々寸爲我哉。とある狹々寸も、源氏物語朝顏に、御門守り寒げなるけはひに、うすゞき出來て、とある、うすゞも同言なり、又新古今集に、「いつしかと、荻の葉向の、片依に。そゝや秋風、今日吹きぬなり、と云ふそゝやも、此のいすゝぎ、

うすゞぎの發語を省きたるなり、又曾々理ちふも、右の伊須々伎等と音も意も通へりとて、曾々理と云ふは、嵩の容迮秀たるを、天曾々理と云ひ、聳を曾毘由と云ひ、物の杜曲を曾流、又鷹の放逸を曾留と云ひ、人の心に、上の曾良等云ふに合せて悟るべし、又そゞろ、そゞろ等も、此の進を體言の狀に云ひ爲して、即其の進む貌を云へるなり、伊勢物語に、昔男みちのくにすゞろに往き到りにけり、源氏物語に、そゞろに涙こぼれ初ぬれば、と有るは、遊仙窟に、不覺の字を訓めるに當れり、土佐日記に、かくてけふも暮れぬ、すゞろにのみも日を暮すかな、と云ふ類は文選に坐の字、書經に漫の字を訓めるに當れり、又伊勢物語に、物心細く、すゞろなる目を見る事と思ふに、空穗物語に、そゞろ哀き夕暮に、等は、常にすゞろに泣く、すゞろに悲し、等云へるまゝを、即悲しき事にして云へるなり、此れらは書經に辛の字を訓むに當れりとも、又神佐備、又摥乃進爾、又朝露爾、吹酢左乾垂、鴨頭草之と詠めるも、吹きすさぶと仝じ例にて、進む意なる由、委しく論へり、さては

ノ宮咩奠の祭文に、宮進女仁進給比、宮惚支仁惚支給比、と云ひ、又源氏物語、紅葉の賀に、いつしか、雛を爲居て、そゝぎ居給へり、帚木の巻に西面の格子そゝぎ開て、鈴虫の巻に、營みにそゝぎあへる、甚哀なるに、夕顏の巻に、起出でてそゝめき騷ぐも、東屋の巻に、そゝめきありくに、野分の巻に、花は限りこそあれ、そゝけたるしべ等も、梅枝の巻に、そゝけたる葦の生樣等、末摘花の巻に、打叩給ふそゝや等云ひて、乙女の巻に、御前の聲に、人々そゝや等恐騷ば、横笛の巻に、耳挾して、そゝぐりつくろひて、又、何とも思ひたらず、甚そゝがはしう這下騷ぎ給ふ、初音の巻に、雪稍散て、そゞろ寒きに、榮花物語に、甚う更ぬれは、そゝぎ立て入らせ給ひぬ、又、そゝぎ立て、二月の晦に、又そゝかしげに急渡るも、又、荻吹く風の音もそゞろ寒く、枕草紙に、あたりに置き散らしたる物に、手觸れそゝぎたる、最惡し、又、瀧口の、弓鳴し、沓の音そゝめき出るに、狹衣物語に、今やそゝぎやむと、物言で、又若宮御し在して、そゝぎ步りき給ふ、空穗物語に、おとゞ此

の朝臣そそめきたりける、又、昔奇しきそゝろ心の着きて、あくがれ始めにしを、夫木抄に、「薦枕、高瀬の濱に、立鴫の、羽音もそゝや、哀れかくなり等あり。)古事記に能美てふ辭なきは。詛言なる故に。言の調を爲して。淤煩、須々、麻治、宇流と。皆二音に齊へたる物なり。(書紀一書に、貧窮之本、飢饉之始、困苦之根と有るも、本始根と換て、言を文なせるなり。)さて此の四つ皆本は用言なるを。此にては體言になせるなり。(其の由は下に云。)凡て用にも體にも言ふ言は。用の時は。下に活辭を加へ。體の時は其を除事多くして。(用言には、渡り渡ると云ふを體言には海と云ひ、用言には、歌ひ歌ふと云ふを體言には歌と云ふ類なり。)彼の意保々志久等は用言なるを、此には體言に淤煩と云ひ。須々牟須々呂久等は用言なるを。此には體言に須々と云へり。(又須能能美と云ふは、用言なるを、下なる活辭を其儘にて、體言に爲せるにて、渡りと云ふ用言を其儘にて、渡る處を指して、體言にも渡りと云ひ、歌ひと云ふ用言を其儘て、歌ふ物をも謠と云ふか如し、此の例も常の事なり。)○宇流鉤は。又云。書紀に。癡騃鉤。此云二于樓該膩一とあり。此の字の意なり。(騃も字書に癡也と注せり。)又景行天皇の巻に失意とある等も。(敏達天皇の巻に、於閭礙と云ふ人の名もあり。)○玄道云、おろかおろそか等云ふも、此の轉語か、古今集に、「おろかなる、涙ぞ袖に、玉はなす、拾遺集に、「思ふより、言はおろかに、成りぬれば。竹取物語に、御門の御使をば爭でかおろかにせむ、又夜を明かし日を晩す人多かり、おろかなる人、又、養奉る志おろかならず、大和物語に、昔の如くにも非ず、おろかなる事多く、又、此の人の志のおろかならば、源氏物語、夕顔の巻に、いかゞおろかに思聞えむ、又怪しくたゆくおろかなる本性なり、夕霧の巻に、御名の立給ふおろかならず、帚木の巻に、おろかならず契慰給ふ、手習の巻に、我名をおろそかなる事に、東屋の巻に、老いたる者は、すゞろに涙もろに有る物を、とおろそかに、落窪物語に、御娘の様にて宣合せ給はむ、おろかには、又、君最佗しと思ひ給へり、とはおろかなり、空穗物語に、かしこき仰

せ事を、明暮おろかならず思ひ給へなから、等見ゆ、」同言ならむか。（俗言に、うろたゆ、うろ〳〵、うるむ等云ふ言も、同言の轉れるなり、又水の寒からざるを、ぬるしと云ふも、うるしと通へり、物を塗物を、うるしと云ふにて知るべし、又俗に、鈍き事を、ぬるしと云ふも、宇流の意なり、○玄道云、歳の餘りを閏と云ふも同じ義ぞと師の説なり。古今集に、やよひに、うるふ月の有りける年、と見え、後撰集に、「うるひさへ、有りて行くべき、年だにも、春に必す、逢ふ由もかな、蜻蛉日記に、ことしは、さ月二つ有ればなるべし、「年毎に、餘ば戀る、君が爲、うるふ月をば、置にや有るらむ又うるさしと云ふも同じ意なるべし、伊勢物語に、「武藏鞍、さすがに掛て、頼には、問ぬもつらし、訪もうるさし、大和物語に、法師に成りぬる人は、斯うるさき事、云ふ物か、と言ひければ、源氏物語夕顔の巻に、例のうるさき御心とは思へど、須磨の巻に、書續むもうるさし、若菜の巻に、けづる事をもうるさがり給へど、螢の巻に、あなむつかし、女こそ物うるさがりせず、橋姫の巻に、山賤の驚もうるさしとて、帚木の巻に、疑侍りしもうるさくて、等あり、）さて書紀には于樓該と有るを。古事記に該の無きは。上の須々の例の如く、皆二音に齊たるなり。さて右の四の鉤は。皆書紀の訓註に。膩と有るに依りて訓むべし。（膩は女利反にて、知の濁音の假字なり、但し淤煩鉤貧鉤の二は、濁音に訓むべし、上の煩治の濁音と重ればなり。古言に濁音の二つ重ける事は、をさ〳〵例なし、）此れに二の考へあり。一には。佐知の知と同くして、取なり。（海佐知山佐知の佐知は、幸取の意なる事上に言へるか如し。）其由は。此の失ひ賜ひし釣鉤は。本海佐知毘古の幸取なるを。今は詛て。其の幸の反に不幸事等を取具と云意にて（幸取も幸を取具と云ふ意なる事、上に委しく云へり、○玄道云、或説に、佐吉は、幸福の畧、佐知は幸保の畧にて、佐吉は萬葉に幸久、眞福久等詠たれど、佐知久、眞佐知久等云へるはなく、又佐知は得物矢、佐都弓、薩雄、佐豆人等多く詠たれども、佐吉矢、佐吉弓と云へるはなし、とも云へり、）鬱悒取。踉蹡取、貧取、癡疾取なり。（此の四

は。不幸事等の限なり、さて斯某取と云ふ時は、上の言皆饑言なり。)さて取の意なるに。鉤の字を書けるは何にと云ふに。其の取る具即ち鉤にて。備に云へば。某取鉤と云ふ事なればなり。(彼の佐知ら備に云へば幸取弓幸取鉤と云ふ事なるに同じ。)二つには。鉤の字は。本釣なりけむを。後の人さかしらに。鉤の誤として。改めつるか。(書紀今の本に、此の二字は、互に誤れる處多し、又書紀に效ひて、古事記も同しく改めたりけむ、眞福寺本には、此の四の鉤、皆釣と作り、されど彼の本は、上なる鉤をも、皆誤りて、釣と作たれば、據とし難し。)さて釣を知と訓むは、都理の約りたるにて、此の種々の不幸事を釣具と云ふ意なり物を釣具を指して、某釣と云ふも、取具を取と云ふと同じ格なり、かくて凡ての意は、上の考へと同じ。右二の中、見む人の心の向む方を取るべし。但し幸取を反様に云へるなれば、猶取させむ方や優たらむ。(此の知を、只鉤の古の名と心得、或は都理婆理を切れは知なり等云ひ、此の段なる鉤の字をば、凡て皆知と訓るは、精しからぬ非なり。)○詛言而は、上(第九十三段)に禁厭、又第百四十三段に、)麻知則とあり考合べし、(此れ御敎への第一條なり。)○三下唾而は、(古訓に、ミタビツバキとあり。)現存私記に。三太比津八支弖とあり。唾は。上(第十九段、第五十九段、第八十五段、第九十七段、第百四十七段等、)に見えたり。○於二後手一。(此れ迄は、古事記を採れる中に、陰には書紀正書に採り、詛言は、第一の一書に據、三下唾而は第四の一書に採れり。)と徵に見ゆ又)徵に云。此の事書紀の正書には。陰呼二此鉤一曰二貧鉤一然後與之とあり。第一の一書には。詛言貧窮之本云々而後與之とあり。第二の一書には。貧鉤。滅鉤。落薄鉤。言訖。以二後手一投棄與之。勿二以向授一とあり。第三の一書には。大鉤。踉鉤鉤。貧鉤。癡騃鉤。言訖。則可下以二後手一授賜上とあり第四の一書には。還二兄鉤一時汝生子八十連屬之裏貧鉤。狹々貧鉤言訖。三下唾與之とあり。斯傳へに精麁は有れど、古事記に。淤煩鉤。須々鉤。貧鉤。宇流鉤。と有るぞ。下の事實に能叶へる傳へなる。故れ此方を採れり。(右の傳へ等の中

にも、第四の一書に、汝生子云々と有る等は劇しき言なりかし、）記傳に云、後手は、（○玄道云、書紀の古訓に、志理閉傳とあり、）上黄泉の段に見ゆ、（○玄道云、上第二十段の傳に引かれたり、）此處は是れも詛態なり。書紀一書に。以後手投棄與之。勿向授ともあり。（此れを彼の逆手と一つに心得るは非なり。逆手と後手とは異なり、○玄道云、或る說に、此の方は、國生坐大神の故實に因れる物ぞ、と云へり、さて此は呪厭事にて、第二の御教へなり、）○投棄之は、上（第二十段、第二十一段、第二十二段、第二十三段等）に見ゆ。○可授賜も上（第百二十三段）に見ゆ、又上（第八十八段）に美斗阿多波志焉。又（第百四十六段に）爲婚焉、又（第百四十九段に、）阿多波奴加母用ともあり。○向勿授之白而。（以上は上に引ける第二の一書に採れる中に、與之と有るを。可授賜と記るは、第三の一書に可以後手授賜と有るを採れり、と徴に見ゆ。）師說徴に今世厭物之時。必以後手。と古本の裏書にある由。師の說なり、（卜部本にも如此あり、）纂疏に。後手投棄。

禳厭人也。通證に、直指引精要記曰、後手投則禍不歸我、向而授則我罹禍、古來說也、今按、伊勢談歌云、「罪毛無人乎誓波、忘草、己我上爾曾、負登云奈留、眞名本字介比用呪詛字。」とも云へり、愚見抄に、天逆手と云ふを解きて、人を呪ふとては、手を後に遣りて扣く事有りとかや、とて、定家卿の歌、「己のみ天の逆手を、うつたへに、散しく木の葉、跡だにもなし、と云ふを引かれたれど、逆手とは異なる事、上に見えたるが如し、）○復奉教用珠之法而は。葦牙に。潮の滿涸る事。海神の掌る業なれば。此の瓊に彼の神の御靈を託て奉りしにや有らむ。と云へる。實に然るべし。（此れに因りて或る說に、豐玉彥命、豐玉毘賣命、玉依毘賣命、振玉命と申す事は、其に玉を以て、奇靈なる神方を行はせ賜ふ御德に依る御名ぞ、とも云へりき、）法は。（古訓に佐麻と有るに因られたり、書紀に療病之方をも、サマとも、ミチとも訓めり、」上第九十二三段に、術、又方を、ミチと訓れ、禁厭法と有るをば、ワザ又ノリと訓まれたるを、もと此を）須辨と訓まれたり。萬

葉集(二卷)に。爲便乎无見。又爲便乃不レ知苦。爲便知之也、又(四に、)爲便无有鶴。又爲便无。又爲便之不レ知者。又爲便不レ知。又(十に、)爲便无までに。又(十一に、)爲便无時。又爲便可レ无。又(十二に、)立而居、爲便乃田時毛。又爲便無美。又爲便毛无又爲便田時。又(十七に、)須流須邊乃奈左。又世牟須辨能。又須敝母須弊奈佐。等數知らず多き詞なり。又能理とも訓むべくや。書紀に。太古之遺法之。又古之遺式也。又上古之遺則也。又正朔。憲。敎風律禮法式をも、然訓めり、佛足石の歌に。乃利乃多能と見ゆ。(能理は、元大道は、天皇祖神の、天津祝詞もて、大御自詔賜へるより負へる稱ならむと所思て別に考へ置ける物あり、此れ御敎への第三條なり、)高田は。記傳に云。阿宜多と訓むべし。書紀(○玄道云、今存私記にも、安介田とあり、)然訓めり。(字の儘にタカタと訓まむも、惡からじ、國々に然云ふ地の名も多し、されど)萬葉十二にも。水乎多、上爾種蒔、と詠めり。(田中道麻呂云く。尾張、近江、美濃等にて、今も田の中の水のつかぬ處を、あげと云へり、)地高くて。よく燥く田なり、○湾田は、古事記に下田と有りて。其處の傳に。書紀に湾田(○玄道云、古訓にクボタとあり、)とあるに依りて。久煩多と訓むべし。窪み卑くて。水多き田なり、玄道云。熱田神宮なる踏歌の時に唱へる詔文と云ふ物に、上田仁伹袁踐立天。下田仁波鍫袁打立天。上田仁波。寳乃君乃。御世長孫乃稻袁殖。下田仁波。阿稻袁加殖牟。天下國家乃寳乃子乃稻袁殖牟。又。上田仁。七百八百。下田仁七百八百乃田夫袁下立天。上田仁千稻村。五百稻村苅取天。云々と有り。(こは後に訛たるも有るべけれど、本は古き文ときこゆ、)御田の事は。(上第四十一段)に水田種子。又天狹田。長田の事、又(第四十二段に、)春則毀二其御營田之畔一と見え。(書紀第三の一書には、日神の御田に、天安田、天平田、天邑並田と云ふあり、須佐之男命の御田に、天機田、天川依田、天口鋭田、と云ふ有りと云ふ傳へもあり、)又(第七十三段に、)須佐之男大神の。大須佐田。小須佐田を定め賜へる事あり。(此れに依りて考ふれば。稻田宮主と申すも、大御田に因れる神名にや坐らむ、

又第九十一段に、大名牟遲、少內牟遲、二柱の大神の、國巡作賜ふ時に、稻種の墮し事見え、播磨國風土記に、稻種を積み置きし故事を記し、)又(第九十六段に、)大國主大神の。天御飯田之御倉。及御地之田。又(第九十七段に、)大地主神の御營田の事あり。又(第百三段に、)若布都主命の。天御領田之長に供奉り坐し﹅事見え。又(第百三十三段、第百三十四段に、)天照大御神の大詔もて。皇美麻命に。齋庭之穗を依奉り賜へる御事見え。又(第四十八段に、)狹名田。淳浪田の稻の事を記され。延暦儀式帳に。伊鈴乃御川乃瀧水道田爾波。苗草不敷(志)豆作食。止大御事垂給支。又(我朝御饌、夕御饌稻乃御田作。家田乃堰水道田爾波。田蛭波穢故爾。我田爾波不住。止宣伎。と有りて。又抜穗乃御田稻乎。先穗乎波。抜穗爾抜豆。と見え。大同本記にも。宮內爾御饌殿乎造立。其殿爾爲天。抜穗田稻乎。抜穗抜豆。と記され、(又儀式帳に、神田合陸田九段、「竝在度會郡」又、朝大御饌夕大御饌御田二町四段、「二町大神宮料四段荒祭宮料」右御田者、毎年郡司專當、佃苅供進、即

禰宜預勘、積御倉供奉御饌盡、と見えて、「又度會郡司乃佃奉禮留御田稻とも有り」荒木田「田邊」宇治田「宇治」に、後の世迄も仕へ奉り來りしを、延久の頃は、宮政所宇治鄉刀禰等の專當て仕へ奉れる由、年中行事に見えたり、)仲哀天皇の。長門國に行幸の時にも。御膳國を定め賜へる事御紀に見え、仁德天皇紀に。於纏向玉城宮御宇天皇御世。科太子大足彥尊。定倭屯田也。是時勅旨。凡倭屯田者毎御宇帝皇之屯田也。と有るにて。古くより御田を定め置かせ賜へる事知られたり。又播磨國風土記(餝磨郡の條)に。所以稱餝磨御宅者。大雀天皇御世。遣人喚意伎出雲伯耆因幡但馬五國造等。是時五國造。即以召使爲水手。而向京之。以此爲罪。即退於播磨國。令作田也。此時所作之田。即號意伎田。出雲田。伯耆田。因幡田。但馬田。即彼田稻。收納之御宅。即號餝磨御宅。又云賀和良三宅。と有るも考へ合すべし。又職員令に。官田とある。義解に。謂供御稻田。分置畿內者。名爲官田。と云ひ。田令に。畿內置官田。大和攝津各四十町。河

内山背各二十町。集解なる古記に。屯田。謂ニ御田ニ供御造食料田所一。考課令に食産とある義解に。供御雜膳一謂ニ之食一。官田及園池所レ生謂ニ之産一とも見ゆ。民部式には。官田者。山城國二十町。大和國十六町。河内國十八町。和泉國二町。攝津國三十町。とて令とは異なり。此の中に宮内省の營田と國の營田とある由なり。さて官田を三宅田と訓む事。弘仁内裏式。及宮内式民部式に見えて。其御紀に屯田と有るに當れり。又稍後の御世には。勅旨田。供御田等云ふも聞えたる。皆其の遺風にて。斯別に大御膳貢る田地を定め置かしゝは。恐こかれど。即天國なる天皇祖神等よりの御制に擬因賜へるならむとぞ所思なる（凡て田制の事は、大化令、田令を始めに國史格式に詳なれど處狹き事なれば、此にえ擧げず、其の書等に就きて見るべし、さて或る物に、稻種に、大抵四種の目ある事を論ひて一には出雲種、「又は大黑種」と云ふ、黑粳、黑糯、赤粳、赤糯の四種あり、此は北國に傳へたり、二に古志種と云、此二種共に、沼田湖田の下田にのみ豐熟て高田には良ず、又三に齋庭種と云ふ、「一名を笠狹種、日向種、大西國、小西國等も呼」此は高田に豐熟て、下田には成らず、四に笠縫種と云、「俗に鶴が粳、鶴が糯と云ひ、一名を大年と呼、」此は垂仁天皇の御代に、眞名鶴の咋持來し種にて、上田下田に皆作るべく米も上品にて、苗も風雨に能く堪る物なれど、搨踈に便捷ならねば、百姓は此を植る事を好まず「然ど武藏國足立郡浦和郷にては、頗る此を多く植ゑて、俗に五本と名づく、」さて出雲種古志種共に、出雲大神の御世に、專と植ゑさせ賜へるなり、齋庭種とは、此の高千穗の宮に御宇天皇命等の御代の稻種の傳れるなり、と委しく論へるは實さも有るべき説なり、此の垂仁天皇を元の崇神天皇とせるは誤なれば、今は改め引きつ、そは師説にある如く伊勢大御神の、今の大宮所に鎭定賜へる年頃なる事神宮の古記等に見えたる如くなればなり）〇掌レ水故は。記傳に云。美豆袁斯禮婆と訓むべし、（賀茂翁はミヅヲシレルカラニと訓まれき、故をカラニと訓まれたるは惡し、此は然は云ふべきに非ず、掌をシレルと訓まれたるは甚宜し、今も其に依れり

此の字、常にはツカサドルと訓めども、此は然訓みては、古言に非ず、斯流は。天の下を知る、國を知る等の知にて、水を保有掌りて心に任を云へり。されば兄若し高田を佃ば。吾早して水を有せじ。若し又下田を佃ば。雨を多く降せて妨しとなり。萬葉十八に。安米布良受日能可左奈禮波。宇惠之田毛麻吉之波多氣毛。安佐其登爾之保美可禮由苦。云々。安之比奇能、夜麻能多乎理爾。許能見由流、安麻能之良久母。和多都美能、於伎都美夜敝爾。多知和多里、等能具毛利安比互。安米母多麻波禰。是海神水を掌賜ふ故に、雨を乞へるなり。」玄道云。葦牙に、雨露を零する事は、靈神の態なるを。其の源の水を掌は。海神なるべければなり。と有るも、一往は理たれど。下の暴風をも起させ賜へる神徳をし想像奉るに。凡て恐こき皇神等の御上には其の持別給へる御德は坐しつゝも。又處せげに彼れ此れの分有る事なく、ひたゝけたる方にて。各御心のまに〳〵。風にまれ火にまれ。雨雲にまれ。急に起しも。止も爲賜ふ御事と聞えたり。そは最いち速く荒振神。又品卑き後世の仙人。釋魔等呼徒にさへ。さる方術を得たるも、後漢古今に數へ得ず。多かるをもよく思ふべくなむ。（此れ等の事は師の説に據りて、別に記し辨へたる物あり。さて可レ營二高田一迄御敎の第四なり、）○三年之間は。記傳に云、漸に貧窮なる間、三年なるを云、（然るを間の下に爾てふ辭を添て、アヒダニ、或はホドニ等、誦む時は三年を經て後に貧くなる如くに聞えて、意違へり、爾とは訓べからず、）古事記中卷明宮の段の末に。其の兄八年之間干萎病枯。と有るも同じ。」玄道云。神代に凡てかく三年、八年又千秋之長五百秋等有るを。天地と窮極なき皇神等の御上よりは。最少けき年程をさして、世に疑ひ思ふ人も多かれど。そは師翁の赤縣太古傳（北極直下なる崑崙山なる、燭龍神の事を、說れたる條）に。何くれの書等に。凡人の不意、神眞の界に至り。或は神仙に伴なはれて、其界に到れるが、還り來て語れる事等を記せるに、彼處に居たるは三日なるに。此に歸りては三年の間なり、或は僅に數十日經たるに。此にては數百年を畢たり等云へる事。彼の王質が仙人の圍碁を見たりし故事。又

淸島子が。蓬萊山に到りし故事等を、思ひ合するに、其の神眞の各位に依りて。其界の時日に各〻長短有りて。其の正朔の本は。神界の本都たる。鐘山の域の。一晝夜の一年なるより。定れる事かと迄は思ひ得たれど。仍其の上をば未考へ得ずなむ。(又此れと反まに、妖魅界に入りては、暫時の間も、甚く長く所思る由をも說れたり、そも彼界は夜見國に隷る由と聞えて、恐けれど、國生坐大神の、夜見國に行幸し時に、甚久しくて待かね賜ひきとある御事をも、思出で奉らるゝなり、)と有るを以て。現世と幽世と。年曆の遙に相違へる由を悟べし、(さるを三神山考には、一日一夜と數へそを積りて一年など年月日時の運に於ては、大名持、少御神の御代にも神仙界も人間界も替る事なきを、諸天界に。各〻年に異同有りと云ふは、佛祖釋迦の幻說より出でたり、と有るは、師君の前說にて、此れぞ眞の定說には有りける、此は世に思ひ惑ふ人も有べければ因に辨へ置つ、誠や神境の年月の事は、此の師說の如くにて現世とは遙に異なる由を。故有りて、諦に聞持てる說もあるなり、此れに因りて思ひ出でたり、昔京に熊谷の蓮心とて、老いたるまめ人在りしが、曾て天地の極み无き中には、必ず別に年月日時の有るならむとて、考へ置ける物を示せしかば、此は已く伊藤長胤、橘の春暉等も、稍似たる說有りとて、抑思ひよる旨をも記し付たりし事有りしを、早く因十年許りの昔に成りし事と深く感けらるゝまゝになむ、(貧窮は。記傳に云麻豆志久那理那牟と訓むべし。下の文に。自レ爾以後稍兪貧とある是なり。(賀茂翁はマヂタシナミナムと訓まれつれども言の重なり狀、何にぞや聞ゆ、たしなむ、は古言にて、窮の字には近けれども、此は貧ぞ專と云ひて、窮の字は輕し、故れ下文には、惟貧とのみあり、又書紀一書に、貧窮之本と有るも、貧を主とせり、又書紀に繿縷とある、此の言に當れども、やつると云ふ言は、形狀に就て云ふ言なれば貧窮の字には當らず、)高田を佃は早し、下田を佃れば雨多くて。每も稔を得ずして。貧しくなりなむとなり。(玄道云。纂疏にも、高田者、高燥之地、宜レ雨、洿田者、卑洿之地、宜レ旱、爲ニ弟

尊謀其利也、とあり、）○若其恨爲之事而攻戰則以上は第三の一書（此の文中の又教の二字は、決めて衍なり、削り去るべし、）及古事記を拾ひ合せて記せり。と徵にあり。記傳に云。其の字骨禮と訓むべし、（此の下に兄字の脫たるかとも思へど、然には非ず、）火照命を指して云ふ言なり。（漢文に其と云ふ格とは異なり、）下文にも。其愁請者とあり。（玄道云、此は上第百五十二段に委し、）爲然之事とは。初めの詛事。及田佃て稔得ず、貧くなる事等を。皆都て云ふなり。其中に田佃りて稔得ぬ等は。海神の所爲なれども。弟命の御爲に爲給ふなれば。其をも直に弟の命の爲給ふ事として。かくは云ふなり。玄道云。恨は上（第百四十八段）に甚慙恨。又（第百四十九段に、）奉恨皇美麻命而。下（第百六十三段）にも雖恨伺情事。等見えたり。攻は。上（第百五十段）に委し。戰は。上（第百九段）に、相戰而とあり。○漬は。（古訓には、ツケバと訓めれど、猶）比多佐婆と訓まれたるに從ふべし。常陸國風土記に。倭武天皇。巡狩東夷之國。云々。御衣之袖。垂泉而沾

便依漬袖之義以爲此國之名。風俗諺云筑波岳黑雲掛。衣袖漬國是矣、（類聚名義抄に、漬、ヒタス、ツク、又澆、浸、渾、漸、色葉字類抄に浸、漬、ヒタス、）とあり。○滿は古訓に美多牟とあり。○沒溺は。（古くオボホセと訓、）書紀の一書に。漂溺と有るを。於煩保良世と訓めり。類聚名義抄に。沆。（オボホル、）古今集に。波のしわにや。おぼゝれむ。後撰集に。我も涙におぼほれなまし。（和泉式部集に、「沸かへる、涙にいとゞ、おぼゝれて、榮花物語に、御涙を拭ひあへさせ給はずおぼほれ泣せ給へば、源氏物語、繪合の卷に、俊蔭ははげしき波風におぼほれ、知らぬ國に放れしかど、蜻蛉の卷に、水におぼほれけむと思し遣に、早蕨の卷に、心治めむ方なく、おぼほれゐたる、橋姫の卷に、豫におぼはれたる涙にくれて、眞木柱の卷に、さる細かなる灰の、目鼻に入りて、おぼほれて、物も覺えず、夫木集に、おもての波に、おぼほれにけり、等）と有れは。かくも訓むべし。○悔は。上（第百五十一段）に出づ。○愁請則ば。于禮比麻袁佐婆と訓むべし。今迄の罪過をわ

びて。改めてむと謝串さむ時にはとなり。○涸は。(古訓に比牟と有るに因られたり、類聚名義抄に、汐ヒルシホ、色葉字類抄に、乾、旱、枯をヒルと訓めり。)古事記、明宮御宇天皇の段に、如二此之鹽盈乾一而。盈乾。高橋氏文○、船遇二潮涸一○渚上爾居奴。又萬葉集(十七)に。之保悲思保美知時波安禮登。又(二一に)難波方、鹽干勿有曾禰。又(三に)暮去者、鹽乎令レ滿。明去者、鹽乎令レ干。又(十六に)潮干乃山乎。之努比鶴鴨。又(十八に。)之保能波夜悲波。又。死許曾。海者潮干而。山者枯爲禮。又吾袖將乾哉。於レ君不レ相四手。又我衣手乃。干時毛名寸。伊勢物語の歌に。しほひ汐みちかひも有らなむとも見ゆ。此に然而救ひ賜へと云ふ事をば。上文に讓りて。然聞えたれば。省坐せるにこそ。又(是れ迄は、書紀の正書を採れり。)古事記に。出二鹽盈球一而云々。出二鹽乾珠一而云々。と見え。紀第二の一書にも、出二潮溢瓊一云々。出二潮涸瓊一云々と有れど。下文は出と云はむも宜なれど。此所は正書に。漬と有るぞ。然も有るべく所思たる。と徴に見ゆ「自涸迄陸戰の法を

傳へ賜へるにて、御敎の第五條なり。)○在二海濱一而作二風招一は。(今存私記に宇美倍太とあり。)紀の訓に依りて。宇美辨多爾麻志氐。加邪袁伎志多麻閉と訓むべし。(加邪袁伎の事は、下の第百五十七段に委しく云ふべし。)さて袁伎ちふ詞は。上(第四十四段)に。招禱。又第百三十二段なる。)袁伎之とある下の傳に委し。○瀛風邊風は。(紀の古訓に因りて、)於伎都加是、閉都加是と訓むべし。(今存る私記には、倍太加世とあり。)○起二奔波一而溺惱之は(紀の古訓に依りて)波夜知那美袁多氐氐。於煩良志那夜麻佐牟と訓むべし。口訣に。奔波迅風。共訓二波耶知一。波夜知は。上(第百十段)に。疾風神あわ又惱之は、上(十一段)に、其悶熱懊惱之時と見ゆ。徴に。(こは紀第四の一書に採れり。)第一の一書には。汝兄涉レ海時。吾必起二迅風洪濤一。令二其沒溺辛苦一矣。とのみ有るは。甚く省たる傳へなり。(此れ海戰を傳へ賜へるにて。御敎の第六條なり。)○如此而令二惚苦一則云々。こは古事記に。如此令二惚苦一と見え。書紀の正書に。如此逼惱則。汝兄自伏云々。第二の一書に。如此逼惱

と徴に見ゆ。記傳に云、佘惚苦は。多斯那米賜幣と訓むべし。書紀に。厄の字。又辛苦、困厄、劬勞等を。然訓めり。(此の言、多志那美と云へば自の上なり、多志那米と云ふ時は、米は麻世の切りたるにて、他をたしなましむるなり、此は上に佘の字ある、是に當れり、○玄道云、紀に逼惱を、セメナヤマセ「一にサとあり、」バとも、ナヤマシタマハゞとも訓、危苦を、ナヤマムニ、逼惚を、セメナヤマセ、溺惚「江本に惱とあり、」をオボホシナヤマセムともあり、)惚の字上に出たり。(○玄道云、第二十段の傳に引かれたり、)○自然も。上第百五十二段に出づ。○常伏焉白給矣は。麻都呂比那牟登、麻袁志多麻比伎と訓むべし。麻都呂比も上(第百十九段)に。不順者。又(第百二十六段に、)逆命者。又服矣。又(第百二十八段に、)歸順之首渠者。等出でて、歸順の義なり。(或る說に政終の約りなるべしと云へるはいかゞ有らむ、)尙彼處の傳に因りて見るべし、葦牙に。思ふに既く。弟命太子に定まり賜ひけむを、兄の妬みて。

殊更にさがなき態を爲給ふ故に。とかくして伏へしめむと海神の佐け敎へ奉りしにも有るべきか。(通證にも、此詛言を論ひて、或謂之海神僻性不仁之甚者謬矣、)と論るは。(上にも諸說を擧げて云へる如く、)實は此の二柱ともに。皇太子と坐せる物から。此の命の大御德に。諸神は更なり天下の臣民ともに感服奉りつゝ。遂に天日繼知看すべく定まりつらむを其のさちなき嫉妬の御心より引までの事と聞えたれば。此は少しく論ひ足らねども。大かたはさる說なり。さて看聞御記(嘉吉元年四月二十六日の條)に。抑若州松永庄新八幡宮有繪云。淨喜之申之間。社家被仰て被借召。今日到來。有四卷。彥火々出見尊繪二卷、吉備大臣繪一卷。伴大納言繪一卷。金岡筆云。詞之端破損不見。古弊繪也。然而殊勝也。禁裏爲入見參召畢。二十七日。晴。若州繪内裏入見參。と記させ給へるは。(此に禁裏と宣へるは、即此を記し賜へる、後崇光太上天皇の御子にて、後花園院天皇に坐せり、此の天皇は未だ御年稚く坐してより、殊に古書及古畵を好み賜へる由にて、親王

家、及舊家、又社寺等に秘藏るのを召上て、御覽し丶事をも記し賜へるが、此れも其の中にて、伴大納言の繪摸本は、今も現に存りて、好古者の深く賞はやすなるを、彦火々出見尊繪も、相並べて記し給へれば、其決めて古物なる事論ひなく、又同國なる一の宮は、此の神の命を祀奉れりと申し傳ふる事、下の段に說如くなれば、そもおぼろけの由とは聞えず、〕此幸行の事の御にやと相像奉られて悉々見まく欲きを。今も有や無や。淑人に訪て。能捜索べき事なりかし。

古史傳三十四之卷

平篤胤遺稿
男　平田鐵胤撿閲
門人　矢野玄道謹撰
孫　平田胤雄
門人　校訂

神代下十四之卷

於是大綿津見神。復白之。天神御子之。臨吾處之欣。何日忘之。皇美麻命。雖隔八重之隈路。時相憶而。勿棄置也白而。即悉召集鰐等而。問曰。今天津日高之御子。虚空津日高。為將出幸上國。誰者幾日送奉而。覆奏焉問之矣。故各隨身之長短。限日而白之中。一尋和邇白。吾者一日送奉而。可還來矣。故告其一尋鰐。然則汝可送奉。若渡海中之時。勿令惶畏也告而。乃奉載其和邇之頸而。送出奉矣。故如期一日之內送奉之。其鰐將返之時。解御佩之紐小刀而。著其頸而返給矣。故其一尋鰐者。於今謂佐比持神也。

吾處は。（書紀の古訓に依りて）阿賀毛登と訓むべし。此も上（第百十五段）に。汝二神者非來吾處と見え。書紀に。在素戔嗚尊許。又、今在吉備神部許。又、就君處。又、至君處。又、至妾處等あり。萬葉十三に。余所留跡序云。類聚名義抄に。許（モト、トコロ）と訓り。○臨は。伎麻世流と訓まれたり。上（第十六段）に入來坐之事とあり。（古訓にはイデマセリ、とも、イデマスとも有れば、又伊傳麻世流とも訓むべし。上（第十八段）に。追往と有る下に委し。○欣は。書紀に。欣慶と有りて。余呂古備と訓めり。此も上（第二十九段）に。

大歡喜而。又(第四十一段)に天照大御神。喜之詔曰 等見ゆ。祝詞式なる。住吉大神に奉り賜ふ祝詞に。船居佐給部禮波。悅已備喜志美。云々。清寧天皇紀に。悅哉 天智天皇紀に、貴。續日本紀(二十二卷)宣命に。朕一人乃未也。慶之貴貴岐御命受賜牟。卿等庶母。共喜牟止爲弖奈母。(源氏物語、竹川の卷に、中納言の御悦に前の内侍のかんの君に參り給へり、落窪物語に、いとうれしう聞えさせたりし、物を給はせたりしなむ、よろこび聞えさす、又此の僧にはよろこび云ひたりけるさかや、枕草紙に、いみじきよろこび申すに、又さていみじきよろこびには侍らずや、等もあり。漢籍毛詩に、施々、易寓等を訓めり、)〇何日は以都加毛と訓むべし。播磨國風土記に、揖保郡伊都村(の名義を釋て)所以稱伊都者、大帶日子命御船水手等云、何時將到於此所見之乎。故曰伊都と見え、萬集(一の卷)に。河上のいつもの花の。何時毛何時毛。又(三に、)何時想跡、又何時間毛。又何時邊方。又何時來鳴、又、何時曾且今かと。又、何時可將示。又何時將越。又、何時來座跡。又(十及十三に、)何時可將待(又十二に、)何時奈毛。又、何時左(十二又、十三に、)何時之間曾毛。又、何時可聞。又、何時來座跡。又(十七に、)何都可開許武登。又、伊都思香伎美登。又、伊都波乎良自等。又、何時伎麻佐武等 など數知らず多し。續日本紀の宣命にいつしか、菅家萬葉集に、幾こもあり、古今集に、「いつはとは、時はわかねど云云、又「旅行く人をいつか待たむ、後撰集に、「いつにならへる心なるらむ、拾遺集に、「いつと知りてか、我が戀ひざらむ、後拾遺集に、「思ひ知る人も有りける世中にいつをいつとて過すなるらむ、新古今集に、「いつを待つとも、なき身なりけり、伊勢物語に、「いつのまに、我れはきにけり、朝なぎに、源氏物語に、いつ參りつるぞ等、皆、色葉字類抄に、早晩を訓めり、)〇忘之は、和須禮牟にて。下(第百六十二段)の御歌に見ゆ 其處に云ふをも見るべし。)〇皇美麻命は。上(第六十四段)に見え賜へり。常陸國風土記。久慈郡なる長幡部社(の下に、)古老曰。珠賣美萬命。自天降時とあり。(延喜六年、紀竟宴歌に、須賣美萬爾とも見ゆ、)〇雖

隔二八重之隈路一は。夜閇能久麻治袁閇陀都登毛と訓むべし。八重は。上（第七十二段、）の御歌に。夜幣賀伎都久流。又（第百十四段、第百三十七段に、）天之八重多那雲。と見ゆ。（傳二十七卷三十二葉、）合せ攷ふべし。（武烈天皇紀歌に、耶陛耶賀羅賀枳、又耶陛能矩瀰賀枳、古今集に、「白雲の、八重にかさなる、をちにても、思はむ人に、心へだつな、大鏡に、やへ〱の御弟にて、新古今集に、「都より、雲の八重立、奥山の、横川の水は、すみよかるらむ、源氏物語、橋姫の卷に、峰の八重雲思ひやるへだて多く、哀れなるに、又「世を厭ふ心は山に通へども、八重立つ雲を君や隔つる、纂疏に。八重者深遠之意とあり「隈は（書紀の古訓に、クマ、又クマヂともあり、されば假名本に路の字有りし事疑なし、）上（第百十五段）に。八十隈路見ゆ。（或る説に、百不レ足八十隈と有るに同く、隈路とは、幽世を指せり、と云へれど、此は異なる由、其處の傳に論はれたり、）萬葉集（二の卷）に。道之阿囘爾標結吾勢。又、此道乃、八十隈毎。又宮出毛爲鹿、作日之隈回乎。又（五に、）玉鉾乃、道乃久麻尾爾。又（六に、）許伎多武流、浦之礒。往隱島乃崎々。隈毛不レ置、億曾吾來其山道乎。又川隈之、八十隈不レ落又（二十に、）毛母久麻能、美知波紀爾志乎、（仁德天皇紀、皇后御歌に、箇波區莾珥、と有る釋紀に、河隈也とあり、又天皇御歌に、箇破能區莾愚莾、釋に河之隈々也と注し、六十二年紀に、有二大樹一自二大井川一流之、渟二于河曲一と見え、齊明天皇紀に、薩麻之曲、竹島之門と有る等曲の字を皆久麻と訓地名には熊野、熊襲は更なり、景行天皇紀に、熊縣仁德天皇紀に、山背栗隈縣、雄略天皇紀に、播磨國、御井隈、欽明天皇紀に、蕭慎隈、古今集に、「思ふてふ人の心の、くま毎に、立ち隱れつゝ、見る由もがな、後撰集に、「人の心の、くまは照さず、狹衣物語に、さばかり心のくま多げなる人に、源氏物語、帚木の卷に、さるべき隈には能くこそ隱れ行き給ふなれ、夕顏の卷に、己れもくまなきすき心にて、末摘花の卷に、御耳留給はぬくまなきに、紅葉賀の卷に何なる物の隈にや隱れ行きて、明石の卷に、彼の浦に靜やかに隱らふべき隈侍りなむやと宣ふ澪標卷に所せき迄おぼしやらぬくま

なし、若菜卷に、いかでかは、かばかりのくまはなからむ、匂宮卷に、打忍び立ち寄らむも、物の隈も著きほのめきの、隱れ有るまじきに、橋姫卷に、少し立ち隱れて、聞くべき物の隈有りや、總角卷に、隱ろへ給ふべき、物の隈だに、なき御住ひなれば、浮舟卷に、只心の中のくま有らむが等あり、尙上第六段久差度條に、委く說れしを見るべし）隔は（古く閉陀都と訓めり、）播磨國風土記に。袁奚天皇の御稱辭を記して。淡海者。水隔國。と見え、萬葉集に、隔立爾置氐又、隔置。又山こそは君があたりを、隔有つれ又、隔編數。又、隔而置之、神世之恨。推古天皇紀に、介居。類聚名義抄に、阻。（ヘダツ、）阻修。（ヘダタリナガシ、）色葉字類抄に。阻隔複。中間等の字漢籍又選に否、毛詩に契濶、を訓めり。（後撰集に、「むつまじき、妹背山の、中にさへ、へだつる雲の、晴れずも有るかな、後拾遺集に、「逢ふ事は雲ゐ遙に、へだつとも、伊勢物語に、「彥星に、戀は勝りぬ、天の川、へだつる關を、今は止てよ、蜻蛉日記に、「白妙の、衣は神に、讓りてむ、へだてぬ中に、返みるべく、源氏物語、榊の卷に、「月影は、みしよの秋に、變らぬを、へだつる霧の、つらくも有るかな、帚木卷に、心細くへだつる關とみえたり、又、御几帳へだてゝおはしまして、夕顏卷に、右近は屛風へだてゝ伏したり、玉葛卷に、此へだてにより來りけ遠くへだつる屛風、若菜卷に、へだて置きてなもてなし給ひそ、等見ゆ、重斷の義と士淸說り又萬葉集に、「天の川、へなりにけらし、年のを長く、又、「山川を中にへなりて、又、「山川の、へなりて有れば、又、「關さへに、へなりて有れば、又、「石根踏み越えへなりなば等もあり、）〇時は（書紀の古訓に、余理余理（又ヲリヲリ）とあり、書紀の度の字を然訓めり。度々の義と士淸說り。（千載集俳諧、橘俊綱朝臣、「照射して、箱根の山に、明けにけり、ふたよりみより、遇ふとせしまに、信明集に、「開けて見し、影めづらしき、ます鏡ふたよりみより、音こそ鳴かるれ、萬代集に、中務、「訪ふ人も、なき山里の、村時雨、ふたよりみより、驚かすかな、夫木抄に、「はし鷹の、みよりのさかは、搔き曇り霰降る野に、み狩すらしも、又、「暮れぬ

とも、初とやだしの、はし鷹を、一よりいかゞ、あはせざるべき、又、「きゞすたつ、かた野の冬の、み鷹飼ひ、けふもいくより、あはせ暮らしつ、等もあり、」又朝野群載に。百度文に。大炊寮乃申官物收下爪。司々乃人等。此月乃百依乃料乃米と有。○相憶而は。（師は於毛保志麻志氐と訓まれ、書紀の古訓には、ロロ）阿比於毛保志氐。（卜部本に汀同之、）とあり。○勿棄置也は。（書記の古訓に、那須氐多麻比曾と有れど、）故大人等は。那和須禮多麻比曾と訓まれたり。（白而以上は、書紀の第二の一書を採りて、文を成せり、と徵に見ゆ、）○鰐は。古事記に。和邇魚とある。傳に云。魚の字讀べからず。（上にも下にも只和邇とのみ有るを、此にのみ魚の字を加へ書るは、漢名に效ひてなるべし、漢名には、鰐とも、鰐魚とも云ひ、又鯉を鯉魚、鮒を鮒魚等云例なり、○玄道云、出雲國風土記に、邂逅遇和爾、又和爾戀阿伊村坐神玉日女命等見ゆ、」○召集は。上（第百五十五段）に、見えて、其の處に說り。（但し此にはメシアツメと訓まれたれど、彼と同く、ツドヘとも訓むべきなり、）○上國

は。記傳に云。書紀に、上國此云羽播豆矩儞（○玄道云、例の私記○宇巴津久爾、）とあり。海神宮は。海底にして。此の御國に上なるが故に。如此云なり。或人、漢人に謂ゆる上國の事を思ひて、尊める稱なりと云へるは、僻說なり、」鎮火祭詞に、吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎。所知牟止申弖。（こは豫美の國にて、申し賜ふ御言なるが故に、此の現國を上國と詔へり、豫美も根の國底の國と云ひて、下方に在ればなり、○玄道云、此は上第十二段に見えたれは、併せ考ふべし、」○誰者幾日は。多禮波伊久加爾と訓むべし。（舊訓にイクカゞとある、カゞはいかゞなり、」記傳に云。此れ言少くして。意詳に聞えたり。古文なりけり。（然るを誰者と云ふ事を聞き馴す思ひて、異さまに訓めるは、非なり、多禮波と云はざれば、意明らかならず、」玄道云。誰は。上（第百十八段）にあり。武烈天皇紀に。陀黎耶始比登謀。繼體天皇紀に。駄例夜矢比等母。萬葉集（十四）に。多禮曾許能。又（十五に、）多禮可毛由波牟。神樂歌に。太禮加波太乎利志。催馬樂葦垣に、太禮

加己乃己止乎。等見ゆ。〕送奉而は。書紀には。備等幾日之内。將以奉致とあり。上〔第百三十六段〕に。汝可レ送レ吾。又〔第百四十段〕に。汝送奉。又、〔第百四十一段に、〕送二狹田毘古神一等見えたり。○覆奏は。記傳に云。古事記中卷にも。如此書り。覆は復なり。書紀にも。復命や服命と書。萬葉に。都を堵と書ける類。往々あり。皆音の通ふまゝに。あらぬ意の字をも書ける事。古書の例なり。〔漢籍にも、覆奏と云事有れど、そは異意なり、又漢には、覆、復と作る例は有れども、復を覆と作事はなし、○玄道云、此は上第百廿段に、不二復奏一と見えたり、書紀には、不二報聞一とも記給へり、萬葉集十九に、平けく、早渡り來て、還事、白さむ日に、相飮まむみ酒ぞ、此の豐みきは、兼盛集に、「我戀に、たくへて遣りし、魂の、かへり言待つ、程の悔しき、源氏物語、末摘花の卷に、文等遣り給ふべし、何れも〳〵かへり言見えず、又胡蝶の卷に、御還り言聞えざらむも、人目怪しければ等あり、三覆奏といふ事は、獄令、又から籍貞觀政要等に見ゆ、〕○身之長は。古事記に。已身とある傳に。二字を美と訓べし。〔已の字を別には訓べからず、〕上に各とある、即ち己も己もなればなり、」又同記に、尋長とある傳に。二字を那賀佐と訓べし。〔ヒロとも、ヒロノナガサとも訓べけれど〕上の八俣遠呂智にも。其の長とあり。」と有るに從て。かく文を成されたり。○短は。〔書紀第三の一書に、斯有るに依れり、と徵にあり、〕書紀に。長短を那賀佐美自加佐乃麻爾麻爾と訓めり。〔伊勢物語に、其の瀧物より異なり、長さ二十丈、廣さ五丈許り、類聚名義抄に、短、ミジカシ、伊勢集に、「長からぬ、命の程に、忘るゝは、何に短き、心なるらむ、士淸云、貫之大井川行幸和歌序に、みじか山のこのもかのもとあり、萬葉集、東歌には、布能未知可久氐とあれど、證とは爲るべからず、〕○限日は。比婆加藝理にて。上〔第十七段〕に。天之狹霧神。國之狹霧神と申す神も。限りなりと、本居の翁は說れたり。〔其の處の傳を見るべし、承平私記に、古說に云、阿萬乃美支利之、久爾乃美支利之と有るも同義か、〕祈年祭の祝詞に。鹽沫肥留限。又、國能退立限。又、白雲能墜

坐向伏限。又、馬爪至留限。等最多し。（類聚名義抄に、限、カギリ、キハム、際カギル、キハ、欽明天皇紀に、邊、安閑天皇紀に、垠、漢籍文選に、濱、又畔、又岸を訓めり、萬葉集十四に、「いかほろの、そひの若松、かぎりとや、君が來坐さぬ、うらもとなくも、古今集に、「春きぬと、人は云へども、鶯の鳴かぬかぎりは、あらじとこそ思ふ、後撰集に、「何方に、夜は成りぬらむ、おぼつかな、明けぬかぎりは、秋ぞと思はむ、竹取物語に、生て有らむ限り、かくありきて、又近う仕う奉る限りして出給ひ、大和物語に、「今こむと、云ひて別れし、人なれば、かぎりと聞けど、猶ぞ待たるゝ、榮花物語に、物も覺え給はぬ程に、即限りになり給ひぬ、枕草紙に、すべて貴き事の限りにも非ず、又只手の限り笠をうらへさせて、源氏物語、帚木の巻に、御供にもむつまじきかぎりしておはし坐しぬ、末摘花の巻に、奇く鄙びたる限りて、桐壺の巻に、配膳に候かぎり、東屋の巻に、人の調度等云ふかぎり、空穗物語に、冠の破ひしげて、こじの限りある、又塗籠の限り見ゆ、等もあり、後世に、地の四至を定めたる文書に、限レ某と云事多く見ゆ。）○一尋和邇は。記傳に云。（ヒトヒロノと、之を讀み附くるは惡し、下文の八尋和邇も然なり。）書紀の一書に。臨筒老翁計曰。海神所レ乘駿馬者。八尋鰐也。云々。と有るは。甚く異なる傳へなり。（一尋和邇に、乘せるは、海神の宮より還り坐す度の事なるを、此の一書の傳へは、其の宮へ幸行時の事とせり、○玄道云、此の一書の傳へは、已く上第百五十三段に、一傳として擧げ坐せり、今云々と約めたる、其の文なり。）さて是れに依るに。八尋和邇は。八日も經て行く路を、一尋和邇は、一日に行くなるは。纂疏に。短者身輕而行駛。長者身重。而行遲とある。是の故にや。（尋の例を以て思へば、大きなるぞ速かるべきに、却て小きが速きは、鰐は實に然る物にや、猶能く尋ぬべし、○玄道云、口訣に、海遲ニ大魚ニ、速ニ小魚ニ之謂、陸速ニ大類ニ、遲ニ小類ニと云へるも、傳へ有りてにや、臆推にや知り難し、又案ふに、此の一尋鰐は、中に殊なる逸物なりけむも知るべからず、そは人にも古く天湯河桁命及舍人鳥山等を始め、

駿足ならむと聞ゆるが多く、近世の物にも、六十里百里を行く人の見え、其の他馬船の類にも、常とは遙に勝れたるが有るをも、想ひ合すべし、)隨己身之尋長。限日而白と有れば。長き短きに隨て。速き遲き差有るなり。又一書には。乘火々出見尊於大鰐。以送致本鄕と有るは。小きと大きなると。異なる傳へなり。○可還來は。萬葉集九の卷に。常世邊爾復變來而。又(十七に、)可弊理伎底。之波夫禮都具禮。伊勢物語に。云々と詠て。家にかへりきぬ。等見ゆ。○若渡海中之時は。記傳に云。萬葉一に。對馬乃渡。渡中爾。云々。さて若は。惶畏へ係れる言なり。(海中を渡るは、固より定まれる事なれば、若と云べきに非す。)○勿令惶畏は。全云。那訶志許麻世麻都理曾。と賀茂翁の訓れたるに從ふべし。こは凡て海中を行く程は。可畏き物なる故に。其心して懼れ賜はぬ樣にせよと戒給ふか。將鰐は猛く恐き物なる故にても有らむか。○奉載其和邇之頸而は。全云。背にこそ乘奉るべき物なるに。頸にしも乘奉れる由は。鰐は。書紀に。竪其鰭背等有る如

く。背には。鰭の有て乘難きにや有らむ。(○玄道云、重遠說に、海神慮事周匝、恐海路之難、謀一日之內可奉送致、故遣一尋鰐載之と云へり。)○如期は。全云。伊比斯賀碁登と訓むべし。○送奉之。かく云ふ事。凡て五つ有るを。初めなるは。大神の和邇に問ひ賜ふ詞。次は和邇が答へ申せる詞。次は大神の仰せ賜ふ詞。又其の次は然せしめ賜ふ詞。此なるは大命を違へず。實に然せしを記せる辭なり、○紐小刀は。記傳に云。上に出でたり。(○玄道云上第百四十段、傳二十八の卷二十四五の葉に出づ、或る說に云、紐刀、後には漸漸に廢て、世にも其の名聞えずなりたれど、猶便り有る物なれば、希々には用ふる人も有けむを、僧は本より刀を帶ざる者なれば、其の狀に習ひて、さげ鞘をば用ひたりけむ、又茶の湯と云ふ事をも翫ぶ人の中に、千家と云ふ流にては、さげ鞘と呼て、鞘の鯉口の所に、劒柄迄指し入るべくしたる、小刀に紐を付け、其の紐に火打袋を根付と云ふ物の如く付て、腰に挾み、帶より下げ置があり、茶は昔法師等に嗜める者多かりしかば、法師らが風

の名殘の、そこに來し者なるべし、其のさげ鞘の小刀は、挿る花の枝等切るに用ふと云へり、是れ古體の名殘りなり、此を又さすがと云ふ、後撰集に、みちの國へ罷りける人に、火打を遣すとて、書付ける、貫之、「折々に打て焚く火の、烟有らば、心さすかを忍べとぞ思ふ、と有る歌の爲家卿の抄に、さすがは腰刀なり、燧に附くる物なりとあり、旅にて少の刄の用にもちひ、物など切る爲に備ふる刀なれば、火打に付けたるなり、八雲御抄に、紐小刀を心さすがと云ふともあり、さすがと云ふ刀は、五寸許りの物なりと云へり、其の名の意は、刺して敵を打つ意にて、さし刀と云ふが轉りしなり、新撰六帖の歌に、「捨やらで、身をさびはてぬ、ふる刀、さすがに世をば思ひたてども、等もあり、又職人盡歌合の一服一錢の畫にも、火打袋とさすがとを、腰に付けたるがあり、今常に用ふる小刀に鞘の中に柄を指し入るゝ樣にして、其の鞘の傍らに突出たる所有て、そこに穴あり、其の穴に紐を通して下ぐる樣にし、矢立等に付けて、商人の用ふる物あり、是即紐刀の餘波なり、刀とは然る

物の上にて、最小きをも呼ぶ名なり、延喜内匠式に、削レ瓜刀子廿枚とて、分注に、刄長五寸云々ともあり、糸口口傳に、彼大水龍は、冷泉院の御物狂しくおはし坐しける時、刀にて歌口を削らせ給ひたりければ、と有るも、今小刀と云物の事なり、江家次第、齋王卜定事の條に、上卿召ニ外記一、外記持ニ小刀一、副レ笏參と有りて、分注に、若不レ具レ刀者、上卿以下在ニ硯筥一刀上給レ之と云へり、又そが轉りて、打刀と云物とも成し事を論ひて、東鏡に、上總の忠光が打刀を懷中に隱し持ちて、源ノ賴朝卿をねらひ打たむとしたる事もあり、そは鞘に拘らで、かゝる脇差の類の刀を云ふ名なり、今も俗の中には、是を打刀と呼びて、帶るもあり、又昔は太刀に對へて、是を惟刀とのみも呼べり、今は脇差に對へて、長きを刀と云へど、其の意とは異なり、又是を腰刀とも云へり、そは下げ佩きもし、人に持たせ等する太刀にも對へて腰に持居るより云へるなり、砂石集に、興福寺の東門院に在りける兒云々、恐ろしさに、腰刀を拔きて、ふたと切りて、とも云へり、古事談に、其の長さを云ひて、九寸

許りと見え、盛衰記には、七寸五分なる事を云へり、今も古き劔に、さる類少からず、其の名は續千載集物名等にも見えたり、花營三代記に、禁制條の、貞治六年十月二日と有りて、中間以下輩、金銀梅花皮等腰刀、可停止事、又漸後に、ちひさ刀と呼べるも、此のなごりなり、別に作り出たる物ならず、鍔の有り無し等にて品を別くるも、其の中の定にて、後に然はしたるにこそ、刀脇指と云ふ事起りて、小さき刀をば云々作ると云ふ定め事も出來たれど、そは强て然定めたるにて、古をもて云へば、打刀なり、今の脇指も、其の實を云へば、鞘卷、打刀、ちひさ刀、等云へる物にあへり又或說に、刀子は短き物一尺に過ず、と伊勢家の傳書に云ふに合せつゝ、巴女が腰刀七寸五分、出羽守齊賴が腰刀九寸計など云ふを證とし、短く鐔もなく、柄も卷かぬ物と、昔は思ひ定めしかど、夫は兵士の具ならず、文官の人の持し、隱劔、護刀など云し物の轉りたる也、和名抄に、剌刀、短刀、共にノタチと訓り、剌をノと訓は、人の身を刺物を總て云より假用ひし也、麥の芒を、ノギと云ひ、人の肉を刺虫をノミと云ふ、擊もせず叩合もせず、人を刺べき料の短刀故の名也、此元兵士の具ならず、依て柄を鮫にし、又は香木にし、又錦にて裝りし也ゝ此を頸に著て還し賜ふは。送りし奉りし功を賞賜ひての賜物なるべし。玄道云。此れ實さる說にて。古へより遠皇祖等の。功勳高き王臣等に。御賞の餘り。及事と有る時等に。太刀を賜へる事の本とぞ云ふべかりける。そは先づ天孫本記に。橿原宮御宇天皇の大倭國に。行幸し時に。宇摩志麻治命の歸順奉し事を。天皇の喜び賜ひて、不撓勇計帥軍歸順。遂欵官軍。朕嘉其忠節特加褒賞。授以神劔。答其大勳。と記し。高橋氏文に。日代宮御宇天皇の。磐鹿六鴈命の功勞を。甚賞賜へる詔詞に。大倭國者。以行事負名國奈利。磐鹿六鴈命波。朕我王子等爾。阿禮子孫乃八十連屬爾。遠久長久。天皇我天津御食乎。齋忌取持天。仕奉止負賜天。則若湯坐連等始祖。物部意富賣布連乃佩太刀乎令脫置天副賜支。と見えたるは。功勳を賞賜へるなるを。その事とある時に賜へるは。玉垣宮御宇天皇の御世に。越の

國に。荒凶賊阿彥と云ふを。度會氏祖大若子命に。取平仁能止詔天。標劔賜支。と延喜本系帳。禰宜補任等に記し。書紀に。大津宮御宇天皇。三年。二月。冠位を二十六階に增し換へ給へる條に。其大氏之氏上賜太刀。小氏之氏上賜小刀とも。又古語拾遺に。淨見原宮御宇天皇の御世に、天の下の萬姓を改めて。分て八等と爲賜ふ事を云へる條に。其一曰朝臣。以賜中臣氏。命以太刀。其三曰宿禰。以賜齋部氏。命以小刀。等有るは更なり。大寶令に、將軍を遣すに、節刀を賜ふ儀あり。此を遣唐使にも賜へる事。國史に記されたるを想ひ奉るべくなむ。(此れ等の事は、別に記し置ける物あり、)後ながら西宮記。扶桑略記等に引ける。延喜御記。延喜四年。二月廿日の條に。左大臣時平朝臣奏曰。貞觀故事。有御劔。以山蔭朝臣爲使云。吾又始爲太子初日。帝賜朕御劔。名號壺切。左近少將定方爲使持壺切劔賜皇太子。定方賜祿褂一襲ともあり。有職抄正和二年十月十四日、花園天皇宸記に、壺切劔、前初長良中納言劔也、然昭宣公、天平聖主に進てより以來、東宮に傳へて御讓さすとあり。(此れ即東宮護身劔なるを、又寬平御記等に見えて、其の始末は、別に記し置ける物あり、)又皇子の生れ坐せる時、必御劔を賜はれるも。古き御世より定まれる御禮と聞え。後には皇女にも賜ふ御事とさへぞ成れりける。(そは榮花物語、若水の卷なる中宮御產、章子內親王御降生の段に、平かに、おはしますを、返す〳〵開えさせ給ひて、御はかしはもて參りたり、先には女宮には、御はかしはもて參らざりけれど、三條院の御時、一品の宮の生れさせ給へりしよりぞ、かくある、と有るを思ふべし、さて武家にてもさる例有りし由にて、東鑑、治承六年、八月十二日、源賴家主の生れし事を云ひて、十三日、若公誕生之間、追代々佳例、仰御家人、被召御護刀所謂宇都宮朝綱、畠山重忠、土屋義淸、云々等獻之、建久三年、八月九日の條に、巳刻男子御產也、江間四郞、三浦介義澄云々、已上六人、獻御護刀、と有るを始めて、かくさまに多く見ゆ、花園院天皇宸記に、正中二年、十月廿日、高時去廿一日男子誕生、付先例可被遣御劔之由有沙汰、と記

し賜へれば、北條賊が見生りしにも賜へる御例とぞ聞えしはや）實や太刀。又玉鏡は。神代より深き契有りしけにや。古人は最々重く貴びつゝ。朝夕かれず。身に著もし。觀もして。神心を養育ひ。氣力を震興しも爲つる事と聞えて。或る人の書紀の歌の釋に。古へは男子たる者は。刀は束の間も身を離ざる習爲なりき。倭建命の御歌に。登許能閉爾。和賀淤伎志。都留岐能多知會能多知波夜。萬葉廿に。麻久良多知、已志爾等里波伎、麻可奈之伎、西呂我馬伎已無、刀之乃之良奈久。此れ等以て夜寐るにも床の邊。枕邊に刀を置きし事を見るべし。又九に。如已男爾、負而者不レ有跡、懸佩之、小劍取佩、是れにて。晝も座右に、懸置刀の有りし事知るべし、と云ひ、松廼落葉（太刀は人の守りなる事と云ふ條）に。物のふは更にも云はず。賤き民。世を棄てたる人にても。山道を行く時。さらでも夜等は、小き劍を傍放ず隠し持つべき事也、身の護りと成りて。禍を遁る事有るべし。例に申すは恐けれど。日本武尊云々。（さて、神劍の御事をも記し出でて、）此は御劍も尊き事なれども。御子も

亦凡人にては更に坐し坐さぬに。御身の守りを失ひ賜ひては、かゝる事なれば。況て凡人の身に副守りの劍を離ちて。宜らめや。今昔物語に。或人の許に。夏比若き侍二人。南の放出にて。太刀等持ちて寢ずして居たり。鬼出て。此の二人の侍の許にきけるに。太刀持ちける故去りて。出居に居ける侍を蹴殺しけりと云へり。今の世にも。狐狼等人に仇する事あり。又猛き賊盗人等の寇む時にも。劍無くては。」と有るも。共に實然る語等にて。尚萬葉集（二の卷）に。柿本朝臣人麻呂長歌に。劍刀、身一於レ身副不レ寐者。又（同卷同人）長歌に。劍刀、身爾副寐價乎。又（四の卷）笠女郎歌に。劍太刀、身爾取副常。又（十一の卷）問答歌に。劍刀、身爾佩副流、丈夫也。又、劍刀、身副妹之。又（十四の卷未勘國、相聞往來歌に。都流伎多知、身爾素布伊毛乎。等詠。欽明天皇。廿三年十月紀に。況復平安之世。刀劍不レ離レ於レ身。蓋君子之武備不レ可二以已一と記され。神功皇后紀。麛坂王忍熊王等の。御父天皇の御陵を陽り作らむとて。淡路島の石を運ばせ給ふ條に。毎レ人令レ取レ兵而待二皇后一と見え。

天武天皇紀に。近江朝廷の美濃尾張の國司に宣せて爲レ造二山陵一豫差二定人夫一則人別令レ執レ兵等もあり。又大鏡に。藤原忠平公の事を語れる段にも。思ふに延喜朱雀院の御間にこそは侍りけめ。宣旨承給はらせ給ひて。行ひに陣の座ざまにおはし坐す路に。南殿の御帳の後の程を通らせ給ふ程に。物のけはひして。御たちの石つきを捕へたりければ。甚怪みて探らせ賜ふに。毛はむく〳〵と生ひたる手の。爪は長く。刀のはの様なるに。鬼なりけりと甚恐ろしく思し召しけれど。臆したる様見せじと念ぜさせ賜ひて。公の勅定承はりて。定めに參る人捕ふるは何物ぞ。許さずば惡かりなむとて。御太刀を引抜きて。彼が手を、捕へさせ給へりければ。惑ひもち放ちてこそ丑寅隅ざまへ罷りにけれ。と云ひ。又藤原兼家公の法興院にて。月の明き夜は。御格子もせで。詠させけるに。目に見えぬ物の。はら〳〵と參り渡したりければ。候ふ人々は。恐騷げど殿はつゆ驚かせ給はで。御枕上なる大刀を引抜かせ給ひて。月見るとて。あけたる格子を下すは。何者のするぞ。甚便なし。元の様にあけ渡せ。さらずば。惡かりなむと仰せられければ。即參り渡し等。大かた落ちゐぬ事等侍りけり。と見え。彼の源平盛衰記劒の卷等に見えたる。源頼光朝臣。平忠盛朝臣。渡邊綱の故事の。世に聞え高きはさる物にて。今昔物語集に。今は昔源雅通中將（印本の注に、內大臣雅定の男とあり）と云ふ人有りき。丹波の中將となむ云ひし。其家は四條よりは南。室町よりは西也。彼の中將。其の家に住ける時に。二歲許の兒を乳母抱て南面也ける所に。只獨り離れ居て兒を遊する程。俄に兒の愕たゞしく泣けるに。乳母も喤る音のしければ。中將は北面に居たりけるが、此れを聞きて。何事とも不レ知て、太刀を提げて、走り行きて見ければ。同形なる乳母二人が中に。此兒を置きて。左右の手足を取りて引じろふ。中將奇異く思ひて。吉く守れば。共に同乳母の形にて有り。何れが實の乳母ならむと云ふ事を、不レ知。然れば一人は定めて狐等にこそ有らめと思ひて。太刀をひらめかし。走り懸りける時に。一人の乳母搔消つ様に失にけり。其の時に兒も乳母も死たる様に

て臥したりければ。中將人共を呼びて。驗有る僧等呼ばせて。加持せさせ等しければ。暫許有りて乳母例の心地に成りて。起上りたりけるに。中將何なりつる事ぞと問ひければ。乳母の云く。若君を遊ばかし奉りつる程に。奥の方より知らぬ女房の儀に出來て。此れは我が子也。と云ひて。奪取つれば。不レ被レ奪じと引じろひつるに。殿の御坐して。太刀をひらめかして。走り懸らせ給ひつる時になむ。若君も打棄て。其の女房奥さまへ能りつると云ひければ。中將極く恐れけり（又今は昔、播磨の安高と云ふ近衛舍人有けり、右近將監眞正が子也、法建「興の誤か、」院の御隨身にてなむ有りけるが、未だ若かりける時、殿は内裏に御し坐しける間に、安高が家は、西の京に在りければ、安高内に候ひけるが從者の不レ見ざりければ、西の京の家へ行くとて、只獨り内通りに行きけるに、九月の中の十日許の程なれば、月極く明きに、夜打深更て、宴の松原の程に、濃打たる袙に、紫苑色の綾の袙重ねて著たる女の、童の前に行くに樣體頭つき、云はむかた无く、月影に口口て、微妙、

安高は長き沓を履てこそめき行くに、歩み並て見れば、繪書たる扇を指隱して顏を吉くも見せず、頰頰等に髮搔懸りたる、云はむ方无嚴氣也、安高近く寄りて觸れ這ふに、薫の香極く聞え、此夜深更たるに、何れの御方の人の、何所へ御るぞ、と安高云へば、女西の京に人の呼べば、行く也と答ふを安高人の許へ御さむよりは、安高許去來給へと云へば、女咲たる音にて、誰と知りてかは、と答ふる、極く愛敬付きたり、此互に語ひ行く程に、近衛の御門の内に歩入りぬ、安高が思ふ樣、豐樂院の内には、人謀る狐有りと聞くぞ、若し此れは然にもや有らむ此奴恐「一に驚と作」して試む、顏をふつと不レ見ぬが恠きにと思ひて、安高女の袖を引へて、此に暫し居給ふべし、聞ゆべき事有りと云へば、女扇を以て顏を指隱してかゝやくを、安高實には我れは引剝ぞ、しや衣剝てむと云ふまゝに、紐を解きて引編きて、八寸許の刀の凍の樣なるを拔きて、女に指宛て、しや吃搔切てむと、其衣奉れと云ひて、髮を取りて柱に押付けて、刀を頭に指宛る時に、女の艶ず臰き尿を前に散と馳懸

く其の時に、安高驚きて免す際に、女忽に狐に成りて門より走り出て、こう〳〵と鳴きて、大宮登りに迯て去ぬ、安高此を見て、若し人にや有らむと思てこそ不レ殺ざりつるに、此知りたらましかば必ず殺してましと、妬く悔しく思へけれども、甲斐无くて止にけり、其後安高夜中曉と不レ云ず、内通りに行けれども、狐懲にけるにや、更に不レ値ざりけり。宇治拾遺物語に、今は昔、一條の棧敷屋に、或男とまりて傾城と臥たりけるに、夜中計に、風吹雨ふりて、すさまじかりけるに、大路に諸行无常と詠じて通る者あり、何者ならむと思ひて、蔀を少し押しあけて見ければ、長は軒と齊くて、馬の頭なる鬼なりけり、畏ろしさに、蔀をかけて奥の方へ入りたれば、此鬼格子推しあけて顔を指し入れて、能御覽じつるな〳〵と申しければ、大刀を抜きて入らば斬らむと搆へて、女をば側に置きて侍りけるに、能々御覽ぜよと云ひて、去けり、と云へるも、大刀无くては、免るべくも非ずかし。古今著聞集にも、觀教法印が嵯峨の山庄に、美しきから猫の、何くよりともなく出來りけるを、捕へて飼ひける程に、件の猫、玉を面白く取りければ法印愛して、取らせけるに、秘藏のまもり刀を取りいでて、玉にとらせけるに、件の刀を咋へて猫即逃げ走りけるを、人々追て、捕へむとしけれども叶はず、行き方を知らず失にけり、此猫若し魔の變化して、守りを取りて後、憚る所なく犯して侍るにや、恐ろしき事なり、と云ひ。又仁治の頃、伊勢の國書「元書と有れど東鑑に因て改む」生の庄より、百姓成りける法師上りて、五條坊門富の小路に宿りて居たりけり、役竟て下けるに、同庄に相知りたる山寺法師に行逢ひぬ、何くへ行くぞと問ひければ、庄へ下る由を語れば、我も下るなり、さらば同道せむと云ひければ、具して下ると思ふ程に、其道にも有らで、思ひ掛けぬ法勝寺法成寺等にきにけりいと心ならず、鬼にみ取られたる樣也、去程に又、七條高倉にきぬ、此山寺法師云ふ樣、あちこちとありきて、喉の乾きたるに、其指したる刀にて酒買へかし、吾れも飮、そこにも喉潤へ給へと云へば、われにも有らず買ひつ、さて二人飮みて、具して行く程に、比叡山

の邊に來ぬ、去程に又も知らぬ山伏三人逢ひたり、此山伏を見て、此法師恐をのゝきたるけしきにて、しゝかゞまりて進まず、三人の山伏の中に、主領と思しきが云ふ樣、わ法師ぞ、せんなき事するなど云ひて、にらみて立てり、此法師彌々恐入りたり、いかなるにやと見る程に、かく云ひたる計にて、三人ながら過ぎぬ、其時此人々はたぞ、又斯物云ひつる人の名をば、何と云ふぞと問へば、あれをばたてるやと申す也、と答へて、又具して清水に至りぬ、鐘樓の上にゐて行きて、何にしたりけむ、檜皮と裏板との間に、葛を持ちて長々と縛からめて、釣りつけて、天狗は失にけり、刀を差したりつる程は、斯思ふ樣にはえせざりつるに、刀を無くせさせて後、斯はしたるなめり、鐘突に、人のおり立けるに、物のうめきければ、寺僧等に告げて、裏板を放ちて、とかく命活て問ひければ、斯語りけるとなむ、とも云へり。さて右の仁治の談は、明月記、嘉祿三年、七月十一日の條にも見えて、其語の中に、崇德院、當時御二于鎌倉一、竹中僧都、參二隱岐之島一等云、座列亂舞之輩、或其額有レ角、と見ゆ、此も別に記せる物あり、)と有るを察て。上二說共に。更に動くまじき說なるを觀つべきなり。實や古き神聖の定め制させ賜へりし御事は。斯後の世迄其靈驗空からざるは。あなおほろかに思ひ奉るべき事かは。又かくやごとなく重き寶と持齋けるよりして。此の世を罷りても。上つ代には與つ棄戶にさへ。藏る事とぞ成れりける。(そはいと古墳を發きて、此を獲つる事、古今に多く、今更數ふるに暇無き事、誰も聞知れるが如し、そが中に、片刄なるも多かり、と或る說に見ゆ、さては此を秦山集に、饒速日命に始まると云ふも。覺束なき說なり、)丈夫の身に在ては。かゝるやごとなき寶物なる故に。いと〳〵後の世迄も。(玉又鏡は聞えぬ物から、)太刀以て功勳多き人等に賜ひ、又堺引出物等に用ひらるゝ事の殘有しは。しかすが上つ代の御てふりのなごり刀にてこそは有りしが。實やから籍山海經の大荒東經に、有二君子之國一、其人衣冠帶レ劍、と有るは、皇國を指して、云へる事、師の委く說明されたるが如し、是を以て古く聞えたる武家ざまの名刀は、源氏の鬚切、膝丸、

平氏の小烏、拔丸、鵜丸を初めて、諸家に傳へ持たるは、今數ふるに暇有らぬ迄ぞ多かる、又上古は丈夫のみならず、比賣神等も、此を持給ひし證は、伊勢神廷の神寶に、御大刀有るは更なり、上第百四十一段なる天宇受賣命及狹穗比賣命の故事にても知らるゝを、又彼の玄家にて、太眞西王母、又上元夫人と聞ゆるは、我がやごとなき神眞に坐す由、師說の如きを、王母腰佩分景「一に頭と作」之劔、上元夫人腰佩流黃揮精之劔、と漢武內傳に見えたるをも、相發て辨ふべし、此の夫人の御事は、師說に因りて、別に考へ記せる物あり）○佐比持神は、記傳に云。書紀には。紐小刀の事もなく。此の神の事も。此處には無くして。神武天皇の卷に。遊到于紀伊國○云々。海中卒遇暴風○皇舟漂蕩。時稻飯命乃歎曰。嗟乎吾祖則天神。母則海神。如何厄我於陸○復厄我於海乎。言訖。乃拔劔入海。化爲鋤持神と有るは。甚異なる傳へなり。（古事記に、於今謂と有るを以て見れば、後迄海中に佐比持神と云ふ神の有ける、其の神の初めの由緣の傳への、此れと彼れと異なるなり、此神の二つ有るにはあらず、

○玄道云、こは傳への異なるにはあらず、此なるは、一尋鰐を然云ふ事の本を云ひ、神武天皇紀なるは、稻飯命の海つ宮に赴き賜ふ時に、甦し御身を變て、一尋鰐と化賜へる傳へなり、そは下第百六十段に、角田氏の說等を擧げて說を考へ合せて知るべし。）名義は。彼の被賜れる紐小刀を有持る由なり。佐比は。書紀推古天皇卷の大御歌に。多智奈羅磨、句禮能摩差比。（此れ吳の眞佐比を優たる太刀の由に詠せ給へるなり、私記に、吳眞鋤良劔之名也と云へり。）又神代の卷に。蛇韓鋤之劔。と云あり（吳眞鋤と、心ばへ似たる名なり、韓鋤をカラスキと訓めるは非なり、さて佐比に書紀に、鋤の字を書れたるは、何なる義にか、心得難し、此事尙次に云む、さて又此の佐比の比を濁りて讀むは、惡し此にも、書紀の推古天皇の卷にも並、清音の比の字を書ればなり、濁るべき據はなし、鏽と一つ意に心得るは妄なり。）さて古事記（中卷、）倭建命の御歌に。木以て遣れる詐刀の事を。佐味那志爾阿波禮。と詠賜へる。佐味も佐比

と通ひて。同じきが如聞えて、(冠辭考にも、然る由見えたり、和名抄に、越中國新川郡、佐味左比、越後國頸城郡、佐味佐美と有る、此れらゝ、此の比の美と通へる例なり、〇玄道云、播磨國風土記、揖保郡、佐比岡の條に、出雲大神の、神尾山に在て御荒び有りし事を云ひて、出雲國人等。作佐比祭於此岡、遂不和受。云々、河内國茨田郡牧方里漢人、來至居此山邊、而敬祭之、僅得和鎮、因此神在、名曰神尾山、又作佐比祭處、即號佐比岡、と云ふ故事あり、)共に大かたは。刀の事とは聞ゆれども。右の御歌の佐味は。直に刀とのみ見ては。穩ならず。(冠辭考に、木刀は身なき謂にて、佐味那志と詠めり、刀に身てふ事、古へも云りと有りて、此の佐比持神の事をも引かれたり。今思ふに、佐味那志は、身無しにて聞えたり、佐比持は、身持としては、穩ならず)故れ彼の佐味とは。猶別なるにや有らむ。かくて佐比は。物を截斷貌を云へる言にて。須加比の切たるにて、彼須加流劔。布都御靈等云類の。劔の稱にや有らむ。上なる都牟刈之太刀の處(〇玄道云、上第七十段の傳に引かれたり、)を考へ合すべし。(或説に、神代紀に、竹刀有れば、佐比は小刀なりと、云へれど、右の推古天皇紀の御歌に、大刀に摩差比と有れば、小刀のみの稱に非ず、且小をば、佐々とこそ云へれ、佐と云へる事、古言に例無きをや、さて須加比の切たるにや、と思きに就きて思へば、書紀に、鋤の字を書るは、古へ須伎を延べて、須加比とも云るが、此の佐比の本言の須加比と、同じき故に、通じ借れるにや有らむ、和名抄農耕具に、鏄鋤屬也、漢語抄云、佐比都惠と有れば、鋤をも佐比とも云ひしにや、〇玄道云、槻の落葉に、佐微那辭珥と云ふ歌を釋て、鋤无爾也、とて、佐比とは、刀劔の刄を云ふ稱、佐は亮の約にて、亮身の略ぞと云ひ、信友の説に、後撰集なる忠岑の歌に、「年を經て、濁りだにせぬ、さび江には、玉も返りて今ぞすむべき、又曾丹集に、「るりの壺、さひちひさきは、蓮葉に、たまれる露に、さもにたるかな、と有るを引證して、佐比とは光る事を云ふ詞なるべし、と云へり、さては靈異記に、窈窕を佐比と訓めるを思ふべし、又或説に、此は

常に身の守りとして、副佩く物なれば、身副ふる由にて、差比とも差閉とも云ふなり、「佩を活かして、波加志とも云ふ類なり、譬へば衣服に會、伎奴、許呂母等の名は有れども、又著に就きて伎毛能とも、美氣志とも云ふが如く、大刀にも多知、都留伎等の名有る上にも、身の守りと副へ持つに就きて、差比とも、波加志とも云ふなりけり、」即差比とは此れ等の如く常に身に副へ持てるをば取り別き云へり、膽振鉏と有る類は、座右の刀也、凡此れ等を合せて其の稱の意を悟るべし、又此の鋤鉏等の字を當てたるに就て、惑へる說有れど、是れも農具の鋤の意には非ずして、右の如く守護として身の助となる意以て、金偏を添へたるならむ、さらば鉏と書くも、助の力を省けるなり、とも云へり、忠行氏云、西洋にて、大刀をサアベルと云、魯西亞にてサヒラと云ふ由なるは、共に佐比の轉なるべし、）續紀十に。紀朝臣佐比物。類聚國史。九十九に。玉作佐比毛知。等人の名にも見えたり。（天武天皇紀に、小子部連鉏鉤、又小子部連鉏劔あり、こは同人にて、釣劔の中、一つ一つは誤字なるべし、さて何にても、チと訓める事心得ず、神代紀の、鉤の謬訓に依れるにや、さて又齊明天皇紀に、膽振鉏、此云二伊浮梨娑陛一とある、こは佐比を佐閉とも通はし云りと見ゆ、）玄道云。

東大寺正倉なる、天平十一年の伊豆國正税帳、本朝月令なる、天平勝寶五年勘奏に、正七位下、林連佐比物と云ふ人見え、景雲三年二月紀に、林連佐比物、廣山賜二姓宿禰一とあり、光定法師行狀に、弘仁六年、三月十七日、召二於御前一、與二朝散大夫眞苑宿禰雜物一、對二論圓旨一、仁明天皇紀、承和元年の條にも、此の人見ゆ、一本に眞を貞と作は誤なり、）天書に。是後出見尊。有下還二故郷一之意上。乃辭二海神一。別二豐玉姬一。還二中國一。と記せり。（秋津島と定記ちふ物に、此の命の上津國に歸らむと爲給ふ時、海神大龍爾乘奉弖歸玉倍波、其與利當社乃使者止定也、と云へり、龍は龜の誤か、上には當社爾龜遠以弖云々、と有りて、此に龍と云へるは、何れか誤れるならむ、そはとまれ甚き僞說なり、）さて海宮の事を、（上に引る）太古傳に。（列子を取りて文を成されて、）其山高下周旋三万里。其頂平處九

千里。其上臺觀皆金玉。其上禽獸皆純縞。珠玕之樹皆叢生。華實皆有滋味。食之皆不老不死。所居之人。皆仙種。日相往來者不可數焉。而山根無所連著。常隨潮波上下往還。不得暫峙焉。仙聖毒之。訴之帝。帝恐流於西極。失群聖之居。乃命禺彊。使巨鼇九舉首而戴之。六萬歲一交焉。とあり釋に云、是の山の高下周旋の數、十州記には、周廻五千里と有るに甚く違ひ、王嘉が拾遺記には、高さ二萬里、廣さ七萬里とも言へり。此は皆拘るに足らず、其の遠近の數も何れ大抵に心得て在るべし。其は此の山のみに非ずかし。然るは神眞の幽郷にも、東方朔が言に、玄妙玄深、幽神難測、と云へる如く、隱顯出沒定まり無く、或は其の小なる時は、尺池にも潜むべく、其の大なる時は、冥海にも滿ざれば、實は其の高卑廣狹等の數は、述べ難き物なるを、此の山に限らず、其の里程形象の異說有るは、各其の見し時の有狀を以て、記し傳へし故に、彼れ此れ相違有るなり、此微旨は、目は人間の書籍に晒さも、心を神眞の幽郷に潜めむ人ぞ知りて有るめる、〕其

上臺觀皆金玉、云々は。（下に引く）史記封禪書。及び山海經の郭注に記す所も此れに同じ。珠玕之樹皆叢生、云々は、神眞郷に生ずる物等、大抵斯の如くなれは。今殊に注するに及ばず。所居之人。皆仙種、云々とは、次の卷の本文に、曾て蓬丘に館眞人と有る如く、太上天皇氏此を神眞の館と定めし時に、其の神胤を遣給へるぞ、是の山の仙種の始めなる。然るを後に、仙聖の種類なる人の、往來所居する域と定まりし故に。斯謂へるなり。天皇氏の當時より前に、早く仙人と云ふ物有りて、其の種胤の、此に固より居せりと謂ふには非ず、思ひ錯ふべからず、而山根無所連著、云々は、謂ゆる浮島の趣にて、潮波に隨ひ、或は海面海底に上下しつゝ、峙事を得ざるを。仙聖の毒て。帝に訴しなり。帝とは即ち天皇太帝なり。〔張湛が注に、若此之山猶浮於海上、以此推之、則凡有形之域、皆寄於大虛之中、故無所根蔕、と云へり、こは推例を示せるなり、〕茲に天帝、其の山の流れて、僊眞の居を失はむ事を恐れて、禺彊に命せしなり、禺彊は、張注に。神仙傳曰、北方之神名禺

彊、號曰玄冥子と云ひ、山海經海外北經に、北方禺彊人面鳥身。珥兩青蛇、踐兩青蛇。（郭注字玄冥、水神也、莊周曰、禺彊立於北極、一本云、北方禺彊黑身手足乘兩龍。）大荒北經に、有神。人面鳥身。珥兩青蛇、踐兩赤蛇、名曰禺彊と見え。近世畢沅が增注に、呂氏春秋云。禹北至禺彊之所。高誘註云、禺彊天神也。淮南子云。禺彊不周風之所生也。簡文云。北海神也。等有るにて知るべし。（猶尙書大傳、呂氏春秋、淮南子を始め其の餘の書等に、北方之極顓頊玄冥之所司云々と云へる、玄冥を黃帝之孫也と云ふ說有るは、北方黑帝に、顓頊を配せると同例にて、黃帝の孫を今の玄冥に配せるにて別なり、天皇太帝の當時に、豈軒轅黃帝の孫有らむやも、後に配せる玄冥の事は、三五本國考に云ふを見るべし。）さて巨鼇は。梵辭天問に、鼇戴山抃。何以安之。と云へる王逸が注に。鼇大龜也。擊手曰抃。列仙傳曰、有巨靈之鼇、背負蓬萊之山、而抃戲滄海之中。獨何以安之乎と見え。列子の張湛注にも。列仙傳云。巨鼇戴蓬萊山。而抃滄海之中。大荒經曰。北極之神名禺彊靈龜爲之使也と言ひ。（此の二文共に、今の列仙傳、大荒經等の本には見えず、）初學記に。玄中記曰。東南之大者巨鼇焉。以背負蓬萊山周廻千里。巨鼇巨龜也。千歲之龜。能與人語。崔豹古今注曰。龜名玄衣督郵神使。中龜也。等見えたり。（又馬縞が中華古今注には、龜名玄衣督郵とて、其十名を擧げ、大凡物含異氣、不可以常理推耳、千歲之龜、常有白氣而起耳ともあり、吳越春秋なる、夏禹に、理水の法を傳へし、玄夷蒼水使者を、雲笈七籤に引たる玉緯と云ふ物には、繡衣使者とあり、又史記に、宋の元王の夢に告げたる、龜靈の形を、一丈夫玄繡之服と有を始め、龜の人形を現せるに、皆玄服の事を云へるは、北方に由有る事なり、）さて玄冥神。其の使者の然る大鼇九つを使ひて。三神山を戴かしめ。他海に流るゝ事をば停しなり。（但し今の本文を、本書には使巨鼇十五、擧首而戴之。迭爲三番、と有れど、そは一山に三鼇づゝ、五山に十五鼇の數なり、然れど諸書の事實を考ふるに、三神山なる事、前條に注する如くなれば、今の本文の如改めたり。）

然れど活物の背負て在るが故に。時々遊泳する事有りて。其神山の上下移轉しつゝ。彼國の近き勃海中迄到る事あり。上士は其の神山なる事を知り。下士はこを見て。海市。又蜃樓等も稱めり。（但し此の海市、又蜃樓と稱するは、赤縣州の言にて、印度にては、乾達婆城と謂ひ、我が東北邊の國々にては、海館と云ふ、蓋そは此の三神山の、然る國國に遊泳するに非ず別に諸海に、離宮別山の數有るが、現見するなる事等、都て海市山市に關係せる事等、三神山餘考に論ふを俟べし、○玄道云、此も幽府の情狀を發揮れて、最珍き說は云ふも更なれど、又中には、眞景の空氣に現見るも有りと聞ゆれば、其れと固執ては言ひ難くや有らむ、）彼處の勃海中に。現見せる古き事實は。史記の封禪書に。三神山の事を載て。其の傳に、在勃海中去人不遠。蓋嘗有至者。諸僊人。及不死之藥皆在焉。其禽獸盡白而黃金銀爲宮闕。未至望之如雲。及到三神山反居水下。臨之風輙引船去。終莫能至云ふと見え、（前漢の郊祀志にも、同文の有るは、即ち史記を取れるなり、）山海經海內北經に、

萊蓬山在海中と有る。郭注に。上有仙人宮室。皆以金玉爲之、鳥獸盡白。望之如雲。在勃海中也。と有る是なり。（海內北經の畢沅が補注に、按蓬萊山即浮來山也、在漢之東莞縣、春秋傳有浮來、杜預曰、邳來山之間、號曰邳來、郡國志曰公來山或曰古浮來公蓬邳浮皆聲相近、其地近海故曰海中也、と云へり、東莞縣は、後に樂安縣とも云ひし地にて、禹貢の靑州を、後に登州、萊州と號けし、萊州の域內にて、山海經に謂はゆる、海內の勃海、彼の碣石山の有り、入海に臨める所なり、此の所の海市は、彼の國に名高き事にて、其の詩文、又圖をも聚めたる、海市帖と云ふ物あり、此の事も三神山餘考に、委く著せるを見るべし、）斯て此の山の本所を。列子に。大壑中に在る由言へれど。此は太凡の說にて。實は其の邊りにぞ在りける。其は十州記に。蓬丘。蓬萊山是也。對東大海之東北岸。周廻五千里。外別有圓海。繞山圓。海水正黑。而謂之冥海也。冥海中、濤浪無風而衝天。不可得往來。上有九氣文人九天眞王宮。蓋太上眞人所居。則固在海之中也。

唯飛仙、有能到其處耳と見え。（余が引き用ふる十州記は、漢魏叢書、龍威秘書、列仙通記、雲笈七籤等に收たる本等、又諸書に引きたる文をも、挍合せる本なり、然て諸本に、九氣文人を、九老文人と有るは、誤なり、今は葛洪枕中書に據て訂正せり、其は雲笈七籤に引たる諸書を始め、仙籍等に、九氣文人、九老仙都、と連名せる文甚多く有れど、九老文人と云へる事は、一所だに有る事無ければ、九老と有るは誤寫なら事疑なくなむ）史記の淮南王傳に。秦の始皇が徐福を遣して。東海の靈藥を求めし時に。徐福歸り來て、始皇に白せる辭ぞ載て。臣見海中大神。言曰。汝西皇之使邪。臣答曰。然。神曰。汝何求。曰。願請延壽藥。神曰。汝秦王之禮薄。得觀而不得取。即從臣。東南。至蓬萊山見芝。成宮闕（こを印本等に見芝成宮闕と讀めるは非なり、此は謂はゆる靈芝延年藥の、宮闕の形を成せるを見たる由なり、そは抱朴子に、五德芝、狀似樓殿、莖方其葉五色、各具而不雜、上如偃蓋、中有甘露、紫氣起數尺矣、と有るを以て知るべし、）有使者銅色而龍形。

光上照天。於是臣再拜問曰。宜何資以獻。海神曰。以令名男子。若振女與百工之事。即得之矣。（本注に、徐廣曰、西京賦曰、振子萬童、振子童男女、と見えたり、）秦皇帝大悅、遣振男女三千人。資之五穀、種々百工而行。云々と有るを。相ひ合せて知るべき由あり。然るは十州記に。對東大海之東北岸。とある。東大海は。彼の東表の立たる。徐州の東海を廣く云ひ。其の東北岸は。即ち青州の東南に向へる岸に當る。斯て史記の徐福が言に。東南至蓬萊山。と有るに依りて。其の青州の東南の岸より直徑に。東南の相ひ對せる大荒外に推渉は。即ち我が筑前の國の北面志賀島。玄界が洋の處に至る。（謂はゆる青州は、後に登州、萊州と、二州に分ちし域なり、彼所と此所と相對する樣、大扶桑國考に出せる圖を見て知るべし、）然れば蓬萊山。此の海底に在る事疑なし。茲にこを神典に考ふるに。此の海即伊邪那岐神の。禊祓し給へる橘の小戸にて。是時吹生給ひし神の多かる中に。三柱の海神。及び三柱の筒男命と申す神おはし坐て。此の海底に是の神等の幽郷あり。（こは、神

功皇后紀に、此の神等の神憑坐して、韓を伐しめ給ふ時の御誨言に、橘小門之水底居神と宣へるに依りて、先斯は謂ふなり、○玄道云、此は早く松下、貝原氏等も、然論へる說にて、或る說に、彼の國に、上に云へる毛屋大門とて、最奇しき窟有りて、其の邊地近く、彼の大御神の御禊の時に生賜へる、皇神等の鎭まり坐すは、おぼろげの故とは聞えず、されば橘とは、或は立巖端の約語にや、と說り、實にも、彼の邊に青木村ちふが、花園院天皇宸記、小右記、朝野群載にも見え、書紀私記に、此を筑前の國に在りと云へるも、師說に能く符へり、青木村は、倭名抄に、筑前國下座郡青木「安乎木、」とある是なり、」斯在は謂はゆる三神山は。此の大神等の幽靈なる事疑なし。故茲に彼の十州記を稽るに。九氣文人の。九天眞王宮とは。神典に謂はゆる海宮を申せり。其は伊邪那岐大神の海神等を生坐せるなり遙後。彥火々出見命の時に。云々。○玄道云、此に書紀の文を引れしかど、此は上第百五十二段に採り記されたれば、今は略きつ、列子に。是の神山の狀を。其上臺觀皆金玉。

其上禽獸皆純縞。云々。とあるに最能く符り。此を(上に引たる)十州記蓬丘の文。及び徐福が辭に想合せて。九氣文人と稱し。海中大神と有るは。我が海神豐玉彥命に坐事。諦に知らるゝを。尚言むには。此の御幸の時の。鹽土老翁の言に。海神所乘駿馬者。八尋鰐也。云々とあり。(○玄道云、こも上第百五十二段に採られたり、)こを上の徐福が言に。有使者銅色而龍形と云ひ。始皇本紀に。大魚鮫龍とも有るに符合し。且(下に引く)方丈州の文に。九原文人と有るも。同じ海神に坐すを。主領天下水神。及龍蛇。巨鯨。侌精。水獸之輩と有るにて。更に疑ひ有るまじき者なり。「大綿津見神の使者は鰐神なる事、神典にて最著明に知らる、凡て漢國にては、鮫鰐の類の長々しきをば、皆龍の類として、龍と稱する事、本草の書等を見ても知らる、又印度にても、古く鮫鰐の類を、龍と稱せり、此れ等の事等、都て三神山餘考、印度藏志に云ふを見よ」さて右徐福が還りて云へる語を、司馬遷が文に。爲僞辭曰。とも。費多恐譴乃詐

曰とも記せるは。神眞の幽郷を知らざる。例の儒見の狡意にて。最も愚昧の語等なり。此は大海都美神の神異を示て。其の蓬丘をも覩しめ給へる。其の時の神語を。徐福が有りの儘に。始皇に言へる眞辭なり。然るは其の云へる語等。能くも我が神典の趣に符て。却て彼國史の語には遠く。似ざるを以ても知るべし。（凡て和漢の俗儒ら、司馬遷を良史の才とて、畏み恐るゝ事なれど、其は文章こそ然も有らめ、撰史の才は最短く、古への道を執りて、今の有に御する、信古の道紀は、得知らぬ人にぞ有りける、此は因に少驚かし置くなり。）さて九氣丈人の宮を。九天眞王宮と稱する由は。金母傳に。世之昇天之仙。凡有九品。第一上仙。號九天眞王。第二仙。號三天眞王。第三仙號太上眞人云々とあり。然れば。九天眞王。三天眞王等稱は。仙眞の仙號にて。九氣丈人は。九天眞王の品位なる故に。其の宮名を然は稱せるなり。（こは廣黄帝記に、峩嵋山天眞皇人の條に、座賓三人有りて、皆大淸仙王と稱せる類にて、一眞人に限らざる事、彼枕中書に、玉京山の第三宮を、九天眞王、三天眞王所治と見え、其の餘の諸書にも、皆九天と云ひ、三天と稱せる眞王多く見ゆれど、別眞人と聞ゆるを以て思ひ辨ふべし、又蓋大上眞人所居と有るは。其の本宮の事には非ず。蓬丘の郷は、都て太上の眞人たる人の所居なる由なり。然るは太上眞人と稱も。位號なる故に。葛仙翁の傳等には。老子を始め。太上眞人と稱れるが。三人一時に降りし事も見えたり。然れば王母語に。尊蓬丘。以館眞人と有るは。是の山固より。九氣丈人の神都なる物から。眞人と稱ふ中にも。太上の品たる。眞人の館する山と。定めたる義なり。（こは眞人と云ふにも、品々有る事、彼の金母傳に、第四號飛天眞人、第五號靈仙、第六號眞人、第七號靈人、第八號飛仙、第九號仙人、凡此品次、不可差越云々、と有るを以て知るべし）さて十洲記に。瀛州在東海中。地方四千里。大抵是對會稽。去西岸七十萬里。上生神芝仙草。又有玉石。高且千丈。出泉如酒味甘。名之爲玉醴泉。飮之數升輙醉。令人長生。州上多仙家。風俗似呉人也。とあり。彼の東海と言へは。我が

西海たる事論を俟ず。然るに大抵是對會稽。と有る六字は衍なり。そは會稽は。彼國の東南の隅なれば。其の地より東は。我が西南海に當ればなり。（然れば去西岸七十萬里と云へれど、彼の國の東海邊に、西岸と云ふべき岸の無きを思ふに、此は我が筑紫の西岸に去れる由なり、）さて州名の瀛は。神芝。仙草。醴泉等の。沃瀛なる由の名にて。山海の大荒東經に。瀛土之國と有るは。此の州の事なるべし。（新井白石翁、こを蝦夷の事と爲られしは、深く思はれざる說なり、尙三五本國考の第四條に、云へる說をも合せ考ふべし、）叉同記に。生州。在東海丑寅之間。接蓬萊。地方二千五百里。去西岸二十三萬里。上有仙家數萬。天氣安和。芝草常生地無寒暑。安養萬物。亦多山川。仙草衆芝。一州之水。味如飴酪也。とあり。此は彼の東海丑寅の間に在りて。蓬萊に接すと云へる方位を思ふに。我が長門國の。西北面の海底なりと聞えたり。（然れば此の文に、去西岸二十三萬里、と云へる西岸も、長門國の西岸を云へり、然れど二州の地方、叉相去る里數共に例の拘に足らず）とも說れたるは。言知らず最めでたく妙なる考へにて。彼の謂はゆる、此れを朝に失ひて、野に得たりとぞ謂ふべかりける。

爾火遠理命。受其珠與鉤而。歸來本宮而。備如海神之敎言而。先與其鉤矣。故自爾後。其兄火須勢理命。日稍兪貧窮而。更起荒心而迫來。將攻之時。出潮滿珠則。潮大溢而。其兄沒溺。因愁請云。吾奉事汝而。爲奴僕。願救活云矣。因出潮涸珠則。潮自涸而。其兄平復。已而後。改前言而。吾者汝之兄也。如何爲人兄而。事弟耶云之時。火遠理命。復出潮滿珠則。其兄見之。走登高山。爾其潮。亦沒山。緣高樹則。潮亦沒樹。兄既

窮途而。無所逃去。故出潮涸珠而救之。亦其兄之爲釣時。火遠理命。居海濱而嘯之則。迅風忽起而。其兄溺苦而。無可生由之故。遙請弟命曰。汝久居海原則。必有善術。願救之。若活給吾則。自今以往。吾生兒之八十連屬。不離汝命之御垣邊。爲晝夜之守護人。爲狗人而仕奉也白矣。於是火遠理命。停給嘯則。風亦吹息焉。

受其珠與鉤而は。上(第百五十六段)なる。爾海神。取出其釣鉤而。云々。思則潮滿珠。思則潮涸珠。併二箇。奉進之。云々。と有るを、遙に相ひ受けたる詞なり。○歸來本宮而。本宮は。彼の國人の説に。神名帳なる。大隅國桑原郡。鹿兒島神社。と有る此れ其の大宮所にて。此の神の命を主と崇奉れりと云へり。(一宮記には、號大隅正八幡宮、頭注及諸神本懐に、南面、應神天皇、若宮、仁德天皇、大御前、大比留米歟、欽明天皇五年鎮坐、と有れど、神祇正宗に、桑原正八幡宮、又鹿兒島、火々出見尊と記し、神社啓蒙に引る、神書抄に、大隅國正八幡宮、火々出見尊也、與宇佐八幡宮不同、と云ひ、二十二社注式に、正宮者、始在大隅國、爾八流之幡、後豊前國坐宇佐郡大隅宮、宇佐託宣集に、天平元年己巳造宮、神道集に、御殿南向御在、武内高良、共廻廊内在、若宮南向、御殿東竝、武内高良東竝西向在とも見ゆ、)此宮の。延暦僧錄なる。藤原良繼公傳に。安倍天皇。神護□年。任太宰帥。矜貧養老。恤寡哀孤。云々。恐他國寢(侵の誤か)凌。將無變事。遂請神靈祇加祐。即移八幡神宮。向於勝地。宮室嚴飾。殊絶於前。神靈歡喜。助帥防寇。移山塞海。以爲西扞。今大隅界海中神造山長數萬丈。(感瑞應祥皇后傳にも、父贈一位、諱良繼、孝謙天皇時、任太宰府帥、撫育百姓、事同赤子、矜貧養老、恤寡哀孤、感八幡神、寬境外防、移山塞海以爲西鎮)と有るも。(託宣集に、同神護景雲元年、

十一月二十四日、託宣、唐新羅國之軍乎滅亡世牟加爲爾、天衆地祇、海神水神山神乎召集弖、忽爾海中爾島乎造給布、軍乃來良牟時仁波、西北乃風乎令吹天、吾加城乃内仁令入犯天滅亡世牟者、又同三年己酉、託宣、大隅國海中仁造留島爾、爲幸行坐爾、船乎願布者、依託宣、三月七日下、太政官符備、奉八幡大神艤船者、同月四日、奉船並幣帛、使從八位上中臣朝臣川守、云々、被左大臣宣、奉勅備、依神教者、即以同年六月七日、爾宜辛島勝與曾女、給從六位上、爾時彼大隅之海中造島、號之鹿兒島矣、御殿之南陸地、一里許去者海也、此海面五六十町去而、有作島、向于御殿、故名向島、(こ有る時の事にて、)必ず此の宮の御事なり　又百練抄、堀河天皇寛治二年の條に。二月一日。諸卿定申宇佐宮神人訴申、撿校公則。盜取黄金、並大貳實政。射危正八幡宮神輿事。と見え。同三月二十日の條に。諸卿定申大貳實政卿。射危正八幡宮之罪。依赦前犯。可會赦哉否。又、五月二十日。遣推問使於太宰府。實政之犯。雖爲赦前。有議所遣也又八月二十五日。諸卿定申實政卿罪名。諸道勘申大逆由。當不斬之由記に。同日戊戌有陣定。左大臣俊房云々等也、是被定依大隅國正八幡宮神人愁、被問諸道勘文等也、子刻事訖、又同十月二十九日、辛未、未刻許參内、先是師中納言、右衛門督、左右大辨、被著陣座云々、仍被下文書、予披見、是撿非違使勘問國永日記也、見之渡源大納言、次侍從侍從(各被見大略、渡次人、)次師中納言披見之間、内大臣被參、云々、予定申云、被問國永條者、大二仰可射神輿由、否條也、還述件事、可射神輿由、定不仰歟、然則被下此勘問記於法家、可被勘罪科有無輕重歟、但如有兵衛督定申被問時綱歟、抑至有眞者、不可問歟、内大臣、左大臣、被同予、云々、予申云、大二罪科有無、大略見候歟、以此問日記雖被下勘、至于時綱、追被尋問何事候乎、又時綱依爲在京之人、早可被問、云々、次被奏定文、被仰云、前大二朝臣罪科、可勘申由可仰下遣撿非違使、於範政條者、可相尋先例者、於義忠者、不可下者、又有眞申、大二希

代犯科由、可被尋問者時及夜半、「被問大二之條、可被加彼所申大逆條歟、」又、十一月二十七日云々、見參之次、申圓淸（一本請圓に作る）法眼可注送正八幡宮御輿到着次第文仰云、可送頭辨許者歸家送其注文了、又、三十日、壬寅、今日有前大貳實政定云々、左府以頭辨被申案內於攝政殿、「御直廬、」頭辨下部文書一結、「右衞門少志惟宗國任勘文、明法博士有眞辨申希代詞文等也、」御詞云、件國任勘文、並有眞陳詞如此、何樣可被行乎、新宰相公定、發語云、如此法家勘文、難申左右、可候勅定者、云々、又、十二月八日、庚戌、殿下出御二棟廊、示人々給者、先日依國任勘文所被行實政事也、而彼日定云、眞大逆謀大逆之條、猶有其疑、至于實政等者、早可被行者、於流座人條者、後日可被一定者、仍爲被問國任所召也者、然間左府被參、「有御消息歟、」被問國任勘文趣於左右大辨並予之處、右大辨申云、如國任勘文者、勘申謀大逆、以之案之、謀大逆者、謀而未行也、而放矢射申神輿可言已行、何故勘申謀大逆乎、左大辨申云、如件勘文者、以已射御輿之者勘申從罪、未得其心、然則以射神輿之者可言首罪、至于實政不仰可射御輿之由、可言謀大逆歟者、ともあり、）又、十一月二十九日。前大貳實政除名。配流伊豆國。並緣坐者同流罪。依射危正八幡宮神輿也。僉議之間。攝政直廬有光輝在陣之公卿一兩。見鬼物之靈異。歷代皇紀に、此を二十八日とす、十三代要略に、九月三十日、前太宰大貳實政除名、配流伊豆國、前肥後守源時綱、配流安房國、依射正八幡宮神輿也、ともあり、伊豆國は、神龜元年六月三日、遠流の地と定め賜へる事、淸獬眼抄、拾芥抄に見ゆ、）又十二月二十四日。左少辨敦宗解官。實政犯眞大逆之由、諸卿定申之故也。又大判事明法博士有實。檢非違使義政除名。實政罪名。依執謬案也。と見え。小朝熊社神鏡沙汰文に。同年十一月二十三日官符に。大隅國正八幡宮損失神寶。宜仰太宰府。注神民解狀色目。早令修造。但此中於神已王の誤か、神王面の事、上第百四十九段に云へりき、）面形一枚者。依爲往古靈物。

難測造否之旨須先仰法眼圓淸相尋子細。詳言上。又帝王編年記に。同五年十二月二十三日。太宰府言上今月十三日子尅。八幡正宮燒亡之狀。と云るは。（歷代皇紀に。四月とせるは誤なり。）師通公記に。同六年二月十五日戊辰。天晴。於右仗下被定申宇佐黃金。正八幡燒亡。座主與兵衞尉領所事等。共參御宿所。同二十五日戊寅。依陣定參右仗下。大隅國正八幡事六箇條。事見定文云。殿下仰事云。過明日可被下知也。と云ひ。又中右記。同月同日戊辰條にも、有陣定。是去年十二月。大隅國正八幡宮。寶殿燒亡之事也。と見えたる時の事なり。（百練抄にも、同月二十五日、諸卿定申、去年十二月二十三日、八幡宮炎上事と記し、十三代要略に、六年四月八日、奉幣石淸水宮、依去年十二月大隅正八幡宮燒亡、所依卜申天下病事並公家御愼由也、ともあり、）又帝王編年記に。嘉保元年十一月十二日。大隅國八幡宮燒亡。件宮。寬治五年有火。仍仰太宰府造營。土木之勤。漸及半分。今重有此灾。神慮難測云。（百練抄十三代要略にも如此見ゆ、一代要記に、六年四月と爲は誤りか）百練抄に。崇德院天皇。長承元年六月二十三日條に。太宰府言上正八幡宮。高四尺。弘三尺。厚二尺。石二。自然出來。各有八幡二字銘事。ともあり。（諸神本懷には、正月之比、大隅國、正八幡宮御幸大路中、年來有大石而俄破裂見、其石破目有銘文、と記せり、）此れぞ世に謂ゆる石體宮と聞えたる。（地理纂考に、石體宮は、神社の東十餘町に在り、社傳に、神社の原所と云ふ、神體は薦薦もて覆ひたるを、每年祭日に改る例にて、神人の棟梁桑波田某潔齋して、內陣に入、薦を改む、然れども、深く密封して、他人は覩ふ事を禁ず、社前に小石餘多積重て、小丘を成せり、旅に赴く者、一石を借り、歸りて後一石を加へて返獻す、彥火々出見尊の海宮より恙なく還御有し嘉例に習へりとも云へり、又諸神本懷、神道集、神祇拾遺、南浦文集に、此銘の文等も見えたれど、例の佛風の妄誕にて、煩ければ、引出でず、）又玉海。文治四年二月十六日（祈年穀奉幣）條に。宣命辭別事。云々石淸水一社。被加大隅正八幡宮自殺者事了。と記され。又、帝王編年記に。後深草

院天皇。建長五年三月十二日。大隅國正八幡宮。神殿舍屋已下燒亡。百練抄に。四月二十日丁卯。於院殿上。被議定大隅國（元宇佐と作は誤りなれば、下文及帝王編年記に因りて削り、後深心院關白記、應安四年五月十日の條に因りて三字を加へたるなり、）正八幡宮炎上間事。攝政已下參陣。又三十日丁丑。軒廊御卜。（正八幡宮炎上事、）內大臣已下參入之。又、五月八日乙酉。石淸水一社奉幣也。（依大隅國正八幡宮炎上事。）左大臣已下參入之。又、十月十日己卯。大隅國正八幡宮造營杣入。並事始日時定也。中納言資季卿已下參之。經俊卿記に。龜山院天皇。文應元年。八月十六日。經業奏（左大辨宰相、）師卿申大隅國正八幡宮大神寶事。等あり。（神祇志料に、後宇多天皇、弘安七年、二月丁未、將軍惟康親王、豐前國上毛郡、勒原村を正八幡宮に奉りて、聖朝安穩、異國降伏の事を祈り、後伏見天皇、正安三年、十二月已丑、又日向國臼杵郡田貫田を奉りき、と島津文書を引きて云へり、）さて上の注式。諸社根元を始めて。此を八幡大神五所別宮の一と爲て。各々式外と有るに依りて。件の神社には非ずと疑はむ人も必ず有るべけれど。彼の書には祇園社。北野社をしも。神祇式云。と云へる類も有れば。なべては信難し。（されば、右式外と有るに泥べきに非ぬぞかし、尚此の御社の事は。下第百六十三段にも委く說を俟つべし、）淸和天皇紀。貞觀二年。三月二十日庚午の條に。授薩摩國從五位下。鹿兒島神。從五位上。と有るは。同神か別神か。詳ならず。○備如海神之敎言而。先與其鉤鉤矣。（此れ迄は第二の一書、又古事記を採合せて文を成せり、と徵にあり、）敎言は。書紀の古本に。袁志問古登と訓めり。上（第九十段）の敎養も。古くかく訓めり。與は。多麻比と訓まれたり。（書紀には與兄と有るも、海神の御語に、與汝兄時、又與之、と有も、皆阿多閇多麻波牟とも、阿多閇多麻閇等、古くは訓みたれは、かくも訓むべし、）書紀には。此に與兄。兄怒不受と有るを。葦牙に。鉤を還し賜ふ事の遲きを怒れるにや。と云へり。又通證に。正英曰。兄怒不受。豈唯咒詛之咎。向茲責者。其意不必在故鉤。而冀願天位者。可以見也。と有るも。

棄て難き說なり。○故自爾後。記傳に云。故自爾。此の三字。上なる少名毘古那神の段にもあり。（○玄道云、上第九十一段に出づ。）さて與其鉤さ云ふ次に。高田を營ば。云々。下田を營ば。云々の事も有るべきに。無は。其は初めに敎へ奉りし言に。既に備に出でたる故に。此には略るなり。（かゝる例、古事記中に多し、○玄道云、こは實に然にて、上の文に已に見えたれば、そを云はで知らせたる古の文にて、めでたく妙なる處になむ。）○其兄火須勢理命。此は記傳に。以後の下に。其兄と云ふ事有らまほし。さ有るに因りて補られたりさ聞ゆ。○日は。徵に云。書紀の第二の一書に。日以襤褸而憂之。さ有るに採れり。（○玄道云、襤褸は、古訓に、ヤツレテ、江同とあり、古今集に、君しのぶ、草にやつるゝ故鄕はまつ蟲の音ぞかなしかりける、源氏物語、夕顏卷にやつれ賜ひつゝ、又やつれ賜ひて、若紫卷に、誰さも知らず、いたうやつれ賜へれば、又奇くも、餘りやつしけるかな、橋姬卷に、御供に人等も無くやつれておはしけり、玉葛卷に、最いたうやつれて、うづきのひ

とへあくものきこめ給へる、末摘花卷に、やつれたる御ありきは、輕々しき事も出來なむさ、常夏卷に、甚怪きにやつるゝなりけり、空穗物語に、年頃さばかり物を思つゝ、服にやつれし給へれど、新古今集に、「影宿す露のみ繁く、成り果てゝ、草にやつるゝ、故鄕の月、等あり、）稍愈は。紀傳に云。伊余々々さ訓べし。（愈の字は、愈さ通ふ、稍は、常には夜々と訓む、夜々は伊夜伊夜の伊の省りたるなれば、即ち伊余々さ本同言なり、故今は二字を合せて、伊余々さ訓みつ、さて此の言は後の世には、伊余伊余さ云ふなれど、古へは伊余々さのみ云ひしなり、）萬葉五に。伊余與麻須萬須、二十に、伊與餘等あり。さてこは。事の漸に甚しくなりもて行くを云ふ言にて。（今世には、本より然る事の甚しくなるを云ふが如くなれども、然のみは非ず、本より有る事ならでも云へり、）稍愈貧さは、三年之間。漸に貧くなり益るを云なり。俗に次第次第に貧くなるさ云ふ意なり、本より貧しかりしには非ず。）さて然貧くなり行は。彼淤煩鉤貧鉤さ言へる。二つの詛言の驗に當れり。（貧く

なれば愁ひ思ふ事有りて、心晴やらず、然れば貧くなるに、淤煩てふ驗しをも兼たり、○玄道云、さるを師は、夜々々々爾と訓まれつ、こは上第八十九段に出たり、萬葉集五卷に、須臾毛、余家久波奈之爾、漸々可多知久都保里、七卷に、奥津梶、漸々志夫乎、「本居翁云、志夫乎の三字、爾水乎の誤りにて、やゝやゝにこげなるべし、靜にゆるらかに搒と云なり、」伊勢物語に、最物悲くておはしければ、やゝ久しく侍ひて、又、夜深て、やゝ涼しき風吹きけり、源氏物語、桐壺卷に、やゝためらひて、仰せごと傳へ聞ゆ、若菜卷に、人々も虚ねをしつゝ、やゝ待たせ奉りて、明石卷に、やゝ遠く入る所なりけり、鈴虫卷に、月やゝ指し上り更ぬる空面白きに、拾遺集に、「荻のはも、やゝ打そよぐ程なるに、新古今集に、「やゝ影寒し、蓬生の月、古今六帖に、「秋風のやゝ吹くのべの篠薄、又、神樂歌に、也宇也宇與里古、志乃比志乃比仁、等見ゆ、士清の説に、稍漸較旋差微良寢等を訓めり、彌々の義なるべし、やゝ/\の急語也、されど、稍もややと訓む時は小也と註せり、寢は本浸也、漸と同くひたすより轉せり、と云へり、)○更は。同云。先に失たりし鉤を強に責徵し上に。今又更になり。○起二荒心一而は。(荒は上第十二段に心荒、又第四十三段に荒振神、第二十七段に荒魂等多く見え、武搭天神を、師の多祁阿良伎と訓まれたり、)同云。此彼須々鉤宇流鉤と言へる。二の詛言の驗に當れり。(弟命の御威徳に、勝難き事を得悟らて、猶斯須々美荒ぶるは、癡騃心なれば、宇流てふ驗をも兼たり、)○迫來は。同云。此にて語を絶べし。此は大凡を先づ云へるにて。此の次の言に、其の迫來ての狀を子細に云へり。」玄道云。迫とは。上(第百五十一段、第百五十五段、第百五十七段等)に出せり。(古今集に、「いとせめて、戀しき時は、又、「枕よりあとより戀の、せめくれば、云々、後撰集に、「風の音の限と秋やせめつらむ、吹き來る毎に、聲のわびしき、拾遺集に、貫之、「松の音は、秋の調に、聞ゆなり、高くせめ上げて、風ぞ彈くらし、又、「年さへせめて、恨めしきかな、空穗物語、國讓卷に、我にも知らせて、親兄弟一つ心にて、我をや攻めさせむずる、又、かゝらむ

入をば、勘當しせめけむとも云ず、せめそよと宣ひて、又初秋卷に御前にて御琴賜りて、攻めさせ給へるに、源氏物語、東屋卷に、彼の少將契りし程を待ち付けて、同くは疾とせめければ。若菜の卷に、月に滯る事多きに、斯年も攻つれば、夕顏卷に、せめて強く思し成る、柏木卷に、せめて長らへば、自有るまじき名をもたち、又狹衣物語に、甚荒々しう、攻おごし開ゆれば、等もあり、）○潮滿珠・潮涸珠は。志保美都多麻・志保比流多麻と訓べし。（此は上第百五十六段に出でたり、）○潮大溢而、其兄沒溺は、（書紀の古訓に因りて、）志保伊多久美知氐、曾能伊呂世於煩保流と訓むべし。（今存る私記に、於保保禮とあり、）出雲國風土記に。大原郡、海潮鄕、郡家正東一十六里三十三（一本に二と作り）歩。古老傳云。宇能治比古命。恨御祖須義（一に我と作り、）禰命而、北方出雲海潮押止（一に上と作り、）漂御祖之神、此海潮至。故云得鹽（神龜三年改字海潮）とあり。何なる神とも知られねど。似たる事なり、（或人の須義禰命は、奇稻田姫命ならむと云へるは、由なき妄說なり、）○爲奴僕は。（書紀の古訓には、ヤツコタランと訓めれど、）夜都古登那良牟と訓むべし。（書紀に、爲二俳優之民一と有る爲を、古訓にナランと有る由御說也、）神功皇后紀の歌に。野伊徒姑播茂伊徒姑奴池、と見え。紀中に。妾。臣。賤。少子。續日本紀（二十五）詔詞に。王乎奴止成止母奴乎王止云止毛。萬葉集（七の卷）に。住吉の小田を刈す子は、賤鴨無。奴あれど。云々。又、十六に、）戀の奴のつかみかゝりて。又、（十八に、）たゝさにも、かにもよこさも、夜都故とぞ吾は有りける、主の殿戸に。等あり。○願は以加傳と訓べし。（士清の說に、いかにいかむと同語なりと云へり、）色葉字類抄に。盍（イカデ、イカデカ、）爭。（イカデカ、イヅクゾ、）奚。叵。奈。焉。胡。那。若。同上。（後撰集に、「いかで猶、笠取山に、身を成して、露けき旅に、添むとぞ思ふ、新勅撰集に、「皆人の、いかでと思ふ、萬代の爲とし君を祈るけふ哉、齋宮女御集に、「いかで猶、春の霞に成りにしか、伊勢物語に、昔つれなき人を、いかでと思ひ渡りければ、源氏物語、帚木卷に、いかで此人の爲には

と、無き手を出し、末摘花卷に、いかでこと〴〵しき覺えはなく、枕草紙に、勝ちぬる心ちして、いかで十五日待付けさせむと、云々、猶云へば、いかで此れ見終むと皆人思ふ程に、とあり。○救活は。書紀に、救之と有て。須久比多麻閇と（請施恩活、又垂救活と有て、伊祁多麻閉とも）訓めり。新撰字鏡に。拯。（阿久須久布）色葉字類抄に。救。（スクフ）濟。同、和名抄に笊籬、揚氏漢語抄云、无岐須久比、佛足石歌に。毛呂毛呂須久比、和多志多麻波奈。須久比多麻波奈。（竹取物語に「かひはかく、有りける物を、詑はて丶、しぬる命をすくひやはせぬ、源氏物語、明石ノ卷に、此の身一つをすくひ奉らむと、又鈴虫卷に、目連が佛に近き聖のみにて、忽にすくひけむ、榮花物語に「宇治川の、底に沈める、うろくづを、網ならねども、すくひつるかな、宇治拾遺物語に「昔より、あみだ佛の、誓ひにて、にゆる物をば、すくふとぞきく。）等見ゆ。○潮自涸而。其兄平復は。（書紀の古訓に因りて、）志保於能豆加良爾比氏。曾能伊呂勢多比良藝奴。と訓むべし。（今傳はる私記に、平復を太比良支奴と訓めり、）古事記水垣宮段に。國安平。又國家安平。又明宮段に。其身如本以安平と見え。法隆寺なる。（推古天皇十五年に記せる）藥師像光背銘文に。池邊大宮治天下天皇。大御身勞賜時。云々。天皇與太子而誓願賜。我大御病太平欲坐故將造寺とあり。記傳に云。將攻之時云々。秋請者云々。此は唯一度の事には有らで。幾度も如此有しと。聞ゆる文の狀なり、○玄道云、此も委き釋にて、最めでたし、實にも一度二度となく、反服常ならずおはし丶事こそ聞ゆる。）○爲人兄而は。同書に從ひて。比登能阿爾登阿理氐と訓むべし。○事弟耶は。（古ノヽオト丶ニツカヘムヤ、又ツカフマツラムヤと訓めれど、）伊呂登爾都加閇牟と訓まれたり。通證に。是徒知兄弟之序而殊不辨君臣之義豈爲道耶。とも名分大義之學。於是爲重矣。とも言へるも。信にさる說なり。○走登高山は。（書紀の古訓に依りて、）多加夜麻爾爾宜能煩流と訓むべし。走は。己に上（第十九段）に逃還之時。又（第八十六段に、）逃出之時。又（第百四段に、）逃隱之時とあり。

雄略天皇紀歌に。倭我尼礙能褒利志。とあり。(古事記に、此を御製と有るは誤と聞ゆ、叉同紀に、逃隱、播磨國風土記に、逃匿、繼體天皇紀に、浮逃等見ゆ、夫木集に、「東路に在りと云ふなる、逃水のにげ隱れても、世をすぐすかなともあり、)登は。上(第七段)に。參上と有るを始めて。甚多し。○沒山は。書紀古訓に。夜麻爾伊流と有るに依るべし。新撰龜相記に。龜の奏言とて。下レ水者魚放レ矢。上レ水者鳥放レ矢。とあり。是の事は、凡て信難かれど、此は古言に依りてならむもえ知らず、さては、イルとは、射叉放の義にもや有らむ、)○綠二高樹一則は。同く多加伎爾能煩禮婆と訓めり。○沒レ樹は。同く伎爾伊流と訓むべし。(師は沒をノボルと訓まれ、書紀ト部本には、山叉樹にヲ點をさし、記傳も同けれど、いかゞ有らむ、)○窮途而は。(記傳には、タシナミテと訓まれたれど、)舊く世麻理氐と訓めり。(急叉窮をも然訓めり、)類聚名義抄に。迺。迫。(セム、セマル、)逼。(セム、セマル、セバシ、)迫近。(セマリチカヅク)色葉字類抄に。陋。(セマル、日在二西方一也、)播磨國風土記(神前郡の條)に。所三以云二勢賀一者。品太天皇狩二於此川內一。猪鹿多約二出此處一殺。故曰二勢賀一とも見ゆ。(仁德天皇紀に、百姓窮乏也、源氏物語、少女卷に、せまりたる大學の衆、藤裏葉卷に、叉せまりしれたる大學の助の云ふ樣、等云へり、叉上第百五十五段なる、逼問とある傳をも合せ考ふべし、さて或る說に。潮高山を浸しなむには、國は既に海に成りて、御子等の坐す處も有るべきならぬを、かく有るは、稚語に云ひ傳ふる由說るは、甚き稚けなき愚見にて、論ふにも足らず、そは上にも記し出られたる、大隅國なる、大名持神、伊豆國なる、三島神、其后神、伊古奈比咩神、叉富士山に坐木花之佐久夜毘賣命等の恐き貴き皇神等の稜威を震び坐しては、島山を造り出し賜ふ事を想ひ奉り、且後の世にも、名山等に住る荒振神の所爲にしも、怒を發して、雷鳴地震等せしめつゝも、其處のみにて、他所に曾て知らざる事さへ有る等、例多き上に、漢籍にも、彼夏代の洚水には、山を懷、岡に上る等も傳へ、皇國にも、山木をも浸しし事も記錄に時々見え殊に此の時は、綿津見大神

の太じき神靈と、彼の命にのみ然示せ賜へりけむも、亦知るべきに非ず、そは彼の世に謂ゆる仙人、及佛仙術士の徒にも、さる方もて人を試みもし、又恐嚇もしつる事の、數ふるに暇無く見えつるをも、考へ合せ奉るべし、)此れに就きて思ひ出でたり。古く嚴戈が(考へたる)說に。吾が幽師の西戎唐堯の代の洪水の事を說て。物理小識等に。西洋諸國の洪水も、堯の末年に當ると有れば。我が神代の末と見ゆるに。さる事。神典に見えぬ由說れつれど。今熟按ふに。此は決めて。火々出見命、兄命と御相爭の時の事ならむ。と思ふ由あり。そは。神代紀に。潮水樹に到るとも有れば。其の洪水なる事想ひ見るべし。彼の海神の。我れ水を掌ば。と宣ふ事有れば。其の御計らひにて。潮水の溢れて、遠く西戎諸國に及びしとこそ思はるれ。(とて、且々考へ置ける物有りしを、今は錯亂して、其の文調はされば擧げず、)と說るは。甚珍き考へにて。遙西の諸國にも。此の洪水の難を。遍く被りし由なるを。實にも天下を統知看す現御神。さては青海原を大敷す。大神の神威を現し賜へる御所爲なれば。さも有りぬべき道理なりけり。(桓武天皇紀、延曆十八年八月丙子條に、常陸國言、鹿島、那加、久慈、多珂、四郡、今月十一日、自レ晨至レ晚、海潮去來凡十五度、滿則過二常涯一一町許、涸則踰二常限一二十餘町、海畔父老僉云、古來所レ未二見聞一也、と云ふ事見ゆ、幽鄕にては、必由有る事なるべし、さて彼の洪水の事に就きては、尙云はま欲き說有れど、煩ければ、別に物してむとぞ。)

○嘯之則は。宇曾夫伎多麻閉婆と訓むべし。(今存る私記に、嘯也を、宇曾夫伎須留會とあり、)此は前段に採られし書紀の文に。在二海濱一以作二風招一風招即嘯也。とある風招以下五字は。(元本註ならむと思ひしかど、善思へば、彼此談也蓋有二幽深之致一焉と同く、)決めて古くより傳へ釋たる語辭なるべし。(和歌童蒙抄に。「川添ひの、柳の陰に、涼みして、絕えず音なふ、かざをきの聲、古歌なり、かざをぎとは、風を招と云ふ事なり、とあり、)新撰字鏡に。嘯。(宇曾牟久、)類聚名義抄に。嘯。(ウソム、)肅、(ウソブク、)嘘。啾。䚯。(共にウソブクと訓み、)萬葉集(九の卷)に。熱爾、汗可伎奈氣(後)。

木根取、嘯鳴登。又（五に、）於伎蘇乃可是爾、紀利多知和多流。（於伎蘇は息嘯也、と鈴屋翁の說はれし由、略解に見ゆ、蜻蛉日記に、又の日もまたしきに、昨日はうそぶかせ給ふ事繁かめりしかば、源氏物語、幻卷に、うそぶきありき給ふ、竹川卷に、紅梅の木の元に、梅枝をうそぶきて立寄るけはひの、藤裏葉卷に、おこゞ昔思し出て、なまめかしううそぶきながめ給ふ。東屋卷に、宮もあひてもあはぬ樣なる心ばへにこそ、うちうそぶき口すさみ給ひしが、總角卷に、時に就けたる題出してうそぶきずしあへり、空穗物語に、此螢を差し寄せて包みながら、うぞぶき給へり、更科日記に、とみに舟も寄せず、うそぶいて見廻し、最いみじうすみたる狀なり、今昔物語集に、釋實因が盜人に負はれて、宴松原に往きし事を云へる條に、月を詠めうそ吹きて、時替る迄立てり、等あり、葦芽に、風招は風を招術。嘯は風招の術なるべし。故翁は。嘯を直に加邪乎支世須、と訓まれたりと云へり。（又或は、宇曾布久は、息吹にて、於支曾の支を省きて、於を宇に通はせたるなり、とも云へり、河海抄に、太笛皮笛嘯也、九條殿記曰、天慶五年、正月七日壬戌、大雨、雖甚雨依无止例、尙引青馬、今日酒盃十一巡、王卿有酒氣、吹皮笛、式部卿敦定親王云、更無如此之時、今日似古昔、甚感慨多、源中最秘抄に、右の文を引きて、今日李部王記、吹嘯之由有之、又原事簡要に、在李部王記、爲嘯也、新猿樂記に、早職事之皮笛等見え、源氏物語、紅梅卷に、かはぶえ、ふつゝかに、馴たる聲してと有りて、源氏論議に、天曆の比の記に、宴會の時、諸卿入興の餘、皮笛を吹くと云ふ同日小一條左大臣記に、諸卿嘯を吹くと云へり、又文範卿、節會の時、皮笛を吹、諸人嘲哢と云ふ事も侍るにや、或人曰、此の文範卿の事を、續古事談には、嘯を吹きければとあり、竹取物語に、或は笛を吹き、或は歌をうたひ、或は琵琶唱歌をし、或はうそぶき、扇を鳴らし等するに、云々、通證に、纂疏、曰、意則來風、故名曰風招、東坡詩曰、永嘯來天風、是也、今按、嘯虛吹也、詩召南其嘯也歌、拾遺記曰、西方有因霄之國、人皆善嘯、丈夫嘯聞百里、婦人嘯聞五十

里、と云へり、經國集、菅原淸公卿の嘯序に、淸公少好音樂、長而尙耽、雖云造次、心未暫捨、云々、至乎池亭景落物色將凉、吟咏乍疲、繼之以嘯、洪纖在口、脩短任心、無曲不寫、無歌不習、乃知音聲之妙、莫過於嘯、又同賦に、惟此嘯之作音、在脣吻而浮沈、意在竹而寫笙笛、想歸絲以像琵琴、發春林之鶯囀、亮曉巖之猿吟、分一氣於角羽、取衆響於淩深、暢山水之曲弄、流吳越之謳吟、爾乃韻無常調、無出不妙、猶無定時、有與是要、とあり、漱石齋小艸錄と云ふ物に、中古迄嘯を善する人多有りて、士大夫の間にても、好て嘯を作しと見えて、經國集に、音聲之妙莫過於嘯とあり、然れば善嘯聲は、絲竹の音にも過れて面白きなるべし、西土日本共に嘯法は今絕えたれば、如何して嘯を作す事か考へ難しと云ひ、又或人、毛詩の鄭玄注に、嘯蹙口而出聲と有るを案へば、嘗は須傾の約りなるべしとも云へり、又彼の國晉の代に孫登と云へるが、嘯を善すと晉書に云ひ、又嘯經と云ふも書目に見ゆ、）〇溺苦而は。（古くオボレナヤムと有れど、）於須禮久流志美氐と訓まれたり。苦は。外宮儀式帳に。伊勢大御神御詔に。吾一所耳坐甚苦と見ゆ。（萬葉集二に、「妹が姿を、みまくくるしも、八に、「見る吾くるし、夜の深徃ば、古今集に、「忍ぶればくるしき物を、人知れず、拾遺集に、「わがせこを戀ふるもくるし、暇有らば、源氏物語、行幸卷に、あないとほし、ろうしたる樣にも侍るかな、とくるしがり給ふ、帚木卷に、わりなくくるしき物と思ひたりしかば、眞木柱卷に、人々甚くるしと思ふに、若菜卷に、あなくるしと自思ひ續け給ふ、橋姫卷に、最心細くくるしからむや、夕顏卷に、くるしき御心にも、落窪物語に、そうぞくする事のくるしければなむ、後拾遺集に、「忘るともくるしくも有らず、ねぬなはの等もあり、〇可生由は。（書紀古訓に因りて、）伊久辨伎與志と訓まれたり。（今存る私記には、伊加牟與之奈之と訓みたり、後拾遺集に、「都にも戀しき人の、あまた有れば、猶此の度はいかむとぞ思ふ、兼澄集に、「命をば、けさこそたけく思ひつれ、くるゝを見れば、いかむ方なく、と見ゆ、）〇海原は。（此にはワダノハラと

訓まれたれど、)書紀の古訓に。宇那婆良。(江同、)とあり。(下には然訓まれき、)〇善術は。(古く江訓に、ヨキミチ、又バケと訓めれど、)今存る私記に。與支和左と有るに據られしたり。和左は。上(第六段)に。其術とあり。(或說に、バケとは、ばけ物、ばかす、等同言にて、賴政集、夫木抄等に、然詠り、と云へり、宇治拾遺物語に、ひじりなれど無智なれば、かやうにばかされけるなり、堀河次郎百首に、「いくよくひなに、はかされぬらむ、玉葉集に、「さりともと、賴む心に、ばかされて等もあり、佐渡及伊豫國邊の方言に、神に獻る燈を、御波計と唱に付けて按へば、本神々しき術を現すを云ふ目なるが、又變化の義に轉し用ふるにや有らむ、)〇活給吾則は。阿禮袁伊加志多麻波婆と訓まれたり。(書紀の古訓には、イケタマハバと有れば、かくも訓むべし、)〇吾生兒之は。(古くヤツカレガウミノコと訓みたれど、)阿賀宇美能古能と訓むべし。萬葉集二十卷)に。宇美乃古能、伊也都藝都岐爾。とあり。〇八十連屬は。書紀本註に。此云二野素都豆企一とあり。高橋氏文。景行天皇の大詔に。朕我王

子等爾。阿禮子孫乃八十連屬爾。遠久長久。雄略天皇紀に。自今以後。子子孫孫八十聯綿。敏達天皇紀に。自今以後。子子孫孫。(古語に云、生兒八十綿連、)とも見え。八十は。上(第十段)に。國之八十國。又(第八十段に、)八十神。又(第百三段に、)百八十一神。又(第百十五段に、)八十坰手。又(第百十九段に、)百八十神。又(第百二十三段に、)百八十日等あり。(八十伴男八十建、八十島祭、八十氏人、等甚多き詞なり、)都都伎は。上(第百二十四段)に。出雲國造之統統。と有るに同く。都岐都岐の約なり。文武天皇紀詔詞に。天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、とある解に。彌繼々爾は。又繼又繼々行なり。又始レ今而。次々彼レ賜將レ往、とある次々は、子孫の嗣々なり。と釋れ。萬葉集(一の卷)に。樛々木乃、彌繼々爾、天下、知食之乎、又(三に。)都賀乃樹乃、彌繼嗣爾。玉葛。絕事無。又(六に、)阿禮將レ座御子之嗣繼。天下、知所座跡、又(十八に、)此山能伊夜都藝都藝爾、又(十九に、)千代累、彌嗣繼爾、所知來流、天之日繼等。など多く見えて。纂疏に。謂二子子孫孫連綿不一レ絕也。と

有るが如し。○御垣邊は。書紀舊訓(又今存る私記)に。美加伎乃毛止。と有るに從れたり。古事記。白檮原宮御宇天皇の大御歌に。加岐能登爾。字惠志波士加美。と賦せ賜ひ。新撰字鏡に。牆。(加支。)類聚名義抄に。墻(カキ、城、塚、壕、堞、堵、墉を)も同く訓み、御垣守衞士等、後世の歌にも多く賦めり)○不離は。(記傳には、サラズと有れど、師は。)波那禮受と訓まれつ。上(第十九段)に。族離。とあり。(竹取物語に、我國の內をはなれて罷りありきしに、蜻蛉日記に、われは少しはなれたる所に渡りぬれば、源氏物語、空蟬卷に、心にはなる折無き頃にて、帚木卷に、程はなれてをとて、玉葛卷に、いたゞきをはなれたる光りやはおはする、枕草紙に、なごか歌は詠ずはなれゐたる、後撰集に、「猶卯の花の、陰ははなれじ、拾遺集に、物妬みしける男はなれ侍りて後に、等見ゆ。)○晝夜は、記傳に云。余流比流と訓むべし。續紀三十一宣命に。旦夕夜日不レ云等あり。古語皆如此し。祝詞に。夜乃守日乃守。と云へる事。常に多く見ゆ。○守護人は。同云。書紀の欽明天皇の卷に。爲二守護一。

さて書紀一書に。云々。火酢芹命苗裔。諸隼人等。云々。とある。代二吠狗一と云へる。即守護人なり。不レ離二宮墻之傍一と有るは。晝夜と云へるに當れり。(職員令に、衞門府、督一人、掌二諸門禁衞、云、及隼人門籍門牓事一)抑此火照命は。隼人の祖に坐して。此の守護の事。後迄隼人の職なり。隼人司式に。凡元日即位。及蕃客入朝等儀官人三(○玄道云、儀式に二とあり、)人。史生二人。率二大衣二人。番上隼人二十人。今來隼人二十人。白丁隼人一百三十二人。分二陣應天門外之左右一。云々。群官初入。自二胡床一起。(○玄道云、此の八字は今本書に據りて補へり、)今來隼人發二吠聲一三節。(蕃客入朝不レ在二吠限一)云々。大衣及番上隼人。云々。自餘隼人。皆云々。執二楯槍一。並坐二胡床一。又、凡踐祚大嘗日。分二陣應天門內左右一。其群官初入。發レ吠。云。又、凡遠從レ駕行者。官人二人。史生二人。率二大衣二(○山田氏云、二ハ一ノ誤なり、)人。番上隼人四人。及今來隼人十人一。供奉。其駕經二國界及山川道路之曲一。今來隼人爲レ吠。又行幸經レ宿者。隼人發レ吠。但近幸不レ吠。又、凡今來隼人。令二大衣習一

吠。左發本聲。右發末聲。惣大聲十遍。小聲一遍。訖一人更發細聲二遍。又、凡威儀所須横刀一百九（〇玄道云、恐らくは八の誤、）十口。楯一百八十枚。云々以赤白土墨畫鉤形。）木槍一百八十竿。胡床一百八十脚。（〇玄道云一本に張とす、）云々等。隼人の事、尙委く見えたり。（抑々隼人は、大隅薩摩國人なる事、上に云へるが如し、さて朝廷に召れて、仕奉れるが、永く留りて、京近き國の人に成れるも、子孫迄猶隼人と稱て、其職に仕奉れりしなり、隼人式に、五畿內、及近江丹波紀伊等國隼人とある、是なり、又諸國隼人と有るも、右の國々のを云なり、和名抄に、山城國綴喜郡に、大住鄕有るも、大隅國の隼人の、留り住しよりの名なり、中原康富記に、隼人司領、山城國大住莊と見え、又康正元年、十月十七日、是日、當國大住莊內、隼人司領名主南、「〇玄道云、菓の字の誤か」、未知實名來申、予對面、申云、大住內隼人領、大嘗會田中田地一町二反有之、大嘗會時參洛、於官廳、奏風俗舞人役是也、等見えたり、さて大衣と云は、右の近き國々の隼人の中にて、二人を擇びて、補たる者なり、隼人式に、凡大衣者、擇譜第內、置左右各一人、大隅爲左、阿多爲右、敎導隼人云々と見ゆ、大隅阿多とは、其國の人を云ふには非ず、先祖の出たる地を以て、近き國なるをも、大隅隼人、阿多隼人と別ち云なり、或人、大衣をも、大隅阿多等と並て、一種の隼人の如く云るは、式をも考へざる、妄說なり、續後紀に、山城國人右大衣、阿多隼人逆足と云ふ」人見えたり、又番上隼人と云は、本國より替々上て仕奉者なり、職員令の義解に、分番上下一年爲限、とある、是なり、「〇玄道云、元正天皇紀に、靈龜元年、五月辛卯、太宰府言、薩摩大隅二國貢進隼人、已經八歲、道路遙隔、去來不便、或父母老疾、或妻子單貧、請限六年相替、許之、と見えて、大日本史に、改六年爲一年、不詳在何世也、と有るが如し、」續紀二十五に、大隅薩摩等隼人相替、と云ふ事見ゆ、隼人式に、凡番上隼人二十人、有闕者、取五畿內、及近江丹波紀伊等國隼人幹了者、申省補之とあり、類聚國史に、延曆二十年、六月壬寅、「〇玄道云、此の四字本書

に據りて補へり、」停二太宰府一、進二隼人一と有るは、番上隼人の事には非じ、又今來隼人と云は、番上には有らで、本國より新に上りて、永く留りて、京畿に住居する者なり、此は妻子をも率て上る故に、女もあり、式に見ゆ、凡今來隼人給二時服及鹽一、云々、又、今來隼人身亡者、擇二取畿內隼人一充レ之、二十人爲レ限、云々、等式に見えたれば、此れも中昔には、人數定まり有て、召し上せられしと見えたり、諸儀に、吠聲を發るは、今來隼人の職なり、類聚國史に、大同三年、勅、定額隼人、若有レ闕者、宜下以二京畿隼人一隨レ闕補上レ之、云々、其女者、不レ在二補限一と有るは、女の事有れば、番上には非で、今來の隼人なるべし、又續紀二十八に、隼人司、隼人百十六人、不レ論二有位无位一、賜二爵一級一と有るは、番上今來の外に、別に司隼人と云有るにや、職員令の隼人司に、直丁一人の次に、隼人と云あり、是なるべし員は見えず、式に、白丁隼人、一百三十二人、と有るは、凡大儀者預前申レ官、喚二集諸國隼人一、令レ供二其事一と有るを以て見れば、司隼人とは別なるにや、此れらは詳には知り難し、

さて威儀に、隼人の執る楯に、鉤形を書くとある、此れも失せたる鉤を徵し故事を、後の世迄示さむ爲なるべし、鉤の字、本に釣と作は誤なり、○玄道云、大衣の事、山田氏の說に、大衣者服名也、其證如二式文一、而俗本有下作二大衣隼人一爲中狩人之義上可レ笑、近衞式云。凡大衣者、將監已下府生已上、人別橡帛三丈一尺、帛三丈一尺、綿十屯、近衞二百八、紺細布白細布、各二丈一尺、綿十屯橫刀緒近衞四百八人、「八人番長、」緋帛各七尺五寸、「右近緋纈、」三年一給、並錄奏請、衞門式云、凡門部十八、三年一給二大衣一、並錄奏請、兵衞式云凡兵衞三十八、三年一給二大衣一、錄奏請、「色同二近衞府一、」可レ以レ徵レ已、と云ひ、又或人、同式に、肩巾料緋帛五尺、とある肩巾は、大祓詞に、比禮挂伴男と有ると同じ物にて、今の肩衣の如き物なりしにや、とも云へり、又白尾氏の說に、鹿兒島神社の神藏に、隼人狗の面像あり、里民呼びて、御獅子と云ふ、其像の貌頭に似たればなり、又鉤の形を書きて、失せたる物を徵られし故事を、後世迄示せる所なり、今三月十日の祭に、正宮の鳥居本、左右

中央となく、夥しく市立を爲中に、古より鯛魚とて、赤き木魚と粧奩等の土產を賣鬻、是も海宮の遺風を存せる所とぞ。又昔濱下の祭と云ふは、定めて海宮に緣ある故實等も傳へぬらむを、今は其の式を知る者も稀にて、甚口惜し、と云へり、去し明治十六年の夏の頃、玄道公事に因りて、彼の御社に詣奉りて、古文書等を見つる時、今も御祭の時には、犬聲を奏せる例なりと、其宮司三雲四月若丸に聞けりき、さて襲人偕偶考に、能襲今來隼人と云ふは、吳王夫差が後にて支那にて倭人と云へるは是なり、と云へるは甚信じがたき說なり、萬葉十一に、早人名負夜音、灼然、と有るも吠聲を詠るなり、猶貞觀儀式等に。元日。又踐祚大嘗等の時の。隼人の儀見えたる。右に引る式の文の如し。閑院公季公記、長和元年十一月二十二日大嘗會の條に、諸卿入ニ會昌門ー、隼人不レ發ニ吠聲ー、諸卿一兩相催纔、吠、不レ似ニ例聲ー、云々と見ゆ。抑隼人の。京に上りて仕奉りし事の見えたるは、古事記朝倉宮段に。所ニ近習ー墨江中王ニ之隼人。名曾婆加里。と云ふあり。次に書紀に。大初瀨天皇の崩

坐し時に。隼人晝夜陵側にて。哀號で物を食ずで死ける事あり。(天武天皇崩坐しゝ時、大隅阿多隼人、誄を奉りし事、書紀に見ゆ、)天武天皇十一年。七月。大隅隼人と。阿多隼人と。朝廷にして相撲し事。持統天皇九年五月にも。隼人の相撲を覩しゝ事等あり。さて清寧天皇四年、欽明天皇元年、齊明天皇元年等、隼人衆を率て內附し事。(こは畿內に移り住し事等を、內附と記されたるが、漢籍に內附と云は、彼國に服附く事なり、尙隼人の入朝し事、續紀にも往々見ゆ、)大寶二年。養老四年等、隼人を征討賜ひし事も、續紀に見えたれば、叛し事も有りしにこそ、」玄道云、(養老の度の事は次の段に注べし、)和銅三年紀に、正月壬子朔。天皇御ニ大極殿ー受レ朝、隼人蝦夷等亦在レ列。云々。同七年、三月壬寅條に、隼人昏荒野心、未レ習ニ憲法ー、因移ニ豐前國民二百戶ー令ニ相勸導ー也。また、神龜五年紀に。四月辛己。太政官奏曰。云々。是時諸國郡司。及隼人等。授ニ外五位ー竝(一所と作り、)以ニ位祿ー。便賜ニ當土ー也、」また神護景雲元年紀に、九月戊申朔己未、隼人司隼人、百十六人、不レ論ニ有

位无位、賜爵一級。其正六位者、叙正六位上。また寶龜二年紀に。三月戊辰。停隼人帶劔。又肥前國風土記、値嘉郷なる少近大近の條)に、此島白水郎。容貌似隼人、恒好騎射。其言語異俗人也。と云ひ。(又、書紀纂疏に、頭槌者、劒首如槌也、今隼人所帶之劒有此形也、とあり、)又延暦二年紀に。正月乙巳。饗大隅薩摩隼人等於朝堂。其儀如常。天皇御閤門而臨。詔進階賜物各有差。類聚國史に。同十一年八月壬寅。制。頃年隼人之調。或輸或不輸。於政事甚渉不平。自今以後。宜令徧輸。又(同十四年に、使部三人を省きて、七人と爲られし事、類聚三代格に見ゆ、延喜式には四人とあり、)類聚三代格なる。同二十四年。十一月十日太政官奏言に。應停減雜色等事。隼人八十人。(減四十人定四十人)男四十人。(減二十人定廿人)女四十人。(減二十人定二十人)以前伏奉勅旨。頃年營造未已。黎民或弊。念彼勤勞事須矜恤加之。時遭災疫。頗損農業。今雖有年、未聞復業。宜量事優矜。令得存濟者。官議商量。具件如前。具錄事狀伏聽天裁。謹以申聞。謹奏聞。(國史には、十二月壬寅、「七日」、公卿奏議曰、隼人男女各四十人、毎減二十人、許之、とあり、)又(同十四年七月十日官符に、隼人司六人とも見ゆ、)國史に。平城天皇。大同三年。正月壬寅。詔曰。云々。隼人司。併衛門府。又八月庚戌。云々。其隼人司。依今年正月二十日詔書。既從廢省。併衛門府。而衛門府。併左右衛士府。仍更置此司。隷兵部省。但廢佑一員。使部二人。(後紀十七卷にもかくあり、)と見え。三代格。同四年正月七日官符に。應充便補隼人粮事。左右大臣宣。奉勅。定額隼人。若有闕者。自今以後。宜以京畿隼人隨闕便補之。但衣服粮料。莫同舊人。特准衛士給之。其女者不在補限。(後紀、國史には、此を同三年、十二月壬子、勅、とあり、又四年、三月巳未、「十四日」始置隼人司史生二員、と二典に見ゆ、延喜式には五人とあり、)又元慶元年。十月十七日。太政官符。應復舊置隼人司佑員事。依令隼人司。正一人。佑一人。令史一人。而大同三年。准□□廢隼人司併衛門府。依同年七月二十

六日論奏。更置二件司一、除二省佑(一)員一、參議從三位。兼行民部卿藤原朝臣冬緒宣。奉レ勅宜下依レ令置中佑(一)員上。(此は三代實錄三十二卷國史百七卷にも見ゆ。)又隼人司□□□□使部四人。直丁一人。大衣二人。(闕文有りて、何年とも知られず、或る物には、此を同年の事とす、因に云ふ、懷橘談の、出雲國なる佐太神社の下に、隼人の事を記して、無胡利國の反賊と云へるは、云にも足らねど、神代に諸神の、我に歸伏せば命を助くべしと詔ひければ、大に悅び命を助くれば、此の國の守護神と成るべし、と誓約て仕へ奉りぬ、後其形を板に刻みて、社頭の四面に置きぬ、八十員の隼人とは此なり、天下に凶怪有む時は、必隼人鳴り騷ぎ、殿より下へ落つるを、隼人飛び賜ふとて、諸人恐れぬ、と云へるは、古く彼の國に云ひ傳へたる俗語と聞えたり。)北山抄。城外行幸條に。圖書持二地圖一。造酒横二瓶入レ酒負レ馬。云々。一省。彈正。隼人如レ例。又請二內印一事の中。下二諸國一符。充二隼人司中女嬬大角隼人某丸歸鄕料一(洞院家記に粮とあり。)事。東鑑。歷代皇紀にも。薪大住二庄相論の事。又、上にも引れたる康富記に。隼人司領　當國大住庄。並宇治田原鄕。同西京隼人町。又、文安五年。正月六日。自二山城國大住隼人司領一公事物七種菜。(十二把上三把未進、等見え。(また大隅と云ふ地は、難波に、大住は相模國にもあり。)又美濃國神名記に。不破郡。正二位隼人大明神とあり。(忠行云、木曾路名所圖會なる、仲山金山彦神社の攝社に、隼人祠、四宮と稱す、本社の南右瑞垣の內にあり、祭神火闌降命、又、隼人社、山上に在り、神體麓に同じ、又胡千害祠、祭神豐玉彥命と見ゆ。)さて狗人の事は、上下に辨へられたるが如きを。)隼人を。狗人とも呼けむを。餘に未だ見當らぬは、偶物に漏れたるにこそ。(元明天皇御陵の傍なる石像を、隼人と云る物もあるが、夫正くは狗人とも云ふべき狀なり、」又、大內及諸神社等に、狛犬と云物あるも、此に起りつらむ、と云ふ說あり、淸和天皇紀、貞觀十四年五月の條に、右京人、左官掌從八位上、狗人氏守、賜二姓直道宿禰一、と有れど、古本には狛人とあり、さて京なる八坂神社に、犬神人と云ふが稍古く有りて、祇園文書にも

見えたれど、此に關かる事どは聞えず、）さて犬は、和名抄に。兼名苑云。犬狗之有懸蹄一者、一名猳。犬多毛也、亦作尨、伊奴、）爾雅註云、狗　和名惡奴、與犬同、○用明天皇紀に犬とも訓めり、さては韋奴にやと思ふに、餘には伊奴、以奴とあり、）犬名也。守禦畜也。獵唐韻云獵、（和名無久介以沼、）深毛犬也。（また信濃國筑摩郡辛犬郷加良以奴、仁和元年紀に、辛犬甘秋子、）と云ひ、（色葉字類抄に、獲、犴、狡、獨等を訓み、毛詩に、尨、獫、歇、驕等も見ゆ、枕草紙に、此のねたる犬、ふるひわなゝきて、云々さは翁丸と云ふに、ひれ伏して、太じくなく、又、忍びてくる人見知りて吠ゆる犬は、打も殺しつべし、又、犬の諸聲に長々となきあげたる禍々しく惡し、源氏物語、浮舟卷に、夜は太く深行くに、此の物咎めする犬の聲絶えず、人々逐ひさけ等するに、風雅集に、「跡も無き賤が家居の竹の垣犬の聲のみ、奧深くして、夫木集に、「思ひくる人は中々無き物を、憐れに犬の主を知りぬる、又、犬養、縣犬養、阿曇犬養、稚犬養、犬養部、辛犬甘、犬部等云ふも、古史、姓氏錄等に見え、大寶二年御野國戸籍に、狹度勝犬買、宗形部犬麻呂、秦部犬買、丈部眞犬、豐前國のに、奴犬手、奴小犬、等云ふ人名もあり、）其の古く物に見えたるは、天野神社記に。美麻貴天皇御世爾。豐耳之七世祖坐志天道根命。（此に或說の如く脱文有るべし、）又國王御（一に无し）神其（一に先し）大子坐之（二字一に无、其以下一に之兒と作り）大阿牟太首　並一柱仕奉使　爾時大神進依賜物。紀伊國乃黑犬一件。又阿波遲國乃三原郡白犬一件。並二件依奉賜、品田天皇乃依進賜物御犬口代奉（一に无し）飯地常地（即常陸にて、國字を脱しにや、）長郡（同國風土記に、那賀郡、和名抄に、那珂郡那珂郷あり、）內在　亦德由乃布居田千代。又此爾加廟　當依奉物　美乃（一に之と作り、）國乃。美津乃加志波　又波麻由布夫　飯盛器止寄給（一に奉と作り、）使、又此乃伴犬甘　藏吉人。三野國在　牟毛津（書紀には身毛津君と有て、大碓命の御裔なり、此國に武藝郡、和名抄に見ゆ、）止云人乃兒　犬黑比止云人　並人乎常依奉寄（一に无し）賜使、此人等者。今丹生人止云（二字一に等乃と

作り〕姓毘仕奉。別犬黑比止云人者。彼御犬二件奉引弓箭乎（二字一に笑矣と作り、）取持大御神坐阿帝（二字一に當と作り〕川乃下長谷川原爾犬甘乃神止云名得豆。石神止成豆在今と見え（此の社の告詞には、那賀郡、赤穗山乃布氣（逝）云所爾大坐志天、品田天皇奉給物、淡路國三腹郡白犬一件、紀伊國大黑小黑一件、此犬口代、赤穗村布氣田、千代、美野國乃三津柏、又濱木綿奉給、と有りて、本居內遠主が解に、高野明神緣起に、此を取りて、彼の空海僧が狩場明神二犬事を妄作せる由を委く論れたるは、實にさる說なり、丹治系圖に亦增加して妄說を作れる事、鹽尻にも論へりき、北院御室の石記に、於鷄犬者免之、內外典中、多說其德とて二犬大黑小黑の事を記し賜へるは信られねど、此外三國之際施奇異事、不遑翰墨、御堂關白自幼少好而飼犬人也、とて彼道滿か咒咀を見顯したる事も見ゆ、そは今昔物語集、古事談、宇治拾遺物語等にも出で丶名高き事なり、〕帝王編年記なる。古老傳に。伊香連か先祖。伊香刀美命と云ふ人。天之八女の白鳥化て。近江國浦に降れるを見て。竊遣白犬盜取天衣得隱弟衣と云ふ故事を記し、垂仁天皇紀に、丹波國桑田村人、甕襲か家の足往ちふ犬が、牟士那を咋殺たる腹に、八坂瓊曲玉有りし事見え。（春湊浪話に、寶治百首の寄獸戀、「人ぞうき、桑田のあゆき、山にても、馴れにし術を、忘れやはせし、と云ふ歌を引きて、斯の古事を取りて咏める成るべし、と云へり〕肥前國風土記（養父郡條）に。昔者纏向日代宮御宇天皇。巡狩之時。此郡佰姓。擧部參集。御狗出而吠之。於此有一産婦。臨見御狗。即吠止。因曰犬聲止國。於此訛謂養父郡也。又播磨國風土記（全天皇の印南別孃を誂ひに行幸坐し丶條）に。爾時印南別孃聞而驚畏之。即遁度於南毘都麻嶋。於是天皇。乃到加古松原而覓訪之。於是白犬。向海長吠。天皇問云是誰犬乎。須受武良首對曰。是別孃所養之犬也。天皇勅云。好告哉。故號告首。乃天皇。知在於此少嶋。又（飾磨郡伊和里の條に、）犬落處者。即號犬丘。又（託賀郡の條に、伊夜丘者。品太天皇獦犬（名麻奈志漏）與猪、走上此岡。天皇見之。云射

乎。故曰伊夜岡。此犬與猪相鬪死。即作墓葬。故此岡西有犬墓。又、目前田者。天皇爲犬猪所打割目。故曰目割。と見え。古事記朝倉宮段にも。志幾大縣主が。能美之御幣物として、白犬に布を繋。鈴を著て奉りし事。又書紀に。全じ御世に。筑紫水間君が犬の。呉國より獻れる鵞を齧ひ殺しゝ事。(靈異記に、欽明天皇の御世の事を語る條に、其家犬、十二月十五日生子。彼犬之子、毎向家室而期尅とも)推古天皇紀に。捕鳥部萬が家の犬の主の屍を收めて。其の側に死し事あり。又天武天皇紀に。四年四月庚寅。(十七日)詔を諸國に下して、莫食牛馬犬猿雞之宍以外不在禁例と見えたり。(此に猿を加へ給へる事に付きては、下に申し試むべし、古事談に、延喜野行幸之時、被入腰輿之御劔石付落失云、希有事也、古物をとて、大に令驚給ひて、高き岡上にて御覽じければ、御犬件の石付を咋へて參りたりければ、殊に興じて令悅給ひけり、と云ひ、又、後三條院は、犬を惡ませ給ひて、内裏にえせ犬の穢げなるが有りけるを、取り棄てよ、と藏人に被仰たりければ、犬を令惡給ふとて、京中より始めて、諸國迄犬を殺しけり、帝聞し看て、被驚仰ければ、又殺さず、と記せり)雜令に、凡畜產觝人者截兩角。蹋人者絆足。齧人者。截兩耳。其有狂犬所在聽殺之、(法曹至要鈔に、厩庫律云、畜產及噬犬有觝蹋齧人。而標幟羈絆不如法、若狂犬不殺者笞三十、「一に四十と作り、」以故殺傷人者、以過失論若故放令殺傷人者、減鬪殺傷一等、疏云、依雜令、畜產觝人者、截兩角、蹋人者絆足、齧人者截兩耳、此爲標幟羈絆之法、其狂犬本主不殺之、及標幟羈絆、不如法者、各得此坐、又條云、其畜產欲觝齧人、而殺傷者不坐不償、徒然草に、人つく牛をば角をきり、人くふ馬をば耳をきりて、其しるしとす、しるしを著ずして人を破らせぬるは、主の咎なり、人喰ふ犬をば、養ひ飼ふべからず、是皆科あり、律の禁なり、)とも見ゆ。(因に云、年山記聞に、大府記、康和五年、八月廿七日云、東宮遷御高松第、戌四刻御出、宗通卿、御額奉書犬字、先日女房出仕、爲房卿の子息顯隆卿日記には、戌刻行啓、

依可奉書阿也都古人事以予為御使被申院、為章按ふるに、犬の字を書く事を、阿也都古人を書くと云ひけむかし。と云へり、此の後にも、玉蘂に。承久二年、四月十六日、乙亥、皇太子始供魚味、「御年三歳、」曉更行啓于高陽院、天明之後、右大將自閑所方参入、奉書犬字之間、出御、二十三日、今朝、資頼朝臣以書狀示送云、行啓事一切奉行、宮司不候、云々、抑々奉書犬字、誰人可宜候乎、予答云、犬字如先度、右大將被参可宜歟、二十一日、今曉、東宮行啓一條第、右大將参入、「直衣、為書犬字也」、とあり、梅園日記に、此は依可奉書阿也都古人事、と讀むべし、想ふに、是小兒を守護の為の厭勝なり、其證は、菟玖波集誹諧連歌に、犬こそ人の、守りなりけれ、と云ふ句に、良阿法師、「繼子の、額に書ける、文字を見て、と附けたるにて知るべし、さて、此の本は、鬼車鳥は、犬を畏るれば、彼鳥を禳はむとての態なり、と誠にさるべし、とも云へるを、玄道案ふに、神祇称道に、犬子呪事とて此の犬の故事を引きて、今人多く我子を愛みて、禍都神の悪行を逃れむと呪ひて、狂御神の奴として、印を付る眞似するなり、と有るを見れば、阿也都古とは、實は美也都古の誤にて、即犬人と云ふに同く、天朝御守人もて、邪鬼を厭ふ由有りて彼打まき、又天勝等の故事と似たる心ばへにやと思ひしを、產所法式、及陰式要法等を見れば、天勝は生兒の長に作り、五歳迄側に置く、他へ行く時は、先打まきをまき、天勝を出だして後より行く也、又とりゐの犬も、幼き時は側に置く也、男子には左向、女子には右向とす、此犬を持たぬ人は、他行の時、紅にて額に犬と云ふ字を書く也。犬はこうう、やかんの類恐るゝ故に、取居の第一とし、道の難を拂ふ也、と云へり、此れ古傳と聞えたり、又或物に、此を上東門院の御時に、犬子を生みしを、大江匡衡朝臣、犬の字を拆て卜合申されし事を、其の起原にや、と論へるは非をこなし、さて犬の其の飼主や、世人に忠信を致せる事、右捕鳥部萬主のは更にて、今昔物語集に見えたる犬上の故事は更なり、太平記なる犬獅子を始めて、和漢及遠西の國にも、古今に多く聞えて、鳥獸記等に

も記せるを、實は此幽世にて、火照命の、御使者と爲賜へるにやと所思るを、別に書き集めて、世に許多聞ゆる、人面は具へながらも、禽獸にだも及ぬ體の警戒にもがと思ふ物から、暇無くて未だえ果さず。)○風亦吹息焉は。書紀には風亦還息と有りて、加是麻多布伎登杼麻理奴と訓めれど)加是毛布伎夜美奴と訓まれたるに依るべし。息は。又古事記遠飛鳥宮段の御歌に。阿米多知夜米牟。又(上にも引ける)肥前國風土記に。即吹止。因曰大聲止國。(源氏物語若菜卷に、風少し吹やみたるに、明石卷に猶雨風やまず、神なりしづまらで日頃に成りぬ、又此風今暫しやまざらましかば、枕草紙に、日頃降りつる雪のけさはやみて、風等いたう吹つれば、玉葉集に、「秋の雨のやみがた寒き、山風に、)等見ゆ。さて以上は。微に、第百五十七段)に引ける。書紀第四の一書に。又兄入海、云々。と有る文の次に。火折尊歸來云々。風亦還(○玄道云、一本に隨と作り、)息と有るを本に採れり。(但し此の傳へには、潮滿珠潮涸珠を賜へる事無くて嘯の事のみ有れば、漏たるには有らで、本より傳への異なるにも有るべけれど、かゝるめでたき傳へを、採り遺し事の最惜くてなむ、)古事記に。如此令惚苦之時。稽首白。僕者自今以後。爲汝命之晝夜守護人、而仕奉と見え。第二の一書に。乃伏罪曰。吾已過矣。從今以後。吾子孫八十連屬。恒當爲汝俳人。(一云狗人)請哀之。と有るを合せ考へて文を成せるが中に。俳優の事は。次に出たれば、此には爲晝夜守護人。爲狗人而と記せり。守護人と狗人とは同じ事。記傳に云はれつる如くなればなり。」とあり。(神道百首に、潮滿つに、山迄上る苦しさに、からき世を知る、やつこさぞなる、)今此を見奉るにも。大綿津見大神の御伊豆は。阿夜に太じく。阿夜に畏く大坐す事。申し奉るも中々になむ。是を以て師は。世に謂はゆる兵法は、元此の大神より傳へ給へる者ぞと説れたりける。(そは次の段に綠川翁の説を擧げて云へるか如し。

古史三十四之卷

古史傳三十五之卷

平田篤胤遺稿
男　平田鐵胤　撿閲
門人　矢野玄道　謹撰
孫　平田胤雄
門人　校訂

神代下十五之卷

故火須勢理命。知弟命之有神德而、欲自伏辜而、火遠理命、仍御心不解而、不與共言。於是火須勢理命、著犢鼻。（郁岡良弼云刊本成文に犢鼻を特鼻とかけり特は特し誤か犢と同し）以赭塗掌中及面而、告云。吾如此汚身焉。永當爲汝命之俳優者云而、乃擧足踏行而、學其溺苦之狀而。初潮漬足時者、爲足占。至膝時者、擧足。至股時者、走廻、至腰時者捫腰、至腋時者、胸置手。至頸時者、擧手飄掌之狀而、稽首白矣。故至于今、是裔之隼人等、不離天皇命之宮牆之傍。代吠狗而。亦其溺時之。種々之態不絶仕奉也。是世人不債失針事本也。故此火須曾理命者吾田小橋君、阿多隼人、阿多御手犬養、大角隼人、日下部、二見首、坂合部宿禰等祖也。

（郁岡良弼云刊本成文には百六十と標せり可校）知弟命之有神德而。（書紀古訓に、アヤシキイキホヒイマスとあり記傳には、クシキミイキホヒマスコトヲサトリテと訓まれたり）德は。師說に因りて。又伊豆とも訓むべし。伊豆は。上（第十五段、第二十四段）に。神名を初。多く見えたり。○欲自伏辜は。師說に志多賀比麻都良牟登須流衞と訓まれたり。（古くシタガヒナムトスとも

訓めり。)上(第百二十六段)に順者。神和和之とあり。○御心不レ解而は。美古古呂登都受長と訓むべし。解は。上(第百五十二段)に出たり。萬葉集(二ノ巻)に。情毛不解。古所念。又(九に)紐登、紐之緒解而。又、家如、解而佯遊又(十七に、)餘呂豆代爾。許巳呂波刀氣底。後撰集に。「春日さす、藤の浦葉の、打ち解けて。君し思はば、我れも頼まむ。(榮花物語、花山卷に、東三條のおとど、猶打ちとけぬ樣に、御心もちゐぞ見えさせ給ふ、又女御も御心解けたる御氣色もなければ、又女御をも萬に申させ給へど、心とけたる御氣色にもあらぬを、口惜しく思し食す、蜻蛉日記に、くれども心のとくるよなきに、枕草紙に、打ちとくべき心ばへにもあらぬに、又打ちとくまじき物、源氏物語、空蟬卷に、いよいよほこりかに打ちとけて笑ひ等そほるれば帚木卷におとゞも渡り給ひて打ちとけ給へれば詞花集に「とくるけしきも見えぬ君かな、山家集に「更に又、むすぼほれゆく、心哉。とけなむとこそ、思ひしかども)等もあり。(さて元つ書には、有慍色と有るをかく記るは、記傳に引き一然訓まれたるに依れりと、徵に見ゆ)○不與共言は。(江家訓にアヒイハズとあり)上(第百四十九段)に出て。其處に委く見ゆ。葦牙事。鉤一の事に依りて。海底迄も行幸し程の事なれば。遂には御心も解け賜はざりけむ。通證に引ける說に。懲械其能變レ約也。(又兄未ニ心服ー恐有ニ再犯ー故不與共言ー蓋有レ所レ期也)とも云へり。○著ニ犢鼻は。(書紀ノ古訓に、タツサギシテとあれど、)多布佐藝袁都祁と訓むべし。和名抄に。揚氏漢語抄云。袳子。毛乃之太乃太不(一に布と作)佐岐。(一云水子)、○或說に此の犢鼻を口訣に肌袴と注り、肌袴は卽水子也、と云ふ)又、方言注云。袴而无跨謂ニ之褌ー和名須萬之乃毛能。一云知比佐岐毛乃。史記云。司馬相如著ニ犢鼻褌ー韋昭曰。今三尺布作レ之。形如ニ牛ー(一に犢と作り、)鼻ー者也。と見え。新撰字鏡に褌。犢褌。太不佐支。又褌。褌。幝。三形同口大袴。志太乃波加万。萬葉集(十六)に。吾兄子之犢鼻爾爲流都夫禮石之。吉野乃山爾氷魚曾懸有とあり。(通證に、正義曰太不佐岐股塞也、今東國俗有ニ此稱ー云、卓氏藻林曰、犢鼻貧者褌也

李時珍曰縫合者爲レ袴短者爲二犢鼻一犢鼻穴名也、在二膝下一と云へり、宇治拾遺物語に賀茂祭の日、まはだかにてたふさぎばかりをして、から鮭、太刀に佩て、瘦たる女牛に乘りて、一條大路を、大宮より河原迄、我れは東大寺の聖寶なりと名乘りて、渡り給へと云ひ、又赤き物をきたうさぎにかき、又、赤きたうさぎしたる物出て來て、と云ひ、源平盛衰記、經俊布引の瀧に入る條に、經俊は紺の下帶かき、備前作りの二尺八寸の太刀、隨分秘藏したるを脇に挾みて髮を亂して、つと入ると見え、長門本平家物語に、木の皮を剝きてたふさぎにかき、又唐卷ぞめの小袖に、たふさぎかきて、と見え、古今著聞集に、かやうの用意にや、豫てたうさぎをなむかゝれたり、又立ちてたふさぎかきて、練り出たりと見ゆ、貞丈說に盛衰記、宇治川先陣の條に、はたばかまをかき、と有るは、褌の事なり、短き袴なり、古人は裸に爲る時は、必ず褌をはくなり、褌の下には肌の帶あり、肌の帶のたづなと云、又ものしたのたふさぎと云、もとは褌を指して云ふなり是れ絹布を褌に縫はずして、一幅の儘なるを用ふ、今ふんどしと云ふ物、古へ「義貞記、曾我物語に」たづな。「澤巽阿覺書に」はだの帶と云ひ、又俗にしたおびとも、「盛衰記に」云ふ物なり、皆たふさぎの事なり、唐韻に、衳は襌褌也と云ひて唐にては、衳も褌の類にて、日本のたふさぎには合はねども、和名抄には、衳は褌の下にはく物、日本のたふさぎは褌の下にかく物故に、此字を用ひたるなりと云ひ、或る人の說に、水子と云ふ名は、水衣の義にて、子は紙子、布子、綿子、刺し子等云ふ子に同く、水に入りて事を爲には、衣は著難く、裸なるも顯にて、見苦しければ、是れのみを著たるなり惣べて古人の湯に入る等の如く、裸に成る時は、此の水子を着たるなり、其湯浴る方よりは、浴衣とも云へり、今昔物語十四に目を開けて見れば、長け一丈餘計りなる鬼也、色は黑くして、漆を塗りたるが如し、頭の髮は赤くて、上樣に昇れり、裸にして赤き浴衣を搔きたり、又二十に、忽に鬼と成りぬ、其の形身裸にして頭は禿也、長け八尺許りにして、赤き浴衣を搔て、槌を腰に差したり、とあり、浴衣の字をユカタビラと

訓めど、そは浴み終へて着る衣の稱にて別なり、是は湯浴る間の衣にて、惣べては裸なるなれば、其れと同名には呼ぶべからず、ユギヌとぞ訓むべき、古事記に、御裳に所レ成神名とある裳は、袴の事にて、上古には裳と云ひはきもの義にて、はかまと云ふを、二つ共に裳なれば、同樣にも云へるなり、又御褌と云へるは、後三年の書の如く、いと裏の方身につけて着る物にて、即たふさきなり、天武天皇紀にも秦造熊令二犢鼻褌一而乘レ馬馳之、又雄略天皇紀に易二産腹一者、以レ褌觸レ體即便懷脤と有るも肌袴の事なり、古くは夫れを大らかに只はかまとも云へるなり、今の稱にて襦袢、小袖、羽織、胴着等を惣べて着物と云ふ如く袴も惣べて云へば一名なれど、別けて云へば品ある事にて、其のいと裏なる者をば種々に呼べるなり、類聚國史、延暦十八年七月の條に、是月有二一人一、乘二小船一漂二着參河國一、以レ布覆レ背、有二犢鼻一不レ着レ袴、とあり、そも犢鼻は膝の上にして終たる短き肌袴を指して云ひ、袴と云へるは、表に着る長きものを云るなり、雄略天皇紀に、多倍能婆伽摩嗚、那々

陛鳴絶と詠めるにて、袴を多く着る事有りて、又袴の中に表に着るも、裏に着るも有るは自ら知るべし、延喜縫殿寮式に袴二腰、別二丈、中袴二腰、別二丈、褌二腰、別二丈六尺、ともあり、其の褌は裏の袴と云ふ意の言なるを、一字にて褌と書けるなれば其の意にて見るべし、則水子の事なり、又只下に重ねて着る袴をも下の袴と云へる事あり、宇治拾遺に狩衣の肩少し落ちたるに、下袴もきず、等云へる類にて、布衣記には、下重の袴、聊太き布に糊を強く付けて、何にも衣文を能く持つ樣に張るべし、内まちと、腰をば生の絹たるべし、下袴の腰は細き布也、とあり、下袴と云へる方略にて、下裏の袴と云へる稱は正きなり、猶ひとへ袴と云ふ物あり、そもたふさぎと同く、最裏に着る袴と思し、名は殊なれども實はたふさぎなり、そは褌の股なきとは殊にて、股ある物にて、用ひ樣は同きなり、扨股無きも股有るも、本より近き物なれば、互に通はして云ひけむかし、たふさぎと云ふ義は、たは助詞にて、ふさぐと云ふ事なるべし、袖中抄に、指貫に括を上ず、そを挾みて、褐の尻

を膀より前様に、引きたふさぎて、前に挾めりと云ふ言有る等に合せ見て心得べし、右の文に因れば、聖戒畫詞の如く。膀に割り入れたる物、古くも有りて、そをたふさぎと云ひ足を蹈入る方は、肌袴と云ふ物なりけむと、思はるゝが如けれど、新撰字鏡には、たふさぎに褌の字を當てゝ注せり、褌を肌袴に當れば、二種共にたふさぎと云るなり、長門本平家物語に、唐卷染の小袖に、たふさぎかきて、からあやおどしの鎧を着と有るは、たふさぎを小袖に具へて、鎧直垂の代りに着たるなり字治拾遺に、ま裸にて、たふさぎ計りをして、又赤きたふさぎしたる鬼云々、と見え承久記に、裸になりたふさぎ計りをかきて、とも云へり或る人はそを今の股引の類にて、ふどしにはあらじ、と云れど、其は古の事に通らぬ言なり、狀は今の股引の如くにして、其の用は專今のふどしの意なる服なり、又たづなと云へる元は、其のしるむ緒を云ふにて、角力取等には、殊にさる紐の强かるべく製りたるを云ふなり、其の狀は聖戒畫詞なる物と近くて、今のふどしの如くなり、江家次第の裏書に延久三年の江記に云次相撲人三十八次第行列、「其ノ裝束烏帽狩衣犢鼻褌也、」差レ紐狩衣上着レ帶不レ着ニ下衣袴ヲ徒跣と有るに能く合へり又、相撲召し合せの條に、若髮亂犢鼻褌解則云々、と有るも、袴の類ならば、紐の事を云ふべきに、謂ゆるたづなにて、袴ならねば、直に其の事を解くればと云へるなり、とも、又手綱の事を委く說り、又或る說にふどしは布茂太志の略ぞ、とも云へりき、)○褚は、曾保爾と書紀の古訓にあり。(ソフ爾と有るは惡し、)口訣に。赤土也。と云へり。(赤土は、上第八十五段に出て、阿加爾と訓めり、)播磨國風土記に。爾保都比賣命の御誨語有りて。出ニ賜赤土ヲ一其ノ土塗ニ天之逆桙ヲ一建ニ神舟之艫舳ニ一云々。古事記。明宮段の大御歌に。伊知比韋能、和邇佐能邇袁。波都邇波、波陁阿可良氣美(又堀川百首に「花薄、にすほの絲を繰り挂けて絕えずも人を招きつるかな」と見え。通證に。萬葉集に所レ謂爾布能麻曾保乃。伊呂爾低氐。又赤曾保舟等。皆此の義なり。と云へり。(尙上第十二段なる爾保都比賣神の條をも合せ考ふべし。或る說に神功皇后紀に。三韓王等が降る時

如此せる事あり、此れ俳優人の姿なるべし、古き猿樂に赤隈黑隈取りし事見ゆ、其は西蕃より歸化の者の爲初し態也と云へり、其れに就て辨へ置くべき事あり、後漢書に、倭男子、皆黥面文身、以其文左右大小別尊卑之差云々、又魏志にも、今倭水人好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾等云ふ事あり、何にもして、御國を云ひ貶むとせる儒者の徒は、動すれば、此れ等を附會て、云ふめれど、此は遠く琉球、或は蝦夷等の風俗を聞き誤りて云へる、空耳の誑れ言なり、其は北史琉球國傳に、婦人以墨黥面黥手爲蟲蛇之文云々。此の事隋書にも見ゆ、かゝる風俗は常に裸にして。水に沒。海嶋漁人等の爲態なれば若彼琉球より移りてぞ、西の邊土の漁人に有りけむは、え知らねど、吾が大八洲に、さる風俗の爭が有らむ、とも云へり）〇塗掌中及面而。掌中は。（書紀の古訓にタナウラとあり、）上（第八十九段）に見え。面も。上（第四段、第六段、第五十八段、第百三十六段、）に見ゆ。塗は。奴理氐と訓むべし。類聚名義抄に。塗。（ヌル、マミル）泥。涅。墐。塿（も同く訓めり）色葉字類抄に引ける本朝事始に倭武皇子。遊宇陀阿貴山之時。以手牽漆木枝。其木汁黑美。染手皇子之手。爰皇子召舍人床石足尼。曰。此木汁塗干而可獻之。床石塗干而獻之。皇子大悅取其木汁而令塗蒔好之物。以床石足尼。任於漆部官。（用明天皇紀に、漆部造、漆部造兄靈異記に、大和國宇太郡漆部里、漆部和名抄に同國宇陀郡漆部鄕奴利倍、大和志に、漆部鄕今存、神名式に、尾張國海部郡漆部神社、和名抄に、同國同郡、漆部鄕、當國神名帳塗部天神）と見え。萬葉集に。鹽漆給。（拾遺集に、「名には云へど、黑くも見えず、漆川、さすがに渡る、水はぬるめり、源氏物語、若菜の卷に、御修法の壇のひまなくぬりて、紅葉賀の卷、に、赤き紙のうつる計り色深きに、木高き森の形をぬり隱したり、）と見ゆ。通證に。正通曰。塗掌塗面者。自受辱也。（漢書、赭衣晃錮、註、赭衣罪人服、白虎通、犯劓者、以赭著其衣、唐吐蕃傳、禁國人塗面以赭、西域記曰、至乃義門處關、辭鋒挫銳、理寡而辭窮、義乖而言順、遂即面塗赭墨、身塗塵

土斥於曠野、棄之溝壑）延佳曰、學其滑稽之狀、即俳優之體也。とあり。○汚身焉は。（書紀の古訓に汚をケガスとあり）美袁都賀志都と訓むべし。（こは、上第二十三段に穢惡とある條に就きて見べし）○汞は。（記傳に、トコシヘニと訓まれつ）書紀の古訓に因りて。比多夫流と訓むべし。神代紀に深切。（今存私記に、既切乎須万備比太布留）孝德天皇紀に切の字。景行天皇紀に頓の字をも訓めり。（運歩色葉集に、一向永と云心也、と云ひ、常經の義にて、ひたすらと意同じと士清云へり。）○汝命は。上（第百二段）に見ゆ。（書紀の古訓に因りて命の字を補られたり）○俳優者は。書紀の古訓に依りて。和奢袁伎毘登と訓むべし。（又イサヲキヒトと訓み、又俳人を今存る私記に、和佐比止とあり）此れも上（第五十五段）に見えたり。（通證に兼良曰、謂雜戲之人、但索君王之笑。非爲正臣之數也、兼倶曰、如何爾毛比與爾身乎也爾志旦、乎加志奈止乃樣爾成豆仕奉奈利、今按、乎加志謂可笑、蓋乎古之義也、三代實錄、內宴、宮讌、長尾來纔伎善散樂令人大咲、所謂嗚滸「古本には

嗚呼ともあり」人近之、本朝文粹、邑上御製、辨散樂云、嶋滸來朝、自爲解頤之觀、嶋滸嶋滸皆誤、後漢靈帝紀曰、合浦交趾烏滸蠻叛、南蠻傳曰、交趾西有噉人國、生首子輙解而食之、謂之宜弟、味旨則以遺其君、君喜而賞其父、取妻美則讓其兄、今烏滸人是也、源氏談、人違志互波乎古奈良牟、徒然草、乎古我末志久、文選西京賦、徑庭古訓乎古賀末之、今昔物語、乎古乃人哉登思比、或曰、嗚呼也、老學菴筆記曰、蜀人見人物之可誇者則曰嗚呼、字彙烏見異則嘆、故以爲烏呼歎所異也、釋日本紀、解應神紀歌云、千古者尾籠也、今俗尾籠以音呼之、義同、埃嚢抄、爲應神天皇故事不經甚矣、關東人曰乎津古字亦同、と云ひ、或る人も、阿々志夜胡之夜と有るも、此の袁許、又袁加志と同く、袁加志伎も袁許志伎にて其の中に自と他とに云ひ成せる異の有るのみなり、とも云へり、又通證の記し樣甚紛はし、袁古と乎古とは固より同じく、我が古言の彼れにも存れる成るべきを彼れより轉れる如く思ふも有るは謬なりかし。因に云ふ、看聞御記に、永享四年四月十日、晴、

鳥羽女猿樂勸進、自昨日始云、美女五人歌舞殊勝、言語道斷見物也、拍手哄などは男也、女共は如遊君音聲殊勝也、觀音などにも不劣、猿樂之體神妙也、とあり）○足は上（第五段、第十六段、第五十九段、第九十九段、第百十一段）に出づ○蹈行而は。布美由伎都々と訓むべし。蹈も上（第三十二段、第八十段）に見ゆ。○溺苦之狀は。（古本に、オボレクルシミノカタチと訓れど、）於煩久流志米流佐麻と訓まれたり。○擧は上（第十六段）に有り。（古くマナブ又ナラフと訓めり）○潰足時は、（今存る私記に安之爾津久土支爾と訓み古訓も同じ）新撰字鏡に、漚（漬也、漸也、比太須、又水爾豆久、又宇留保須）とあり、此れも上（第百五十六段）に出でつ。○足占は。阿那宇良と訓まれたり。（記傳にはアシウラと訓まる何よけむ、今定め難し。）萬葉集（四卷）に月夜爾波、門爾出立、夕占問、足卜乎曾爲之、行乎欲焉、（略解にあうらは、足蹈みて占ふ事なり、足を古へあとのみも云へり、或人云、萬葉集九に足利思代、又足利之水利爾又足利湖乎等皆足を阿に用ひたり、されば阿由牟は足動なり、阿理久は、

足往なり、阿止は足後なり、とも云へり、さて鈴屋翁云、古の歌の乎は卷の誤りにて、ゆかまくほしみならむ、とあり、）又（十四に、）月夜好、門爾出立、足占爲天。往時禁八妹二不相有。（略解に先づ歩の數を定め置きて、歩の奇偶にて、合不合を知る事、今人の爲るに異ならじか、と云ひ、又此の御故事を引きて、名は同くて、其の狀異なり、と云へれど、上代の足占の狀も、決して其れと定まれる傳へも有らねば、いかゞあらむ、遙後ながら定賴集に、「往き往かず、聞かまほしきは、いづ方に、蹈み定むらむ、足の占山、細川藤孝主の九州道記に、「必の、旅の行方は、よしあしは、問はでふみゝる、あしのうら山、とあり、此は丹後國なるが、必足占に故ある名にて、此の比迄も傳へて爲たるなるべし、丹後國風土記と云ふものに、葦卜と云ふ事見えたれど、疑はしき書なれば、引き出でず。）○至膝は。（書紀の古訓に、ヒザニイタルとあり、）和名抄に。膝頭也。比佐。又膝䯊。（一に珂と作り）師說に比佐乃加波良と見え。古語拾遺（一說）に。美夜比止乃、於保與曾許呂茂。

比佐止保志。延暦儀式帳に。佐古久志侶、伊須須乃宮仁、御氣立止。宇都奈留比佐婆宮毛止止侶備。萬葉集(三の卷)に。宍自物膝折伏。又(五に)比等能比射乃倍。と賦り。○股は。上(第三十二段)に向股とあり。○走は上(第八十段)に見ゆ。○廻も上(第六段、第八段、第六十五段、第七十二段、)に出づ。○腰は。和名抄に。身中也。和名古之。遊仙窟云。細腰支。師説。古之波勢。と見え。古事記。日代宮の段の歌に。許斯那豆牟。萬葉集(三の卷)に。劒刀腰爾取佩。又(五に、)許志爾刀利波枳。又(九に、)腰細之。須輕娘子之又(十三に、)夏草乎腰爾莫積。又(十九に)落雪乎腰爾奈豆美氏。又(二十に、)麻久良多知己志爾等里波伎。李部王記に。結御裳腰。水左記に。結御腰。神樂歌に。古志爾左可連流。(榮花物語に、公方のはふすまこしざし等例の公様なるべし、源氏物語、須磨の卷に、私様にはこしのべて等物の聞え非々しかるべきを行幸の卷に、此の御こし結には、彼のおとゞをなむ、胡蝶の卷に、白きひとかさねこしざし枕草紙にこしにさして、皆罷出ぬ、宇治拾遺物語にこし二重なる者の、杖にすがりて、續古事談に、人々の祿、隨身のこしざし迄賜にけり、萬代集に「若菜つむ、腰は二重に、有りながら、)等見ゆ。○捫は。(書紀の古訓に、モヂフ、江同之とあり、今存る私記に、捫腰、古之乎毛豆布、記傳に、モヂエとあれど、)師は毛遲理と訓まれたり。和名抄に。鋷。切韻に云。鑽也。漢語抄に云鋷。毛遲。(一に知と作り、)類聚名義抄も同じ。又捫(トル、ヒロフ、ナヅ、ウツ、スル、ノゴフ、カク、クフ、サグル、)靈異記に。捫ノゴヒテ。(玉造小町子壯衰書も同じ) 字鏡集に。鋷。(モチ亦ミチ、ノコギリ、)運歩色葉集に。鋷。(モヂリ、)宇治拾遺物語に。翁のび上り屈に。舞ふべき限り。すぢりもぢり。えい聲を出して。朱書云撰集抄にしぢりすぢりゆがみ房」。(飾抄に青紅葉モヂリ紅葉)と見ゆ。(古今集、伊勢物語等に「みちのくの、しのぶもぢずり、東鑑に、信夫毛知摺、と有るも、もぢり摺りの意、と或る人説へり、)○腋は。上(第三十七段)に御腋。又腋子と有り。○胸も。上(第十六段)に出。又上(第三十段)に心前又(第九十

八段、第九十九段に)和加夜流牟泥袁。又(同段、八千戈命の御歌に)牟那美流登伎。又(第百九段に高胸坂等も見ゆ。萬葉集(三卷)に。曾許念爾胸己所痛。又(八に)許己念者、胸許曾痛、又(十二に)胸平熱。又(十三に)念戸鴨。胸不安又戀鴨胸之病有。等あり。○手も上(第十六段、第三十二段、第三十四段、第五十六段、第五十九段、第百十一段等)に出つ。(第九十八段、第九十九段に、麻多麻傳、多麻傳ともあり)○頸は。上(第二十九段)に御頸珠又(第百五十三段に)、御頸之瑲と見ゆ。○飄掌之狀而。飄掌は。書紀の本註に。此云陀毗盧箇須とあり。字鏡集に。[illegible](タビラク)或る人云。此は手飄すにて。比流賀閉須は平返すの意なり。(或る說に是れ則前文なる俳優の所作なり、皆彼の隼人等の行ひし古き世の態等を云ひ寄せたる物ぞ、抑上代朝廷に仕へ奉るに其の國の風俗手振を行はしめられし事、譬ば應神天皇紀に、十九年、冬十月、幸吉野宮、時國樔人來朝之云々、歌之既訖則打口以仰咲、今國樔獻土毛之日歌訖卽擊口仰咲者蓋上古之遺則也、と有る類ひの形態なり、と云へり、さて以上は、前の段に引ける書紀第四の一書に故見知弟德云々、とある、飄掌以上を採りて文を成せり、と微に見えたり)○稽首白矣は。(此は、前の段に引ける古事記に採れり、と微に見ゆ、)記傳に云。稽首白は。能美麻袁佐玖と訓むべし。書紀の崇神天皇の卷に。彥國葺射埴安彥中胸而殺焉。其軍衆云々知不得免。叩頭曰。云々。叩頭。此云迺務。景行天皇の卷に、日本武尊抽襵中之劔刺川上梟帥之胸未及死。川上梟帥叩頭曰。云々。神功皇后卷に。新羅王降於王船之前。因以叩頭曰。云々。等有ると。事の狀も皆同じ。(又稽首と叩頭と、字の義も大かた同じ、)古事記。朝倉宮の段に。志幾之大縣主懼畏。稽首白。云々。故獻能美之御幣物云云。此れも事の狀同くして。稽首の表物ぞ。能美之御幣物と云るにて。能美と訓べき事を知るべし。(延佳本には、ヲガミと訓み賀茂翁は、ウナネツキテと訓れき、それは祝詞に、頸根衝拔と云る事、多く有るに依られたるなり、此れらの訓稽首の字の義には當れども、此處は、只に字の如く、首を地に

着て拜むのみを云へるには非ず、）能牟は。一向に伏從て。罪を赦給へと。請願申すなり。（俗言に眞平あやまり奉ると云が如し、）故れ書紀には此を。白伏罪曰と書れたり。又萬葉の歌に。神に物を祈を、許比能牟と多く詠るも。（奈牟ともあり、能と奈とは、通ふ音也、）本は同意なり、書紀崇神天皇の卷に。請罪神祇ともあり。此は二方（伏罪方と祈る方と）に渉り。」玄道云。肥前國風土記（藤津郡、條）に。能美郷。（在郡東、）昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時。此里有土蜘蛛三人（兄名大白、次名中白、弟名小「一に少と作り、」白、）此人等造堡隱居。（一に拒皇命の三字あり、）不肯降服。爾時遣陪從紀直等祖穉日子。令以誅滅。於是大白等三人倶叩頭。陳己罪過。共乞更入奉主人。因曰能美郷。（又佐嘉郡の條にも、大耳等叩頭陳聞曰、云々、）等も見ゆ。（通證に、正英曰、火酢芹命一旦感悟、大變從前之質、忽拜君恩之辱、以其溺苦之狀、製爲舞伎、貽之子孫、傳之百世、蓋其鏤骨徹髓而深悔遠改者、可以見而正是後世不知天人之際者之大戒耳、とあり、）○故至于

今は。記傳に云。抑後の世に隼人の職業は。上の件の如く。守護と俳優と二つなり。然るに今。火照命の能美の言には。唯守護人と爲むとのみ有りて、俳優の事無く。此處には。又俳優の方のみを云て。守護の事を云はざるは。（互に略きて。相照して心得る文かとも云ふべけれど、然には非ず、）互に事足ぬ心ちす。（書紀の傳へ等には、只一書に、不離天皇宮墻之傍、代吠狗云々、と有る傳へのみなり、其の上の文に、恒當爲汝俳人一云狗人とある俳人は傳への誤にて、狗人と有るぞ、正しかるべき其のゆゑは其の下の是以云々の文、專ら守護の事にして、俳優に非ればなり、）但故と云へるは、上の出鹽盈珠而令溺云々の事を承たるなり。）○玄道云、此は實にさる說にて、下文は、此れに因りて文を成されしにて、代吠狗而と有る迄は、前の段の若活給吾則云々の文を承けて、守護の事に係り、亦其と云ふより仕奉也と云ふ迄は、此の段の於是云々と云ふを承けて、俳優に係れり、）○裔は。（書紀に苗裔と有て、ノチ、

又ミナスヱ、ミコハナ等訓み、記傳に、スヱと訓まれしかど、)師は波都古と訓まれたり。類聚名義抄に、裔、(ハツゴ、ハツムマコ、)と訓り。字鏡集に。(トホリ、亦ハツムマゴ、ハツコ、)遊仙窟に。ハツマゴ。とあり。終子の意か。(はつとは、土佐日記に、或る人あがたの四年五年はてゝ、蜻蛉日記に、事はてゝ、又、暮れはつる迄、詠めくらしつ、枕草紙に、除目に云々はつる曉迄、源氏物語紅葉の賀の卷に、上の御梳くしに侍ひけるを、はてにければ、橋姫の卷に、御山籠りはて侍らむ、夕顏の卷に、え疎みはつるまじき狀もしたりし哉などいと多し、)此は萬葉集(十六の卷)なる。目豆兒乃負。身女兒乃負。とある米豆古の類の語なるべし。○隼人の事は。下(阿多の隼人の條)に注べし。○天皇命は。上(第百二十四段、第百四十七段)に出づ。大御祖命をかく申し奉りし事は。(己に引かれたる、)續日本紀なる詔詞に。高天原爾事始而。遠天皇祖御々世々。中今至麻弖爾。天皇御子之阿禮坐牟。云々。又高天原與利。天降坐志。天皇御世。又明文抄に引ける日本紀。釋紀に引ける大倭本記に。天皇之始。天降來之時。云々。(令集解なる古記に、君者、指二一人一、天皇是也、俗云二須賣良美己止一也、)等見えたり、(通證に、正英曰、天皇統尊也、統二御宇內一之尊稱と注り、)○宮墻之傍は。書紀に此及垣邊をミカキモトと訓めり。通證に云。不レ離二宮墻一、所レ謂御垣守衞士是也。(加岐限也、墻作レ牆誤、職員令曰、衞門府、管二司一一督一人、掌二諸門禁衞出入禮儀以レ時巡撿及隼人門籍、門牓事一衞士、云々、前(漢書)項籍傳註、宮垣內兵衞所レ在、四面皆有二司馬一、又神名式、大和國宇陀郡、門僕神社、風土記曰、所レ祭火闌降命也、ともを殿門と云ひ外十二門を宮門とす、內御門は左右近衞此を守り、中は左右兵衞此を守り、外は左右衞門此を守るとぞ、)○代二吠狗一而は。(書紀古訓に、)保由流伊奴爾加波理氏とあり。(私記に、保由流伊奴之呂と有るは取らず)和名抄に。吠犬鳴也。嘷。吼。己上三字。皆訓二保由一。新撰字鏡に。吠。(犬乃保由留)萬葉集(二の卷)に。敵見有虎可吼登。(古今集に、「此れを思へば、けだ物の雲に吼けむ。

こゝちして、枕草紙に、すさまじき物、晝ほゆる犬、古今著聞集に、恠く犬のほえ候ふを、又この犬のほえ様は、）等見ゆ。（通證に、唐昭宗紀ニ設ニ犬鋪鈴架一、以絕ニ內外一、廣義曰大鋪猶ニ今言ニ狗鋪一也軍中列ニ置吏卒一巡ニ徼所レ止處一設レ架懸ニ鈴其間一以絕ニ行人一五代晉高祖紀多設ニ鈴索吠犬一人跬步不レ能レ過即此ともあり○其溺時之種々之態とは、記傳に云。彼弟命の。鹽盈珠を出し賜へる時。溺苦たりし狀態を。合似行を云。然子孫に至るまで。此の狀態乎仕奉るは。此の時に伏事奉りし事を。長に忘ぬ由なり。書紀一書に。火折尊歸來。具遵ニ神敎一。云々。と有るは。其の種々の態を。委曲に云へる傳へなり。（擧レ足蹈行とは先づ惣てを云るにて初めに潮云々より、飄掌と云ふ迄、其の種々の狀態なり）又云。此の俳優は。即ち溺し時の種々の態を爲を云ふなり。職員令に。隼人司。正一人。掌下檢ニ校隼人。（○玄道云義解に、謂隼人者、分番上下一年爲レ限、其下番在レ家者差ニ科課役一、及簡ニ點兵士一、一如ニ凡人一、集解に、釋云畿內及諸國、有ニ附貫一者、課ニ調役一、及簡ニ點兵士一と見え、

標註に、分番上下、一年爲レ限云々、是れ主とは薩隅士着の者をさす、其畿內近國なるも亦同じ、一年は在京、一年は在國なり、差ニ科課役一とは、調傜を科するなり在國の間は。調傜を科せ、在京の間は、竹笠を造らしむ、簡ニ點兵士一一如ニ凡人一と有るも在國の間、兵士に簡點する事なり、兵士の事、軍防令に見ゆ、同戶之內、每ニ三丁一取ニ一丁一と云ふの法にて、兵士は皆良人なり、故に朱に、隼人者良人也、と云へり、とあり、さて靈龜二年五月には、六年を限りて相ひ替ふと云ふ制も有りしなり）及名帳。敎ニ習歌舞一。（○玄道云、集解に、穴云、隼人之才「舞等の誤か、」是也。朱云、敎ニ習歌舞一謂隼人之中可レ有レ師也。其歌儛不レ在ニ常人之歌儛一可レ別也、と見ゆ、）造ニ作竹笠一事。（○玄道云、此の五字は本書に依りて補へり、集解に、朱云一端耳、竹扇「或云、恐は笥の誤、」等亦可レ作者と見え、標註に、此れに依れば、竹笠のみならず、外の竹器をも造る、隼人式に、凡應レ供ニ大嘗一竹器と有りて、熬筥、煤籠、乾索餠筥、纚等見え、又年料竹器に、薫籠漉紙簀、茶籠及竹綾刺帙等見えた

れど、竹笠の事は无し延喜の比は、既に竹笠を造る事は絶たるにや、故に集解にも、問、竹笠爲二何用一、答不レ見と云へり、さてかゝる物を造るは、皆上番の間なる證、上の件に云へる如く差二科課役一如二凡人一と、下番の間の事を云へるにて知るべし、但し隼人式に、凡年料雜籠料竹四百八十株用二同國薗竹一と有りて、隼人居住の國の薗竹を用ふる由なれば、下番の年は、國にて造るなるべく思はるれど、此れ稍後の制にて、令條には合はずと云へり、勝隆の説に、彼の國なる竹を持ち來て、上番の間に造るならむか、とも云へり、法成寺攝政記寛弘八年條に不レ懸二隼人籬一等と云ふ事見えたれば、此の氏人の竹器に名高かりし事知るべし、又大隅國なる淸水青葉山臺明寺と云ふに傳へ藏る、應保二年の下文に、右得二臺明寺住僧等解狀一偁、謹撿二案內一、臺明寺者、無レ依無レ怙、往古靈崛、山修山學、聖跡精廬、草創以來、不レ知二幾許一、自二天智天皇御宇之時一、被レ定二置竹貢ヿ御所一後、逕二四百餘歲一、根本大伽藍也、と有るを始て、笛竹に係る文書多かり、薩州舊傳集と云ふ物に、此の寺天台宗にて尊圓親王の御孫僧正開基にて、勅願所也、御綸旨も百餘通あり此の山皆竹山にて、笛竹に妙也、平氏の靑葉の笛も此の山のと傳へ世に臺明竹と云ふは元此より初まれりと云へり、此れ隼人に由ある地には非るか、國人に能く探索ぬべきなり、）隼人司式に。凡踐祚大嘗日。云々。其群官初入。發レ吠。悠紀入官人幷彈琴、吹笛、擊百子、拍手、歌儛人等。（彈琴二人、吹笛一人、擊百子四人、拍手二人歌二人、儛二人、）從二興禮門一參二入御在所屛外一。北向立。奏二風俗歌儛一。主基入亦准レ此。大嘗祭式に。進二於楯前一。拍レ手歌儛等見え。續紀に。大隅薩摩隼人等。風俗歌儛を奏し事。往々見えたり。（○玄道云、桓武天皇紀に、延曆二十四年、正月乙酉、「十五日、」永停二大替「若は隅の字か、」隼人風俗歌舞一、とも見ゆ、）此の風俗歌儛も。彼の俳優の遺るにぞ有りけむ。（上代には、全俳優なりしが後には歌儛の體に成れりしならむ、」）玄道云。職員令に。雅樂寮。頭一人。掌下文武雅曲正儛。（集解に、穴云、稱二雅正一者、依レ不レ加二淫樂一耳、釋云、帶レ刀爲レ武无レ刀爲レ文、）雜樂。（義解に、謂二雅曲

正舞以外雜樂也、)男女樂人。音聲人名帳。(集解に、釋云、雅樂男女謂掌其正身也、樂人音聲、人名帳謂掌其名帳也、)試練曲課(義解に、謂音聲曲度。各有大小、課其程限、試其成功也)事又歌師四人の中二人は掌敎歌人歌女(師)二人。掌臨時取有聲音堪供奉者敎之。類聚國史に。文武天皇大寶元年。七月戊戌、太政官處分云々、雅樂諸師如此之類。准官判任。また元正天皇養老三年六月丙子。令雅樂寮諸師。始把笏。桓武天皇延暦二十一年六月癸未。有雅樂寮歌師二員。また平城天皇大同四年三月己十四未。減雅樂寮史生一員。丙寅二十一。定雅樂寮雜樂師。歌儛師四人、笛師二人。唐樂師十二人云々。三代格に同月一日官符。應給時服幷番上粮米事。史生四人云々笛工八人。笛生六人歌人四十人合五十二人粮米二十人各日白米一升とあり」(同二代格なり同「一に二十八と作」日官符に歌師四人、集解に。釋云、立歌二人、大歌六人、)歌人三十人。歌女一百人(また國史に延暦二十四年十二月壬寅公卿奏議曰、云々雅樂歌女五十八人、減二十人。

仕女一百十八人、減二十八人許之、」日本後記にもかくあり、大日本史に、其減爲五十八人者、不詳在何時、盖係延暦年中事、正史殘缺詳不可考也、と云る如し。)儛師四人。掌敎雜儛(大同四年官符には、儛師四人、筑紫日向諸縣師一人在此中、天平勝寶九年八月八日格に諸縣儛師、准右雅樂諸師從八位官と云、又弘仁十年十二月十一日官符に定雅樂諸師數事儛師四人、倭儛師一人、五節儛師一人、田儛師一人、筑紫諸縣儛師一人、」天長五年十一月二十五日の格に、勘解由使書生割雅樂寮歌人五人筑紫諸縣儛生五人充之とあり)儛生百人。掌習雜儛。笛師二人。(此に掌敎雜笛と云ふ文有るべし。)笛生六人。掌習雜笛。(延喜雅樂式に、凡諸樂師者不解和笛不得任用と見ゆ、歌儛品目に、和笛また太笛とも云、我邦にて制し出したる器なり、俗に是を神樂笛と云ふ、元々集に、天照大神赫怒、入天岩窟閉磐戸而幽居焉、云々、猿女君祖天鈿女命、採天香山竹、其虛節間彫風孔通和氣と云ふもの、此笛の原始なるにや、など見えて、

今も特に此笛を諸器の上首に置くなり、）笛工八人（義解に、謂供ニ此間樂一而吹レ笛者集解に、釋云、笛工謂ニ笛吹一也、穴云、笛工以上諸儛、雜樂耳、朱云、笛工八人者、儛師之所ニ教習一儛生所レ吹レ笛者と云ひ嘉祥元年、九月二十二日太政官符に、應レ減ニ定雅樂寮雜色生二百五十四人一事、減ニ百五十四人一定ニ一百人一倭樂生百三十四人、減ニ九十九人一定ニ三十五人一歌人二十人元三十五人、笛生四人、元六人、笛工二人、元八人、儛生二人、元十六人、田儛生二人、元二十五人、五節儛生二人、元十六人、筑紫諸縣儛生三人、元二十八人。）と云ひ。（此ら等は我が上代の古樂を敎へ習ふ人等なり、そは今は更なり、右の官符等の下の條に、唐樂、又三韓樂師、伎樂等をあけ、又右の義解に、供ニ此間樂一と云ひさて其唐國以下の諸樂者云々、と有るにて知るべし）集解に（引ける）別記に。歌人。歌女。笛吹。右三色人等。男（一に直字あり、）身免ニ課役一女。給ニ養丁一也。不レ限ニ國遠近一取ニ能歌人一耳。伎樂。四十（一に三十と作り、）九戸。木登八戸。奈良笛吹九戸。右三色人等。倭國臨時召。但寮常爲ニ學習一

耳。爲ニ品部一。取レ調免ニ雜徭一也。大屬尾張淨足說ニ今在レ寮儛曲等如レ左。久米儛。大伴彈レ琴。佐伯持レ刀儛。即斬ニ蜘蛛一。唯今琴取二人。儛人八人。大伴佐伯不レ別也。」五節儛十六人。田儛師儛人四人。倭儛師儛也。」楯臥儛、十人。五人土師宿禰等。五人文忌寸等。右著レ甲。幷持ニ刀楯一」筑紫儛、二十人。諸縣師一人。儛人十人。儛人八人。著レ甲持レ刀。」禁止二人。歌師四人。立歌二人。大歌笛師二人。兼知ニ橫笛及文。」（禁止とは吉志舞の事にや。天平三年七月乙亥紀に、定ニ雅樂寮雜樂生員一とて、諸縣舞八人、筑紫舞二十人、又、諸縣筑紫舞生並取ニ樂戸一また天平寶字七年。正月庚申紀に。帝御ニ閤門一云々作ニ東國隼人等樂一と有るを。熟閱るに。上代には種々の舞樂有りて。筑紫日向諸縣等云ふ儛の傳れる中には。決して此隼人儛と云ふも。籠有らむとぞ所思なる。（されば上に擧げたる朱說に隼人之中可レ有レ師也、と有るは、彼筑紫日向諸縣儛師は此の隼人の中より採用られしにやあらむ、鹿兒島名勝考に職人歌合に、くせ舞、男舞に皷を持てる圖を寫せり、歌に、「忘行人も昔の、男舞

舞。苦しかりける、戀のせめかな。是れ古への隼人の姿を云へり、とて都曇答臘、一名鼓川、一名轟小路の地の西に催馬樂城有るも、隼人の伎樂を知る人の居しより名づけし由をも委く記せり、東野洲聞書に後小松院天皇の、久世舞を叡覽有りて、亂世の聲有りとて、後召されざりし由云へるは、いとも畏しや、さて又太古には、天下の諸國に傳はれる諸樂をも、普く天朝に召上させ賜ひて御自ら聞し看しけむと所思る證、又俳優も古く種々有りし事等、村上天皇の散樂の御問、又新猿樂記等に依りて、別に考へ記せる物あり、）〇是世人不債失針事本也。（徵に故と云ふより此れ迄は、前の段に引ける、書紀第二の一書の次に於是兄云々、此其緣也、古事記に故至今其溺時之種々之態不絕仕奉也と有るを合せ採りて文を成せり、とあり、因に云、言談抄に、往年は、縫殿寮に磁石あり、此れ御衣を縫ひて後に、針等や有ると心みむ料なり、今はいと聞えずと云ふ事あり、）職員令集解に。朱云。凡此隼人者。良人也。古記（一に辭と作り、）云。薩摩大隅等國人。初捍後服也。謹請云。己爲犬奉仕人君者。此則名隼人耳。と記せり。又通證に。重遠曰。火闌降命。以一鉤責弟尊。至使之三年之久。呻吟於海宮之邊。其性惡爲如何耶。然而終不至大惡不祥。而自伏罪者。海神忠懇之功。而二種神寶之靈也。後世不幸有兄弟之鬩者。宜以省焉。（今按天孫爲人之弟而或詛或惱天倫之道豈然乎、曰出見尊既在儲位。君臣之分定矣然闌降命不欲從弟是以託事于失鉤令以放流之叛逆之幾既見矣、唯凶器未動耳、老翁海神知之矣、故翼戴之和解之令不至相害兄命果悔罪改過弟尊亦不失恭順是乃全天倫也、何背道之有）とも論へり。〇吾田小橋の君は。記傳に云。阿多君は。（多淸て讀むべし、濁るは非なり、）地の名に由れる姓なり。書紀海神宮段に。其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也。（上には、是れ隼人等が始祖也と云ひて、此には又如此云へる、同じ本書の内にて、前と後と違ひ有るはいかにぞや、）又云。小椅君は。地の名に依れる人の名なり。（阿多は大名にて、其の中にある小椅と云ふ地なるべし、此の地物に見

えざれども、必ず然るべし、今此の名の地は無か大隅薩摩の國人に尋ぬべし舊事紀に、景行天皇の御子等を擧げたる中に襲小橋別命、三田小橋別祖と云へり、三字一本に兎と作り何れも誤りにて、吾田小橋別なるべし是れも此なると一つ地名と聞えたり、さて小椅君は、其の地をうしはける人にて、即ち名に負るなるべし、又此は名には非ずして、阿多氏の中より別れたる一つの姓の如くにも聞ゆめれど、若し姓ならむには、必ず下に其の人の名あるべきに、名をいはで、妹と云へる事いかが某氏の妹とは云ふまじければなり、又君てふ加婆禰は必姓の下にこそ附くる例なれ、名の下にはいかゞとも云ふべけれど、凡て加婆禰は、元は其の人を尊て云へるより起れる事なり、此の御代の比は、未ださだかに姓と云ふ物は無りし事と見ゆれば、只其の居處の名等を以て、某處君と尊み呼るが世々に其の稱の傳はりて、遂に姓とは成るなり、殊に此の小椅君等は妃の兄君にし有れば、尊みて某處の君と云はむ事更なり、○玄道云、東大寺正倉院古文書に、神護元年文書に、圖書主典雄橋公、神護景雲二年文書に、同主典小橋公石正と云人見ゆ、)○阿多隼人は。古事記に。隼人阿多君と有りて。傳に云。隼人は。波夜毘登と訓むべし。和名抄にも。隼人司波夜比止乃豆加佐とあり。(後の世に波伊登と云は、夜毘は伊と約れども、猶訛りなるべし、又書紀の訓等に、ハイトンとあるは、愈正しからず、又今の世に波夜登とも云ふは波伊登と云ふ類ひなり)隼人と云者は。今の大隅薩摩二國の人にて。其の國人は。絶て敏捷く猛勇きが故に。此の名有るなり。(古言に、猛勇きを波夜志とも登志とも云へれば、波夜と云ふに、猛勇き意も有るなり、隼の字を書く事は、迅速き事、此の鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり、○玄道云、枕詞燭明抄に、日向大隅薩摩の國の俗皆隼人なり、其の猛く烈しき事隼の如し、と風土記に見ゆ、兵名を薩男とも云ふは、薩摩男と云ふ義なり、と云ひ、桃蘂殘輝にも隼人とは武勇の武士の稱と有るに能く符ひ、或る說にも、源平盛衰記等に早雄と云ひ、又詞にもはやりか、はやり心、又人にも馬にもはやると云ふ語、中昔

の書共に多かるは、皆同類ぞ、とも云へり、さて本草和名、和名抄に、旋花、本草に云、一名美草、又大戟をも、共に和名波夜比止久佐とあり、由ある稱なるべし）景行天皇。仲哀天皇の御世の頃。熊曾と云ひし者も是れにて。即ち其の國を熊曾國と云き。（熊曾の國の事は傳五の十五丁に云へり、〇玄道云、此は上第八段傳に引かれたり、）又其を隼人國と云へるは。續紀二に。大寶二年。十月丁酉、先是征薩摩隼人時。禱祈太宰所部神九處。實頼神威、遂平荒賊、爰奉幣帛以賽其禱、焉、唱更國司等（今の薩摩の國也）言。於國內要害之地、建柵置戍守之。許焉。（玄道云、元文を省かれたれど今全く擧げたり、又九月戊寅「十四」條に討薩摩隼人軍士、授勳各有差と有り、）とある。唱更此れ隼人なり、（拾芥抄の改名所々の部に、薩摩の國元は唱更とあり、「〇玄道云、二中歷にもかく云へり、」職員令隼人司義解に、隼人者分番上下、一年爲限、云々、とある意を以て、其の比唱更とは書きたりし也、今の薩摩國也とは、續紀撰ばれし時の注なり〇玄道云、唱更の

義を錦所談に、更者時、唱者吠之義、また唱更之義、而訓隼人乎といひ、比古婆衣に史記の呉の王濞の傳に、其居國以銅鹽故、百姓無賦卒踐更輙與平賈と有るを、正義に、踐更若今唱更行更者也、言民自著卒更有三品、有卒更、有過更、云々、と云へり、今其の大意を考ふるに、史記に謂ゆる踐更は、漢の世の制に邊塞の戍卒を云ふ稱にて、唐の世の制に、唱更行更等云ふと大方同じ趣なる戍卒の稱なりと云へるなり、此方の唱更も、其の唐制に准へて、擬給へる戍卒の稱とぞ聞えたる、然は此の前の年に、云々、十月に、唱更の國司等「今薩摩國也、」言、云々、と載せられたるは、薩摩の國の要害の地に、隼人を守る押への柵を建てゝ、戍卒を置かむと奏せるを許し給へるなり、是の時其の柵を建てゝ、戍卒を置かれたるに、彼の唐制の唱更の稱を擬て、薩摩を唱更國と改められたるを、此には國司の稱に及ぼしたる上をもて、かく記されたるにて、注に今薩摩國也と有るは、後に其の戍柵を廢め、戍卒を置かるゝ狀も替へられたるに依りて、舊の

薩摩の名に復れたる御世になりて此の紀を撰れたるが故に、今の薩摩國也と斷り記されたるなるべし、さて其の戍柵を廢し給ひ、國の名をも舊に復されたる證は、同紀に、養老元年、四月甲午、天皇御ニ西朝一、大隅薩摩二國隼人等奏ニ風俗歌舞一授レ位賜レ祿各有レ差、とみえて、是れより先に二國の隼人等、暴戾たる輩は、盡く平伏たる趣なり、故れ謂ゆる唱更の柵を廢給ひ、其れに合せて國の名をも、舊の薩摩に復されたりしなるべし、と云へる、委しき考なり、)萬葉三に。隼人乃、薩摩乃迫門。六に。隼人乃、湍門。等云へるも。國の名なり。(書紀孝德天皇の卷に、薩摩之曲、右に引ける續紀に、薩摩の隼人、萬葉に、薩摩乃迫門、等ある薩摩は、國の名には非ず、隼人國の中の地の名なり、後迄薩摩郡有れば、其の邊の名にぞ有りけむ、)其を薩摩の國とは。後に改められたるなり。(さて隼人とは、今の大隅薩摩二國の人を云へる中にも、隼人の國と云ひしは今の薩摩の國の域なるべし、大隅は和銅六年に、日向より分れたる國なればなり、但し上古には、薩摩迄かけて、日向の國とも云ひしかば、其の中に、薩摩より大隅かけてを、殊に隼人の國と云ひしにも有るべし、さて國の名の薩摩と改まりしは、大寶より靈龜迄の間なるべし、其の故は、右に引ける大寶二年の紀には唱更國と有りて、養老元年の紀に、始めて大隅薩摩二國の隼人とある、此の薩摩は、旣に國の名なればなり、)又曰。姓氏錄(山城の國神別)に。阿多隼人。富乃須佐利乃命之後也と見え、續後紀に。承和三年。六月戊戌朔壬子。(〇玄道云、此の五字本書に因りて補へり、十五日なり、)山城國人右大衣阿多隼人逆足。賜ニ姓阿多忌寸一。等見えたり。(此れら隼人の國より上て、皇朝に仕へ奉れるが子孫の、京畿に遣住めるなり、〇玄道云、姓名錄抄にも此氏見え、扶桑略記、醍醐天皇の延長六年五月十九日條に、修理職匠預阿多千春と云ふ人有り、)さて火照命は廣く隼人の祖と聞えたるに。分けて阿多君の祖としも云へるは。隼人の諸の姓の中に。殊に顯たる氏にこそ有りけめ。(或る說に、此の隼人阿多の君を、隼人と阿多の君と二つとし、又は隼人の國の阿多の君と見たる等皆惡し、只阿多の

君は、隼人なる故に、隼人とは云へるなり、)さて阿多てふ地は。和名抄に。薩摩の國阿多の郡阿多の郷あり。是れなり。(此の名今も存り。○玄道云日向國古風土記に閼駄の郡と有りて、上に引くが如し、)書紀に。吾田長屋笠狹之碕。(○玄道云、此は上第百三十九段に出でたり、)神武天皇の卷に。日向國吾田邑(古へは薩摩迄かけて、日向の國と云ひし事、上に云へるが如し、日向國臼杵郡英多有れど、其は阿加太と訓み、建久八年の日向國圖田帳に、縣莊と書れば、是には非ず、)等ある。皆此の地を云へり。(○玄道云、同國の名勝考に、吾田をは、今の薩摩の舊名也、後に大隅阿多と並べ云ひしは、谿山日置より揖宿穎娃の南邊迄の地方にて、皆安閑紀婀娜國の彊域と思はる、「○玄道云、婀娜は通證に據れるなれど、此は或る説の如く、備前國下道郡穴田と和名抄に見え、景行天皇紀に、吉備穴海等有る國なるべし、」南浦文集に、琉球那覇は本是れ川邊郡、と書けるも因り所有りと見えたり、さらば七島以南の海島は、較其の管轄に屬きしにや、和名抄に河邊郡鷹屋を阿多郡に收たるにて、古へのアタてふ郡は、甚大なりしを知るべし、建久三年の比、薩摩の國阿多四郎宣澄所領、谿山郡、伊作郡、日置南郷北郷、と見え、又伊作庄、日置郷、兩地田畠山野河海撿斷所務の事あり、又阿多平權頭忠景、依蒙勅勘遂電千貴界島と東鑑に載す、阿多郷に山神の叢祠凡三四所あり並祭大山祇神、と云ひ、地理纂考には、阿多は長狹神の私田の意にて、吾田と書ける本義なり、又太古吾田の國と云ひしは、今の阿多、加世田の邊なりけむを、後々には其の名弘まり、今の薩摩の國の方域迄に及び國人を隼人と云ひ大寶の比に至りては、即唱更國とも云ひしなり、又薩摩建國の後、阿多の隼人等の國は漸漸に縮まり、僅に阿多の一郷にのみ遺れる事、曾の國の名の贈唹郡に存と同じとも云り、但し私田の説は信難し、又姓序考に、村主と云ふ事を説て和名抄に、伊勢國安濃郡村主須久利と見えたり、其の義は得物撰の意にて、須久理と云へり、佐都の意は、萬葉集一に丈夫之得物矢手挿、立向とあるを得物矢の佐都と一つ詞なり、さるを得物矢は幸

矢なりとて。彦火々出見尊の山幸おはし坐せし故事に引き當て、幸弓幸矢なりと云へれど太しき強言なり。幸は佐知、佐伎とは訓めれど、佐都と訓める事なし、得物矢と正しく見えしは、萬葉集二十に、佐都夜奴伎「得物矢拔也、」又五に、佐都由美乎、多爾伎利物知提、「得物弓を手握り持ちてなり、」と見ゆ、又三に、足日木乃山能佐都雄爾、と見えし佐都雄は、十に、山邊爾、射去薩雄者、又山邊庭。薩雄乃禰良比、恐跡、とみえしに同しきを薩雄は、薩摩人にて、薩摩の國人は、雄々しき物なれば如此云ふと云へり其の持てる弓矢なれば、薩弓薩矢なりと云ふは、其の末をのみ云ひて、本源を尋ねざるなり。凡て佐都と云ふは能く物を見留て、其の美物を擇り取れる古言なり、又隼人は、宮墻邊の守護り人の如くなれば、元は幸易の事より起りしから、隼人等は主と弓矢の事に心を寄せしならむ、されば其の業を成し試むべきには、山野の狩りならではなき業なれば獵の事をのみ爲し竝に、佐都雄の號を取れるなり、隼人等の本貫は、薩摩大隅二國なれど、舊は日向國阿多、「日向國曰杵郡英多也」ぞ本なりける、佐都雄等の群居しかば薩摩と云ひ佐都牟禮の、牟禮を約むれば末と成れり、故れ薩摩と云へり、佐都雄等の多く住めりし處を大隅と云へり、又萬葉集三に、隼人乃薩摩乃迫門乎、と重ね詠めるは、彼飛鳥明日香能里と云ふに同く、其の事を二しへに云ふなり、然るは六に、隼人乃湍門乃磐母、と詠めるにて知るべし、隼人と云へば、則ち薩摩の事に成ればなり、隼人の持てる弓矢なるから。得物弓、得物矢の號有りし物なるを、後には凡て獵人の持てる弓矢迄を然云ふ事と成りしも、隼人等の狩り事を主とせしに依りてなり、とも云へり。此れに日向國の英多を本とゝ云ふは、上の說の如く非なり、）天武天皇紀。持統天皇紀等に。阿多隼人と有るは。此の地の隼人なり。（又持統天皇紀に、六年、閏五月、詔筑紫大宰率河內王等曰、宜下遣沙門於大隅與阿多可上傳佛敎。○玄道云、東大寺正倉院古文書斷簡に、阿多隼人乙麻呂弟阿多隼人東人、弟阿多隼人加都伎、妹阿多隼人刀自賣、また阿多若吉賣等見ゆ、）さて書紀に。始起烟末生出之兒號火闌降命。

是隼人等始祖也。次云々。次生出之兒號火明命。(一書には焰初起時共生兒號火酢芹命、次火盛時生兒號火明命、次云々、)と有るは。古事記と。此の神の生坐せる次第も違ひ。又隼人の祖も異なり。されど其の生坐せる次第に就て。第」なるが隼人祖なる事は同じきなり。又一書には。此御兄弟を。火酸芹命と火折尊と二柱として。火明命なきは。火酢芹と火明とをば。同じ神とせる傳へなり。(又一書に、火折命と火々出見尊とを別神としたる傳へも有れば、此の火酸芹と火明も、或は一神とし、或は二神として、其生れ坐せる次第も、互に前にも後にも爲る也、)かゝれば此の二柱の間に。此の隼人の祖の錯の有るは。かたがた由ある事なりかし。○阿多御手犬養は。姓氏錄。右京神別(天孫部)に。阿多御手犬養。姓氏考に云。天皇の御狩し坐す時に、大御身近く仕奉る犬養の隼人を云なるべし、鵜養犬養、猪養等云は。自養には有ねど。其養部等を從へ掌領なへに。氏に負る也。御手養隼人は、天皇の大御身近く馴れ仕へ奉るから御手自に養給へるとの義にてかく云へり。火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也。とあり、國造本紀に。薩摩國造。纒向日代朝御世代二薩摩隼人等一鎭レ之。仁德朝御代。○○爲二曰佐一改爲レ直。(考に云、仁德朝の代の下。前條に據るに、人の名又爲の字脫たり、人の名は知るべき由なけれど、爲の字を補へり、改爲レ直直は君の誤字にはあらざるか薩摩直物に見えねばなり、又云、曰佐は、姓氏錄に、紀朝臣同祖武內宿禰之後也、欽明天皇御世、□牽二同族四人、國民三十五人一歸化、天皇務以二其遠來一勅稱二珍勳臣一、爲二三十九人之譯一、時人號曰二譯氏一、續紀に、諸蕃異域、風俗不レ同、若無二譯語一、難レ通レ事、等有りて、蕃人の言通はぬを聞き取る官人なり、此なるも隼人の後孫にて、此の官に任たる者と見ゆ、)姓氏錄。額田部湯坐連條に。允恭天皇御世。被レ遣二薩摩國一。平二隼人一。復命之日。獻二御馬一匹一。とあり。さては此の御世にも。隼人の亂有りしなり。續日本紀。文武天皇。四年六月庚辰下に。薩末比賣、久賣、波豆衣評督衣君。縣助督衣君弖自美、又肝衛難波、從二肥人等一。持レ兵剽二劫覔國使刑部眞木等一と見え。大日本史に、衣評

督衣君、縣助督衣君氐白美、蓋今薩摩頴娃郡、衣君疑亦同族と云へり實にさるべし、又和銅二年。十月戊申條に。薩摩隼人。郡司已下。一百八十八人入朝。徵諸國騎兵五百人。以備威儀也。同六年七月丙寅詔。に授以勳級。本據有功若不優異。何以勸奬。今討隼賊。將軍并士卒等。戰陣有功者一千二百八十餘人並宜隨勞授勳焉。此を思ふに此時にも反奉りしなるへし。又養老元年夏四月甲午。天皇御西朝。大隅薩摩二國隼人等。奏風俗歌儛。據位賜祿各有差。同七年五月辛己。「十七」大隅薩摩二國隼人等、六百二十四人朝貢。甲申「二十日」賜饗於隼人。各奏其風俗歌儛。酋帥三十四人敍位賜祿各有差。六月庚子「七日」隼人歸郷また天平元年六月庚辰紀。薩摩隼人等。貢調物。また癸未、天皇御大極殿閤門。隼人等奏風俗歌儛。甲申、隼人等授位賜祿各有差。また同七年秋七月己卯「二十六」大隅薩摩二國隼人二百九十六人入朝。貢調物。八月辛卯。「八日」天皇御太極殿。大隅薩摩二國隼人等奏方樂。壬辰、「九日」賜二國隼人三百八十二人爵並祿。各有差又天平寶字八年十一月の條に。大隅薩摩隼人奏俗伎。授外正六位上薩摩公鷹白。薩摩公宇志。外從五位下。また神護景雲三年十一月庚寅條に。天皇臨軒。大隅薩摩隼人奏俗伎。外從五位下薩摩公鷹白授外從五位上。正六位上甑島隼人麻比古。外正六位上。薩摩公久奈都。並外從五位下。自餘隼人等賜物有差。又寶龜七年二月丙寅條に。御南門。大隅薩摩隼人奏俗伎。戊辰授外正六位上薩摩公豐繼外從五位下。自餘八人各有差。等見ゆ。又天平十八年薩摩國正稅帳に。大領。外從六位下。薩摩君福志麻呂。主政外正初位□薩麻君宇志。と有るは更にて。天平元年。及十五年紀に。佐須岐君夜摩等と有るは。甑島郡佐次に在りて、同し氏人なり。(又甑隼人は、和名抄に、薩摩國甑島郡、古之木之萬、甑島とある地の隼人なりと或る人說へり、又吏部王記、天慶三年閏七月十三日の條に、最手利生と有りて、小野宮年中行事なる、天曆元年勘文に、薩摩利生、以承平六年初立最手以同七年給官符、天慶八年十月七日任番長、とも見ゆ)○大角隼人は。姓氏錄。大和國神別(天孫部)に。大角隼人。出自

火闌降命(一本に之後の二字あり、)也とあり。大角は。即大隅國にて。上(第八段、生賜筑紫島とある處の傳)に說れたるが如く。元明天皇紀に。和銅六年。四月乙未。「三日」割日向國肝坏。贈於。大隅。始羅四郡。始置大隅國と見え。和名抄にも和銅六年。割日向國四郡。置大隅國、天長元年。停多褹嶋。隷日向(拾芥抄に大隅とす、)國。(此の時の官符は、類聚三代格、本朝文粹にも出つ、)管八。田四千百餘町。と見えて。(主計式に、行程上十二「古本に三と作り、」日、下六日、色葉字類抄に、本田三千七百七十三町、彼海東諸國記には、水田六萬七千三町と記せり、)此の國に大隅(放保須美)郡。大隅鄕あり。此より出でたる地の名を負へる氏なり。國造本紀に。大隅國造。纏向日代朝御世。治平隼人。同祖初小仁德帝(御)代。者伏布爲曰佐。賜國造。(考に云、本文は錯脫多く、訓讀難きを、强ひて云はゞ、景行天皇の御世、襲の國の隼人叛き奉りつるを、其の十三年と云ふに、悉平定て、景行紀に、十三年、悉平襲國とあり、」即其同族初小を、大隅直として、「天武紀に、大隅直有る

をもて、此の時も然云ひし事知るべし、」其の國の君の如物し給ひしが、後故有りて、曰佐の官に仕へ奉りけむ、故伎布も其を姓の如く負へりしを、仁德天皇の御世、改めて國造と爲し給ふと云ふ義なるべし、)とあり。又天武天皇紀に。十四年。六月甲午。「二十日、」大隅直賜姓曰忌寸。と見え。又姓氏錄。山城國諸蕃秦忌寸條に。雄略天皇御世に。秦公酒が秦氏人を悉に招集賜はむ由を乞ひ奏せる事を云ひて、天皇遣使小子部雷。率大隅阿多隼人等。搜括鳩集。得秦氏九十二部。一萬八千六百七十八人。遂賜於酒。とも見えたり。大隅國風土記に。大隅郡串卜鄕。昔造國神。勒使者遣此村。令見消息。使者報導。有髮梳神。云可謂髮梳村。因曰久四郎鄕。(髮梳者、隼人俗語久四郎。今改曰串卜村「郇岡良弼云、流布本倭名抄に、大隅國始羅郡串伎鄕とあるを、高山寺本には串占と作り、この串卜と符合り、さて宇佐託宣集には串良と書きて、大菩薩已誅隼人、串頭肆之故號其地曰串良鄕と見ゆ、是また一說なり、建久八年大隅國圖田帳に、串良院田九十町三段、筥崎宮

浮免田と見えて、今も串良郷あり、十三箇村を管りとぞ、因みに謂ふ、今本倭名抄、始羅郡と大隅郡とを錯簡たり、この古風土記に、大隅郡串卜郷とあるなん正しかりける詳く予が郡郷疏證に論定たり、宜く披き閲るべし」)又、必至里。昔者此村之中在海之洲。因曰必志里。(海中洲者、隼人俗語云必至「良彌云、天平勝寳七年五月紀に、大隅國菱苅村浮浪九百三十餘人言、欲建郡家許之、倭名抄に、大隅國菱苅「比志加里」郡、菱苅郷、とある是なるべし、本郡、今は海と遠けれど、古へは入海にて洲島も有りけん、尚よく考ふべし、」)とあり。此等是氏人の本國に在る證なり。(東大寺正倉院なる、計帳斷簡に。(何國とは知らねど)差科戸。隼人廣足。年肆拾伍歲。正丁。大住忌寸足人。年肆拾壹歲。正丁。天平六年七月死。大住忌寸山守。年拾捌歲。少丁。天平七年六月死。また不合差科。戸主隼人小君が妾。大住隼人黒賣。又戸主從八位上。隼人大麿が戸口に。大住隼人夢賣。「其他妻隼人古賣男隼人君足を始めて。隼人とのみ有るは甚多かり。」)又此の氏人の枝別に。贈於君。

及曾縣主。加志君等云ふがあり。そは續日本紀。和銅三年。春正月庚辰條に。日向國隼人曾君細麻呂。教諭荒俗。馴服聖化。詔授外從五位下と見え。又天平元年七月己酉紀に。大隅隼人等貢調物辛亥大隅隼人。始孋郡少領。外從七位下加志君和多利。外從七位上佐須岐君夜麻等。久久賣。幷授外從五位下自餘叙位賜祿亦各有差、又十二年九月戊申。大將軍東人等言、差勅使從五位上佐伯宿禰常人。從五位下安倍朝臣虫麻呂等。將隼人二十四人幷軍士四千人。以今月二十二日發渡。令鎭板櫃營冬十月壬戌。大將軍東人等言。逆賊藤原廣嗣。率衆一萬許騎。到板櫃河。廣嗣親自率隼人軍爲前鋒。即編木爲船。將渡河。云々。即令隼人等呼云。隨逆人廣嗣。拒捍官軍者。非直滅其身。罪及妻子親族者。則廣嗣所率隼人幷兵等。不敢發箭云々。時隼人三人。直從河中、泳來降服。則朝廷所遣隼人等扶救。遂得着岸。仍降服隼人廿人。廣嗣之衆十許騎。來歸官軍。獲虜器械如別、又降服隼人。贈唹君多理志佐申云、逆賊廣嗣謀云。從三道往。云々。又十三年閏三月

乙卯。授外正六位上。曾乃君多理志佐外從五位下。同十五年七月庚子。天皇御石原宮賜饗於隼人等。授外從五位下曾乃君多理志佐外正五位上。正六位上前公乎佐外從五位下。（正倉院文書にも大隅國左大舍人大隅直坂麻呂、薩摩少領前君乎佐、と云ふあり。）又天平勝寶元年八月壬午。大隅薩摩兩國隼人等貢御調、幷奏土風歌儛。癸未。詔授外正五位上曾乃君多利志佐從五位下、外從五位下前君乎佐外從五位上外正六位上曾縣主「岐直志自羽、志加禰、保佐々」幷外從五位下。（岐直以下誤脫有にやあらむ又正倉院文書に、從七位上大隅忌寸公足及薩摩國主帳曾縣主麻多と云ふ人見え）とも。天平寶字八年。正月丙辰。大隅薩摩等隼人相替。授外從五位上。前公乎佐。外正五位下。（此の前公といふも決めて同姓なるべきを、他には見あたらず。）又、神護景雲三年十一月條に。外從五位下加志君嶋麻呂授從五位上。外正六位上曾君足麻呂。大住直倭上。正六位上大住忌寸三行。幷外從五位下。等あり。（或る説に、加志君は和名抄に對馬島上縣郡賀志と有る地號などを負へるに

やとも、又或る説に、大隅國始羅郡鹿屋郷あり、屋は至の字の誤りにて此地にやとも云へり、「良弼按に、鹿至の說は信難し、さるは、建久八年大隅國圖田帳に、鹿屋院八十五町、筥埼浮免田、鹿屋院内恒見八町、正宮領、また志布志記に、伴兼貞始領肝付郡、其六世孫宗兼、補鹿屋院辨濟使、稱鹿屋氏見え、日本紀景行天皇の御卷に、襲國有厚鹿文、迮鹿文者、此兩人熊襲渠帥也、その二女を市乾鹿文、市鹿文といふ、鹿文はカヤと訓む、即ち鹿屋なり、今も鹿屋郷とて七村に亘れる總稱なり、」對馬國賀志郷といへる、名稱は同じかるべけれど、地理如何あらん、倭名抄舟車部に、唐韵に云、戕戕臧柯二音、楊氏漢語抄に云、加之、と見え、玉篇に戕牁繫舟大杙也、漢書には牂柯とも作り、出雲風土記に竪加志、萬葉集に可志振立、肥前風土記杵島郡條に、纒向日代宮御宇天皇、巡幸之時、御船泊此郡磐田杵之村、于時從船戕戕之穴、冷水自出、自成一島、天皇御覽、詔羣臣曰、此郡可謂戕戕島郡、今謂杵島郡、訛之也、など甚多く見えて、今世に檣を水中に植て舟を繫ぐを、

カシヲフルと云ふ是なり、大隅薩摩は海に濱める國なれば、加志即て戕牁にて、その地名を氏に負ひし者とこそ所思れ」正倉院なる天平六七年頃の計帳斷簡に、戸主、隼人國公首麻呂戸、云々合差科戸主、隼人國公首麻呂、年參拾漆歳男隼人國公麻呂、年玖歳、男隼人國公道麻呂、年漆歳、女隼人國公廣刀自賣、年玖歳、女隼人國公廣虫賣年參歳とある、此は阿多氏か、將贈於氏の別か、詳ならず、又寶龜六年紀に、四月庚午、(八日)外從五位下大住忌寸三行、爲二隼人正一、また同七年二月戊辰條に、外從五位下大住忌寸三行。大住直倭。竝授二外從五位上一。類聚國史に延暦十二年二月己未大隅國曾於郡大領外正六位上曾乃公牛養授二外從五位下一以下率二隼人一入朝と有り。さて此の曾を紀記二典共に熊襲國とも記され肥前肥後豐後等の風土記に。球磨贈於。播磨國風土記に。久麻曾國と見え。上に引ける國造本紀に。隼人同祖初小と有るにて。此の大隅の隼人は。贈於の地を本居とせる事明白く。其氏人等の。世々此の地を賜はりて領り居たる國を云へる稱にて。記傳に。(上に引ける)和銅六年紀と。神典に。日向國襲と有るを徴として。今の日向肥後(二字は白尾氏の說に因りて補ふ。)國の南半より、大隅薩摩かけての大名なる由も。又襲とは。勇悍强固の義なる由をも委しく說はれたるが如きを。(又白尾氏は、釋紀に、山嶽襲重之義也、と有るをも取りて、今の肥後大隅かけての地、層巒疊嶂、波濤の如く高千穗嶺を中央にして、嶮岨聳峙たれば、其の國俗の資て勇猛强悍なりし故に熊襲とも連ね云ひ、隼人とも梟帥等も、其の地勢と俗習とに因りて、熊襲の名は出來しなり、とし論へり。)元和名抄に。大隅國贈唹郡とある邊より起れる稱なる事と知られたり。(凡て一鄕の名より一郡にも及び、又國名とも成る事、故翁等の說の如し。)さて曾乃峰の事は。(二十二社注式に引ける日本書紀一書に、日向國曾峰と見え、己に引ける山城國風土記に日向曾之高千穗峰、又日向國風土記に、贈於郡、高茅穗穗生峰と云、續日本紀序に、襲山肇レ基、懷風藻序に、襲山降レ蹕之世、姓氏錄序に、天孫降レ襲と記され、神宮雜例集なる、大同本記文にやと見ゆるに、筑紫

槵觸嶽と有るにて、）桓武天皇紀に。延暦七年秋七月己酉。太宰府言。去三月四日。戌時。當大隅國贈於郡曾乃峰上。火炎大熾。響如雷動。及亥時。火光稍止。唯見黒烟。然後雨沙峯下五六里。沙石委積可二尺。其色黒焉。と云ふ事見ゆ。（此の山に神火起りて變異の兆を爲し事、天文二十三四年にも、天正四五六年の比、又慶長三四五年、同十八九年の比にも兵亂の兆有りし事、其の後數度有りし事等彼國人の委しく記せる物あり、山田清安筆記に、曾乃と有乃字を論ひて、此は續紀に曾乃君、又書紀に壹師濃王とも有る類にて「書紀に阿蘇仍君とある、仍は乃の誤りか、」又建治正和以後の文書に、郡を曾野郡と記し、貞應文書には僧乃とも書き建治二年石築地役帳に、曾小河ちふ地名もあり、又塵袋に、日向國吐濃峰に、古慶郡吐乃大明神有るを思合はすべし、と云へり、さて和名抄に。囎唹、注に曾於、又穎娃を江乃と有るも、地名の二字に定りてより、自らかく二音に記しもし唱へもする例と成りしを正しく注し傳へられしにこそ、）是れ即霧島山なる事宇佐託宣集に。（正應庚寅二月十日序有れば、即伏見院天皇御世三年に記せる書なり、）云々。還來日州辛國蘇於峰是也。蘇於峰者霧島山別號也。と有るにて知るべし。（此は上第百三十八段、第百三十九段に説はれたるをも、合せ考ふべきなり、）又同書に。元正天皇。養老三年。己未。大隅日向兩國隼人等襲來。擬打傾日本國之間。同四年。庚申。公家被祈申當宮之時。云々。又春日社注進狀を引きて、昔異國擬襲來本朝之時、征伐三韓、斬敵國王首一則献宇佐宮、一献鹿島宮、一献國皇、是則大嘗會儀式所用之纛縣是也、と記せるも、聊由有りげなる傳へなり、）とて。御神託有りて我れ行て彼れを降伏べし。と詔へるに因りて。豊前守。正六位上。宇努首男人。（萬葉集に、神龜五年、十一月、大宰官人等、奉拜香椎廟時、云々、豊前守、宇努首男人歌往還常爾我見之。香椎潟、從明日後爾波見縁母奈志とあり、）神輿を迎へ奉りて此を攻めしに。先づ五所城（奴久良、桑原、神野牛屎、志加牟）之賊伐殺之。今二所城（曾於乃石城、比賣乃城、○傍に、サツマノソオノコホリと假字をさせり）

之凶徒忽離散。と云。政事要略に。舊記云。養老四年庚申爾。豊前守宇努首男人平。將軍度（一に止とあり）志旦。大御神乎奉レ請天、（一に旦と作り、）大隅日向兩國奈留。向拒隼人等乎伐敎幾。大神託宣。吾此隼人多敎都留報爾。每年放生會奉レ仕部之。（此は同託宣集同縁起、惟賢比丘筆記、扶桑略記、水鏡、廿二社注式、類聚既驗抄、八幡愚童訓峰相記等にも見えたり、）と有るを。元正天皇紀に考へ合するに。同四年。二月壬子。大宰府奏言隼人反、殺二大隅國守陽侯史麻呂一。又、三月丙辰、以二中納言正四位下大伴宿禰旅人、爲二征隼人持節大將軍一、授刀助從五位下笠朝臣御室、民部少輔從五位下巨勢朝臣眞人爲二副將軍一、同六月戊戌詔に蠻夷爲レ害。自レ古有レ之漢命二五將一。驕胡臣服。周勞二再駕一。荒俗來王。今西隅等賊。怙レ亂逆レ化屢害二良民一。因遣二持節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人一。誅二罰其罪一。盡二彼巢居一。治レ兵率レ衆。剪二掃兇徒一。酋帥面縛。請二命下吏一。寇黨叩頭。爭靡二敦風一。然將軍暴二露原野一。久延二旬月一。時屬二盛熱一。豈無二艱苦一。使二使慰問一。宜レ念二忠勤一。同八月壬辰。勅。征隼人持節將軍大伴宿禰旅人宜二旦「死イ」入レ京、但副將軍以下、隼人」未レ平。宜二留而屯一焉。と有る時の事なり、其の後にも。同五年。秋七月壬子條に、征隼人副將軍從五位下笠朝臣御室。從五位下。巨勢朝臣眞人等還歸。斬レ首獲レ虜、合千四百餘人。同六年夏四月丙戌。征二討陸奧蝦夷。大隅薩摩隼人等一。將軍已下。及有功蝦夷。幷譯語人。授二勳位一各有レ差。同七年夏四月壬寅。太宰府言。日向大隅薩摩三國士卒。征二討隼賊一頻遭二軍役一兼年穀不レ登。交迫二飢寒一。謹案二故事一。兵役以後。時有二飢疫一。望降二天恩一。給二復三年一。許レ之。等有るをも思ひ合すべし。此曾於の城（又隼人城）と云ふは。即謂ゆる國分邊（古の國府）に在由。彼國人伊地知季安襲山考に記して。贈於郡。自二神古時一。大隅隼人。世領二其地一。因以二曾乃君一。爲二其姓號一。云々。（此に古書を引きて委く注して、）而今曾於郡鄕尙有レ社名二隼人塚一。在二於鄕之止上神社西數百步一。而祀二其先神火闌降於同社庭一。曰二大隅神社一。又其隣鄕國分。亦有二隼人城遺墟一。在二於要嶮所一。蓋火闌降以來。神胤隼人所二世居一也。（大隅名勝考に、止上六

所權現、在贈於郡於郷口久村志宜理の杜と云ふ奉祀彦火々出見尊、豐玉姫命、云々、社傳に、景行天皇熊襲を討ち給ひし時、神の稜威に賴り給ひし故に、御勸請なり、祭禮に、正月七日、王の御幸と云ふあり、又贄祭と云ふあり、其の式社の西の方數百步に、眞魚板と云ふ田の中に小き叢あり、俗に隼人塚と云ふ、正月十四日、此の所に里人初獵の獲物、野猪鹿肉を三十六本の串に貫き、地に挿し立てゝ、牲とし祭る、隼人を誅せし時の故事を傳習すと云ふ、又大隅神社、奉祀火闌降命、土人大隅地主神と稱す正長二年。十月二十五日。曰伊季者。記上小河里山野境。云西境隼人城。乾隅境中弟子丸名之類。皆足以證其當時焉。上小河里。舊名曾小川。而所謂梟帥居其川上。故曰川上梟帥云。其云曾小。則曾於訛。後分上下。今爲村名。隸國分郷。弟子丸亦爲村名隸清水郷。而隼人城。後大永五年。九月一日。清水城主。本田親安(稱參河守)攻而取之事見樺山玄佐自記。迄以清水尚爲居城以隼人城。新爲產城。遂名新城。(一說慶長二年貫明從于此名新城云恐誤乎)城有巖穴。曰長狹懷。此隼人所栖云。因祀隼人。(爲天文五年事)今尙存焉。(地理纂考に、隼人城、上小川村、上古大隅隼人の居地なり、城中に大なる巖洞有りて、長袋と號す、隼人の酋長が居所なりしと云。隼人城より寅卯方十町許に、拍子橋あり、今俗庚申橋と云ふ、土人相ひ傳へて曰、熊襲梟帥隼人の城中に親族を集め、酒宴舞踊して在りけるを、日本武尊に逐れ、此の橋本にて誅せられしに因りて、拍子橋の名を負ふと云、と見え、又劒大明神社由緒書と云ふ物に、大隅五社の一、韓國宇津峰社は上代には宇津峰頂上立ち賜ひしを、中古に御殿を其の下に移し奉りて、劒大明神と申す昔同府新城の主熊周日向の都に背き奉りしかば、第二の皇子小臼命、謀略を以て誅ち賜ふ。因りて御名を大和武命と申し奉る。其の熊周の裔孫に、大人彌五郎と云ふ妖物出てゝ、人民を悩めしかば、源爲朝下向して、退治せむとせられしかども、新城の傍に大穴に閉て籠りて輙く平ける事能はず、故に此の社を初め一宮、二宮、大穴持神社、宮浦神社、五社に神樂を奏て、

此を乞祈しかば神威に因りて、彌五郎誅に伏しぬ、爰に彌五郎髻四肢を切りて、國府所々に埋む其神樂をせる所を拍子川と云ひ、此より神威を崇めて劒大明神と唱へ奉ると記し、清安筆記に、名勝考にも、國分郷の古名は、曾小川と云ふ由見ゆれば、川上梟帥は曾小川の川上に住めるにて、邑もて稱しなり、曾小は即曾於の訛なり、今里言にソオゴガハと唱へり、又正八幡宮枝社の隼風宮なる、日本武尊隼人を撃ち給ふ時の矛は即梟帥兄弟を誅ち給ひし時の器仗にや有らむ、又日向國的野八幡宮は、和銅中に、大人彌五郎を崇め、又國分郷、野口村四肢明神は、大人を祀り、同じ福島村は其の弓を瘞めし所なり、又一説に、四肢とは、四肢を分ち埋めて、所々神に崇めて、其の靈を宥む等も云れば、其の大人、或るは彌五郎等云ひ傳ふるも、必ず一人の隼人には非ずて、養老中、征討の隼賊と、互に混れしも知り難し、さて此の隼人城は、隼人の住居せしのみならず、後世は所謂贈於君州廨にて、今の府中村は、大隅國府にぞ有りけらし、贈於君は、古への國造の如く、世祿の郡領なり、）

と云へり。信にさるべし。されば。當昔火須勢理命の。賜はりて領坐し地は。吾田國にて。其の御裔は。其の地名に依りて。吾田君。(又吾田小橋君とも呼ひ。)又阿多隼人と稱。後其れ分れて。大隅國に在るを。襲君。又熊襲とも。大角隼人とも稱ひしを。後に暫く國名改まりて唱更國と呼び。又改めて薩摩國と爲しより。即吾田君等の本國に在るは。薩摩君。薩摩國造。(又分れては甑隼人、又加志君とも、)薩摩隼人等と成り。其の大隅に在るを。贈唹君。(又曾君、曾縣主、)大隅國造。大住直。(大住忌寸前志)等に成りけむを。古くより京畿邊に住み著て仕へ奉れる氏人は。猶元のまゝに。阿多隼人。又大角隼人と唱りと聞えたり。(或る物に、隼人系譜と云ふを引きて、委く説たれど、眞僞詳ならねば記し出でず、)さて藤原廣嗣朝臣の上書に。西隼東蝦と見え。唐書日本傳に。其東海嶼中。又有邪古。波邪。多尼三小王。とある。邪古は掖玖嶋。多尼は多禰嶋。波夜は此隼人を的て云へるなり。）松下見林説に、波邪、蓋集和訓、觀類聚國史、異類從皇化者、不稱姓名、常號夷

俘中有隼部、諸國往々多之、諸國介爲夷俘專當亦古者指大隅薩摩爲隼人多隼人氏也。又。蓋隼人時不從命、故唐書以西南之地、隼人所有之島、指名波邪爲有小王也多禰多禰島也或作多褹とも云へり)〇日下部は。姓氏錄。攝津國神別(天孫部)に。日下部。阿多御手犬養同祖。火闌降命之後也。と有りて。古事記(白檮原宮段)に。日下之蓼津とある傳に云。日下は。久佐訶と訓みて地の名なり。是れは河內國河內郡なる日下には非ざるべし。(河內郡なる日下は、古書に多く見えて名高し玄道云、かく論はれしかど、此は尙河內なるべし下に說るが如し)其の故は。難波海をば過て。猶海路を幸行て。泊賜へる津なれば。必ず難波より南の方にて。海邊なるべければなり。故れ思ふに。和名抄に。和泉國大鳥郡に日部(久佐倍)鄕あり、(〇玄道云、和泉志に、日今作草、泉州志に、日部村、原田村とあり)、式に同郡日部神社もあり。(〇玄道云、和泉志に、草部村、社藏永正中將家祈願文、とあり)此鄕今草部村と云へり。是實は日下部にて此の日下は是れなるべし。

(下字を略きて日部と書けるは、凡て諸國郡鄕の名、必二字に約めて書く例にて、大和の葛城上下郡を葛上葛下、磯城上下郡を城上城下と書くと同じ、然るを和名抄に久佐倍と有るは、佐下に加字脫たるか、又今も草部と云ふを以て見れば、和名抄の頃より既く訛りて、久佐倍と云ひならへるが、如何にまれ元は久佐加倍なるべし日下と二字連ねてこそ久佐加とは讀め、日の字のみを久佐と讀むべき由なし、春日を加須賀と訓めばとて、春の一字を加須とは訓み難きを思へ、さて又今の草部村は海邊には非ざれども甚しも遠からず、古へは海邊迄かけたる廣き名なりけむ、又日下とも日下部とも通はし云へるは古事記雄略天皇の大御歌に、日下山を久佐加部能許知能夜麻と詠せ賜へる等例有るなり、)古事記玉垣宮段に。日下之高津池と有るも。此の日下なるべし。彼の池を書紀には高石池とある高石も同大鳥郡の海邊なるぞかし。(此高津と高石とを合せて。思ば古は高石の邊迄も日下と云ひし事知らる、さて此高津の津の字は師の誤りにて古事記なるも高師池にても有らむ、又

此の時に大御舟の泊し津なれば、高津と云はむ地名も似つかはしければ何にしても、大鳥郡に日下有りし據なり、さて此高津池を或る說に、河內國なる日下村に在りと云ふは、和泉にも日下有りし事を知らで、妄りに云へる物なり、）又姓氏錄和泉國皇別に。日下部首。又日下部等云ふ姓あり。是れ等も日子坐王の御末にて。河內國の日下部と元は一つなり。（○玄道云、同書攝津國皇別に、日下部宿禰、出自開化天皇皇子彥坐命也、又未定雜姓同國に、日下部首、天日和伎命六世孫保都禰命之後也とも有りて、共に別氏なり、又古事記に沙本毘古王者、日下部連等之祖也、又顯宗天皇紀に、日下部使主、孝德天皇紀に、草壁連醜經、天武天皇紀に、十三年十二月己卯、草壁連賜姓曰宿禰、と有を始め、御紀に此氏の見えたるは勝て數へがたし又豐後國風土記、日田郡、靫編鄉條に、昔者磯城島宮御宇天皇之世、日下部君等祖邑阿自、仕奉靫部、と見え、又肥前國風土記、松浦郡、鏡渡條に昔者、檜隈廬入野宮御宇天皇之世、遣大伴狹手彥連、云々、即娉篠原村「篠謂志奴」弟日姬子成婚「日下部君等祖也、」又、賀周里條に、昔者、此里有土蜘蛛、云々、纏向日代宮御宇天皇、巡國之時、遣陪從大屋田子「日下部君等祖也、」とも、又播磨國風土記、揖保郡日下部里、因人姓為名、と見え、靈異記に、武藏國多磨郡鴨里吉志火麻呂、母者日下部眞刀自、又伊豫國別郡日下部猴、又建久八年六月に記し丶、日向國社寺摠圖田帳に、日下部依包、權介日下部盛直等五人連署見ゆ此れ等何れの御裔ならむ能く考ふべし、又丹後國風土記に、日下部首等先祖名云筒川嶼子と有るは、日子坐王の御後にて、下第百六十一段に委しく注を見るべし）故れ思ふに彼の日下部氏の人等の分れて。此の和泉國大鳥郡にも住みける族の廣ごれるより。其の處の名をも日下とは云ひけむ。されば和泉なるも元は彼の河內の日下より出たる地の名なるべし。書紀には三月丁卯朔丙子。遡流而上。徑至河內國草香邑青雲白肩之津。夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵。步趣龍田。而其路狹嶮。人不得並行。乃還更欲東踰膽駒山。而入中州時。長髓彥聞之曰。夫天神子等所以

來者。必將奪我國。則盡起屬起屬兵。徼之孔舍衙坂與之會戰。」と有るは。古事記の趣と異なり。」玄道云。（此に紀の文を甚難られしかど、通證に、今の河内國の事として、古事記作日下、又歌云、久佐迦延能伊理延、萬葉集に云草香江之入江、下又云、草香津、今闇越西北有日下村、屬河内郡此其遺名、又水走氏舊記、母木寺、在枚岡下豐浦邑田地、と云ひ、河内國人、伴林光平も、此は生駒山下の日下村なる事を考證して、村側に津邊の池と云ふ地有りとて、上二歌を擧げて慶長年中まで、此の邊は凡て廣沼にて在りし由も、邦人山本光孝と云ふが藏る古圖に草香江と稱る、南北八十町許も有る由にて、今の大和川の成りてより、遂に田と爲りしかど、尙蓮を多く生すと委しく説へるにて此の地理を委しく知られざりしより、思ひ遺されたりと聞えたれば今は擧げず。）さて日下を久佐加と訓む事は詳ならず。記傳に。（朝倉宮段なる日下を釋て、）河内國河内郡にて。今も日下村あり。伊駒山の西方なり。今時暗がり峠を云ふを以て思へば。若くは暗坂と云事にもや有らむ。日下と書くは。日の下れば暗き物なるを以てにや。と見え。或るは加佐賀理の約りと云。或るは草部を古く日下部と書くよりの事ぞと云へれど。（或は倭姫命世記に、大御神宮作仕奉事を云條に、五十鈴原乃荒草木根刈掃比、と有るを思へば、草苅部の意ならむ、とも云へり。）如何有らむ。（かく書ける事は、小右記、長和二年五月五日條に、早朝下給手結、日下部註草部、と有りて、昔京都にて日下部と書ける古文書を正しく見し事有りき、靈異記考證にも日下、即日下ニ合字、細井氏曰、三代實錄、第二十四有日下連利貞、第三十二云、日下部連利貞賜姓宿禰、狹穗彦命之後也、第七、第九、第四十一、載此人並作早部非也又三代實錄第八に有早部連氏成貴、第二十七有早部良氏、第四十有早部連助雄、然他史無有早部氏人則皆誤日下爲早也、と云へり、さて和名抄に、尾張國愛知郡下總國匝瑳郡、因幡國八上郡、知頭部などにも、日下部鄕、伯耆國河村郡會見郡、備前國上道郡に、日下鄕常陸國那珂郡、日下鄕有り、又日下部氏に饒速日命の御後なるも有り又連、宿禰、首

の姓なるは皆別氏なり、）早く古事記序に。於二姓日下一曰二玖沙訶一と有れば。古くよりの事と聞えたり。（或るは枕詞を然訓ませたるやと云へれど、そも明證なし神名式に、出雲國出雲郡久佐加神社あり、又攝津國住吉郡、草津大歳神社とある地を、古への日下なるべし、と或る人の說るも信難し、）〇二見首は。姓氏錄。大和國神別（天孫部）に。二見首。富須洗利命之後也。神名式に宇智郡二見神祖見え。今も二見鄕二見村に在とぞ。二見文書に收たる。建武二年の綸旨には。二見庄と有り。これ其處なるべし。和名抄に。伊勢國度會郡二見鄕。（布多美、）と見え。倭姬命世記に。大御神の幸行の事を記して。（鷲取小濱の次に、）二見濱爾御船坐時。大若子命仁。國名何問給。白久。速雨二見國止白支。と見えて。名高き地なり。（躬恒集に、「玉くしげ、二見の浦に住むあまの、活ひぐさは、みるめなりけり、金葉集に、源親房、「玉櫛笥二見の山の木の間より、云々、或る說に、此は二上山と有るを、異本の誤りを受けて、藻鹽草にかく出だせるとも云へり、新古今集に、

實方「あけ難き、二の浦に寄る浪の、袖のみ沾て沖つ島人、新勅撰集に、正三位家衡、「我が戀は、あふよも有らず、二見がた、あくれば袖に、波ぞかゝれ〔一本け〕る夫木集に、西行、「今ぞしる、二見の浦の、蛤を貝合せとて拾ふ物とは、東鑑に治承五年正月熊野山惡僧等が伊勢志摩に入りて、合戰せる事を云ひて。燒二拂二見浦人家一また衆徒引二退于二見浦一云々、又昔は二見七鄕有りしかど。今は出口と云ふが絕えて、六鄕なり、と神風小名寄、勢陽雜記等に云へり、）又播磨國にも二見あり。（八雲御抄に此國に入れ給へり。）古今集に。但馬國の湯へ罷りける時に。ふた見の浦と云ふ所に止りて。夕さりの餉たうべけるに。供に在りける人人歌詠けるついでに詠める。藤原兼輔。「夕月夜覺つかなきを玉櫛笥。二見の浦は、あけてこそ見め。とあり。件の歌を井蛙抄、名所方角抄には、二見浦とし、古今榮雅抄には播磨但馬二國に在るかと云り今昔物語に、播磨國印南郡歌見浦と有る地にや、猶能尋ぬべし、白尾氏說に、太平記に、赤松圓心が士に、播磨國の住人、妻鹿孫三郎

長宗と申すは、薩摩氏長が末にて力人に勝れ、器量世に超たり、生年十二の春の比より、好みて相撲を取りけるに、日本六十餘州の中に、片手にも掛る者无かりけり、と見え、又古く新猿樂記に、六君夫高名相撲人也、母方則薩摩氏長之曾孫也、又宇治拾遺に、相撲人の事を薩摩氏長と云へる等を思ふに、氏長とは、薩摩隼人の首長を云へるなれば、若くは二見首も其れより支別たるにて、妻鹿氏と云ふも、其の氏人等にやと說り、さては此國のにや、職人歌合に、「我が戀は薩摩の氏の、長なれや、片手にだにも、あふ人のなきとも見ゆ、また佐渡國雜太郡にも二見村二見池ありと、彼の國の風土記に云へり、）○坂合部宿禰は。姓氏錄。右京神別下(天孫部)に。坂合部宿禰。火闌降命八世孫。邇陪足尼之後也。(雄略天皇紀に、坂合部連贄宿禰と見え。天孫本紀に、贄古連公とある、同人か、と或る人說へり、されど此れ正くは、物部氏石上氏天神胤にて、此の命の裔には非ざるなり、)又和泉國神別(天孫部)に。坂合部。火闌降命七世孫。夜麻等古命之後也と有を採られたり。さるを。又左京神別下(天孫部)に。坂合部宿禰。火明命八(一に四と作り、)世孫、邇倍足尼之後也と有るは。上(記傳の說)に見えたる如く。火闌降命火明命を同神とせる傳へなり。(されど此に火明命と有るは、實は火降闌命を混へたる傳へにて、上に云へる師說の證と爲べし、又右の他に、坂合部連と云ふが有りて、神八井耳命の御後なり、又坂合部首、坂合部とて、大彥命の御裔もあり、)記傳に。坂合は佐加比と訓むべし。書紀に即境とも書れたり。境は坂合にて此方と彼方とより登る坂の合ふ所なれば。即坂の限りなりとあり。天武天皇紀に。十三年十二月己卯。(二日、)境部連賜レ姓曰二宿禰一と見ゆ。さて國々の境堺を定させ賜へる事。成務天皇御世は申すも更なり。應神天皇。反正天皇允恭天皇。孝德天皇。桓武天皇御世にも。此を定め賜ひけむと思はるゝ徵あり。(此の事に付きては、別に記せる物あり、又或る說に、隼人、式には五畿內に在と有れど、姓氏錄に河內國なるは見えず、神名式に、若江郡、坂合神社、二座、古市郡、高屋神社等見ゆ、是れ由有るに非じか。と云

へり、隼人式に凡隼人計帳者五畿內、并近江丹波紀伊等國、每年一通附大帳使進官官下省其班田之年亦進田籍とあり、田籍とは、即圖田帳にて、職原抄、百寮訓要抄、新抄に謂ゆる民部省圖帳、又大田文等云ふ物の祖書にぞ有るべき

故於先。火遠理命。自海宮將還坐之時。豐玉毘賣命。從容語曰。吾已有身。天神之胤。非可產奉海中。故當產之時。將就君之御處。風濤急峻之日。於海濱。造產屋而。相待也白給矣。故火遠理命。還坐而。全以鵜羽爲葺草。作產屋而待之。爾其產屋之甍。未葺合而。豐玉毘賣命。馭大龜而。光海原。冒風波而。如先期參來焉。時孕月已滿之故。御腹難忍而。不待葺合而。入坐產殿矣爾。將方產之時。白其日子言。吾產之時。勿見吾焉。白給矣。火遠理命。思奇其言而。竊伺則化八尋熊和邇而。匍匐委蛇矣。即見驚畏而。遁退給矣。

自海宮は。和多都美夜余理。將還坐之時は。書紀の古訓に從て。(但しマウサンと有れど、ウを除きて、)加閉理麻佐牟登須流登伎爾と訓むべし。海宮は。上(第百五十三段、第百五十四段等)に見えし將還坐之時は。上(第十九段)に、將出返之時と出でたり。此は上(第百五十八段)なる時の事を。又追叙れたるなり。○從容は。古本に於毛布留と有るは。古私記の訓みにや有らむ。(今存る私記も同じ、)神代紀葦牙に。こは漢籍に舒緩貌と有りと。おもむろと訓みたり。物靜に寬やかに物言ふを云ふなり。と大平云はれたり。とあり。通證に。從容面振也、重遠曰、西海俗至今有於茂布留爾磨宇須之言。猶言恐懼敢白也。)史呂不韋傳、承太子間、從容言。廣雅、從容舉動詳審閑雅貌とあり、又舒の字徐の字等をオモムロ伴奐オモムロオモフ

ルとも、詩經に訓めるを、即おもふるに同じと士清說へり、禮記に善待問者、如レ撞レ鐘云々、待二其從容一、然後盡二其聲一、と云ひ、塵添壒囊抄に呂延濟の說に、從容柔和貌と云へり。心解けて、腹立ち等もせぬ時を云ふなり、或は縱容とも書く縱の字はほしきまゝの義又ゆるうなり、或は又松容とも書く嵇康すがた孤松に似たりと云ふ事によそへて云ふにや、又縱容はゆるしいるゝ許容と同事なり、菅相公辭二右大臣一表に、人心已不二縱容一とあり、等云り、續後紀に、帝嘗縱容詔二侍臣一、等は事も無けれど、右の意より引きて、只貴人の御けしき賜はる事に轉用ひたりげにて、朝野群載に、天孫者、藩城之君也、烟容命二松容一而形レ色、海童者潮汐之女也、騷人灑二藻思一而消レ魂と作れるは、此の段の御事を申しゝを、潮汐之女とは、心得ぬ書ざまなり、菅家文草に、縱容之次、宿頃之間、引二經傳一以發二睿情一、と見え吏部王記に、彈正親王從容候二氣色一、又慈覺傳に、寬平十二年、太政大臣手書に、一昨就レ事參二內裏一、適得二縱容一奏聞、と云ひ、和名抄序に、僕之先人、幸忝二公主之外戚一、云々、故僕得レ蒙二其松容之教命一、扶桑略配に、不レ整二華麗一候二其松容一とも、本朝文粹に、曾无二松容之禮一、また、縱容之次、將門記に、且縱容之次等有るを始めて、小右記、春記等其の他の書にも、數知らず見えて、さしも珍からねど事の次になむ、)○己有身は。書紀古訓に、須傳爾波良米理とあり。(記傳には、己を波夜久用理と訓まれたり、)上(第百四十八段)に。姙身と見ゆ。○天神之胤も。己に上(第百五段を始めて第百五十七段等)に見えたり。○非レ可レ產二奉海中一は。和多那加爾。宇美麻都流辨伎爾阿良受と訓むべし。上(第百四十八段)に。是天神之御子。私不レ可二產奉一。と宣るに似たる文なり。そもかゝる邊地に產み奉らむ事を。厚み賜へるのみにはあらで。必ず深き故ある御事とこそ所思れ。そは下に擧ぐる御所爲等を察て知奉るべし○故當レ產之時は。加禮美古宇麻牟登伎爾なり。○將レ就二君之御處一は。伎美能美毛登爾麻韋傳牟と訓むべし。御許は。上(第七段、第八十二段、第八十三段等)に見ゆ。さて古代に。貴き皇神等の。御子を產み賜ふべき地を。探索させ賜ひし徵は。上

(第七十一段)なる。奇稻田美等與麻奴良比賣命。又(第百二段、)天御梶日女命の御故事は更なり。播磨國風土記(託賀郡黑田里條)に。所以號袁布山者。昔宗形大神。奥津嶋比賣命。任伊和大神之子到來此山。云我可產之時訖。故曰袁布山。又、支閇丘者、宗形大神云我可產之月盡。故曰支閇丘。と有るを以て知られたり。榮花物語。(月宴卷)村上天皇(御世の事を語れる)條に。元方の御息所。只ならぬ事の由申して。罷出給ひぬれば。若男御兒生み賜へる物ならば。又なうめでたかるべき事に。世人申し思ひたるに。一の御子生み賜へる物か。あなめでた甚じ。と詈たり。内よりも御刀より始めて。例の御作法の如くどもにて。云々。又后の宮。日頃唯にもおはしまさぬを。いかにと思し食るゝに。云々。月日過ぎもていく程に。里に出でさせ給ふを。猶々かくてと申させ給へど。其れも恐き事なりとて。出でさせ賜ひて彌御祈り隙なしと云ひ。又冷泉御門御世初めの段に。二月女御參り給へる事を云ひて。いつしかと只にも有らぬ御氣色にて物し給ふぞ。甚ゆゝしく父の大納言。

胸潰て思されける。御門も最嬉しき事に思食たり。三月に成りぬれば事の由奏して出でさせ賜ふ程。甚めでたし。又(花山卷、)圓融御門女御梅壺事を語りし語に。惱ましげに思したれば。父おとゞは。いかに〳〵と怖く聞えさせ給へば。只にもおはしまさぬなりけり。又里に出でさせ給はむと爲を上甚後めたうわりなく思し召しながらさて有るべき事ならねば。出でさせ給ふ程の御有り狀。云ふは愚なり、さべき上達部殿上人。皆殘りなく仕へ奉り賜ふ。と云ひ。花山御門の弘徽殿女御を。かかる程に。只ならず成らせ給ひにけり。又三月にて奏して出で給はむと爲に。萬に留め聞え云ひて五月許にぞ出でさせ云ふと賜ひ又(見はてぬ夢の卷)一條天皇段に。かう女御達參り給へれど。今迄宮出でおはし坐さぬを。女院は甚う思し召し歎かせ給へりと記し。又(浦々別卷)中宮の尼に成て後に入り給ふ事を云ひて、かくて御心苦う思さるれば。切に聞えさせ給ひて出でさせ給ひぬ。と云ひ。又承香殿女御も。只にも有らぬ御氣色なれば。父おとゞ甚う嬉しき事に思し惑ふ。上も甚う嬉う

思さるべし。院も何れの御方にても唯男御子をだに產み奉り給へらばと思し食す程に。三月許に奏して出でさせ給ふ。又（初音卷に、）寬弘五年三月にも成りぬれば。中宮の御けしき奏せさせ給ふべきを。朔には御燈のつきよさ（二字一にまはと作り。）り成るべければ。夫過して奏せさせ給ふべきなり。云々。四月朔に中宮出でさせ賜ふ。其の程の御有り樣。云ふはおろかなり。京極殿のいとゞ行末たのもしき。松の木立ちもめでたく思し御覽ず。又（同六年條に、）三月にも成りぬれば。實にさやうの御けしきに成り果てさせ給ひぬ。殿の御有り樣。えも云はぬ樣也。かく云ふ程に。自世にも漏聞えぬ。云々。三月晦に出でさせ給ひなむと有れど。御門最有るまじき御事に聞えさせ給へば。暫は過させ給ふ。又四月十餘日程に出でさせ給ふ。內には何におぼつかなう。此度は。若宮の御戀しさゝへ添て。いぶせう思し亂させ給ふ。さて京極殿に出でさせ給へれば。內侍のかむの殿。若宮をいつしかと待迎へ見奉らせ給ふ等見ゆ。（又莟花卷に、中宮「妍子」も只におはし坐さねば出でさせ賜ふに、齊信ノ大納言の大炊御門の家におはしまいて、云々、とて、此にて御產有りし事を、貞丈も引き出てゝ、古代姙婦は、禁中を出でゝ、他家に行き居て產し給ふなり。此れ產穢を禁中に忌み給ふ故なり、武家にても、鎌倉將軍の姙婦他の大名の家に移り居て產せられし事、東鏡に見え、京都將軍にも同じかりし事、蜷川殿中日記等に見えたり、と論るもさる說ながら、此れ即上代の遺風なるを、啻に產穢を忌み給ふのみと思へるは委しからず、東鑑、治承六年、七月十二日庚辰條に、御臺所依ニ御產氣一、渡ニ御比企谷殿一被レ用ニ御輿一、是兼日被レ點ニ其所一また文治二年、二月二十六日甲戌、二品若公誕生、御母常陸介藤時長女、御產所長門江七景遠濱宅也、また天福三年、七月二十六日、御臺所令レ移ニ御產所一相州第また延應元年、八月二十二日、二棟御方始渡ニ御大倉御產所一、また文永二年、七月十日、御息所、入ニ御御產所一左近大夫將監宗政朝臣亭、同十一月十七日、今日御息所、幷若宮姫宮、自ニ御產所一、相州親衞亭、還御、」又康富記に享德四年、正月九日、今曉室町殿姫君誕生也、

御袋大館兵庫頭妹也、御產所佐々木六角宿所萬里小路也、雖然俄有御產氣、於兵庫頭宿所、有御誕生、親元日記に、寛正六年十一月六日、御產所亭主細川刑部云々、二十二日御產所「細川刑部御出、」產所法式に、將軍家、御佳例にて、御臺所、御妾懷姙の時臨月に譜代の家臣の內へ姙婦を預くれ、其の人の許と產屋を立て御產あり、等見ゆ、尙例多かれど、煩ければおきつ、）○風濤急峻之日は。那美加是波夜加良牟比爾なり。（本の訓にカゼナミと有るは、漢文讀みの非にて、那美加是と云ふぞ古語なる。そは蓑笠、雨風夜晝の格を、故翁等の論はれたるが如くなればなり、）波夜は。上（第二十四段）に。上瀨者瀨急と見え、神の名にも（建速須佐之男命、甕速日神等）多く見え賜ひ。仁德天皇紀歌に。瀰箇始報、破利摩波椰摩智と賦み。播磨國風土記（讀日本紀）に速鳥と云ふ船見え。萬葉集（一卷）に。去來子等、早日本邊。又。吾妹子乎。早見速風又（二に、）芳野河。逝瀨之早見。又（四に）愛常、吾念情、速河之。又。速河之湍爾。等多く見え。（源氏物語、帚木卷に、聲もはやりがに、云ふやう、又紅葉賀卷に人に從へば少し早りかなる戲れ言等云ひ交して、末摘花卷に、侍從とて最早りかなる若人、若菜卷に、文の事をはやりかに走り書きて、又空穗物語、國讓卷に御あかしとも し渡して、速る馬に乘り、又面白き手を遊ばしは やりて、落窪物語に、此の比御心そゝり出でて、氣想はやりたりと見ゆや、と宣ば等云ひ、源平盛衰記に、速り男の若者、平治物語に、大力の剛の者速走の手利あり、）欽明天皇紀に。浦神嚴急等の波夜にて、勵く荒勝を云。（さて此の句は上なる當產之時と云ふ下に置て見つべし）○於海濱は。記傳に云。海邊と波限とは。同じ事の如くなれども。海邊と云は廣く。波限は。正く波の打寄る際なり。（又波限とは川池等にも云故に、海邊のとはことわれるにも有るべし、）此は殊に御名に負せる由緒なれば。更なり。萬葉二十に。宇美能奈伎佐爾云々。和名抄に韓詩注に云。一溢一否曰渚。和名奈木左。（○玄道云、此は上第二十三段に、神名に見ゆ、源氏物語、明石卷に、今は此の渚に身をや棄て侍りなまし、又海に入りなぎさに

上り等あり）○產屋は。上（第二十一段）に出で。又下にも見ゆ。○相待は。上（第十八段）に難待矣又（第二十段に）待擊。又（第三十二段に、）待問又（第八十一段に）待取等あり。○白給矣。徵に云。（此れ迄は書紀の正書又第一の一書、第三の一書を合せ採りて文を成せり、）古事記には。先に期給へる事無くて。前の段に引ける。故至今云々。不絕仕奉也の續に。於是海神之女。豐玉毘賣命云々とあり。されど此は必ず歸り坐す時に期り給ふべき物なり。」玄道云伊勢國風土記に伊勢津彥命の天日別命に。啓曰。吾以今夜起八風吹海水乘波浪將東入此則吾之却由也。と有るに能く似たり。（さて此れ迄先つ方、大后神の、御別れに臨みて、豫て期り置かしゝ事を、追ひて記されたるなり、）○至は。毛波良と訓むべし。上（第百三十段、第百三十四段、第百三十六段）に專とあり。（古今集に、「逢ふ事のもはら絕えぬる、時にこそ、伊勢物語に。夜一夜酒飯みければ、もはら逢ふ事は、云々、竹取物語に、かくや媛答へて云、もはらさやうのみや仕へ仕ふ奉らじと思ふを、蜻蛉日記に、

此の比庭もはらに、花降しきて、源氏物語、東屋卷に、もはらさやうの誇りばみたらむ振る舞ひすべきにもあらず、又もはらかほかたちの勝れたらむ女の願ひもなし、夕霧卷に、もはら受け引かず、頭振りて、等見ゆ、さて此は書紀第一の一書に、全用鸕鷀羽爲草と有に據り、と徵に見ゆ、）○以鵜羽は記傳に云。鵜は上に出で此の鳥の羽をしも。葺草に用ひられし事。何なる故にか有りけむ書紀釋に。今按。鸕口喉廣。飮入魚。又吐出之容易之鳥也。是以象產生平安。令葺此羽於產屋者歟と云へり。（○玄道云、纂疏に、以鸕鷀羽葺產室、祝其易產之義、と見え、通證に、鸕鷀訓宇亦產之義也、と云ふ說を擧げたり、宇佐託宣集なる宇佐宮にて、謂ゆる新御驗を造り奉れる事を記せる條に、奉入當社神前奉安由殿梁上、神服己下、被調之後、令造鵜羽屋、大神氏神宮、（官カ）七日參籠、一心收氣奉裹成之、又、舊御驗者奉安下宮下宮御驗者、奉乘舊御輿奉渡奈多宮而已新御驗者自鵜羽屋有出、神宮濟々警蹕經正道而入正殿、とあり、必ず此れに因れる御

事にこそ〕かゝる故にもや有らむ。（漢籍に此鳥不卵生口吐其雛故産婦執之易生と云る事あり、或は云く、不卵生と云は、妄説なり、そは鵶鳥とて、異鳥なりとも云へり良弼云此鳥不卵生、口吐其雛、と云ふは、後漢書馬融傳注に、楊孚が異物志を引けるを斥せるにやあらん。陶弘景、陳藏器等も、是に惑はされて、皆吐生子といへるは、笑ふべし、○玄道云、此も神功皇太后の、筑紫なる、芋湄野にて、明宮天皇を産み奉り給へる時に、槐を御手に執らしゝ事を、物等に記せるを槐は本草に云々見ゆる説有り、と忘貝等に論へる類ひにて、古神方の、早く彼の地にも傳りし事と聞ゆめり。〕○葺草は。同云。下に訓。註有りて。云加夜とあり。凡て加夜と云は。此の字の如く。屋を葺草を云へる名なる事。上なる鹿屋野比賣神の處（傳五の四十葉）に云へるが如し、（○玄道云、上第十三段傳に引かれたり〕只草の古への名と心得るは。非なり。（新井氏云、萩は、今うみがやと云物なり、日向國人の云を聞くに彼の國には今もうがやと云物の有るなり、即ち鵜葺草葺不合尊の御産屋を葺たりし物なりと云ひ傳へたりとなり、うがや、とうみがやと、名近ければ、太古の時、うがやと云し物は、萩なりけむも知らずと云り、今思ふに、此の説もさることなれども、以鵜羽云云とある古への傳に叶はず、」〕玄道云。東大寺。天平勝寶七年。越中國文書に。草葺屋三間。（東屋二間、眞屋一間、」又草葺屋。板葺屋（後撰集に、「東屋のかやが下にし、亂るれば、今や月日の、行くも知られず、夫木集に、「五月雨は、まやの萱ぶき、軒朽ちて、集めぬ窓も螢飛びかふ、源氏物語、須磨卷に、かや屋等蘆葺る廊めくや等をかしうしつらひ成たる、空穂物語に、住み給ふ屋は、三間のかや屋、千載集に、「板庇、さすやかや屋の、時雨こそ音し音せぬ、方は有るなれ、拾玉集に、「霰ふる賤がかやゝの、板庇現の夢を、殘さましかば、賴政集に、「この葉ちる、宿はかやゝの、板庇、端に臥す夜は、夢も見終ず〕等見ゆ。（さて此は彼御約のまに〳〵、御産屋を作り備へて、待るけ給ふ事を申せり〕○産屋之甍は、宇夫夜能伊良加と訓むべし。古事記に産殿と有る傳に云。賀茂翁の宇夫

夜と訓れたるに從ふべし。書紀には産屋と作れたり。又古事記黄泉段にも。千五百産屋とあり。宇夫夜と云ぞ。古き稱なりける。書紀仁德天皇卷。允恭天皇卷等に。産殿と有るも。然訓むべし。(殿と作を夜と訓むは、いかゞとも云べけれど、此の字必ずトノ。と訓むに限れる事ならずミアラカとも訓めは、夜とも訓まむに、なでふ事かあらむ此れは太子の御なれば、屋と云むはいかゞとも云べけれど、宮も御屋なれば、屋と云は上下に渉る名なり、彼の仁德天皇卷に天皇の御をば産殿、臣のをば産屋と、別て書れたれど、そは只文字の上の差別にこそあれ當時の言には、共にうぶやとこそ云ひつらめ、○玄道云、此の說に因りて、改め記されしと聞ゆ)さて兒の初めて生れたる時の物をも事をも。宇夫某と云事。古へも今も多し。(今の世の言に、凡て物の生る儘にて修飾る事無きをも、宇夫と云へり)其の宇は。生の字と一つにて。生れたるに云ふ稱なるべし、(宇夫夜とは、今此に鵜羽を以て葺るより云ふ、と云る說も、さる說なれども、宇夫てふ言は、産屋のみに非ず、他の物にも事にも、多く云稱なる、其皆産屋より轉る物とも聞えざれば、鵜羽を葺る由にはあらじか、さて此御産殿の事、今日向國那珂郡宮浦村の海邊に、其の御跡と云て、大なる窟あり、鵜殿窟と云ふ中に社有りて鵜戸權現と云、此はいかゞ有らむ、)

玄道云。口訣に。海濱日向國宇止濱也。(大隅名勝考に引ける、鵜戸社記にも、始尊誕于日向那珂郡宮浦鸕鷀殿浦)と云ひ。通證に。重遠曰。産室舊蹟。在那珂郡海濱。號宇止磐窟。宇止即鸕鷀殿也。今按。窟縱橫五丈許。深一町許。東面抱海負山。其山名早日嶺。絕勝之地也。有神祠。所祭六座。地神五代神。及神武天皇也。玉依姬社在別處。是社司之說。(日向纂記と云ふ物に、卉木幽邃、海岸には、奇巖秀峙し、怒濤巖を拍ち觀者目を駭し、膽を寒さざるはなし、一度其の境に至れば問はずして、其の靈境たるを知るべし、往古より山の總號を、吾平山と云、山中に槵觸峯、速日峯の地あり又海岸に臨みて、大なる靈窟あり、是れを鵜戸窟と云、其の口は東南に向ひ其の濶さ東西二十一間南北十六間、高さ一丈八尺許、其の中に鵜戸神宮

を鎮坐し奉る、即鸕鷀草葺不合尊降誕の地と云、參拜の徒一度窟中に入れば神威肅然、自ら人をして畏敬の心を生せしむ、古より國人崇敬の神宮也、神宮より三四町許、山を登れば、絶頂に至る、即所レ謂速日峯にて、絶勝の地なりと)云へり。玄道も昔も近比も詣で奉りしに。實にかくの如く神々しき地には有りけり。(嶋隱集題二鵜戸廟前一詩に、扶桑開闢帝王城神武靈蹤今古驚、と云ふ、又御湯殿上日記に、慶長十四年、十二月八日、日向國うどの石やの別當、僧正勅許也、と記され日下一木に、遊二鸕鷀戸山一詩有りて六所權現と云へり薩陽風土記ちふ物に、葺不合命御世迄此處に内裏有りしと云ふ、岩穴の中に宮を造り籠めし者也、御造營の時は此の岩上ると云也、とあり、内裏の事は云ふに足らず、又其の縁起に、駒宮あり、此は神武天皇の奉り賜ひし龍石と云ふ龍馬を祭る、又當社の東一町半程にも船繫ぎの松あり、天皇御幼稚の時、吾平山に住み賜ひけるが折々鵜戸山に通ひ給ひし時、船繫ぎ給ひし松と云ひ、又駒繫ぎの松とも申す同所に草履石。駒足形石あり、草履石と

は、天皇草履を脫せ給ひし跡、駒足形石は龍馬の蹄の跡と云ひ傳ふ、又宮の脇に大岩あり此の岩の下、天皇の御矛を納めたる所と云ひ傳へて、土人尊崇す、又一宮神、景行天皇の太子、豐國別命を鎮坐し奉ると云、其の寶物に、自輪瓊潮滿瓊潮涸瓊龍角、石華、天磐笛、鵜丸太刀等ありと云へり見林說に、足利氏末世、有二日向守愛洲移香者一、磨二霜刄一年久、詣二鵜戸祠一祈二業精一、夢神顯レ形示二奥祕一、名著二于世一、名レ家曰二陰流一、其徒上泉武藏守藤原信綱、用レ心損二益之一、號二新陰流一と有るは、此の御社なり、武藝小傳には、移香を惟孝と作て、此を上州の人、上泉伊勢守に傳ふ其の門人に神後疋田あり、疋田は柳生宗嚴の師なり、と記せり、また下第百六十四段なる、吾平山の上の陵の下に說へる事をも合せ攷べし。)甍は和名抄に。釋名云。屋脊曰レ甍言在二上覆一家屋一也。和名伊良加と見え又(二十二社注式に引ける)日本紀に。賀茂大神の事を申して。兒云。吾父在レ天也。穿二屋甍一而便登レ天。別雷神是也。(山城國風土記には、即擧二酒杯一向レ天爲レ祭即分二穿屋甍一而升二於天一)とも。萬

葉集(十一)に。我屋戸甍榮花物語(駒競ノ卷)に。新き花のいらかを作りつゞけ。とあり。(良弼云、伊良加は、伊呂古と聲通へり、和名抄に、唐韵に云、鱗、魚甲也。伊侶久都。俗云二伊侶古一、新撰字鏡に、鱗伊呂己、とあり、鈴屋大人云、伊侶古の名は、新撰字鏡、及空穗物語にも見ゆ、和名抄に俗語とせるは、何如なり、伊侶久都といへるは、古書に見えず、今の俗にウロコと呼は、イロコの轉訛なり、或はコケと云ふ、鱗の形の木に苔の生たるに似たるよりの名なるべしと云はれき、されば在レ上覆レ家、その狀魚の鱗甲あるが如し、故れ伊良加とは稱か循よく考ふべし」)○馭二大龜一而は。(記傳に因りて)於保伎那流加米爾能理氐と訓まれつ。靈異記に。賣二大龜四口一。買得而放レ之。とあり。和名抄に。大戴禮云。甲虫三百六十四。神龜爲二之長一。和名加米。(類聚名義抄に、龜、カメ、)又兼名苑云。龜。一名黿。(音敖。)漢語抄云。宇美加米。(類聚名義抄も同じ。)玉篇云。黿鼉。(元陁二音。)和名於保賀米。(名義抄同。)大龜也。爾雅集注云。攝龜。一名陵龜。和名古加米。(名義抄同、又攝龜コガメ、)

小龜也。又本草云。秦龜。一名蠵蠵(衰維二音、)和名伊之加米。陶隱居注云。此山中龜也。本草云。鼈。(唐韻并列反、魚鼈字或作レ鱉、)和名加波加米。(名義抄同。又ウミカメ)新撰字鏡に。鼈。鱉。(同、補滅、蒲結二反、河加女、)黿。(魚遠反、蚖同、波良加又江加女)鼉(鼍字知伊反、久毛、又加女、)と見ゆ。下の條に引ける椎根津彥命。及浦嶋子も乘りたる(又上巨黿の事を論はれたる師說)と按へば實にも海宮に親く仕へ奉り且御乘物に用ひ賜ふと聞えたり。(拾遺集に、「龜山に、いく藥のみ、有りければ留むる方も、なき別れかな、新拾遺集に「龜山の九かへりの、千年をも、君が御代にぞ、副讓るべき、夫木集に、「四の海、治れる代は音にきく龜のみ山も、浪ぞ越すらむ、又「百敷は、龜の上なる、山なれば、千代を重ねよ、鶴の毛衣、又「綿つみの、底にねざさぬ、浮き島は、かめのせなかに積める塵かも、萬代集に「龜の上の、山を尋ねし人よりも、空に戀ふらむ、君をこそ思へ等もあり、)龜兆傳。新撰龜相記等に。天桉持神女。住二天香山一池一龜津比女命。今稱二天津詔戸太詔戸命一也。と有

るは。最恠く信難き説なり。(そは太詔戸命とは師説に見えたる如く、決めて天兒屋神なるべければ、こは龜卜を用ふる世と成りて漢國にこちたく云ひさやぐ五行説等にかて〻加へて、彼鹿卜に勝むと謀て、作り出でたる事、或る説の如くなればなり。)又垂仁天皇紀に。三十四年。春三月乙丑朔。丙寅。(二日、)天皇幸山背。時左右奏言之。此國有佳人。曰綺戸邊。姿形美麗。山背大國不遲(士清云遲の誤。)之女也。天皇於茲執矛祈之。曰必遇其佳人。道路見瑞。比至于行宮。大龜出河中。天皇擧矛刺龜忽化爲白石。(熱田本に白字なし。)謂左右曰。因此物推之必有驗乎。仍喚綺戸邊納于後宮。生磐衝別命。と見え。又萬葉集(一卷)なる。藤原宮之役民作歌に。吾作日之御門爾。不知國依、巨勢道從。我國者、常世爾成牟。圖負留、神龜毛。新代登泉乃河爾。云々。とあるを。諸説に。から國。夏禹の時。龜負圖出洛水。と云ふ事に因れりと云ふに。誰も從へる物から。(但し彼の國に、初めは伏義氏の時、又黃帝唐堯の時にも出でたる事、師翁の委く說き喩されしが如し。)天智天皇紀に。九年。六月。邑中獲龜。背書申字。上黃下玄。長六寸許。と見え。(通證に、申字壬申之亂兆也、上黃下玄、天地易位之色也と見ゆ、此れ實にさる說なるに付きて案ふに、天武天皇天下知。看して後に、彼牛馬雞犬四畜に猿を加へ賜へるは、師も疑はれたるを夫十二肖說のみならで、神代より年月に、十二支を配る御制有りし由の、師說に因れば、己が生年等の物をば、殊更愛べき神理に出でたる風儀にやと思ふ事、柏原朝天皇御世、延暦二十三年、八月、暴雨大風、中院西樓倒、打死牛、云々天皇生年在牛、歎曰、朕不利歟未幾不豫、遂弃天下とあるにて然伺はる〻上に猿は伊勢大御神の御使と云ふ諺の、皇極天皇紀に見えて、此の天皇の深く古道を好ませ賜ふ御性と、且或る人の、神宮に坐す神等の分魂の、世に生れ坐したるならむ、とさへも申せる等を思ひ合せ奉れば壬申の年に天下を知看事と定まりしも深き故有る事なるべく、か〻る故を以て、此猿をば、右の中に入れ給へるにやと窺ひ奉るはいかゞあらむ同天皇紀十年九月辛丑條に、周芳國貢赤龜、乃放

嶋宮地にも見ゆ）また元明天皇紀なる。靈龜元年。八月丁丑（二十八）條に。左京人。大初位下。高田首久比麻呂。獻二靈龜一長七寸。濶六寸。左眼白。右眼赤。頸著二三台一。脊（一に背に作）負二七星一。前脚並有二離卦一。後脚並有二一爻一。腹下赤白兩點相二次八字一。と云ふ事あり。（此れ靈龜と改元し賜へる所以なり、史記龜策傳に、有二神龜一在二江南嘉林中一。左脅書レ文曰。甲子重光。明人楊愼が丹鉛錄に、秦苻堅建元十二年、高陵縣民得二大龜一、三尺六寸、背文負二八卦古字一。堅以石作龜有二卦文一、不二獨上古一見一也と云ふも、似たる事なり。）又元正天皇紀。養老七年十月癸卯下に。左京人。无位。紀朝臣家禰（禰字略記に因て補）獻二白龜一。長一寸半。廣一寸半。兩眼並赤。と有りて。乙卯詔曰。今年九月七日。得二左京人紀朝臣家禰所レ獻白龜一。仍下二所司一勘二撿圖牒一奏稱。云々。宜下共二親王諸王公卿大夫百寮一。在位。同慶中斯瑞上。仍曲二赦出レ龜郡一。免二今年租調一。云々。さて。翌七年二月甲午。天津日嗣を聖武天皇に讓らせ賜へる時の大詔の由にて。去年九月。天地貺大瑞物顯來理。又四方食國乃年實豐爾。牟久佐加爾

得在止。見賜而隨神母。所念行爾。于都斯久母。皇朕賀御世當。顯見留物爾者不在。今將二嗣坐一御世名乎。記而應來顯來留物爾在良志止所念坐而。今神龜二字御世乃年名止定氐。改二養老八年一爲二神龜元年一而。天日嗣高御座。食國天下之業乎。吾子美麻斯王爾。授賜讓賜止詔云々。と見え又天平元年六己卯二十日。左京職獻レ龜長五寸三分闊四寸五分。其背有レ文。云天王（一に皇と作けり）貴平知二百年一。と有るを。八月癸亥詔に。此大瑞物者。天坐神地坐神乃。相宇豆奈比奉福奉事爾依而。（歷朝詔詞解に、此に脫文有りとて二十六字を補はれたり就きて見るべし）顯奉留貴瑞以而。御世年號。改賜換賜。是以改二神龜六年一。爲二天平元年一而。大二赦天下一。云々等も見え。靈異記に。諸樂宮。二十五年治二天下一。勝寶應眞太上天皇代。擧二天下一而歌詠言。朝日刺。豐浦寺西有耶。押天耶。櫻井爾。押天耶。押天耶。櫻井爾。白玉礒着耶。吉玉礒着耶。押天耶。押天耶然而者。國會榮。我家會榮耶。押天耶。如レ是詠之後。帝姬阿倍天皇代。神護景雲四年歲次二庚戌一年八月四日。白壁天皇即レ位同年冬十

月一日筑紫國進亀。改爲寶亀元年治天下。是以當知先歌咏者。是白壁天皇治天下表相答也。と有るを。光仁天皇紀には。天皇甞龍潜之時童謠曰。葛木寺乃。前在也。豐浦寺乃西在也。於志止度。櫻井爾白壁（一に璧と作り下同し）之豆久也。好壁之豆久也。於志止度刀志止度。然爲波國會昌由流也。吾家良會昌由流也。於志止度。刀志止度。于時井上内親王爲妃。識者以爲。井則内親王之名。白壁爲天皇之諱。蓋天皇登極之徵也。と見え（催馬樂、葛城には、可川良支乃、天良乃末戸名留也、止與良乃、天良乃爾之奈留也、江乃波爲爾、之良太萬之川久也、末之良太萬之川久也、於之止々、於之止々、之可之天波、久爾曾左可江无也、和伊戸良曾、止美世无也、於之止々、止之屯止、於之屯止、止之屯止、）又寶亀元年。冬十月己丑朔條に。即天皇位於大極殿。改元寶亀。と有りて辭別詔に今年八月五日。肥後國葦北郡人。日奉部廣主賣。獻白亀。又同月十七日同國益城郡人。山稻主。獻白亀。此則並合大瑞。故天地貺大瑞者。受被賜歡。受賜可貴物爾在。是以改神護景雲四年爲寶亀元年。

と詔賜るを合せて。熟察奉に。此天皇命の大御名は。白壁命と申奉て（續紀考證に、皇代記曰、天皇諱白壁或白壁、シラカベ白髮之義歟、今按延暦四年五月詔云先帝御名、及朕之諱自今以後宜並改避。於是改姓白髮部爲眞髮部、山部爲山、云云、蓋白壁、白髮部、邦訓相通故改避爲眞髮部、若御諱白壁、不須改避、則作壁者恐不足據と云へるが如し）元白髮部と云義なるべきを。そを又白亀天皇とも申奉る事。天野古記に見えたれば。（そは後ながら、長會我部を。長會亀とも云へる由、卜部家記、孝亮記等に見えたるが如く）櫻井に。白亀しづくと謠へるは。實にも此天皇及皇后二柱の。天日繼知食前兆なる事論なく。其に合せて。加く大亀をさへに貢上りしかば。深く感歎せ賜へるまゝに。此の大詔は降し賜へるにて。其前御代（聖武天皇、孝謙天皇、）等の。種々の虚文のとは樣易りて。正く珍たき祥瑞にこそは有りけれ（さては御紀一本催馬樂、又靈異記に、白壁とせるは、御名を諱て、後に歌變たるにぞ有るべき）同三年十月戊午條にも肥後國葦北郡家部嶋吉八代郡、高

分部福那理各獻白龜賜絁八十匹綿二十包。布三十。(一に四十に作る)端(仁明天皇紀に嘉祥元年五月壬申「十四」太宰府獻白龜六月庚子「十三」改元詔に名謂巨瑞千載而稀一遭、謂爲四靈百王所同貴、近有太宰府獻白龜、豐後國大分郡、擬少領膳伴公家吉、於寒川石上得之云々、七月甲戌勅にも、此を自非神明靈應之佐豈獨致希代之貺、宜奠幣五畿内七道諸國天神地祇賀彼寶報とも丙子「十九」遣公卿等告白龜瑞於十二陵焉、「なほ白龜を貢れる事後の御世にも多く見えたれど處せければあけす」東鑑元曆二年四月二十一日梶原平三景時が書狀に去年長門國合戰之時、大龜一出來、始浮海上、後昇陸、仍海人恠之、參河守殿御前持參以六人力猶持煩之程也、于時可放其甲之由、相議之處、先之有夢之告、忽思合、參河守殿加制禁、剩付簡被放遣畢、然臨平氏最後、件龜再浮出于源氏御船前以簡知之)等ある例をも案廻せば。古くさる事有りけむを詠みしにやとぞ所思なる。又是を以て儀制令に。凡祥瑞應見。若鱗鳳龜龍類。依圖書合大瑞者。

隨即表奏。(義解に、謂祥瑞所出之官司、勘據圖書合大瑞者不待元日即時表奏也、と云、治部式にも委く)と見えて世に名だたる麟鳳等と比並に感はやさせ賜ひしも(そも專唐國の制に因らせ賜ふのみならずて、(かゝる所由をも思し着しての事にもや坐しけむ。(然考へ合さるゝ事は明宮御宇天皇御世に衆鳥の數度參至し兆の見えたるも、謂ゆる祥瑞なるを、師說に、鳥は天神等の御使者と爲給由說れたる如きは、言ふも更にて、倭建御子命の御心に出でしにやとさへ思奉れて、別に記置る物もあり、此も彼に擬給へるには非ざるを、よく想ふべきなり。)士清說に。加米は神と義通へり。日本紀に龜石郡と有るを。和名抄に神石郡と書けり神代は鹿卜にて。後世は龜卜を貴めり。和名抄にも神龜を訓み、甲を神屋等云へり。嘉祥元年に。豐後國より白龜を献ず。出羽國男鹿島の濱にて。大龜を網し。殺さむとせしを一老翁行きかゝり。龜を買ひて海に放つ。其の夜夢に見えて。中石村と云所の磯に。浪より錢を打上。砂に埋れり。拾求むべしと、次の夜も亦斯告げたり、老翁行きて

拾ふに數百貫に及べり。皆元豐通寶也とぞ。(毛寶が事も虚談にあらじ)慶長十九年。駿河の前濱に。異魚を網し得たり。其形龜の如く、背甲黑色。下赤斑にて。首は犬の如く。尾に三岐有りて。兩腋に大鰭あり。廿餘人掛りて擔ふと云。延寶五年。大久保氏の領所に。兩頭の龜出でたり。一寸四方程の大さなりとぞ。(又攝龜は卽蛇龜、能蛇を制す山がめは蠵龜瑇瑁も石見の産あり、みのがめは綠毛龜也。と云へり)足利義持公の時、河内より献ず、又阿州の海に、方二丈にも及ぶ大龜有りて、綠毛也と云。)十訓抄に。藤原山蔭卿。龜を扶て報を得し事を載せたり。とも云へり。(篗埃隨筆に。土佐國蹉跎寺とて、十里許出でたる出埼に、世に七不思議と云ひ傳ふる事あり、海岸に望みて、御龜殿と呼ぶに、大小の龜多く浮み出でて、岸下に集まる、其の岸の高さ數十丈なれば、漸に聲の屆許なるに、波の音岩に打ちかけて、物凉き所へ來るなり、遙に見るに、大きなるは菅笠程、小きは圓盆程に見ゆるも、傘程もや有らむとて、例の佛樣の事を云へど由ある古跡にや有りぬらむ、とあり、

或說に漢籍周官に、龜人掌六龜之屬、各有名物、天龜曰靈屬、地龜曰繹屬、東龜曰果屬、西龜曰靁屬、南龜曰獵屬、北龜曰若屬、各以方色與其體辨之と云ひ、洛書に、靈龜者黔文五色、神靈之精也、能見存亡、明於吉凶、と見え、孫氏瑞應圖に、龜者神異之介蟲也、黝采五色、上隆象天、下平象地、生三百歲遊於蓮葉之上、三千歲尙在叢蓍之下、云々象天象地と云へるは、例の漢人の理を以附けしにて、天地を知ざる僻說なり、尙在叢蓍之下、乃次文に、明吉凶、不黨唯義是從、王者無偏無黨、尊用耆老、不失故舊則出、一本曰、德澤湛漬、漁獵從時則出と云へる類、皆推量の理のみなり、と見え、又抱朴子にも、策記千歲之龜、五色具焉、其額上兩骨起似角、解人言、浮出蓮葉之上、或在叢蓍之下、其上或時有白雲、蟠蛇龜蛇潛蟄則食氣、夏恣口而甚瘦、冬穴蟄而大肥、等見ゆ、さて其の五色は何にして分別たると云ふに、柳氏龜經に云、夫黃甲黃足赤眼白尾靑腹黑者、蓋稟受乎五行之粹也、然而性畏刀鋏之器、聞其聲則不能動と有るにて、大凡は心得らるゝな

り、「五色龜の事、說苑にも記し、陳書にも、宣章皇后母、遇道士以水龜遺之光采五色、曰、三年有徵、及期后生、紫光照室、因失龜所在、とあり、此正く宣章后は、其五色龜の化れる狀なれば、大に由有りてなむ、聞ゆる、」先此龜の事を、爾雅に云へる樣は一曰神龜二曰靈龜、三曰攝龜、「小龜也、腹甲曲折、解能自張閉也、四曰寶龜、五曰文龜、六曰著龜、七曰山龜、八曰澤龜、九曰水龜十曰火龜、此神龜靈龜の二種なむ、中には金龜、白龜、赤龜、青龜、毛龜、五色龜、等も有るめる、南齋書に、永明年、唐潛獻青毛神龜一頭、と見え、梁書には、元帝爲江州刺史時、有安成望族劉敬躬者、田間得白蛆化爲金龜、將銷之、生光照堂敬躬以爲神而禱之、所請多驗也、と見ゆ、又錄異記にて、武德末大宗平内難、苑中池内有白龜、遊於荷葉之上、太宗取之、化爲白石、瑩潔如玉、故登極之後、降制曰、皇天眷祐錫寶龜、此類尙有べし、赤龜は、符子に、邦人獻燕昭王以大豕者、曰、於今百二十歲邦人謂之豕仙、其群臣言於昭王曰、是豕無用王命宰夫膳之、豕既死、乃見夢於燕相曰、今仗君之靈化吾生也、始得爲魯津之伯而浮舟者食我粳糧之珍而欣君之惠、將報子焉、後燕相遊於魯津有赤龜銜夜光而獻之と言青毛は、綠毛にて梁書に、朱支眞末年、許州獻綠毛龜以爲瑞、因宮中造室以居之、目爲龜堂、と云類是なり尙書中候に、周公攝政七年、制禮作樂、成王觀於洛、沈璧禮畢王退、有元龜、青純蒼光、背甲刻書、上躋於壇、赤字成文周公寫之とあるは、例の周公姬旦が奸謀にて、さる祥瑞めける事を結構し、成王をも欺き、群臣をも誣罔して、自己が德を世に光せる謀計にし有りければ、論ふにも足ずなむ、とも云へり、上にも少云へる如く、皇國にも早くかゝる妄說も傳りて、龜有九種、石龜、泉龜、蔡龜、江龜、洛龜、海龜、河龜、淮龜、早龜とも、其九龜有五色、用授四時、又此聖朝一種海龜用之、不論甲乙唯忌子日と龜相記に見えたり、法曹類林に、毛龜も瑞物に入るべきかの議あり、)〇未詳合而は。記傳に云。伊麻陀布伎阿幣奴爾と訓べし。(〇玄道云、書紀の訓に、フサアハセヌとあり、今傳

はる私記に、未太不支安八世左留止支仁と有れど神皇正統紀に、產屋を作りて、鸕鷀の羽にて葺れしがふきもあへず、御子生賜と有るは、決て古訓に因賜るならむ。又屋字の上に產字なきは脫しにこそ夫木集に、源兼昌「おしてるや、鵜羽葺きける昔もや、今宵を千世と祝初けむ、ともあり。」其の由は下に云ふべし。○光海原は（光は書紀古訓に氐良志氐。）上（第九十五段）に。神光照海原とあり。冐風波而は、（書紀正書に採れり、と徵にあり、古訓に、カゼナミヲヲカシテと有れど、記傳に依て。）那美加是袁志奴藝氐と訓べし。上に風濤急峻之日と詔へるに相應て。實に其の御詔に違はず。風波の甚く颺きを忍冐ぎて來坐せるなり葦牙に。俗に龍神の類の物する時には。必風波急しと云へり。此神寶の御貌は龍に坐せばなるべし。と云。或說にも。今の世にも海濱の民は。海上の光る事有る毎に。神の渡り有りと云ふは是其實傳の遺れるなり。と云り、（此に龍神と爲こそ非說なれ、龍龗の來往時は、必暴風雨ある由は、抱朴子、千金方等を初、何くれの物等に多く見えて、別に

記し置ける物あり、）伊勢國風土記（上に引る次）に。天日別命。令整兵窺之。比及中夜。大風四起。扇擧波瀾光耀如日。陸國（一に國字なし）海共（一に與と作り）朗。遂乘波而東焉。と有るに似たり。冐は新撰字鏡に。傲。（不敬也、偎也、蔑也。）志乃久。色葉類葉字に陵。（シノグ）又鉾落。（シノギ、オトシ）書紀に、武健陵物とも。陵奪。凌跡。暴强。凌犯。奸暴等を志奴久と訓。類聚國史。大同五年詔に。先帝乃親王夫人乎凌侮弖。と見え、萬葉集（六八卷）に。奧山之菅葉凌零雪乃。又奧山之眞木葉凌、零雪之。又（八に、）宇陀乃野之、秋芽子師弩藝、鳴鹿毛。又、高山之、菅葉之弩藝零雪之。又（十に、）天川、白浪凌。又敷野之、秋芽子凌。又（十九に、）伊波世野爾、秋芽子之努藝馬並。等有りて。（上奧山歌の）略解に。凌は。繁き葉のあはひ迄。降入たるを云と有如く。凡て爲難きを强ひて物するを云ふ詞なり。（續古今集序に、艸をしのぎて手向を結つゝ、千載集序に、出雲やくもの跡をしのぎ、しき嶋やまとの境に入り、）○如先期は。此も（書紀正書に採れたり、）上（第八十八段に

見ゆ。○參來焉は。麻韋伎麻志都と訓べし。上(第七段第百三十六段第百四十八段)に。參上。參向。參出等あり○時孕月己滿之故は。登伎爾宇牟賀都伎須傳爾美知志加婆と訓べし。(書紀に、孕月をウミガツキ又古本には、ウムガツとあり、)神功皇后紀に。開胎をかく訓り。常陸國風土記に。努賀毗咩至可產月。筑紫風土記に。至芋湄野。太子誕生。有(因か)此因緣。曰芋湄野。謂產爲芋湄者。風俗言詞耳。と見ゆ。○御腹難忍而は。古事記に。不忍御腹之急故。と有るを。傳に。美波良多幣賀多久那理多麻比祁禮婆と訓べし(急は迫れる意なり萬葉十六に、將死命、爾波可爾成奴、とある爾波可は、迫れるを云るなれば、此の急も、爾波加爾とも訓べし)はや御子生坐むとする御腹の心ちにて。產殿を葺終るを待間も。堪難くなり賜へるなり。と有るに依りて。文を成されたり○不待葺合而は(書紀古訓に、フキアハスルヲと有れど)布伎阿布毛麻多受氐と訓べし。上の末葺合と有るに相應せたり。○入坐產殿矣は。(產殿は、古事記に採られし事、己に上に云へり)宇夫夜爾

伊理麻志伎にて。上文に。參來と有るを。爰に參來坐せる即時產殿に入り坐せりとなり。(兼邦百首に、「人每のうぶやに習へふきもあへず神も生れし、うのはとぞきく「產所法式陰式要法と云ふ物に、產所の屛風は白張也、鶴龜と卷繪を書くべし、裏は龜甲形にすべしと有實古式なるが由有げなり」○將方產之時は。(記傳には、ミコウミマサムトスルトキニと訓まれしかと師は)宇美麻左牟登須流登伎爾と訓まれたり。(上第百四十七段に、今臨產之時、書紀に。產時、又產期と見ゆ)○白其日子言は。曾能比古治爾麻袁志多麻波久なり。記傳に云。日子は。上八千矛神段に。日子遲神。下文にも。比古遲と有るに同じければ。遲字の脫たるなり。故比古遲と訓べし。穗々手見命を指して申せるなり。此稱の事。上(傳十一の三十二葉)に云へり。(賀茂翁は、此を、御子有るに對へて彥父と云ふなるべし、と云はれしかどいかゞ、其意としては。彼八千矛神段なるに叶はず○玄道云、上第九十九段傳に引れたり)○吾產之時は。(記傳に因て)阿賀美古宇牟登伎爾と訓むべし。○勿見

吾焉は古事記に、願勿見妾と有るを、傳に。阿袁那美多麻比曾と訓べし。（願字讀むべらず此字を讀むは皇國語の體にあらず、○玄道云、書紀に勿以看之、又勿臨之を、古訓、及今存私記には奈出未之曾、又奈美麻之曾とあり、）此言黃泉段にも見えたり。と有に據て文を成れたり。（上なるは、（○玄道云、こは上第十一段、及第十八段に出づ）往時に約白賜る御語、此は、此度約申賜る御語なり、）○思奇其言而は。曾能古登袁、阿夜志登於毛保志氐と訓むべし、こも上（第十一段に）。其隱坐事爲奇而とあり。○竊伺は。記傳に云。加伎麻美と訓むべし、垣間見なり。書紀にも。覗其私屏とあり。後の物語書等にも多き言にて、そは必しも垣の間ならねども。物の隙等より。竊に見るを云へり。（加伊麻美と云は、垣の伎を、例の音便に伊と云へるにて稍後の事なり、故今は正きに就て加伎と訓みつ、萬葉十に、垣間とあり、○玄道云、今存私記に、加支未美多末布と見ゆ、纂疏に、伺牆隙之義也とあり、）○化八尋熊和邇而は。記傳に云。八尋和邇は。甚大きなる鰐なり。」玄道云。

（熊字は書紀第一の一書に、八尋熊鰐と有るに據ると徵にみゆ、上第百三十一段にも化爲八尋熊鰐而とあり、）出雲國風土記に、淸見原宮御宇天皇御代なる。語臣猪麻呂が女子を。和爾に殺れたるを。天神國神に祈奉て。其敵を獲つる事を記て。和爾百餘靜圍繞一和爾徐率依來。云々。然後百餘和爾解散。と見ゆ。化は嚴戈が說に。那志氐と訓みて。海月なす。沫雪なす。等の那須。即如の義にて。下の匍匐賜狀の。形容を云。と云ひ。角田氏も。若御本體の鰐に坐ば。龜背に駁賜べき理有る事なければ。此は決て。和邇とも龍とも傳へたるは。御產の御苦みの狀を、甚く傳へたる者ぞ、と云へり。其にさる說になむ。（通證にも、正英曰、化爲八尋大熊鰐匍匐透蛇者形容臨產之艱苦也今按爲龍爲鰐皆見而可畏之名とあり、）伊勢物語に。鬼はや一口に喰ひてけり。と云ひ。俗にも蛇に爲て鬼と爲りて等云ふと同し心ばへなり。○匍匐は。記傳に云。波比と訓むべし、古事記。白檮原宮段の歌に。伊波比母登富理。（伊は發語なり、）萬葉三に。若子

乃匍匐多毛登保里。(又九の卷に、迷匍匐と、借字にも用ひたり、)等あり。此字上(傳五の六十五葉)にも見えて。そは波良婆比と訓みつ。(○玄道云、師は此をもかく訓まれたり、)古事記(中卷)倭建命段に、匍匐廻○(○玄道云、靈異記に、匐、波良波不、續日本紀、天平元年詔詞に、進退匍匐廻保里。播磨國風土記、託賀郡法太里條に、所以號法太者、讃伎日子、與建石命相鬪之時、讃伎日子、負而逃去、以手匐去、故云匐田ともあり、)委蛇は。記傳に云。母許余比伎と訓むべし。(伎は辭なり、許は濁音にも有むか、此清濁定難し、玄道云、類聚名義抄に、蜿蜒モコヨフ、今存私記に、毛古與不、色葉字類抄に、蟲紆を訓めり、)書紀にも。逶蛇と有りて。然訓めり。(字は、委蛇とも逶蛇とも逶迤とも猶樣々に作て、義も種々有る中に、說文に、斜去貌と注せる等や、此には近からむ、母許余布に用ひたる意は、蛇等の行貌に取れるなるべし)文選江賦に。神蜧蝹蜦と云へる蝹蜦(注に行貌)をも。モコヨフと訓り。空穗物語(樓上卷)に。逃て仆もこよひつゝいけば云々。源氏物語(葵卷)に。大臣は。え立も上賜ず。かゝる齡の末に。若く壯の子に後奉て。もこよふ事と。恥泣賜等あり。さて此は。匍匐委蛇をば。輕く見べし。只鰐に化り給へる形狀を云るのみなり。(書紀の或注に、產時の惱の狀を云ふと云へるは惡し)玄道云。通證に。寺嶋氏曰。今社頭懸鰐口其用如鈴。蓋起于此乎。鰐口甚濶利齒如刄。故諺云。鰐之一口。春雨抄歌。世間波鰐一口毛、恐志也夢爾鮫與登、思布婆加利曾。園槐鈔曰。諸社比鈴奏懸鈴曳之啓白。其社氏人退其地不再歸心決時。叩鰐鉦爲誓。此故神人有犯罪。放于他鄕時。使其人叩之立不可歸入於神地之盟。今按。日吉社有此遺風云(搜神記曰扶南王范尋養鰐魚十頭若犯罪者投與鰐魚不噬乃赦之、無罪者皆不噬故有鰐魚池、)又、此後世爲人夫者。不親見產婦之緣也。(鰐加熊字者、上倭熊亦訓和邇、或稱其勇如熊鷹之熊、釋曰、熊鰐合兩字訓和邇熊字表生產平安也兼良曰、鰐生百卵子孫衆多之祥熊、謂魚色也、逶蛇當作透蛇、淮南子、河逶蛇、史蒙恬傳山逶蛇、韻會曰、逶蛇字、考古韻凡十七變、

皆字異而義同然無逶蛇字、重遠曰、屈曲旁行也、文選、蝹蜦字訓同、」と云へり、淸人王大海が海島逸誌に、鱷魚狀如壁虎、大者長一二丈、頭如豕、有口无舌、脊騰甲閃、尾尖爪利、上岸不波、入水无痕、毎食人則請老若「番人道士」、念經咒、以紗線沈之河、而引其端、少頃則鱷魚之身、自纏於線而出焉、又鱷魚性淫、毎雌雄交媾、其遺精溢出、隨水而流、婦人浴於河者、觸之不自知也、竟能成孕而産鱷魚、无敢加害、必送於河、聞之安南極多、吧國不常有也、)等も見ゆ。○上(第十九段)に。即見驚畏而は。加禮美於杼呂伎加志古美氐なり。即見驚畏而と見え。驚は上(第三十二段)に。聞驚而とあり。○遁退給矣は。徵に。(故火遠理命と云より以下は、書紀第三の一書と、古事記に採りて文を成せり)書紀に。將女弟玉依姫と有れど。(こは正書にも然あり第一の一書には、將來給へる事は見えざれど其歸給處に、留其女弟玉依姫持養兒と有れば此も將來給へると云ふ傳へなり、)今は古事記に此事無に依れり。さて古事記に。豐玉毘賣命の御言に。凡他國人者。臨産時。以本國之形産生。故妾以本身爲産と有れど。此は甚く誤れる傳へと通ゆれば。書紀正書及一書等にも。此の語の無に據て採らず。さて古事記又書紀の一書等にも。和邇に化賜へると有るを書紀正書にのみ化爲龍而と有るは甚心得難く。さてこは爾宜曾信難き說なれば採らず」とあり。さてこは爾宜曾伎多麻比伎と訓むべし。上第十九段に。逃還之時とも。又第二十段に逃行又逃返とも見え。又(第百十八段に)退居等あり。そも古事記。玉垣宮段に。本牟智和氣御子の。出雲大神を拜みに下り坐して。肥長比賣に婚坐る事を記て。故竊伺其美人者蛇也。即見畏。遁逃。と有る文に能く似たり。(天書に于時豐玉姫、謂出見尊曰妾已有懷姙、當安産之時到海濱請爲妾豫造産屋待之焉、至期果先如誓言來而謂出見尊曰妾今夜産請勿視之、出見尊則諾、後不聞、竊窺之、豐玉姫化爲七丈餘大龍と云へる、七丈餘等有るは太甚き誣ひ言なり、又西域記なる藍勃盧山龍池の事、述異記の龍女の事も能似たり、と士淸、及或人も說へり、此若は此御故事を語傳へしにもや有

むさらでも固より我に彼れが似たるなりけり）さて古事記に、以本國之形。云々。（と有下）の傳に。辨へられたる說も有れど。此は早く。或人も此を難て。伊邪那岐命の御子に坐事を忘れたるなるべし此は固より幽冥神の御所爲なれば。鰐とも龍とも化給はむに。何の恠事有む。事代主神も。八尋鰐と化給とも有に非や。とも論へる如く。本は決て。人體の大神には坐せど。大海中を押靡て知看とては。物には見えねど。諸鰐諸魚類の物等。必時を以て朝覲會同しめ賜む事論迄もなく。かゝる時。又さらでも。故有ては。親自和邇とも龍とも魚とも鳥とも。變化賜事の有つらむ上に。御使は鰐及龜を主と使賜由なれば。却らまに。御本體を。和邇神に混へしにぞ有りぬべき。そは天上にて。天日鷲命の暫時鷄と化賜。又支佐賀比比賣命の。比良夫貝と化て。御子を幽宮に引入賜。（因に云、住吉大神を、和歌神と申は識者等の辨の如く後人の俗說と聞ゆるを、又仙家說に、紫式部刀自は、海宮に仕へ奉る由見えたるに付て案に柿本人麻呂朝臣の殁れし時、其妻依羅娘子歌に、且今日且今日

吾待君者、石水貝爾「一に云谷邇」交而有登不言八方、また直相者相不勝。石川邇、雲立渡禮、見乍將偲と詠れたるは、誰も訝る歌なるを、右御故事、及印南姫命の御事、さては天武天皇の、御靈の、伊勢國に坐由を、大后の悟して賦賜る御歌等に思合するに、此朝臣もさる由緣有りて、海宮に入りて仕へ奉られしを、詠出でられたるにて、歌人の住吉大神の御部類に入ると云ふも徒然ならぬ傳へ說にやと思ふは、例のさくじりにや、）宇武賀比比賣命の法吉鳥と化、建角見命の。頭八咫烏と成りて。共に天降賜。櫛八玉神の。鵜に化て。「此等は、第百四段の傳に、委說れたるが如し、」海底に入坐。大物主命の、小蛇に化賜て。櫛匣に入り坐せる。言代主命は。右の如く鰐に化りて。三嶋溝咋比賣命に御合坐せる。（上にも注る如く稻飯命の海に入て鋤持神と化坐、）大吉備津彥命は。鵜に化りて飛行坐（此の吉備津神社記に因りて云）、日本武尊等の白鳥と化りて。天に登り幸行し。（其御陵守目杵ちふ人の鹿に化りて、幽世に歸れる）等古記に見え賜へる類にこそおはし坐べけれ。殊に建

角見命はも。二典の狀にては。徒に天國より降り坐せる大鳥の如く聞えて。書紀には。頭八咫烏。亦入ニ賞例一其苗裔。即葛野主殿縣主部。是也（良弼云、一本に。葛野縣主。主殿部。とあるぞ是かるべき。）と有るのみにて。荀姓氏錄と。山城國風土記等なる傳なからむには。あなかしこ。皇產靈大神の御子に坐せりとは。誰かは知り奉らむ。此も其れと同類にて。海神等の。師說に見えたる如く。元より變化自在に御す故に。和邇にも龍にも化賜御事なるを以て。かゝる傳へもあり。又以ニ本國之形一產生としも混へ傳へたる事。又更に疑ふべくも非ずなむ。あなかしこ（其は夫師說に、人の神仙道を善修て其道を得たるは、元より其の本體の人容を改す然れども神術又自然を得るが故に、萬里の遠きも、一瞬の間に往來し、水上を行く事地を行くが如く、地に入る事水に入るが如く、巖石に入る事物无きが如く、水も溺らす事能はず、火も燒く事能はず、形を變ずる事、又自在なり、故に或は鳥とも獸とも化る事あり、とも說れたるが如し）又或人も。若實に和邇神と知看たらむには。玉依毘賣命をも。恐み賜ふべき理ぞ。と云へるも。信然る說にて。右に見えたる本牟智和氣御子の故事をも。且玉依毘賣命の御產の時に。さる傳への絕て聞えざるにても。量察奉るべく。又後世こそあれ。此御世比には。天皇祖神の傳へ賜し本教舊辭の。大御許に必最祕に傳はりて在ぬべかめるを。いかで其の御本體の何に坐せり等申す御事は。正く知し看し定て大坐ざるべき事の。更更有るまじき道理をも。よく／＼思察奉るべき事なりけり。さて天慶の頃。日本紀竟宴歌に。得ニ豐玉姬一從四位下。備中權守。藤原朝臣俊房。奈美遠和介。倭我比能毛度遠多都禰古之。毗志利濃美與能於夜仁佐利藝留夫木集に。源仲正。「契有ば。鵜羽葺ける濱屋にも。龍の宮姬、通ひし物を。とある。（龍宮と詠めるは、例のいかゞなれど。）此を詠るなり。

古史傳三十六之巻

平篤胤遺稿
男　平田鐵胤　撿閱
門人　矢野玄道　謹撰
孫　平田胤雄
門人　校訂

神代下十六之巻

爾豐玉毘賣命。知其伺見之事而。以爲心恥而。白曰。吾恒通海路而。欲往來然。伺見吾形給之。甚怍事也白而。又其御子者。褁眞牀覆衾及草生置波瀲而。自今以往。吾奴婢。至君處則。勿放還。君奴婢。至吾處亦。不還云而。去之時。火遠理命就坐而。問御子名者何稱者當可則。答白出。宜號日子波限建鵜草葺不合命言訖而。即塞海坂而。徑還入海郷坐矣。此海陸不相通之緣也。

伺見は。記傳に云。此も加伎麻美と訓べし。」玄道云。書紀古訓に。加伎麻美多麻布古登袁とあり。(又私記訓とて、カキマミシタマフコトヲ又江家點とて、カイマミとも訓り、外記日記、天慶三年記に、賀茂貞行自垣間伺見件文元等科剃頭也、と見え、竹取物語に闇の夜にもこゝかしこよりのぞきかいまみ、源氏物語、空蟬巻に、かいまみ等は、まだし給はざりつる事なれば、又吾にかいまみせさせよと宣ば、夕顔巻に、時々中垣のかいまみし侍るに附、枕草紙に、或人の局に行きて、かいばみして、又屏風も推開つれば、かいまみの人、更科日記に、立聞かいまむ人のけはひして、等もあり。)此も上(第百六十段)に見えたり。○心恥は。記傳に云。宇良波豆加志と賀茂翁の訓れたるに從べし。心を宇良と云は。宇良賀那志。宇良佐備志等是なり。萬葉十四には。心もとなきを宇良毛等奈久。心やすきを宇良夜須爾等も詠り。(○玄道云

此ノ釋も上第七段に卜相又第五十二段に卜合、及御字良と有る下に委く見ゆ、恥は上第十九段に恥恨及令三恥ニ見吾一とも、亦慙、又第百四十七段にも太恥とも、恥恨とも、又第百四十八段に、甚慙恨、等も見えたり、)○恒は同云。都泥波と訓べし。今迄はと云意にて。上に恒無レ歎と有恒に同じ。さてこは欲と云ふへ係る言なり。(ツネニと訓て、往來と云ふへ係て、今より以後の事と見るは、非なり、○玄道云、此も上第百五十六段に出、又古事記、日ノ代宮段に恒令レ經ニ長眼一と見え、萬葉集一に常丹毛冀名、三に、常將レ有等、又吾命毛、常有奴可又、代者无レ常跡、又世間者、常如此耳跡、又常有之、咲比振麻比、等もあり)○海道は。同云。宇美都治と訓べし。萬葉九に。海津路。書紀景行天皇ノ卷に。海路等あり。○通は。同云。賀茂翁の登富志弖と訓れたる宜し。凡て登富流とは。此より彼に行到を云て。(雨等に衣の沾て表より裏に徹を沾登富流と、云類の登富流と、同言なり)今俗に、只經て行くを、某處を、とほると云は、違り)登富志は。令ニ登富良一なり。(○玄道云、上第百十六段に、覔國行去、又第七十二段なる衝桙等乎留比古ノ命と申神名を、或ル人は此も等保留の訛かとも云へり、皇大神宮禰宜譜圖牒に、大狹山命ノ兒天見通命と云人見え、書紀に、行去、此云ニ騰褒屢一古事記ノ歌に、余理泥氐登富禮、又、阿加斯弖杼富禮、皇極天皇ノ紀ノ歌に、多礙底騰褒羅栖、萬葉集に、布美等保利、九に、石尙、行應通　建男、又、釣船之得乎良布見者、とある、乎は保の誤か、源氏物語、螢ノ卷に、南の町も通して、遙々と有れば、又空蟬ノ卷に、風吹きとほせとて疊廣げてふす、枕草紙に、七わたに曲りたる玉の中通して、又此レに緒通して、給らむ、宇治拾遺物語に、立チ塞りて通さざりければ、又何の心に、我らをば通さじとはするぞ、又允恭天皇紀に、衣通郎女と申すを、上宮記には、布遲波良己等布斯郞女と有ル等をも案ふべし)此は。海ノ神宮と。此上國との間の海路を。誰レも易く往來して。互に到べくするを云り。○往來は。(師は)加余波志米牟登と訓れつ。記傳には。加余波牟と訓べし。書紀萬葉等にも然訓る例あり(○玄道云、上第九十八段、神語歌に、阿理加用波

勢と見え、第八十六段に、通二坐其若須勢理毘賣命一之時等あり、萬葉集に「青幡の、木幡の上を通とは、又「こちたき我がせ、いでかよひこね、」又「もぬらさず、通ひきませと、うち橋渡す、」等多かり、)さて此は。豐玉毘賣命の。御自の事のみに非ず。大凡の世人の事を。廣く詔なり。」とて。加余波牟登古曾と訓れたり。○欲は。記傳に云。此字は。通字の上に在意にて。恒云々欲し。と云續なり。○然は。同云。此字は讀むべからず。於母比斯袁と云袁に。此字の意を帶り。(夫木集に、實淸朝臣「契だに違ざりせばわたつ海の、底にも人や、往がよはまし」)○吾形は。上第六十八段に、其形者如何歟と見え、又(第三十六段に、)身形。又(第四十四段)に彼神之象。又(第百十一段に、)容姿。又(第百十二段に)容儀。又(第百五十三段に)顏貌とも見ゆ。書紀に。骨法非レ常。又、容貌且閑。萬葉集(五卷)に。可多知都久保里。又(十六に)貌所見哉我藻將レ依。(古今集に、「形こそ深山隱の、朽木なれ、伊勢物語に、其人形よりは、心なむ勝りたりける、又形の甚愛たくおはしければ、源氏物語、

桐壺卷に、珍かなる兒の御かたちなり、朝顏卷になまめかしう、かたちよき女のためしには、松風卷にこよなうねびまさりにけるかたちけはひ空穗物語、國讓卷に、いでや形有るも言騷げば、玉葉集に「戀しさは、詠の末に、かたちして、泪に浮ぶ、遠山の松」等あり。○甚怍は。記傳に云。怍字。諸本皆作と作るは誤なり。(眞福寺本に怍と作るも誤りなり)賀茂翁の。怍を誤るなりと云れたるぞ。正當る考なる。故今然改つ。古事記(中卷)玉垣宮段に。是甚慚と有ると。全同き文なるをも。思合すべし。(○玄道云、此も書紀に、甚慙之とも、今既辱之、又、遂以レ見レ辱爲レ恨とも、深懷二慙恨一、又不レ用二吾言一、令二我屈辱一等有るに當れば、實にさる說なりき、)萬葉十八に、左刀妣等能、見流目波豆可之。(○玄道云、蜻蛉日記に、老のはづかしさにこそ有けめ枕草紙に、宮に始て參りたる頃、物のはづかしき事、數知らず、又、ときくにはづかしけれど、源氏物語、東屋卷に、すゞろに見え苦うはづかしくて、手習卷に、何事かは恨しくもはづかしくも思すべき、若菜卷に、

最はづかしき御けはひに、古今六帖に、「いかで猶有と知らせじ、高砂の、松の思む事もはづかし、續千載集に、「よしさらば、涙にくもれ、見る度に、曇鏡の、影もはづかし、風雅集に、「寒からし、民の藁やを、思ふには、衾の中の、我もはづかし、萬代集に、「影はづかしき、冬の夜の月、拾玉集に、「よそはづかしき、かとみなりけり」さて此は甚作加志伎許登と。許登と云辭を讀附くべし。許登余と云意にて。雅語には常有格なり。(古今集歌に、云々吾を欲と云ふ、うれはしきこと此等の如し○玄道云、竹取物語に、天下の見思むこと恥かしきことゝ宣ひて、又口惜く哀きことと、又心強く受賜らずなりにしこと、なめげなるに、伊勢物語に、かゝる君に仕奉で宿世拙く哀き事、此男に絆れてとてなむ泣ける、又淺ましうえたいめむせで、月日の經にけること忘やし賜にけるとし、土佐日記に、此月迄なりぬることゝ嘆きて、又波の立あることと憂言て又こよひかゝることゝ、大[illegible]に物も云はず拾遺集に、東より上り來て、いそぐ事とて、又、え此度は逢はで上りぬる事と云ひて、大和物語に、我身の元成り出ぬ事と、思給ひける、又最もかしこく問はせ給へること、又今迄しぬことゝ思て又甚怪き事諦に問てことなむ宣ひつる、後撰集に、「あふみてふ、方のしるべも、えてしがな、みるめなきこと、行てうらみむ、源氏物語、須磨巻に思し賜憚侍ことも侍りて、え候はぬ事、殊更にも、浮舟巻に、思ひながら、日頃に成る事時々は其れよりも驚かし給はむこそ思様ならめ、帚木巻に、受領を云ひて、人の國の事にかゝづらひ營みて、葵巻に、宿世の憂事凡てつれ無き人に、何で心も挂聞えじと、竹川巻に、め覺しき事限無にても、末摘花巻にげにさも有事假に我も人も打解けて、夕顔巻に、人に言騒がれ侍らむが、つらきことゝ云て、又太じきことゝ聲も惜まず泣給事限なし、若菜巻に、淺ましく後させ給へることゝ恨み聞えて、又立寄せ給へるに、自聞えさせぬこと等あり)○白而徵に云。此迄は。古事記に。爾豊玉毘賣命。云々。甚作之。と有るを採りて記るが中に、乃生置其御子而と有るを採ざる由は。下に其御子者云々と云文の有ればなり。(さて第一

の一書に、火々出見尊不聽猶以櫛燃火視之と有れど、此は伊邪那岐命の豫美國にての事の紛れなるべく所思れば、餘の傳々に此事の無きに依りて採らず）玄道云。書紀正書に。甚慙之曰。如有不辱我者。則使海陸相通。永無隔絕今既辱之。將何以結親昵之情乎。と見ゆ。（奧儀抄に、日本紀を引て、我にはぢみせざらましかば海陸あひ通ひて、へだゝりたゆる事なからまし、と訓めり）○眞床覆衾は。已に上（第百三十七段）に見ゆ。（天書、天杵尊天降の段に、追眞床之緣錦衾と記し、釋紀に引ける私記に、衾者臥床之時覆之物也、眞者褒美之辭也、一書文追字作覆也、またた今世大神宮以下諸社神體、奉覆御衾其緣也、「一に耳と作り」と注り、又神道百首抄に、眞床大衾、內宮は屋形紋、外宮は小車紋とあり）後ながら。愚昧記に。嘉應元年。二月四日。大神宮禰宜、忠良入來。自去月十二日在京也。依火災事被召上也。數日住京。難堪多端云。示云。前中納言師仲。頻依被招引。一日罷向之處。言談種々也。其次云。一日或公卿語云。自天宮所令著御之御衣。去仁平二年。遷宮之時。奉撤之由。件事如何。忠良申云。粗所承也。然而其時。依爲最末禰宜。不能進止者。又被示。件體何樣物哉。申云。非絹類。如綿（錦か）也。其色如染靑其體如小兒衣。被命云。無疑件御衣歟。件御衣。於天宮祠。尊明止云神調之。（一になし。）奉纏之云。（二字一に也と作り）而撤件御衣。自公家所被奉之御衣。奉纏。件御衣己凡卑之所致也。雖潔齊不可似彼御衣上。遷宮之時不纏。而己以撤之。今度又燒失了。不可說大事也。忠良云。此事達天聽。若沙汰出來歟。承此事之後不寢候也。予云。件時第一禰宜誰人哉。答云。經仲止申男也。件男其次年死去了。又其子男。此四五年間死了。其弟今一人所候也。予云。件經仲不知件御衣歟。答云。件男愚者也。又奉遷御體之作法不知故實。無左右奉撤之。以屋形御衣奉纏之。奉遷之間事。自餘一切不知事也。仍奉取出件御衣之時。二禰宜等申云。此御衣所傳聞之御衣歟。各以恐懼。其時經仲變色振騷。權禰宜等。觸祭主之處。祭主申云。有恐之。更不可

口入。仍點止了。予云。祭主稱不可申上之由者。禰宜等只可越奏歟、爭可默而止哉。又件御衣。奉置何處哉。答云。各相議。奉納外幣殿。入桶奉納之。と有は恐くも即天上なる正き御物の擬にやと所思るを。かゝる癡物の爲に放奉て。終に火に燒給へりと聞ゆるは。あさまし等申は。世の常になむ。(宋主も、宰相には必讀書人を用べし、と云へる如く、不學无術の徒は、かゝる大過を爲つゝ國家大事を誤る者の、和漢に多かるぞ、甚も慨きや、御衾の事は、中家實錄にも見えたれど、そは疑はしき書なれば擧ず。)〇波瀲。上(第二十三段)に見ゆ。萬葉集(七卷)に、宇美能奈伎佐爾。桓武天皇紀詔に。今行宮所乎御覽爾。小野毛麗。海瀲毛淸之豆。(源氏物語明石卷に、今は此なきさに舟をや棄侍なまし、又海に入なぎさに上り)等あり。〇生置は。上(第十二段)に見ゆ。記傳に云。下の返入と云に係て見べし。御子をば置て。御自は。海神宮に返給ふなり。〇以往は。上(第百五十八段)に出たり。〇奴婢は。夜都古抒毛と訓べし(書紀には、ツカヒビトと訓ませたり、家都子又彌之兒の義、と或說なり)已に上(第百五十八段)に見えたり。和名抄に。說文云。婢。女之卑稱也。和名夜豆古、又唐韻云。奴人之下也和名豆布禰。侍從人也。和名夜豆加禮。(一本には侍從以下なし。)書紀に臣。又妾。賤。又、官婢。又、事瑕之婢。又萬葉集(十六)に。痛女奴。捕亡令に。兩家奴婢合生男女。並從母等もあり。又國造は。國御奴の義ぞ。と鈴屋翁の說れ。是奴耶と詔事は。上(第八十六段)に出つ。(こは天下の人民を皆がらに挂て詔る御語なり、そは其臣下等を詔るなれど、諸民等をば、其に籠たる事、常多例なり。)〇至君處則勿放還は。伎美能美毛登爾伎那婆。那加閉志多麻比曾と訓むべし。美毛登は。上(第百六十段)に見え。伎那婆は。上(第十二段)に。生置心惡子而來。又(第十八段に)故來。又不速來とも。入來坐。又(第百五十二段)に、一尋和邇來。等見ゆ。〇不還云而は。加閉佐自登麻袁志氐。(又能良志氐)と訓むべし。〇就坐而は。伊傳麻志氐と訓べし。(此は上に多く出)〇御子名者。何稱者當可は。美古能美那波那爾登都祁麻都祁婆、曳祁牟と訓べ

し（書紀古訓には、イカニナヅケバヨケム、とあり）古事記玉垣宮段に。亦天皇令詔其后言。凡子名必母名。何稱是子之御名。爾答白。今當火燒稻城之時而。火中所生。故其御名。宜稱本牟智和氣御子。と見ゆ。通證にも。（此文を引て、）蓋古之制也。萬葉集云。足千根乃、母之召名乎、雖白。路行人乎誰跡知而可。と云歌をも擧たり。○日子は。上に（第二段を始て多く）出○波限建は。古事記本注に、訓波限曰那藝佐。とあり、）記傳に云。上に於其海邊波限云々と見え。書紀一書には。遂以眞床覆衾及艸裹其兒。置之波瀲。即入海去矣ともある。かゝる由を以て。如此名け奉れるなり。建は美稱なり。（建てふ稱は、多くは上に着る例なれば此も下に係て讀べくも思るれど猶此は上に係くべきなり、後ながら倭建若建等申す例もあり。）○鵜草は。同云。鵜葺草。眞福寺本に。此葺字無は。（訓注にもなし）惡かるべし。（そは書紀には、草と有るに挍て、此も葺字は、衍として、削たるにこそ、但云加夜の訓註、上に有らずして、此に在るを思へは、彼本も、謂なきに非ず、故姑葺字無き方に就て云ば、諸本に、此をも葺草と書るは、上なるに效て、葺字は、後に加へたる者として、さて上なる葺草をば、字のまゝにフキクサと訓て、此なる草の一字を加夜とは訓べきなり、然れども今諸本並葺字あり、又上なるも、必加夜とこそ訓べけれ、フキクサと訓まむは如何なれば、猶彼本は取らず、訓註の上に有ずして此に在る事は、波限の訓註も、然るをや、さてうがやを水鏡にうのかやと記せるは、昔然も訓みたりしにや、）玄道云上第百六十段に少云へる如く東大寺古文書、天平寶字元年、越前國桑原庄解に、草葺板敷東屋、又草葺東屋一間、草葺眞屋一間と記し、又天平勝寶七歲、同八歲解、出雲國寶龜三年牒同十一年西大寺資財帳等にもかく見えたれば、葺草と无ても有りぬべければ、師は一本、及書紀に鸕鷀草と有るに因られしと聞ゆ）草は加夜にて。前段にも云又上（第十三段）草野比賣神條に委く出。又景行天皇紀に。厚鹿文迮鹿文。顯宗天皇紀に、取葺草葉等も見ゆ。○葺不合は。記傳に云。俊成卿の古來

風體抄に。此御名を。うのはふきあへずのみことと書れたり。(鵜葺草を、うのはと有は、惡けれど)不合を。阿閉受と云る。甚宜し。必古き據ぞ有りけむ。是れに從て訓べし。阿波世受を切て。阿閉受と云は。古言なり。古事記(下卷)朝倉宮段御歌に。麻那婆志良袁由伎阿閉と有るも。尾行合なり、此他にも。令レ合を阿閉と云る例多し(ワキア○○○ハセズノ命と訓むは惡し、あはせずと云言御名に似つかはしからず、凡て上代の名に、然詞の調惡きは無きをや)さて凡て屋を葺には。此方彼方の軒より。葺上て。棟にて葺合せて。終事なる故に葺終を葺合すとは云なり。(六帖に「思人、雨と降來る、物ならば、漏わが屋根は、合せざらまし、○玄道云、榮花物語に、みす御几帳等も、何の程にか、しあへられたりけむ、源氏物語、末摘花卷に、猶聞えさせ給へとそゝのかしあへれど帚木卷に、心の中に思事をも隱しあへずなむ、むつれ聞え給ひける、玉葛卷に、事の樣だに云知らせあへず、桐壺卷に、ましてしげく渡らせ給御方は、え恥あへ給す、夕顔卷に、下人の病ひしけるが俄にえ出

あへで亡なりにけるを、又いかでかくたどりありき給らむと、嘆きあへり、等あり)○宜號は。(記傳には、ツケマツルベシ、と有れど師は)那都祁多麻閉と訓れたり、古語拾遺に。天祖彦火尊。娶海神之女。豐玉姫命。生彦瀲尊。と見え。齋部氏家牒に。此命。海神之女。豐玉姫命爲妃生彦瀲命。(天書に、爲尊所見其形、辱而恨歸海宮留其妹玉依姫令養其兒名白鸕鷀草葺不合尊也、是被造産屋之時、悉以鸕鷀羽葺其屋甍未合之時、生此兒因名也、)とあり。○言訖而は。(書紀にハ、ノ玉ヒヲへと訓たれど、)古登袁閉と訓べし。上(第百二十三段第百三十段)に見ゆ。○海坂は。記傳に云。賀茂翁の宇那佐加と訓れたるに從ふべし(延佳が、坂字は、路の誤かと云るは、非す)坂は堺の義にて。(佐加比とは、此方より上坂と、彼方より上坂との合ふ處を云て坂合の意なる事、上に既に云るが如し、扱坂とのみ云ても即堺の事に成事も有る也、)海神の國と。此上國との間の。隔有處を云なり。(そこに山坂の有るには非れ共、陸地の坂堺に准て、坂とは云る也、)萬葉九に。浦

島子を賦る歌に。海界乎、過而榜行爾。海若、神之女爾。邂爾、云々。と有海界も。此と全同ければ相證して。彼をもウナサカと訓むべく。此の坂も。堺の意なる事。明けし。（彼海界を、今本に、ウミギハと訓、賀茂翁は、ウナベタと訓れたる、共にあらず）玄道云。書紀には。閉海途とあり。○閉塞は。記傳に云。勢伎と訓べし。勢久とは。閉塞て。不令通を云。關も。其を體言に爲る名なり。」玄道云。此も已く上（第百十三段）に出たり。神名式に。阿波國麻殖郡。天水塞比賣神社見え。仁德天皇紀に。通海塞逆流以全田宅。出雲國風土記に。玉日女命以石塞川。不得會所戀。播磨國風土記に。伊和大神大瞋。以石塞川源。流下於三形之方。又妹神云々。即以指櫛塞其流水。靈異記に。諸王等鋤柄引棄。塞水門口而不入寺田。優婆塞。亦取百餘人引石塞於水門入於寺田。とも。○萬葉集に、瀧情乎。塞敢而有鴨。又、西山邊爾、塞毛朋糠毛。續日本後紀に。落湍乃。堰留賀禰天。（古今集に「瀬をせけば、淵と成りて、も、淀みけり、大和物語に、「せかなくに絶と絶にし、山水の、誰忍とか、聲を聞せむ、蜻蛉日記に、いとゞ涙の先せき難き者を、と思しづめて、源氏物語、夕顔巻に、御胸せき上る心ちし給ふ、葵巻に、時々は胸を塞上つゝ、幻巻に、先いとせき難き涙の雨のみ降勝ば、帚木巻に、此頃水せき入て、涼き陰に、拾遺集に、「殿造せく遣水の、岩陰に、金葉集に、「天の川、苗代水に、せき下せ、多武峯少將物語に、見給てもせきやり難きみけしきなり、陽成院歌合に、「もみぢ葉の、流るゝ川を、押並てせきぞ留る、秋の惜さに、今鏡に「音羽川、せき入ぬ宿の、池水も、人の心は、見えけるものを无名抄に、「せきかぬる涙の川の、瀬をはやみ、云々）伊呂波字類抄に。關。セキ（類聚名義抄も同じ）天武天皇八年己卯。十月。始置關門之由。見弘仁格。又云。剗。セキ又塞。セキ。セク。塞水也等見ゆ。さて此は上文なる去之時と有るに相應て。自今以後。云々と詔る事實を申るにて。其御恨の解やらずて。海宮に遂に歸入せ給へりとなり。（此より上は書紀第四の一書に採りて文を成せり、と徴にあり、重遠說に、互言之者、夫

妻訣絶不復通使之辭、と云士清は、與諸冊二尊事文意同と云へり）〇徑は。書紀古訓に。多陀とあり。上（第十九段）に不直默歸と見ゆ。履中天皇紀御歌に。哆駄耳破能邏儒。天智天皇紀童謠に。多棰尼之曳鷄武。等多し。（後には多く多陀知と云士清說に、新撰字鏡、和名抄に徑字を訓めり歩道也と注す萬葉集に直道と書直字も訓り、歌に、夢のたゞち等も詠めり、今直路と云るが如し、と云へり）〇海鄕は。書紀古訓に。和多都久爾。（元元集に、ワタノクニ）と有れど。師は和多都佐登と訓まれたり。（此は天津國、豫母津國常世國等云例なれば、久爾と云方廣く聞ゆめり、）〇還入は。（徵に云、此は上に引ける古事記に、甚作之と有連に、即塞海坂而返入、と見え、書紀第一の一書に、徑歸海鄕、と有るを採り合せて記せり）記傳に云。海神宮になり。さてかく此時に海坂を塞ふたぎ賜へるに因りて。永く海神宮の往來は。絶たるなり。」玄道云。（書紀には、徑去矣とも、徑歸海鄕とも、乃渉海往去、又、即入海去矣、等記されたり、此も國生坐、大神の、事戸を絶賜て

現國と豫母津國との往來の絶えたるに甚能く似たり）神名式に。伊勢國多度郡。魚海神社二座と有るを。神名秘書に。機殿儀式帳を引て。魚海社三前。是月讀命。豐玉彥命。豐玉姬命。合三柱神靈也。（考證に今在北魚見川島村社地悉鉏爲田、俗曰潮積其東去二丈許田間地殖木曰美與登利東月讀西海神兩殿相並、其東殿亡、西殿猶存歟或說に、北魚見村より二町許西田中、川島と云處、と云又或物に、北魚見村の坤方、松槐繁りたる樹林の内に、横二間、長六間程の社を船の形に造り、所の者は四方角の社と云へり、魚海神社是也、とも云へり、）と見え。又同式に。能登國羽咋郡。奈豆美比咩神社（今安津見村宮山に在て豐玉比咩命を祭ると社傳に云、或說に、奈豆美は安曇なる事、村名を安津見と云にて著く、安曇は海津見の事と聞ゆれば、此古傳なるべしと云へり、）又越中國婦負郡。多久比禮志神社。（社傳に、彥火々出見尊、豐玉姬命、鹽土老翁三神を祭りて、今鹽村に在りと云へり）又讚岐國三木郡なる和爾賀波神社を、同國官社考に社傳に云ひ。上古海神豐玉姬命由緣

有て。鰐魚に駕給ひ。此社邊の川を逆上來坐。此處ぞ甚好居處と宣て鎭座き。夫より郷名を井戸と云。川名を鰐川と云ひて。即此神社をも和爾賀波社とは稱白しを。貞觀年中に八幡大神を相殿に拜祀しより。和爾賀波八幡宮とは稱へ奉れり。祭神豐玉姫命。(社傳及讃留靈記附錄式社考には、玉依姫命とす。)一座。相殿神。八幡大神。(息帶足姫尊玉依姫命)三座なり。と云り、○海陸は。(通證に奥義抄に、此を引きて、宇美久陸と訓むと云へる如く、書紀古訓にはかくあり。)古事記日代宮段なる。宇美賀由氣婆と有る傳に云。海行者なり。(契沖が賀は加良なり、良字の落ちたるか、略語かと云へるも、賀茂翁の、賀は隨にて、海のまゝにての意なり、と云はれたるも、皆惡し)陸に對て海を宇美賀とは云ふなり。共に賀は處の意にして。(在所住所等の加、又坂岡等の加、又山里を夜麻賀と云も同じ)陸は國處。海賀は海處なり(國なる處海なる處、と云意ぞ)書紀此御卷。及崇峻天皇卷に北陸をクニガノミチとも。クヌガノミチとも訓(此を崇神天皇卷に、クメガノミチとも訓る、

メは又を誤れるなり、又崇峻天皇卷に、クルガノミチと訓、西宮記、北山抄等にも、北陸道、久流加乃道と有は、奴を流と唱へ訛れる物なるべし。)欽明天皇卷に。陸海をクヌガウミと訓み。孝德天皇卷にも水陸と有る陸をクヌガと訓めり。此らに對へて海を宇美賀と云事を知べし。(然るを久奴賀と云稱は、後迄殘りて、今に久賀と云ふを、宇美賀と云ふ方は早く亡て傳はらざりし故に、右の欽明天皇卷なる陸海の海をも、只ウミと訓みたり、然るに此の御歌に、宇美賀と有るは、正しく陸に對へたる言なれば、凡て海陸水陸等有海又水は、ウミガと訓むべきなり、但右の孝德天皇卷なる水陸の水は海のみを云へるに非ず、田又川等を總て云へるなれば、ミヅと訓むべし、同卷に又水陸と有をば、タハタケと訓り、其用る狀に依べし、其中に海陸の意に云へる水陸の水は、ウミガと訓べきなり。)○不相通之緣也は。徵に。(こは上に引る書紀第四の一書に、入海去矣、と有連に、此海陸不相通之緣也、と有を採て記せり。)第四の一書の一云に。置兒於波瀲者非也(山陰に、此八字

は後人の加へたる文なるべし、かくざまに云へるは、例なき事なり、と云れしは、此は今本に非也。。をカシと訓る故に、ふと思誤られたるなり、今は古本の訓に依り）豐玉姫命自抱而去。久之。曰天孫之孫不宜置此海中。乃使玉依姫持之送奉焉、とあり。此は古事記及書紀正書。第一第三第四の一書共に。生置て獨還給ると有とは異なる傳說なり。何宜けむ。今定難ければ。姑多きに從るを。後人猶能考てよ。とあり。玄道謹て案に。實に何宜けむ。定難けれど。初大后神の詔に。天神御胤を海中に生奉るべきに非ずとしも言立賜て。ふりはへて。上國に參向坐て。復御子產し程なれば。何に御私の恨は坐つとも。海中に率奉て歸賜べくも有ざるべかめれば。猶本文に擧られしなむ。正き古傳なるべくこそ所思れ。さて此は。今現に。海中に往來事の能ざる事の起原はも。此御時の御誓言の驗に因事ぞと云へるにて。上なる吾恒通海路而。欲往來然と宣へる。御詔に照應る語辭なり。さはいへど。師說に。斯在し後は。現世人の往來は止たれど。神仙の道

を修し得ては。此處を其集遊處として。往來せしめ給事は更にも云はず。凡人と云へども。神仙に伴れては往來せる例も亦多かり。其は黃帝未仙道を得ざる程に神仙と通接して。蓬萊に至。徐福が初海神に從て到るも。未仙を得ざりし以前なり。又我が神世に穗々出見命の幸行坐るは。挂卷も畏き天皇の御祖にし坐ば。申も更なり。凡人にも然る例有とて。此に浦島子が事を擧られたり。（此は實に奇き迄、此海宮御段の事に能似たり、と鈴屋大人も論れたる如く、彼此相發せて、明むべき事多かれば、今も記續むに）雄略天皇紀に。二十二年。秋七月。丹波國（一本に後、と作り）餘社郡。管川人。水江浦島子。乘舟而釣、遂得大龜便化爲女。於是。浦嶋子。感以爲婦。相逐入海。到蓬萊山。（古訓に登古余能久爾とあり）歷覩仙衆。語在別卷（此四字は、或人の、此紀には、在某天皇紀、と記賜例なれば、集解に、私記の竄入として、削るぞよきと云る、實さる說なり、）と見え。萬葉集（九卷に。詠水江浦島子歌あり、其歌。春日之霞時爾。墨吉之岸爾出居而。（略解に。墨吉は、與

謝郡にも在なるべし、と云り下皆同じ)釣船之得乎良布見者。(乎は本の誤或人云、手湯多布の誤ならむ)古之事曾所念。水江之、(こは氏にて墨吉とは異なり)浦嶋兒之。堅魚釣。(和名抄に、鰹、加豆乎、とあり)鯛釣矜。(釣りの幸有るに矜るなり)及七日、家爾毛不來而。海界乎。過而榜行爾。海若、神之女爾。邂逅爾、伊許藝趨。相誂良比、)此卷末、眞間娘子を詠る長歌に、歸加具禮、人のいふ時と云ふは挑寄古語と聞ゆ、筑波嬥歌の歌に、をとめをとこの、行つどひ加賀布かゞひに、と云へるかがふも、同語なるべし、されば此の相誂良比をあひかゞらひと訓り)言成之賀婆。加吉結、(かきは詞、結は契約の意なり、)常代爾至海若神之宮乃。内隔之、細有殿爾。(○玄道云、同書十六に、海神之、殿蓋丹飛翔爲輕如來、腰細丹、取餝氷云々、と有は、さる傳へ有りて詠るにや(携、二人入居而。老目不爲死不爲而。永世爾、有家留物乎。世間之愚人之。(愚、しれたると訓るは、竹取源氏等の物語に、おろかなるを云へり、又神代紀に、愚をうるけきと訓めれば然訓まむか、則浦島子をさす、)吾妹兒爾。(こゝは海若の女をさす、)告而語久。須臾者家歸而。父母爾、事乎毛告良比、如明日吾者來南登。言家禮婆、(明日と云むも齊く早く歸むと云ふなり、)妹之答久。常世邊爾、復變來而。(歸來の借字なり、)如今將相跡奈良婆。此篋、開勿勤常。曾己良久爾(許多なり)堅目師事乎。(かためし物をの意、)墨吉爾、還來而。家見跡、宅毛見金手。(見えかねてなり、)里見跡、里毛見金手、恠常。所許爾念久。從家出而、三歲之間爾。墻毛無、家滅目八跡。此筥乎、開手見手齒(ばを濁るべし、見て有らばなり、)如本來、家者將有登。玉篋(筥と同物なり)小披爾。白雲之、自箱出而。常世邊、棚引去者。立走叫袖振。反側、(こいはこやすと同じく臥すを云)足受利四管。頓情消失奴。若有之、皮毛皺奴。黑有之、髮毛白斑奴。由奈由奈波(夜な夜な也契冲は、ゆなゆなははてはてはと云心に聞ゆと云へり○或云、也々也々爾の誤りか)氣左倍絕而。後遂壽死祁流。水江之浦島子之。家地見。(是は家の跡と語り傳へし地の有りて、そこを見て詠めるなれば、見ゆと訓むべし、さて初に、

云々とをらふ見れば、と有る首尾なり、）反歌。常世邊、可住物乎、劒刀。已之心柄、於曾也此君。（已之しがと訓めるは、古事記に、斯賀阿禮婆、雄略紀に、志我都矩屢麻泥爾、又、旨我那稽麼等有りて、己がと云を、總へてしがと云へり、於曾は、於曾の風流士と云へる於曾に同じく、鈍き意なり「○或説云、敏をトシと云裏にて、備中高松邊にては愚人をオソと云へるを聞きたり」此君は島子をさす、常世より歸ずして、其まゝ住むべき物をも云ふなり、○玄道按ふに、己は那とも訓むべきか劒太刀の、名の冠詞なるは、誰も知れるが如し）又丹後國風土記に。與謝郡日量里。（量を一本に置と作り、和名抄に、同郡日置郷色波字類抄にも同郷狹屋山とあり）此里有筒川村。此人夫日下（一本に二字を早と作り）部首等先祖。（或説に云、日下部首は、姓氏錄、河內國皇別に、日下部宿禰同祖、彦坐命之後也と有て、攝津國皇別に、日下部宿禰出自開天皇皇子彦坐命也、日本紀合、とあり、彦坐命は、又彦今簀命とも作り、開化天皇御紀に、妃和珥臣遠祖姥津命之妹、姥津媛、生彦坐王と見え、同御紀には、又娶丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹、意祁都比賣命、生御子、日子坐王、と有等に依りて、考るに、浦嶼子は、彦坐命より間もなき子孫にて、日下部姓の未出來ざる先祖なりけむとぞ所思る、宮津人の物談に、城下近き村名に筒川と云が有となむ、若其の地ならば、古昔の日量里內なるべし、」下條々に注るは、皆同人の説を約て引るなり）名云筒川浦（一本に浦字なし）嶼子。爲人姿容秀美。風流無類。斯所謂水江浦嶼子者也。（此島子の事、凡ての狀を以て按に、國造迄とこそは有ざりつらめ、猶縣主の類の長々しき人なりけむかし、丹後國與謝郡の大領と見て有べし、此人一向の賤夫なりけむには、釣魚とて出て還來ぬが、三百餘歲を經ても、古老の口碑に餘て有るべき謂れの有らめやは、「蓬萊島にての事等は、還來て後、島子の語りしにてぞ、人の世にも傳れりける、然らむ迄、誰やし人か、其名をば傳へたるべき」縣主の類ならむには、隨身をも率て行くべきを獨なりしは、猶白水郎めきてぞ聞ゆるとも思べけれど、然らず往古は禮式こそ華麗にも

嚴重も敷設られつれ、烏狩魚獵、其外の私事には、貴人だつ御方さまも供人は具せられざりつるが習俗なり）是舊宰伊預部馬養連所記。無相乖。故略陳所由之旨。」長谷朝倉宮御宇天皇御世。嶼子獨乘小船。汎出海中爲釣。經三日三夜。不得一魚。（此の文一通に見ば、嶼子或日小船ながら海中に漕出て釣しつゝ、家路をも遺忘て、三日三夜を海中に經し事と爲べし「作者も然思取て記しも知るべからず、凡て漢文には、然樣の事多し」何でさる事有めやも、是は日並て釣に出し由を。尤けく云へる文と知るべし、萬葉に、堅魚釣鯛釣矜云云、と作るは、殊に甚じく言成せるにて、事實には非ず、矜と云詞にて、堅魚及鯛の數釣るに耽矜心より、七日經る迄、家にも還らず、海中に漂て有し由に取り成せるなり、何で事實なるべき、）乃得五色龜。心思奇異。置于船中。即寐。忽爲婦人。其容美麗。更不可比。（此の形狀を按に、見も聞も着ざる五色龜なりければ、奇異み思間に、睡眠付て遂に其龜の海に還入むも思ず、打置て熟寐しつる由なり、妖魅に出遇へる者の、俄頃に睡魔の

發と云狀思べし、然睡りしが、ふと目覺て側を見れば、龜は居ずて、美麗き女のつい居たりし由なり、龜の女に化爲し事、幽怪錄に、劉交居若耶溪、忽聞有人採蓮喧笑聲、交乃斷柳枝蔽身覘之、忽見十餘女子從一華林而出、皆衣青綠入叢蓮相對而歌、乃掉舟以逼之、諸女皆化爲龜入水、と有類尙有し樣なり）嶼子問曰。人宅遙遠。海底人乏。詎人忽來。女娘微笑。對曰。風流之士。（此はミヤビとは宮風の義にて、里風に對へたるにて、公私と言はむが如し、人一人の上にて云ば、衣冠を正しくして、朝廷に參入り賜ふは、公にて、宮風なり、衣冠を脫ぎて、打ち解けて家に御すは、里風の私なり、此は貴人方の公私なり、中人以下にて言はゞ、袴肩衣嚴しくして、公事するは、宮風褻の隨にて私事するは、里俗なり、俚及俗、又風俗等の字を佐登備と云語に塡たるも、貴人は寡く、賤人は衆く有れば、自然宮風は寡く里風は衆きに依りて、凡ての俗を里風と云習せるなり、）獨汎蒼海。不勝近談。就風雲來。嶼子復問曰。風雲何處來。女娘答曰。天上仙家之人也。

請君勿疑垂相談之恐。(一本に愛と作り、)爰嶼子知神女。愼懼疑心。女娘語曰。賤妾之意。共天地畢。倶日月極。但君奈何早先(恐は告の誤か○或人は不決二字の誤とす、)許不之意。嶼子答曰。更無所言。何解(一本に觸に作る恐は辭の訛か)乎。女娘曰。君宜廻棹赴于蓬山。(日本紀に、蓬萊山と記されたる、常世國は、神代より、東海中に在る神仙の秘區、「此神仙の秘區も漢語にて言へるなれば、猶本末の迷や有るべき、只何の事もなく、大御國よりは、東方の海中に在る、常世國と云幽界ぞと心得べし、さて其處は人間の住處ならず、漢土人が、仙とも神仙とも言へる如き、奇靈なる國津神の秘區ぞと心得て有るべきなり、」にて其處に住める神仙の、漢土人に傳説せしは、蓬萊山なり、されば常世國は、神代よりの幽界、凡ての惣名、蓬萊山は、東海中の常世國を言へる漢名になむある、玉勝間に見えたる如く、和名抄若漢名抄ならば、登許余能玖邇能與毋岐賀斯摩、漢名蓬萊山、とこそ記め、斯本末明白なれば、蓬萊と云ふ字も、さのみ忌べき事ならず、されと、日本紀の御撰者は、此本末を反にして、蓬萊山の和名常世國と思僻めてぞ、到蓬萊山歴覩仙衆、とは記されつらむ、もし然らば傳に云はれたる如く甚しき非なり、かくて常世國と名負へる處々を數へ言はゞ、第一は北極直下と謂へる氷山氷海の夜國なり「常夜常世本同義なる事、佛書に須彌と云、漢籍に崑崙と云へるも、皆常夜國にて、常夜往きて暗く見ゆるは、人間よりにて、實は神仙の幽界、謂ゆる磤馭盧島なり、第二は漢上に謂ゆる三神山なり、第三は海外の諸蕃なり、此龜姫と云が、列子に傳へし、三神山に、巨鼇有る事を云へる神山の事實に符ひて、更に疑ふへくも非ずなむ、諸先生が説に、上有禱著、下有神龜、著生滿百莖者其下常有神龜守之、其上有青雲覆之、とも云へり、龜の神山に由緒有事思ふべし、「此禱著と云ふは、著草の稠りて有るを云へり、禱字は稠古文の由なり、」此山神典なる、綿津見宮に、似通て所思れど、綿津見宮は、神身鰐とも化、龍とも化りて、龜には由なく、神山は鰐龍の類にはあらで、主と龜なるを按ば、同常世國にて、同東海

には在りながら、別境になむ有りける、さて此方壺を、方丈とも云へるは、拾遺記に、海中三山、一名方壺方丈、二曰蓬壺蓬萊、三曰瀛州、其形如壺上廣而下狹、と有にて、詳に知るゝなり、但三山の內、方丈壺と云ふのみ、上廣く下狹きには非ず、此名等は、三山に亘りて云へり、そは蓬壺は壺形にして蓬萊蓍の類ひの蓬叢かるより名に負ひ、其蓬壺の上廣く下狹を見ては、方壺、方丈壺、方丈と云其蓬壺の三山、鼎と云器の狀に並立る處は、瀛州なる故に、又瀛州とも云へるなり、譬へば一二三と三並べる山を、皆がら瀛州とも云べく、皆がら方壺蓬萊とも云ふべきを以て、此趣を心得べきなり。）嶼子從往。女娘敎令眠目。即不意之間。至海中博大之島。其地如敷玉。闕臺晻映。樓堂玲瓏。目所不見。耳所不聞。携手徐行。到一大宅之門（現界の人を率て幽境に往は、必令眠目る事と見えたり、其の由は、往道路の間を人に知せじの心遣なるべし、「天狗等も然する事と聞えたり、十訓抄に、後冷泉院の御時、天狗荒ての條に、叡山法師に、靈山說法の物效して見する天狗の語を載せて、下松の上の山へ具して登りぬ、暫目を塞て居給へ云々の時に、目をば閉給へと云る類幾らも有るを見るべし、此不意之間と有は、謂ゆる只一瞬の間に到るを云、神典なる海神宮は、海底なるに依て、かく速には到難き由、記されたるを思ふべし。）女娘曰。君且立此處。開門入內。即七竪子來相語曰。是龜比賣之夫也（龜の壽命を云へる、說苑に、龜千歲能與人言、古今注に、千歲之龜、常有白龜冉々而起、述異記に、龜一千年生毛、壽五千歲謂之神龜、壽萬年曰靈龜など言、又膠葛曰、龜千年者能生蓬萊山下、覓仙人洗丹鼎水服之、輙生翅能飛、變化不測、と云ふ事も見えたり、是等能取拾て、常世の神仙の壽數の久遠なるを知るべし。）亦八竪子來相語曰。是龜比賣之夫也。茲知女娘之名龜比賣。乃女娘出來。嶼子語竪子等事。女娘曰。其八竪子者。畢星也。其七竪子者。昴星也。（こは神山のみ星界と往還有るに依りて、友とは爲るなり、凡ての大地にては、香背男神の罰られし後は、星界の往還禁止させ賜へりとぞ通ゆる、〇玄道云、此はいと信難き說な

り〕君莫恠焉。即立前引導。進入于内。女娘父母共相迎。揖而定坐。于斯稱說人間仙都之別。談議人神偶會之嘉。（一本に喜と作り、）乃雪（陳の誤にか〇或云、恐は薦か）、百品之芳味。兄弟姉妹等。擧杯獻酬。鄰里幼女等。紅顏戲（一本二字を空り）接。仙歌寥亮。神儛逶迤。其爲歡宴。萬倍人間。於茲不知日暮。但黃昏之時。羣僊侶等。漸々退散。即女娘獨留。雙眉接袖。成夫婦之理。于時嶼子遺舊俗遊仙都。既經三歲。（此三歲は、神仙の年月にして、人間にては既く三百歲を經し由なり「かゝれば人間の百歲を神仙の一年とする事なるべし、さて其一年、久しきは久しきながら、さしも久しとも思はずて經るは、一日は猶一日、一月は猶一月と思ひ居るよりにてぞ有るべき、北極直下なる氷山氷海の夜國も、人間よりこそ、氷山氷海の夜國なれ、神仙の上にては、必玉山玉海の清明國なるべし、其は人間百歲の中の晝夜四季等を、只一歲に爲るにても推し量らるゝなり」又こは上に見えたる宮殿樓閣乃壯觀より始めて、宴席歌舞吹彈の類、人間の百歲をも只一日の如く思興じたる心を言へるなり、さて然程樂き洲にし在らば、過ぎし世の事等は、更に思ひ出づべきにも有らざれどもの義なり）忽起懷土之心。獨戀二（一本に于と作は誤なり）親。故吟哀繁發。嗟歎日益。（こは嶼子の孝心の深きにて、さる歡樂の中に在ても、故鄉忘る暇しなきを、夢の如くにて、已く三歲を經てけるより、深くも嗟嘆て、色に出しつる由を言へるなり）女娘問曰。比來觀君夫之貌。（一に夫字なし）異於常時。願聞其志。嶼子對曰。古人曰。小人懷土。（論語里仁の語なり）死狐首丘。（禮記檀弓の詞なり）僕以虛談。今斯信然。女娘問曰。君欲歸乎。嶼子答曰。僕近離親故之俗。遠入神仙之堺。不忍戀眷。（或人云、慕の誤か）輒申經慮。所望暫還本俗。奉拜二親。（嶼子蓬萊洲に來てより後は、龜比賣の家に住みて、龜比賣の父母を父母として仕へたれば、さしも故鄉の父母を戀ふる情を現はし難く所思て、抱胸たりつれど、えも忍敢ずて、此現はし初つるを云、嗟嘆吟哀にし情を、此に關て見るべし）女娘拭淚歎曰。意等金石。共期萬歲。何眷鄉里。棄遺

一時即相携徘徊。相談慟哀。遂接袂退去。就于岐路。於是女娘父母親族。俱悲別送之。女娘取王匣(此玉匣と云器は、玉「和名抄に和名太麻」と櫛「同和名久之」筒、「同和名計、」と有るとにて筒と云ふぞ本なる、但和名抄に、盛食器と有る如く、萬葉二に、家有者、笥爾盛飯乎、草枕、旅爾之有者、椎之葉爾盛、と有りて、食器にのみ限篋とは別なるに似たり、篋は箱と同く、和名抄に和名波古と有りて計と云ふ語は見えず、」然れども萬葉集中に、玉櫛笥を詠る歌の多有をもて見れば、旣く計と云ば食器、櫛笥と云へば調度と別れたりしにこそ、「二卷に、玉匣、覆乎安見、開而行者、云々、又玉匣、將見圓山乃、云々、三卷に、秋津羽之、袖振妹乎珠匣奧爾念乎、云々、四卷に、媙嬬等之、珠篋有、玉櫛乃、神家武毛、云々、八卷に、珠匣、葦木乃河乎、等猶有るべし、又珠と云挿語は無て、櫛筒のみ詠るも有り、七卷に、木道爾社、妹山在云、櫛上乃、二上山母、妹許有來、此櫛上は御髮梳上の意を取て、櫛匣の語に當たるなり、今本にカヅラキと訓を附たるは、例の杜撰なれば、彼此無し、

十九卷に、和多都美能、可味能美許等乃、美久之宜爾、多久波比於伎弖、伊都久等布、多麻爾末佐里弖、と有は、久之宜とは云へど、髮梳具を納るのみの匣には非ず、愛翫する珠玉の類を納置料の手箱になむある、此歌は第一心留置べし、さて三卷に、然之海人者、軍布刈鹽燒無暇、髮梳乃小櫛、取毛不見久爾、とある髮梳を、今本ツゲと訓めるは非ながら、玉小琴に、由須流と訓むべき由の說有るは、更に動まじければ、櫛筒の例には爲難くなむ、」かくて其櫛筒には珠玉を莊嚴と爲しに依りて、其美麗きを稱へて、玉櫛筒と云へる事、玉帚木、玉勝間、玉小琴等の如し、但莊嚴る狀も、今の螺鈿の如きのみには限らざるべし、玉帚、玉籠等に飾るは、謂ゆる數珠繫と云ふ狀に思ゆれば、櫛匣の蓋にも、猶然爲しにても有るべし、「亦今世にも有七寶の手箱と云へる類のをも、然ぞ云けむ、余其實物や何ならむと思定めかねて此種々には云試むるなり、後人の善定を待つ者ぞ、」此の調度の中にて、殊に重み爲し物なれば、郎女自已の魂を納て與へつるなり、三輪大神の櫛筒に入りて御し

坐し故事をも、此に關て思ふべし、）授二嶼子一謂曰。君終不レ遺二賤妾一。有二眷尋一者。堅握レ匣。愼莫二開見一。即相分乘レ船。仍教令レ眠レ目。忽到二本土筒川鄕一。即瞻二眺村邑一。人物遷易。更无レ所レ由。爰問二鄕人一曰。水江浦嶼子之家人。今在二何處一。鄕人答曰。君何處人。問二舊遠人一乎。吾聞二古老等一相傳曰。先世有二水江浦嶼子一。獨遊二蒼海一。復不二還來一。今經二三百餘歲一者。何忽問レ此乎。即銜レ弃（銜奇の誤か）心。雖レ廻二鄕里一。不レ會二一親一。既逕二旬日一。乃撫二玉匣一。而感二思神女一。於レ是嶼子忘二前日期一。忽開二玉匣一。（水江の氏人、浦島子、行方なくなりて、家嗣べき男女の兒等もはが〳〵しからざりけらし、「水江は姓氏ならむ、其水江氏、日下部首と成つらむは、攝津國風土記に、草香江、草香里等見えたるを思ば、水江の氏人そこに移住て後、草香の邊を所領し、遂に朝廷に奉仕り、日下部姓と爲り、首の骨を賜はりしなるべし」此時彼蓬萊島の有りし狀、爾はしく幽に成りて、夢の如く所思し事決し、「幽冥の事は皆然有る者なり」何を以云ばなれば、玉匣を披き見る心の發しにてもなむ知るゝ、○玄道云此

に其子孫の流離て、河內邊に移住しならむと說るは、元彥坐命の丹波國に坐しよりの考には有るべけれど、彼御裔の畿內に在けむは、他皇子等にも例多くして、證なき臆斷の說なれば、今は擧ず、さて此或人は、大かたわが師說を剽竊して、蛇足を加へし物にし有ば、今はをかしと聞ゆるふしを摘出づるなり）即未レ瞻之間。芳蘭之體。率二于風雲一翩二飛于蒼天一。嶼子即乖二違期要一。還知二復難レ會。廻レ首踟蹰。咽レ淚徘徊。于レ斯拭レ淚。歌曰。等許與蔽爾、久母多智和多留。美頭能睿能。宇良志麻能古賀、許等母知和多留。又神女遙飛二芳音一。歌曰。夜麻等弊爾、加是布企阿義天、久母婆奈禮。所企遠理等母與。和遠和須良須奈。（○玄道云、こは古事記、高津宮段なる黑日賣獻レ歌に、夜麻登弊邇、爾斯布岐阿宜弖、玖母婆奈禮、曾岐袁理登母、和禮和須禮米夜、と有るを、少引變たるに因りて案に、此の歌等は、萬葉集五卷に、神女歌、又報歌とて載たると同く、後人の擬歌なるべし、さて義をけ濁音に用し事、法王帝說、常陸國風土記に、多義、續日本紀に由義宮等あり）嶼子更不レ勝二戀望一。歌

曰。古良爾古非、（萬葉註釋に悲とあり、）阿佐刀遠比良企。和我遠禮婆。等許與能波麻能奈美能於（一本に於字なし、）等企許由。後時人追和曰。美頭能容能。宇良志麻能古我、多麻久志義。阿氣受阿理世波。麻多母阿波麻志遠」。等許與弊爾、久母多知和多留、多由女久女、（六人部是香云、四字恐は多麻久志義に作るべし、）波都賀末等（又云、二字恐は爾阿氣志の四字に作べし、）禮和曾加奈志企。と有を合觀て。海宮の有狀を想像べきなり。（仁明天皇紀に、承和二年、三月庚辰、興福寺僧が天皇四十御算を賀奉とて獻る長歌は、大海乃、白浪開弖、常世嶋、國成建天、到住美、聞見人波、萬世能、壽遠延倍津「一に利と作り」故事爾、語來留、澄江能、淵「一に瀛と作り」、爾釣世志、皇之民、浦島子加、天女、釣良禮來弖、紫雲泛引弖、片時爾、將弖飛往天、是曾此乃、常世之國度、語良比弖、七日經志加良、无限久、命有志波、此島爾、許曾有介良志、と賦み、天慶六年、日本紀竟宴歌に、得浦島子大江朝臣朝望、宇羅志麻能、許許呂兒加奈布、都摩遠衣天、加米野世波比遠、東裳

兒曾部氣留、と見え、和泉式部集に、「あふ事を今は頼へぬ、中なれど、又こそあけぬ島の子が箱、寶方集に、島の子が、心許さぬ、玉くしげ、あくれどあかぬ、物にそ有ける、」千載集に、俊成「百千度、浦島が子は歸るとも、はこやの山は常磐なるべし、後嵯峨天皇御製「見ずは又、悔しからまし、水江の、浦島のすむ、春の曙、俊頼「浦島を波のあけくれうつせ貝、あまの箱のみ、空しとぞ思ふ、永縁「有りし夜や、浦島が子の、箱なれや明にし日より逢ふ事のなき、古歌に「夏の夜は、浦島が子の、箱なれや、はかなくあけて、悔しかるらむ、等あり、又無名抄に、丹後國よざの郡に、あさもかはの明神と申神坐す、國守の神拜とかや云事にも、幣帛等得賜て祭るゝ程の神にてぞおはすなる、是れは昔浦島の翁の、神に成るとなむ云傳へたる、最興有事なり、物騷しく、箱を開し心に、神と跡を留給へるはさるべき權者等にや有りけむ、と有れど考證、田邊府志等に、此は式に、見えたる竹野郡網野神社なりと有るに依りて栗田氏が、本日下部首の祖彦坐命を祀れるよりし

て、かく謬り傳へたる由說る寀さるべし、又元亨釋書に、天長御門の妃に如意尼と云が事を記せるも正史に見えざるはさる物にて、最覺束なく、決て後人の此に因りて杜撰せるならむとぞ覺ゆなる。）師說に。此浦嶋子が海鄕に入りたる事を日本紀に、雄略天皇の二十二年七月の事とし。其の還る年を。扶桑略記を始。淳和天皇の天長二年の事と爲たり。此間三百四十餘年なり。（〇玄道云、師說はかゝれど、早く谷響集、俗說辨等にも辨へ、又青山延于も、釋紀引二風土記一云、伊豫部馬養作レ文、記二浦島事一馬養持統帝時人也、而水鏡、續古事談、皇代記、並云、淳和帝、天長二年、浦島子還レ鄕、後人傳會從可レ知也、故不レ取と云へるは、寀さる說にて、混たる傳へなる事、上に擧たる萬葉集の歌體の、今京のならぬにても知れ、天書に記したれば、本より日本紀にも記賜し事、天慶六年竟宴歌に在にて論なし、さては本朝神仙傳に、彼歸來し時、漸過二百年一と有るに依て、彼廿二年より百年推下れば、敏達天皇の御世に當れり、決てさる傳の有しを採れしにこそ、さるを或人の、此二十二年は

嶼子の蓬壺より還り來し年なり、是れに依りて朝廷にも聞し賞させ賜ひ、人口にも膾炙しつれば、御紀にも記せ給へるなり、今試に紀の御文の脫字を補ば、二十二年、秋七月、丹波國餘社郡筒川人、水江浦嶼子歸朝焉、初嶼子乘二小船一而釣、云々、と有けむを、嶼子と云語の二つ有より見亂て、歸朝焉初の四字を脫し、其脫字の卷流布して、凡ての事將欝しくは成たりつらむ、さて此大御世の二十二年より三百餘歲を泝て計れば、志賀高穴穗宮に天下治食し若帶日子成務天皇の大御代にぞ當れる、と論へるも、信難き說なり、又此傳を或は仁賢天皇の御事ぞと申或はから國の蘇耽、及袁相根碩、さては丁令威が事を採りて作りし、寓言等云愚說、又其舊蹟も信濃、相模、武藏の國等にも有れど、皆齒牙に掛るに足らず、又天長二年に歸れりと、謂るは淸人の述異記に、三國徐庶が事を記せる如き所以有りしを、取混へたる傳へにやと所思る旨あり、そは神仙記に說る〻合せ見べし）さて浦嶋子が往たりし海鄕を。諸書に蓬萊山と云へるは。神女の語に。君宜三廻レ棹赴二干蓬山一と云

へる由風土記に見えたる如くにて。然も有るべけれど。海神の本宮に至れるには非ず。海中の仙境何處にまれ。數萬の列仙家有るが中の。一仙民の家に到れるなり。そは事の狀を以て思ひ辨ふべし。（然れば浦島子は眞仙には非ず、仙中に入りて、其の俗風に牽れて、長命せるのみにて、元より修し得たる道骨なき故に、生籙をも受けず、僅に仙女の玉匣を得て返りつれど、自然に其の期をさへに忘れて、匣を開き、仙緣をも失へりしなり、）抑皇國の屬海中に。仙境多き事は。列子に謂ゆる五山。皆我が屬海なる事。十洲記と相發して知らるるが。猶仙說に傳へざるもの多しと聞ゆ。（〇玄道云、此に十洲記を引きて、委く辨へられ又神仙の道の奇妙なる道理等をも論ひ諭されて）さて海鄕なる仙女の。暫龜と化りて。浦嶋子が釣せるに緣より、然して其本體の仙女に復て契るなり。さて本體は。人と物との異有れど。其體の物なるも。神の位を得たるは。常も人形にて在が故に。互に相接するに至りては言語は更なり。形容動作も替事なし。こは皇國の神仙のみ然るに非ず。萬國の人物共に。神仙の域に入りては。其の言語も一にして違事無し。然れば萬國言語を異にするは。凡俗の間のみと見えたり。（そは海大神の語の徐福と譯を用ふる事なくして、通せるを思ふべし、然るは鳥獸等は、神界に屬する物なる故にや、其の鳴聲の萬國かはりなきをも思ひ合すべし）と論れ。又上に少々申せる如く。神功皇大后の韓國を征せ賜時に。御妹虛空津比賣命を海宮に遣して。干滿の二珠を借らせ賜つる事あり。（此事は宇佐託宣集宇佐緣起、石清水緣起、氣比社舊記、八幡愚童訓、神祇正宗等に見えて、別に記し奉る物あり、神名式に、山城の國乙訓郡與杼神社と見え、淸和天皇紀に、貞觀元年、正月廿七日甲申、奉授山城國正六位上與度神、石作神、向神、簀原神並從五位下、と有りて、太平記に、淀大明神の前に淺瀨有りと聞き出して、三千餘騎を一手になし、流を截て打ち渡す、明德記に山名陸奧守氏淸は、二千餘騎、淀大明神の御前に浮き橋を掛けて、久我繩手を直違に、西の岡を經て、下桂へ打て出、又山城名勝志に引ける、水垂社緣記に、山城國乙訓郡水垂邑

大荒木森奉勸請之淀姫大明神者。開化天皇之曾孫、氣長宿禰王之御女、豐姫而神功皇后之御妹、應神天皇之叔母也。千觀阿闍梨平素深信八幡云云、應和年中、飛錫航海、而自肥前國佐嘉郡河上社奉勸請此地畢。時村上帝殊勅賜正一位淀姫大明神爵號ともあり、又同式に、備後國安那郡天別豐姫神社、有りて、或る說に神邊驛川北村黃葉山に在り、と云、陽成天紀紀に、元慶二年十一月十三日、甲辰、授備後國從五位下天別豐姫神從五位上と見ゆ、又式に、淡路國津名郡、河上神社と有るは、今南谷村に在りて、或る說に、祭神高麗神、又一說に、與止姫神ともあり、)後ながら古事談に。粟津冠者が。出雲國に往ける事を語りて。小船入海底思之間。到龍宮宮殿樓閣不可說。とて。其の敵たる大蛇を射殺し事を記し。(太平記なる俵藤太秀鄉朝臣が、近江湖中なる幽府に入りて、其の敵とある大蛇を射取りし事を云ひて、二人共に、湖水の波を分けて、水中に入る事、五十餘町有りて、一の樓門あり、開きて內へ入るに、瑠璃の沙厚く、玉の甃暖にして、朱樓金殿、玉の欄干、金を鐺にし銀を柱とせり、其の壯觀奇麗、未た曾て目にも見ず、耳にも聞かざりし所也、此の男先づ內へ入りて須臾の間に衣冠を正くして、秀鄉を客位に請ず、左右侍衞官、前後花の粧、善盡し、美盡せり、と記せるは、右粟津冠者がこと、或るは今昔物語なる加賀國諍蛇蜈島行人助蛇住島語を取りて杜撰せりとも云へりき、されど尊卑分脈は更にて、玉濟隱見等にも其の子孫の彼より獲つる寶を藏たりと云ふ事有れば、絕えて妄誕とも定め難し、若し似たる事も有りたらむには、此れをも考へ合すべし、)琉球神道記と云ふ物に。昔若狹町に。若狹殿と云ふ者の妻走り失せぬ。夫深く悲みて。諸神に祈る事數十年。然るに三十三年にして海より返る。失せし時其の歲二十也。今二十歲よりも若し。人皆他人と疑ふ。夫も亦疑ふ。其の妻云。此には久しと云へ共。我れは野原にして遊ぶ事二三日也。何の間に齡を轉ずべきとて。昔の夫と比翼連理の密語一々に語りしかば。夫疑晴れて。故の如く和合す。初め女子二人あり。其の末連續して。今六代の孫あり。我正く見たり。

(此仙境異聞に略記されたる、相模國大山なる某が妻の談と能く似たり) 又近頃棚晴に女あり。村の肝煎棚晴船頭が妻なり。失事七年にして返時。綾羅錦繡を身に纒ひ。上に藻を覆ふ。時人其衣を取りて。國の麻衣に更。其衣忽に失ぬ。此女今正しく世にあり。我往て見時。六十歳計なり。とも云へり。又櫻井社緣起。及諸社靈驗記に。後陽成院天皇の。慶長十五年六月の頃に。筑前國志摩郡なる櫻井村に。海神の現坐て。浦新左衞門尉と云者の妻。純女に御託有りし神異を委く載て。衆人の詣て。世中の事を尋るに。一も明し給はずと云ふ事なし。或は夜々五六歳計のみ高く美しき童子の燈を廻り。或は彼女の身疊より遙に上れりと見ゆる事もあり。同年秋八月十二日。夜更けて十七八の童男。十六七の童女現れて。海宮を見すべしとて童女は手鉾二を左右に持て。先に行きまし。童男は。右手にしでの付たる榊。左手に笹枝に紅絹を付けて海底に入り給へば。潮左右に別れたり。其の跡に就きて遙に行けば。程なく海宮に着きてけるに諸殿皆金銀を鏤めり。社壇內陣に諸神夥多並居給ふ

御裝言葉に述難し。又其の導にて歌を賜はりて。即皈ける。此より或時は立所に形を見失ひ。時日を經て。海宮より皈り。御酒宴に侍等して。醉て皈し事も多かり。國守侍從源忠之も入臨有りて。凡夫の知難き事を尋ね。人力の及難き事を賴給に。一として御心に任せずと云ふ事なし。彌信を起給ふ。其の頃江戸に國主の普請の事有りけるが。彼女の若萬一も違へる事もやと。日々の大工小工の業迄。委く尋有りしに。掌を見るが如く語るを書き留め。又江戸よりは。日々の事を委く書ておこせしめ。引合せて見給に其事露違はず。委き事は。一日の內時々の品。江戸より書付越せるは。未大よそにて。彼の女申せるぞ委かりける。其後は萬人已が知り難き事を尋ぬ。傷しき業。遁難く切なる事を。障子を隔て問祈奉に。一として叶ずと云事なし。又或時國守入來有りて。彼女の臥たる間の口に。居賜へば。別に通ふべき口なかりしに。夜明けて。寳藏の二階より。新左衞門々々々々と高聲に呼はれり。人々驚き入むとするに。板戸上戸の錠二重に落て。輙心に任せず。國守先伏たる所を見

給に。寢扱たる肌の衣も其儘あり。彌不思議に思て。稍々扉を開かせ見給ふに。大長持取り重たる。下積の長持に入たる。紅白の小袖三着襲ね。白襟にて鉢卷して居たりける。其の長持の錠封も違はねば。國守餘の不思議さに。何くより神は入り給ふぞ。と尋有りければ、我身は此窓より入侍と答へ賜ふ。其窓は鐵を幅六分。厚二三分計りに繁く並。裏には銅の網を張りたれば。鼠も通ふべからず。不思議と云も愚なり。又御託宣に。我地神の末より上界の通路を止めて。二千餘年を經たり。今爰に現ずる事は。國主に宿縁有るを。今難に向を救ひ。民を安くし。長久ならしめむとてなり。又國守三十八にて。天下の業治す程の事有るべし。と宣ひしを。如何有むと思ひしに。果して長崎支配仰付られしとぞ。家に唐天竺異朝の船等の着岸を治賜へば。重事にこそ。さて此の女かゝる神變有間。二十七年を經て。神託に。七十の中に。體を海宮に引むと有りて。寛永十三年。十二月癸酉。六十八にて。顏面眠が如くにて罷ぬ。又九年に御社成て。與止姫大明神と崇奉て。吉田家より遷宮式務られし事等を委く記り。偖此淀姫命と稱申を案ば。決て神功皇后の御妹にて。海仙と成坐しが。主と此の神異を示せ賜へるこそ。されば。地神の末云々とは。聞者の誤にて。二千餘年を經たりと宣るにも能叶ひ。又薩摩の坊津。肥前の川上。奥州の水澤等にも由縁有と宣へるを。他は未考得ねど。川上社は即彼比賣神に坐由。己に上に記せるが如し。(此の事等は、貝原篤信が、續風土記にも載し、國守にも厚く祀られて、決して浮きたる事には非ざるなり、○忠行云、元書に、龍宮及善男善女等有るは　佛書の説なれど、今は俗に海宮を然云へれば、かく頓に愚人の聞きわくべく宣へるか、若しくは筆者の意を以て改め記せるか、知らざれども、かの毛谷村の神異と合せ考ふれば、正しく此の邊より海宮に通ふ道筋の有る事とは知られたり、偖右の神異等を或書に僞作れる説の如云へるは神異の眞僞を見分くる活眼なき痴者の通の僻説なれば、固より取るに足らず、)又蓬生談に。豐後國岡城下町の。芥屋次右衞門店の善兵衞と云者。二階にて鬢附を煉居に。一日形に盛たる鬢附

に。天照大神宮の五文字。明に出來たれば。其上面を切取るに、同く下に五文字出來るを。怪みて、切直す事。二三度なるに。猶元の如し。然るに窓の外より。喜兵衛々々と呼者有ば。何心なく出たるに。異人に伴れて。豊前の彦山。筑前の寶満山等を廻り。肥後阿蘇山に至りし比。日暮なりしが。此よりいづくの海なりけむ。波を分て海中に入りて龍宮を見廻て。玉を貰得て。陸地に上と思に。即異人も見えずなりしかば。茫然として在しに。路人に問へば。阿蘇の的石村と云ひて。岡地と十四五里も距地にてあり。此の時。彼が失て已に五日經たれば。諸方に人を遣して。尋ねつる時なれば斯と聞より忽に迎の人來て。連皈しなり。扨も二階の格子は一間も破ず。何にして出けむ。甚不思議なり。芥屋に皈ては。平生の儘にて。何の異る事しなく。只玉を大切に持ちて。四五年も勤めて後。其の舊里鶴崎に歸りしとぞ。と云ひ。又海中ならぬ湖及河池等にも幽府有る由にて。今昔物語(行龍宮得富語)に。或年若き男が。人の持てる蛇を佐て。池に放けるに。年十二三計りなる女の。

形美麗くて。微妙の袴着たるが來會ひて。池の邊に伴ひ往きて。將來む。暫し目を閉ちて眠り賜へと云ふまゝに。聲を隨ひて眠り入ると思ふ程に。目を開き給へと云へば。開き見るに。微妙く莊り造れる門に至れり。我が朝の城を見るにも。此れに當るべくも非ず、我が後に立ちて御せと云ふに。恐々女に隨ひて行くに。重々に微妙の宮殿有りて。皆七寶もて造れり。光り耀く事限りなし。中殿と思しき所を見れば。色々の玉を以て莊りて。微妙の帳臺を立てゝ耀きあへり。とて。年六十計りなる人の出でゝ。種々饗應て。金餅を與へて返しゝ事を云ひ。源平盛衰記に。平重盛公が攝津國なる布引瀧に遊ばれし時に。難波經俊をして。瀧壺に入りて見せられし事を記して。經俊は。紺の下帶かき。備前造りの二尺八寸の太刀。隨分秘藏したりけるを脇に挾みて。髮を亂して。つと入る。四五丈もや入りぬらむと思ふ程に。底に甚じき御殿の。棟木の上に落ち立ちたりけるが。腰より上は水にあり。下には水もなし。穴不思議と思ひながらさら〳〵と軒へ走り下たれば。水は遥に上にあ

り。こは何となる事やらむと。胷打ち騷きけれ共心を靜めて。よく見むと思ひて。軒より庭に飛び下り。東西南北見廻れば、四季の景氣ぞ面白き。東は春の心地也。四方の山邊も長閑にて。霞の衣立ち渡し。谷より出づる鶯も。軒端の梅に囀づり。池のつらゝも打ち解けて。岸の青柳絲亂れ。松に懸れる藤の花。春の名殘も惜み顏なり。南は夏の心地なり。立石遣水底淨く。汀に生る杜若。階の本の薔薇も。折知顏に開けたり。垣根に咲る卯の花。雲井に名告杜鵑。沼の石垣水籠て、菖蒲亂るゝ五月雨に。昔の跡を忍べとや。花橘の香ぞ匂ふ。澤邊に亂れ飛ぶ螢。何とて身をば焦すらむ。梢に高く鳴く蟬も。熱きに堪へぬ思ひかは。西は秋の心地也。萩、女郎花、花薄。枝指かはす。籬の內。朝は露に亂れつゝ。夕は風にやそよぐらむ。梢に傳ふ鶉。(一に鵐と作り)庭の白菊色添て。窓の紅葉濃薄く。妻喚鹿の聲すごく。蟲の怨みも絕絕也。北は冬の心地也。木々の梢も枯々にて。燒ケ野の薄霜枯れぬ。降り積む雪の深ければ。言問ふ道も埋れぬ。池の汀に住みし鳥。去りてはいづくに行きぬらむ。峯吹く嵐烈しくて。簷の筧もつららせり。庭には金銀の沙を蒔。池には瑠璃の反橋溝には琥珀の一つ橋を渡し。馬腦の石立て。珊瑚の礎眞珠の立砂。四面を莊れり。經俊立ち廻りて。穴目出。是れやこの費長房が入りける壺公が壺の內。浦島子が遊びけむ。名越の仙室なるらむと。最面白く思ひつゝ。暫し立ちたりけれ共。いかにと咎むる者もなし。良立ち聞けば。ほのかに機織る音のしければ。太刀取り直して。聲をしるべに。內へ入り見れば。年三十許りなるが。長ケ八尺も有らむと覺ゆる女也。經俊には目も懸けず。機を操て居たりけり。難波三郎問ひけるは。是れはいづくにて侍るぞ。何なる人の栖ぞと云へば。女答へて云。是れは布引の瀧壺の底龍宮城也。奇くも來る者哉と云ひて。又も云はざりけり。經俊淺ましと思ひて。御所の上へ飛び上り。棟木の上に立ちたれば。腰より上は水なりけり。力を入れて躍りたれば。水の中に入り。暫し有りて瀧壺へ浮み出でたり。と云ひ。(かくて小松殿待ち得て問ひ給ふに、委く語りしかば、大雨降雹にて經俊が

震死せる事を記せり、參考に、按、平治物語、載仁安中震死於布引瀧者而爲難波經房、或難波經遠、然壽永中、經遠、經房猶存、仁安震死者、蓋經俊、詳于參考平治物語可幷見と云へり、さて此は仙臺工藤眞葛女が奥州話に、新田と云ふ所に、合羽神と稱ふ社あり御たらしめきて、池の如き物あり何なる晴天續きても、乾る事なし、夫れより用水堀り連きてあり、此の家人なる、綱屋甚之丞と云ふ者、十七八の時、下町の若者兩人と同く水を浴て、用水堀りをくぐりて、三人同くいつの程にか、水なき所に出でたり、奇麗なる家有りて、内に機織る音の聞えしかば訝り思ひて爰はいづくぞと内なる人に問へば、爰には人の來る所ならず、早く歸れと答へし故、驚き去らむとせしかば、呼び止めて、此に來しと云ふ事を三年過ぎぬ内は人に語るべからず、身に禍有らむと敎ふ、愈恐れて去りしが、又元の用水堀りに出でたり、其の往來の間、何れも心覺えず成りて在りしとぞ、さるを町の一人、其の年の内に、酒に醉ひて語りしが、程なく死たりしかば、此れに懲りやしけむ、甚之丞は一生語らざりし、と有るも似たる話なり、)古事談にも。室生龍穴者。善達龍王之所居也。件龍王。初住猿澤池。昔采女投身之時。龍王避而住香山。(春日山南也、)件所。下人弃死人。龍王又避住室生。又、往年日對有龍王尊體拜見之志。入件龍穴。三四町許黑闇。而其後有晴天所。有一之宮殿。上人立其南砌見之。懸珠簾光明照耀。云々。と云へる。龍王の名こそ妄誕なれ。此室生龍穴神社と有神の冥宮と聞えたり。古今著聞集に。文治の頃。伊賀國住人。女子を持ちたりけるを。三室の池の龍に取られけり。龍王よな〱通ひけるを、或る夜具して行くを。父往き方を見てけり。後日に其所へ行きて。此の女に逢ひたりければ。檜皮屋の家を現じてぞ見せけるが。實には無りけり。其の女。明年の七月河尻へ行くべしとなむ云ひける。(諸國便覽に、丹後國、なる寺井元庵と云ふが、中良川と云ふ河底なる奥の洞中に十四五町も入りて、神女に逢ひて、必ず歸りて、此の事を語る事勿れと戒めし話を載し、新著聞集に、遠州天龍の川筋に、鹿嶋村しむかはきの明神

の前の船渡しを、同じ繼の賀茂村の平堅六太夫と云ふ者乘りしに、川中にて船動かざりしかば、各色を失ひ居けるに、何としけるにや、六大夫船より飛ひ下、水底に沈みしより、船は安々と向ひの岸に着きぬ、此の事六大夫が宿に聞えて、甚嘆きしかど、すべき樣なくて、月日を送り、既に三回忌の追善せし時、何となく、彼の六大夫歸りしかば、此はいかにと人々驚き、若し狐狸の妖怪にやとためらひしかど、何の不審事も無かりしかば皆々安堵しけり、其の由問ひしに、されば某何心もなく船より落ちて、龍宮界に入りぬ龍神の吾が力を頻りに望まれしかど、樣々に論じ合ひて、渡さざりしが、かしこにては一兩日と思ひしに、扨は三年經たりけるにや、と手を拍ちけり、龍宮の事何はかり人の問ふとも、必ず語る事勿れと、堅く制せられしとて、初めは云はざりしが、遁れ難き事にて、斯有りしと語りしとなり、其の後產みし子共兄弟ながら啞にて有りしは、彼の界の事語れる故にや、其の六大夫は七十歲計りにて、天和二年の今に存命なり」と云へる等をも。下に擧ぐる河伯の事をも考へ渡して識るべし。」又碧川好尙翁の說に。師の旣く言れしは。總て世の中の事をば、海神の敎へ諭し給ふ事の少からぬ中に。軍旅術策の機要はも殊に多し。と謂はれたるが。其の時は予も二十餘三つ四つの齡なりしかば。最も不審く心得難き事と竊に思ひたりしを。其の後神典は更なり。赤縣籍をも少窺ひ見たるに。思ひ符さるゝ事なむ多かりける。故今其の事迹を拾ひ聚めて。師の眞誥の誣ざる事を知らしめむとす。とて。此の海宮に行幸の段の事等。乃古事記白檮原宮段なる椎根津彦命の事を記されて。其の御祖綿津見神の。天神の御子の御軍を。助成奉むと思欲て仕へ奉らしめ給へる事と推し量る然ればこそ龜の甲に乘りて來ると云ひ。(初學記に引く王烈之が安成記に、縣人有二謝稟者一行日歸路中忽遇二雲霧一霧中有二一人一乘レ龜而行、稟知二神人一拜請求レ隨去、父曰、汝無二仙骨一不レ得レ去也、と見え、又鱗介部引續搜神記に、鄱陽人黃赭入レ山采二荊楊一、遂迷レ路數日、忽見二大龜一赭便呪レ之曰、汝是靈物、而吾迷不レ知レ道、今騎二汝背一頭向便是路、龜即回右轉、赭即

從行「十許里、便得ニ溪水一、即估客行レ舟者也、とあり、思ひ合すべし）能く海道を知るとも有りて。其の御勳功も許多有けむ。速吸門は。列子に謂ゆる八紘九野の水の流れ入るべき無底たる大壑の門窟にて。其中に神仙の幽境なる三神山の有る事。師の（太古傳に委く）攷記さたるが如くなれば旁由有りて聞え。又打羽擧來人と有る打羽は。師の說に。後に羽扇と云ふ物にて。其を振り擧て。遙に招つゝ來るを謂ひ。固より天皇の軍師とも稱べき神なれば。此を以て皇軍を指麾する事は更にも云はず。尙種々の用ひ方等多かる事と知られたり。然れど此の後皇國にて。羽扇を軍旅に用ひたる人。己が讀たる書等には未見當らず。赤縣にては。蜀の諸葛亮を初め。用ひたる人も往々有りき。（孔明が用ひし事は、初學記に、裴啓が語林を引て、諸葛武侯、持ニ白羽扇一、指ニ麾三軍一と云ひ、世說雅量篇、明何良俊が增補に、諸葛武侯治ニ軍渭濱一、克レ日交戰宣王戎服莅レ事使ニ人視ニ武侯一、獨乘ニ素輿一、葛巾毛扇指ニ麾三軍一、隨ニ其進止一、宣王歎曰、諸葛君可レ謂ニ名士一矣、ともあり、」等尙委く記されたり）此は元

神仙より傳來せし物にて。今も幽境の眞神等は專と用ひ給ふ由なれど。（神界にて羽扇を用ふる事は、師の著されし仙境異聞に就て見るべし、○玄道云、和名抄に、團扇、和名宇知波と見え、空穗物語國讓卷に、甚暑と宣ば、うちはも參らせむと宣て、又、御ぞ取り掛け、御うちは等參れ、狹衣物語に、まだしきに、暑さ所せき年かな、何しに常に召らむと、つぶやき給ふを、うちは等せさせて物し賜へかし、濱松中納言物語に、びむづら結たる童の、うちは持ちたる後の方に、又うちはをてまさぐりにして、公任集に、或る人うちはの繪に、焦尾琴と云ふ事詠せ給ふけるに、輔親集に、或る僧のみなづきのゑ書せたるうちはに、天の橋立のかた書きて、夫木集に「夏の夜は、光り冷く、澄月を、我が物顏に、うちはとぞみる、又「夏の夜の、月みる程の、冷さは、うちはの風も、けふぞたがはぬ、等見え、吉部秘訓抄に、嘉應二年、七月十一日、外記政也、涼不レ來、餘熱如レ蒸各動ニ打輪一是難ニ堪忍一之故歟、伏見院天皇宸記に正應六年、八月廿七日、晴、抑今日爲兼卿語云、夜前祇ニ

候賀茂寶前、而夢中、宇津宮入道蓮愉、持唐打輪來云自異國進也可進人、又云、可申勸賞云、何事賞哉之由問之處、不從叙慮不忠之輩皆以可追罰、依之兼所申勸賞也、ともあり）現世に其の用法を知得たる人は。有りや無しや知らず。（因に云ふ師翁も右等の故事をも慕はれ、又予が同門の人に。石井篤任と云へるは、或神仙に伴はれて、幽境をも委く伺ひたる者なるが、其仕へし神の教へ授けたりし、意味深長なる旨をも備に受け得られて、最も美麗き羽扇をぞ製作れける、其は桃の樹の東方へ指たる枝を伐りて柄となし、中心へ雁俣の鏃の如き物を仕附け羽は鷲の尾を用ひ、柄の際には、孔雀の珠を帶し羽をも添へ附られたり、上に出せる古き羽扇の造り狀は知らねど、凡世に畫きし天狗の持たる羽團扇と云ふ物の形に同じく作り搆へられたり、此は何の料に用るゝ事と尋ね申したる事は無れど、負氣無も皇位を覬覦する逆賊の有らむ時は、此を以て征伐られむとの意にや、尋常人は、唯に翫好の如く思ふめれど、斯る因緣有れば謂ゆる武士と有らむ者の、治に亂を忘れざる所爲とぞ云ふべき、）偖又古事記に。息長帶比賣命に。新羅國を平給へと。多くの皇神等の教へ覺給ふ下に。今如此言教之大神者。欲知其御名。即答 詔。是天照大神之御心者。亦底筒男中筒男上筒男三柱大神者也。今寔思求其國者。於天神地祇亦山神及河海之諸神。悉奉幣帛。我之御魂坐于船上而。眞木灰納瓠。亦箸及比羅傳多作。皆々散浮大海以可度。故備如教覺。整軍雙船度幸之時。海原之魚。不問大小。悉負御船而渡。（又古史百五十五段に、海神悉召集大小之魚等、而若有取此鉤魚乎、遍問之時、云々、と有るをも思ふべし、）爾順風大起。御船從浪。故其御船之波瀾。押騰新羅之國。既到半國。云々。即以墨江大神之荒御魂。爲國守神而祭鎭還渡也。と見えたり。抑々住吉大神は。伊邪那岐命の。橘之小門にて御禊し給ふ時に成り坐して。青海原潮の八百重を。御心の隨にうしはき給ふ大神なれば。かゝる御稜威を輝し給ひしは。然も有るべき事なりかし。又後世の事ながら太平記に。源義貞朝臣の北條高時等を攻められし事を

記して。逞兵二万餘騎を率して。廿一日の夜半計りに。片瀬腰越を打廻り。極樂寺坂へ打臨み給ふ。云々義貞馬より下り給ひて。冑を脫て海上を遙々と伏拜み。龍神に向て祈誓し給ひけるは。傳へ承る日本開闢の主伊勢天照大神は。本地を大日の尊像に隱し、垂迹を蒼海の龍神に顯し給へり（大樓炭經、起世經等に、海宮を龍宮と云ひ、海神を龍神と稱るに據れりと聞えたり、此の事は猶師の本攷にも云はれたれど、委くは印度藏志の大千世界品に就て見るべし、又天照大神に、可畏くも本地垂迹の佛說を混淆したるは、當時惟に佛道をのみ尊崇して、皇神の道をたどらぬからの非事なるが、海宮の事は、大義に採りては變る事なし、況て此の太平記は、玄慧の書綴りしと云ひ傳ふれば、然る有べき者なりかし）我が君其の苗裔として。逆臣の爲に西海の波の漂給ふ。義貞今臣たる道を盡さむ爲に。斧鉞を操りて敵陣に臨む。其の志偏に王化を佐け奉りて。蒼生を安からしめむとなり。仰き願くは內海外海の龍神八部。臣が忠義を鑒みて潮を萬里の外に退け。道を三軍の陣に開かしめ給へと。至信に祈念し。自帶給へる金作の太刀を脫て。海中へ投給ひけり。誠に龍神納受やし給ひけむ。其の夜の月の入り方に。前々更に干事も無かりける稻村が崎。俄に廿餘町干上て。平沙渺々たり。（火々出見命の潮滿珠潮涸珠の故事は更なり彼皇后の新羅を征伐給ふ時に、其御船之波瀾押騰新羅之國、既到國半と有るをも思ひ合するに、尊きかも可畏かも、此の海神の御所爲よ、何に奇靈なる事ならずや）橫矢射むと構へぬる數千の兵船も。落行潮に誘引て。遙の沖に漂へり。不思議と云ふも類なし。義貞是れを見給ひて。傳へ聞く後漢の貳師將軍は。城中に水盡き渴に攻められける時。刀を拔きて巖石を刺しかば。飛泉俄に涌出き。（此の事後漢書耿恭が傳に見えたり、然れど、貳師將軍李廣利は漢武帝の時の人なれば、後漢と云るは誤なり）我が朝の神功皇后は。新羅を攻給ひし時。自ら干珠を取りて海上に投給ひしかば。潮水遠く退きて。遂に戰ひに勝つ事を得せしめ給ふと。是れ皆和漢の嘉例にして。古今の奇瑞に相似たり。進めや兵共と下知せられければ。江田。大

館。里見。烏山。田中。羽川。山名。桃井の人々を始として。越後。上野。武藏。相模の軍勢共。六萬餘騎を一手と爲て。稻村が崎の遠干瀉を。眞一文字に驅通りて。鎌倉中へ亂れ入る。數多の兵是れを見て。後なる敵に懸らむとすれば。前なる寄手後に付て攻入らむとす。前なる敵を防がむとすれば。背の大勢道を塞て討むとす。進退度を失ひて。東西に心迷ひて。はかぐ〵しく敵に向て。軍を致す事は無かりけり。と有り。此の鎌倉の役より。彼の黑丸の軍に果られし迄。全く天皇に忠誠なりし事。太平記を初め。其の餘の書等にも記して。普く人の知れるが如し。然れば大綿津見神も。幽に其の意を感させ給ひて。微妙御助の有りし事。疑ひ有まじくこそ。(尙義貞朝臣の事は、其の自ら記せられし義貞軍物語、一名義貞記と稱書有りて、群書類從武家の部に收たり、己れ其の異本等をも參攷して、誤謬を訂し、少論辨をも加へむとするなり、此の朝臣の事は、其の書にも就て見るべし、○玄道云、此稿を成し終へられざりし由なるは最口惜し、此の記の中なる甲冑を裝ふ條は、已く貞丈も委く圖記せる物有れば、就きて看つべし)斯て諸越には。師の既に論れたる如く張子房に靈幸て。秦始皇を罰しめたる倉海君の海神なるは更にも云はず。彼の太公が兵法を授たる黃石公も。亦海神ならむも知るべからず。(晉書羊祜が傳に、祜年十二喪父、孝思過禮、事叔父琬甚謹、嘗遊汝水之濱、遇父老謂之曰、孺子有好相、年未六十、必建大功於天下、既而去、莫知所在と有るは、似たる事なり、若くは同人にや有らむ、)さて左傳なる楚令尹子玉が河神の祟りを受けて敗死し。酉陽雜俎なる邵敬伯が事。史記なる秦始皇が事を引證して。軍法の機密を授け。勝敗を知るのみに非ず。國家の興廢。世人の生死をさへに。未然に知りて告諭し給ふ事も有りき。(又河伯の事をも、楚辭、韓非子、竹書紀年、穆天子傳抱朴子を引きて、委く說れたり、事長ければ、今は節略て引けり、)と說れたるは。實にさる語なるに依りて案ふに。師說に、(委く見えて、)夏禹が彼の洪水を治めし時に。此を其の西青雍州の地なる積石山下に入るべく導きたる由にて。彼の尙書

に。河出ニ積石一と有るは。實には地中の水脈より。積石山下に入りたる水の出づるなりと云へる意なり。斯て其の積石より出づる水は。雍州の地を遠く。北へ流れて。北狄の地に入り。南へ曲りて。雍州幷州の境に入り。東へ曲りて。冀州豫州兗州の間を流れて。再勃海に入る。是れ謂ゆる黄河なり。（地圖を見て知るへし）斯て是の河を黄河としも謂ふは。其の始開を問れば。昆侖丘の黄水なる故にや有らむ。抑、是の河の流れはも。上の如くにては。神禹治水の時より始めて。然流れし如く聞ゆれと。然るに非ず、赤縣開闢の往古より然流れしを。唐堯氏の時に至りて。積石山に至る地中の水脈に壅塞する所の出來て。黄河に流るべき水の溢れて。西羌は更なり。赤縣の諸州も。洪水に苦みしを。神禹其の壅塞を導き通して。舊の如く流せしなり。堯の時の洪水は。獨赤縣州のみに非ず。西羌印度。又西洋人の稱ゆる要呂巴の地も。皆赤縣州の地と連ける故に。大洪水にて苦みしなり。此は彼の地邊の事記せる諸書に徵すべき事等許多あり。此を救へる。神禹の功は。最も太じき事なるが。其は吾が海神の祐けに依りて。治水の理を知りたりし故にぞ有りける。と論はれたり。爰に。上（第百五十六段）に。大神の。吾掌レ水故。云々と詔賜ひ。又次に（第百五十八段）に。果して其の御靈威を顯し賜ひけるを。右を師說に合せ考ふるに。かく地中の水脈の事迄をも掌賜ふ事をさへ。さやかに窺ひ奉らえて。いとも尊く。畏し等いへ言揚申し奉るも今更中々になむ。

故是日子波限建鵜草葺不合命之生坐之時。大綿津見神之子。振魂命四世孫天忍人命。陪侍供奉而。作レ箒掃レ蟹。仍掌ニ鋪設一矣。故遂爲ニ職號一而。云ニ蟹守一。是者掃部連等之祖也。又取ニ他婦人一而。爲ニ乳母湯母及飯嚼湯坐一。備ニ行諸部一而奉レ養焉。此世取ニ乳母一而。養レ兒之緣也。亦子武位起命。此命之子。謂ニ檍根津比古命一。此者大和國造。大

和直。久比岐國造。明石國造。靑海首等之祖也。

故是日子波限建鵜草葺不合命之生坐之時。此は上の段なる事を立ち返りて委曲に追ひて記されたるなり。古語拾遺に。天祖彦火尊娉二(日下部勝皐の説に、說文娉問也、聘訪也、維女耳分レ部義通、尹文子曰、一國之人、无二敢娉者一、齊延本作レ娶)海神之女豐玉姫命一。生二彦瀲尊一、誕育之日。海濱立レ室。(濕近本に宮と作り、)于レ時掃守連遠祖云々。と有るを採りて記し坐せり。○振魂命。此神は。上(第二十五段)に出で賜へり。(傳六卷見るべし)御鎮坐本記に。振魂命。玉串大内人祖。と有り。(此れ下に引ける掃部氏と同姓にて、此神の裔の、神廷にも有りし事知るべし、)かく申す名義は。(師は未だ思ひ得ずと有れど、)强て申さば。上(第百五十六段)にも。大綿津見神の御寶なる二種の瓊見え。豐玉毘古命。豐玉毘賣命。玉依毘賣命と申す御名も由有りて聞え。神功皇太后の御世にも。彼の宮より二種の御寶を借らせ賜ふ事古記に見えて。(已にも云へる如く、)萬葉集の長歌に。綿津海の、神の命の。御櫛匣に、蓄置て。齋とふ、玉に勝て。と詠まれ。彼の天皇祖神の御敎へ語に。十種の神寶を饒速日命に授け賜ひて。由々良々止布留幣と詔賜へるは。申すも更にて。又(上に擧げし)浦嶼子が玉匣の事。(又彼のから國に傳へ坐せる)仙家の籍等に。海神より。長生久視の神方を傳へたる事等を思ひ廻らすに。此の神は。其の玉を用ひて。由々良々に振動て。遠長に世に久視る。神方を傳へ賜ひ。且さる神術に靈幸へ賜ふ御功德有るより負ひ坐せる御名にもや有らむ。(斯思ひ廻らせば、萬葉集十五に、多麻之比波、安之多由布敝爾、多麻布禮等、安我布禮伊多之、古非能之氣吉爾、と有るも、かゝる神方の傳はれるを云へるなるべし此れらの事は、師說に因りて、別に鎮魂の古方を考へ記せる物有れば、此に委くは云はず、さて或る人の、此を天太玉命ぞと云へるは、天神と海神とを混へたる說にて、採るに足らず)○四世孫は。余余能比古と訓みて有るべき事。神世七代等の例にて、事も無けれど。又余都藝能比古とも訓むべ

し。其の證は。仁明天皇紀。承和十二年正月乙卯(八日)の條なる。尾張連濱主が歌に。那那都義乃、美與爾萬和倍留。と賦み。靈異記に。是昔三野國狐爲母生人之四繼孫也。と云ひ。繼體天皇紀に。譽田天皇五世孫。彥主人王。又振媛。活目天皇七世孫也。三代實錄(十卷)に。舍人親王四世等訓めり、(尙上第百五十八段なる八十連屬と有る條を合せ考ふべし)○天忍人命。忍は大の義なる事。上(第八段等)に見えたり。阿麻とは。海人の義にて。(此も旣く上第二十五段に出づ、人の字を、記傳には、ヒトと訓まれしかど、下に引ける御鎭坐本記等に、天忍海人と有りて、和名抄に、凡海を於布之安萬と訓める事、上に引かれたるが如く、又白水郎は、和名阿萬、今按に、日本紀私記に、用漁人二字、一云、用海人二字、類聚名義抄に海人、漁人、アマなど有れば、斯訓まれしと聞ゆ、書紀に、海陸を阿麻久加と訓み、古本元元集には、海陸をアマとあり、靑海の義と士淸云へり。萬葉集五に、阿末能古等母等、十五に、安麻能伊射里波、又、安麻等也見良武、又安麻能都里船、又安麻能等毛之備、十七に、安麻乎等女登母、豐後國風土記に、海部郡、此郡百姓、幷海邊白水郎也、因曰海部郡等も見ゆ、さて上に旣に說れし如く應神天皇紀なる。大濱宿禰に仰せて。海人の訕哤を鎭靜させ賜へるに依りて。海士之宰と爲るを按へば。此も海神の御裔にて。現國に參來坐して。天の下の海士を摠べ掌りて。仕へ奉り坐しゝ由の御名にや有らむ。御鎭坐本記に。度會河邊。有一人漁人。名號天忍海人(今謂之掃守氏)取季魚。蓄神膳食矣。(神祇百首に、「忍海人の、年魚を取ぬる、當時も、阿部の河原に、雨は降りけり、と有る註に、忍穗海人命、龍神に坐す、年魚を取りて、御神の前備進の例を以て、今も豐受宮の宮人、御綱を捧げ持しめ、前をおはせ、彼の川に出でて、年魚を取る義あり、神態坐す龍神の態にや、當時は每々雨降りけると、古記に侍り、五月三日也、年中備進の年魚をば、掃守氏の仁、取りて備へ奉る、鮎の數凡定る等申す人有り、大川の邊を、古老の傳に、阿部川原とあり、是の神態は五月也、と有るは、神廷にも、此神の裔の、古く大御饌に

仕へ奉られし事と聞えたり圍爐閑談と云物に、淡路國何の郡にや、掃部社と云有、其の社人某、往年參宮して、思すに前田孫右衛門家に宿て云、吾仕る掃部社の神體は、伊勢宮川の漁人の祖天漁人を祀れり、其の社有る由て、地も亦掃部村と稱ふと云、孫右衛門は年魚綱役人の家なる故に、吾等は其天漁人の裔也と云、彼の社人に圖らず此に宿を假たるは奇縁也とて、大に悅べりと記せり、下の掃守連の下に注を合せ考ふべし、」）又尾張國風土記に。葉栗郡。川島社。（在二河沼郷川島村一〇神名式に川島神社、）奈良宮御宇。聖武天皇時。凡海部忍人申。（命の誤か）此神化二爲白鹿一時出現。有レ詔。奉レ齋爲二天社一と有も同神か。又延喜二年阿波國板野郡田上郷戸籍に。海部乙繼賣。同秋賣。同魚賣。同福賣。等多く見え。類聚符宣抄に。應和二年に。海正澄。寬和三年に。海宿禰々支。朝野群載に。應和元年地劵に。海直延根後家。又海惠奴子。園太暦。貞和三年三月の條に。從七位下海宿禰浦道望二安房椽一。等見ゆ。〇帝は。上（第百十段）に。鷺爲二帝持一とあり。〇蟹は。和名抄に。

野王案。蟹。（核貫及、字亦作レ蠏。和名加仁、「一に爾と有り」八足蟄虫也。食療經云。蜜餠不レ宜下合二蟹黃一食上レ之。（黃蟹者、蟹有レ子也、）又蟛蜞。楊氏漢語抄云。（彭其二音）海濱稻舂蟹之類也。（類聚名義抄にも、イナツキガニとあり、神樂歌に、安志波良田乃、以名「一に禰と作り、」川支加仁乃也、又兼名苑云。蟛蜞。）彭越二音。楊氏漢語抄云、葦原蟹、〇類聚名義抄にも斯あり、）形似レ蟹而小者也。又兼名苑注云。石蟹。（和名以之加仁、）生二海際石下一。故以名之。（又沙嚢、和名加仁乃毛乃波美、又蟄、野王按、蟹大脚也、和名於保豆米」和名抄に、備中國哲多郡石蟹「伊波加爾」郷と云ふもあり、」と見え。（新撰字鏡に、蟄、海我爾、）古事記明宮段の大御歌に。許能迦邇夜、伊豆久能迦迩。毛毛豆多布、都奴賀能迦邇。と詠せ賜ひ。萬葉集に。忍照八難波乃小江爾、盧作、難麻理豆居。葦河爾乎、王召跡。何爲牟爾。吾乎召良米夜。明久、吾知事乎。歌人跡、和乎召良米夜。笛吹跡、和乎召良米夜。琴引跡、和乎召良米夜。彼毛此毛。命受牟等。今日今日跡、飛鳥爾到。雖立、置勿爾到。雖レ不レ策、

都久怒爾到、云々。三代實錄(三十五卷)に。攝津國蟹胥。陸奧國鹿䐪。莫レ以爲レ贄奉ニ御膳一。(日本紀略に、寛和元年四月廿四日戊戌、今日酉刻。大蟹出ニ遊承香殿壇上一爲レ恠。)等見ゆ。(士清說に、蟹とは皮丹の義なるべし、大きさ犬に及び、其の螯人の首を斷者有りと見ゆ、腹中の黃は月に應じて盈虧すとも、又螯は、はさみなり和名抄には、おほづめとあり、近き御代の御製に、「皆人の上に目の着、橫に行く、葦間の蟹の、あはれ世の中、橫行するをもて禹步の名あり、今人刀劍の飾りにも、此の物を忌めり、又數の蟹集まりて、蛇を切り食ふと云へば、本草に能く與レ虎鬪、虎不レ如也、と云へるも信ずべし、又此の故事より、かにとりと貴人の產衣に云ふ、蟹取の義なり、小兒初生の時に、瘡の出るをかにと云ひ、出生後初めて下る胎屎をかにばゞと云、皆同義なるべし、といひ、或る說に、御產部類記に、松竹梅鶴龜の衣紋を加爾とり形と云ふ等も、此れに因る事ならむと云ひ、又蟹が虎と鬪ふとは、續博物志、蟹錄等にも云ひ玄中記に、天下之大物、有ニ北海之蟹一、山海經に、姑射國大蟹在ニ海中一、等云ひ頭陀物語に、隣兎と云ふが、筑紫にて、大蟹と蚯蚓と戰へるを見し、と或る說なり、)○職號。都加佐は。上(第六十七段)に宮內省と云ふ事見ゆ。古語拾遺に。供ニ奉其職一。書紀に。所掌。又主字を都加佐杼流と訓めるも職取なり。○蟹守は。古語拾遺に。今俗謂ニ之掃守一者。彼詞之轉也。とあり。記傳に云。和名抄に。掃部寮。加牟毛理乃豆加佐とあり。加牟毛理てふ官の名は。信に蟹守なるべし。和泉國和泉郡の鄕名の掃守は加爾毛利とあり。」玄道云。(枕草紙に、猶世にめでたき物、云々、清涼殿の御前の庭に、かもりづかさの疊等を敷きて、又かむもりづかさの者らも、又、かもむづかさ參りて御格子參り、殿もりの女官、御淸め參り終て、起きさせ給へるに、等記せり)職員令に。掃部司。正(弘仁以來、司を寮、正を頭に改め賜ふ事、下文に見ゆるが如し)一人。(官位令に、正六位上、官職秘抄に、四位五位諸大夫中、有レ勞有レ功者撰ニ任之一、或諸道博士任レ之、職原抄に、相當從五位下、さて二書共に助、權助あり、)掌ニ薦席牀簀苫。及鋪設。(集解に、釋云、

以薦席簀等布設、別記云、茨田葦原等地、即以駈使丁、令作殖也、古記云、問諸鋪設之屬何物也、答茨田葦原充地任、即以駈使丁、令作殖而造備、又大藏調薦席等、充令造備也、伴云、雜令云、廳上及曹司座、五位以上、並給牀席、其制從別式、又條云、在京諸司主典以上、毎年並席以下、隨壞即給、）洒掃。蒲藺。葦簾等事。佑一人。（官位令に從七位下、官職秘抄に、大少允、自屬轉任例、掃部桑原登輔、佐伯信貞、自木工算師任例、掃部春道敏助、とあり、）令史一人。（官位令に、大初位上、弘仁より大少屬と爲り、）掃部十八人。使部六人。（式には十八人とす）直丁一人。駈使丁廿人。（桓武天皇紀、延暦十八年條に、史生二人を置き賜ふ、式には、五人とありて、大藏省に隷り、）又、内掃部司。正一人、（官位令に從六位上、）掌供御牀狹疊。（義解に、謂狹疊猶云疊、集解に朱云、狹疊所掌事、皆悉爲御料者、件物元隨物色從所可來集者、）席。薦。簀。簾。苫。鋪設。及蒲藺葦等事。佑一人。（官位令に、正八位下、）令史一人。（同云、少初位上、）掃部卅人。使部十八人。直丁一人。駈使

丁四十人。（宮内省に隷けり）また後宮職員令に、掃司。尚掃一人。（式に、准七位）掌供奉牀席。灑掃鋪設之事。典掃二人。（式に准八位、）掌同尚掃。女孺十人。と見え。光仁天皇紀に。寶龜元年。三月壬午。内掃部司。員外令史。正六位上。秦刀良。本是備前國仕丁。巧造狹疊。直司四十餘年。以勞授從五位下。と見ゆ。さて令集解なる。弘仁十三（一本に一と作り）年閏五月五日格に。（類聚國史に、同十一年、正月辛卯、公卿奏曰とて、此れを載せ賜へり、前田本三代格には、閏正月五日とあり）（太）（政）（官）（符）（應）（五字格に因る、）併掃部。内掃部二司爲掃部寮事。（格に因りて補ふ）右二司之職。内外雖異。論（國史に顧と作）其所掌。俱是鋪設。而至（同无、）設公會。幷臨時之座。彼此相讓。動致闕怠。加以事少司多。有乖（國史に不と作）穩便。臣等商量。先王垂範。政期簡要。往哲權宜。事貴沿革。伏望依件爲定。（國史に、併兩爲一。號掃部寮、の二句あり、）隷（同屬と作り）宮内省。專濟職務。且省煩弊。但（其）（格に依りて補ふ）官員。一同主殿寮。

伏聽天裁。(國史に以下を奏可とあり)謹以申聞。謹奏。(又神龜五年、七月廿一日勅に齋宮寮掃部司、長一人、從七位官、掃部六人、)ともあり。(又年中の神事を初めて鋪設等に仕奉事、委く掃部式に見ゆ、職原抄に、五位諸大夫、及諸道五位任之、近代大外記中原師光後胤相續、但於今者斷畢歟、同或鈔に云、斷畢とは、南朝にて斷えたると也、」色葉字類抄に、寮掌あり、百寮訓要抄に、此の寮は、御殿の御裝束を奉行する所なり、疊薦席風情の物を沙汰するなり、或る説に、此の御時の事を本因にて、其の子孫やがで、洒掃鋪設の事を掌て、其の職を姓にして、蟹守と云ひたる、此れ猿女と同例にて、古代の姓は即其の職名なる證也、かくて後には蟹守と書ず、掃守とのみ書くより、漸く其の古傳を失ひ、加爾毛理とは何の由とも知り難く成りにしを、會齋部氏の家楽に此の事の遺れりし故に、此に採りて、其の義を明され、且此の氏の世の職變改りて、他氏轉任の制と成れるを、愁へ訴へられたるなり、と論へるは、宲委き説なりけり、さるを蟹守を附會として、垣守の義と云へるは、あぢきなき强ひ説也。)○是者掃部連等之祖也。(此れ迄は古語拾遺を採れり、と徵にあり、)姓氏錄なる。左京神別(天神部に、)掃守連。振魂命四世孫。天忍人命之後也。(師說に、此は天神には坐さず、大綿津見神の御子なり、右京神別地祇に、八太「一に木と作り」造、和多罪豐玉彥命兒、布留多摩乃命之後也、と有ると同神に坐せり、とあり、八太は大和國添上郡、神波多神社、高市郡に、波多神社有りて、和名抄に波多鄉有れば、此の中より出でたるなるべきを、淡路國にも三原郡(地名索引掃守村淡路國三原郡)に幡多鄉有りて、八太村と云ふに、大和大國魂神社の坐し、又掃守保田、掃守庄、阿萬庄等云、も、彼國文書に見えたるは其に由有る事なるべし、又八木は、光仁天皇紀、寶龜六年の條に、正六位上、陽疑造豐成女と有る考證に、按吉備眞備公母楊貴氏見墓志、楊貴與八木、陽疑、邦音皆通。蓋同姓也、と云ひ大日本史に、一條帝時、有隱岐權椽八木宿禰雅光、蓋其後也と云へり、何れ正からむ、よく考ふべし、舊事紀に、振魂尊兒、前玉命、掃部連等祖、次天忍立

命と有る天忍立命は、此の神の事を紛へたる傳にや有らむ)孝德天皇紀に。大山上。掃部連角麻呂。及小乙上。掃部連小麻呂見え。聖武天皇紀。神龜二年十月辛未(二十一)難波宮に幸せる條に。國人。少初位下。掃守連族廣山等。除族字。とも見ゆ、姓氏錄に。又大和國神別(天神の部)に。掃守。振魂命四世孫。天忍人命之後也。(此れ天神に坐さぬ事、上の師說の如し、下皆同じ。)又河內國同部に。掃守宿禰。振魂命之後也。(天武天皇紀に十三年十二月戊寅朔己卯、掃部連、賜姓曰宿禰とあり、文武天皇紀に、大寶の比、山代國相樂郡郡領追廣肆掃部宿禰阿賀流、又廢帝紀に、外從五位下、掃部宿禰廣足、平城天皇紀に、大同元年、正月癸己、外從五位下、掃部宿禰弟足、爲安藝介姓尸錄姓名錄抄に、掃守宿禰掃部宿禰と見ゆ、)掃守連。同神四世孫。天忍人命之後也。守部連。振魂命之後也。(聖武天皇紀に、神龜五年、二月癸未(十七)勅正五位下、鍛冶造大隅、賜守部連姓「同書に、守部連牛養守部恒麻呂、と云人見え」清和天皇紀に貞觀十年、七月、十二日、癸卯、美濃國、池田郡人、守部廣刀自、夫死後、孀居廬室、守義不移、云々哭不絕聲、勅敍位二階、免戶內租、以表門閭、とあり或る說に、此の大隅と云ふ人、文武天皇紀に、追大壹、鍛造大角、元明天皇紀に、從五位下、鍛師造大隅、元正天皇紀に、從五位上、と見えて、鍛人天津麻羅命の後なれば、振魂命とは、天之忍穗耳尊を申すにや此の尊の御男饒速日命、御孫天香山命、三世孫天村雲命、四世孫天忍人命と說るは、天神と有るにて惑へるにて、凡て信がたし)掃守造。(一に連と作り。)同神四世孫。天忍人命之後也。とあり。和名抄に。同國高安郡。掃部(加爾毛利)鄉。仁明天皇紀に、承和二年。二月戊子。(十三日)河內國人。右少史掃守連豐永。少典鎰、同姓豐上等。賜姓善世宿禰。天忍人命之後也。(同三年紀に、故入唐判官、從七品下、掃守宿禰明、可贈五品上又同書に、善世宿禰遠繼、光孝天皇紀に善世宿禰有友」、)とあり。清和天皇紀なる。貞觀十六年。十二月廿九日癸未條に。授河內國。正六位上掃守神。從五位下と有るは。和泉志に。高安郡。式外掃部神祠。在黑谷村。と見えて。

疑なく此の氏神なり。(姓氏考に云、此の國此の氏の本貫にて後に左京に附きしなるべし)姓氏錄に。又和泉國神別(天神の部)に。掃守連。(一本に首と作り)振魂命四世孫。天忍人(一本に日と作り)命之後也。雄略天皇御代。監二掃除事一賜二姓掃守連一。と見え。和名抄に。同國和泉郡。掃守(如爾毛利)鄕あり。(和泉志に、泉南郡に此の鄕を出して、屬邑四、又加守川、加守城をも載し、即掃守村に掃守田神祠あり、泉州志に、加守村、余按古掃守氏之居地也とて、此の條を引けり、又同國皇別紀氏と同姓なる掃守田首を引きて、此の居地同處乎、異處乎、未二分明一と云ひ、又或る説に、同郡の夜疑神社も此の神には非るか、八木造は、此の命の末なる上に、淡路國三原郡に、養宜鄕、掃守鄕有りて、其處に天忍人命を祭れる社有りと聞けり、とも云へり、されど一本に八太造と有る事、上に引けるが如く、此の郡及日根郡にも、式に波多神社あり、又東大寺正倉院なる天平六年出雲國計會帳に、伯耆國人掃守部麿、同十一年歷名帳に、出雲國人、戶主掃守首弟身口、掃守首和爾太理、掃守首飯主女、同十二年、遠江國公文に、正六位上、行大椽、勳十二等、掃守宿禰、朝集使、と見え、又天平寶字二年古文書に、掃守眞弓、天德三年の牒に、前齋宮使判官、掃守有貞、又外記日記に、長保元年五月の下に、織部佑、掃部親扶と云人あり、神名式なる出雲國出雲郡、如毛利神社と有るは、神守村に在て、宮崎明神と呼ぶ由なるを諸神名書に、此の命を祀ると云ひ、雲陽志、式社考には葺不合尊を祀るともあり、)斯て此の連は。神代の隨ま。世々相繼ぎて。大殿内の掃除。又鋪設の事に仕へ奉り來し事。右の傳へにてよく知られたり。(さるを右の雄略天皇の御代に初めて仕へ奉れる如く聞えて、傳への異なり、と記傳に説れたるは、委からず、此は別に其の氏人の中より擇出て家を起させ賜へりけむを、後人の文を徐りに省きて、聞えぬ事と成りしにこそ有るべけれ、今昔物語に、今昔、近江國栗太郡に大きなる柞の樹生たりけり、其圍五百尋也、然れば其の木の高さ枝を差したる程を思ひ可レ遣。其の影期には、丹波國に差し、夕には伊勢國に差す、霹靂する時にも不レ動

大風吹く時にも不搖、而る間、其の國の志「一に滋と作」賀、栗田、「一に本と作り、」甲賀の三郡の百姓、此の木蔭を覆ひて日不當故に、田畠作り得る事無し、此れに依りて、其の郡々の百姓等、天皇に此の由を奏す、天皇即ち掃守宿禰□等を遣して百姓申すに隨ひて、此の樹を伐り倒してけり、然れば、其の樹伐り倒して後、百姓田畠を作るに、豐饒なる事を得たりけり、彼の奏したる百姓の子孫、于今其の郡々に在り、とも云へり。)○取他婦人は。通證に。宣賢曰。介借之女房也。○乳母は(書紀の古訓に知於毛とあり、)古事記。玉垣宮段に。御母とある所の傳に云。美淤毛と訓むべし。乳母を云なり。淤毛と云は。兒を養育事をする婦人を凡て云ふ稱なり。其の中に乳母は。殊に主とある者なる故に。唯に淤毛とのみ云なり。又親母も。主と養育者なる故に。淤毛とも云り。(親母を淤毛と云は、養育方に就て云稱なり只親母の古への名と心得るは、精からず、親母を淤毛と云るは書紀仁賢天皇卷に於母亦兄、此云於慕尼慕是、萬葉二十に、父母を意毛知々と詠り、同卷に、阿母刀自と詠るも防人の歌にて東言に淤を阿と云るなり、曾禰好忠集に、おもとじの、乳房の報い、云々、書紀神武天皇卷に孔舍衞之戰、有人隱於大樹而得免難、仍指其樹曰恩如母、時人因號其地曰母木邑、今云飫悶廼奇訛也、新井氏東雅に、百濟の方言に、母をおもと云り、今も朝鮮の俗、母をおもと云は古への遺言なり、是れ吾國の言の、彼の國に傳はりしか、又彼の國の言の、吾國に傳はりしか、未詳と云り、今思ふに、此の稱神武天皇の御世の故事あり、又古く乳母にも云へれば、本より皇國言なるが、韓地へも傳はれるなるべし○玄道云、假寧令集解に出母、俗云知々爾夜麻禮爾多流於毛、類聚名義抄に、母、オモ、とあり)さて親母を淤毛と云て。母の字を然訓む故に。乳母の於毛にも。即其母の字のみを書くは。古へ字には拘ざりし所爲なり。乳母を唯於毛と云る例は。萬葉十二に。緑兒之爲社乳母者、求云。乳飲哉君之、於毛求覽。(是れは乳母と書たれども、必ず只オモと訓むべき事、末句に於毛と有るにて知るべし、今の本の訓は、甚く誤れり、○玄道云、

通證に、緑兒又見續日本紀、稱弱如松蓮也、と云ひ、正倉院なる、大寶比の戸籍帳にいと多く見え、新撰字鏡に、阿孩兒、彌止利子とあり。）悔毛老爾來鳴、我背子之。求流乳母爾。行益物乎。と見え。孝謙天皇の御乳母。山田宿禰比賣嶋と云人を。續紀廿。萬葉廿に。山田御母とあり。和名抄に。乳母。日本紀の師説に。女乃於止。言妻妹也。事見彼書。唐式云。乳母。和名米乃止。辨色立成云。嬭母。今按即乳母也。和名知於毛。とあり。（古本には、知於毛の知の字なし）玄道云。新撰字鏡に。阿嬭。乳母。又云。女乃止。口訣に。乳母如字。是謂女能登。纂疏に。乳母謂以乳哺兒者。（通證に、神武紀、母樹、萬葉集、母山、皆訓於母見思之也、今朝鮮語亦云於母又與阿母通阿母見史倉公傳。註乳母也、萬葉集、下野國防人歌、阿母志々、又阿母刀自、云々、後拾遺集匡衡、波可奈久も思介流哉、乳毛無亘、博士乃家乃、米乃登世牟登波、源道濟集に、源中將の家の櫻いと面白くさきたりしを見て、めのとの許にやりし、源氏物語、桐壺卷に、親き女房御めのとなどを遣はしつゝ、又夕皃卷に、めのとにて侍る者、此の五月の比ほひより、重く煩ひ侍りしが）と見え。後宮職員令に、凡親王及子者。皆給乳母。（義解に、謂若内親王嫁諸王、所生子者、不在給限也、集解朱云内親王嫁諸王、所生子乳母不給者、未知合聽嫁、而何不給乳母心何、若依此文、稱親王及子、依此所云歟、何、答然也、凡子者以父可稱也、依母不可稱故者。）親王三人。子二人。所養子年十三以上。雖乳母身死。不得更立替。（集解に、朱云子謂廣稱辭也、親王皆約者、又云、不死、終身猶爲乳母也、但所養子身死者、乳母之名止耳、穴云、所養子十三以上雖乳母身死不得更立替、未知生子年以幾、爲止乳母乎、答、不見止限耳。）とあり。又齋宮の乳母と申すも有りて。文武天皇紀。慶雲元年十二月の條に。齋宮宮人。及び老嫗。と有るも。其の類なるべく。桓武天皇紀。延暦十三年十二月の條に。齋内親王乳母。無位朝原忌寸大刀自。授從五位下。と見え。齋宮式。宮人に物給處に。乳母。各、雜色帛綾十四疋。綿二十屯。布十三段等あり。〇湯

母は。(書紀の古訓に由於毛とあり)口訣に。乳母之助也。纂疏に。謂掌湯藥之人とあり○飯嚼湯坐は。(師說に、古本に、湯坐或作湯人)書紀古訓に、伊比加美。由惠と有りて。私記に。師說謂湯之人也。とあり。飯は。上(第百四十八段)に出。推古天皇紀の御歌に。伊比爾惠弖。和名抄に。油飯。漢語抄云。富味麻油炊飯也。和名阿不良伊比。糒。乾飯也。和名保之以比。餉。以食遺人也。加禮比於久留。俗云加禮比。餅。和名毛知比。(竹取物語に、大炊寮のいひかしく屋の棟に、枕草紙に、いひ酒ならばこそ欲うして人の盜まめ)等見え。又備中國哲多郡大飯鄉於保比。また若狹國大飯郡(於保伊比)大飯鄉。神名式に。大飯神社あり。古事記。玉垣宮段に。大湯坐若湯坐とある所の傳に云。湯坐は由惠と訓。(ゆざと訓むは非なり)書紀雄略天皇卷に。湯人此云由衞。とある。是なり。神代の卷に。云々。と見ゆ。湯坐は。兒に湯を浴する婦と聞えたり。(右の神代の卷に、湯母と湯坐と有るは兒に湯を飲しむる婦なるべし、飯嚼は、飯を嚼て、兒に食しむる者なるべければ、湯を飲

ましむる者も有るべきなり)其にとりて。惠と云義も。坐の字を書る由も。何ならむ。未だ思ひ得ず。(若しくは由須惠なるを、由須を切て、由なれば、由惠と云か、若し然らば、兒を湯の中に坐る由にて、然云にや、猶詳ならず)大若は。大小と云むが如し。」玄道云。纂疏に。飯嚼。謂嚼食哺兒者。(通證に、今按、此陪膳之婦也、)湯坐人。謂下洗浴兒者上也。(口訣に、湯殿女也、通證に、平氏太子傳に曰、即命有司、定大湯坐若湯坐而沐浴抱擧。姓氏錄、亦有大湯坐若湯坐姓とあり。(大湯坐連、若湯坐宿禰、共に饒速日命の裔なり、又上第三十九段に、額田部湯坐連見えて、孝謙帝紀に、額田部湯坐連息長、仁明天皇紀に、同連長良、常陸國風土記に、天津多祁許呂命中男筑波使主、茨城郡湯坐連等之初祖也、と有るは、同氏なり、さて稱德帝紀に、神護景雲三年三月辛巳、陸奥國日理郡人、外從七位上、宗我部池守等三人、賜姓湯坐日理連、淸和天皇紀に、貞觀十二年、六月二日癸未、陸奥國菊多郡人、丈部繼麻呂、丈部濱成等、男女二十一人、賜姓湯坐菊多臣、仁明天皇紀に、

紀伊國名草郡人、正七位上、湯直國立、と見ゆるは、何氏ならむ、善く考ふべし）○諸部は。（記傳に、毛呂毛呂能登毛と訓まれ〕書紀古訓に。毛呂登毛能袁（崇神天皇紀に、八十諸部）とあり纂疏に。凡諸女居子室。而各有職者。或滌縕縲除不淨等也。と見ゆ。（通證に、記内則曰、異爲孺子室於宮中。擇於諸母與可者。必求其寛裕慈惠、温良恭敬、愼而寡言者。使爲子師。其次爲慈母。其次爲保母。皆居子室。晋書率其諸部と云へり。）備行は。曾那閉於古那比と訓むべし。共に上に見ゆ。○奉養焉は。比多志麻都理伎と訓むべし。（書紀の古訓に然あり、又持養兒奉養、歸養、來養、又宜愛而養之等見ゆ）記傳に云。古事記（中卷）玉垣宮段に。日足奉とある。此の字の意にて。多志は令足なり。（今の世の言にも、令足を多須と云り）書紀の私記に。云比太須其義如何。答。師說。凡人子。初生日數最少。而漸漸長養。日數最稍足。故謂養長其子。爲日足耳。と云る如く。兒は。日數の積に隨ひて。成長物なる故に。日數を足しむる意以て。養育事を。然云なり。書紀にも。養。又子養長養持養膝養等。皆然訓り。上宮記（釋記に引く）に。無親族部之國。唯我獨難養育比陀斯。續紀四に。人祖乃。意能賀弱兒乎養治事乃如久。治賜比慈賜。萬葉十三に。何時可聞。日足座而。（此の萬葉なるは成長賜自の上より申せるにて、此の多良志は、多理を延べたるなり、令足には非ず。）等見ゆ。（倭姫命世記に、豐鋤入姫命、吾日足止白支と有るは、儀式帳には御形長成と有れど、此れは老賜ひぬるを云る如く聞ゆるなり、又今の俗に、病の愈て後、漸に健になるを、比陀都と云も、肥立と書くは、俗の所爲にて、此れも日數の經過出にて、日足と同意なり、若しは比陀流を訛れるにも有るべし」〕玄道云。古事記。玉垣宮の段（前段に引ける次）に。又命詔何爲日足奉。答曰取御母。定大湯坐。若湯坐。宜日足奉。故隨其后白以。日足奉也。と見え。天孫本紀に。饒速日命十三世の孫尾綱根命の次に。妹金田屋野姫命。此命。嫁甥品陀眞若王。生三女王。則高城入姫命。次仲姫命。次弟姫命。此三命。譽田天皇。並爲后妃。誕生十三皇

子。姉高城入姫命。立爲皇妃。誕生三男二女皇子。云々。品太天皇御世。賜尾治連姓。爲大臣大連。勅尾綱連曰。汝自腹所產十三皇子等。汝奉養曰足奉耶。時連爲大歡喜之。己子稚彥連。外妹毛良姫二人。定壬生部。于今仕奉人三口。此連名。請連名誂。二人以字辰枝中。今按此民部三孫。今在伊與國云ともあり。(三口と云ふより下辰枝中と云ふ迄、誤字有りて詳ならず、白尾氏の說に大隅國肝屬郡內浦鄉北方村なる、母養子山、「高屋陵と同村の中なり、」一名笹尾とも云、里人の語り傳へに、火々出見尊を養ひ奉りし處故に、母養子山と名けし由を云へど是は葺不合尊を、王依姫命したゞ養育參せしを誤り傳へしと思はる、母養子とは波々夜志奈比志にて、後世の人、其の義に付けて、母養の字を塡たるにぞ有りける」此の山、今は深山にて、茂樹蔚然と青翠なして、其の項には常に青筱生たり、因りて笹尾の號あり、絕頂に高十一尋餘、圍七十尋の巨巖離立す、南方に巖窟あり、洞中一丈一尺餘、橫三間高五尺餘裏に小祠を立てゝ、彥火々出見尊を齋き祭る、又洞窟の側に、清泉沸き出でて、凡產婦乳汁少き者、此の泉を乳房に傳れば、乳汁必す出る奇驗あり、是彥火々出見尊の皇子、葺不合尊を養奉せ給ひし處也と云ひ傳ふ、又此の母養子山の亥の方に距りて、十六町許の山中を、京都之馬場と稱、其の地、今は長さ九間餘、橫四間許の平地なり、是れ蓋し皇居御道の遺稱なるべし、又戌亥の方一里餘りに、貝濱てふ地有りて、介殼多く出つ、太古は、海濱にても有りしにや、とも云り、)○此世取乳母而養兒之緣也。(此は書紀第三の一書を採りて文を成せり、と徵に見ゆ、)書紀に。于時權用他姫婦以乳養皇子焉。此世取乳母養兒之緣也。とあり。(活版本、古本、延喜本共に如此あり、鈴屋翁は、後人の加筆と云はれたり、と師說なり、實も此は一古記の竄入るなるべし)纂疏に。養子之道。母自乳者禮也。然後世或亦有用他婦。故擧其始也。口訣に。自是者。擧下奉養皇子之例上如爾也。以此世人取乳母養兒之起也。(通證に、直指曰、用他婦、非正理、故曰權、鼠璞曰、權字唐始用之、韓愈權知國子博士、三歲爲眞、顏師古

曰、姫本周姓、其女貴於列國之女、所以婦人、美號皆稱姫、)と見ゆ。(或る說に、上代乳母を間人と云ひて、間人造、間人宿禰等、姓氏錄に見え、其乳母の姓より、御子の御名に負ひ給へりとも、間人穴太部王、間人の皇女等申すも坐せり、と云へるは、如何有らむ、能く考ふべし)〇武位起命は。徵に。此は先論ふべき事あり。其は皇孫本紀に。初豐玉姫命別去之時。恨言既切云々誕生彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊。次武位起命。(大和國造等祖)と見え。又此の前文に。豐玉姫命聞其兒端正云々。遣女弟玉依姫命以。來養矣。即爲御生一兒則。武位起命矣とあり。此の二つの傳へ共に。舊事紀を記せりし比迄傳りし。古書を採りて記せるなるべけれど。餘に照合すべき傳へなくて。姉弟何れとも。御母は定め難ければ唯に亦子と記しつ。と說はれたり。(されど玄道が說は下に說を待つべし)さて御名の義。大祓の詞に。千座置座。延曆二十年の格。大甞祭式等に。四座置。八座置等云ふ稱有れど。其の意とは聞えず。(神名にも、天之闇戸神、國之闇戸神、又闇山津見神、闇淤加美神、闇御津羽神、又時置師神、手置帆負命等申すが、本書及古事記に見え賜へり、)強て案ふに。若くは倉置の義か。和名抄(一本)に。釋名に云。倉。(和名久良)又兼名苑云。囷。一に云廩。(萬呂久良)一に云。(與奈久良)一に云。(伊奈久良)甲倉。(古不久良)校倉(阿世久良)漢語抄に云。倉椺。(久良乃和)と、見え。(置とは、上の手置。又日置、玉置、笠置等甚多かり、)神名にも上(第二十九段)に御倉板擧之神。又(第百段に)大倉比賣命と申すが坐し。(又石倉神、大椋神、朝倉神、石倉比古神等、神名式に見え賜ひ、)又神武天皇紀に。高倉下命有りて。其の倉に。神劔の天降坐しゝは更にて。古語拾遺に。同じ大御世に。宮內立藏。號齋藏。令齋部氏。永任其職と記されたり。崇神天皇紀に。石上神宮神寶を藏させ賜へる天神庫あり。又播磨國風土記。揖保郡(桑原里)條に。舊名倉見里。(土中上、)品太天皇。御立於槻折山。御覽之時。森然所見倉。故名倉見村。と云ふ故事見え。古事記。高津宮段の歌に。波斯多弖能、久良波斯夜麻袁。ともあり。又古語拾遺

に。至於後磐余稚櫻朝。三韓貢獻。奕世無絕。齋藏之傍。更建內藏。分收官物。(書紀に、菟田高倉山、又和名抄に、上總國武射郡に大藏鄉、下總國海上郡、又出羽國最上郡、村山郡に大倉鄉、美作國苫東郡高倉鄉)等有るにて。其の古く有りし事著明。又出雲國風土記の。大原郡神原鄉條に。郡家正北九里。古老傳云。所造天下大神之(一に々と作)御財積置給處也。則可謂神財鄉而。今人猶誤故云神原鄉(一に號と作り)耳。(上に申しゝ大倉比賣命、又御名阿陀加夜努志多伎吉比賣命と申せる、又第百一段なる高屋の事)等有るを思惟。且大海に在なる千萬種の珍寶は。言も數も盡難つる事と聞ゆれば。其の珍寶等を集へ置き坐しゝ神倉の地を定め賜へるより。負ひ坐せる御名にもや有らむ。(姓氏錄に、阿居太都命の御裔に、大椋置始連と云ふ有るは、此に由有りて聞ゆ、又其の地を擇びて置くべき由等、倉庫令は云ふも更にて、類聚三代格、交替式にも、其の論有なり、實や夫內藏寮には、最後の御世迄何某と上代のやごとなき御寶物の傳はり來し由なるを、幾度となき皇宮の御炎上に失れつる由、諸家の記に、ほの見えたるを、今思ひ遣り奉るも甚も哀く慨事なりけり)さて此の神を。舊事紀に。玉依毘賣命の御子とせる傳へは。甚じき非說にて。此は決て御姊豐玉毘賣命の御腹にて。海中に生れ坐しゝ御子にぞ坐けむ。そも彼の神の詔に。天神之御子を海中に生み奉るべきに非ず。古事記に有るを思へば海中に生れ坐せる御子は。天津日繼をば知し食すまじき幽契の備れる事にやとさへ窺ひ奉られ。將皇美麻命の上國に歸幸る時に。彼の大神の。最も慇懃に御別れを惜み賜へる御誥等より延て。此の時に御代知し看すべき皇太子の孕まれ賜へる御事等を思ひ合するに。此の時に御忘れがたみとも思看て。此の兄御子をば。海宮に遺置きて。還り幸しゝならむとぞ察奉らるなる。(されば此の神は長久に海宮に在て、現國に出で坐さずして、御外祖神、及御母命に隸賜ひて、其の御裔も、皇別に入賜はず、海神の列に入賜へりと聞ゆ、そも須佐之男大神の、御母大神に根國に從ひ奉り賜へると同く、固より幽き契有る御事とは聞ゆれど其の

玄理に至りては。庸久の絶えて窺ひ奉るべき際には非るなり）かくて後。白檮原宮御宇天皇の。東國を征伐せ賜ふ御時に。幽府なる海宮よりしも。皇師を、輔佐しめ賜へるを。現し世より稲飯命の相代らして海郷に入り坐せるも。阿那おほそかの故ならむや固より然有るべき深き神理ならむとさへ所思て。此れよりそのかみ。手間天神の常世國に渡り坐ししに。相代らして。大物主神の還り來坐して。出雲大神を輔佐奉り坐しゝに。能く符合るを觀察ても悟り奉りねかし。若し實に玉依毘賣命の現し國にて。生坐しゝ御子と爲ては。椎根津彦命は。白檮原天皇の御從弟に坐すを。天皇たち。皇子等。大臣等にも。此の時迄知し看さぬ道理とては。絶えて有るまじき上に。彼の龜の背に乘りて參向へ坐せるも。豐玉毘賣命。又玉依毘賣命。（礒良翁、又後に浦島子）も乘り來賜へりと有るも海宮より來坐せる故に。陸路に用ふる駿馬の如く。此の大龜を駕物と用ひ賜へるなるべきを照應て。此の現國に生れ坐せるには有らで、海宮に生れ坐せり

し事をも。よく察知るべし。是を以て玉依毘賣命の御腹とせるは。決して非傳へにて。豐玉毘賣命の御腹なりと申せるなり。○此命之子謂橲根津比古命は。徴に云。此の命は武位起命の子なる事は。國造本紀に。（○玄道云、此は師の君は略て引かれしかど、今は全文を擧げつ）磐余尊。發自日向。赴向倭國。東征之時。於大倭國見漁父。謂左右曰。浮海中者何物之耶。乃遣粟忌部首祖。天日鷲命。使見之還來復命曰。是有人耳。名椎根津彦。即召率來矣。天孫。問汝誰哉。對曰。吾是皇祖彦火々出見尊孫。椎根津彦云々。即大和直祖。とあり。（神武天皇紀及古事記にも、此の事見えたれど彦火々出見尊の孫と云ふ事なきは、傳への漏たるなり、舊事紀も、皇孫本紀に、此の事の見えたるには、火出見尊の孫と云ふ事なし、此は書紀を採りて記せればなり、然るに國造本紀は、古事記、書紀に依ざる古書なる故に、斯珍き、事の有るなり）玄道云。齋部氏家牒にも。椎根津彦命。彦火々出見尊孫。武位起命子。と記せり。さて名の義は。

記傳に云。書紀三に。人の名に劍根と云も見え。又八尋桙根等も云類に。槁を槁根と云るなり。さて如此名賜へる由は。此の人海道を能く知れりと申せるに因て。即其の導者とし賜はむと所思看て今執着せて引入れつる槁に就て。此の槁以て濟隨隨船のよく行意に。彼の導を准へて稱給へるなるべし。(唯に槁に執着せて引入れたるのみは、名に稱べくも有らねば、必ず海路の導の意有るべきなり)○大和國造。大和直は。(大和の事は、上第八段、國造、直は第三十七段、第三十八段に見ゆ)記傳に云。書紀神武天皇の卷二年の處に。春二月甲辰朔。乙巳。天皇定レ功行レ賞。云々。以二珍彥一爲二倭國造一。(珍彥此云二宇豆毘古一)○玄道云、國造本紀に、大倭國造、橿原朝御世、以二椎根津彥命一初爲二大倭國造一又以二椎根津彥命一爲二大倭國造一、即大和直祖)とあり。(此人、前に椎根津彥と云ふ名を賜ひて、其の後所々に皆其名をのみ云るに、此に至て立ち歸りて、更に又初の名を擧て珍彥と云るはいかゞ、又珍彥の訓注は、初めに出たる處に在るべきに今此に在るもいかゞ、○又云、國造本紀に、云々と云るは椎根津彥を、彥火々出見尊の孫、武位起命の子とせるなり、此說信難し若し彥火々出見尊の御孫ならば、此人の後胤の姓は、姓氏錄に天孫の部に收べき例なるに、皆地祇の部に收たるは元來國神の子孫なる事明けし、○玄道云、記傳には斯論はれたれど師は此を正說と定められし事、本文の如し、此は尾張氏等も其の一例にて、彼の錄を御撰有りし時の御制と聞えたり)さて師木水垣朝御世七年に。夢の諭有りしに依りて。倭直祖市磯長尾市を以て。倭大國魂神を祭る主とし給へり。(此の處には倭直祖と云事は見えざれども、玉垣朝御世三年、又七年の段に、倭直祖長尾市と見えたり)又此の事一つの傳には。師木玉垣朝御世二十六年の事とす。(そこには大倭直祖長尾市宿禰とありさて此の大神を祠る地を定二神地於穴磯邑一祠二於大市長岡岬一とあり、此の穴磯の字、傍にシキと假字を付たるは非なり、字は依ばアナジと訓べし、されど崇神天皇紀に、市磯長尾市と有ると照して思へば穴は市の誤にもや有らむ、又長尾市と云ふは、長岡岬の地名に依れる名にもや

有らむ。)共に書紀に見えたり。此の長尾市。橋根津日子の末にて。大倭國造の先祖なるを。此人より始めて。大倭大神を以祭神主と爲て。後迄此氏の人相傳へて以祭り。(○玄道云、淡路國三原郡、大和大國魂神社は、上にも說る如く、今八太村と云に在りとぞ、是れ和名抄なる幡多鄕にて、布留多麻命の御裔なる八太造に由あり、と或る人も說へるが如し。)次に仁德天皇紀に。倭直祖麻呂。又倭直吾子籠見ゆ。(○玄道云、同御紀に、是時、額田大仲彥皇子、將掌倭屯田、及屯倉、而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰、是屯田者、自本山守地、是以今吾將治矣、爾之不可掌、時淤宇宿禰、啓于皇太子、皇太子謂之曰、汝便啓大鷦鷯尊、於是淤宇宿禰啓大鷦鷯尊曰、臣所任屯田者、大仲彥皇子、距不令治、大鷦鷯尊、問倭直祖麻呂、曰、倭屯田者、元謂山守地、是如何、對言臣之不知、唯臣弟吾子籠知也、適是時、吾子籠遣於韓國而未還、爰大鷦鷯尊、謂淤宇曰、爾躬往於韓國、以喚吾子籠、其兼日夜而急往、乃差淡路之海人八十爲水手、爰、淤宇往于韓國、即率吾子籠而來之、因問倭屯田、對言、傳聞之、於纏向玉城宮御宇天皇之世、科太子大足彥尊、定倭屯田、也云々、又履中天皇紀に、此の人仲皇子に屬て、天皇に仇なひ奉らむとして、此を罪せむと爲賜へるに愕て、己が妹日之媛と云を獻りて、其の死罪を赦し賜ふ、其倭直等貢采女、蓋、始于此時歟、とも、又允恭天皇紀七年の條にも烏賊津使主、即日至京留弟姫於倭直吾子籠之家、復命天皇、とあり、仁德天皇の御世初めより、此の年迄、百七八年に成りぬれば最壽長き人なりけり)雄略天皇紀二年の段にも。大倭國造吾子籠宿禰と云人見え。(○玄道云、此二年紀に、大倭國造吾子籠宿禰貢狹穗子鳥別、爲宍人部、とあり、此は上の吾子籠とは別人か、と栗田氏說り)欽明天皇紀に。倭國造手彥と云見えたり。)○玄道云、此も二十三年紀に、倭國造手彥、自知難救、棄軍遁逃新羅鬪將手持鉤戟、追至城洫、運戟擊之、手彥因騎駿馬、超渡城洫、僅以身免、と見ゆ、)さて天武天皇紀に十年。四月己亥朔庚戌。倭直龍麻呂賜姓曰連。(此れ迄は直の姓なり、そは欽明天皇紀迄は國造との

み有りて、直とは無きを、此に斯有るは何の御代より直の姓には成りけむ、古事記に倭國造等之祖とある、等の字に依れば、始めは此氏人、皆の國造と云姓なりしなるべし、書紀に、倭直祖と有るは、直の姓にて有りし程の語を以云るなり、さて直の姓に成りてよりは其中に殊に一人を國造には補れしなるべし）同十二年。九月乙酉朔丁未。倭直賜レ姓曰レ連。（十年の時に連に成るは、龍麻呂一人なりしを、此の度其餘の人も連に成れるなり。）同十四年。六月乙亥朔甲午。大倭連。賜レ姓曰二忌寸一。（是れ迄は或は只倭と見え或は大倭と見えて、大てふ言の有り無し定まらず、此程迄はさも有りにけむ、後には必ず定まれる事なり）さて續紀六（○玄道云、和銅六年二月丁酉九日）に。以二從五位下、大倭忌寸五百足一爲二氏上一。令レ主二神祭一（神は大倭大神）と見え。九の卷（○玄道云、養老七年十月乙卯）に。大倭國造大倭忌寸五百足とあり。（是れにて國造は此の氏人の中に、殊に一人なる事知るべし）さて天平九年。十一月壬辰。大倭忌寸小東人。同水守二人。賜二姓宿禰一。自餘族人連姓。爲レ有二神宣一也。（自餘の族人に、連の姓を此時に賜へるは猶直にて在し族も有しなるべし、（同十年閏七月の段に。大養德宿禰小東人とあり。是れは天平九年十二月丙寅に。改二大倭國一爲二大養德國一と有りて國の名の文字を如此改められしに依て、此の姓も其字に改めしなり。（同十九年三月辛卯に、又舊の如く大倭國とせられたり、○玄道云、續紀に天平十四年二月戊寅免二中宮職奴廣庭一賜二大養德忌寸姓一令集解に、一云、雖レ不レ作二別姓一、更加二姓字一亦同、假令高岡連、大養德宿禰等之類是なりとあり）同廿九年四月の段（○玄道云、丁卯「廿二日」也。）に大倭神主、正六位上大倭宿禰水守。授二從五位下一と見え。（此の氏人、大倭神主と云ふ事、始(て)此に見ゆ。）同廿年正月壬申朔。甲戌。大倭連深田。魚名。竝賜二宿禰姓一。（玄道云、大日本史に、御手代、酒人、幷不レ詳二所系一蓋同族也、聖武帝時、從五位下大倭御手代連麻呂女、賜二宿禰一陽成帝時城下郡人、大和酒人連富麻呂等徙二隸左京一と云へり。）天平勝寶三年十月丁己。大倭國城下郡人。大倭連田長古人等八人。賜二宿禰姓一。神護景雲三年。十月癸

亥。大和國造。正四位下、大和宿禰長岡卒。五百足之子也。云々。勝寶年中。改二忌寸一賜二宿禰一云云とあり。(〇玄道云、此の宿禰は、考證に、養老六年二月、及天平九年十一月紀に大倭忌寸小東人と有る人にて後改めたるならむと說り、又同十二月辛丑の條に、授二正六位上、大和宿禰西麻呂外從五位下一とも見ゆ、)此に至りて倭の字を書ずして。和を作るは、天平勝寶の比。國の名の大倭の字を改めて。大和とせられしかば。(又やまとに大の字を添へて大倭大和等書るは皆オホヤマトと讀事なり、只ヤマトと讀むは惡し、されば只やまとと云には、大の字は添へて書くも惡し。)姓にも其より此の字を用るなり。(後世の如く意に任て妄りに書るには非ず、玄道云、右の紀文に大和と書され、天平寶字二年二月の條に、大和國守、また大和神山、五月の條に、大和宿禰弟守など見ゆ、)さて姓氏錄に。(大和國神別地祇)大和宿禰。出レ自二神知津彥命一也。神日本磐余彥天皇。從二日向地一。向二大倭國一。到二速吸門一時。有二漁人一乘レ艇而至。天皇問曰。汝誰也。對曰。臣是國神。名宇豆彥。聞二天神子來一。故以奉レ迎。即牽二納皇船一。以爲二海導一。仍號二神知津彥一。(一名椎根津彥)能宣二軍機之策一。天皇嘉レ之。任二大倭國造一。是大倭宿禰始祖也と見えたり。又(攝津國神別地祇)大和連。神知津彥命十一世孫御物足尼之後也。(續紀二十九に、攝津國菟原郡人、倉人、水守等十八人、賜二姓大和連一と有るは、此の族にや。)玄道云、仁明天皇紀に。承和五年。三月壬申。(十五日)左京二條二坊十六町二分之一。賜二掌侍正五位下大和宿禰館子一。また同六年。三月壬辰。(十一日)授二掌侍正五位下大和宿禰館子。從四位下一。又同七年。八月甲辰朔己未。(十六日、)大和國人。戶主。從八位上大和宿禰吉繼戶口。掌侍從四位下大和宿禰館子等。賜二姓朝臣一。貫二附左京三條一坊一。十一年。二月庚辰(十九)掌侍從四位下、大和朝臣館子、爲二典侍一。同十三年。四月癸未。典侍從四位上大和朝臣館子卒。と見え。淸和天皇紀に。貞觀四年。正月八日丁丑。授二大和朝臣仲子。外從五位下一。また同五年。八月十七日丁丑。大和國城下郡人正六位上。大和宿禰永胤。典兵。外從五位下。大和宿禰繼子(文德天皇紀十の卷に、大和眞人繼子と

有るは此人にや。)等。并改本居貫附右京職又同六年。正月八日乙未。加典水。外從五位下大和宿禰繼子等并從五位下。無位大和宿禰繼子等並外從五位下。同四月二十二日戊寅。阿波國名方(一に東と作るは誤也)郡人。從八位上海直豊宗。外少初位下海直千常等。同族七人。賜姓大和連(上にも引り延喜二年、同國板野郡田上郷戸籍に、海部淨賣、同衣刀自賣、同秋刀自賣同秋吉賣同魚賣、同秋賣、同福賣、同秋野賣、等見ゆ。)類聚符宣抄に。元慶二年の宣に。式部大錄。大和宮雄。ちふ人見え。又天暦元年官符に。大和國。城下郡賀茂郷戸主。大和宿禰道定之戸口。采女大和安子。云云。采女大和眞子女解偁。眞子奉仕公庭四十四箇年。漸及八十。難堪進退。右件安子。正爲姜姪。年歯僅壯。情操謹愼。云々。と見ゆ。(此の外蕃別にも和朝臣、和連、和史、和造等あり。)さて又齋部氏家牒に。椎根津彦命。逮神日本磐余彦天皇東征之年。延引皇舟表績香山之巓。仍爲大倭國造。即大和直之祖」又我祖椎根津彦命。遊行在難波。以釣魚爲樂。或夜望海原時。天漢以光華。

照臨海原。椎根津彦命。怪之到其處。有磐櫲樟船順流。採之居其濱。及明夜亦光華照其濱。於是椎根津彦命。立宮代於武庫濱。藏磐櫲樟船。爲蛭兒神體奉齋焉、廣田、西宮三良殿是也。亦奥夷者。椎根津彦命也。ともあり。○久比岐國造は。國造本紀に。瑞籬朝御世。(以)大和直同祖御戈命。定賜國造。と有りて。久比岐は。和名抄に。越後國頸城(久比岐)郡。(國府在頭城郡行程上二十四日、下十七日管郡七。)と見ゆ。(栗田氏の說に、同祖の下脫字有るべし、御戈命未た見當らずと云へり、同本紀伊豆國造下に、物部連祖天蕤桙命、姓氏錄、大和國神別に、天御桙命あり、さて近頃得たる、越後國三島郡なる二田宮傳記に、爾大和國橿原大宮所知。肇國天皇將欲定國々之國造而令爲政、置物部而令輝稜威而勅天之物部命四世之孫、多津麻命、分二田物部、而令於久毘伎置中物部給伎、師木水垣宮御宇天皇之御世之元年、二田天之物部神託于其十二世孫、稚櫻命令遷御社給伎、故自石地之磯奉於船而、奉遷于南大崎之浦、其所着御船之山號舟岡山、云

云、又、是天皇定古志久毘伎國造、又以物部遠祖宇麻志麻治命之八世裔武室隅命爲連而令知二田物部。以同裔五十君命爲連、而令知久毘伎物部給、故武室住連新造彌彥神殿、亦五十君連造新宮、而齋祭其祖宇麻志麻治命。然後室住連、相議、而合力於稚櫻命、改造大崎之神殿、于時天皇之三十年也。ともあり、此れ最珍くて、古風土記の傳へにやとさへ所思るを、僞の無き世ならねば尙能く聞き正すべくなむ。）○明石國造は、國造本紀に。輕島豐明朝御世。以大倭直同祖。八代足尼兒。都彌自足尼。定賜國造。と有るを採られたり、和名抄に。播磨國明石郡。鄕七。葛江。（布知衣（明石。（安加之）住吉。（須美與之）神戶。邑美（於布美）垂見（多留美）神戶。と見えて。（神名式に、同郡、赤羽神社、通證に、在赤羽村、赤羽蓋明珠之美稱、所祭恐羽明玉也、天日槍泊于播磨國、其將來物中、有羽太玉、赤石珠、其郡名亦出于此と云へり、）眞龍說に。明石國は。孝靈天皇段に針間爲道口てふ地に當りて。國堺は垂見鄕を限。神功皇后紀に。麛坂王。忍熊王等。詣播磨

興山陵於赤石。（今の俗舞子濱の千壺の山陵と云、須磨は中古攝津國に付けり、○玄道云、姓氏錄にも于時忍熊別皇子等竊搆逆謀於明石堺、備兵待之とあり）孝德天皇紀二年。畿內の定めに。西自赤石櫛淵以來と有りて。鬪鷄國號廢て。攝津國となる。南は海にて。淡路の岩屋に直向。此の海門を大門と云。（萬葉三の卷に、柿本朝臣人麻呂覊旅の歌に留火乃、明大門爾、入日哉、榜將別、家當不見）西は加古郡にて。神崎川を限り。（其の西は姓氏錄に成務天皇御代、中分針間國給御諸別。と有る地なり、○玄道云、白國氏譜にも斯見えて雌鹿間野造宮居とあり、）北は賀茂郡にて。本紀に所謂鴨國なり。吉備中縣國造赤石彥あり。國中に安加と負へる地名多し。淸寧天皇紀。二年。十一月。播磨國司。山部連先祖伊與來目部小楯。於赤石郡（赤石國書紀撰賜時は郡名と成れり、）縮見屯倉首忍海部造細目新室。見市邊押磐皇子子億計弘計。推古天皇紀に。征新羅將軍。當麻皇子（用明天皇御子）到播磨時。從妻舍人姬王薨於赤石。仍葬于赤石檜笠岡上。と見ゆ。と云へり。仁明天

皇紀に。承和十二年。八月辛己。淡路國明石濱。始置二船幷渡子一。以備二往還一（萬葉集に、門部王、「見渡せば、赤石の浦に、燒る火の、ほにぞ出ぬる、妹が戀ふらし、源平盛衰記に、昔北野天神の移され給ふとて、此所に留り賜ひて、「名にしおふ、明石の浦の、月なれど、都より尚し曇る空かな、榮花物語、浦々の別れの巻に。帥殿は播磨に御坐とて、此は明石となむ申と云ふを聞し召して、斯なむ、「物思ふ、心の闇し、暗ければ、あかしの浦もかひなかりけり、いでや物の所思るにやと我「一に御と作り」心にも惜く思さるべし、中納言殿別方へおはすらむを、など「一にがの字あり」同方に「一にたに二字あり」在らましがば、何事もよからまし、「かば以下一本に依て補へり」とあやにくなる世を心憂思されて、「白浪は、起てど衣に、重らず、明石もすまも、おのがうら〳〵、と云ふ古歌をかへさせ給へるなるべし、「かた〳〵に、別るゝ身にも似たるかな明石もすまも、己がうら〳〵、とぞ思されける、又拾遺集に、爲憲、「夜と共に、あかしの浦の、松原は波をこそのみよると知るらめ、此は平家物語に或る時、平の忠盛、備中國より上られけるに、鳥羽院、明石の浦はいかに、と仰せられければ、忠盛恐まりて、「有明の、月もあかしの浦風に、波ばかりこそ、夜と見えしか、と申せば、大に御感有りて、即金葉集に入れられしと有るに稍似たり、東鑑に、下河邊行平が、播磨國有二瑕磨明石等之勝一とて、其の守護職を乞ひし事見ゆ、續後撰集に、順德院、「あかし瀉、あまの苫屋の烟にも、しばしは曇る、秋の夜の月、中務家集に、「かひなくてあかしの海の、秋風に、戀しき波ぞ、立ち騒ぎける、千載集に、俊惠法師、「夜を籠て、明石のせとに、漕ぎ出れば、遙に送る、さを鹿の聲、新古今集に、公朝、「二聲と聞かずは止まじ、時鳥、幾夜あかしの、泊りなりとも、夫木集に、「須磨あかし、浦の見渡し、近けれど、あゆみ苦しき。高すなごかな」八代足尼は。下の（姓氏錄攝津國）條に引き出づる矢代宿禰にて。此の命より九世とあり。神名式に。明石郡海神社三座（並に名神、大）と有るは。此の氏人の崇奉れし事疑なし。（此の御社の事、已に上第二十五段に出て栗

田氏云、大和連、物忌直の、攝津神別なるに、明石郡の其地に隣れるを思へば、彼の處より、此處に移り來し族の、國造と成れりし者なるべし、峯相記に云、至二康保年中一當國在廳、兄弟（玄道云部と作）明石大夫大和明緒、修理進同佐緒、同明賢等、備二進彼供物一、と見えたり、彼の山部連後胤也、其の後に役レ之、餘胤斷絕すと云へり、此に山部連の後と云へるは違へり、役之は彼之の誤なるべし」とある、大和氏は即此の國造の後にて、大甞の供物を獻る事絕ず有りしとみゆ、最珍しき事なり）記傳に云。續紀二十九（○玄道云、神護景雲三年。六月癸卯の條）に。播磨國明石郡人。海直溝長等十九人大和赤石連（姓）を賜ふ。是れも大和氏の支別なるべし。」玄道云、（扶桑略記裏書に引ける）外記日記に。延喜六年。五月二十三日乙（一に丁と作り）亥。播磨明石大領。赤石貞根。叙二外從五位下一。是進二私穀五千解一。依レ充二諸司之（一に大と作り）粮一也。峯相記に、明石大領大和息長宿禰とも見ゆ。○青海首は。姓氏錄。右京神別（地祇部）に。青海首。椎根津彥命之後也。とあり。（此の錄に安曇宿禰、海犬養大海連、八太造、倭大等に相連て擧げ賜へり）冥龍說に。按青海。大和國忍海舊名。古事記。履中天皇段。青海皇女。亦名飯豐皇女。顯宗天皇紀。飯豐青皇女。於二忍海角刺宮一。臨レ朝秉レ政。自稱二忍海飯豐青尊一。と云へり。實にさるべし。（此天皇の御事は、美賀保志美夜とて記し奉れる物あり、欽明天皇紀に、青海夫人陽成天皇紀に、青海連奥雄、青海連貞吉と有るも、此の氏人には非るか」）さて神名式に。越後國頸城郡。青海神社二座と有るは。決めて此の神を祭奉れる社なる事。考證に。按久比岐國造。大和直同祖。大倭國造。青海首。共椎根津彥命之後也。今在二青柳（或る物に海と作り」）村池上一。と有るにて。彼の諸氏の祖神なる事論なく。（同郡に奴奈川神社坐すも、或る說の如く、彼の氏人の大倭神社に仕へ奉れるに由あり」）將其の隣國なる信濃國に。其の御親族の神等の多く鎭り坐すをも考へ合すべし。（此は立ち返り上第二十五段の傳に就きて見るべし、式社案內に、越後名寄云、青海驛に在り、青海驛は、姫川より南西一里許に田海濱青海濱あり、又此の社郡の卯

の方青柳村に在りて、里民星月宮と云ひて池の傍辰の方藪の內不平なる處に石の祠あり、世俗此を萬年堂と云、池は、村より申の方十四町上りて芝山平地にあり、長さ三四町程横一町餘、未申の方に辨天島、松諸木有り、浮草無く美麗なる池なりと記せり〕神名式に。又蒲原郡。青海神社。和名抄同郡に。青海(安乎美)鄕。兵部式に。驛馬條に。滄海八疋。とあり。(式社案內に、郡の丑寅の方一里餘、青海庄、加茂町に在り、祭神二座同殿、今號山王權現社頭西向、加茂社の境內、東中段に在りて攝社の如し山林杉木多く繁茂して、よき社地なり、加茂社は、加茂次郎義綱の草創なり、四月中の申酉の日に祭禮あり、と云へり、神名式に、若狹國大飯郡にも青海神社あり、國內。神名帳に正五位青海明神、若狹志に、在青村、信友說に、青村は、青鄕に在り、和名抄に阿桑鄕とあり、今青海大明神とも、青大明神とも稱、日置、青、横津海關屋四村の生土神とす、正月と十一月の三日に祭あり、日置村にも同祠あり、此は阿乎乃和多乃神社と稱ふべしとは云へれど、由有げなれば擧げつ

良弼云この青海神社の事は其國人小池內廣が著せし、青海神社考一卷ありて最精き考證なり且つ青海首大和直の世系さへ考訂て、めでたき物也、又云和名抄若狹國阿桑「阿乎」鄕は、高山寺本に阿遠鄕と作に從ふへし、桑には乎の音なきをや〕○又此の神の御裔は。右の外に。姓氏錄(上に引きたり)八太造の次に。倭大。神知津彥命之後也。(和名抄に、大和國十市郡飫富鄕あり、此より出でたる氏なるべし、又或る說に、元倭八太と有りけむを八を脫しにて、青海も、此の氏も、大和神社に仕へ奉る、大和宿禰の同族なるに、上にも云へる如く式に、淡路國三原郡なる大和大國魂神社は、大和國より別け遷せる御社なるが、八太村と云に立ち給へるは、倭八太か、八太造かの仕へ奉れるより、村の名とは成れりとも云へり、尙上の傳第六の卷五十三葉なる、八太造條に說れたるを合せ考ふべし〕又攝津國神別(地祇部)に。物忌直。椎根津彥命九世孫。矢代宿禰之後也。(伊勢神廷に、大物忌、又大物忌父等云職有りて、延曆儀式帳等に見え、出羽國に、大物忌神社あり)河內國同部に。

等禰ノ直。椎根津彦命ノ之後也等など見えたり。(職員令に舍人、祝詞式廣瀬大忌祭の祝詞に、倭國ノ乃六御縣な能刀禰男女等などありて、天朝に近く仕へ奉る人の總稱なる由、識者等の說の如し。

古史傳三十七之卷

平篤胤遺稿

男　平田鐵胤　撿閱
門人　矢野玄道　謹撰
孫　平田胤雄　校訂
門人

神代下十七之卷

然後者。豐玉毘賣命。雖恨其伺情事。不得忍戀心而。因治養其御子之緣而。附其弟玉依毘賣命而。獻歌之。其歌云。阿加陀麻波。袁佐閉比迦禮杼。斯良多麻能。佉美何余曾比斯。多布斗久阿理祁理。(一傳云。阿加陀麻迺。比加理波阿理登。比登波伊閉杼。佉美賀余曾比斯。多布斗久阿理祁理) 爾其日子遲。答給之御歌云。意佉都登理。加毛度久斯麻邇。和賀韋泥斯。伊毛波和須禮士。余能許登碁登邇。號此二首曰舉歌。故日子穗穗手見命者。於高千穗宮。五百八十歲坐而。崩坐矣。御陵者。即在其高千穗山之西。高屋之山上也。

然後者は。(此の首條より、五百八十歲坐而、と云迄は、大かた古事記を採て文を成せり、と徵に見ゆ) 記傳に云。此は。(一句を隔てゝ、) 不忍戀心と云に係れり。然は斯加禮杼母と訓べし。上の白云々返入。と云を承て云るなり。」玄道云。さるを師は。佐氐能知爾波と訓れたり。○伺情事は。麻宇良袁美麻志志古登袁と訓べし。此も既く上(第十九段) に出づ。本朝文粹なる鋏槌傳に。鋏槌者。簡笠袴下毛中人也。一名麝裸。其先出自鋏脛。(又、能破權貴」に勢と作り、」之朱門、天下號曰破勢、又、同郡人兩公友善之云々、故號曰不倶利、一名下重) 和名抄に。○樞。和名度保曾。俗云度萬良。新猿樂記に。閉大而如横虹梁。又、古事談に。敦賴拘其摩良。來入小屋。又、亞相

絮云。何事云ぞ。行家がまらくそめが。古今著聞集にまらは伊勢まらとて。最上の名を得たれども。又、まらがくるぞや〳〵と云て。終りにけり。又。穴に取り當てたるまらもはづれて。又纔なる小まらの。しかも衣被したるを。等見ゆ。(或人の、師說に因て、此の名義を記せる物に、沼矛は、字は如何記けるも皆借字にして、沼は和なり、和字及柔字等を、奈具とも、邇藝とも、耶波とも云ふ語に當てたる如く。物の混に成りて和合意の詞なれば、和と云ふ、矛は秀子にて穗帆等の如く、秀たるに保と云ひ、物別かれて數の多くなるを子と云ふ、粉等をも思ふべし、印度に人生神とも、人種本とも云へる、即て同義なり、舊說に、瓊矛は瓊を飾れる矛と說るも、瓊は即玉なれば、皇産靈大神の御魂の化れるを玉と云ひ、其瓊をば奴と云ひ、爾と云ふ本義にも打ち合ひて、更に違ふ事なし、此の瓊は所謂睾丸にて、必ず矛に伴へる由有る事なり、矛を閉能古と云ふも、閉能の切り保なる故なり、さて此男女の兩根必ず具足して、其の交合の精氣凝固り、又牝牡の形體を産ひ生して、

次第に加弘ごる緣故は、天地成立、即此神理なりしに因准もて行く事なり、さて天之沼矛もて掻成し賜へりし青海原「此の字は本より借字なり、」なむ、即て牝門なりける、又、阿袁は、其の物の形狀を奇しみ訝る意の嘆辭なり、宇奈は宇美を連聲の時に云ふ格にて、宇美は生産の義なり、萬物を生産成すと云ふ、波羅は腹に同く盈て張るを云ふ、女陰の用と形狀とを、伊邪那岐伊邪那美二柱神の宣初坐し神語なり、さて此の女陰を、浮膏の若く漂蕩る物の中より獲賜へる由なり、と云るも、珍からぬ物の、考を合すべき節も有れば、因にかくなむ)〇雖恨は。記傳に云。宇良美都都母と訓べし。後に云ふ。恨那賀良の意なり。(〇玄道云、恨は上第百五十六段に出、都々は、上第八十段に、走乍、第八十二段に、哭乍求等あり)〇不得忍戀心は。古事記に。不忍戀心とある。傳に云。許比志伎爾延多閉多麻波受弖と訓べし。此の言は。下の献歌と云へ係れり、(〇玄道云、此に依て得の字を補はれたり、)〇治養は。(記傳には、比多志麻都流と訓まれたれど、師は)比多志袁佐牟流と

訓またり。上(前段)に引る宣命に。意能賀弱兒乎養治事乃如久とあり。(因に云、白尾氏の說に、今も小兒の褓を日足と稱ふは養の義なりとて、本藩にて、兒初て生て、生土神に詣るに産衣と云ふ物を着る、其の製白布もて作る、袖無く色綵にて、肩より裾迄菱形の如縫物せる物なり、其繡文略裝束地紋の三重襷てふ者に類たり、因れ按ふに、吾藩にて産衣と稱ふは、書紀に、襁褓の襁の字を多須伎と訓れし者の遺製にや、源氏物語、薄雲の卷に、姫君のたすき引結給へる胸つきぞ美げさ添ひて見え給へる、又枕草紙、麗しき物の部に、たすきかけに結たるこしのかみの白うをかしげなるも、見るに美くし、和秘抄に曰、昔は幼人に袖を着ず、たすきと云物を着たるなり、藻鹽草に舊例男女共に、着袴の時、小袖をば着ず、襷を用ふるなり、一條院の御袴着より始て、御小袖をば着給へり、襷は白ねりのあやの紋小葵、裏白平絹なり、三幅、懸緒の廣三寸、大略如二打敷一、治承四年、東宮御着袴の時、存知の人無くて、沙汰有りて用意せられたれども、著御は無かりしなり、と云り、されば六百年前既に襁の製詳ならざりしを、吾藩の産衣に、其形の遺れるは珍らし、と云へり、世俗淺深秘抄に、東宮着袴裝束之中ニ有レ稱レ襷、是讀樣人々不二分明一、或說曰、たすき、秘事歟、とも見ゆ、猶よく考ふべきなり、)○玉依毘賣命は。記傳に云。御名に意。玉は御姉の御名の同く。依は。(字は借字にて)余呂志の切たるなり。(呂志は理と切)余呂志は。賀茂翁の說に。物の足具るを云。余呂都。余呂布等も。同言の分れたるなり。萬葉一に取與呂布。天乃香具山。と有るも。此の山の。よろづ調足たるを云るなり。又宜奈倍、吾背乃君。等云るも同じ。と云れたるが如し。此の意を以て美稱たるなり。名の例は。男には。飯依比古。建依別。稻依別等。女には。伊須氣余理比賣。息長水依比賣。水穗五百依比賣等あり。續紀廿七に。與呂志女と云名も見えたり。玉依てふ同名は。書紀一書に。栲幡千千姫。一云ニ萬幡姫兒玉依姫命一。(○玄道云、此は天忍穗耳命の大后に坐す事、上第三十七段、及第百三十二段に見ゆ、)古事記水垣宮段に。活玉依毘賣あり。賀茂御祖神の御名は。玉

依姫なり。(山城の風土記に見ゆ、○玄道云、此は建角見命の御兒神にて、御兄に玉依比古命と申すも坐せり。)皆右の意の稱名なり。神名帳に。信濃國埴科郡。玉依比賣神社あり。是は何れを祠るにか有らむ。」玄道云。(信濃地名考に、貞觀八年六月の紀に、授无位會津比賣神從四位下と有るは、此の社を云ふか、海津に在せばなり、と云へり、又帳考に、師說とて、彼の國人の語に、今松代の內東條村に在て、池田宮と云ふ、神體明玉に坐す、又神寶に靑紅白三種の明珠數百顆あり、其形　を始め、種々有りて、子を生むなり、其子と成るべき物、粒々と分れて小き玉と成り、漸々に大きく成れり、何れも透徹りて、甚く美しき玉なり、勾玉も自然に生たる物と見えて、人作とは見えず、又種々靈奇き事ありと聞けり、と載し、師翁筆記にも、此の御兒玉石の事を委く記されて、正月七日に、神主及村役人集て、內陣に納たる石の宮の封を開て改むる式有るを、其中に分身せるを生れ石と云ひ、外より同程の石を納るを來石と號、年に依て增減あり、さて前年の七日、五穀麻木綿等を、此宮中に收置きて、此日取出て、其の色を考へて、當年の實の上中下を知る方有りて、此を記付けて、世に普く知らしむるに、能く合へりとぞ、又此夜里人來集ひて、松枝もて歌ひつゝ田植の狀を爲す式もあり、と見え、行囊抄に記せるも、玄道が彼の土人に聞るも、大方同じ趣なり、曲玉問答には、曲玉五白八十餘顆あり、毎年正月六日、地頭役人、村役人立合て、數を改む、と云へり、さて同國安曇郡に穗高神社、又更科郡に氷鉇斗賣神社坐し、佐久郡と云ふも、宇都志日金拆命に由有りて、皆同御族神に坐す由、既に上第二十五段の傳に說れたるを攷へ合すべし、)纂疏に。玉依姫者。所謂慈母之類也とあり。(延喜六年竟宴歌に、得玉依姫、刑部大輔、從五位下、大江朝臣千古、四羅那彌爾、多萬餘理毗咩能、古志巳登波、奈磯砂也都比爾、新古今集に乃と作り」東末利難利計武)さて播磨國風土記なる。神前郡。的部里條に。高野社者。此野高於他野。又在玉依比賣命。故曰高野社。(生槐杜)と有も。此の神にや坐すらむ。(其は次の段末條に考へ合さるゝ事あり、)又神

名式に。筑前國御笠郡なる、竈門神社。（名神、大、）と有るも。社傳には。玉依姫命。相殿に神功皇后。八幡大神を配祀す。と有りとぞ。又上總國埴生郡。玉前神社。（名神、大、永萬記に、玉崎社、考證に、今長柄郡一宮郷一宮村に在り、或は本郷村に在と云、房總志料續編に、中原村、椎木村にも在て、中原を本宮と云、椎木を別宮と云、共に玉依姫命也と見ゆ「良弼云、中原なる玉前神社は、社域甚廣く、社殿また宏壯なり、祠官を弓削氏といひ。物部姓なり、故大人故ありて、久しく其家に寓居せられし故に、今も多く其遺墨を傳へたり、此書を校するに當りて、こゝに書添つ」と見えたるも。此の比賣神に坐すと云傳へたりとぞ。」そは師說に。一宮記に。高皇産靈弟。生産靈一男。前玉命。（○玄道云、頭注にも然云ひて掃部連等祖也と云、舊事紀には、振魂尊前玉命とせり、式に武藏國埼玉郡に前玉神社二座と申すは、今埼玉村に在て、富士權現と云出、或物に見ゆ、）と有るは信られず。社傳に。海神の女。玉依姫命。と云ぞ正く聞えける。と見え。（又親彼邊に物し坐せる時に、宮內嘉長、石上臺通が陪從して記せる、）天磐笛記に。玉崎明神は。玉依毘賣命とぞ。此の御社の庭に遊ぶ里の童等が。時々此の神の現人と爲りて。女子に仰せて。五色絹糸を買しめ給ふ事あり。十二ひとへとかを著たる。最美き御姫樣の出で坐して。仰せ給ひつと云ひ。其一人のみに見えて。餘の兒等に嘗て見え給はぬとぞ。此の社の高き所に。飛木の松と云ふ神木あり。寶曆十三年とか。伐らせしに。明日見るに。夜間に起直りて。後向に彼の楠の木の根元へ飛付きたり。其儘最能く榮えたり。」とあり。（師翁筆記に、其の圖記をも載せて、此御社の後に松樹あり、傍に楠の木あり、其の松の梢御社を覆ひて、屋根大破に及ぶ事、度々なれば、寶曆の初年、神官彼の松を樵夫をして伐らしむるに、日既に西に傾く迄伐落ずして止みぬ、翌日樵夫と共に至見るに、伐し松、傍なる楠に生付きて枝葉繁茂せり、岩崎某神德の奇妙なるを仰奉りて、玉垣を建たるが、歳を經と雖、今に顯然なり、と見ゆ、此の事は、片廂、閑窓瑣談等尙彼此の物にも見えて、名高き事なり）或物に。

しのび坂と云所より左の方一里許に。飯岡の濱見ゆ。玉崎明神の社ある所なり。鴨長明が家集に。「玉と見るみさきが沖の、浪間より。立出づる月の、影のさやけさ。」と云ふ歌の左註に。下總國に。御崎と云ふ所あり。日本の東のはてなれば。月の浪間より出る樣にて。見ゆるとなむ申すと書けるは。此處の事なるべし。と云り。」良弼云、飯岡の濱は、下總國海上郡に屬て、土人はイヨカノハマと云ふ、御埼は、和名抄に海上郡三前郷、東鑑文治元年の條に、下總國三埼庄とある地にて、玉埼明神は、その下長井村に坐すとぞ。）古く清和天皇紀に。貞觀十年七月廿七日戊午。授上總國從五位上勳五等玉﨑（一に埼と作り、）神從四位下。陽成天皇紀に。元慶元年。五月十七日丁巳。授上總國從四位上勳五等玉埼神正四位下。（印本に上と作るは誤なり、）同八年。七月十五日癸酉。授上總國正四位下勳五等玉埼神正四位上。と見え。外記日記に。康治二年。八月十一日散位源爲季。於待賢門御所之邊頓死。（仁和寺法金剛院）件爲季執行坐上總國玉崎明神社務。觸類多非法。然間去

比。縫殿頭藤原爲兼。有夢想事。夢中一奇女來云。有不安事。我忽入洛。羇旅之間。無處寄宿。汝住宅。輙可借與云。爲兼夢中許之。不經幾程爲季天亡。人以爲彼社罰。（爲季者。歷彈正忠、任民部丞者也、）と云ひ。古今著聞集に。延久二年。八月三日。上總國一宮御託宣に。懷姙の後。既に三年に及ぶ。今明王の國を治むる時に臨で。若宮を誕生す。と仰せられけり。是に依て。海濱を見ければ。明珠一顆ありけり。彼の正體に違ふ事無りけり。（靈異記に美乃國方縣郡水野郷楠見村有一女人、姓縣氏也、年迄于廿有餘歲不嫁、未通而身懷妊、逕之三年、山部天皇世、延曆元年、癸亥春、二月下旬、產生二石、方丈五寸、一色青白斑一色專青、每年增長、有比郡名曰淳見、是郡部內有大神、名曰伊奈婆、託卜者、言其產二石是我子、因其女家內立忌籬而齋と云事見ゆ、合せ考ふべし、安閑天皇紀に、內膳卿大麻呂奉勅遣使、求珠伊甚國造云々。東大寺に傳へし天平九年の駿河國正稅帳に、覓珠玉使春宮坊少屬大伴宿禰池主、「上一口、從

八口、」從上總國進文石使山田史廣人、「上一口、從一口、」など云ふ事有れば、上代より此の海邊より、よき珠を出しゝ事と聞ゆ、)と有る等にても。伊都速き御靈威ある比賣神に坐ず由著明く。甚々恐くなむ。東鏡に。壽永元年。秋七月。上總權介平朝臣廣常が願書に。敬白。上總國。一宮寶前。立申所願事。一、三箇年中。可寄進神田二十町事。一、三箇年中。可致如式造營事。一、三箇年中。可射萬度流鏑馬事。右志者。爲前右兵衛佐殿下心中祈願成就。東國泰平也。如此願望。令一々圓滿者。彌可奉崇神威光者也。仍立願如右と見え(此は同三年、正月八日の下に、上總國一宮神主等申云、故介廣常、存日之時、有宿願奉納甲一領於當宮寶殿云、武衛被仰下曰、定有子細事歟、被下御使、可召覽之云、仍今日、被遣藤判官代、并一品房等、進御甲二領、云々、十七日の條に、藤判官代邦道、一品房、並神主兼重等、相具廣常之甲、自上總國一宮、歸參鎌倉、即召御前、覽彼甲、「小櫻皮威」結付一封狀於高紐、武衛自令披之給、

其趣、所奉祈武衛御運之願書也、不存謀曲之條、已以露顯之間、被加誅罰事、雖及御後悔、於今無益、云々、とあり、)又、十月十一日。(己酉、)及晩御臺所有御產氣。爲御祈禱。被立奉幣御使於近國宮社。上總一宮。(小權介良、)又、寬喜元年、十一月十日の條に。依去四日雷電。爲世上御祈。近國一宮。被立奉幣御使。上總國。足利五郎長氏等也。各被進神馬御劒等とも見ゆ。(さて此の邊今は長柄郡に隷ける由、房總志料に云へり、)○附は。(類聚名義抄に、附、屬、ツク、とあり、)記傳に云。ことつくるなり。萬葉廿に。常陸さし、行む雁もが、吾戀を。しるして都祁弖、妹に知せむ。古今集春の下に。吹風に、誂つくる、物ならば、此の一と本は、除よと云はまし。伊勢物語に。宇都の山に至りて云々。修行者遇たり云々。京に某人の御許にとて。書かきつく。(此のつくを、眞字本に、傳と書り、此れを告と心得るは、非なり、○玄道云、蜻蛉日記に、事つくる事無くて、源氏物語、明石の卷に、返る波につけて、文遣す、紅葉の賀の卷に、御ことつけ

聞え給ふ、枕草紙に、しさへなむ參る、ことつけやある、いつ參る等宣ふ、榮花物語、木綿四手の卷に、姫宮すゝみがきに、此いかにあての御許に奉らむと宣はすにつけても、郭公にやつけましと、あはれに御覽ぜらる〕等有る都久と同じ。さて。此處の趣は。豐玉毘賣。御自は本國に還り去り給ひしかども。御子を此國に遺置奉り賜へる故に。其を治養奉らしめむ爲に。御弟の玉依毘賣を。此度參せ賜。其の便に附托給へるなり。然れば。縁に因てと云は。其の便にと云意なるべし。〔又思ふに、因治養其御子之縁とは、豐玉毘賣戀しきに得忍給はざれども、既に訣別て、海坂を塞て還り坐る上は、又立廻て逢奉り賜ふべきにも非るが故に御子を治養奉る爲と云ひ成て、其を縁にして、玉依毘賣を遣て、歌を獻り給ふにも有らむか、若其意ならば其の御子袁治養奉流袁余斯爾志豆と訓べし　萬葉十一に、久方乃、雨毛零奴可、其乎因將爲、と有ると同じ詞なり、然れども猶初めに云るに依なべし〕書紀一書に。是後豐玉姫。聞二其兒端正一。心甚憐重。欲二復歸一養一於義不可

〔○玄道云、葦牙に、初めかきまみ賜ひし事を、恨み坐して、人遣ならず、自ら本地に歸り坐して、今更に參出賜はむ事、有るまじき事と思ほすぞ、眞の心なる、產靈大神の御靈賜りて生るゝ者の心は、後世迄も然なり、と註り〕故遣二女弟玉依姫一以來。養者也。于時豐玉姫命。〔○玄道云、一に令と作り〕寄二〔○又云、一に依と作り〕玉依姫一而奉報歌曰。阿軻娜磨廼云々と有るは。古事記の趣と近し。〔但し古事記に、不レ忍二戀心一と有るは、夫君を思したるにて、御子を戀ひ給ふには非れば、是は異なり、猶此の事は、下に論ふべし、又御歌の贈答の、反さまなる事も、下に云べし、又彼の紀には、上に豐玉姫將二女弟玉依姫一來到と有れば、玉依姫は、初めにも、御妹と共に來坐るなり、然れば御姉の返り去り座しゝ時に、又共に返り去り坐しけむを、今又更に參らせ給へるなるべし、○玄道云、和歌童蒙抄に、天孫の歌を詠みて、豐玉姫のおとゝ玉依姫につけて、遣給ひつ、と有るは、此を取違へつるなり、〕但し古事記には。玉依毘賣。初めに御姉と諸共に來坐しゝ事は

見えざれば。此の度始めて參らせ賜ふと聞えたり。斯て此處にも。正しく來坐る由は見えざれども。其は自然聞えて明し。又書紀本書に。豐玉姫將ニ其弟玉依姫一來到。一書に。留ニ其女弟玉依姫一。持ニ養兒一、等有るも。初めより將て來坐し、趣なり。又一書に。一云。置ニ兒於波瀲一者非也。(○玄道云、師說に、山陰に、此八字は、後人の加へたる文なるべし、斯樣に云るは例無き事なりと云れしは、今本に非也をアシと訓る故に、ふと思ひ誤られたるなり、今は古本の訓に從とて、美古袁那藝佐爾於伎麻都流波、阿良自、登能理多麻比氏と訓まれたり、斯ては、初めは波瀲に置奉るを惡と爲賜ひて、一度は海中に牽奉り坐しゝを、其れ將恐しと悔賜へる由にて、能く前後照應めり〕豐玉姫命自抱而去。久之曰ニ天孫之胤。不レ宜置ニ此海中一。乃使ニ玉依姫持之一、送出焉。と有るも。一つの傳へなり。〇獻歌之とは。同云。當時文字は無ければ。後の世の。物に書て。其を献る如くには非ず。只御口傳に奏賜ふを云なり。(○玄道神世に文字有りし事、師の君の委く考へ明されし

如くなれば、かゝる辨も、今は益無き說になむ、古事記朝倉宮段に、天皇河內に坐て、若日下部王を婚に幸行る條に、行ニ立其山之坂上一、歌曰、云々即令レ持ニ此歌一、而返使也。と有るをも考へ合すべし〕〇其歌云は。同云。其歌曰を。賀茂翁は。曾能(美)宇多と訓て。曰の字は讀まれざりき。是れぞ皇國の物言ひなる。(曰の字は、只漢文の例に書るのみなり、讀むべきに非ず)〇阿加陀麻波は。同云赤玉者なり。(此れを契沖が、海底の珊瑚なりと云るは、事限りて惡し、只赤き玉なり、又書紀の注に、明玉としたるも惡し、古事記にては、殊に白玉に對へたるに叶はず、又吾玉と見て、葺不合命の御事と云る等は、殊に非說なり、○玄道云、類聚名義抄に、瓊赤玉、タマ、璧、玉、タマ、醫家千字文に、琥珀珊瑚をタマと訓、口訣、纂疏共に、此を明珠としたり、槻の落葉に云、此赤玉は下の白玉のと有るに掛合せたり〕〇袁佐閇比加禮杼は。同云。緒副雖光なり。貫る緒迄映て光照を云て。玉の甚美麗き由なり。(○玄道云、袁は上第九十八段に。多知賀遠母、とあり、神功皇后紀に、抽ニ取

裳糸爲ㇾ縚、新撰字鏡に、伎、毛乃乃阿美乎、萬葉集二の卷に「東人の、荷前の筥の、荷のをにも、妹が心に、のりにけるかも、又七に「てるさつが、手にまきふるす、玉もがも、其の緒はかへて、吾玉にせむ、又十六に「住吉の、津守網引の、うけの緒の、浮れか行む、戀つゝ有らずは、伊勢家集に「朝まだき、いそぎ引くらむ、けふのをに、心長さを、比てしがな、又棚機の、細きをゝして、比れば、心の方や、先づは絶えせむ、新千載集に、「獨ぬる、床朽ちめやも、あやむしろ、をに成る迄も、君をし待たむ、新撰六帖に「鱸つる、竿の撓の、ををよわみ、波の便りに、寄せてこそひけ、と見え、比加理は、上第九十五段に、神光と見え、後撰集に「光りに人の、逢はざらめやは、竹取物語に、もと光る竹なむ、挾衣物語に、ひかりと思ひ給へるに、源氏物語、手習の卷に、最覺えず憘き、山里のひかり、と明け暮れ見奉りつる物を、桐壺の卷に、目も見え侍らぬに、畏き仰事をいかりにてなむ、とて見給ふ、葵の卷に、一所の御ひかりには押しけたれためり、玉葛の卷に、今少しひかりみせむや、柏木の卷に、甚まばゆく所思るは、げに異なる御ひかりなるべし、榊の卷に、光りて、螢の卷に、遽にかくけちえむに光れるに、等見ゆ、）〇斯良多麻能は。同云。白玉之なり。下に。如きと云言を添へて意得べし（此の格古歌に常多し）以上三句。書紀には。阿輌娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐とあり。（〇玄道云、和名抄に、日本紀私記云、眞珠、之良太麻、類聚名義抄に、白玉、シラタマ、珠、タマ、シラタマ、眞珠、シラタマ、水玉、水トルタマ、月珠、同じ瑒璲、ヒトルタマ、神名式、伊豆國田方郡に、鮑玉白珠比咩命神社と申すあり）〇岐美何余曾比斯は。同云。君之儀しにて。君は。夫君穗々手見命を申し給へるなり。斯は助辭なり。（〇玄道云、余曾比は、上第九十九段に、登理與曾比と出、天武天皇紀に、僧尼等の威儀、萬葉集十二に「夢に見て、衣をとりき、よそふまに、妹が使ぞ、さきだちにけり、十四に「水鳥のたゝむよそひに、妹のらに、物言はずきにて、思ひかねつも、二十に、なには津に、よそひ／＼て、けふのひや、いでゝ

罷らむ、みる母無しに、空穂物語に、翁のたべむ物の初ほ毎に、取りよそひしは、源氏物語、夕顔の巻に、御車入れさせて、西の對にお座等よそふ程、明石の巻に、御舟よそひ参れるなり、桐壺の巻に、からめいたるよそひは、うるはしうこそ有りけめ、帚木の巻に、萬の御よそひ何くれと珍しき狀に、末摘花の巻に、猶若やかなる女の御よそひにはにげなう、須磨の巻に、殊更によそひも無く事そぎて」又、よそほひの事も、同物語少女の巻に、中宮のよそほひことにて参り給へるに、若菜の巻に、各々挑ましく盡くしたるよそほひ等、夫木集に「たをやめの、かざる朝日の、よそほひに、先づ明けて見る玉櫛笥かな、堀河後百首に「望月の、山のは出る、よそほひに、かねてもひかる、秋の空かな、玉葉集に、月又雲をおびて向ひの嶺に隱れなむとするよそほひ、等見ゆ、さて通證に、萬葉集に云、朝戸出之、君之儀乎、とあり、或は儀を須賀多とも訓めり」○名布斗久阿理祁理は○同云」貴有けりなり○此の貴は」上に益二我王一而甚貴と有ると同くて○美く好を云へる事○彼處

(○玄道云、上第百五十三段に引きたり、)に云るが如し」萬葉六に○貴吾君等あり○一首の意は○赤玉は○緒さへ光りて○最美好けれども○其よりも○白玉の如くなる君が御光儀ぞ○猶益て美き○と云て○戀慕奉る御情を述賜へるなり○人を玉に譬へたるは○萬葉七に○奥津波、部都藻纏持、依來十方○君爾益有、玉將縁八方○廿に○都久比夜波、須具波由氣等毛、阿母志々可○多麻乃須我多波、和須例西奈布母○(○玄道云、萬葉集なる家持卿の歌に、朝爾食爾、欲見、其玉乎、如何爲鴨、從手不離有牟、又、湯原王の、草枕、客者嬬者、雖率有、匣内之、珠社所思、又駿河麻呂卿の、一日爾波、千重浪敷爾、雖念、奈何其玉之、手二卷難寸、又或人の歌に、人言之、繁比、玉有者、手爾卷以、不戀有益雄、等見え、催馬樂の歌にも、大宮之、小小舍人、玉爾也手々爾夜、等猶あまた賦るを、萬葉なるは、直に其の人に比へたるにて、聊か旨は異なれど、よき人を玉に譬へたる事は能く似たり、)白玉に譬へたるは○書紀武烈天皇の卷○影媛に贈賜御歌に○擧騰我瀰爾、枳謂屢箇皚

比謎、拖摩儺羅麼、婀我裒屢拖摩能、婀波縻之羅陀魔、萬葉十九に、白玉之、見我保之君乎、(此の外にも猶多し)等有る如く。色々の玉の中に。白玉は殊に勝たる故に。赤玉に對て。譬へ賜へるなり。(或說に、三四の句を、天子は白玉を佩び賜ふ、其の御裝束を云と云るは、惡し、須賀多等は云はずして、余曾比と有るは、其意かと思ふ人も有るべけれど、然らず、余曾比即ち光儀なり、縱裝束其の意にもあれ、白玉を佩賜へるを云には非ず、其にても猶、白玉は譬へなり、さて此の御歌、書紀の趣は、白玉に譬へずして、直に君の儀を、赤玉に對へて詠給へり、さて彼の紀にて、聞其兒端正、心甚憐重云々、と有るに依りて、或說に、君がよそひを、豈不合命の御事なりと云り、然れども御歌の狀、然は聞えず、決く夫君を戀ひ奉りて、詠賜へる趣なれば、聞其兒云々と有る詞と歌と、相叶はず、如何とぞ思ふ」玄道云、佛足石歌に。多布止可理家利。末太志可利家利。多布刀久毛阿留可。(纂疏に、詩云、言念君子、溫其如玉、又云、其人如玉、記云、君子比德於玉とも見ゆ。

○一傳云、(此は書紀の一書に取られたり、)○阿加陀麻廼は、華牙に云、赤玉之なり。○比加理波阿理登は。纂疏に云、有光也○比登波伊閇杼は。同云。人則雖言也。(華牙に、赤玉の光は美く有りと人は云へどもなり、神代の人は、神なる事、申も更なり、と云へり、さて師翁の、此の御歌も、大御光の、甚かりしを賦せ賜へるならむ、と說れたり)○伎美賀余曾比斯は。同云。言君之威儀也。○多布斗久阿理祁理は。同云。言尊嚴也」玄道云。貴く有りけりにて。(顯昭註に、師說云、明に光る玉也、其心は赤く光有る玉あり、と世人は云へども、猶君が裝はまさりて貴しとなり、とあり此僅に一二葉の殘編を、京にて得たるを擧げつるなり、此の書の事、明月記、建永二年、五月廿日の條に、顯昭付家長進日本紀歌注、望申法橋不知其由、日本紀者、我朝之國史、尤可重、若可有其沙汰者、大臣公卿官外記尤可奉行歟、非法師撰進之仁歟と見ゆ、)口訣に。明玉不如尊之容貌也。(纂疏には、一首の意、謂珠玉雖有光、未足比君王之德、蓋思念之情、見于辭也、)

葦牙に。一首の意は。赤玉の光、甚美好かりと人皆は云へども。君が御光儀は。其れよりも尚益てめでたしと云て。其御光儀を戀慕ひ奉る意なり。と云り。(槻の落葉には、猶此を、吾珠之にて、蒿不合尊をさして、御母の詔へるなりとて、聞二其兒端正一と有るに當れり、又加は清音ぞとて、岐美何余曾比斯。又續日本紀宣命に、天皇何大命、萬葉卷の一に、伊良虞荷四間乃と有るを引き、其御兒を玉に比べ賜へるは同五に、戀二男子名古日一歌に、白玉之、吾兒古日者、と云へるに同じ、又光者有登は、御兒の端正に譬へ賜へるにて、御兒の端正玉の光の有りと聞かして、あかず戀しみ思せ共、猶其の玉にも勝りて、君の御貌の貴くめでたかりけるは、え忘れ奉らぬ、と詔へる意なり、とも說り。此は原、谷重遠の鹽土傳の說なれど、小山田與淸も說へる如く、例の信け難き說なり、夫木集に、顯輔、(今更に、行く方も知らぬ、我が戀は、豐玉姫の、心ちこそすれ、兼邦百首に、「恨めども、さすが別れや、思ひけむ、荒きなぎさの、波のたちゐに、)○日子遲は。記傳に云。上に出たり。此も穗々手見命を申せるなり。○答給之御歌云は。古事記に。答歌曰とある、傳に云 許多閉賜祁流美宇多と訓べし。○意伎都登理は。同云。奥都鳥なり。奥に住む鳥を云て。鴨の枕詞なる事。野つ鳥雉。家つ鳥鷄。嶋つ鳥鵜等の例の如し。(○玄道云、口訣にも澳津鳥として、爲レ云レ鴨也、と云ひ纂疏に、鴨之發語也、とあり。)猶冠辭考に委し。(○玄道云、厚顏抄に、萬葉集に、奥鳥 鴨云舟の、又奥鳥、味經の原等あり。或說に、加毛は水鳥の總稱にて、沖つ鳥は、鵜を云ふなるべしと、說るは甚しき妄說なり。)其の餘萬葉十一にも。奥爾住、鴨之浮宿之。十四に。於吉都麻可母。十五に。於伎爾奈都佐布。可母須良母。等もあり。○加毛度久斯麻邇は。同云。於二鴨著嶋一なり。(○玄道云、鴨は和名抄、揚氏漢語抄云、鳧、鷖、烏兮反、水鳥也和名加毛、又鴨、漢語抄云、多加閉、類聚名義抄に、鴨、鴨、カモ、鶩タカヘ、カモ、鳧、カモ、タカヘ、新撰字鏡に、鴨、鴒、鴨、同於甲反、加毛、又、鳧、太加戸、萬葉集一に、「葦べ行、鴨の羽がひに、霜降て、寒き夕べは和し思ゆ、十

[illegible]に、麻乎其母能、布能未知可久氐、安波奈敝波、於吉都麻可母能、奈氣伎曾安我須流、又、水久君野爾、可母能波抱能須、兒呂我宇倍爾、許等於呂波敝而、伊麻太宿奈布母、又安之能葉爾、由布宜利多知氐、可母我鳴乃、左牟伎由布敝思、奈乎波思奴波牟、拾遺集に「霜置かぬ、袖だにさゆる、冬の夜は、かものうはげを、思ひこそやれ、新後拾遺集に「置く霜を、拂ひかねてや、靑ばなる、かものはがひも、色變はるらむ、夫木集に「み草ゐる、入江に馴るゝうきかもの、安からぬ世は、思ひ知りにき、又「朝氷、解けもやすると、こやの池、葦間を馴るゝ、鴨の群鳥、又「あしかもの、寄るべのみぎは、つららゐて、浮きねを移す、沖の月影、又「あし鴨の、浮きねよいかに、波枕、穎む入江の、まのゝ浦風、新撰六帖に「世にふれば、鴨の水搔き、安からず、下の思ひは、我れぞ苦しき、又「霜の衣、氷の床に、夜をかさね、寒さたへたり、池の鴨鳥、等見え、又鴨と云事は、上第百十七段、第百二十段等に出たり、玉勝間に、田中道麻呂が說とて、鴨に大方四種あり、第一大きなるをまかもと云ひ次に大きなるを言だりと云ひ、次をあぢと云ひ、最小きを高部と云ふ、皆同じ鴨にて、惟形の大き小きに依て名の異るなり、あぢ高べ等萬葉の歌に詠めり、又あいさと云ふ一種あり、此は鴨の類ながら聊異なり、萬葉七の歌に、あきさとある、此の物を云ふとあり）著を度久と云る例は。上（傳十六の十のひら）に底度久御魂とあり。（〇玄道云、上第百四十二段に出たり）度。書紀には豆とあり。此れに依りて、古事記の度をも、ヅと讀むは非なり、古事記には、一字を二音に通はし用ひたる假字の例なし、度はドの假字にのみ用ひたり）度と豆と通へる例。多杼伎多豆伎等の如し。さて此の著は淸む音なるべき處なるに。度も豆も濁る音なるは。古の音便にて。かゝる例多し。さて著は。寄と云むに同じ（船等の寄をも、著と云り、又手着と手寄と同きをも思へ）島は。海神宮を指して詔ふなり。斯て鴨着と云迄は。只島と云名に係て連たる。序のみなり。此の海神宮に。鴨の寄と云には非ず。（或說に、萬葉に、奥鳥、鴨云船と有るを引て、此の鴨も、船を詠給

へるにて、島は、彼の無目堅間の小船の着たりし島なりと云るは、由有りげに聞ゆれども非なり、上代に、船を只に鴨とのみ云が如き事は、有る事なし、○玄道云、槻の落葉に、此を於二神就島一として、沖つ島は、唯鴨に係る發語のみにして、加毛豆久とは、神々しきを云ふ言にて、神就くなり、神を加毛と云ば、高鴨八重事代主神とある鴨は神なり、加牟とも加毛とも通はし云ふ例なり、豆久とは、みづく、しづく、三諸づく、天降づく等の就にて、元は着の意より出たるべけれど、此は只添たるばかりの辭にて、今の言に、きらつく、あはつく等云ふ都久にて、其をきら〳〵しとも、あは〳〵しとも云へば、かもづくはかう〴〵しなるを知るべし、と說るも、はた棄難し、又同書に己始め思けるは、萬葉三に、水鴨成、二人雙居、とある意にて、先鴨着と歌ひ出て、其の鴨の如く朕が牽寐しとは詔へるなるべく、萬葉卷の七に、志長鳥、居名野と連けたるも、牽寐の意なれば、同意の意ぞと思へりしは、後の世意なり、とも說り、居名野の說も信難し、或人も、此を幽豆久の

義として、萬葉に、秋豆久老豆久等の豆久にて、海神宮を幽冥に近き島と詔ふなりと云るもいかが、此れ幽冥に近きのみか、大幽冥なるをや）さて海の底に在る海神宮をしも。島と詠賜へるは。海路を經て到る處なる故に。海表に在る尋常の島准へて詔へるなり。（此の島を、所謂可怜小汀なりと、契沖が云るは、似つかはしくは聞ゆれど、非なり、こは彼の小汀に關る事には非ず、又或人、此の御歌に島と詠給へるを以て、海神宮も、一つの島なりと云ふ證にしたるも、實に然る事の如聞ゆめれど、猶然には非ず、志麻とは、必しも尋常の、海の上に在る島を云のみには非ず、周に界限の有て、一區なる處を云ふ名なる事、國號考に委く云るが如し。又或人の云く、今薩摩國江居郡（玄道按に頴娃郡の訛なるべし。）海門村に、海童神社あり、海門の後なる山を、今も鴨つく島と云り、神代紀に海宮と云るは、此の海門山の事なりと云も、例の信られぬ事なり、今も鴨つく島と云とは、後の世の人の、此の御歌に依りて、造り設けたる名とこそ聞えたれ、さる類、何處にも有る事

ぞかし、〇玄道云、口訣に、鳧寄島也、以ニ遙龍宮ニ准ニ遠島ニと云ひ、纂疏にも、鴨來着島嶼として、言鴨鳥所ニ來居ニ之島、以レ是比ニ海宮ニ也、とも注され、襯の落葉にも、海底に在る島に比らべて、斯詠み坐せる由をも、又或人の疑ひて、神代には、海底には行通ひ賜へりしを、豐玉姬命の御誓言より、海陸の通ひは絶たりとある、古傳の趣は、然るめるを、夫より前に、潮滿珠を以て火酢芹命を惱苦し賜へりしは、海底にさへ行通ひ賜へる神の御上に、潮に溺れ賜ふべき理無れば、凡て神代の傳は、いと〱不審と云り、此ぞ例の漢意の除らぬ癖なる、海底に行通ふも、潮に溺らし賜ふも、皆彼の神の御所爲なれば、其の時さるべき理や有けむ、かにかく人の智もて、神の御上は量知べきならぬをや、とも說る、實さる論なり、東鑑、承久四年、四月二十六日の條に、近日、前濱腰越等浦々死鴨寄來、と云事見ゆ、又大隅名勝考に、種子島に傳る小說を擧て、昔伊弉諾伊弉冉尊、洲國を生給ひ、最初に、種子島を生給ふ、其の後に彥火々出見尊、龜に乘龍宮城に御幸し、龍宮の姬

宮玉依姬命ニ是は豐玉姬を誤れるなり、ニに契をこめ、二旬に及ぶ迄歸り給はざりければ、陰神ニ是は彥火々出見尊の初后の事なるべしニ歎き戀て、夫神を尋ねて、此の島に來給へる時の歌にニ誓路に、跡はつきにき、足引の、龜の尾の上に、名もたゝるべく、此の後夫神龍宮より五穀の種子を求、此島に來り給ひ、田を耕し收め植蒔事を敎給ふ、故に島の名を種子島と云ふ、是吾國耕收の始なりとぞ、又二神民草を衿、耕植の道を敎賜ふ事の辱さを、後の人仰ぎ奉りて詠る歌 七種を、十種に分て、種子の島、波の上にも、神は蒔けり、と見ゆ、大方云にも足らぬ事ながら、龜に駁て龍宮に幸行と云は浮木の事を訛り穀種を授賜ふと云るは、正傳なるべければ、事の因になむ。〇和賀韋泥斯は。同云。契沖云。我率寢しなり。書紀なる謂を古事記には韋、濱支弌には爲と書り。伊以等と同じからざれば。只す宛しには非ず。妹を率て寢たりしなり。古事記。雄略天皇御歌に。多斯爾波韋泥受。又和加々閉爾、韋泥弖麻斯母能 萬葉十四に。伊伎豆久伎乎。爲禰弖夜良佐禰、又

安麻多欲母、爲禰豆己麻思乎。同十六に。橘、寺之長屋爾、吾率宿之。皆率て寢なりと云り。猶遠飛鳥宮段の歌にも。多志陀志爾、韋泥豆牟能知波とあり。(只寢をも、伊泥と云へど其は伊の假字にて、異なり、思ひ混べからず。)凡て率とは。身に副附るを云て。(ゐてゆくは、身に副て行くなり、ひきゐは引き從て身に副るなり。)率寢は。身に副附て寢なり。孝德天皇紀の歌に。陀廙毘預俱、陀廙陛屢伊慕乎、多例柯威爾鷄武。(誰か率にけむなり、○玄道云、上第六十五段に、師其子五十猛神、又第八十段に、率往、率來、又第八十八段に、率來坐、第百三十五段に、率諸部神等見え、伊勢物語に、芥川と云川をゐていきければ、又昔男、いせの國にゐて行て有らむと云ければ、空穗物語に、え兇おはしまさぬ者ならば、諸越にゐておはしましね、源氏物語に、右大辨の子の樣に、思はせて、ゐて奉る、又五六日有て、此子率て參れり、又京に御車ゐて參るべく、人走らせ給ひつ、又かく人異なる事無き人ゐておはして、又あなたへゐておはせ、又何樣にして、京にゐて奉りて、

更科日記に、いづら猫は、こちゐてこと有るに)ともあり。○伊毛波和須禮士は。同云。妹をば不忘なり。妹とは。豐玉毘賣命を指して詔ふなり。禮を書紀には。邏とあり。(濱成歌式に出せるには、古事記と同く。禮とあり、書紀纂疏に、不可得忘也、と注せられたるは、邏と有るを、忘られじの意に見給へる物にて、誤なり、邏にても、意は忘れじなり。又契冲が禮と邏とを、五音の通ひなりと云るも、精からず、凡て斯言の活處は、五音の轉用、定まれる格有りて、漫には通はし云ふ物に非ず、其の轉用に從て、意も轉者なればなり。○然れば、忘れじを、忘らじと云も、通音の故には非ず、別に一つの活用にて常に、わすれ、わする、わするゝ、と活用格には非ずわすらむ、わすり、わする、等活用格なり、古へはさる例あり、隱も、常には、かくれ、かくる、かくるゝ、と活用を、古へはかくらむ、かくり、かくる、等多く云り、此れらと同じ、後の世にも、一つ言の二種に活用例、有る事なり、又六帖に、此の御歌を、わぎもこと云題の處に出して、此の句を、わ

すれずとせり。そは終の句を、世の事毎にの意と見たる故に、士を受に改めたるなるべし、ひがことなり、）玄道云（かく慇懃に說諭れしを槻の落葉に、禮を邇に通はし云ふ說るは、何なる心ぞも、）齊明天皇紀に、倭須羅庾麻旨珥。萬葉集（十四）に、阿我於毛乃、和須禮牟之太波　又、於毛可多能、和須禮牟之太波　又相模禰乃、乎美禰見所久思、和須禮久流　又、和須良延許波古曾　又、安乎和須良須奈　又、伎美波和須良酒　和禮和須流禮夜　又。和須禮婆勢奈那　又（五に、）和周良志奈牟迦とも　和周良延爾家利　又（二十に、）和須良由麻之目等甚多し　〇余能許登碁登邇は。記傳に云、契沖云く、世の盡になり。（〇玄道云、卜部抄にも。盡也。とは云へり、）世の限りの意なり、萬葉廿に、多知之奈布、伎美我須我多乎、和須禮受波　與能可藝里爾夜、故非和多里奈無、此の意に同じと云り。（事々事毎等の意とするは、非なり、さて盡てふ言は、常に數有る物を、一つも遺ぬ事にのみ云て、如此き限りの意に云るは、珍きに似たれど、）萬葉二に、夜者毛、夜之盡。晝者母。日之盡。（此の二つの盡の字、いろ〳〵異樣に訓めれど、皆非なり、此の御歌と相照して、コト〴〵と訓べき事決し。）十七に、久奴知許登其等、夜麻波之母、之自爾安禮登母　（此ら、夜の限、晝の限り、國内の限りに、と云意なり、）貫之集に。櫻花、散らぬ松にも、效なむ。色こと〴〵に、見つゝ世をへむ、是は色の有らむ限りと云意なれば。（此れを契冲が松と櫻と面々にと注したるは、ひがことなり、）此と正しく同じ。（〇玄道云、源氏物語、夢浮橋の卷に、こと〴〵にはとある、河海抄に、悉とある、宜し、と同翁說れ、又槻の落葉に、世の終迄もと云ふ意、萬葉卷の五に、許登許登波、斯奈々等思騰、と有るは、今は死むと思へどもと云意なるを思合せて知るべし、と說り、口訣纂疏共に、世之事々として、繋二世事一ともの意とも、蓋シ記二海宮可レ樂之事一とも、我所三共ニ謀二治世一事事。不レ可レ忘二豐玉姫内助一也、とも說り、皆甚じき非說なり、（さて余は。人の生涯を云世にて、御自の御齡なり。（右の萬葉廿なる、貫之集なるも同じ）凡て人の命の間を、世と云事。常多し。結

の邇。書紀には母とあり。六帖又濱成歌式に出せる等は。古事記と同じ。(邇と云るは、世の限り迄に、と云に同く、母と云るは、世の限迄も、と云に同じければ。何れにても同じ、○玄道云、或人の、余とは、竹葦の短き節の間をも云ひ、晝と晝との間をも云、夫婦の中をも、又生てより死る迄の間をも云ひ、千歳萬歳の際をも又天地の廣き間をも云、と説る、第一段なる師説に合り。通證に、此述二合歡之舊一、以明二綢繆之志一、寄二索居之想一、以慰二怨恨之情一也、と注、葦牙に、御歌の意は、既に海神宮に幸坐しゝ時、身に副てねし妹をば、今海陸隔て居りとも、世に在る限り迄も、暫も忘るゝ事有らじ、と詠み賜へるなり、と云り、萬葉集十七に、海處女、潜取云、忘貝、代二毛不レ忘、妹之光儀者、とある、此の御歌に似たり。)さて右の二首歌。書紀には。豐玉姫云々。言訖乃渉レ海徑去。于レ時彦火々出見尊。乃歌之曰。飫企都鄧利云々。是後豐玉姫云々。寄二玉依姫一。而奉報歌曰。阿軻娜麿廼云々。凡此の贈答二首號二曰擧歌一と有りて。古事記と。贈答反樣に相換り。何れにても通ゆる中に。御歌の狀を思ふに。古事記の方。やゝ勝り(谷川氏、古事記の方を、非二陰陽唱和之義一と云るは、例の漢意、いと〳〵うるさくなむ、○玄道云、實にかゝるに因て、此方を採れり、と徵に云れたり。)又一書に。初め豐玉姫別去時。恨言既切。故火折尊。知二其不可復會一。乃有贈歌。已見レ上と有りて。豐玉姫の答歌の事なき。此れも一つの傳へなり。(但し已見レ上と云に、答歌をも籠たるにても有るべし。)○號二此二首一曰二擧歌一は(徵に云、此は書紀第三の一書に依れり。)古能布多宇多袁阿宜宇多登伊布と訓べし。古事記。遠飛鳥宮段に。上歌とある。傳に云。書紀神代卷にも飫企都鄧利。云々。阿軻娜麿廼。云々。凡此贈答二首號二曰擧歌一。と見え。神樂採物歌に。諸擧と云あり。上に後擧歌と云あり。下に片下と云あり。此らを相對へて思ふに。皆其歌ひ樣音振に依て負たる名なり。(然るを彼の神代の擧歌の注に、纂疏に、可二擧而唱一之歌也等有るは、推當の妄説なり、又梁塵愚案抄に、諸擧の注に、歌の節なり、と有るは、さも有るべきを、次に第一句を略して、第二句を三

重て歌ふを云り、と有るは心得ず、○玄道云、某振ちふ由は、既く上第百十二段、夷振とある條に、委く釋れしが如く、樂府にて別ち云へる名目なるを、或說に、此の擧歌、又志良宜歌、宇岐歌、志都歌、讀歌、片下等の類は、曲に因て名付けしなり、夷振、宮人振、天田振等は、詞に因り、難波曲、倭部曲、淺茅原曲、廣瀨曲、八裳刺曲、近江振、水莖振、しはつ山振は、風俗により、天語歌、思國歌、本岐歌等は、意義により、竈殿歌、酒殿歌は、事に因り、國栖歌、來目歌等は人に因り、片歌、諸歌等は、詞の長短に因て名付けしなり、又樂府とは、天朝の樂官にて、大歌所。雅樂寮の二つ有りて、大歌所は、西宮記に、在圖書寮東、新嘗時供奉、有親王大納言非參議六位別當琴師、歌師、案主、拾芥抄には、在圖書寮上西門內、と云ひ、政事要略、十一月辰日節會の條に、召大歌所別當、件別當、或親王、或納言以上、故其日詞不同、と見えて、此にては音樂のみを專とせられ、雅樂寮は、上代の神樂を始めて、久米舞。國栖舞、立出儛、小墾田舞、倭舞、駿河舞、飛驒舞は云も更にて、四夷樂をも總て、音曲舞樂の事を掌り、又內教坊とて、宮女の歌儛所も有し等委く攷へ記せるが如し、）○高千穗宮は、同云、白檮原宮段の初めにも、坐高千穗宮而云々と有れば、彼の御世迄御世御世、此の宮に坐し坐しゝなり、抑邇々藝命、天降坐て、初めて笠沙之御崎に宮敷坐りし事、上に見えたる如くなれば、此の高千穗宮と申すも、即ち彼の笠沙御崎なる宮なるべく思はるゝを、又よく思ふに、高千穗と云名、又御陵も、其高千穗山の西に在りと有れば、此の宮は、彼の笠沙御崎なるとは、別にして、（笠沙御崎は、必ず薩摩國なるべき事、上に云るが如し、然れば、其の地ならむには、高千穗宮とは云べからず、彼山よりやゝ遠ければなり、）大隅國にて、高千穗山に近き地とこそ聞えたれ、（薩摩國人の云く、火々出見尊の宮は、大隅國桑原郡、宮內と云是れなり、神名式に、同郡なる鹿兒島神社も、此の尊を祭れり、今は正八幡宮と申す、と云り、桑原郡は、高千穗山に近き域にや、猶能く地理を尋ぬべし、○玄道云、此宮の事は、上第百五十八段

にも申しゝを、大隅名勝考に、井上氏が藏る正宮傳記を引て、鹿兒島神社者、神武天皇の御創建也、源清東藏舊記曰、此處は即彥火々出見尊大宮を建て都し給へる舊址にて、其舊址は今の石體宮是也。正宮社家傳曰、石體宮は、彥火々出見尊の山陵と申傳ふ、今の正宮は和銅元年御建立にて、其以前は石體宮の地即宮床なり、又曰、鹿兒島とは、今の宮内の事と云ひ傳ふ、日當山と云ひ、朝日峯等稱ふ地名、及宮内とも内村とも唱へ、正宮と申奉る等は、即皇居の稱に相近く、其證據を得たるなるべし、「社家の說に、尊の山陵なりと申しは訛傳なり、又正宮の正を、本正の八幡とせるは俗說なり、八幡と申に正と假との二有るべからず、」此に出て觀れば、皇孫尊既に崩御し給ひし後、火々出見尊、此の宮内に御座ましたるを、海宮遊行の後に日向の地に遷都坐々て、此の地は兄火闌降命に賜はりしに依りて、後々迄火闌降命の子孫は、大隅薩摩の間を領知なるべし、さて此鹿兒島神社は、七度炎上に及ぶ故、後世今の山上に遷宮なし奉ると云、又社記に曰、貞和五年、己丑、即南朝正平四年」、二月十八日、正八幡宮火、應永十四年、丁亥、造營、後花園天皇、久安（誤アルカ）四年、丁卯正八幡宮又火、長祿元年、丁丑、造營　後柏原天皇、大永七年、丁亥、十一月廿八日、正八幡宮罹兵火、神寶等盡煨燼となる、天文廿年、辛亥、大中侯、日秀上人に命じ給ひて、正八幡宮新建の斧始あり、又知定坊の寺主に命じて上京せしめ、神像を彫刻し、正親町天皇の叡覽に入れ奉り、綸旨を賜て、永祿二年、庚申、十二月十三日、新建の宮に遷座の規式、音樂あり「此の事三州擾亂記にも見えたり、」又神寶の中に、潮滿珠潮干珠とて兩顆あり、潮滿玉は蒼色にて、潮干玉は白色なり、大は鷄卵より微太し、是れ出見尊海宮より授り給へる所なり、と云ひ傳ふ、ともあり、さて右の說は、海宮より還幸して、更に日向に遷り賜ひけむと云へれど、こは下に擧る纂考の說の如くなるべし、又東鑑に、建仁四年、十月十七日丙午、大隅國正八幡宮寺訴申事、被經沙汰、是故右幕下御時、掃部頭入道寂忍、爲正宮地頭之處宮寺依申子細、被停止其儀訖、其後又三箇所被補

三人地頭二之間、造宮之功、難レ成之由云、仍今日所レ止二彼地頭職等一也、帖作（佐の誤か、）鄕地頭、肥後坊良西、荒田庄地頭山北六郎種賴、篤得名地頭、馬部入道淨覺云、廣口朝臣奉二行之一、ともあり、又御湯殿上日記、天文十五年、九月十一日の條に、大隅國より八幡を勸請申すとて、神體を作りていくして、九たいけたへ「天らんの誤か、」に入るゝ、と有も、右社記に知定坊寺主に云々とある時の事なるべし、南浦文集に、大隅故州、國分新府、路通二日向一、地接二薩摩一、襟二清水一而帶二大津一云々、若夫八幡正宮之在二乾門一也、有二護國靈驗之名一、霧島權現之在二艮闕一也、有二安住不動之勢一、又瞻仰隅州正八幡、暮春祭祀薦二蘋蘩一、又、八幡祭會暮春天、多少商人來往遄、又、多歲昇レ山又幾回、祭儀大餠八千枚、又、八幡祭禮暮春和、人自二東西一參詣多、等の句を見て其の御祭を知べし、又其の境内に宮を守る者數人あり、中に祝に綾助秀と云人、時の宿老たりしが、五畿七道の名山佳境を周遊せる事をも載せり、又彼宮の別記に、正實殿、慶長六年、辛丑、十二月、吾國君藤原朝臣義久、有二造替一、寶曆元年未秋、寶殿解毀、寶曆五乙亥、寶殿造替初、十二月朔午刻、寶殿棟上、六金丙午、四月六日御遷宮、又寶曆癸酉より丙子年迄、社山に杉樹十萬を、後世新殿爲二修理一植レ之、此は重年朝臣の時の事、とも記せり、又名勝考に、贈於郡てふ地は、廣く日隅薩かけて稱しなりさて今の姶羅郡柁木等も、舊は鹿兒島神社の敷地にて、每歲八月十五日、正宮濱下りには、柁木の海邊に神輿を守下したる程に、今も柁木段土村に正宮の旅宮有りて、八月十五日每に、往昔神幸の式を執行ふ、所レ謂十五夜市とて、名たゝる市立有るも、昔正宮濱下の時の遺風とぞ、東鑑に、正宮領地頭の事を載て、帖佐鄕荒田庄とある荒田庄は、今鹿兒島郡の荒田村也、さらば鹿兒島と稱し方域は、今の桑原郡國分鄕より、鹿兒島郡荒田村迄の海邊の地を稱しと思はる、彼の彥火々出見尊海畔に行し吟ひ給ひし時、鹽土老翁、無間籠を造り、尊を納れ奉り、海宮に徹幸奉りしと云ふも、都て此間の分野に係りて、地名の鹿兒島も、社號の鹿兒島も共に籠の緣由にて出來つと云ふに符合ぬ、然るに、今

の鹿兒島郡てふ、方域は、鹿兒島郡府の地のみにて、吉田郷等も、天正十五年、始羅郡吉田を、鹿兒島郡に隷られし事等見えたり、是鹿兒島郡は、他郡に視ふに甚褊小なるに似たり、蓋昔は鹿兒島てふ方域は、最廣かりしを、其地を割て始羅と桑島との二郡を置て大隅國に隷けられしならむ、されば其より前に、鹿兒島てふ地は、其の艮の方囎唹郡と相接ぎて、今の大隅小村等も、猶鹿兒島境内にて有し故に、續紀に、化成三島と云へる小島の地をば、大隅薩摩の界とも、又鹿兒島信爾村の海等錄されたるなり、又正宮の原處、石體宮の地は、出見尊の宮址と申傳へ、其址に神社御建立あり、鹿兒島神社と號せられし等、皆昔時此の地の鹿兒島と稱し證にて、今猶宮内の村落に、籠山てふ地名も殘れり、信爾村は今詳ならず、或曰、國分小村に隣りし眞幸村にて、幸は箇の字の訛ならむと云へれど、此眞幸村は、本庚申講を爲しが村名に成りて、文字を眞幸と書爲し由なれば當らず、但古への一村は、其大さ今の一郷の如くなれば、信爾村は、當今の眞幸小村小濱等云へる邊ならむ、とも記せり、禰寢古文書なる、正嘉二年八月大府宣、太宰府在廳官人等、定補日向國眞幸院沙汰人職事と有ればかく書も稍古き事なり、）さて此の高千穗は。霧島山を云なり。（高千穗山の事、傳十五の七十の葉に委く云るが如く。其と思しき二つ有りて、何方とも決難き中に。此宮の名の高千穗は、必ず彼の霧島山なるべき事、御陵の在り處を以て知るべきなり、此の御陵の在り處の事は、下に云を考へ見べし、若し是れを日向の臼杵郡なる高千穗としては、御陵の在り所に叶はざるなり、さて此れに依て、つら〳〵思ふに神代の御典に、高千穗峯と有るは、二處にて、同じ名にて、彼の臼杵郡なるも、又霧島山も、共に其の山なるべし、其は皇孫命初めて天降坐しゝ時、先づ二つの内の、一方の高千穗峯に下着賜ひて、其れより、今一方の高千穗に、移幸しなるべし、其の次序は、何れが先き何が後なりけむ、知るべきに非ざれども、終に笠沙御崎に留給へりし、路次を以て思へば、初めに先づ降り着賜ひしは、臼杵郡なる高千穗山にて、其より霧島山に遷り坐して、

さて其山を下りて、空國を行去て、笠沙御崎には、到り坐しなるべし、かゝれば神代の高千穗と云し山は、此の二處なりけむを、此れも彼れも同じ名なりしから。古へより混て、一つの山の如語り傳へ來て、古事記にも書紀にも、然記されたるなるべし、さて然二處共に、同じ名をしも負たりしも、所以有りける事なるべし、○玄道云、上第百四十九段にも注る如く、已に霧島山なるべく所思て、別に高千穗越狙考と云ふ物に攷へ記せるを、後に彼の國の地理纂考を見れば、此にも然説りき、必ず披見るべし、）書紀に。襲之高千穗峰ともある。襲は大隅國なれば。是れ霧島山をも。高千穗と云し證なり。かゝれば。初め邇々藝命は。笠沙御崎なる宮に坐坐しゝを。穗々手見命に至りて。此の宮に遷り坐しゝにこそは有りけめ。玄道云。地理纂考に（此の宮蹟を委く考へ記して云、）都城の地は高千穗山の東南の麓にして。往古都島と云ひ。其中なる宮丸村を。神代皇居の跡なる由傳稱せり。按ふに。書紀古事記の趣。倶に皇孫尊高千穗峯に天降坐して。直に笠沙岬に幸坐しが如く聞えたれば。高千穗宮は彼方なりし如く思はるれど。然らず。そは如何と云ふに。古事記に。日子穗々手見命者。坐高千穗宮伍佰捌拾歲。と有るを思ふに始に高千穗宮の事無しては。斯の如く打任せて記すべきに非ざればなり。今實地に因りて考ふるに。笠沙岬は。高千穗山より西に距る事三十里に近ければ。其所なるを高千穗宮とは云べからず。（古事記傳、古史傳等に論有れど）暫く書紀古事記の趣を放れ。實地に就て考ふれば。瓊々杵尊天降り坐して始の大宮は。高千穗の東西の峯の間なる瀬多尾にて。後に都城の地に遷都有りけむ。然思ふ由は。續後紀に。日向國諸縣郡霧島峰神預官社と見えたる神社は。天孫降臨は云も更なり。此山上大宮の跡なる故に創建有りし事論なし。往古別當寺有りて。瀬多寺と云り。（其の蹟今も殘りて、觀請堂と云ひ不動の石像現存せりとも云、）又古事記に。故此甚吉地詔而。云々。と有ると相照して。瓊々杵尊の始の大宮は。笠沙岬に非ず。高千穗山なる事を思ひ明らむべし。かくてぞ。彼日子穗々手見命。坐坐高千穗宮云々とある文

も能く續て聞ゆ。然れば瓊々杵尊は、始高千穗の山上に坐し坐して。後に都城に遷都有りて。此處彥火々出見尊より。葺不合尊迄。次々大宮所なりけむ。抑都島。宮丸等云へるは。高千穗宮より出たる名なる事論なく。又都とは。宮所の約言にて皇居に限れる事は。書紀景行天皇の卷に。到豐前國長峽縣。興行宮而居。號其處曰京也。（和名抄に、豐前國、京師郡あり、此所なるべし。）と有るを思ふべし。島は、締の（里の）略にて。一村にもあれ。一郷にもあれ。一方限を云へるなり。締を島とのみ云る例は。書紀武烈天皇の御歌に。於彌能姑能、耶賦能之魔柯枳。とある。之魔柯枳は。締垣にて。都島の島と同義なり。さて當村に須久東神社有て。土人の傳說に。往古同村なる。城山の內に。鎮座有りしを。其所に城を築し時。遷坐有りて。（當城は、都城の領主、北郷讃岐守義久、永和元年築く處にして、慶長年中、伊集院源次郎忠眞謀反せし時の本城なり。）其城山を。神武天皇の皇居の蹟なる由云傳へたり。按に。神武天皇は。高原郷狹野にて御降誕有りて。御名をも狹野皇子と申奉り。御降誕の跡も。大宮の跡も。彼方に遺りたれば。城山なるは。其の以前の大宮なるを。誤り傳へたるにや有らむ。（高原は都城より北五里許にて、大宮の跡と云へる邊の總名を、今も狹野と稱り）今一處は、莊內郷安永村に。母智丘（絕項に、母智丘神社あり）と唱ふる岡あり。其岡の巽の麓に。高千穗宮の忍穗井と稱して。靈泉有りしが。今は水涸たれど。其跡に。每年齋垣を結替て。土人崇敬する事。世の常に勝れり。（此靈泉の涸ぬる由は、百年許以前に、此の里なる賤女、此水に浸して、衣を洗ひしかば、其夜一夜の間に涸果て、其の後は遂に出る事無しとぞ、其以前は、水勢甚盛りにして、如何なる旱魃にも、水減る事無かりしとぞ。）其地に古來より天下門と唱ふる地あり。此處に。天下天神と云小社有りて。土人阿母里天神と稱し。往古大社なりし由傳稱せり。按ふに。阿母里は天降。天神は則邇々藝命なる事疑ひなし。されば此高千穗の瀨多尾より。遷都有りし跡なるべし。此地高千穗の山下にて。地形もさるべき處なり。さて彼宮丸村は。大宮に就ての地

ならむに。其の蹟の異處なるは。今の如く。分界の定まりしは。後の世にて。往古は汎く係れりけむ。(かゝる神跡の、世に分明ならずなりにたるは此の地應永交明の頃より、慶長の始め迄、多年戰場なればなるべし、最淺ましからずや)又鹿兒島神社の古傳に。當社は。彦火々出見尊の皇居にして。其山陵は。近郷溝邊郷麓に在りて。(○玄道云、此は下に委く見ゆ)高千穗の西嶽より眞西にて。直徑一里許なり。其處に高屋神社も有りて。鹿兒島神社より。北三里なり。是に因て思ふに。當社は。神名帳に名神大と有りて。三國に比類無き大社なるは。尊の皇居なればなるべし。是に因て按ふに。彼の都島も。此の鹿兒島神社の地も。共に彦火々出見尊の皇居にて。初め都城なる皇孫尊の本宮に坐まし。海宮より還御の後。此方に遷都有りけむ。そは御陵の在所近く。又當社の東半里許に。隼人城有りて。火闌降命より始めて。世々隼人の居城なりと云へり。此所鹿兒島神社より。其の間の近きは。火闌降命。後に彦火々出見尊の聖德に服從有りて。紀に謂ゆる。不ㇾ離ニ天皇宮墻之傍。代ニ吠狗一而奉ㇾ事也とある。誓言に能く符合へり 此皇居を都城としては。山陵迄の里數十四五里にして。さる遠き處に葬奉るべきに非ざれば。彼坐ニ高千穗宮一伍佰捌拾歲とある大宮は。此處なるべし(此の地高千穗山より、直徑二里餘にて、西南の尾崎なれば、なほ高千穗宮と稱べきなり、實地を見て知るべし)と說り。(總て地理の事をし、他方より、かにかく押測り云ふは、盲人の象を評すと云ふ譬に似たれど、己が思依れるは、上代には、後世の遷都の如くには有らで、記傳の說に、遠天皇命等は、天下知着と、即皇太子と坐しゝ時の、大宮にて、御政聞召けむ、と有る如くにて、時々はから國に巡狩と云ふ心ばへにて、諸の國々に行幸て、其の行宮にも長く駐り坐しゝ事も有りけむ事、景行天皇、仲哀天皇、神功皇太后の御事は申すも更にて、天武天皇の、都城は一處に限らじ、必ず兩三處に作るべし、と詔ひ、孝德天皇の大坐しゝ難波宮の、離宮と爲て、久く傳はり、聖武天皇も、奈良宮に難波宮に、甕原宮に、紫香樂宮數處に宮敷坐る等を思ひ廻らしても、然推量奉

られたり、されば此の說の如く、高千穗宮は、實に深契ある神山なる故に、本御宮は彼所に在りつつも笠沙、及都城邊にも、其の離宮有しにこそは有りけめ、そは近く熊澤伯繼が說にも思ひ合せ奉らるゝ事有りてなむ）かくて後に。新撰龜相記（天孫降坐日向千穗峯本辭と有る條）を見れば。皇御孫命、離天石座。押分天八重雲。降座筑紫日向高千穗峯。下津磐根宮柱太尻立。高天原千企高知而坐。とあり。此を大同本記なる傳に合せ考ふるに。篡考に說る如く。實に天降り賜ふと直に笠狹碕に行幸しには非ずして。高千穗宮を本宮と定め賜ひけむ事。愈明的かり。（文德天皇紀に、天安元年、六月甲申、授在肥後國從五位上會男神正五位下と有るは、由ある御社なるべし）〇五百八十歲は。伊保知阿麻理夜會登世と訓べし。記傳に云。凡て神代の年の數の事。（今此れをかにかくに論はむは、中々に未しき事に思ふ人有るべけれと、然らず、此にも如此見え、書紀にも見えたれば、必ず等閑に過すべきにあらず、）書紀の神武天皇の卷の首に。自天祖降臨。以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲と有るは。三御代（邇々藝命、穗々手見命、葺不合命、）の總ての年の數なり。（此の年の數の。甚しく多く久しきを、近き世の生さかしき人の心には、信られぬ事に思ふから、種々の說有れども、皆漢意のさかしらなり、只古への傳へのまゝに心得べし、）今假に此の數を。三御代に等く分つ時は。一御代大凡六十萬歲許づゝなるべし。然るを此に。五百八十歲と有るは、こよ無き短さにて。彼の總ての數と、甚く相違ざるは如何と云に。彼石長比賣の事に依て。父の神の。天神御子之御壽者。木花之阿摩比能微坐と詛白賜ひしに因りて。至于今天皇命等之御命不長也と有れば。穗々手見命よりこなたは。御命こよ無く短坐すべき理りなり。（彼の詛言、邇々藝命は關給はず、其の御子より御繼々を詛ひ奉れる者也、）然れば彼の一百七十九萬云々の年は。多くは邇々藝命の御世に經過て。穗々手見命は。僅に五百八十歲。次に葺不合命は愈短かるべく。次に伊波禮毘古命に至りて。又愈縮て。百三十七歲にして、崩り坐しゝなり。かゝれば此の御年の數の

事。何かは疑ふべき。（然るを倭姫命世記等、後の世の書等に、神代の年の數を、邇々藝命、三十一萬八千五百四十三年、穗々手見命六十三萬七千八百九十二年、葺不合命、八十三萬六千四十二年と記せるは、甚しき妄說なり、抑三御代、次々に如此御命長くなり坐む事も、由なく、又葺不合命は、然ばかり長く坐けるに、其の御子の神武天皇は、俄に縮て、僅に百餘歲なりしは、何の由とかせむ、最も〳〵心得ず、此に至りて、彼の詛言の驗顯れたるなりとも云むか、されど二御世殊に長く坐々て、其を過て後に、俄に驗の顯べきにも非るをや、右の年の數は、後の人の、彼の神武天皇紀の年數に據て、そを妄に三御代に分配て、定めたる者にて、彼の詛言の事をも、思ひ渡さず、古事記に、此にかく五百八十歲と有る等をも、考へずして、只ゆくりなく物したるなり、次々に年の數を多くしたるは、御世の彌益に長く久しかりし由に祝奉れる心しらびなるべし、此の三御代の年を合すれば、彼の神武天皇紀なる數と、全く同きは。是れ後の人の所爲なる證なり、凡て上代の傳へは、斯樣の事は、必ず此れと彼れと、全くは同じからぬ物なればなり、さて、右の三御代の年數を、神代卷の口訣には、三十萬八千五百三十二年、六十三萬七千八百九十二年、八十三萬六千四十三年と分けたり、此れは少差有れども、三十萬の萬の上に、一字を脫し、卌を卅に誤りたるにて、本初めに云ると同じ事なり、）玄道云。されど右の長年數は信難き事。委き師說有りて。弘仁曆運記考に云。京の上田百樹が校せる書紀の一古本に。彼神武天皇の御語を。皇祖皇考。乃神乃聖。積レ慶重レ暉。多歷二年所一。（自二天祖降跡一以逮レ于レ今一百七十九萬二千四百七十餘歲）而遼邈之地。猶未レ霑レ於二王澤一。と樣に。細注と爲たる本あり。（此は伴信友が京に在ける時に寫し來れるを、復寫せるなり、百樹今は亡人なれば、實學類ひ無き人なり。京にて見たる本なれば、彼處には見知れる人の有もやすらむ）今是の二十三字の。本文ならぬに據りて考ふるに。此は弘仁より後の人。此の曆運記の文を取り用ひて。神武天皇の御語の中に攙入せる事疑なし。（日本紀は、延喜より以來迄も、文人

等の次々に文を改め加筆をも爲たりし事、旣に古史徵開題記に委曲に論へりき）さて如此惟ひ定めて。右年數の文は。一向に棄て取らじと思ふに。又神や怒らむ。人や咎めむと心動きて。決め難つれば。每も斯苦き瀨には行ふ如く。久延毘古神に祈りて寢けるに。夢現の間に。萬の大數を捨て。千の小數を取れと告る聲頻に響き聞えたり。（此は實に天保二辛卯年の九月朔日の夜の事にて、素より神の照覽はし給ふ所なり、此事のみに非ず、己が考には、往々かゝる夢想の事あり、管子の內業心術等の篇に、思レ之思レ之、又重思レ之、思レ之而不レ通、鬼神將レ通レ之、非二鬼神之力一也、精氣之極也、と云へる、かゝる事にや）夢心に。こは一百七十九萬と云ふ大數を弃て。二千四百七十餘歲と有る小數を取れと告たる言にやと覺えて。夜の明るを待敢ず、机を清め、又更に紀年類の書等を取並べて考ふるに。先帝王編年記に。神武天皇。（神日本磐余彥天皇）辛酉年。正月卽位。歲五十五。御宇七十六年。（自二辛酉一至二丙子一）畝火橿原宮とある。御宇の傍に。或に七十九年と見え。天神祇

王代記と云ふ書に。昔天祖天降以來。至二神武天皇一。合一百七十九萬二千四百七十九年とあり。然れば書紀及び今の本文に。七十餘歲と有るは。此の七十六年とも。七十九年とも云へるに同く。神武天皇の御一世をも總べたる。常の傳說にて。元より天皇の御語ならぬ事。著明なり。又大國主神たる。太界伏義氏を。彼の國籍等の古說に。彼地に始めて出興し給へる年は。庚申とあり。此は和漢の紀年を、合運して攷ふるに。神武天皇の卽位元年辛酉より計へて。二千四百一年前の庚申なり。（此事猶委くは、命歷序考、又赤縣太古傳を見て知るべし）然るに其の馭戎はしも。皇孫邇々藝命に御國を避奉り給ひし年なる事論ひ無く。此の大神の。避奉り給へる後に。皇美麻命。高天原にて。天津日嗣の高御座に卽坐し。天降りの御支度等。種々の事等有るは。翌る辛酉年にて。御天降卽其の春なりけむと推量りぬ。斯て此の天降元年と聞ゆる。辛酉年より。神武天皇の卽位元年辛酉年の前。庚申年迄。順に推へ下れば。二千四百年にて。天皇の崩御有りし丙子年迄計ふれは。二千四百七十六年綏

靖天皇即位の前年。己卯迄を。神武天皇に係て計ふれば。二千四百七十九年なり。(是にて上に引たる帝王編年記の文、又天神祇王代記の文の由有る古説なる事をも辨ふべし。)然れば本文の小數なる。二千四百七十餘歳は。天祖降臨辛酉年より。神武天皇の崩後迄を算へたる實數の古説にて。此は疑なく。綏靖天皇の御世に。推へし年數なるが。(斯云ふ由は、綏靖天皇より後の世に計へたる年數ならむには、此天皇の御世の年數を加へて數ふべきに、神武天皇の御世の限りを計へたる年數なるを以てかくは云ふなり。)弘仁以前の古記に所見けむを。曆運記の撰者。適に此れを得て。年數の甚く少きを。厭ぬ事に思ひて。漢籍等に。太古の歳數を云へるに。然る僞妄の多かるに傚ひて。一百七十九萬の大數を攙入して。神武天皇以前。彼の三御代の。年數と爲たりしを。其の後の人。先書紀の分注に加へ。後又本文。神武天皇の御語に。書連たる事疑なし。又此伍佰八十歳。と有るを。師は總たる御齡の事に說れたれど。此は本文に。深く心をこめて視れば。高千穗宮に坐て。御世知と看

せる間。五百八十歳と云へる傳にて。御齡の事には非ず。其實の御齡の。尙長かりし事は。申すも更なり。と論はれたるが如し。○崩坐矣は。(微に云、こは書紀の正書に採れり。)此の名義は巳に上(第百四十九段)に見ゆ。○御陵。波加。及美佐佐岐ちふ詞の委き解は。巳に上(第百四十九段)に見えたるを。玉小琴(秋の田の穗田の刈婆加と云ふ解)に。田中道麻呂の說を擧られて。美濃。尾張にて。田を植るにも。刈にも。其の外にも。一はか二はか等云事あり。其れなり。とあり。(信友の說に、俗にはかの行く、行かぬと云ふも、此より出たる詞なるべし、同集に、秋の田の、吾刈婆加、又草刈婆可爾。と訓るも同く、本と土地を涯りて物する上に稱ふ詞と聞ゆ、加は在處、住處等の處なるべし、伊勢物語に、いづくをはかともおぼえざりければ、和名抄に、擽、所以捕鳥也、漢語抄に云、波加、かくて葬處を云ふも、其の葬藏たる處を云るなり、菅家萬葉に、五十人童葬處、人將來と書給へる、葬處の字の意自ら此の證とすべし、又みさゝぎは、和訓栞に、御狹々城なるべ

しと云へり、「〇玄道云、山陵志にも同說あり、」狹々はいかゞ有らむ、城の義はさる事にて、御葬所廻の外兆域を云ふ稱なるべし、枕草紙に、みさゝぎは、鶯のみさゝぎ、柏原の陵、あめのみさゝぎ、蜻蛉日記、康保四年、五月廿四日、村上天皇崩給へる御事を云ひて、みさゝぎやなにやと聞くに、時めき給へる人々、いかにと思ひ遣聞ゆるに、あはれなり、稍々日比に成りて、貞觀殿の御方、「登子」いかになど聞えける序に、「世の中を、はかなき物と、みさゝぎの、うもるゝ山に、嘆くらむやぞ、御返事、甚悲しげにて、「後じと、うきみさゝぎに思ひいる、心はしでの、山にや有らむ、萬葉竹取翁の歌に、「古への狹々寸爲我哉、又サヽキは、さゝへ城か、城は同集に、「うなひ處女が、奧城を、云々、道邊近く、磐構へ、作れる冢矣、云々、奧城所、我さへに、見れば悲しも、と有る城なり、又、古事記、萬葉集、其の外にも、奧の字を、オクとも、オキとも訓べく、通はし用ひたり、奧津とは、奧津島等云ふ如く、オキツと云ふぞ正しかるべきを、萬葉十八に、於久都奇と書けり、又奧津城と書るは、オキツキと訓むべし、又奧城奧槨とも書るは、何れにも訓まるべし、神樂歌に、「おきつきに、皇神等を、祝こし、天智紀に、五墓をオクツキ、和名抄に、棺を比止岐、孝德紀には、棺槨、又棺を只にキと訓めり、同卷に、轜車をキグルマとのみ訓めると其事の上にて、省きて云るなりとも說り）〇在其高千穗山之西高屋之山上也。（此の高屋之山上とは、書紀の正書に採れり、と徵に見えたり、）記傳に云。書紀には。後久之。彥火々出見尊崩。葬日向高屋山上陵とあり。口訣に。高屋。前爲竹屋也。（前に見えたる竹屋は、以竹刀截其兒臍其所棄竹刀、終成竹林故號彼處曰竹屋、と有りし處なり、延喜の諸陵式に。日向高屋山上陵。彥火々出見尊。在日向國。無陵戶。松下氏前皇廟陵記に。薩摩國阿多郡。大隅國肝屬郡。倶有鷹屋鄕。蓋二鄕境相接。恐此地之山。と云る。此の說信に謂れたり。（但し阿多郡と肝屬郡と、相ひ接て一の鷹屋の二郡に涉るか、又は鷹屋二つ有るか、其の地理を知らざれば、さる細なる事は、えしも辨ず、尙國人に能く尋

べし、○玄道云、此に二郷相接と有も、肝屬郡に鷹屋郷有と爲るも、共に和名抄に錯簡有るよりの失にて、實は始羅郡に鷹屋郷有て、御陵も其れに現存する事、地理纂考を下に引き證すが如し）和名抄に大隅國肝屬郡鷹屋。薩摩國阿多郡鷹屋と見ゆ。此高千穗山は上にも云る如く霧島山なるべければ。其の西は大隅國なり。（薩摩國人の云く、高屋山陵大隅國肝屬郡、内浦郷北方村。高屋山の巓あり、此の山の上を、今俗に國見山と云て、國中を見渡す處なり、麓に高屋神社あり、出見尊を祭れり、と云り、此の説然るべし、彼地、霧島山より西の方に當れりや、尚尋ぬべし、○玄道云、此も地理纂考に、北方村連峯の中なる第一の高山なり。絶頂に登れば、肝屬の郡内を一望に爲る故に國見の名を得たり、山下より絶頂迄三里、其路險難て、容易く登陟り難し、山上に小社有て、土人彦火々出見尊の山陵なりと云り、又山下に、高屋神社も有て、元祿年中、卜部兼連が著せる縁起有りて隅州肝屬郡内之浦、高屋大明神者、云々、彦火々出見尊之降跡也、古老傳稱、當社往古在山

上、曰國見陵と記せるは、土人の説に從へるなれど、古事記に、正く高千穗山の西と有るを此處は南に中りて、方角違へるは、本と廟陵記の失を受たる由を、委く論へる事、下に略擧るが如し、されば此の内浦郷なるは、都に採り難し、又國見と云ふ稱は上（第百四十段）三山の條に云る事を、合せ考へてよ）然るを日向と有るは。上に云る如く 上代には。大隅薩摩迄かけて。日向國と云し事有りつればなり（神武天皇紀に、日向國吾田邑と有るも、可愛山陵の可愛も、皆薩摩の地名なるを以ても知るべし、然るに今日向國宮崎郡佐土原の邊近き海べに、高屋島と云ある、是此の御陵なりと云ふは心得ず、書紀景行天皇の卷十二年に、到日向國、起行宮以居之、是謂高屋宮云々、居於高屋宮已六年也、と有るは、大隅薩摩の域に非ず、日向國と聞えたれども、こは此の御陵のある高屋とは、別なるべし）玄道云。地理纂考に。此山陵を。（委く攷へ正して）實は大隅國始羅郡なる 溝邊郷麓村に在て。俗に神割岡と云ふ。高さ六十間許なり。頂圓くして。八分目より

下。漸々大きく成て。根の周回十町許あり。四方山脉の接きたる所も無く。曠野の中に獨立して。ふし打仰がむにも。其の形狀山陵なる事知られたり。固より高千穗の西嶽より。眞西に當りて。直徑二里に過ぎざれば。古事記に。御陵者。即在其高千穗山之西也と有るに能く符合り。又神割岡より南の方七町許に鷹屋神社あり。上古彼の神割岡の頂に鎭坐有りしを。御荒び甚しく。土人其神威を懼畏み。往古今の地に遷坐有りし由傳稱せり。頂より南の方へ下り果たる所。鳥居の跡にて。今其地名を鳥居迫と云ふ。又國府郷。鹿兒島神社も。神割岡より南に當り。直徑二里許にて。彼神宮等が古き傳へに。此神社は。彥火々出見尊の大宮の跡にて。御陵は。溝邊郷。木佐貫と云所なる由云傳へては有れども。其所は差て審ならざりしを。即木佐貫は麓村の小名なりけり。(實や、昔より神割岡の邊に、畑を墾き、或は牛馬を繫事を堅く禁じたり、さるを往年伊知地善太と云ひし者、溝邊郷に寓居して、此岡の裾に畠を墾きしに、暴に病に煩ひ付て、遂に身死り、續きて其妻狂氣に成り、是も程なく死て其家絶にき、又七年許以前の事なりき、郷人町田實則と云ふ者の僕、此岡に青草の茂りたるを見て、不意馬を繫ぎしに、其の馬俄に戰栗て、牙を齧伏轉て、太く苦みしが、遂に死けるとぞ。)さるを。同國内浦郷國見嶽の絕頂を。此の尊の山陵なりと云ふ根源は。彼の國見の山下に。高屋神社有りて。祭神彥火々出見尊なり。土人の傳說に。景行天皇。熊曾征伐の時。此の地に巡幸有りて。山陵拜謁に便り善からざるが故に。詔有りて。拜殿を山下に創建し。即今の高屋神社なる由云るは。大に誤れり。(○玄道云、此の御社の事も同書、南方村の下に、高屋神社とて、此尊を祀奉れるあり、例祭九月九日、同十日流鏑馬あり、年中祭典、凡二十七度あり、土人曰、此も景行天皇の、此山陵に拜謁の便惡き故に、創建賜へるにて、神寶及傳記も、若干有りしを、永正二年火災に罹て、悉く燒けたりと云、又本田親盈が神社撰集に、中御門天皇、享保二年、六月二十六日、授高屋神正一位又寶曆十三年十月二十八日、亥刻、神社火あり、今宵戌下刻、光明一道有

りて、國見陵に飛行く、其光赫曜として、山谷に射映る、又御社の炎上の半時許前に、火氣雲間に入りすさまじく見えしを、鄕村男女親く見て、今に歎稱敬畏せり。等見えたれど、此も肝屬郡には非ずにと云へり、さてかく眞正ならぬ國見陵にしも、神威を顯し賜へるは、師大人の說の如く、古くより、然申て拜奉もし祭奉れば即其ノ大御靈の鎭り賜ふなればそかし、あなかしこ、實の御陵ならじとて、此をおほに思ひ爲奉るべきには非ずなむ）此地は。高千穗山の南に丁りて。古事記に。高千穗の西と有るに方角符はず。又國見ノ絕頂は山下より三里に近く。殊に登る路極めて險難して。今に容易登り難し。況や神代をや。斯の如き所に葬奉るべくも非ず。又此高屋と云る地名にも非ず。抑々高屋の名は。神代紀の一書に。云々。號ニ彼地ニ曰ニ竹屋ニと有るが始にて。此の地は薩摩國加世田鄕にて。無戶室の舊跡なり。往古此の跡に神社有りて。神號を高屋と稱へ。同鄕宮原村にも。高屋神社有りて。（〇玄道云、同書同村鷹屋神社の條に云奉ニ祀彦火々出見尊、火闌降命、火明命、當社は始內山田村なる竹屋ケ尾の麓に在りしを後此地に遷宮、一鄕の總社なり、慶長十五年、六月十四日再興の棟札有りて、其の表に、應保元年十月七日造立畢と有るを思へば、此の時旣く此地に遷坐有りしなり、此外に建治三年、正和四年、正中四年、文明八年に重建の棟札あり、此外朽損して、文字詳ならざるが許多あり、さて此地を宮原と云に就て、瓊々杵尊の笠狹宮の遺址とし、或は當社の後の山を、彦火々出見尊の山陵なりと云へる土人の傳說は云に足らず、宮原とは、往古遷坐有りし後の名なり。）俱に祭神彦火々出見尊なり。是に因て按ふに。降誕有りし地名を。高屋と云へるに就て。後には此の尊を齋き奉れる社號を高屋と稱へしにて。始羅郡なるも。固よりの地名に非ず。此の尊を葬奉りしより名に負しなるべし。さるを前皇廟陵記に。云々。と有るは誤れり。阿多肝屬の兩郡相距事。數十里にして。其地更に接するに非ず。此は地理に闇く。又和名抄に。肝屬始羅二郡の次第。錯簡たるを辨へざりしが故なりけり。抑、此の山陵を。內之浦なりと云へる誤は。

和名抄に。鷹屋を肝屬郡に載たるより起れり。鷹屋は肝屬郡に非ず。始羅郡なり。兼連が高屋神社の緣起を視るに。土人の傳說の儘にて、兎角云ふに足らず。溝邊鄕鷹屋神社に。寶德三年。正保六年再興の棟札を納め。又享保年中同鄕の檢地帳に。鷹屋社領。麓村七段七畝八步。有川村一段一畝。同村二十五步。大宮司屋敷。八畝二步。內侍屋敷。五畝。權祝子。五畝二步。と見えて。今も神領其時の儘なり。是より已前。文祿四年。太閤秀吉公の命にて。溝邊。加治木。日當山三箇鄕（三箇鄕皆近隣なり）の地一萬石を公田として。石田三成を代官たらしむ。是に因て、領主肝付兼固溝邊を去りて。薩摩國給黎に移る。其後又文祿四年。細川幽齋に命じて。社寺領の三分二を勘落有りしかば。是れ等の時。神領も多く闕つらむ。さるを享保年中の儘に。社領も傳はり。土人の口碑に。上古の傳說も少遺れるを思へば。實地を世に知る人無く成り果しては。彼廟陵記の世に行はれしより以來の事なるべし。（此度此の山陵の顯れしは、彼の內之浦なる高屋山陵の、古書の趣に違へるに就て、眞の山陵は異所なるべく、年頃思ひけるを山之內時習、田中賴庸、官命を受け、此所彼所探索巡りて顯しゝなりけり、さるは往年樺山資雄、官命に因り、此地に來り、社司に由緒を問ひ、棟札をも見しに、社を見て、扁額に鷹大明神と有る鷹屋と記したるが一枚有りて猶山陵をも尋問ひしかども更に知る人無かりしを、即此神社にて、山陵は神割岡なりけり、又肝屬始羅の郡の次第錯簡たるを發明せしは、高木秀明なり、此三人の深き思ひ金に因て、皆人多年の惑ひを一時に解しは、大なる功になむ有りける、と云へり、又和名抄に始羅郡の次に肝屬郡を載られたれば、ふと見ては兩郡相接るが如くなれど、古始羅郡は、今の始羅郡にて、其肝屬郡との間に、桑原、贈於、大隅の三郡相隔り、其間廿里に近し、又此二郡の鄕名も和名抄に錯簡有りとして、始羅郡に、野裏、串伎、鹿屋、岐刀、と有るは、皆肝屬郡に在て、野裏は今の內浦にて、串伎は串良にて、鹿屋は今もあり、岐刀は詳ならず、又肝屬郡なる桑原、鷹屋、川上、雁麻も、桑原は國府鄕にて、鷹屋は始羅郡溝邊鄕

なり、川上は詳ならねど、國府郷に隼人城有て、川上梟帥が城址あり、本と此川上と云るは、地名に因れる事疑無ければ、必此邊なるべし、雁麻は詳ならねど、三郷共に肝屬郡に非ず、されば後世互に錯簡たる事、又天平元年紀に、大隅隼人、姶良郡少領云々と見え、弘安十年七月の古記に、國府郷守公神社番役の郷々を記せる、皆姶良郡の郷名にて、姶良郡とは始羅郡を誤れる由をも委く考證し、又始羅郡の古の方域は、今の始良郡は更なり、東贈於郡、北菱刈郡、西鹿兒島郡に接し、南は海に連りけむを、兩郡の間に、桑原郡を置れたれば、大きに縮り、今は古の半に過ずなりにたり、とも注り、玄道案ふに、此實に委き考なるを、對馬國上縣下縣二郡の郷名も、玉勝間に論はれたる如く、神名式と和名抄に合せ見るに、式は此を互に錯亂せる成むと覺ゆるをも、思合すべきなり、）さて此の神の命を崇奉れりと申す御社も、世に多く聞えて。神名式なる。大隅國馭謨郡、益救神社。（近比出たる物に、同神として、今屋久島宮之浦に在と云ひ、）又日向國那珂郡なる青島に、笈埃隨筆に、日向折生迫の海に、廻り廿町程の小島あり、青島とも、齒朶の浮島とも云ふ、火々出見尊、豊玉姫、鹽土老翁を崇む、四時草木緑青にして、世に希なる異草を生ず、浪荒れて高き時は、此の島共に高く、浪靜まる時は、常の如し、三月三日の外參詣を禁ず、漁人も常に舟を寄する事なし、此の島の方四五町の間に神石常に浮かびて、所を定めず、交合波激と名付也、陰陽の二神の義あり、と日向神生記に見えたり、」と云りこは飫肥紀行に、折生迫と云所に著にけり、筑波川の入潮も物淒く、云々、其の夜は埴生の小屋に宿り、夜も早白み渡り、波に離るゝ、横雲の空。と船人に催されて、漕出しけるに。沖に小き島の有るは、青島なり、と云ひければ、「薄霧の絶間を見れば、秋風に、殘る稍や、青島の松、」と見えたる地にて、玄道も曾詣しが、蒲葵多く生ひ、古より神々しき事有る由、彼の傳記に云へりき、）又豊前國企救郡なる和布苅社、和漢三才圖會に、在企救郡隼部村、昔隷長門國豊浦郡、祭彦火々出見尊、或云、火闌降命、諸神名書には、此命とせり、」毎年除夜子

刻、海水乾、於レ是神官以二炬明一入二海中一、刈二和布、翌日供二之神祠一、謂二之和布苅神事一、とあり、此も諸國里人談。西遊記、式外神社考等を始めて、數多の物に記して、名高き事なり、)又相模國なる箱根社。(縁起には瓊々杵尊木花開耶姫命、合せて三座として、寶字元年、萬卷が、靈夢に因りて勸請すと云ひ、東鑑に、安貞二年、十一月九日、筥根山神社佛閣火災事、滿月上人草二創當山一以後、五百餘歳、未レ有二此例一、と云ひ、永仁四年古鐘銘の序にも、天平寶字中、萬上人草創、擇レ地三所權現並レ甕、とあり、さるを日工集に、寶田說に、筥根山、神功皇后代、武内大臣者創レ之、と有るは、心得ぬ由、相模國風土記に辨へつるが如し、和漢三才圖會に、伊豆國箱根權現、在二箱根山一、祭神彦火々出見尊、天平寶字年中草創、此山、相州豆州之界、頂有二湖水一、東西狹、南北廣、凡五十町、晴天則富士倒影映焉、とも有れどいかゞ有らむ、源賴朝卿の深く此を仰奉られて、伊豆箱根二所參りとて、屢詣られし事等、東鑑に見えたれど、煩ければ、今は擧げず)又和泉國大鳥郡。如意明神。

(泉州志に、在二市町東寶嚴菴内一、住吉舊記云、如意明神、彦火々出見尊也、入二海神之宮一、得二潮滿之瓊潮涸之瓊一、後萬事如レ意、故號二如意明神一、俗諺稱二子卯神一或稱二子亥神一、此地本住吉境内也、甘露寺親長記云、文明十五年、三月廿五日、參二詣三村并子亥御前等一、寶嚴菴、又曰二阿陀彌寺一、とあり、或說には、此は神功皇后の得給へる如意珠なるを、かく混へたるならむとも云へり。猶能く考ふべし)又神名式に。但馬國朝來郡粟鹿神社。(名神、大、)と有るも。(和名抄に、粟鹿鄕、安波加、永萬記に。阿波鹿社、)仁明天皇紀に。承和十二年七月辛酉。奉レ授二但馬國出石郡無位出石神養父郡養父神。朝來郡粟鹿神從五位下一。依二國司等解狀一也 淸和天皇紀に、貞觀十年、十二月廿七日丙戌、授二但馬國從五位上粟鹿神正五位下一。又十六年五月十六日癸酉、授二但馬國正五位下粟鹿神正五位上一。天平九年但馬國正稅帳に。朝來郡粟鹿神戶。調絁二疋四丈五尺。直稻百六十五束。新抄格勅符に但馬國粟鹿神二戶。大同元年符と見え。太田文に。當國二宮粟鹿大社。百丁七反二百廿六步。云

云。任ニ建久九年百姓註文ノ註ニ進之一。とあり。一宮記。帳頭注に。粟鹿ノ上社彦火々出見尊。中社龍神。女體也。(諸社根源には、龍神とあり。和漢三才圖會も同じ)下社豐玉姫勸請。と見ゆ。(帳頭注に、此を一宮とせるは誤にて、右の如く太田文には二宮と爲り、但馬考に、社傳を引て、崇神天皇御世に、此粟鹿山の麓に鎭坐て、神功皇后韓を征賜ふ時御祈あり、天武天皇御宇祭禮初る、弘安蒙古賊來寇の時、神異を現し賜ふに因りて、正一位勳十二等に進給ふ、神主大杉氏、日下部宿禰なりと云。)又式に。若狹國ノ遠敷郡。若狹比古神社二座。(並名神、大。)稱德天皇紀に。神護景雲四年。八月庚寅朔。遣ニ若狹國目從七位下伊勢朝臣諸人。内舍人大初位下佐伯宿禰老一。奉ル下鹿毛馬ヲ於ニ若狹彦神。八幡宮ニ各一匹上。又類聚國史に。淳和天皇。天長六年。三月乙未。若狹國比古神。以ニ和朝臣宅繼ヲ爲ニ神主一。宅繼辭云。據ニ撿古記一。養老年中。疫癘屢發。病死者衆。水旱失レ時。年穀不レ稔。宅繼曾祖赤麻呂。歸ニ心神道一。練ニ身深山一。大神感レ之。化レ人語宣。云々。(以下浮屠氏の例の妄誕あれば記出ず)淸和天皇紀に。貞觀元年。正月廿七日甲申。奉レ授ニ若狹國。從二位勳八等。若狹比古神正二位。正三位若狹比咩神。從二位。(一宮記に遠敷大明神、號ニ若狹彦神一上社、彦火々出見尊下社豐玉姫、妹玉依姫、國帳に、正一位勳三等、若狹彦大明神、正一位勳三等若狹姫大明神とあり)同宮緣起に。一宮。(號ニ上宮一)元正天皇御宇。靈龜元年。(乙卯)九月十日。當國遠敷郡西鄕內靈河之源。白石之上始垂レ跡坐。其刑(形の誤か)俗體而如ニ唐人一。乘ニ白馬一居ニ白雲一。今若狹彦大明神是也。眷屬八人之內。有下持ニ御劒一童子一人上。謂ニ節文一。於ニ當鄕多田嶽艮麓一架レ草宿。蕝ニ椙葉一爲ニ假御在所一。是而曆ニ(歷の誤か)七箇日一。遂促ニ龍駕一。遍覽ニ郡縣一。擇ニ神舘之地一。計ニ靈秘之堺一。然而歸ニ本所一以爲ニ勝區一。奇瑞尊顯。一墓生ニ數千株之杉木一。正殿始祐ニ永代奉レ安ニ大明神之靈體一。於ニ最初假殿跡一。建ニ立精舍一。今名ニ神宮寺一矣。次二宮(號ニ下宮一)同御宇。養老五年。(辛酉)二月十日。以前靈石上始垂レ跡坐。其形女體。如ニ唐人一。同乘ニ白馬一居ニ白雲一。今若狹姫大明神是也。眷屬八人亦在レ之。節文同參

向。於當山麓。別建立社壇奉安之。彼二神盟約曰。以節文子孫。永爲社務神主。（信友云、神主二字墨色新しく見ゆ、舊は禰宜と有りたるを、削りたるなり、後人の所爲と見ゆ、凡て古風なる手なれども、天永の物とは思はれず、）一代爲神。一代爲凡。以笠字可爲氏姓。迄後世勿改此儀云。然後節文。天平神護二年。（丙午）忽彰神靈。號黑童子神。子孫奕世。爲社務官。故老相傳曰。一宮（上宮）者。天照大神（曾孫）。（二字試に補ひたるなり）彦火々出見尊顯化也。二宮（下宮）者。同大神妃豐玉姬應化也　亦謂節文者。同出見尊孫。彦五瀬命垂跡也。（帳頭注に社記を引て云、火々出見（尊）座、豐玉姬（命）一座、元正天皇御宇、靈龜元年乙卯、九月十日、當國遠敷郡西鄕內、靈河之源、白石上始垂跡、諸神名書に、社家說として擧たるも似たる說にて、下宮を養遠五年辛酉、二月十日出現とあり、考證に引るも同じ、）廿二社注式（古本奧入）に、同國遠敷郡。一宮大明神。社家注進。上宮者。地神四代御神。御號彦火々出見尊。（今若狹彦大明神）中宮者。海龍神御女。號玉絡績姬。下宮者號豐玉姬。（今若狹姬大明神登申）、若狹國志に、祭彦火々出見尊、以稱若狹彦、曰一宮、祭豐玉姬命、稱若狹姬、曰二宮、一宮在龍前村、二宮在遠敷村、俱在遠敷郡、故總稱遠敷明神、又名上下宮、此國第一鎭護神、而攝社亦多、又祠官今稱笠朝臣、と云ひ、信友の說に、里人の傳記に、今下宮の東南三町許に、中宮と申が有るを、上下宮の舊地なりと云り。さるは後に故有りて、彦神姬神を今の二所に別祀れる頃、其舊地に玉依姬命を祀て、中宮と稱なるべし、志に、音無川、源、有一巨石、名白石、帳頭注、引遠敷神社記曰、靈河之源、白石上始垂跡、卽此。又白石下有淵、稱鵜瀨、且土人云、此水通南都東大寺二月堂閼伽井、元亨釋書曰、釋實忠修二月懺、云々、此妄說何足信乎。此は東大寺要錄第四の卷二月堂の下に記せる妄說に依れる者なりとて、其荒誕を辨へ、又志に、僧空海爲此神所書大般若經六百卷、今藏在手神庫、と云へる經、今も全く存せり、抑當社は彼の和赤麻呂を初めて、僧等が何くれと穢し奉りけるを、近世と成て、然方の事、

大かた清まり給へると聞ゆるは、甚めでたし、と云へり、一宮巡拜記にも、中宮を玉依姫命として、此上下中三社の間、何れも七八町づつ隔れりと記せり）又。上宮之御子。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。地神五代御神。其御子。號彦五瀬命。而今號黑童子。節文禰宜是也。（天文五年、閏十月十三日、若州一宮禰宜三位等朝臣慶繁、自若州以土御門有春、粟屋右京亮源朝臣元隆云、當地爾以、鷹乎持天波、此社乃祟仁弖、悉久損死了、然者持弖毛不苦、安鎭之札令所望之、家中仁波、鷹當社神體之間不持之云、兼右案之、非鷹神體之儀見右注進、此儀者鵜波鷹乎恐者也、當社鵜羽葺不合尊也、依此儀歟、とも見ゆ、宮社私考に引る地志に、黑童子社、在遠敷上宮鳥居之傍、或稱黑戶神社、所祭彦五瀬命、社家說云天平神護二年現神靈、改祭斯處矣、又彦五瀬命、上下宮神職元祖之神也、ともあり）左經記。寬仁元年。十月二日の條に。早旦畿內七道。並給太宰宇佐使祿。官符仁加署。令渡外記。驛鈴。北陸道。若狹國。若狹彦。越前國氣比。能登國氣多。加賀國白山。

と見え。朝野群載なる。永曆四年。六月十日。神祇官より。卜部兼宗。奏龜卜御體御卜文に。坐若狹國若狹彦神。常神云々。社司等。依過穢神事。祟給。遣使科中祓。可令祓清奉仕事と記し。守護職次第に。應永十二年。二月十三日。大風吹て。遠敷二宮樓門吹倒畢。依之臨時御祭禮。兩社にて一番づつ流鏑馬。同八月十六日有之。同十四年九月八日の條に。上下宮大鳥居被立之畢。同十五年。十一月廿一日の夜。子の刻。一宮假殿へ御遷宮。勅使役。安部新三郎。同十九年（壬辰）二月廿七日。一宮神殿釿始。同十九年。四月十九日。（丁卯）一宮柱立。幷棟上有之。同廿九年。九月廿八日。本社へ上宮御遷宮有之。大寬寺殿御下向有之等あり。又神名式。同郡なる小浴神社。（國帳には、正五位小浴明明神とあり、金屋村に在て、小南大明神とも、上下大明神とも申す）丹生神社。（國帳に、從四位丹生明神とあり元丹生村と稱しを、今太良莊村と云。）等も、共に同遠敷明神に坐すと云ひ傳へたりとぞ、若狹國志、及官社私考に委く記せり）又式に。越前國丹生郡。大

虫神社。（名神、大、）と有るも。（社傳に、祭神日子穗々手見命、大虫村に在りと云、）光仁天皇紀に。寶龜十一年。十二月甲辰。越前國丹生郡。大虫神叙二從五位下一。桓武天皇紀に。延暦十年。四月庚子。叙二越前國大虫神。從五位下一。（按に上の字誤歟）同月乙巳。叙二從五位下。大虫神。從四位下一。とあり。（又世に七福神とか稱へ申す中に、惠美須神と云ふを、西國に男女儼坐す神像も有る由にて、火々と申すをほゝゑむ義に取て惠美須と云ひ、幸彦と坐して後に天下を悉に統領賜ふより斯も稱へ奉れるならむとも云ひ、或は安心僧が「世をすくふ、えびすの神の、誓ひには、漏らさじ物を、數ならぬ身も、と有るも、此命及鹽土老翁を詠るにや、と云ふ説もあれど、いかゞ有らむ、師説には、此は手間天神を申しゝならむと論はれ、師説に、事代主命なりとも。又蛭子神ともあり。實や手間天神、事代主命共に、天下をも造り固め賜ひ等、御功德の甚高く坐しゝより、或は戎神と申しけむより、延て、終に三柱の御事を、一に混傳へしにもや有む、尚能く考ふべし、

天津日高日子波限建鵜草葺不合命。御合二其御姨玉依毘賣命一而。生坐御子之名者。五瀨命。（亦云二彦五瀨命一。）次稻氷命。（亦云二彦稻飯命一。）次御毛沼命。（亦云二三毛入野命一。）次若御毛沼命。（亦云二豐御毛沼命一。）亦御名神倭伊波禮毘古命。（亦云二神倭磐余彦穗穗手見命一。亦名狹野命一。）凡四柱坐矣。後久坐而。日子波限建鵜草葺不合命。於二西州之宮一崩坐矣。因奉レ葬二日向之吾平山上之陵一焉。

天津日高日子波限建鵜草葺不合命。此の命の正き大御世を申す段なる故に。天津日高日子と申し奉れり。（其義は既に上に見えたり。）弘仁私記序に。彦瀲尊。天孫彦火々出見命第一男。倭語云二比古那支佐乃美己止一。と見ゆ。續後撰集に。元慶六年日本紀竟宴に。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を。兵部卿

本康親王、「わたつみの、波かきわけて、顯れし。たけうのみこと幾世經ぬらむ。とあり。（此は今存る竟宴歌集には漏れたり、又此の元慶を天慶と作るは誤なる事、三代實錄私記に辨へたるが如し）〇御姨は。記傳に云。御袁婆なり。新撰字鏡に。姨母乎波と見え。和名抄に。唐韻云。姨。母之姉妹也。爾雅云。母之姉妹曰從母。母方之乎波。（玄道云、類聚名義抄に、伯母、ヲバ、父之姉、叔母、同、父之妹、從母、母方ノヲバ、）とあり。（祖父祖母は、大父大母の意にて、於遲於婆と云、父母の兄弟は、小父小母の意にて、袁遲袁婆と云、於と袁と、大小の差あり、さて父の父母又兄弟をば、たゞ於遲於婆。袁遲袁婆と云ひ、母方のをば、母方之某々と云は、事を分けて云時の事にこそあれ、常には、母方のをも、只於遲於婆袁遲袁婆とのみ云事なり、今の世とても然なり。さて或說に、以姨爲妻非禮と云て、論有るは、心得ず、古の正しき書に、是れを非禮と云る事見えず、何を據に云事ぞや、若し漢國の定を以て云にや、そは甚しき非なり、外つ國の定に拘泥て、いかでか皇朝

明神御所爲を議奉るべき、あなかしこ／＼）玄道云。（士清か、）我邦之古、婚姻不嫌同姓、不避親族、或以姨或以姪、或以庶母、或以異母妹、此乃國俗之弊と論ひ、或る史の皇妃傳贊に、置后妃、往々有亂倫理者、以仁德帝之明、猶納矢田皇后、降及桓武平城淳和之時、因循舊俗、莫之克改、と云。また輕皇子の事を論ふ條に、竊恠親親相姦、不特止太子云々、調羹將不勝其凍など云ひ、又安積覺が史論にも種々我先聖の御上を漫に誹謗奉れるは、いと／＼心得難く恠き者の、もと彼我が風俗を取違へたる妄論なる事、右に論はれたるが如し、又鶴峯氏の說にも、姦儒背以、日本元來無禮樂孔悌之道、兄弟叔姪公然配偶、是倭奴之敗風而已、嗚呼何物書簏作此不敬姦邪之妄說、夫禮樂孝悌之名目者、畢竟制犯者之道、故犯者多則法益嚴也、天地不言、四時行、風俗正而不犯則何禁之有、上古婚姻之禮、唯忌同母兄弟、外、皆不避之者、本敎之所以正貴賤尊血脉重宗廟繼後世也、故雖彥波瀲之神、大鷦鷯之聖、尚有之、若夫氣長足姬之攝政、豐御食

炊屋姬之即位、豈以不避同姓故、王諸呂、毀唐廟哉、是以天之眞宗豐祖父天皇、勅不比等撰律令也、其八虐之制、因隋唐十惡、而省內亂條、略姧小功以上親、目其以我王制、爲昭公取於吳、襄公淫乎妹之類乎、夫姧同母妹者、聖神之所疾也、嘗稚子宿禰天皇二十四年、夏六月、御羮凝以作氷、帝異之使卜之、卜者曰、有內亂、蓋親々相姧乎、時皇太子姧同妹輕大娘、因以大娘謫于伊豫、太子亦以故、不能即位、遂自殺矣、聖神之道、寔可愼者如斯、豈倭奴敗風之所稱也乎、腐儒不能解本敎、妄發狂言、欲蔑如帝綱、自非姦回亂賊之徒、何也、若以已所見、妄設論議彼此互競勢利、以得其計、則謂乞子瞿曇、何以知五鼎方文、漢子仲尼、何以知九重禁門、匹夫舜禹、叛賊湯武、何以得爲聖人、亦可也、舜娶堯二女、便是娶於同姓者也、周公禁之便是以堯舜爲不知禮者也、太伯去之、夷齊飢之、成湯則放、武王則伐、其無乃是也乎、蓋春秋之間、弑君三十六、弑父比々不止、不知堯舜之名敎、於何處乎諄々焉、

鄂羅斯人、最重君臣之義、自古無叛逆簒奪之事、視他國之朝夕易姓者相懸矣、孔子所謂夷狄之有君、不如諸夏之亡也者、瞭然可見已、故刺他以爲夷者、自言爲夷者也、刺他以爲賊者、自言爲賊者也、惡稱人之惡者、惡居下流而訕上者、君子重厚之風、豈如斯哉、非君子不可以語變、又本敎之謂也矣。」と云ひ、年々隨筆に、皇國の上古は、同母兄弟に合ふ事は無くて異母兄弟は忌まず、今の世よりみれば、異腹と雖、同胞と甚く異らぬを、夫妻としも爲るは、世々の物識りの打傾くめる、禽獸に近きに似たり、されど古書等を考へて、人情によそへて思へば、自然故ある事なり、古へは尊き卑きとなく、夫妻の交らひは、女の家へ夫の通ひし事にて、今の如く、夫の家へ迎へ取りし物にはあらず、かくて其の子は、各〻其の母の許にて生長者故、異腹は兄弟と云へども甚疎く、他姓の人と異なる事なし、女どちの異腹は生ける限り相見ざるも有るべし、美女を見ていかで、えてしがなと思ふは、人の性なるに、斯疎々しくのみ有る中なれば、まぎもし、靡

もし、然人情の寄る所なる故、神も許るし、人も咎めざりしなり、此は固より道なり、更に禽獸に近き事にはあらず、然るを、同姓不㆓相娶㆒と云事を準として、惡かる事に云ひ思ふ人もあめるは、最をこなる事なり、同姓相娶らぬは、周の世の法なれば、是れ周公の制に背りと云はば、我遁る所なし、若し道に背けりと云はば、率㆑性謂㆓之道㆒いかで道に背くべき、皇國はおのづから皇國也、周の制度を守るべきゆゑ有らましや、さて古へ異母兄弟に婚しは、道に乖る事は無けれど、今の世の有り狀は、異腹と云ふも、同じ所に生出て、只同胞も同じ家に成長者なれば、此に合ふは、實に禽獸に近く猥りがはしき事にて、公ざまにも、其の御禁は有るなるべし、古と今と事の狀違ひたれば是非する所も異なり、又上古は百官の家、各々其の本居に住ながら宮仕へせし者なり、女も其の本居に住みければ、相娶るには、男のさとより、女のさと迄よなよな通ひたりし者なり、かくて女二人三人もたる人は、女は各々其のさとに在りて、男はこゝへもかしこへも通ひたり、扨其の子等は母の里々にて生長する者にし有れば、異腹の兄弟は、中には國郡隔てたるも有りて、甚々疎き中なり、かゝればあふ事をも憚らざりしなり、平城の京より、百官の第宅大かたは帝都に在る事なれば何れの家も程甚近し、近ければ、自ら行通ひ等する事も有りて、やゝ親し、親しければ、やうやうに相娶らぬやうに成りしとみえて、事の迹、物に多くはみえず、是れ制度には有らねど、人情に從ふ道なり、されど本忌まざりし者なれば、自婚し人もあり、と云ひ、又或る說にも、纂疏に、以㆑姨爲㆑妻非㆑禮と云るより、後々の儒者の徒、其尾に屬きて、或るひは吾邦東夷之俗、不㆘只㆑娶㆓同姓㆒爲㆖㆑嫌禽獸之行也、云々、又或は、人主而莫㆑知㆑愧㆑之乎、而有㆓禽獸之行㆒等云て、皇祖天皇の、異胞兄弟迄は忌せ賜はざりしを引出て、奉㆑訕けることぞ恐けれ、故れ此に少辨へてむ、世の人習に、母の妹を姨と云て憚る事は、互に一族の中に生れ出て、見すみす長幼の序有る故也、此の御時海神より献れる御女は、共に幽冥より出現の神にして、此の現世に取りては、獨々に、今新に生れ出

給へると同じ事也、抑初て天降坐しゝ瓊々杵尊の御時は、大山祇神より御女を献り給ひ、次に火々出見尊。葺不合尊の御時は、綿津見神より御女を奉り給ひ、磐余彦天皇の御時は、國津御神より御女を奉り給へる、皆是幽冥の配偶にて、「山海國と次第せしをも思ふべし。」天神の皇統を重みし給ふ。皇祖神の御引合せなる事、いちじるし、此の御時、前驅神五伴緒神は坐せども、既に皆現世の臣下なり、彼の山海國神等は、未だ幽冥神に坐して。伊弉諾尊の御子、其の儘におはせれば、皇統の汚れは無かりしなり、「其の中に國神は、素盞嗚尊の御裔なれども、幽冥神に坐せば、是又同例なり。」然るに世々の識者等の、此辨への明らかならざりしは、三つの失有る故にぞある、其の一つは、神と人と大に別なる差め有る事を、未だ能く思はざりしなり、其の二つは、幽と顯と最重き隔ある事を悟り得ざりしなり、先づ此の二つ迄の非事は、未だ時の至らざる故と思へば、させる咎もなし、其の三つは、皇統を重みして、臣の血統を混へ給はじとて神量なりし事。右に云が如くなり、

神典を伺ふ人の、此の大事を知らずてある、最甚く事欠て、道の立ざる一つとも云ふべし、其の上他國に不レ娶二同姓一等云つるを、彼の國の制と心得たるも拙し、彼は周公旦が狡猾にして、世に承け張りたる制には非ざるぞよ、其は彼の武王が時は、謂ゆる封建の制にて、國持の諸侯等をうしろめたがりて、其れ等が間の、互に疎く成べく策りごちつれども、猶若しや舊同姓共嫁娶して、一屬強大と成もせば、己が身の危ふかりなむ事を慮計て、弟の周公旦に、君臣義と云事を掌する序に、禮に託けて、作出たる欺き言なるぞかし、されば其代の人能く其内謀を察知つれば、誰守る人も無かりき、其の一二を云はば、齊の崔杼は、東郭偃が姉を娶れり。同姓也、晉侯の内官に、同姓の四姫あり、魯の昭公も同姓を娶れり、吳孟子と云、猶其の代の諸侯大夫、凡て皆斯の如くなりき。坊記に、子云、君不下與二同姓一同上レ車、云々、以レ此坊レ民、民猶得二同姓一以弑二其君一と有るを以て、其大抵を察すべし、此れ吾が皇大御國とは反對の違ひなり、皇朝にては、天皇は天神の皇胤を重みせさ

せ給ひし故に、主と皇別を覔めて娶らせ給ひつれども、士大夫下民に至ては、古より猶今の如くなりき、然るに太宰純が言に、雖ニ私爲一之、莫大之罪也、況公然成レ婚乎、下民且醜レ之、等云しは、上の事も、下の事も不レ知て云る証なり、又、厥後中國聖人之道東漸、人々稍々知ニ禮義一と云つるぞ、殊に甚き邪説なる、何ぞ彼が教に依らむ、さらば猶彼が姓を思はず、素姓を知らず、胤を亂せる惡風俗を一つ云はむ、楚の幽王は、實は春申君が子也、秦の始皇は、實は呂不韋が子なり、東晋の元帝は、牛氏が子なり、梁の武帝が子の豫章王綜は、實は齊の東昏侯が子なり、漢の武帝は趙飛燕を愛たりしに、飛燕常に人と奸淫し事多かり、かゝれば飛燕が生たる子は、誰が胤と知べからず、此の外君として臣の妻に通、臣として君の妃に奸け等せし事、左傳のみにもまた見えたれば、早くより胤の麗數盡すべくもあらず、御國の正しきを以て彼をこそ議すべき物なるに、彼が虚言に醉て、吾が神習を疑へる人の世に多かる、いかに迷へる心ぞも、彼の異母兄弟を忌せ給はざりしも、天皇の私事にあらず、天神よりの御制なり、されば允恭天皇の皇太子、いかなる紛れなりけむ、同胞の御妹に奸け給ひし事有りしに、忽ち夏の日天皇の大御食凍る計の恠異有りけるに、遠島に流し棄て給ひき、皇太子の御身をすら、さばかり重刑に行ひ給ふを以ても、其御制の嚴重なりし程を思ふべし、」とも論る、實に信なる説等にて、姦儒等が妄言に惑る輩の爲に、煩きを忘れてなむ、）天慶の日本紀竟宴の歌に。得ニ玉依姫一。從五位上（行の字を脱せるか、）少納言（兼侍從の三字を脱せるか、）源朝臣泉。和陀都彌遠、伊底玖、（伎の誤か、）麻斯計武、胡爐路故蘇。夜麻讃智比胡能、與咩度作弊那禮。（神道百首に、「綠兒を、抱き育てし、憐みは、親にもまさる、なさけとぞきく、」とあり。○五瀬命は。記傳に云。（此の御名を、伊世と訓むは、甚き非なり、五十をこそ伊とは云へ、只五は、伊都と云例にて、五百の外には、伊とのみ云る例なし）御名義は。嚴稻なり。稻を志禰と云る例多く。（和名抄に、糯久萬之禰、粳米宇流之禰、稆乃古利之禰、等の類なり、○玄道云、或人は、最稻にて、

最柴を萬葉に五柴と書が如し、最速きと云に合するに、兄に坐すを以て然稱へしなるべし、と云るはいかにぞや、）其の志禰を切て。世と云は。早稻等の如し（嚴を五と書る例、垂仁天皇紀なる嚴橿之本、此れを萬葉一に、五可新何本と書り、嚴と五とは、都の淸濁差るが如くなれども、五手船を、萬葉廿に二處迄、伊豆手船と書り、此れらを思へば、五き古へは都を濁れるかおぼゆ、然れども、此は未だ思ひ定め難ければ、此の御名の五も、姑く都を淸音に讀む、○玄道云、上第七十三段に五贄組と有るも、嚴贄なる事、彼處に注れたるが如し。）此の命の御事は。白檮原宮段に出たり。（續紀二に、三田首五瀨と云人の名も見ゆ）○稻氷命は。同云。御名の意書紀に。稻飯と作れたる字の意なり。」玄道云。元正天皇の大御名を飯高内親王と申しを。又氷高と申奉れると同例なり。（但帝王編年記に、諱氷高、改二飯高一と云、親長卿記に、天皇御諱氷高、後被レ改二飯高一、崇光院御諱益仁、後被レ改二興仁一、稱光院御諱躬仁、後被レ改二實仁一、貞和量實記云、大相國被レ談曰、御改名事、御本名益仁者、大祓中有二益人一之間、仍及二御改名一、とあり、されど、右の飯高とは、字を換賜ふのみなるべし）○御毛沼命は。記傳に云。御名義御食主なり。出雲國造神賀詞に。熊野大神櫛御氣野命と有るも。（此は須佐之男命を申すなり、○玄道云、此の御名、御氣とは或人の、土の毛にて、國土に生出る草木を云ひて、應神天皇紀に、土毛と有て、俗にも毛付、又立毛、兩毛作、毛見等云ひ、此を用ひる時は食物とも著物舍宅と成る故に、食を氣と云ひ、衣に伎流又祁流と云ふ語あり、舍宅に也氣とも加とも云事有なりと云り、實にも大氣津比賣神御氣津神、又豐御氣炊屋比賣命等申す御名と同かるべし）同意の稱名なり。又國の名の上毛野下毛野も。同意なるべし。（こは然る由有りてぞ名けつらむ、」）玄道云。古事記に。豐木入日子命者。上毛野君下毛野君等之祖也。崇神天皇紀に。豐城命。是上毛野君。下毛野君之始祖也。國造本紀に。上毛野國造。（和名抄に、上野國加三豆介乃と有れど、萬葉集十四に、可美都氣努と多く書けり「將門記に上毛野」常陸國風土記、信太郡四至

に、西毛野河、同國神名帳に、毛野明神あり、瑞籬朝御世。以皇子豐城入彥命孫。彥狹島命。初治平東方十二國。爲封地。又、下毛野國造。（和名抄に、下野國、之毛豆介乃、萬葉集に、之母都家野、又志母都家努、將門記に、下毛野國、）難波高津朝御世。元毛野國。分爲上下。豐城命四世孫。奈良別。初爲國造。姓氏錄（左京皇別）に。下毛野朝臣。崇神天皇皇子。豐城入彥命之後也。日本紀合。又、上毛野朝臣。下毛野朝臣同祖。豐城入彥命五世孫。多奇波世君之後也。（續紀卅九、下總國上言に應堀防毛野川之狀、申官聽許已訖　また和名抄に、豐前國上毛郡、加牟豆美介、下毛郡、國造本紀に、天津水凝後上毛布直、爲伊吉島直、等もあり。（此を或は、毛人の住處なる故に　名づくと云ひ、或は、彼の邊の某の社に長毛有り、仍此稱あり、等云へるは、固より俗談にて、取に足らず、されど此は神武天皇の天下を平定賜ひて後に、御兄命の爲に置せ賜へる御名代の地にもや有らむ、と察奉るは、いかゞ有らむ尙此の國等の事は、水垣宮の段に傳に委く見えたり續紀天平寶字

五年紀に、外從五位上、密奚野と云ふ人見ゆ、若し音に讀べくば此に要なし、）○若御毛沼命は。記傳に云。如此四柱の御名並。稻御食を以て稱奉れる事は。上處々に云る如く。殊に天津日嗣に。重き由緖有るが故なり。（○玄道云、或人稚は瑞と通ひて美稱と云へり、又此の御名は、御毛沼命の別の名としたるは、臆斷の非なり、）○神倭伊波禮毘古命は。同云。此の大御名は。大和の京に遷り坐て。天下所知看ての上に。稱奉れる物なり。書紀一書（○玄道云、第一のなり、）に。狹野尊。亦號神日本磐余彥尊。所稱狹野者。是年少時之號也。後撥平天下。奄有八洲。故復加號。曰神日本磐余彥尊。と有るが如し。（○玄道云、纂疏に、撥平則草創之業、奄有則守文之道とあり、さも有るべくや、）さて神と申し。倭と申すは。論無きを。伊波禮としも稱申せるは。何の由にか詳ならず。（大和國十市郡に、此の地名は有れども、大御名に稱申すべき由縁は有りとも聞えず、但し書紀の此の御卷に、夫磐余之地舊名片居亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集、而滿於其地、因改號

爲二磐余一と有るに依て、考ふるに、皇軍倭國に到りて、此の時に大く振になりて、集滿たるを賀て倭伊波禮毘古とは、稱奉れるにもや有らむ、若し然らば、彼の地の名を取れるには有らで、只皇軍の倭にして、集滿る由の御名にて、又其地の名にも負せしなるべし、又或ひは曰、天皇往嘗二嚴瓮糧一、出レ軍而征、是時磯城八十梟帥、於二彼處一屯聚居之、果與二天皇一大戰、遂爲二皇師一所滅、故名之曰二磐余邑一、とも有るに依らば、有るが中に强き敵に勝給ひし地なるを以て、其地名を以て、稱奉れるにも有らむか、思ひ決難し、」)玄道云。齋部氏家牒に。彥波瀲命。此命。從母玉依姬命爲レ妃。生二神倭伊波禮彥天皇一。とあり。神名式に。伊豆國賀茂郡に。伊波例命神社。と申すも坐り。さて此より上は。書紀の正書と。古事記に依て文を成せり。此子等の御名も次第も能符り。と徵に見ゆ。神倭磐余彥火々出見命と申すは。書紀第二第三の一書に採られ。狹野命とは。第一の一書に採られたり。(口訣に、彥火々出見尊と申すを說て、稱二先代號一起レ此平と云ひ、卜部氏抄にも、即祖父の名なり、上加二之字一爲二家號一也、今も名乘に父の一字を取るは、此の義なり、震旦には父諱を犯さざるなり、と見え、或人も、此の御事をしも引出て、今世に祖の(名カ)家を子も孫も着なるは、皇國風にて、最好き習はしになむ、然すれば、其の家の筋能く分れて、混はしからず、中比より後も、通りもじとて、二字の中、一字は先々のに因りて物すも有るは古よりの皇國風に從へるにこそ、さるを近頃は、から風に依りて、一もじの名も見ゆるは、甚しき非になむ、とも論るは、げに信なる大息なり)又徵に云。書紀の一書に。彥五瀨命。次稻飯命。次三毛入野命。次狹野尊。云々。と有るは。上に引ける二つの傳へと異なる事無けれど。次の一書には。五瀨命。次三毛野命。次稻飯命。次磐余尊。亦號神日本磐余彥火々出見尊と有りて。三毛野命と。稻飯命と相換り。又の一書には。彥五瀨命。次稻飯命。次神日本磐余彥火々出見尊。次稚三毛野命と有りて。磐余彥尊の亦の名を別神と爲て。三毛野命を脫り。次の一書には。彥五瀨命。次磐余彥火々出見命。次彥稻飯命。次三毛入野命と有

りて磐余彥尊を第二と爲たり。此は何れ正からむと云ふ事定め難けれど。古事記書紀正書。及第一の一書の傳への能く符るを採りて記せるなり。（○玄道云、天書に、是後葺不合尊、以其姨玉依姬爲妃、而生兒彥五瀨命、次稻飯命次磐余彥尊と有は、三毛入野命を漏したる謬傳なり、）○狹野命は狹野は佐奴にて。記傳に云。早稻主の意か。されど和を省例は。未だ考へ出でず。早稻を和佐と云例は。早田早穗等の類なり。此らも。早稻田早稻穗の意なり。和佐と云稱。稻に限れるを以て知るべし。さて和世を和佐と云は。下に言を連ね云時の例にて。稻をも伊那某と云が如し。」玄道云。其されど此は下に委擧る說の如く。必地名なり。其は狹野神社記に。狹野之地者。曩昔神武天皇御垂跡之神（地）也。神武天皇。狹野王子云。（又、亦狹野王とも云、右狹野王子御誕生之靈地也、）とも云。弘仁私記序に。神倭天皇。彥激尊第四男。諱狹野尊。庚午。天皇生年。と見え。皇年代略記に。神代庚午。正月一日。庚辰降誕。と云。（皇胤紹運錄にも。神代庚午年、正月朔庚辰誕生、神皇正統錄、年表錄も同じ、愚管抄にも、正月一日庚辰、令生給、扶桑略記、水鏡、帝王編年記、皇代曆等にも、庚午年の御降生とせり、古今戰と云物に、吾朝神代の末の午の年に當り生れ賜ふとも、又御誕生は庚午の年也、とも云り、）朝鮮國人、申叔舟が海東諸國記に。人皇始祖神武天皇。名狹野。地神末主彥激尊第四子。母玉依姬。以庚午歲生。（周幽王十一年也、）と有は、我年代記類に因れるならめど、松下見林說の如く、庚午は、周桓王が九年なり、口訣に、狹野者睿智之稱、上卷有饕狹之八箇耳、如此饕狹也、とも云り、○作樂云、此天皇の降誕の年は、日本紀の天皇、七十六年崩于橿原宮、御年百二十七歲とある文に據れば、庚午の年の降誕なり、水鏡、扶桑略記、神皇正統錄、愚管抄、帝王編年記、神皇正統記、帝皇系圖、皇代記、皇代略記、曆代皇紀、和漢合符、紹運錄、皇年代略記、和漢合運、無二抄、皇年代私記、等皆之に從へり、特に日本紀弘仁私記序に、神倭天皇庚申年とある下の注に、庚申は天皇の生年とあり、是本史の古注書にして、古事記に壹佰參拾漆歲と有るに

も符合るに「但古事記に記せる御代々の天皇の寶算の事は、別に論へる物あり」付て、猶上の書等を熟く見れば、愚管抄、皇代略記、皇年代略記、皇年代私記、紹運錄。等に庚午歳正月庚辰朔降誕とあり、古曆に因て撿ふるに庚午の年正月は、丙午朔にて、此月庚辰なし庚申年降誕と有るに從れば、正月甲辰の朔なるを、御即位の辛酉の年正月朔日庚辰なるよりして、甲庚の國音混れ易きを以て、此の謬を致せしならむ、然れば愚管抄以下の諸書、方今現行の日本紀寶算推步の降誕の年に從つゝも月日干支は、他の古傳に據りて記せる者ならむ、今弘仁私記序、及古事記、古曆、等を參攷して、之を訂正すれば、庚申年、正月甲辰朔降誕となりて、諸書の傳も、自家撞着の誤を免るべし、然れば、紀の寶算百卅七と有るは卅を廿に誤りてより、紀記二樣の傳說となり從て他の記錄等も其の謬を傳へし者ならむ、又甲辰の日の御降誕にして、崩御も亦七十六年丙子の三月十一日甲辰の日なるは、偶然ならむも實に神武の御謚號自幽契の有る事ならむ」地理纂考（此の天皇皇居並御降誕跡の條）に。此地は高千穂山の東の峯より。東北の山下なり。土人此所を。宮宇都。或は權現宇都と云ふ。平面の曠野にして。其の中に四方四段許。一段高き所を。相傳へて神武天皇の皇居の跡なりと云ふ。又其四段許の中に。四方四間許殊に高くして。兩石あり。地より顯るゝ事共に三尺許。圍り一丈餘なり。高千穂山度々の炎上に。其邊の巖石皆焦れて其色變りたるを。此兩石のみは更に其色變らず。此處を御降誕の址と稱ひて。牛馬を繫ず。今に神幣を立て標とし。地名を狹野と號す。書紀一書に云々と有るが如く。此地に御誕生有りし故に。地名に因り。御名をも地名を以て稱奉りしなり。古事記に。神倭伊波禮毘古命。與伊呂兄五瀨命二柱。坐高千穂宮而。云々。と有る大宮は。即是なるべし。又此所にて御降誕坐坐しに就ては。都城高千穂宮より此所に遷都有りしは。葺不合尊の御世なる事論なし。抑瓊々杵尊より神日本磐余彥尊迄。御世々々の大宮。其所は替ると雖。猶高千穂宮と稱へ奉りしは。何も其の山の邊なればなり。又御降誕の地より酉の方に距る事一里許

に。皇子河原と唱ふる地有りて。此處をも士人皇居の跡と云へり。幼く坐々し程の大宮なりしか。又は御兄弟等の御坐々し跡にても有るべし。往古皇居の址に狭野神社有りしを。高千穗山炎上に燒けて。神社今は別所なり。(○玄道云、襲峯一覽、島門神跡考證にもかく記せり。)又(狭野神社の條に)狭野は地名なり。社傳曰。當社は始神武天皇御降誕の地に鎮坐有りしを。元暦元年甲午。十二月二十八日。霧島山大きに燃え。神社寺院悉く燒亡して。神輿同郷東霧島神社に災を避給ひ。神人社僧是に從ひ。年久しく東霧島と同殿なりしを。天文十二年。島津貴久。高原郷の麓に假宮を營造して神輿を迎へ。此の所に又久しく鎮坐有りしを。慶長十七年。島津家久。今の地に神社及び寺院を改建して。封戸を加增す。さるを享保元年九月。霧島山又火を發して。翌年正月迄息ず。神社寺院は云も更なり近郷の民屋山林悉く焚て。諸縣郡の諸邑田園災を被る事。十三萬六千三百坪に及べり。今の神社は。享保年中の建立なり。」と云り。(襲峰一覽に、社傳には、孝昭天皇の、御社を創建賜ひし由記せり、又社記に、昔小松內府の重病に煩はれし時、御社に禱奉られしかば、其賽の報使に、大橋中將と云ふ人を下向せしめし時の文書に朝日さし、夕日輝く、木下に、云々、と有りし由載せり、此は朝日之直刺國、云々、と詔へる神語もて、此處に舊都有りしを祝たるにや有らむ、又葺不合尊の、此の宮に坐しゝ時に、佐野原は、神武天皇龍潛の宮の遺墟なりけむも知るべからず、又神德院と云ふは、即佐野社の社僧なり、始は今地より山手に在しを、天文年中此に再建すと云、ともあり。)又山城國(延喜式廿一に、紀伊郡佐能谷と見ゆ、又、正しき物には見えねど、大和國にも有と云說も有し、萬葉集三に、苦毛、零來雨可、云々、井蛙抄に、佐野岡と詠るは紀伊國、佐野渡は大和國也、宗碩が佐野和多理に、泊瀨路に出立て三輪が崎往く程、雨俄にふりきぬ、かの萬葉の古言、只今の樣に思出られて、雨宿りをなど人々言しも、何處にか家も有むと、ぬれ〳〵行過るに飽ぬ心ちして、反す〳〵佐野の渡りになど打吟じつゝ泊瀨寺に着ぬ、大和名跡記に、三輪崎、

三輪山の南の尾崎にして、長谷川流れたり、佐野渡も此に侍るとかや、又行囊抄に、佐野渡、初瀬川の下流、歩渡の小川也、名所也。三輪崎は是より左の山崎を云、夫木集に、定家、「三輪が崎、夕鹽させば、村千鳥、佐野の渡りに、聲うつる哉、拾遺愚草に「駒とめて、袖うちはらふ、かげもなし、さのゝ渡りの、雪の夕暮、師兼千首に、「時鳥佐野の渡りに、さのみなど、聞く人もなき、音をばなくらむ、草根集に「駒とめて、船をやいそぐ末遠き、さのゝ渡りに、かゝる旅人、源氏物語、浮船の巻に、三條の旅の宿りに、大將いと忍びておはしたり、とかく案内云はせ給ふ程、やゝ久しく、さのゝ渡りに、家も有らなくに等、口ずさびて、さとびたるすのこの端つ方にゐ給へり、等見ゆ、されど此は勝地吐懷編を始め紀伊國ぞと云説有りて、下に出すを合せ考ふべし。）和泉國。（泉州志に、佐野松原、八雲御鈔、顯昭色葉集に、和泉と有に依て、今佐野嘉祥寺間海濱有二松原一斯歟、又、國々多二同名一、佐野渡、大和、「佐野舟橋、上野」佐野岡、紀伊、」佐野松原、佐野池、和泉」併ニ言比良篠原ニ者近江佐野也、と云へり。）遠江國。（和名抄に佐野郡、古くより佐夜と訓れど、舊は佐奴なるべき由の師説有て、上第　段の傳に見ゆ。）常陸國（和名抄に、筑波郡久慈郡ともに佐野郷）近江國（萬葉集十に、狹野方波、實爾雖不成、花耳、又狹野方波、實爾成西乎、今更、又、沙額田乃、野邊乃秋芽子、略解には都久麻左野方と有と同く近江かと云り、同十三に、師名立、都久麻左野方、息長之、遠智能小管、」山槐記、文政大嘗會記に、神崎郡佐野山里、佐野舟橋有、と風土記を引て記されつ。）信濃國。（撰集抄に、佐野郡と有は、高井郡田中湯の南、又安曇郡大町の北ともに、佐野有て、西行の事を傳ふと士清說り。）上野國。（萬葉集十四に、可美都氣野、左野乃九久多知、又可美都氣努、佐野田能奈倍能、武良奈倍傳、又可美都氣努、佐野乃舟橋、又、左努夜麻傳、打やとのとの、云云、又同國神龜都年に建たる碑文に、上野國群馬郡、下贊鄉、高田里三家子等、又辛己歲碑文に、佐野三家定賜、健守命孫黑賣刀自云々、とあり、但此地は、或説に因れば、狹名田の義にやと思ふ

旨も有て、上三十の卷六十五葉に云りき、井蛙抄に、佐野舟橋、佐野中川瀬絶えずしてなど詠めるも上野國也。」下野國。(下野國誌に、佐野、中川、船、橋、田、「安蘇郡、佐野庄を云なり、佐野中川と云は、渡瀬川の事なり、同郡足尾山の渡瀬村より出る故に、世俗は然呼ぶなり、船橋は、今の高橋村の邊に在りしと云り、」東遊行嚢抄に、佐野渡舟渡り也、是は利根川の一流也、古歌に、佐野の中川と詠みしは此川の由也、此川を以て上野下野の境とす、千載集「住みなれし、佐野の中川、瀬絶して、流れかはるは、涙なりけり、新千載集「うかりける、佐野の中川、さのみなど、逢瀬さえても、戀ひ渡るらむ、夫木集「五月雨は、いく日になると、瀬絶えせし、佐野の中川、舟よばふらむ、或人云、今上野の中に、安中の邊に、佐野と云所有れど、古歌に詠しは此所也、此所古へ上下の國境なれば、渡りについて上野とよむ事妨なし、彼佐野町の西卅餘町に、船橋の跡有るは、昔は其邊を船橋の里と云き、回國雜記に「通ひけむ、戀路を今の、世語りに、聞こそわたれ、佐野の船橋、

又古への、跡をば遠く、隔て來て、霞かゝれる、さのゝ船橋、ともあり、道興准后は、下野と心得給ひて詠まれしなり、宗長東路の裹に、佐野へ歸り行く間だに、云々「面影は、今も昔の、名にしるく、聞渡りこし、さのゝ船橋、是も今の佐野にて詠みしなり、又此所は萬葉に佐野田の稻等詠めり、とも記せり、又蒲生氏鄉記行に、佐野の船橋に着ぬ、里人の出侍りしに、尋ね問ひければ、昔し人を戀ける人の空くなりし有樣、かうやうの事と語るを聞きて、あはれにおもほえければ、「これやこの、佐野の船橋渡るにぞ、古へ人の、ことあはれなる、」此れら皆下野にて詠るなり、と云り。」若狹國。(若狹國志に、遠敷郡、狹野神祠、在竹長村、祭神未詳、按神武天皇小字狹野、此神祠、蓋祭其天皇歟、本國神階記、正五位、神祠側有小池、其池中有木曰蛇木、形似蟠龍、旱歲土人動之祈雨、」加賀國。(神名式に、加賀國能美郡、狹野神社、今佐野村に在て、八幡宮と申すとぞ、」越中國。(續後紀、承和六年、十二月條に、越中國介外從五位下與世朝臣高世等奏偁、去六月廿八日、

慶雲見ニ新川郡若佐野村ニ、三州志圖譜、上條郷佐野竹と有る地などにや、)丹後國。(和名抄に、熊野郡佐濃郷、正應元年田數帳に、佐野郷、又佐野庄、又佐野邑とあり、)但馬國。(和名抄に、氣多郡佐沼郷、左乃、但馬考に、太田文に佐沼郷とあり、今は佐野と書、弘安の比、八代谷を分て、別に一庄を置佐野庄八代谷とす、)紀伊國。萬葉集三に、若毛、零來雨可、神之埼、狹野乃渡爾、家裳不有國、又、秋風乃、寒朝開乎、佐農能岡、將超公爾、衣借益矣、又七に、神前、荒石毛不所見、浪立奴、從何處將行、與奇道者无荷、東鑑廿六の卷に、島居禪尼所領、紀伊國佐野庄地頭職とあり、吐懷編なる、標註に或說を擧て、實家卿、光俊朝臣の歌ともに、夫木集に大和とせるは、選者の疎にて、歌主は心得給へるなり、又定家卿の駒とめて、云云は、萬葉を本歌に採給へは、紀伊とすべし、初瀨に至る順路三輪山の鼻をみわが崎と云とも、佐野と云所聞えぬにて、大和に非る事を知るべし、)と云り、或說に、神武天皇紀に、遂越ニ狹野一、到ニ熊野神邑一、と有る地にて、通證を始め、彼の國の古き名所記、行嚢抄、南紀名勝志等にも、三輪崎、鈴島、狹野と相隣て、牟婁郡新宮那智の間海邊に在る由云り、)肥後國。(和名抄に、山本郡佐野郷、)等にも同地名有るは。御名代として。置せ賜へるにや有らむ、(さて播磨國風土記なる、揖保郡、狹野村、別君玉手等遠祖、本居ニ川內國泉郡一、因ニ地不レ便、遷到ニ此土一、仍云、此野雖レ狹、猶可レ居也、故號ニ狹野一と有るは、全く異なり、)さて神名式なる。大隅國馭謨郡。宮浦神社は。福山郷宮浦村と云に立せ賜ひて。此天皇を崇奉る。と申傳へたりとぞ。(さて大隅名勝考に、種子島の俗說に、陽神の御子うがや葺不合尊、日向國より再び此の島に渡り給ひ、田を耕し、種子を殖す事を敎へ給へり、始め陽神陰神の種子を蒔殖す事を敎へ賜ひしが、中比退轉に及びし故、尊再び島に渡り、耕穡を敎へ賜へりとぞ、其の時に詠る歌とて、「くみ上し、波の種子島、水かけて、神の浦田を、又作りけり。其の後尊は日向鵜戶に御幸して、皇子降誕あり、神武天皇是なり、御妣玉依姫の御歌、「すめらぎのみ父のかよふ、島なれば、人の始の、種子にぞ有

りける、一説に、此の御歌より、種子島の名は始りけるとぞ、されば葺不合尊を、浦田大明神と崇め奉るも、此浦田に始て、稲種子を蕃殖し給ふ由に依れるにて、今に至り、浦田の稲を神田として、神税に奉るとも云へり、御歌等は云ふにも足らねど、此に行幸しと云は、正説ならむもえ知らず）○後久坐而は。（書紀の正書に、久之と有るを採られしなり）能知比佐志久麻志麻志氐と訓むべし。此の三柱神命の御世の御政は。（或人も且々臆量申しゝ事ながら）上（第百三十四段第百三十五段）に見えたる如く。高天原にて、天皇祖神の大詔以て。三種神寶を同御殿同御床に坐せ奉らせ給ひ。又天津祝詞もて。大道の本源を御傳へ有りて。天神社を國神社を稱辭定奉しめ賜ひ。専ら中臣忌部神に諸部を率。天上の儀の如くゝせよと詔ごち賜へる中に。本宮に坐す皇神等。及後に日前宮。國懸宮。度會外宮。及卷向穴師社。又大和社。座摩社。御門社。生島足島社等に坐す皇神等をば。大宮内に坐せ奉て。祭拜せ賜ひ（尚内膳司、大膳職、大炊寮、主殿寮、造酒司、主水司等に坐す神、又卜庭神等も、

同宮中に坐し、御縣に坐す神、山口神、御園神は、必ず大宮近き國々にて祭り賜ひけむ御事と所思るなり）天下諸國には。淡路及近江國に鎮坐す多賀宮。出雲。紀伊國に坐す熊野社。木國神社。又出雲國の杵築大社。筑紫の宗像社。大和國なる大三輪。高市。飛鳥。宇奈提。畝尾社。東國にて。鹿島。香取宮。又其御子神等の諸社は。遠神代より鎮り坐して。（尚坐すべきを、今思出るのみを擧奉れるなり）御代始の大嘗祭は申すも更にて。時を以て祈年。月次。新嘗。相嘗。さては夏冬二季の大祓。鎮火。道饗。大殿祭等を行はせ賜ひ。又勅使して。天下なる。天神社。國神社にも幣帛奉らして。寶祚延長。百穀豊穰。萬民榮樂。國家泰昌をし乞奉らせ賜ひけむ御事は。上の段々に委く説れたる如く。又上（第百三十段）に。大地主神も皇美麻命。専始葦原中國八十魂神。と宣へる御語古語拾遺なる。橿原宮御寓天皇御世に。爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。とて。右に申せる皇大神を崇め奉り賜へる事とも記され。又當此之時。帝之與神。其際不遠。同殿共床。以此爲常。

と有るを考へ合せて。能く臆測り奉られたり。是を以て譯語田宮御宇天皇の朝に。物部尾興大連。中臣鎌子連等の奏語に。我國家之王ニ天下一者。恒以ニ天地社稷百八十神一。春夏秋冬祭拜爲レ事。と白され。大寶令條に。神祇祭祀。不レ違ニ常典一。爲ニ神祇官之最一。と有て。神祇官を以て太政官の上に序させ賜へるもかゝる由縁なるぞかし。其の細目は或說に。石凝姥命。玉屋命等は。鏡作玉作の群を主りて。其の伴の長たり。其の手置帆負神は木工頭の如く。彥狹知命。は主殿頭の如く。天目一箇神は鍛冶正の如く。天日鷲神は織部正の如くして仕へ奉られし狀にて。上の件は謂ゆる文官の例なり。又天忍日命。天津久米命二神は。後に謂ゆる左右衞門督の如く仕へ奉られ。又左右近衞大將を兼たる狀にて。武官の棟梁の如くして仕へ奉られたりけらし。其の餘にも天上より仕へ奉られし神の多在を。各〻其れ其れの職掌有て仕へ奉られし事は。後の令の御定等の。官位職員の事等など其の委しき狀なるとは。甚〻省略たる事にて。粗きが如くなれども。後の委しきにも讓るべからざる程に美たくして。不足所無く整りたる大御政になむ。然して又後の國造等の如く。諸國に在着て。各〻其邑に長と爲て仕へ奉れる神も。本より多在ぬべき事の狀なり。彼天津彥根命は。天穗日命の御伴にて天降りて。近江國に殘留り給へる。又天穗日命の御子。天夷鳥命は。出雲國に住坐て。熊野杵築兩神宮に仕へ奉らせ給へる。皇祖瓊々杵尊の御兄と坐す。天火明命はしも。已く丹後國に降在坐しを。還上らして後。其の瓊々杵尊を逐ひて。十種神寶を持して。再降らせ給へる。是は中洲に御在坐しける趣なり。其の天火明命の子孫はしも其の國に在て。豐宇氣大神を祭祀り。朝廷に參通ひて。被ニ仕奉一し證是なり。(〇玄道云、此の丹後國に元天降坐と云は、彼國風土記の贋書に惑へる說にて、信に足らず)其の天香語山命は。石凝姥命にして。五部神の一なるに。紀國に坐し。猶天兒屋命は津國島下郡壽久山に天降坐由 春夜神記に見え。(〇玄道云、此の事も正き物に見えねば、輙く信難き說なり。)玉屋命は。周防國佐婆郡に坐す事。玉祖社記に見えたれば、(〇玄道云、此

は彼國宮市天滿宮祠人鈴木某が委く考へたる物あり〕各﹅其の本國に在て。日向宮に參通ひ仕へ奉り給ひけむ事推て知るべし。其の天夷鳥命の如きは。後の國造の狀にて。出雲國より日向宮に參上らして。神賀詞を奏させ給ひけむ由。其詞に。云云と有て。天穗日命の仕奉り始め給へる次を承繼ぎ仕へ奉り來る由なれば。天夷鳥命より次々仕へ奉られけむ事知るべし。然れば神武天皇紀に。是時運屬二鴻荒一。云々。猶不レ霑レ於二王澤一。と有るは。神代の御三代の事に係て書させ給へる事ながら。久しく年序を經行きて。葺不合尊の御世の末。神武天皇の御世の始等こそ然は有けめ。此の天上より天降御在坐して。初國所知看す御世の頃の。殊に無爲にして此西偏のみを治せ御在坐しける趣なるは。西蕃の歷史の法に被レ欺給へるにて。甚く古意に背けり。其の大國主神の國土を避奉らしゝ上は。天下は何れか皇御孫尊の御國には非りける。然るを此西偏の地に都敷坐せるは。然爲させ給ふべき所以有が故にこそ、態と御在し坐しゝには有けれ。此の日向宮に參朝て。謂ゆる臣連伴造國造の如くして。天下の諸神の仕へ奉られし趣は。右に云るが如くなるに。皇御孫尊の天下を巡狩し給へりと思しきは。伊豆國の箱根神は。瓊々杵尊にて渡らせ給ひ。〔〇玄道云、此も後世に祀奉れる事、上に說る如し〕富士神は開耶姬命にて坐す等は。決して神代よりの鎭坐なるべかりければ。大八洲國の內は。悉くに御仁惠の至及ばせ給へる御事にて。萬に行き足らひたる大御政にこそは御在し坐したりけらし。〔此を皇御孫尊の吾田笠狹宮に御在し坐し間には、皇化の遠く大八洲國中に及ばせ給はざりし者と思ふめるは、俗びたる說なり、今世の狀を以て云時は、同じ皇國と云中にも、筑紫島の西南の隅に在る薩摩國阿多郡にて、彼國の中にも悉く邊僻の地なりと雖、天上の儀式の如くして、此に都爲させ給へりけむ程には、決して此は都びたりし事にて、却りて中洲の地等は鄙びたりし事にこそは有りけめ、其は神武天皇紀に、中洲の地にて順はざりし者の事を、歌に愛瀰詩と詠みて、彼の毛民に比へさせ給へるは、都は日向國にて、其の時は大和國等も鄙にて有しが故なり、此

を以て見る時は、此の大八島國はしも、天下萬國に勝れて、甚尊く美たき御國には有れども、高天原より天神御子の天降らせ御在し坐て、其の現人神の御在し坐の所在なると、ならざるとにて、國の尊くも美たくも成る事と所見たり。)とも說り。○於西州之宮は。(書紀の正書に因られしなり。)爾志能久爾能美夜爾にて。即日向國を指り、口訣に。自瓊々杵尊至此坐日向國御崎之宮。(こは信難き事前後に擧ぐる彼國人の說にて明なり。されど橘春暉が西遊記にも見えたる如く、古より宮崎御社有て、此の天皇を崇奉られしは、決て暫時大坐し事等は有りけむかし。)第四御子磐余尊。即神武天皇也。於此御宇遷都大和國橿原地。桓武天皇御時。遷此京而不違。寶祚無窮之靈域也。又、於西州之宮者。於遷都之地、逃之謂也。とも注り。さて此三御世の間の年數は。弘仁私記序に。自伊弉諾命至彦瀲尊。史官不備。歳次無記。と見えて。古より其の傳を亡へりと聞ゆるを。師說に。(とさまかうさまに考へられて。)今假に神武天皇の御齢の。百三十七歳なるに合せて。葺不合命の御齢を三百歳餘りと見奉り。强說なれど。姑く彼の神皇正統記に。周穆王の五十三年壬申より以後。(按ずるに五十三年は、十四年に改むべし、然るは穆王が五十三年は辛亥にて、壬申は其の十四年に當ればなり。)二百八十九年有りて。庚申に當る年に、此神隱れさせ坐々き。と有るに據りて。(○玄道云、こは口訣に、崩御庚申當周惠王十六年庚申、翌年辛酉、神武天皇即位、于時五十一歳と有ると符ひて、正き傳と聞えたり、)此の二百八十九年を。葺不合命の御世の間と定め奉り。(但し正統記も、葺不合命の御齢を八十三萬六千四十三歳と云る說にて、此の二百八十九年と有るは、事の因に記されたるにて、御世知し看せる間の年數を謂へるには非ざれど、外に據べき書は有る事無れば、止事を得ず、先づ此說には據れり、故是を以て强事と云ひ、姑とは謂へる也、)其謂ゆる壬申を。此の神の元年として。上の件の年數を推下れば。神武天皇の前なる庚申歳に至る。然れば此は、天皇の中國を平治竟坐る歳に。筑紫にて隱れさせ給へる傳へなり。(○玄道云、此に因て案ふに、或說に

神武天皇東征の御時は、三種の神寶、天璽の重き品々は、高千穗宮に留て、未だ持せ給はざりしなるべし。「下の文に、天皇の天璽を、長髓彥見奉りて、甚く驚き恐れたる事の有るは、只其時。着坐し武具、又御調度等の狀に見えたり、」御傳へ無ければ、定かにも知られざりけれど、若し此の度率てさせ給はば、自其事の言の節々に出ぬべき者なるに、絶えて見えず、實は此度其の神寶を御前に立て、倭に入り坐さば、打つけに伏服て、伊向梟帥も有らざるべきに、偏に重み尊みて、高千穗宮に留奉て、「此間は五伴緒神守護し給ひしなるべし、五伴緒の內、此の還幸に、天種子命の外一柱々見えず、又吾平津媛命、其の他の人々も凡て見えず」畝火宮には、初國所知て後、御迎へ取り給ひしにこそ、又舊事紀に曰、天富命、率諸忌部、捧天璽鏡劒、「此に鏡劒とのみ云へるを見れば、八坂瓊は既に天皇の大御身に着させ給ひしにぞ有らむ、」奉安正殿矣、倭姬命世記に、八年正月、即建都橿原、經營帝宅、天孫命乃美豆御舍乎造仕奉弖、天御蔭日御蔭止隱坐弖、四方國乎安國止、平介久知食須、天津璽乃劒鏡乎、捧持賜弖、言壽宣志弖、天津日嗣乎、萬千秋爾奉護利奉祐利、稱辭竟奉と見ゆ、とも云り、古語拾遺、天書共に、大祖天皇元年に係て、天璽鏡劒を捧持て、正殿に安奉る由見えたれば、こも實にさる說なりき、）古事記書紀には。此の事漏たれど。當時別に據べき書存て。其を取られし說なるべし。（一向に古事記書紀に據る意には、神武天皇の筑紫におはし坐せる間に、父神の既く隱れさせ給ひて、其後にぞ、東征を思し立ちけむと思はるれど、凡て故事の、正史に漏れて餘の書に存るも少からねば、此傳亦深く疑ふべき事にも非ずかし）さて其の假に定むる。元年壬申の前。辛未の歲を、彥穗々出見命の末年として。五百八十歲推上れば壬辰の歲に至る。此れ穗穗出見命の御世の元年なり。（こは赤縣にては殷の太甲が十二年と云ふ歲に當れり、和漢合運圖等の諸書に殷の太甲が元年を戊申とし、其十二年を己未として、共に葺不合命の御世と爲たるは誤なり、予が今の說は竹書紀年の古說に從りて、合運せるなり）斯て。其壬辰の歲の前。辛卯の歲を遡

邇藝命の末年として。彼天降元年辛酉迄、推上れば。一千五百三十一年にして。是ぞ邇々藝命の御世知し看せる年數なる。(此は固より假初の所爲とは云へど、極めたる强擧なれば、決めて何くれと議する人の多かるべく、其は誠に尤なる事には有れど、三御世の年數の二千四百年なる由を惟ひ定らむ上に、彼の大山祇神の誓ひの由緣を知得ては、止事を得ず、かくも思ひ定めずは有まじき謂なる事、見む人いかで平心に想ひ旋らし給へかし。)さて如此く。三御代の年歷は、推量り記せれど。此は御世知し看せる間の。歲數にこそあれ。三柱共に。其實の御齡は。幾許りに坐々つと云事、絕て惟ひ寄り奉る事能はず。と說れたるが如し。(されど或る仙家の祕記に、皇祖瓊々杵尊は、辛酉元年にて、天下知看す事、一千五百三十年壽千五百五十八歲、彥火々出見尊は、壬辰元年にて、天下を知看す事、五百八十年、壽九百十一歲、鸕草葺不合尊は、壬申元年にて、天下を知看す事、二百八十九年、壽三百歲と見えたり、さては二千三百九十九年にや有らむ)○吾平山上は。阿比良夜麻能閉と訓むべし。(此は書紀の正書を採れり、と微に見えたり)記傳に。諸陵式に。日向吾平山上陵。彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊。在日向國。無陵戶。とあり。廟陵記に。今大隅國始羅郡之山。と云り。然るべし。和名抄に。大隅國始羅(阿比良)郡。又大隅郡始臈。熊毛郡阿枚あり。(此ら本より別處か、又本一つの阿比良なるが如く三郡に分れ屬るか、地理を尋ねて決べし、又今の世に、肝屬郡に始良、又大始良と云處あり)御陵此等の內に在るべし。(薩摩國人の云く、吾平山陵は、大隅國肝屬郡、始良鄕上名村の、巖洞中にあり、此の巖洞、東の方に向へり、內の廣さ三十步あり、陵上に祠あり、又小川を隔てゝ前に廟あり、鵜戶權現と云て葺不合尊を祭れり)と有るを。地理纂考に云。御陵は巖洞の中に在て。其山の周廻一里許。高下餘間なり。山上は古松のみにして。巖洞丑寅に、向へり。窟の中寬坦にして。奧入八間。橫十三間。窟の口より三間許の處迄高一丈餘。中程に至り八九間にて。左右と後とは屋形なり。窟の中より七間許の處に石を疊て祠壇とし。其上に小社を建た

り。（〇玄道云、名勝考に、社高一丈餘、社内に古鏡數面を藏むと云ひ、又田原某の圖說に、寳曆の頃に、始良鄕の山伏某、巖洞の前にて讀經せむとて、壇を構たりしに巖洞俄に鳴動して、二間許り崩れしとも、國人の此を深く齋奉れりとも記せり、されどそが同村の、中之嶽の嶺上に藏王社ある所を、御陵と定めしは、非なる由聞きたれば、今は略きつ）此の祠壇の底。往古深壙にて。諸人其の壙に向ひ敬拜せしを。慶長九年。洪水窟の中を洗ひ。深壙を埋みしと云ふ。祠壇の後に丘壟あり高四尺五六寸。橫六尺。長一間三尺許なり。故土もて築しと見えたるが。今は堅牢にして石の如く。處々縹色を成せり。其丘壟は東より西に孔透れり。又後よりも一の孔橫に揷木形に透りて。孔の廻共に二尺許なり。又其より東に三尺許放れて同形なる丘壟あり。高三尺。廻一丈許なり。是も同じく孔透りて其廻前に同じ。此孔如何なる謂を知らず。二の丘壟の根には大なる平石を伏せたり。此東の方なる丘壟を。土人玉依姫命の御陵なりと云ふ。去し明治三年。後醍院眞柱。山陵に關係る事有りて。彼の丘壟の根の土を去り。委曲に覗ひしに。祠壇を中央にして。入三間許。橫五間許一面に石以て疊みたる形にて。疑なく神代の御陵なる事を知りぬと云へり。又二の丘壟は。本は續て一なりけむを。中間より斷れ亡て。二に成りぬらむかと云へり。此は決して然るべし。彼慶長年中洪水の時等。中を洗ひ切て。二の如くなりしなるべし。かくて思へば。玉依姫命の御陵と云へるは。後人の附會なる事明かなり。又鵜殿神社。奉祀鸕鷀草葺不合尊。山陵の北の方三十六間許に在て。（〇玄道云、名勝考に、上名村として、戌亥に向ひ、其間に一の小川流る、と云田原某の說に、大河内村に坐、寳殿、東西三間、南北四間、西向にして、葺不合命、及神武天皇を祭奉、舞殿拜殿あり、北の脇に御供所あり、御庭の左右に隨神王社あり、鳥居二あり、拜殿より内の鳥居迄二十七間、外鳥居迄二十町程あり、と云へり）當社は年久しく破壞て有りつるを、寛文年中。國主島津綱貴。是を再興す。其後明和五年。島津重豪又新建す。」（〇玄道云、名勝考に、明和六年新建せ

られて、翌歳十二月十八日、神人本田親盛、神靈勸請の奉幣を爲す、此夜荷掛原なる鳥居の方に當りて、電光天を射て、すさまじく、陵窟大に鳴動す、事に關れる有司等親く此を見る、聞者聳然として靈驗を感歎す、と云ひ、又社側の御池の流、一川と成て、其の下流を四度此を渡り、坂を上りて、荷掛原と云ふ所に鳥居あり、靈窟より此迄八町あり、荷掛原とは、昔荷前祭有し時贄料を掛し遺稱なりとぞ、とも記せり、又彼の古今戰に、葺不合尊を、今の鵜戸權現是也、と云ふは、此の御社を申すなるべし)さて記傳(上に引る次)に云。かゝれば神代の三の御陵は。大隅と薩摩とに在りて。日向國にはあらず。(然るを諸陵式に何れをも、在二日向國一と記されたるは、書紀に、日向と有る儘に記されたる者にて、後に國分れては、日向國にはあらず、大隅薩摩の域に在る事をば考へられざりしなり歷代の御陵皆、其の郡をも記されたるに、此の三の御陵のみ、郡を記されざるにても、日向國と有るは、只書紀の文に依れるのみなる事を知るべし、さて世々の人も皆、只日向國にのみ尋ぬるから、彼の國に今、其ぞ彼ぞとて、神代の御跡等の有るは、心得ぬ事なり、さて大隅薩摩に在るべしとは、人もをさ〳〵心つかず、又彼處は、他國人の往く事等も、稀なる國なれば、自埋れて、世に識人も無くなれるなり、己れ早くより、此の事を慷慨思ひて、いかで大隅薩摩に、古へを慕人に逢ひてしがな、委く尋ねてば、必ず語り傳へたる處の有るべきをと、願ひわたりつるに近き程、白尾齋藏國柱を云ふ、薩摩鹿兒島の人の書る、神代山陵考と云物を得て、見たるに、果して皆彼の二國に在りけり、今此の御陵等の注の中に、薩摩國人の云りとて、記たるは、皆彼の説なるぞかし)さて諸陵式に。已上神代の三陵は。於二山城國葛野郡田邑陵南原一祭レ之。其兆域(〇玄道云、喪葬令義解に、謂、兆亦域也、墓大夫掌二郊墓之地域一、爲二之圖一是也、古記に、兆域謂レ域也、離垣溝院以內皆是跡云、謂置下廻二墓地一之堺上也と見え、和名抄に、田邑鄕あり)東西一町。南北一町とある。此は筑紫は甚く遠き故に。此の地にして祭り賜ふなり。(かゝれば古へより、此の御陵等へ

は、御使を奉遣賜ひし事等も無かりけむ故に、其の地も詳ならず終に何處とだに知られず成りぬるなりけり、」)玄道云。山城志に。三陵在法金剛院南。(名勝志には、法金剛院邊歟、)と云れど。前王廟陵記に。帝都漸遷東。去西海遠。故於山城國葛野郡祭之。先王報本之意。至矣盡矣。今田邑陵南原不分明。余訪其蹤。粗得捷徑。田邑陵南有岸。々南有平原。可方一町。今爲田地。凡四方有封疆。南堅木原也。此地亦属堅木原。田地中。東南有小墳。又西北隅有小社。土人不知其初。蓋此平原。本祭神代三陵之地。小築三陵。後世犂爲田。存此等物。崇其靈乎。と云り。田邑陵は。諸陵式に。平安宮御宇文德天皇。在山城國葛野郡。兆域東西四町。南北四町。守戸五烟。と有て。清和天皇紀に。天安二年。九月二日庚申。至山城國田邑郷眞原岡。定山陵之地。(此の時に安倍安仁大納言、陰陽博士滋野川人、二人が行向ひて、定め奉れるに、誤りて、地神に追れたる話、今昔物語集に見えたり、)六日甲子。葬文德天皇於眞原山陵。又、同十二月十日丁酉。詔改眞原山陵爲田邑山陵。(因に云後の田邑の陵は。式に。光孝天皇。在山城國葛野郡。田邑郷。立屋里。小松原。陵戸四烟。四至。西至芸原岳岑。南限大道。東限清水寺。東北限大岑。と有りて。廟陵記に。今失田邑。立屋。芸原等名。清水寺亦滅。小松原今稱松原地。存其名耶。在平野西。と云り。「此の御陵等の事は、宇多天皇紀、及江家次第、扶桑略記、仁和寺本要記に引る、北院御室御記、一條法眼記、皇年代私記、伊呂波字類抄に出たれど、煩ければ、今は漏しつ、」中右記「嘉承元年二月の條」に。官文殿勘文を載せて。後田邑山陵。四至地域事。右就民部省圖帳。宣勘申四域地域者。引勘彼省所進大同三年。承和十一年圖帳等之處。件子細無所見。但如延喜式者、件陵四至。東限清水寺。南□□□者。彼大同三年圖帳。葛野郡。五條立屋里四坪注。載清水田一段餘歩。若是件坪内。建立清水寺歟。然而依無仁和以後圖帳。不能勘決。)と有を見奉れば。此頃早く此の御陵さへ詳ならざりしにこそ。甚口惜く憤ろしきわざなりき。況て此の三の御陵の御祭等は。絶

果たりしにや。未だ物に見當らす。さて此の天皇命を祀奉れる御社は。上に見えたる外には。神名式に。美作國苫東郡。高野神社。（和名抄に、同郡高野鄕）と有を。社傳に。此の命と申傳へたる由にて。（淸和天皇紀に、貞觀六年八月十五日己巳、美作國從五位下、高野神、授從五位上、同十七年三月廿九日壬子、授美作國從五位上、高野神正五位下とあり、）國帳に正五位下高野神社と有りて。田中鄕二宮村に座。と彼の國一百十二社記と云物に云ひ。地志にも。神戶鄕二宮。在美和村。式所謂苫東郡（苫郡分裂而後、此社屬苫西郡）高野神社是也、所祭之神一座。鸕鷀草葺不合尊として。里人も然云傳ふる由。曾て聞る事なるを。（夘奈提森と云に坐すと云に就ての、例の附會にやとも訝しれれど）上に擧げたる播磨國風土記に。高野と云に。玉依毘賣命の坐すを考へ合するに。此は實に然坐すにやと所思るなり。（日向纂記と云物に、同國那珂郡、宮浦村に、玉依姬神詞あり、鵜戶神宮を距事一里にして近し、毎月午の日參詣の人多し、永祿中、三位の詠し歌、「里人に、問はずはいさや、白波の、玉依姬の、宮の浦とは、とあり、浦の名も此の神社有るを以て名づけしなり、と記せり、件の歌は、飫肥紀行に出たり、）又神名式に。越前國丹生郡。佐々牟志神社。四座。（今佐々生村に在て、社傳に、鵜葺草葺不合命、神倭伊波禮毘古命、武位起命、椎根津彥命の四柱を祭ると見ゆ）又、小虫神社。（社傳に、祭神豐玉毘賣命にて、上大虫村に在て、大虫神社相殿と云り、）光仁天皇紀に。寶龜十一年。十二月甲午。越前國丹生郡。小虫神。爲幣社。桓武天皇紀に。延曆廿四年。九月壬辰。奉授越前國小虫神從五位下。又式に『丹波國桑田郡。走田神社。（今餘部村に在りて、社傳に、稱走田大明神。祭神彥火々出見尊、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、玉依姬命とあり、』又、越前國敦賀郡白城神社。（今白木浦に在と云、姓氏錄に、新羅貴、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也云々と有るを、神社覈錄に云、今鵜羽明神と稱すと有るを思ふに、新羅の天日矛の後裔此の國に留り、其の遠祖葺不合尊、又は稻飯命を白城神と祭れるならむ、地名の白城も新羅人の住るより起れるなる

べし。)又、信露貴彥神社。(今南條郡今庄驛に在り、信露貴彥神を祭れりと云。)文德天皇紀に。齊衡三年。九月丁巳。越前國信露貴彥神。預ニ官社一。同月戊辰。授ニ越前國信露貴彥神。從五位下一。又式に、若狹國三方郡。宇波西神社。(名神大、月次、新嘗、)國帳に、從二位勳三等於瀨大明神。若狹國志に、在ニ氣山村一、今稱ニ鵜羽瀨神社一、祭ニ彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊一、信友說に、社號を恒には、上瀨と書り、若狹國志、日向湖下に、其形曲圓、周廻五十町、民家比ニ連曲塘一、寬永中鑿ニ塘北一通ニ海水一、今爲ニ潮汐一里民云、古昔上瀨神、垂ニ跡於此民家一、後移ニ上瀨一、其日携ニ大刀一、從ニ神輿一、故至レ今每レ春行ニ其儀一、又有ニ神託一曰、此地似ニ日向國坂山景色一、因名、朝野群載に、康和五年、奏ニ御體御卜一文に、坐ニ若狹國一宇波西神とあり、と云、又宇波西は上瀨にて、河に依たる地名を、神社に稱し奉れるを又鸕鷀羽に思ひ付きて葺不合命と申には非るか、伊勢にも宇波西村と云ふが有る事をも記せり。)又於世神社。(國帳に、正五位於瀨明神、信友の說に今海上村に上瀨宮、常浦に上瀨村大明神の社有りて、共に載られたる宇波西神と同神に坐すと云へりとあり、▲)又式外神社考に。市房山神社。在ニ肥後國久麻郡一祭神六座。自ニ日向國霧島山一遷ニ此所一祭也。瓊々杵尊。佐久夜姫命。彥火々出見尊。豐玉姫命。葺不合尊。玉依姫命。と有は正說にや。尙坐すべきを見出奉りたらむ時に。次々書加へ奉らむとぞ。

(上六五頁下段自十一行目至十四行目『 』ノ中ノ文句ハ六六頁下段二行目▲ノ處ヘ入ルベキ歟)

大正二年十二月十五日印刷
大正二年十二月二十日發行

定價金貳圓也

編輯兼發行者 東京市麴町區飯田町五丁目八番地 室松岩雄

印刷者 東京市牛込區水道町貳拾五番地 根岸高光

印刷所 東京市牛込區水道町貳拾五番地 福山印刷製本所

製本者 東京市京橋區築地入舟町五丁目一番地 由美直之助

發行所 東京市麴町區飯田町五丁目八番地 法文館書店